大蔵省財政史室 編

# 昭和財政史

## 終戦から講和まで

第11巻

政府債務

東洋経済新報社

# 監修のことば

『昭和財政史――終戦から講和まで――』（全二〇巻）は、『明治財政史』（全一五巻）、『明治大正財政史』（全二〇巻）および『昭和財政史』（全一八巻）につづく大蔵省とその担当する財政・金融行政の歴史であり、副題に示されているように、昭和二〇（一九四五）年八月一五日の「終戦」から「サンフランシスコ平和条約」が発効した昭和二七（一九五二）年四月二八日までの、日本が連合国の占領の下におかれた期間を対象とするものである。

ところで、わたくしたち両名は、昭和四六（一九七一）年四月、本財政史の編集事業が正式に発足するに当たり大蔵省から監修を委嘱され、ひきつづいて、別欄にかかげられているメンバーが共同研究者として決定された。以後監修者と共同研究者は研究会を組織するとともに、「一般」「財政」「金融」の各部会に分属し、かつて大蔵省の要職にあって占領期の行政を担当された方々のほか占領期財政に関係の深かった各界学識経験者（元占領政策担当官等アメリカ側関係者をふくむ）からのヒヤリングを中心とした共同研究会と部会を度重ねて開催し、資料調査と研究を進めた。

この間、資料の収集、整理も精力的に行なわれたが、とくに後述するような在米資料をふくめて未発掘、未公表資料の収集整理も積極的に行なわれたのである。資料調査と研究が一段落した段階で執筆段階に入り、共同研究者とわたくしたち両名が全員執筆を分担することとなり、また、特定の項目については大蔵省内から若干の関係者が執筆に加わることとなった。

わたくしたちは、大蔵省の省議によって今回の財政史の編さん、刊行の具体的計画が決定した際、そのなかにおいて決められた「大蔵省の担当した財政・金融行政の実績を実証的に記述分析することを主とするが、時期の特殊性にかんがみ、社会経済的背景の把握ならびに米国の対日経済政策の解明に留意する」という主旨の基本方針を尊重するとともに、新しくかつ豊富な資料をでき得る限り発掘活用し、客観的で詳密な財政史をつくり上げることに意を用いてきた。

今回の財政史が対象とする期間は、『明治財政史』の三五年間、『明治大正財政史』の二四年間、『昭和財政史』の二〇年間に比べて、わずか七年弱にすぎないが、日本がいまだかつて経験したことのない外国の占領下におかれた時期であり、古い日本が新しい日本に生まれかわる激動の時期であったことをおもえば、けっして短い期間とはいえず、記録されなければならない事柄はむしろ戦前の二〇年ないし三〇年の歴史を述べる場合以上に多いといえよう。しかもそれらの多くは、財政・金融面のみならずその後の日本経済全体の復興と成長に大きな影響を



与え、あるいは、その原型となったものである。

したがって本財政史の内容が財政・金融の領域にとどまることなく、その経済的背景、さらに連合国、とくにアメリカ合衆国の対日占領政策にも及ぶのは当然であり、そうでなくてはこの占領期を対象とする財政史は財政史そのものとしてもきわめて不十分なものとならざるをえないのである。この意味において今回の財政史は、従来大蔵省が編さん刊行した財政史に比べて対象期間は短期間であるが、その内容は量的に膨大であるとともに、きわめて多角的なものとならざるをえなかったのである。しかも外国の占領下という時期であるため、従来のように国内の資料のみでは十分とはいえず、占領当事者である連合軍総司令部および連合国、具体的にはアメリカ側の資料を参照しなければならなかった。

これらの資料の大部分は従来非公開のものであったが、その多くは、年次の経過に従ってアメリカ政府の公文書取扱に関する規定に基づいて公開されるにいたったため、その利用が可能となった。これは、われわれにとって幸いなことであり、このため、共同研究者および財政史室スタッフによる在米資料の収集も行なわれたが、これらの資料を活用できたことは、この財政史を特徴づけるものとなったと思われる。

この財政史の執筆、監修に当たっては、もとより各巻とも執筆者がそれぞれ専門家としての立場から自主的に叙述したものではあるが、個人の著書を集めた全集といったようなものでな

く、全巻が有機的なつながりをもったものとし、出来うる限り客観的で、正確な史実を後世に残すものであることに意が用いられた。そのためにも、執筆者の第一稿は未定稿として省内関係部局に回覧されるとともに、研究会における相互討論にも付されたのである。

なお、本財政史は、各執筆担当者の責任において書かれたものであるが、また全体の統一、調整についての責任は、わたくしたち監修者両名が負うものである。

終りにわたくしたち監修に当たった両名は、執筆者一同とともに、本財政史の編さん・刊行について示された大蔵省の非常な熱意と理解、ならびに種々行き届いたご配慮をいただいた舟山正吉顧問に対し深く感謝するとともに、快くヒヤリングに応じて貴重な談話をいただいた方方、省内省外の協力委員をはじめ編さん・執筆に積極的な協力ないし助言をいただいた方々、ならびに何くれとなくお世話をいただいた財政史室、大蔵省文庫の方々にも衷心より感謝申し上げたい。また、あわせて本財政史刊行の業務を担当された東洋経済新報社の各位にも謝意を表するものである。

昭和五〇年一〇月一日

監修者
鈴木武雄
安藤良雄



監修者の一人鈴木武雄博士は、本財政史の刊行をまたず昭和五〇年一二月六日、病気のため逝去されたが、同博士は本財政史編集事業の発足以来、編集・執筆を指導され、全執筆者の原稿または執筆構想についても草稿の校閲、共同研究会における指導助言等を行なわれたので、実質的には全巻にわたっての監修の任を果たされた。この「監修のことば」も鈴木・安藤両博士が協議し執筆されたものである。

大蔵省財政史室

# 凡　例

一、本巻「政府債務」編の執筆は、加藤三郎が担当した。

二、本書中の用語・用字・呼称等は、大蔵省の方式によることを原則とした。ただし資料等の関係から一般の通例にならう等、現在の大蔵省の方式によらなかった場合もある。

三、暦年の表示は、原則として日本年号によった。

四、人名の敬称は、省外の方を含めて原則として省略させていただいた。歴史的叙述の故として御了承を乞うものである。

五、引用資料は原則として原文のままとし、疑点のある箇所には(ママ)と注記した。ただし、漢字で新字体のあるものはこれに改め、誤記および全く技術的に不整合なものについては、編者の責任において訂正した。また明らかに判定しうる脱落は〔　〕で補った。

なお、引用資料、巻末資料等の取扱い等については、「資料編」解題を参照されたい。

六、統計表の数値は、可能なかぎり原資料にさかのぼることによって訂正・補正した。

## 共同研究者等名簿（部会員は五十音順）

顧問　舟山正吉（元大蔵事務次官）

執筆担当者

監修者　鈴木武雄（元武蔵大学学長・故人）

一般部会長　安藤良雄（成城大学学長・東京大学名誉教授）

財政部会長　江見康一（一橋大学教授）

金融部会長　中村隆英（東京大学教授）

幹事　原朗（東京大学助教授）

一般部会　犬田章（東洋大学教授）

〃　秦郁彦（拓殖大学教授）

〃　原朗（東京大学助教授）

〃　藤村幸雄（同志社大学教授）

〃　三和良一（青山学院大学教授）

財政部会　石弘光（一橋大学教授）

〃　植松守雄（元大蔵事務官・一橋大学講師）

財政部会　宇田川璋仁（横浜国立大学教授）

〃　加藤三郎（東京大学教授）

〃　加藤睦夫（立命館大学教授）

〃　高橋誠（法政大学教授）

〃　西村紀三郎（駒沢大学教授）

〃　林健久（東京大学教授）

〃　山村勝郎（金沢大学教授）

金融部会　伊牟田敏充（法政大学教授）

〃　塩野谷祐一（一橋大学教授）

〃　志村嘉一（千葉大学教授）

〃　西川俊作（慶応大学教授）

〃　原司郎（横浜市立大学教授）

財政部会　大森とく子（大蔵事務官）

〃　加藤新一（大蔵事務官）



## 目次


監修のことば

凡例

序―債務問題……三

第一部　債務処理……七

第一章　終戦時の債務……七

第一節　国債……九

一　内国債……一七

二　借入金……一八

三　短期証券……二〇

四　一時借入金……三三
五　外国債……二四
第二節　戦時補償債務……三四
第三節　その他の債務……三八

## 第二章　終戦と債務処理問題……四一

第一節　債務問題の意義……四一
第二節　国債……六五
一　官業および国有財産払下げ……六五
二　財産税等……七三
三　債務破棄構想……八六
四　インフレーション……九〇
五　利率引下げ……九七
第三節　戦時補償債務……一〇八
一　処理方針の立案……一〇九
1　津島蔵相期……一〇九



2　渋沢蔵相の就任……一三五
3　財政再建計画の策定……一四五
二　「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」にかんする覚書……一六七

## 第三章　戦時補償債務の打切り……一八三

第一節　チャーン来日まで……一八三
第二節　チャーンとの折衝……一九五
第三節　課税提案……二一六
第四節　司令部との折衝（その一）……二五一
第五節　司令部との折衝（その二）……二九二
第六節　関係諸法案の成立……三三一

## 第四章　国債利子の処理問題（その一）……三四九

第一節　渋沢蔵相時代……三四九
第二節　石橋蔵相時代……三六九

第五章　国債利子の処理問題（その二）……三九五
——軍事公債利払停止問題——
第六章　在外公館等借入金の返済……四四五
第一節　借入れをめぐる事情……四四六
第二節　諸　対　策……四五八
第三節　返済の実施へ……四七四
第二部　国債問題の推移……五一五
第七章　終戦からドッジ・ラインまで……五一七
第一節　国債問題の転換……五一七
第二節　国債の発行……五一九
一　内国債……五二九
1　一般国債……五二九



2　交付国債……五三六
二　借入金……五四三
三　短期証券……五五四
四　一時借入金……五六一
第三節　国債の償還……五七三
第四節　国債政策の推移……五八六
一　起債政策の転換……五八六
二　その他の諸政策……六一九
1　国債担保貸付利率……六二〇
2　公開市場操作……六二一
3　国債貯蓄制度・小口国債買上制度……六二三
4　税　制……六二四
第八章　ドッジ・ラインとその後……六五三
第一節　ドッジ・ラインと債務償還政策……六五四
一　昭和二四年度予算の編成……六五四
1　経　過……六五四

2　ドッジの構想……六六六
二　昭和二四年度補正予算ならびに昭和二五年度当初予算の編成まで……六七〇
三　昭和二五年度補正予算ならびに昭和二六年度当初予算の編成まで……六八〇
第二節　国債の発行……七一七
一　内国債……七一七
二　借入金……七二三
三　短期証券……七二九
四　一時借入金……七三五
第三節　国債の償還……七三九
第四節　国債にかんする諸政策……七六〇
一　公開市場操作……七六〇
二　税制……七七〇
結末……七八七



## 統計表目次

表1-1　国債借入金等残高（昭和五―二〇年度）……一〇
表1-2　国債借入金等残高の国民所得に占める比率および国民一人当り負担額（昭和五―二一年度）……一〇
表1-3　国債借入金等実質額（昭和五―二〇年度）……一一
表1-4　政府債務金利（昭和一七―二〇年）……一一
表1-5　国債利率別年度末現在額およびその総額に占める比率（昭和五―二〇年度）……一三
表1-6　国債年度末現在額・利子年額の国民所得比および国民一人当り負担額（昭和五―二〇年度）……一三
表1-7　国債所有分布（昭和一〇―二〇年）……一四
表1-8　内国債銘柄別現在額（昭和二〇年八月末）……一五
表1-9　内国債利率別年度末現在額の総額に占める比率……一五
表1-10　国債の発行利回りおよび期間（昭和五―二〇年）……一六
表1-11　内国債の償還期限到来別現在額および比率（昭和五―二〇年）……一七
表1-12　借入金名称別借入・償還および年度末現在額（昭和一七―二〇年度）……一九
表1-13　政府短期証券・発行・償還および現在額（昭和五―二〇年度）……二〇
表1-14　食糧証券発行償還状況（昭和一七―二〇年度）……二二
表1-15　昭和二〇年度一時借入金名称別借入・償還・現在額、利率および借入先……二四
表1-16　外国債銘柄別現在額（昭和一五―二〇年）……二六
表1-17　戦時中外貨債処理状況……二八
表1-18　外貨債未払利子累積額（昭和二〇年八月末現在）……三〇
表1-19　外国債の償還期限到来別現在額（昭和五―二〇年）……三二
表2-1　財産税・財産増加税収見込（昭和二〇年一〇月三〇日・同年一一月二日）……七八
表5-1　軍事公債所有者別調（昭和二三年五月一五日現在）……四三五
表5-2　軍事公債利払延期措置に伴う国庫負担軽減額……四三七
表6-1　在外公館等借入金地区別月別借入件数……四四八
表6-2　在外公館等借入金確認請求書地区別・取扱機関別請求件数および主体数（昭和二六年九月一三日現在）……四四九
表6-3　在外公館等借入金通貨種別借入金額および借入件数（昭和二六年一〇月調査）……四五五
表6-4　在外公館等借入金通貨種別借入金額・借入件

数および返済資金所要額試算……四九四
表6-5　在外公館等借入金資金状況調……五〇三
表7-1　臨時軍事費対民間収支推移……五一八
表7-2　国債消化（額面）推移（昭和一二年七月—二一年三月）……五一九
表7-3　大蔵省証券および一時借入金月末残高（昭和二〇年度）……五二六
表7-4　日本銀行政府貸上金月末残高（昭和二〇年度）……五二六
表7-5　国債等の発行・償還および年度末現在額（昭和二〇—二三年度）……五三〇
表7-6　内国債起債方法別発行額（昭和二〇—二三年度）……五三一
表7-7　新規発行内国債目的別発行額（昭和二〇—二三年度）……五三三
表7-8　内国債銘柄別発行額（昭和二〇—二三年度）……五三三
表7-9　特殊国庫債券発行交付額……五三八
表7-10　四分半利国庫債券（第2・3回）および五分半利国庫債券（第1・2回）起債目的別発行額……五三九
表7-11　二分利国庫債券発行交付額……五四〇
表7-12　農地証券発行交付額……五四一
表7-13　借入金の借入先別借入・償還・年度末現在額および比率（昭和二〇—二三年度）……五四五
表7-14　借入金名称別借入・償還および年度末現在額（昭和二〇—二三年度）……五四六
表7-15　新規借入金の目的別・借入先別借入額（昭和二〇—二三年度）……五四八
表7-16　借入金の目的別・償還先別償還額（昭和二〇—二三年度）……五五〇
表7-17　政府特殊借入金推移……五五二
表7-18　短期証券月別発行・償還・現在額（昭和二〇—二三年度）……五五六
表7-19　短期証券所有者別現在額（昭和二〇—二三年度末）……五五八
表7-20　食糧証券発行状況（昭和二一—二三年度）……五六〇
表7-21　一時借入金月別借入・償還・現在額（昭和一九—二三年度）……五六二
表7-22　一時借入金名称別借入・償還および年度末現在額（昭和二〇—二三年度）……五六三
表7-23　一時借入金の借入先別借入・償還および年度末現在額（昭和二〇—二三年度）……五六四
表7-24　戦時補償特別税・財産税の国債納付価格一覧（日本銀行）……五七五
表7-25　国債償還資金予算額・繰入額（昭和二一—二三年度）……五七六
表7-26　国債償還資金使用額（昭和二一—二三年度）……五七七
表7-27　内国債償還方法別・金利別償還額（昭和二〇—二三年度）……五七八





表7-28　内国債償還方法別・銘柄別償還額（昭和二〇—二三年度）……五八〇
表7-29　内国債償還方法別・金利別・銘柄別償還額総括表（昭和二〇—二三年度計）……五八四
表7-30　復興四分利国庫証券引受状況（昭和二二年九月）……六〇〇
表7-31　分類所得税の税率改正案推移（昭和二〇年八月—二一年七月）……六二六
表8-1　昭和二四年度政府資金総合概算内訳表（昭和二四年二月二六日）……六五八
表8-2　年度別総合財政収支（予算ベース・昭和二一—二四年度）……六六五
表8-3　昭和二四年度当初予算のうち債務償還に充てられる経費……六六六
表8-4　昭和二五年度予算中債務償還費の対前年度比較……六七七
表8-5　昭和二五年度債務償還計画の変遷……六八六
表8-6　昭和二六年度予算国債費中国債償還費の対前年度当初予算比較……六九七
表8-7　国債等の発行・償還および年度末現在額（昭和二四—二六年度）……七一八
表8-8　内国債起債方法別発行額（昭和二四—二六年度）……七一八
表8-9　新規発行内国債目的別発行額（昭和二四—二六年度）……七一九
表8-10　内国債銘柄別発行額（昭和二四—二六年度）……七二〇
表8-11　漁業権証券発行交付額……七二二
表8-12　借入金負担会計（名称）別借入・償還および年度末現在額（昭和二四—二六年度）……七二四
表8-13　借入金の借入先別借入・償還・年度末現在額および比率（昭和二四—二六年度）……七二六
表8-14　新規借入金の目的別・借入先別借入額（昭和二四—二六年度）……七二六
表8-15　借入金の目的別・償還先別償還額（昭和二四—二六年度）……七二七
表8-16　短期証券月別発行・償還・現在額（昭和二四—二六年度）……七二〇
表8-17　短期証券所有者別現在額（昭和二四—二六年度末）……七二二
表8-18　食糧証券発行状況（昭和二四—二六年度）……七二四
表8-19　一時借入金月別借入・償還・現在額（昭和二四—二六年度）……七二六
表8-20　一時借入金名称（負担会計）別借入・償還および年度末現在額（昭和二四—二六年度）……七二六
表8-21　一時借入金の借入先別借入・償還および年度末現在額（昭和二四—二六年度）……七二八
表8-22　国債償還資金予算額・繰入額（昭和二四—二六年度）……七四〇

表8-23　国債償還資金使用額（昭和二四―二六年度）…七四一
表8-24　内国債償還方法別・金利別償還額（昭和二四―二六年度）……七四三
表8-25　内国債償還方法別・銘柄別償還額（昭和二四―二六年度）……七四四
表8-26　内国債償還方法別・金利別・銘柄別総括表（昭和二四―二六年度計）……七四八
表8-27　買上償還および繰上償還実績（昭和二六年八月末現在）……七五一
表8-28　政府債務および復金債償還先別償還実績（昭和二四―二六年度）……七五三
表8-29　昭和二五年度四半期別債務償還実績の債務償還計画との対比……七五四
表8-30　昭和二四年六月以降月別債券・国債買入金融操作一覧（昭和二四年一二月三一日）……七六四
表8-31　昭和二五・二六年中月別長期国債買入金融操作一覧……七六六
表9-1　政府債務現在額（昭和一九―二六年度末）……七八八
表9-2　政府債務実質額（昭和一九―二六年度）……七九〇
表9-3　国民所得・人口と国債現在額および国債利子支払額の対比（昭和一九―二六年度）……七九一
表9-4　一般会計歳出決算額中国債費の比率（昭和二〇―二六年度）……七九一
表9-5　内国債利率別現在額および比率（昭和二〇―二六年度末）……七九二
表9-6　政府債務金利（昭和二〇―二六年）……七九四
表9-7　内国債の償還期限到来別現在額および比率（昭和二〇年八月―二六年度末）……七九六
表9-8　内国債所有分布の推移（付、全国銀行主要資産に占める国債の割合）（昭和二〇―二六年度）……七九八
表9-9　外貨債の増減額……八〇〇
表9-10　外貨債元本および未払利子累積額（昭和二七年六月三〇日現在）……八〇三
表9-11　外貨債支払所要額……八〇四

# 政府債務

# 序——債務問題

本巻は国の債務をとり扱う。ここでは狭い意味でのいわゆる国債に限定しないが、それには一定の理由がある。第二次大戦中、巨額の国債の累積をみたのは交戦各国とも同様で、戦後、国債費の負担という問題が各国戦後財政の政策課題の一つを形成したのも共通しているといえる。わが国においてもこの問題が財政再建の要をなす問題として意識されたという事情は同様であったが、わが国の場合、その債務の内容が、たんなる国債だけではなかったという点に特徴がある。後年、賠償という形で処理された対外債務を別としても、いわゆる戦時補償債務が、国債とともに、戦後ただちに処理を必要とする債務として財政当局の前にあった。この債務の形成はわが国の戦時経済の特質を表現するものであるし、この債務の処理の過程は占領下のわが国の財政運営のあり方の証しでもある。国債処理の問題もこの戦時補償債務の処理の問題と一体をなすものとして政策課題となったのであるから、この問題を切りはなして占領期の財政史の特異な一ページをなした債務処理の問題をとり上げることはできない。債務問題一般としてとり扱う積極的な必要性が存在していたのである。したがって、全編との関連でいえば、本編は国の資産を対象とする「国有財産」編にたいして国の債務一般を展望しようとするものだといってもよいだろう。資産との対応を意識するという視点は、この時期の債務問題においては若干の現実的基礎をもっていた。たとえば、債務処理の一方策として、官業

等の国有財産の払下げが検討されたし、通貨債務等のいわゆる渉外負債が、在外財産・渉外債権との関連で検討されていたこと[1]、あるいは、新「財政法」で起債が原則として資産取得と一定の関連をもたされることになったこと等はその例である。

このような観点からこの時期の債務一般をみると、その内容はかなり性格の異なる債務によって構成されていることが見出される。債務が発生した原因についても、内国債の大半・戦時補償債務・賠償債務等、中心となっている部分は、何等かの意味で今度の戦争に起因するものであるが、外国債の全額、内国債の一部はそうではない。また、米国の対日援助にもとづく債務のような特殊な債務があるし、郵便貯金というような行政上の債務もある。また、これに応じて債務の発生した時期もさまざまで、戦前・戦中・占領期だけでなく、占領にピリオドをうった講和条約の結果として確定された債務をも対象とせざるをえない。外国債はもっぱら戦前の債務であり、戦時および終戦によって発生した債務として戦時補償債務があり、対日援助にともなう債務は占領期のものである。内国債や郵便貯金等の行政上の債務はこれらの時期をつうずるものである。戦時中のいわゆる通貨債務や金融協定にもとづく債務の処理は、講和後になって賠償その他の形で最終的に確定したものである。また、債務の形態という点でもいろいろなものを含んでいたが、国民経済への影響という角度から、債務が対内的なものかどうかという点を問題としても、内国債・戦時補償債務は対内的なものであり、外国債・賠償債務・援助債務等は対外的なもので、返済あるいは利子の支払いは対外的な価値移転となる。

つまり、この時期の債務問題は、戦前からのわが国の財政運営の歴史的な遺産の上に、大規模な戦争を経過したあとの戦後財政としての特質、戦争が敗戦という形で幕を閉じたことに伴う問題、しかも、その後、一定期間、占領下にあって、自主的な経済運営が制約されていたこと等々の諸事情のいわば縮図であって、債務の種類が多いというだ



けではなく多方面にわたる問題を含んでいる。そこで、主として全巻の編集上の都合から、本書においてはこれらの債務の全体をとり扱うことはしない。賠償債務やいわゆる特殊債務についてはこの問題の推移とともに「終戦処理・賠償」編に、援助債務については、「アメリカの対日占領政策」編および「見返資金」編に、また郵便貯金等の行政上の債務については、「預金部資金・資金運用部資金」編に譲ることにする。これらの債務が発生し、また処理されるにいたった背景の諸事情とともに叙述されるのが適当だと考えられるからである。賠償債務や援助債務のようにこの時期に特徴的な問題についてはとりわけその必要があろう。

したがって本書においては、他の諸債務の存在を時として意識することはあっても、主としては、国債と戦時補償債務を対象とする。国債中、外国債には、昭和一八年三月の「外貨債処理法」によって政府が承継した外貨地方債および外貨社債が含まれているが、これらを含めて外貨債はすべて戦前に発行されたもので、満州事変以降はこの占領期を含めて新規の起債はまったくなく、また元利の支払いも一部を除いて停止されていたのを、サンフランシスコ平和条約第一八条の規定によって、債権者との交渉が昭和二七年夏から開始された。政策当局が、占領期においても、この債務の存在を強く意識していたことは事実ではあるが、実際に外貨債処理のための具体的な措置が採られたのは本稿で対象としている占領期が終結した後のことであるので、この間の経緯については、本書の末尾の「結末」において、ごく簡単に説明するにとどめたい。そこで、内国債と戦時補償債務をめぐる諸問題が本書の主たる対象となるが、終戦直後、債務問題をめぐる最大の政策問題は、債務処理にかんする問題であったので、この問題を独立に第一部でとり扱う。いわゆる戦時補償債務をめぐる諸問題はここに含まれる。国債の発行、償還の状況や、その他の国債をめぐる諸政策は、とりまとめて第二部でとり扱うことにする。

(1) たとえば「渉外負債に関し我が方の執るべき大綱方針（案）（昭和二二、五、二六管理局）」、「渉外負債に関する問題の整

理（昭和二四、一〇、五理外）」（大蔵省資料Z五二六—一九—三）参照。

# 第一部　債務処理

## 第一章　終戦時の債務

第二次大戦後、累積した債務にたいして一定の政策を形成しようとするときに、二つの困難な事情が存在した。一つは債務の大きさそれ自体が不確定であったことであり、二つには債務の処理方針を日本政府が独自に決定しえなかったという事情である。前者について、ポツダム宣言に明記されている賠償債務や戦時中のいわゆる通貨債務等、対外的な折衝を必要とする債務の大きさを予想できないのは当然のことであるが、対内的な債務でも敗戦にともなう各種の補償債務についてはその額を確定しえないものが多かった。これらの補償債務のうち、金額からいっても、国民経済に与える影響からいっても、もっとも大きかったのは、いうまでもなく、いわゆる戦時補償債務であるが、この他にも、①政府保証債または政府保証のある株式配当、②国内賠償施設撤去にともなう補償、③在外財産の処理にとも

なう補償、④連合国財産返還にともなう補償、⑤掠奪物件の返還にともなう補償、⑥連合国の駐屯にともなう損失の補償等が考えられた。[1] ②以下は、敗戦の結果、戦勝国にたいして負った債務ないし義務を、国民の私有財産をひき当てることによって果たす結果として、その財産所有者にたいして政府がおこなう必要がある補償であるが、たとえば③のように、補償要求の正当性については疑義はないとしても、個別の私有財産について、終戦時におけるその存在と価値の確認をおこなうことは不可能に近いものが含まれていた。また、いわゆる戦時補償債務のばあい、戦時中の各種の法律によって政府の補償義務は公約されていても、終戦時の混乱によって補償債務額の大きさは明らかではなかった。

このように債務の存在が予想されながら、その大きさが不明確であったという事情に加えて、債務の処理方針の確定が困難だったという、もう一つの事情がつけ加わる。それは、一つには国内の錯綜した利害が特殊な政治情勢の下で主張された結果でもあったが、主としては占領政策との関連で日本政府が独自に処理方針を決定しえなかったことによるものである。しかも、占領軍の具体的な政策が当初から一貫したものとして存在していたわけではなかったという事情が政策の確定をいっそう困難ならしめた。いわゆる戦時補償債務はこの点でもこの時期の債務問題のあり方をよく表現しているといえる。

この二つの事情は、時として相互に規定しあう関係にあった。たとえば賠償問題の推移は、占領政策の変化につれて債務の大きさが変化したことを示しているのであるが、このような特殊な事情が債務処理にかんする政策形成にたえずまつわりついていたことを予め指摘しておかなければならない。

(1) 管理局総務課「敗戦に伴う国家補償について——問題の所在」(補償問題研究会資料第一号)(大蔵省資料Z五〇六—二九)。



## 第一節　国　債

債務額が確定しているという点からいっても、その大きさからいっても、政府債務の中心をなしていたのは、いうまでもなく国債である。満州事変から日華事変へと事変が拡大するにともなって国債の発行は急増した。昭和一一年度末、国債総額(内国債と外国債)が一〇〇億円をこえて論議をよんだが、昭和一五年度末には三〇〇億円になんんとする額に達した。太平洋戦争に入ってから累積のテンポを早め、昭和一九年度末には一〇〇〇億円をこえ、昭和二〇年度には一四〇〇億円をこえるにいたった。これに政府短期証券・借入金・一時借入金を加えた広義の国債についてみると、表1-1のように、一九年度末に一五〇〇億円をこえ、二〇年度末には二〇〇〇億円近い額に達している。

これに応じて国民一人当りの国債(広義)負担額は、一〇年度の一五三円から、一六年度五八四円、一九年度二〇五九円、二〇年度二七六五円となっている(表1-2)。もっとも、このような巨額の国債の大半が日本銀行引受けという方法で発行されたことを主な原因として生起したインフレーションは、一面では、経費の名目額の膨脹をつうじて国債の累積を促したが、他面では、債務の実質額を名目額よりもはるかに小さなものにした。表1-3にみるように、戦前、昭和九—一一年平均を基準とすると、内国債の名目額は一九年度に一二・六倍、二〇年度に一六・五倍となるが、実質額についてみると、一九年度で四・七倍にすぎず、二〇年度末では一・四倍となってほぼ昭和一三年度と同じ大きさとなっている。広義の国債について実質額をみても、一九年度五・四倍、二〇年度一・六倍にとどまっ

**表 1-1**　国債借入金等残高（昭和5—20年度）　（単位　千円）

| 年度末 | 総　額 | 国　債 | 借入金 | 一時借入金 | 短期証券 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 5 | 6,842,779 | 5,955,816 | 688,455 | — | 198,508 |
| 10 | 10,525,072 | 9,854,300 | 217,171 | — | 453,601 |
| 15 | 31,002,747 | 29,847,872 | 107,955 | — | 1,046,920 |
| 19 | 151,951,522 | 107,663,345 | 41,696,541 | 720,000 | 1,901,636 |
| 20 | 199,454,327 | 140,811,887 | 55,280,440 | 202,000 | 3,160,000 |

（注）1.　国債は内国債，外貨債の合計額．
2.　外貨債の円換算は，英貨1ポンドにつき9円763，米貨1ドルにつき2円006，仏貨1フランにつき0円387．

出所：大蔵省『財政金融統計月報』第35号，18ページ．

**表 1-2**　国債借入金等残高の国民所得に占める比率および国民1人当り負担額（昭和5—21年度）

| 年　度 | 国債借入金等年度末残高 (A) | 国民所得 (B) | (A)/(B) | 人　口 (C) | (A)/(C) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | % | 千人 | 円 |
| 昭和 5 | 6,843 | 11,740 | 58.3 | a）63,872 | 106 |
| 6 | 7,053 | 10,520 | 67.0 | 64,870 | 109 |
| 7 | 7,911 | 11,332 | 69.8 | 65,890 | 120 |
| 8 | 8,917 | 12,417 | 71.8 | 66,880 | 133 |
| 9 | 9,780 | 13,131 | 74.5 | 67,690 | 144 |
| 10 | 10,525 | 14,440 | 72.9 | a）68,662 | 153 |
| 11 | 11,302 | 15,546 | 72.7 | 69,590 | 162 |
| 12 | 13,355 | 18,620 | 71.7 | 70,040 | 191 |
| 13 | 17,921 | 20,008 | 89.6 | 70,530 | 254 |
| 14 | 23,566 | 25,354 | 92.9 | 70,850 | 333 |
| 15 | 31,003 | 31,043 | 99.9 | a）71,400 | 434 |
| 16 | 41,786 | 35,834 | 116.6 | 71,600 | 584 |
| 17 | 57,152 | 42,144 | 135.6 | 72,300 | 790 |
| 18 | 85,115 | 48,448 | 175.7 | 73,300 | 1,161 |
| 19 | 151,952 | 56,937 | 266.9 | 73,800 | 2,059 |
| 20 | 199,454 | — | — | b）72,147 | 2,765 |
| 21 | 265,353 | 360,855 | 73.5 | 75,750 | 3,503 |

（注）1.　国債借入金等年度末残高は，国債・借入金・短期証券および一時借入金の合計額で，外貨債の円換算額は前表と同じ．
2.　国民所得は，経済企画庁『国民所得統計年報』昭和52年により，昭和20年までは暦年，21年は年度である．
3.　人口は総理府『日本統計年鑑』第27回により，a）は国勢調査，b）は人口調査，その他は推計．

出所：大蔵省財政史室『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，302，307ページ．



**表 1-3**　国債借入金等実質額（昭和5—20年度）　（単位　百万円）

| 年度末 | 国債借入金等残高 総　額 | 指　数 | うち内国債 | 指　数 | 東京都卸売物価指数総平均 | 国債借入金等実質額 総　額 | 指数 | うち内国債 | 指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 5 | 6,843 | 65 | 4,477 | 53 | 80 | 8,554 | 81 | 5,595 | 66 |
| 6 | 7,053 | 67 | 4,715 | 56 | 80 | 8,816 | 84 | 5,894 | 70 |
| 7 | 7,911 | 75 | 5,664 | 67 | 93 | 8,593 | 82 | 6,089 | 72 |
| 8 | 8,917 | 85 | 6,724 | 80 | 94 | 9,486 | 90 | 7,153 | 85 |
| 9～11 | 10,536 | 100 | 8,489 | 100 | 100 | 10,536 | 100 | 8,488 | 100 |
| 12 | 13,355 | 127 | 11,517 | 136 | 133 | 10,041 | 95 | 8,659 | 102 |
| 13 | 17,921 | 170 | 16,065 | 189 | 140 | 12,801 | 121 | 11,475 | 135 |
| 14 | 23,566 | 224 | 21,628 | 255 | 165 | 14,282 | 136 | 13,108 | 155 |
| 15 | 31,003 | 294 | 28,611 | 337 | 171 | 18,130 | 172 | 16,732 | 197 |
| 16 | 41,786 | 397 | 39,249 | 462 | 190 | 21,993 | 209 | 20,657 | 243 |
| 17 | 57,152 | 542 | 54,222 | 639 | 198 | 28,865 | 273 | 27,385 | 323 |
| 18 | 85,115 | 808 | 76,661 | 903 | 219 | 38,865 | 369 | 35,005 | 412 |
| 19 | 151,952 | 1,442 | 106,745 | 1,258 | 269 | 56,488 | 536 | 39,682 | 468 |
| 20 | 199,454 | 1,893 | 139,924 | 1,648 | 1,195 | 16,691 | 158 | 11,709 | .138 |

（原注）1.　東京都卸売物価指数総平均は日本銀行統計局調．
2.　指数は昭和9～11年平均額を100として算出した．

出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和28年度，18ページ．

**表 1-4**　政府債務金利（昭和17—20年）　（単位　%）

| 期　中 | 国　債 | 借入金 | 一時借入金 預金部 | 一時借入金 日本銀行 | 短期証券 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和17年上期 | 3.689 | 3.650 | 3.285 | — | 2.372 |
| 下期 | 3.689 | 3.650 | 3.285 | — | 2.372 |
| 18 上 | 3.689 | 3.650 | 3.285 | — | 2.372 |
| 下 | 3.689 | 3.650 | {3.285 2.372 | — | 2.372 |
| 19 上 | 3.689 | 3.650 | 2.920 | — | 2.372 |
| 下 | 3.689 | 3.650 | {2.920 2.372 | 2.372 | 2.372 |
| 20 上 | 3.689 | 3.650 | {2.920 2.372 | 2.372 | 2.372 |
| 下 | 3.689 | 3.650 | 2.372 | 2.372 | 2.372 |

（注）1.　国債金利は日本興業銀行調，金利算出は交付国債を除き，各期中発行国債の応募者最終利回り（単利）の算術平均による．
2.　一時借入金，短期証券金利は日歩を年利に換算した．

出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和26年度，18ページ，同27年度，28ページ．

**表 1-5　国債利率別年度末現在額およびその総額に占める比率**
（昭和5—20年度）　（単位　千円，%）

| 区分 | | | 昭和 5 | 10 | 11 | 15 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年度末現在額 | 7分 | 外国債 | — | — | — | — | 5,218 | 5,185 |
| | 6分5厘 | 外国債 | 269,448 | 229,281 | 223,423 | 193,367 | 30,113 | 29,890 |
| | 6分 | 外国債 | 239,448 | 220,696 | 216,233 | 195,495 | 193,231 | 192,539 |
| | 5分5厘 | 外国債 | 264,464 | 262,409 | 257,827 | 228,267 | 136,259 | 136,045 |
| | 5分 | 内国債 | 4,215,094 | 4,401,810 | 2,265,707 | 2,265,662 | 2,218,755 | 2,218,760 |
| | | 外国債 | 281,250 | 261,722 | 261,721 | 261,718 | 230,955 | 230,884 |
| | | 計 | 4,496,344 | 4,663,532 | 2,527,428 | 2,527,380 | 2,449,710 | 2,449,644 |
| | 4分5厘 | 内国債 | — | 715,000 | 715,000 | 715,000 | 315,000 | — |
| | | 外国債 | 58,578 | — | — | — | — | — |
| | | 計 | 58,578 | 715,000 | 715,000 | 715,000 | 315,000 | — |
| | 4分 | 内国債 | 261,698 | 3,405,630 | 3,411,592 | 3,411,820 | 3,304,930 | 3,304,930 |
| | | 外国債 | 365,837 | 357,754 | 357,751 | 357,748 | 292,178 | 292,145 |
| | | 計 | 627,535 | 3,763,384 | 3,769,343 | 3,769,568 | 3,597,108 | 3,597,075 |
| | 3分6厘5毛 | 内国債 | — | — | — | 500 | 920,500 | 954,350 |
| | 3分5厘 | 内国債 | — | — | 2,865,252 | 21,977,296 | 99,093,032 | 132,547,751 |
| | 割引 | 内国債 | — | — | — | 241,000 | 892,438 | 897,165 |
| | 合計 | 内国債 | 4,476,792 | 8,522,440 | 9,257,551 | 28,611,277 | 106,744,656 | 139,922,957 |
| | | 外国債 | 1,479,024 | 1,331,861 | 1,316,955 | 1,236,596 | 887,956 | 886,689 |
| | | 計 | 5,955,817 | 9,854,301 | 10,574,506 | 29,847,873 | 107,632,612 | 140,809,647 |
| 同上比率 | 7分 | 外国債 | — | — | — | — | 0.00 | 0.00 |
| | 6分5厘 | 外国債 | 4.52 | 2.32 | 2.11 | 0.64 | 0.02 | 0.02 |
| | 6分 | 外国債 | 4.02 | 2.23 | 2.04 | 0.65 | 0.17 | 0.13 |
| | 5分5厘 | 外国債 | 4.44 | 2.66 | 2.43 | 0.76 | 0.12 | 0.09 |
| | 5分 | 内国債 | 70.77 | 44.66 | 21.42 | 7.25 | 2.06 | 1.57 |
| | | 外国債 | 4.72 | 2.65 | 2.47 | 0.87 | 0.21 | 0.16 |
| | | 計 | 75.49 | 47.32 | 23.90 | 8.46 | 2.27 | 1.73 |
| | 4分5厘 | 内国債 | — | 7.25 | 6.76 | 2.39 | 0.29 | — |
| | | 外国債 | 0.98 | — | — | — | — | — |
| | | 計 | 0.98 | 7.25 | 6.76 | 2.39 | 0.29 | — |
| | 4分 | 内国債 | 4.39 | 34.55 | 32.26 | 11.43 | 3.07 | 2.34 |
| | | 外国債 | 6.14 | 3.63 | 3.38 | 1.19 | 0.27 | 0.20 |
| | | 計 | 10.53 | 38.19 | 35.64 | 12.62 | 3.34 | 2.55 |
| | 3分6厘5毛 | 内国債 | — | — | — | 0.00 | 0.85 | 0.67 |
| | 3分5厘 | 内国債 | — | — | 27.09 | 73.63 | 92.06 | 94.13 |
| | 割引 | 内国債 | — | — | — | 0.80 | 0.82 | 0.63 |
| | 合計 | 内国債 | 75.16 | 86.48 | 87.54 | 95.85 | 99.17 | 99.37 |
| | | 外国債 | 24.83 | 13.51 | 12.45 | 4.14 | 0.82 | 0.62 |
| | | 計 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 | 100.00 |

（注）　昭和19，20年度は千円以下切捨て．
出所：大蔵省理財局『国債統計年報』昭和11年度，17ページ，同，昭和24年度，第1部，74～75ページ．



**表 1-6　国債年度末現在額・利子年額の国民所得比および国民1人当り負担額**
（昭和5—20年度）

| 年度 | 国債現在額 (A) | 利子年額 (B) | 国民所得 (C) | 対国民所得比 A/C | 対国民所得比 B/C | 人口 (D) | 1人当り負担額 A/D | 1人当り負担額 B/D |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | % | 千人 | 円 | 円 |
| 昭和 5 | 5,956 | 298 | 11,740 | 50.7 | 2.5 | a）63,872 | 93 | 4.7 |
| 6 | 6,188 | 300 | 10,520 | 58.8 | 2.9 | 64,870 | 95 | 4.6 |
| 7 | 7,054 | 316 | 11,332 | 62.2 | 2.8 | 65,890 | 107 | 4.8 |
| 8 | 8,139 | 361 | 12,417 | 65.5 | 2.9 | 66,880 | 122 | 5.4 |
| 9 | 9,090 | 394 | 13,131 | 69.2 | 3.0 | 67,690 | 134 | 5.8 |
| 10 | 9,854 | 436 | 14,440 | 68.2 | 3.0 | a）68,662 | 144 | 6.3 |
| 11 | 10,575 | 428 | 15,546 | 68.0 | 2.8 | 69,590 | 152 | 6.2 |
| 12 | 12,817 | 461 | 18,620 | 68.8 | 2.5 | 70,040 | 183 | 6.6 |
| 13 | 17,345 | 561 | 20,008 | 86.7 | 2.8 | 70,530 | 246 | 8.0 |
| 14 | 22,886 | 725 | 25,354 | 90.3 | 2.9 | 70,850 | 323 | 10.2 |
| 15 | 29,848 | 925 | 31,043 | 96.2 | 3.0 | a）71,400 | 418 | 13.0 |
| 16 | 40,470 | 1,214 | 35,834 | 112.9 | 3.4 | 71,600 | 565 | 17.0 |
| 17 | 55,444 | 1,631 | 42,144 | 131.6 | 3.9 | 72,300 | 767 | 22.6 |
| 18 | 77,555 | 2,201 | 48,448 | 160.1 | 4.5 | 73,300 | 1,058 | 30.0 |
| 19 | 107,633 | 2,942 | 56,937 | 189.0 | 5.2 | b）73,800 | 1,458 | 39.9 |
| 20 | 140,812 | 3,892 | — | — | — | b）72,147 | 1,952 | 53.9 |

（注）　1.　国債現在額（A）は，内国債・外国債合計の年度末残高．
2.　利子年額（B）は，年度内の利子支払実績，昭和19年度以降4分利付仏貨公債以外の外国債の未払利子を含まない．
3.　国民所得（C）は経済企画庁『国民所得統計年報』昭和52年により，暦年．
4.　人口は総理府『日本統計年鑑』第27回により，a）は国勢調査，b）は人口調査，その他は推計．
出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，307ページ．

ている。

また、国民経済にとっての実質的な負担を示すものとして、国民所得の大きさと対比してみると、表1-2にみるように、昭和一〇年度の七二・九%が一六年度には国民所得を上回り、一九年度には二六六・九%と、戦前の四倍近い大きさになる。

つまり、国債の実質的な大きさは名目額の示すほどではない。昭和二〇年度ないし終戦時点での諸統計で確認できないものがあるために正確を期し難いが、国債の実質額あるいは実質的な負担額は、昭和一九年度末から終戦時にか

**表 1-7**　国債所有分布（昭和10—20年）　（単位　百万円，%）

| 区分 | 昭和10年12月末 金額 | 昭和10年12月末 比率 | 昭和15年12月末 金額 | 昭和15年12月末 比率 | 昭和19年3月末 金額 | 昭和19年3月末 比率 | 昭和21年3月末 金額 | 昭和21年3月末 比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 国債現在額 | 9,580 | 100.0 | 28,253 | 100.0 | 77,554 | 100.0 | 134,033 | 100.0 |
| 金融機関 | 4,789 | 50.0 | 15,957 | 56.4 | 43,679 | 56.3 | 82,910 | 61.9 |
| 特別銀行 | a) 947 | 9.9 | 5,327 | 18.8 | 12,158 | 15.6 | 5,768 | 4.3 |
| 普通銀行 | 2,220 | 23.1 | 6,174 | 21.8 | 17,641 | 22.7 | 40,906 | 30.5 |
| 貯蓄銀行 | 1,094 | 11.4 | 2,604 | 9.2 | 6,225 | 8.0 | 6,613 | 4.9 |
| 小計 | 4,262 | 44.5 | 14,107 | 49.9 | 36,024 | 46.4 | 53,288 | 39.8 |
| 信託会社 | 315 | 3.3 | 392 | 1.3 | 748 | 0.9 | 1,090 | 0.8 |
| 保険会社 | 211 | 2.2 | 1,116 | 3.9 | 3,172 | 4.0 | 3,995 | 2.9 |
| 農林中金その他 | — | — | 341 | 1.2 | 3,731 | 4.8 | 24,537 | 18.3 |
| 政府筋 | 2,495 | 26.0 | 8,251 | 29.2 | 23,181 | 29.9 | 45,382 | 33.9 |
| 預金部 | 2,257 | 23.6 | 6,739 | 23.8 | 20,802 | 26.8 | 43,666 | 32.6 |
| その他特別会計 | | | 1,208 | 4.2 | 2,210 | 2.8 | 1,654 | 1.2 |
| 政府関係共済組合 | 189 | 1.9 | 230 | 0.8 | 37 | 0.0 | — | — |
| 地方公共団体 | 47 | 0.4 | 73 | 0.2 | 131 | 0.2 | 61 | 0.0 |
| 公衆その他 | 2,296 | 23.9 | 4,043 | 14.3 | 10,697 | 13.8 | 5,740 | 4.3 |

（注）1.　大蔵省理財局調，百万円未満切捨．
2.　国債現在額は内国債・外国債の合計で短期証券を含まない．
3.　特別銀行には日本銀行を含む．a）には産業組合中央金庫を含む．

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年，88ページ，大蔵省・日本銀行『財政経済統計年報』昭和23年，216～17ページ．

けてピークに達したと考えられる。

債務の元本のほかに、その負担の大きさを規定する要因として利率の問題がある。第二次大戦の一つの特徴は低金利政策が維持されたことであり、それに伴って、国債が低利で発行されたことにあるが、このことが終戦時の債務問題の様相を規定する一要因をなした。一般国債については、昭和一一年五月、五分利国庫債券の借換えのため三分半利国庫債券が発行されて以来、その後発行された国債の利率はすべて三分五厘（利回り年三分六厘五毛）となり、その水準が終戦まで維持された。交付国債のばあいは、五分利公債（禄高整理）、四分利公債（満州事件一時賜金）、三分半利公債（大東亜戦争特別賜金、鉄道買収等）等があるが、賜金国庫債券については、年三分六厘五毛と一般国債の利回りと同一水準に定め



られた。なお、短期証券の割引歩合は、昭和一三年九月以来、日歩六厘五毛に据えおかれた（表1-4）。このように、戦時に累積した内国債が低利率で発行された結果、利率別にみた国債の構造は、この戦争を経過して一変した。

表1-5にみるように、昭和初頭において五分利の国債が中心であったのが、戦時、三分五厘国債の比重が逐年増大して、昭和一九年度末においては、約九二・一%、昭和二〇年度末においては、約九四・一%を占めることとなった。

**表 1-8**　内国債銘柄別現在額（昭和20年8月末）（単位　千円）

| 銘柄別 | 20年8月末現在額 |
|---|---|
| 内国債総額 | 117,478,245 |
| 五分利公債 | 1,822,073 |
| 甲号五分利公債 | 396,686 |
| 第一回四分利公債 | 164,209 |
| 第二回四分利公債 | 94,340 |
| 四分利公債 | 82,850 |
| 三分半利公債 | 1,660,827 |
| 四分半利国庫債券 | 315,000 |
| 四分利国庫債券 | 2,963,530 |
| 三分半利国庫債券 | 29,976,772 |
| 支那事変国庫債券 | 16,816,858 |
| 支那事変特別国庫債券 | 17,446 |
| 支那事変割引国庫債券 | 226,345 |
| 大東亜戦争国庫債券 | 60,064,478 |
| 大東亜戦争特別国庫債券 | 1,274,848 |
| 大東亜戦争割引国庫債券 | 669,722 |
| 賜金国庫債券 | 932,254 |

出所：『国債統計年報』昭和24年度，第1部，第2部により作成．

**表 1-9**　内国債利率別年度末現在額の総額に占める比率　（単位　%）

| 利率＼年度末 | 昭和5 | 10 | 11 | 15 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総額 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 5分 | 94.2 | 51.7 | 24.5 | 7.9 | 2.1 | 1.6 |
| 4分5厘 | — | 8.4 | 7.7 | 2.5 | 0.3 | — |
| 4分 | 5.8 | 40.0 | 36.9 | 11.9 | 3.1 | 2.4 |
| 3分6厘5毛 | — | — | — | — | 0.9 | 0.7 |
| 3分5厘 | — | — | 31.0 | 76.8 | 92.8 | 94.7 |
| 割引 | — | — | — | 0.8 | 0.8 | 0.6 |

（注）　内国債の利率別年度末現在額の実数は表1-5．
出所：表1-5と同じ．

**表 1-10**　国債の発行利回りおよび期間
(昭和5—20年)

| 年 | 期 | 平均利回り | 平均期間 |
|---|---|---|---|
| | | % | 年　月 |
| 昭和 5 | 上期 | 5.726 | 16— 0 |
| | 下期 | 5.500 | 12—10 |
| 6 | 上 | 5.368 | 13— 6 |
| | 下 | 5.181 | 18— 0 |
| 7 | 上 | 6.022 | 23— 0 |
| | 下 | 5.465 | 12— 9 |
| 8 | 上 | 4.953 | 12— 6 |
| | 下 | 4.122 | 24— 5 |
| 9 | 上 | 4.119 | 25— 8 |
| | 下 | 4.118 | 26— 5 |
| 10 | 上 | 4.117 | 26—11 |
| | 下 | 4.116 | 27— 1 |
| 11 | 上 | 3.913 | 17—11 |
| | 下 | 3.705 | 15— 3 |
| 12 | 上 | 3.690 | 17— 2 |
| | 下 | 3.689 | 14— 2 |
| 13 | 上 | 3.689 | 15— 2 |
| | 下 | 3.689 | 16— 1 |
| 14 | 上 | 3.689 | 17— 3 |
| | 下 | 3.689 | 16— 7 |
| 15 | 上 | 3.689 | 16— 5 |
| | 下 | 3.689 | 16— 9 |
| 16 | 上 | 3.689 | 16— 6 |
| | 下 | 3.689 | 16— 8 |
| 17 | 上 | 3.689 | 16— 9 |
| | 下 | 3.689 | 16— 9 |
| 18 | 上 | 3.689 | 17— 3 |
| | 下 | 3.689 | 17— 3 |
| 19 | 上 | 3.689 | 17— 4 |
| | 下 | 3.689 | 17— 3 |
| 20 | 上 | 3.689 | 17— 4 |
| | 下 | 3.689 | 17— 5 |

(注)　1.　日本興業銀行調.
　　2.　各期内に発行された国債の応募者最終利回り(単利)および償還年限の算術平均.
　　3.　政府部内引受けのもの，交付国債，割引債券を除く.
出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』昭和23年，84ページ.

この結果、年々の国債利子の負担の増大のテンポは、元本の増大のそれを下回っている。表1-6にみるように、国民一人当りの国債利子の大きさは、昭和一〇年度の六円から、一六年度に一七円、一九年度四〇円、二〇年度五四円と、元本の伸び率を下回っている。また国民所得の大きさと比較してみると、昭和一〇年の三%から、昭和一六年に三・四%、一九年において五・二%となったにすぎない。国債利子の実質的な大きさを相対的に小さなものにしたのは、インフレーションのほかに低金利政策があったのである。

終戦時点でのこれらの国債の保有分布は明らかではないが、その前後の時期の数字から、あるていどの推測は可能である。表1-7は内国債と外国債の合計額について保有分布をみたものである。この表から、第二次大戦の過程で、国債は金融機関と政府部門への集中が進行したこと、終戦時点での政府部門の保有の比率は約三〇%、金融機関



**表 1-11**　内国債の償還期限到来別現在額および比率（昭和5—20年）
(単位　千円)

| 区分 | | 昭和5年度末 | 10年度末 | 15年度末 | 20年8月末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 償還期限到来別現在額 | 1年以内 | 172,995 | 214,444 | — | 315,000 |
| | 1年超5年以内 | 454,352 | 618,132 | 1,739,457 | 3,103,921 |
| | 5 〃 10 〃 | 746,639 | 2,301,429 | 4,078,590 | 5,488,520 |
| | 10 〃 20 〃 | 753,809 | 1,052,566 | 18,525,055 | 104,799,250 |
| | 20 〃 30 〃 | 293,242 | 2,188,366 | 2,287,628 | 649,962 |
| | 30 〃 40 〃 | 731,522 | 422,096 | 684,885 | 2,603,040 |
| | 40 〃 50 〃 | 506,152 | 1,267,923 | 1,295,620 | 518,422 |
| | 50年超 | 818,080 | 457,487 | 44 | 137 |
| | 合計 | 4,476,792 | 8,522,440 | 28,611,277 | 117,478,245 |
| 同上比率 | 1年以内 | 3.9 | 2.5 | — | 0.3 |
| | 1年超5年以内 | 10.1 | 7.3 | 6.1 | 2.6 |
| | 5 〃 10 〃 | 16.7 | 27.0 | 14.3 | 4.7 |
| | 10 〃 20 〃 | 16.8 | 12.3 | 64.7 | 89.2 |
| | 20 〃 30 〃 | 6.6 | 25.7 | 8.0 | 0.6 |
| | 30 〃 40 〃 | 16.3 | 4.9 | 2.4 | 2.2 |
| | 40 〃 50 〃 | 11.3 | 14.9 | 4.5 | 0.4 |
| | 50年超 | 18.3 | 5.4 | 0.0 | 0.0 |
| | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(注)　昭和20年8月末に残存した内国債の償還期限到来期の区分は，昭和19年度末からの年限によって区分した.
出所：『昭和財政史—終戦から講和まで—』第19巻「統計」，317ページ.

の保有の比率は六〇%前後に達していることが推測できる。これにたいして、「公衆その他」の保有割合はきわめて僅少なものとなった。したがって国債の民間保有分に関するかぎり、主として金融機関の保有する所となった。

## 一　内　国　債

国債を種類別にみれば、全体の動向を規定したのは内国債である。終戦時点での残高は明らかではないが、昭和二〇年八月末の銘柄別残高は表1-8に示す如くである。すでに述べたように、昭和一一年以降、一般国債は三分五厘で発行されたが、利率別の国債構造を内国債だけに限ってみれば、表1

1-9にみるように、昭和初年の五分利中心の構造から三分五厘中心の構造へという変化が、国債総額についてみた場合よりも、よりいっそう明確な形であらわれる。また、保有者別分布についても、表1-7にみるように、政府部門と普通銀行への集中傾向が顕著である。

新規発行国債の条件――平均利回りと平均期間――は表1-10にみるごとくで、戦時に発行された国債の償還期限の平均が一六、一七年であった結果として、内国債の残高を満期到来期別にみると著しい構成比の変化がもたらされた。表1-11にみるように、一〇年後から二〇年以内の間に償還期限が到来する銘柄が内国債の中心をなすこととなった。すなわち、この銘柄は昭和一〇年度末に一二・三%にすぎなかったのに、二〇年八月末においては八九・二%となっている。これに対応して、一〇年以内に償還期限が到来する内国債は、同じ時期に、三六・七%から七・四%へ、二〇年以降のものは、五〇・六%から三・一%へと顕著な減少を示した。国債構造の中期化傾向とでも呼ぶべき変化がこの間に進行したのである。

## 二　借入金

借入金も第二次大戦中に急増した政府債務の一つである。昭和一六年度末に一億円余にすぎなかったが、昭和一八年度からの臨時軍事費借入金の急増（一八年度借入額五二・九億円、一九年度三五三・七億円、二〇年度一三三・六億円、うち八月一五日までの借入分三一・六億円）を主な原因として累積した（表1-12）。

昭和二〇年度末の残高五五二・八億円のうち、臨時軍事費借入金は四九一・三億円で八九%を占め、次いで政府特殊借入金が四九・九億円で九%、残りは僅か一一・五億円にすぎなかった。臨時軍事費借入金は総借入額五四〇・三



表 1-12　借入金名称別借入・償還および年度末現在額（昭和17―20年度）（単位　千円）

| 名称 | 昭和17年度 年度首現在額 | 昭和17年度 借入額 | 昭和17年度 償還額 | 昭和17年度 年度末現在額 | 昭和18年度 借入額 | 昭和18年度 償還額 | 昭和18年度 年度末現在額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 朝鮮保護資金 | 340 | — | 180 | 160 | — | 160 | — |
| 製鉄所事業費 | 50,253 | — | 1,441 | 48,812 | —<br>(30,000) | 1,450<br>(30,000) | 47,362 |
| 海軍工廠資金臨時補足 | 30,000 | 10,000 | — | 40,000 | 30,000 | 30,000 | 40,000 |
| 農業再保険事業費 | 13,861 | 2,131 | 679 | 15,313 | 1,500 | 807 | 16,006 |
| 木炭需給調節 | 7,000 | — | 7,000 | — | — | — | — |
| 木炭（薪炭）需給調節据置運転資本臨時補足 | — | 9,000 | — | 9,000 | — | — | 9,000 |
| 台湾米穀移出管理 | 8,000 | 6,000 | 8,000 | 6,000 | 10,000 | 6,000 | 10,000 |
| 陸軍航空工廠資金臨時補足 | — | 35,000 | — | 35,000 | — | — | 35,000 |
| 臨時軍事費 | — | — | — | — | 5,297,000 | — | 5,297,000 |
| 政府特殊借入金 | — | — | — | — | 7,803<br>(30,000) | —<br>(30,000) | 7,803 |
| 合計 | 109,454 | 62,131 | 17,300 | 154,285 | 5,346,303 | 38,417 | 5,462,171 |

| 名称 | 昭和19年度 借入額 | 昭和19年度 償還額 | 昭和19年度 年度末現在額 | 昭和20年度 借入額 | 昭和20年度 うち8月末まで | 昭和20年度 償還額 | 昭和20年度 年度末現在額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 製鉄所事業費 | — | 1,455 | 45,907 | — | — | 1,181 | 44,726 |
| 海軍工廠資金臨時補足 | — | — | 40,000 | — | — | — | 40,000 |
| 農業再保険事業費 | — | 907 | 15,099 | — | — | 942 | 14,157 |
| 農業家畜再保険事業費 | 25,500 | — | 25,500 | 33,000 | — | 1,197 | 57,303 |
| 薪炭需給調節据置資本臨時補足 | — | — | 9,000 | — | — | — | 9,000 |
| 薪炭需給調節 | 70,000 | — | 70,000 | 55,000 | — | 70,000 | 55,000 |
| 台湾食糧管理費 | 37,000 | 10,000 | 37,000 | — | — | 37,000 | — |
| 食糧 | 220,000 | — | 220,000 | — | — | 220,000 | — |
| 陸軍航空工廠資金臨時補足 | — | 35,000 | — | — | — | — | — |
| 臨時軍事費 | 35,371,354 | — | 40,668,354 | 13,366,000 | 3,166,000 | (*4,900,000)<br>4,900,000 | 49,134,354 |
| 政府特殊借入金 | 557,878 | — | 565,682 | 4,425,819 | 1,263,823 | — | 4,991,501 |
| 通信業務 | — | — | — | 189,400 | — | — | 189,400 |
| 鉄道収益 | — | — | — | 745,000 | — | — | 745,000 |
| 合計 | 36,281,732 | 47,362 | 41,696,542 | 18,814,219 | 4,429,823 | (*4,900,000)<br>5,230,320 | 55,280,441 |

（注）1.　かっこ内は借換分．ただし＊印は内国債へ借換えられたもので，いずれも内書．
2.　「木炭需給調節据置運転資本臨時補足借入金」は，昭和18年度から「薪炭需給調節……」と名称変更，「台湾移出管理借入金」は昭和19年度から「台湾食糧管理費借入金」と名称変更．
3.　本表は『国債統計年報』昭和28年度版による訂正後の計数によっている．

出所：『国債統計年報』昭和24年度，第2部，180～81，220～22ページ，同昭和27年度，68～69ページ，同28年度，72～73ページ．

億円のうち四二六・八億円は現地通貨による借入れである。政府特殊借入金は「企業整備資金措置法」（昭和一八年六月二六日法律第九五号）および「臨時資金調整法中改正」（昭和一九年二月一五日法律第一六号）、「臨時資金調整法施行令中改正」（昭和一九年三月一〇日勅令第一二二号）にもとづくものである。前者は、戦力増強のため不急部門の工場、設備等を緊急部門に転用するためにおこなわれた企業整備に伴う資金の移動が四六・八億円と巨額にのぼると推定されたため、この移動による浮動購買力の発生を防止し、かつ所要資金の円滑な供給を企図して設けられた特殊決済制度である。これには政府が支払うべき補償金や買収代金の全部又は一部を補償金の受取人または設備等の売却人からの政府特殊借入金とする場合と、民間業者相互の金融債務の決済手段として利用される場合、つまり、設備等を買収した業者がその代金を政府に納付し、政府はその金額を売却人からの特殊借入金とする場合とがあった。後者は、企業整備のためでなくとも、政府が必要と認めたときには、政府が支払うべき買収代金、補償金または補助金の全部または一部を債主からの政府特殊借入金とすることができるようにしたものである。政府特殊借入金は利率年三分六厘五毛、借入期間一〇年でほぼ内国債と同じ条件であった。

## 三　短期証券

短期証券も戦時に累積したとはいえ、そのテンポは政府債務全体のそれより低かった。それは、太平洋戦争中、大蔵省証券が発行されることなく、短期証券として重要だったのは食糧証券（米穀証券）だけだったという事情による（表1－13）。



表 1-13　政府短期証券・発行・償還および現在額（昭和5—20年度）　（単位　千円）

| 年度末 | 大蔵省証券 | | | 食糧（米穀）証券 | | | 蚕糸証券 | | | 年度末総額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 発行額 | 償還額 | 現在額 | 発行額 | 償還額 | 現在額 | 発行額 | 償還額 | 現在額 | |
| 昭和 5 | 1,125,000 | 975,000 | 150,000 | 57,218 | 43,592 | 57,218 | — | — | — | 207,218 |
| 10 | 50,000 | 50,000 | — | 973,102 | 1,041,891 | 453,602 | — | — | — | 453,602 |
| 15 | — | — | — | 2,124,331 | 1,733,983 | 978,457 | 68,465 | 7,000 | 68,465 | 1,046,922 |
| 19 | — | — | — | 11,477,076 | 11,592,288 | 1,750,000 | — | — | — | 1,750,000 |
| 20年度中 8月末まで | — | — | — | 6,228,822 | 6,011,642 | 1,967,181 | — | — | — | 1,967,181 |
| 20 | 500,000 | 500,000 | — | 17,032,136 | 15,762,138 | 3,020,000 | — | — | — | 3,020,000 |

（注）本表には朝鮮食糧証券を含まない．
出所：『財政金融統計月報』第35号，86ページ，日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』昭和22年10月，13ページ．

大蔵省証券が発行されなかったのは、大豆の歳入補塡国債が発行されて国庫収支に不足を生じることがなかったことや、金融市場においても資金に余裕がなかったことによる。また、蚕糸証券も借換発行が昭和一七年度九・七億円、一八年度八・三億円あったが、新規発行は昭和一六年度の一億円弱を最後に一七年度以降は発行されなかった。

こうして、終戦時の短期証券の残高の内訳は食糧証券だけだった（表1－13）。この証券は、昭和一七年の「食糧管理法」（昭和一七年二月二一日法律第四〇号）の制定に伴い、従来の「米穀需給調節特別会計」が「食糧管理特別会計」に改められ（昭和一七年二月二〇日法律第二六号）、また、「食糧証券発行規程」（昭和一七年三月二〇日大蔵・農林省令第一号四月一日施行）が定められて、従来の「米穀証券」が改称されたものである。食糧証券には、食糧買入れにあたってその代価支払いのために買入先に交付する交付証券と、借換えのために発行される借換証券の二種類があった。前者は日歩九厘、後者は日歩六厘五毛だった。表1－14にみるようにこの証券が累積していったのは、借換証券の累積に原因があった。この累積はこの特別会計の赤字の累積を意味しているが、この赤字を一般会計から補塡しなかったのは、借換証券の金利が日歩六厘五毛（年二分三厘七毛二糸）であった

表 1-14　食糧証券発行償還状況（昭和17—20年度）　（単位　千円）

| 年度 | 発行額（うち借換分） | 償還額（うち現金償還） | 現在額 借換分 | 現在額 交付分 | 現在額 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 17 | 6,401,317 (3,759,000) | 6,053,237 (2,494,237) | 795,000 | 613,255 | 1,408,255 |
| 18 | 9,049,027 (6,075,000) | 8,592,071 (2,391,586) | 1,210,000 | 655,211 | 1,865,211 |
| 19 | 11,477,080 (8,640,000) | 11,592,292 (1,902,621) | 1,750,000 | 0 | 1,750,000 |
| 20 | 17,032,141 (13,324,000) | 15,762,141 (2,438,138) | 3,020,000 | 0 | 3,020,000 |

出所：大蔵省所蔵日本銀行資料.

のにたいして、一般会計では補塡のためには三分半利国債を増発しなければならないという事情によるものである。

交付証券はほとんど農林中央金庫において割引かれ、後に市中に売却されることもあった。借換証券は日本銀行引受けの方法で発行され、その後売却されたが、昭和一七年秋以降は市中消化はほとんどおこなわれず、郵便貯金の増加のため資金が潤沢であった預金部に売却されることが多かった。償還時における借換証券の総額において、預金部は、昭和一八年度五八%、一九年度六一%、二〇年度七七%を占めていた。これにたいして日本銀行は、それぞれ四〇%、三五%、一七%であった。

なお、朝鮮においても昭和一八年度から食糧管理が実施され、朝鮮食糧証券が発行されることとなった（「朝鮮食糧証券発行規程」昭和一八年一〇月一日大蔵省令第八八号）。その残高は昭和一八年度末二・三億円、一九年度末一・五億円、二〇年度末一・四億円であった。

## 四　一時借入金

いくつかの特別会計においては、一時的な現金不足をまかなうために一時借入金が認められていた。この借入金は当該年度に償還しなければならない



旨の規定がある場合が多かった（政府出資、薪炭需給調節、漁船再保険等）が、遅くとも翌年度内に償還することになっていたもの（印刷局据置運転資本補足、燃料局据置運転資本補足等）や、臨時軍事費特別会計のように事件の終結までを一会計年度としているという特殊な事情から、たんにこの「特別会計ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシ」という規定を有しているにすぎない場合等があった。しかし、債務の性格から各年度末の残高は比較的少額で、昭和一七・一八年度末はゼロ、一九年度末に七・二億円、二〇年八月一五日現在で約三・三億円にすぎなかった（表1-15）。

終戦時の一時借入金制度については、昭和一九年八月から実施された方式を説明しておく必要がある。昭和一八年九月、「現情勢下における国政運営要綱」が閣議決定され、国債事務についても、行政事務簡素化の一環として「国債事務簡捷化ニ関スル件」（昭和一八年一一月一〇日法律第一一一号）が公布施行されたが、昭和一九年八月からは国債発行方法を簡素化する方法として一時借入金制度を利用する方式が採用されることになった。すなわち、国債の発行度数を月一回程度に減少し、国債発行までのつなぎ資金を一時借入金によってまかなうことによって、国債発行事務を簡素化し、また利子負担を軽減しようというものである。昭和一九年八月一一日省議決定された「大東亜戦争公債ノ発行方法簡素化ニ関スル件」[1]は次のように説明している。

第一　方　針

従来大東亜戦争公債ノ発行ニ付テハ国庫金ノ状況ニ応ジ毎回八億円乃至十億円程度ノ発行ヲ為シ来リタルガ、今後国庫金ニ不足ヲ生ジタルトキハ一時借入金ヲ以テ賄ヒ置キ毎月定期的ニ大東亜戦争公債ヲ発行シテ之ニ振替フルコトトシ以テ国債事務ノ簡素化及財政上ノ利子負担ノ軽減ヲ図ラントス

この一時借入金は臨時軍事費特別会計における一時借入金（同特別会計法第三条の規定による）とすることとされた。この結果、昭和一九年八月一七日以降、この特別会計は日本銀行か大蔵省預金部からほとんど連日のように借り入れ

表 1-15　昭和20年度一時借入金名称別借入・償還・現在額，利率および借入先

（単位　千円）

| 名称 | 年度首現在額 | 8月15日まで 借入額 | 償還額 | 現在額 | 年度中借入額 | 年度中償還額 | 年度末現在額 | 利率 日歩（銭） | 利率 （年利換算%） | 借入先 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 台湾食糧管理 | — | 37,000 | — | 37,000 | 74,000 | 37,000 | 37,000 | 0.9 | (3.285) | 台湾銀行 |
| 臨時軍事費 | 720,000 | 3,650,000 | 4,370,000 | — | 28,460,000 | 29,180,000 | — | 0.65 | (2.372) | 預金部<br>日本銀行 |
| 政府出資 | — | 211,850 | — | 211,850 | 405,547 | 405,547 | — | 0.8 | (2.92) | 預金部 |
| 薪炭需給調節 | — | 160,000 | 80,000 | 80,000 | 315,000 | 315,000 | — | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 農業家畜再保険 | — | 600 | — | 600 | 600 | 600 | — | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 漁船再保険 | — | — | — | — | 1,480 | 1,480 | — | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 鉄道収益 | — | — | — | — | 100,000 | 100,000 | — | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 印刷局据置運転資本補足 | — | — | — | — | 75,000 | — | 75,000 | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 燃料局据置運転資本補足 | — | — | — | — | 90,000 | — | 90,000 | 0.8 | (2.92) | 〃 |
| 合計 | 720,000 | 4,059,450 | 4,450,000 | 329,450 | 29,521,629 | 30,039,627 | 202,000 | 0.8 | (2.92) | 〃 |

ることになった。ちなみに、同特別会計の昭和一七年度の一時借入れの頻度は二回、一八年度はゼロであった。

一時借入金の利率は戦時に若干の変化をみているが、昭和二〇年度の利率と借入先は表1-15にみるごとくである。

## 五　外国債

外国債の現在高は表1-16のとおりである。

第二次大戦の一つの大きな特徴は、外国債を発行することなく財政運営をおこなった点にある。それは満州事変以来、わが国が国際資本市場から孤立することとなったためで、国債としては、昭和五年の五分半利付英貨公債ならびに五分半利付米貨公債、また民間の外債としては翌六年の台湾電力株式会社五分半利付米貨公債の発行が最後であった。しかし、開戦時の外貨債（表1-17、(A)欄）のかなりの部分が敵国において保有されていたこと、しかしながら、同時に国内において保有されていた部分も少なからず存在したという事情の結果、戦時に、いくつかの措置がとられることになり、終戦時点での外国債のあり方は開戦時点と様相を異にすることになった。



表 1-15　昭和20年度一時借入金名称別借入・償還・

元本の大きさを変化させた措置として、昭和一八年三月制定された「外貨債処理法」（法律第六〇号）がある。この法律は英、米貨債を対象として、

(1) 発行者の手持自己債の消却

(2) 本邦人および友好国人所有外貨債の邦貨債への借換え

(3) 借換えがおこなわれなかった地方債および社債の元利支払義務の政府による承継

をおこなおうとするものであった。外国債についていえば、(1)、(2)の措置は元本の減少要因であり、(3)の措置は増加要因である。もちろん、国の債務ないし資産の総体からみれば、(2)の措置によって内国債が増加することになり、国の債務の構成の変化をもたらすことにはなっても、その大きさを実質的に変えることにはならないし、(3)の措置にともなって、承継の対価の政府納付が主として邦貨債によっておこなわれた点を考慮すると、外国債という形での国の債務の増加は、同時に資産の増加に見合っているという関係にある。この処理の諸結果は表1-17のとおりである。表1-16において昭和一八年度中に残高が激減しているのはこの措置による。なお、(3)の借換措置は一応昭和一八年九月に完了したが、その後、希望により

出所：『国債統計年報』昭和24年度，第2部，316～17，334～41ページ．

表 1-16　外国債銘柄

別　現在額（昭和15—20年）　（単位　千円）

| 銘柄別 | 昭和15年度末 | | 昭和16・17年度末 | | 昭和18年度末 | | 昭和19年度末 | | 昭和20年8月末 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 外貨建 | 邦貨換算 | 外貨建 | 邦貨換算 | 外貨建 | 邦貨換算 | 外貨建 | 邦貨換算 | 外貨建 | 邦貨換算 |
| 外国債総額 | — | 1,236,595 | — | 1,221,472 | — | 894,915 | — | 888,689 | — | 887,422 |
| 第一回四分利付英貨公債 | ポンド 9,355,450 | 91,337 | ポンド 9,355,450 | 91,337 | ポンド 6,877,200 | 67,142 | ポンド 6,877,200 | 67,142 | ポンド 6,875,200 | 67,122 |
| 五分利付英貨公債 | 22,807,180 | 222,666 | 22,807,180 | 222,666 | 17,916,520 | 174,918 | 17,916,520 | 174,918 | 17,909,240 | 174,847 |
| 第三回四分利付英貨公債 | 10,798,580 | 105,426 | 10,798,580 | 105,426 | 7,198,360 | 70,277 | 7,184,660 | 70,143 | 7,183,140 | 70,128 |
| 六分利付英貨公債 | 20,024,095 | 195,495 | 19,720,995 | 192,536 | 10,500,440 | 102,515 | 10,500,440 | 102,515 | 10,498,640 | 102,498 |
| 五分半利付英貨公債 | 10,730,670 | 104,763 | 10,543,490 | 102,936 | 5,619,560 | 54,863 | 5,619,560 | 54,863 | 5,619,460 | 54,862 |
| 南満州鉄道株式会社英貨社債 | 4,000,000 | 39,052 | 4,000,000 | 39,052 | 3,465,100 | 33,829 | 3,465,100 | 33,829 | 3,465,100 | 33,829 |
| 東邦電力株式会社五分利付英貨社債 | — | — | — | — | 70,576 | 689 | 70,576 | 689 | 70,576 | 689 |
| 大阪市築港公債 | — | — | — | — | 184,617 | 1,808 | 184,617 | 1,808 | 184,617 | 1,808 |
| 横浜市五分利付英貨水道第二公債 | — | — | — | — | 499,380 | 4,875 | 499,380 | 4,875 | 499,380 | 4,875 |
| 東京市五分利付電気事業英貨公債 | — | — | — | — | 1,704,640 | 16,642 | 1,704,640 | 16,642 | 1,704,620 | 16,642 |
| 東京市五分半利付英貨公債 | — | — | — | — | 4,122,020 | 40,243 | 4,122,020 | 40,243 | 4,122,020 | 40,243 |
| 東京電燈株式会社六分利付英貨社債 | — | — | — | — | 2,937,100 | 28,674 | 2,937,100 | 28,674 | 2,937,100 | 28,674 |
| 名古屋市五分利付英貨公債 | — | — | — | — | 75,160 | 733 | 75,160 | 733 | 75,160 | 733 |
| 英貨債計 | 77,715,975 | 758,741 | 77,225,695 | 753,954 | 61,170,673 | 597,214 | 61,156,973 | 597,080 | 61,144,253 | 596,957 |
| 六分半利付米貨公債 | ドル 96,394,400 | 193,367 | ドル 94,068,400 | 188,701 | ドル 11,850,200 | 23,771 | ドル 11,850,200 | 23,771 | ドル 11,761,000 | 23,592 |
| 五分半利付米貨公債 | 61,567,000 | 123,503 | 58,740,000 | 117,832 | 9,658,000 | 19,373 | 9,658,000 | 19,373 | 9,593,000 | 19,243 |
| 横浜市六分利付米貨公債 | — | — | — | — | 3,276,000 | 6,571 | 3,276,000 | 6,571 | 3,274,000 | 6,567 |
| 東京市五分半利付米貨公債 | — | — | — | — | 3,089,000 | 6,196 | 3,089,000 | 6,196 | 3,068,000 | 6,154 |
| 東洋拓殖株式会社六分利付米貨社債 | — | — | — | — | 7,647,000 | 15,339 | 7,647,000 | 15,339 | 7,613,000 | 15,271 |
| 大同電力株式会社七分利付米貨社債 | — | — | — | — | 1,351,000 | 2,710 | 1,351,000 | 2,710 | 1,346,000 | 2,700 |
| 東邦電力株式会社七分利付米貨社債 | — | — | — | — | 376,000 | 754 | 376,000 | 754 | 375,000 | 752 |
| 宇治川電気株式会社七分利付米貨社債 | — | — | — | — | 874,500 | 1,754 | 874,500 | 1,754 | 864,000 | 1,733 |
| 大同電力株式会社六分半利付米貨社債 | — | — | — | — | 756,500 | 1,517 | 756,500 | 1,517 | 754,500 | 1,513 |
| 信越電力株式会社六分半利付米貨社債 | — | — | — | — | 1,265,000 | 2,537 | 1,265,000 | 2,537 | 1,253,000 | 2,513 |
| 日本電力株式会社六分半利付米貨社債 | — | — | — | — | 1,140,000 | 2,286 | 1,140,000 | 2,286 | 1,132,000 | 2,270 |
| 東京電燈株式会社六分利付米貨社債 | — | — | — | — | 19,103,000 | 38,320 | 19,103,000 | 38,320 | 18,803,000 | 37,718 |
| 東洋拓殖株式会社五分半利付米貨社債 | — | — | — | — | 4,004,500 | 8,033 | 4,004,500 | 8,033 | 3,997,500 | 8,018 |
| 台湾電力株式会社五分半利付米貨社債 | — | — | — | — | 3,763,000 | 7,548 | 3,763,000 | 7,548 | 3,750,000 | 7,522 |
| 米貨債計 | 157,961,400 | 316,870 | 152,808,400 | 306,533 | 68,153,700 | 136,716 | 68,153,700 | 136,716 | 67,584,000 | 135,573 |
| 四分利付仏貨公債 | フラン 415,980,000 | 160,984 | フラン 415,980,000 | 160,984 | フラン 415,980,000 | 160,984 | フラン 400,238,000 | 154,892 | フラン 400,238,000 | 154,892 |

（注）1.　邦貨換算は英貨1ポンドにつき9円763，米貨1ドルにつき2円006，仏貨1フランにつき0円387.
2.　昭和16・17年度末は同額，昭和20年8月末と昭和20年度末は同額.

出所：『国債統計年報』昭和24年度，第1部，4～7ページ，同昭和25年度，13～15ページ.

昭和二〇年八月に第二次借換えがおこなわれた。

ちなみに、この当時の公式統計において、外国債の邦貨換算が旧平価によってなされていたことを念頭におく必要がある。為替相場が存在していなかったのでやむをえなかったとはいえ、二〇年九月、占領軍の定めた一ドル一五円の軍票レートで換算すれば無論のこと、開戦直前のレートで算出しても、邦貨換算額ははるかに大きなものとなるし、かりに、開戦時の債務をその直前のレートで、また終戦時の債務をこの軍票レートで換算するとすると、邦貨換算額は外国債についてもこの間にかなりの増加をみたことになる。

利払いについても、戦時にいくつかの措置がとられはしたが、終戦時に未払利子が累積することになって、国の特殊な債務を形作ることとなった。開戦後、英米貨債については次の措置がとられた。[2]

(1) 本邦人および友好国人（枢軸国人および中立国人）にたいする本邦内での円貨による利払い。換算率は開戦直前



表 1-17 戦時中外貨債処理状況

| 区分 | 発行額 | 開戦時（昭16.12.8）の未償還額(A) | 昭和18年大蔵大臣認定未償還残額(B) | 外貨債 発行者手持自己債の命令償却額(C) | 処理法による処理額 邦貨債への借換分(D) | 処理法による処理額 計(E＝C＋D) | 昭和20年8月末の未償還額(B－E) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1. 国債 | | | | | | | |
| 英貨債(ポンド) | 85,500,000 | 77,225,695 | 77,137,365 | — | 25,586,585 | 25,586,585 | 51,550,780 |
| 米貨債(ドル) | 221,000,000 | 152,808,400 | 152,654,700 | — | 131,300,700 | 131,300,700 | 21,354,000 |
| 仏貨債(フラン) | 450,000,000 | 415,980,000 | 415,980,000 | — | — | (15,742,000) | 400,238,000 |
| 合計(ドル換算) | 515,806,964 | …… | 419,668,789 | — | 219,143,112 | 219,143,112 | 200,480,700 |
| 2. 地方債 | | | | | | | |
| 英貨債(ポンド) | 13,006,426 | 8,094,657 | 8,094,657 | 120 | 1,508,740 | 1,508,860 | 6,585,797 |
| 米貨債(ドル) | 40,380,000 | 24,933,000 | 24,933,000 | 2,372,000 | 16,219,000 | 18,591,000 | 6,342,000 |
| 合計(ドル換算) | 76,797,992 | 47,598,039 | 47,598,039 | 2,372,336 | 20,443,472 | 22,815,805 | 24,782,231 |
| 3. 社債 | | | | | | | |
| 英貨債(ポンド) | 4,800,000 | 3,208,276 | 3,208,276 | 194,100 | 6,500 | 200,600 | 3,007,676 |
| 米貨債(ドル) | 206,750,000 | 105,751,000 | 105,751,000 | 21,380,000 | 44,475,000 | 65,855,000 | 39,896,000 |
| 合計(ドル換算) | 229,489,250 | 121,218,229 | 121,218,229 | 22,324,587 | 44,506,632 | 66,831,219 | 54,387,009 |
| 4. 合計 | | | | | | | |
| 英貨債(ポンド) | 103,306,426 | 88,528,628 | 88,440,298 | 194,220 | 27,101,825 | 27,296,045 | 61,144,253 |
| 米貨債(ドル) | 468,130,000 | 283,492,400 | 283,338,700 | 23,752,000 | 191,994,700 | 215,746,700 | 67,592,000 |
| 仏貨債(フラン) | 450,000,000 | 415,980,000 | 415,980,000 | — | — | (15,742,000) | 400,238,000 |
| 合計(ドル換算) | 822,094,207 | …… | 588,485,058 | 24,696,923 | 284,093,216 | 302,765,673 | 279,649,941 |

(注) 1. 東京都5分利付仏貨債（元本195,169,800フラン）は，政府が承継していないので，本表に計上されていない．
2. 国債中，開戦時の未償還額と昭和18年大蔵大臣認定未償還額の差額（A－B），英貨債88,330ポンド，米貨債153,700ドルは，政府手持分消却額である．
3. 仏貨公債は「外貨債処理法」が適用されなかったが（E）欄かっこ内に計上した額は昭和19年度に買入消却した額であり，(E)の合計欄には算入していない．
4. ドル換算率は1ポンド＝2.8ドル，350フラン＝1ドル．ただし原契約に換算規定のあるものは，それによっている．
5. 終戦時米貨債未償還額が前表の合計額と相違するのは，東邦電力7分利付米貨社債額に8,000ドルの誤謬訂正を加え383,000ドルとして計算してあるためである．

出所：「我国外貨債の現況（昭26．9．30）」(大蔵省資料Z605-20) および「戦時中外貨債処理状況総括表」(大蔵省資料Z605-11).

の為替相場一ドル四円二五銭、一ポンド一六円八四銭。

(2) 契約上スイスにも利払地のある第三回四分利付英貨公債および東京市五分利付英貨公債については、本邦人および友好国人所有分にたいして、スイスでの利払いの続行。

(3) 敵国人に対する利払資金の特殊財産管理勘定（横浜正金銀行内に設置）への払込み、換算率は前記(1)と同一。

ところが、上記の「外貨債処理法」の制定とともに、特殊財産管理勘定への利子の払込みは、国債については昭和一八年一月三〇日以降中止され、地方債および社債については、「外貨債処理法」施行後最初に到来する利払期の分までで中止された。なお、この場合の換算率は、地方債および社債については、昭和一八年六月三〇日以降利払期日



**表 1-18　外貨債未払利子累積額**

(昭和20年8月末現在)

| 銘柄別 | 未償還元本 (A) | 利率 (B) | 年間利払額 (A×B) | 特殊財産管理勘定 円資金 | 払込利子額 相当外貨(C) | 払込中止後20年8月末までの未払利子額 (D) | 未払利子累積額 (C+D) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 国債 | ドル | % | ドル | 円 | ドル | ドル | ドル |
| 六分半米貨 | 11,761,000 | 6.5 | 764,465 | 4,071,260.58 | 957,943.56 | 2,293,395 | 3,251,338.56 |
| 五分半米貨 | 9,593,000 | 5.5 | 527,615 | 2,280,741.53 | 536,645 | 1,319,037.50 | 1,855,682.50 |
| 米貨債計 | 21,354,000 | | 1,292,080 | 6,352,002.11 | 1,494,588.56 | 3,612,432.50 | 5,107,021.06 |
| | ポンド | | ポンド | 円 | ポンド | ポンド | ポンド |
| 第一回四分英貨 | 6,875,200 | 4.0 | 275,008 | 4,576,303.68 | 271,752 | 825,024 | 1,096,776 |
| 五分英貨 | 17,909,240 | 5.0 | 895,462 | 16,519,719.12 | 980,980 18/11 | 2,238,655 | 3,219,635 18/11 |
| 第三回四分英貨 | 7,183,140 | 4.0 | 287,325 12/0 | 4,600,482.62 | 273,187 16/0 | 718,314 | 991,501 16/0 |
| 六分英貨 | 10,498,640 | 6.0 | 629,918 8/0 | 10,656,981.87 | 632,837 8/0 | 1,889,755 4/0 | 2,522,592 12/0 |
| 五分半英貨 | 5,619,460 | 5.5 | 309,070 6/0 | 5,200,131.41 | 308,796 8/0 | 927,210 18/0 | 1,236,007 6/0 |
| 満鉄五分英貨 | 3,465,100 | 5.0 | 173,255 | 2,917,614.20 | 173,255 | 519,765 | 693,020 |
| 英貨債計 | 51,550,780 | — | 2,570,039 6/0 | 44,471,232.90 | 2,640,809 10/11 | 7,118,724 2/0 | 9,759,533 12/11 |
| | フラン | | フラン | | | | フラン |
| 四分仏貨公債 | 400,238,000 | 4.0 | 16,009,520 | — | — | — | 21,310,369.17 |
| 2 地方債 | ドル | | ドル | 円 | ドル | ドル | ドル |
| 東京五分半米貨 | 3,068,000 | 5.5 | 168,740 | 514,413.71 | 256,437.50 | 337,480 | 593,917.50 |
| 横浜六分米貨 | 3,274,000 | 6.0 | 196,440 | 647,717.34 | 322,890 | 392,880 | 715,770 |
| 米貨債計 | 6,342,000 | | 365,180 | 1,162,131.05 | 579,327.50 | 730,360 | 1,309,687.50 |
| | ポンド | | ポンド | 円 | ポンド | ポンド | ポンド |
| 東京五分英貨 | 1,704,620 | 5.0 | 85,231 | 1,771,481.76 | 181,448 10/0 | 127,846 10/0 | 309,295 |
| 東京五分半英貨 | 4,122,020 | 5.5 | 226,711 2/0 | 4,426,761.05 | 453,422 4/0 | 453,422 4/0 | 906,844 8/0 |
| 横浜五分英貨 | 499,380 | 5.0 | 24,969 | 487,544.68 | 49,938 | 49,938 | 99,876 |
| 名古屋五分英貨 | 75,160 | 5.0 | 3,758 | 55,034.01 | 5,637 | 7,516 | 13,153 |
| 大阪築港六分英貨 | 184,617 | 6.0 | 11,077 0/4 | 220,058.01 | 22,540 | 22,154 0/8 | 44,694 0/8 |
| 英貨債計 | 6,585,797 | — | 351,746 2/4 | 6,960,879.51 | 712,985 14/0 | 660,876 14/8 | 1,373,862 8/8 |
| 3 社債 | ドル | | ドル | 円 | ドル | ドル | ドル |
| 東拓六分米貨 | 7,613,000 | 6.0 | 456,780 | 1,415,373.42 | 705,570 | 913,560 | 1,619,130 |
| 東拓五分半米貨 | 3,997,500 | 5.5 | 219,862.50 | 676,217.77 | 337,097.50 | 439,725 | 776,822.50 |
| 台電五分半米貨 | 3,750,000 | 5.5 | 206,250 | 866,035.34 | 431,722.50 | 412,500 | 844,222.50 |
| 大同七分米貨 | 1,346,000 | 7.0 | 94,220 | 378,431.90 | 188,650 | 188,440 | 377,090 |
| 大同六分半米貨 | 754,500 | 6.5 | 49,042.50 | 196,758.52 | 98,085 | 98,085 | 196,170 |
| 東邦七分米貨 | 383,000 | 7.0 | 26,810 | 80,671.29 | 40,215 | 53,620 | 93,835 |
| 信越六分半米貨 | 1,253,000 | 6.5 | 81,445 | 246,632.71 | 122,947.50 | 162,890 | 285,837.50 |
| 日電六分米貨 | 1,132,000 | 6.0 | 73,580 | 297,289.28 | 148,200 | 147,160 | 295,360 |
| 東電六分米貨 | 18,803,000 | 6.0 | 1,128,180 | 3,506,508.06 | 1,748,010 | 2,256,360 | 4,004,370 |
| 宇治電七分米貨 | 864,000 | 7.0 | 60,480 | 317,552.69 | 90,685 | 120,960 | 211,645 |
| 米貨債計 | 39,896,000 | — | 2,396,650 | 7,981,470.98 | 3,911,182.50 | 4,793,300 | 8,704,482.50 |
| | ポンド | | ポンド | 円 | ポンド | ポンド | ポンド |
| 東電六分英貨 | 2,937,100 | 6.0 | 176,226 | 2,580,741.66 | 264,339 | 352,452 | 616,791 |
| 東邦五分英貨 | 70,576 | 5.0 | 3,528 16/0 | 68,903.32 | 7,057 12/0 | 359,509 4/0 | 366,566 16/0 |
| 英貨債計 | 3,007,676 | — | 179,754 16/0 | 2,649,644.98 | 271,396 12/0 | 711,961 4/0 | 983,357 16/0 |
| | | | | 円 | | | |
| 4 総計 | | | | 69,577,361.53 | | | |
| 米貨債(ドル) | 67,592,000 | — | 4,053,910 | 15,495,604.14 | 5,985,098.56 | 9,136,092.50 | 15,121,191.06 |
| 英貨債(ポンド) | 61,144,253 | — | 3,101,540 4/4 | 54,081,757.39 | 3,625,191 16/11 | 8,491,562 0/8 | 12,116,753 17/11 |
| 仏貨債(フラン) | 400,238,000 | — | 16,009,520 | — | — | — | 21,310,369.17 |

(注) 1. 未払利子累積額とは，各銘柄につき，昭和16年以降利子未払となった分についての契約利子率による単利合計.
2. (C)は「特殊財産管理勘定払込状況一覧表」(大蔵省資料Z506-21) によった.
3. (D)は特殊財産管理勘定払込中止後，昭和20年8月末までの各銘柄の利払期を数えて年間利払額に乗じ算出．算出方式は「外貨未払利子算定基礎方式（理財局外債課1951．11．30)」(大蔵省資料Z506-13) を参照．ただし4分利仏貨公債は元金償還およびー部利払いが継続しているので「四分利附仏貨公債未払利子累積表」(大蔵省資料Z605-21) によって算出した.
4. 政府が継承していない東京都5分利付仏貨債は計上していない.

出所：大蔵省資料Z605-13，Z605-21.

**表 1-19**　外国債の償還期限到来別現在額（昭和5—20年）　（単位　千円）

| 区分 | | 昭和5年度末 | 昭和10年度末 | 昭和15年度末 | 昭和20年8月末 |
|---|---|---|---|---|---|
| 償還期限到来別現在額 | 1年以内 | 58,578 | — | — | 5,855 |
| | 1年超5年以内 | 58,578 | — | — | 210,189 |
| | 5〃10〃 | — | — | 261,718 | 199,429 |
| | 10〃20〃 | 222,673 | 582,340 | 480,200 | 237,585 |
| | 20〃30〃 | 600,233 | 483,105 | 494,678 | 232,542 |
| | 30〃40〃 | 538,963 | 266,416 | — | 1,808 |
| | 合計 | 1,479,024 | 1,331,861 | 1,236,596 | 887,422 |
| 同上比率 | 1年以内 | 4.0 | — | — | 0.7 |
| | 1年超5年以内 | 4.0 | — | — | 23.7 |
| | 5〃10〃 | — | — | 21.2 | 22.5 |
| | 10〃20〃 | 15.1 | 43.7 | 38.8 | 26.8 |
| | 20〃30〃 | 40.6 | 36.3 | 40.0 | 26.2 |
| | 30〃40〃 | 36.4 | 20.0 | — | 0.2 |
| | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

出所：『国債統計年報』昭和5年度4～5ページ，同昭和10年度8～9ページ，同昭和15年度10～11ページ，同昭和25年度13～15ページおよび「外貨債の償還期到来別状況（昭26．12．7 理財局外債課）」（大蔵省資料Z605-3）．

の到来するものにたいし旧平価である一ポンド九円七六三、一ドル二円〇〇六のレートにすることに改められ、既払込分については旧平価との差額が発行者に払い戻された。したがって、利払資金の積立ては、国債については開戦直後のレートで、地方債および社債については旧平価で円資金の払込みがなされたことになる（ただし、宇治電七分利付米貨社債については、発行者から既積立金の差額払戻請求がなされなかったので、昭和一七年三月および九月分は戦前レートによったままとなっている）。

前記(2)のスイスにおける利払いは、「外貨債処理法」により邦貨債に借り換えられなかった分にたいしても、終戦まで引き続いておこなわれた。

四分利付仏貨公債は、その大半が国内にあり、契約による円貨払いが開戦後も続けられて特別措置の必要もなかったが、海外所在証券の利子は未払いとして累積することとなった。

なお、東京市五分利付仏貨公債は、フランスの債



券所有者から同公債発行当時のポンド価値で支払うべしとの訴訟が提起されたため、東京市は昭和三年九月一日渡し以降の元利払資金の送金を停止していた。その後成立した利払協定（昭和一五年九月一日実施予定）もドイツ軍の進駐により実施できない状態にあったため、「外貨債処理法」は適用されず、債務の政府承継はおこなわれなかった。したがって、この公債は本稿の対象外である。

こうして、外国債の利子の未払分が累積することとなった。その一部は特殊財産管理勘定に払い込まれてはいたが、旧レートないし開戦直前のレートで換算された円資金が積み立てられていたのにすぎないことに注意すべきであろう。昭和二〇年八月末の時点で累積した利子の未払い分の推計は表1-18のごとくである。

また、終戦時において、すでに償還期限が到来済の元本額は、英貨債（名古屋市五分利英貨債・東邦電力五分利英貨債）一四万五七三六ポンド、米貨債（大同電力七分利米貨債・宇治川電気七分利米貨債）二二一万ドルであった。また、終戦時の外国債の現在高を償還期限別にみると、表1-19のごとくになるが、時日の経過とともに、全体として構造が短期化したことが示されている。

(1)　大蔵省所蔵日本銀行資料。

(2)　大蔵省「開戦時から現在に至る本邦外貨債の取扱について」（大蔵省資料Z六〇五—二〇）。

## 第二節　戦時補償債務

政府の命令や政府企業間の契約等にもとづいて政府が公約した補償や戦争保険金等の政府債務を一括して戦時補償債務といっている。この債務の大きさの推計は、債務の性格と敗戦に伴う混乱とのために、きわめて困難であった。渋沢敬三蔵相(当時)はこの辺の事情を次のように説明している。[1]

皆さんもよく御承知のように、どれだけ一体補償すべきものがあるか、ということ自身が、実はわからなかったのです。軍需省は補償額をきめる材料ともなるべき書類を焼き、陸海軍省もみな焼いてしまった。というわけで資料そのものが非常に不整備で、その額は全くわからなかったという状態でありました。で、これを探し出すために、相当時間がかかったことは事実であります。

しかし、この債務の処理方針の模索過程で債務の実態を明らかにすることが急がれた。昭和二〇年一一月五日の閣議了解「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件」[2]においては、

補償ノ内容、実施方法、実施ノ範囲等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトスルコト
右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

としているが、大蔵・商工両省による次の調査が昭和二〇年一一月二七日付で、この時点での一応の結論を示した。[3]

軍需企業ニ対スル政府補償等ノ概貌（大蔵省・商工省昭二〇、一一、二七）

本件計数ハ軍需企業ニ対スル政府補償等ノ概貌ヲ明カニスル目的ヲ以テ大蔵、商工両省事務当局ニ於テ極メテ達観的ナル推算ニ依リ取纒メタモノデアツテ今後更ニ適確ナル資料ニ依リ修正セラルベキモノデアル



(イ) 軍需企業ニ対スル戦争損害保険金　一九五億
保険会社又ハ損害保険中央会ニ対スル政府債務総額　一二六億
保険会社ヨリ終戦後ニ企業ノ受領スルモノ
戦争損害保険金ノ支払ハ保険会社ヨリ企業ニ対シテ為サレテ居ルガ其ノ既ニ支払ヒ又ハ今後ニ支払フベキ総額ハ企業及個人ニ対スル両者ヲ合計シ三二九億ト推算セラレ其ノ内訳ハ左ノ如クデアル
此ノ金額ニ付テハ政府ヨリ保険会社又ハ損害保険中央会ニ対シ補償ヲ行フコトニナツテ居リ其ノ補償ハ未ダ為サレテ居ナイ

| | 総額 | 八月末現在支払未済額 | 十月末現在支払未済額 |
|---|---|---|---|
| 企業ニ対スルモノ | 一九五億 | 一二六億 | 九九億 |
| 個人ニ対スルモノ | 一三四億 | 一四億 | 一一億 |
| 計 | 三二九億 | 一四〇億 | 一一〇億 |

(註)　八月末現在支払未済額ヲ終戦時ニ於ケル支払未済額ト看做ス

(ロ) 軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法等ニ基ク生産命令、設備拡充命令等又ハ生産、設備拡充等ニ関スル政府ノ公文ニ依ル明白ナル命令、指示、示達等ヲ実行シタコトニ因リ生ジタ損失ノ補償　一〇〇億
(一) 命令等ニ基キ建設シタ設備等ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ転換困難トナツタコトニ因リ生ジタ損失ニ対スル補償
(二) 右ノ外命令等ヲ実行シタ結果トシテ戦争継続中ニ企業ガ被ツタ損失例ヘバ生産命令ノ変更ニ依リ既ニ取得シタ設備資材等ガ不用ニナツタ損失ノ補償　五億
(ハ) 政府企業間ノ契約打切ニ伴ヒ半製品、仕掛品等ニ対シテ支払フベキ工程払計算ニ依ル代金　一〇〇億

政府債務総額

内終戦後支出トナルモノ　四〇億

之ニ付テノ推算ハ困難デアルガ達観ニ依リ一〇〇億ト推定シ其ノ中前渡金、概算払、官ノ無償支給材料ノ評価額等ノ形デ戦時中ニ支払ハレ従ツテ此ノ種交付金ト差引計算トナルベキモノ約六〇億ト見テ残部四〇億ガ終戦後支払フベキ金額トナル

(ニ) 工場疎開費用ノ補償　二〇億

軍需企業ガ防空法ニ基ク工場疎開命令ヲ実行スル為要シタ費用並ニ同法ニ基ク地下建設又ハ間引疎開ニ関スル命令ヲ実行シタコトニ因リ生ジタ損失ニ対スル補償デアル

(ホ) 兵器等製造事業特別助成法ニ基キ将来政府ニ於テ買上ゲルコトヲ条件トシテ命令シタ設備ノ買上　一億

(ヘ) 産業設備営団ト軍需企業トノ間ノ契約又ハ之ニ準ズベキ明白ナル合意ニ依リ同営団ノ建設ニ振替フベキ設備ノ買上　九億

(ト) 「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ニ基ク経理補償　一億

同要綱ハ実施後幾何モナク終戦トナツタ上ニ既ニ契約代金ノ支払等ニ依リ殆ンド其ノ適用ノ必要ヲ喪失シタモノト思ハレルガ特別ノ事情ニ依リ補償ノ必要ヲ生ズル場合ヲ予想シ一応一億ヲ計上シタ

(チ) 以上ノ合計　四三一億

(一) 軍需企業ニ対シ支払ハルベキ金額ノ総計　三〇二億

(註) (イ)ヨリ(ト)迄ノ各項ノ合計トス

(二) 終戦後ニ於テ軍需企業ニ対シ支払ハルベキ金額

(註) (一)ノ金額ヨリ(イ)ノ項中保険会社ヨリ終戦以前ニ企業ノ受領シタル戦争損害保険金六九億及(ハ)ノ項中政府債務額ト差引計算トナルベキ前渡金等六〇億ヲ控除ス

(三) 軍需企業ニ対スル補償金、契約解除ニ伴フ半製品等代金並ニ企業及個人ニ対スル戦争損害保険金支払ノ為ノ政府債務総額　五六五億

(註) (一)ノ金額ニ(イ)ノ項所掲ノ個人ニ対スル戦争保険金一三四億ヲ加算ス



(四) 右ノ中終戦後ニ於テ支出セラルルモノ　五〇五億

(註) (三)ノ金額ヨリ(ハ)ノ項中政府債務額ト差引計算トナルベキ前渡金等六〇億ヲ控除ス

(五) 今後予算的措置ヲ要スベキモノ　四六四億

(註) (三)ノ金額ヨリ臨時軍事費関係ノモノ一〇一億(ハ)ノ項政府債務額一〇〇億及(ホ)ノ項一億ノ合計)ヲ控除ス

すなわち、戦争損害保険金を含めて債務総額五六五億円、うち軍需企業に対する債務は四三一億円で、終戦後に支払いを必要とする額は三〇二億円である。この金額を戦争中に生じた損失にたいする補償とに分類すれば、前者が一六二億円、後者が一四〇億円となる。[4] なお、支払分の一部はいわゆる特殊決済の方法（政府特殊借入金、特殊預金など）によっていた。

戦時補償債務の推計は、その後、何度か改訂された。また、最終的にこの債務が処理された際の金額は、戦時補償関係請求額八〇九億円、命令融資等損失補償打切り分五〇億円に達している。これらの数字については債務処理問題の推移とともに後に詳述する。当面は、終戦直後の債務処理方針の模索過程でえられた前掲の数字で十分であろう。

(1) 「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述（全）」昭和二六年五月八日、（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一一―一二ページ。

(2) 大蔵省資料Z六〇二―四。

(3) 大蔵省資料Z六〇二―四。なお、この「概貌」は、同日大蔵省から発表された。たとえば『朝日新聞』昭和二〇年一一月二八日。

(4) 「軍需企業ニ対スル補償額推算（大蔵省・商工省昭二〇、一一、五）」（大蔵省資料Z六〇二―四）による。なお、この文書の数字は、「軍需企業負担ニ対スル補償額推算（大蔵省・商工省昭二〇、一一、一）」（同前）の推計を改訂したもので、実質的には本文に引用した一一月二七日付の公表数字と同一である。「一一、一」文書においては、本文の数字は、それぞれ一七〇億円、一四〇億円であり、また、一〇月末作成されたと考えられる文書「軍需企業負担ニ対スル補償額推算（未定稿）」（同前）においては、一九〇億円、一三〇億円となっている。

## 第三節　その他の債務

「序」で述べた理由によって、国債と戦時補償債務以外の債務で、本書においてとり上げなければならないものはきわめて少ない。本章冒頭の「はしがき」において列挙した各種の補償債務のうち、政府保証債または政府保証のある株式配当を除けば[1]、他のすべての債務は、終戦の時点で存在していた債務とはいえないし、また、「序」で説明した理由で第一巻「終戦処理・賠償」編でとり上げられることになっている。

そこで、ここでは在外公館等借入金だけをとり上げることにする。この借入金も終戦の時点に存在していたわけではないから、厳密にいえば、ここでとり上げるのは適切とはいえないけれども、その他の補償債務との関係で処理方針が検討されたという事情にあるので、戦後の国債の新規発行の問題としてではなく、便宜上、ここで概略を説明しておくことにする。

終戦時、在外公館または在外邦人の自治団体等は、本国政府からの送金が途絶した状態の下で、在留邦人の引揚げにかんする経費にあてるために、国が後日返済するという約束の上で、在留邦人から借入れをおこなった。この借入金が国の債務であることは明らかであるが、その返済は在外財産補償の一種とも考えられる性格をもっているため、債務の確認は遅延したが、昭和二四年六月、「在外公館等借入金整理準備審査会法」の公布によって、正式に債務であることが確認された。ただし、借入れが現地通貨でおこなわれているため、換算率の決定に困難があり、債務額の確定はおくれた。最終的には、高額切捨てがおこなわれた上で八・五億円と見積もられた。



(1) 戦時中各種事業債、金融債、興銀等の命令融資に対し政府保証したものの総額は『戦後財政ノ見透ニ付テ（二〇、一〇、一六）』（大蔵省資料Z六〇二―二）では約二四〇億円と見積もられている。その内訳は昭和二一年八月一〇日現在の現在額二〇、七八七、六三七、〇〇〇円については次の如くである（「政府保証債一覧（昭和二一年八月一〇日現在）」―大蔵省資料Z五一九―四）。

| | |
|---|---|
| 金融債 | 一一、〇一〇、一七五、〇〇〇円 |
| 営団債 | 二、一四三、一三六、九〇〇円 |
| 会社債 | 三、四二九、一七九、四〇〇円 |
| 外地債 | 四、二〇五、一四五、七〇〇円 |
| （外ニ現地発行分 | 三三四、九〇〇、〇〇〇円） |

（注）外貨表示債（英・米・仏債）ヲ除ク

# 第二章　終戦と債務処理問題

## 第一節　債務問題の意義

終戦時の債務の二大ブロックである国債、とくに内国債と戦時補償債務の存在は、戦後日本経済の出発点において、経済と財政の再建に重要な意義をもつ問題として認識された。ただ、これら二種類の債務は性格をまったく異にしていたから、戦後の経済ないし財政再建問題における意味も異なってはいたが、債務処理問題としては、しばしばお互いに関連づけられて意識された。債務処理政策が具体的な形を整えてくる過程については後述するとして、ここでは、これらの債務がこの時点の日本経済と財政にどのような意義をもっていたか、あるいは、どのような意義をもつものとして認識されていたかについて、あらかじめ素描しておくことにする。

戦時補償債務については、先に紹介した大蔵・商工両省による推算、「軍需企業ニ対スル政府補償等ノ概貌(昭和二〇、一一、二七)」の末尾に、補償に関連した金融関係の計数が「備考」として掲げられている。(1) 次の如くである。

（備　考）

補償ノ支払ト関連シテ考フベキ金融関係ノ若干ノ計数

一、日本銀行ノ市中銀行ニ対スル貸出金（昭和二十年十一月二十四日現在）　二七、四七三百万円

二、指定金融機関ヨリ軍需会社ニ対スル貸付金現在高
昭和二十年五月末現在　二六、一〇〇百万円
八月末現在推定　三二、〇〇〇〃

三、強制融資現在高（昭和二十年八月十五日現在）　三、四三九百万円

興銀本支店分　一八〇百万円アリ

（註）別ニ疎開資金　六三九百万円

工場疎開資金（受命銀行全部）

四、戦時金融金庫投融資現在高（昭和二十年七月末現在）

融資 承諾額　五、三七一百万円
　　実行額　三、六三二〃

投資 承諾額　六六六〃
　　実行額　三七四〃

計 承諾額　六、〇三七〃
　　実行額　四、〇〇六〃

（註）融資実行額中軍需会社ニ対スル分ハ二、ニモ包含セラル

五、社債現在高（総額　昭和十九年十二月末　政府保証債　昭和二十年八月十五日現在）　一七、〇三四百万円

事業債　七、七〇三〃

内政府保証債　一五、四四七〃

金融債　八、四四五〃

内政府保証債　三二、四八二〃

計　一六、一七五〃

内政府保証債　二、九八六百万円

六、政府出資現在高（昭和二十年八月十五日現在）

政府出資特別会計分　二、三八九〃

右ニ対応スル民間出資　二五七〃

他ノ特別会計分　一、〇〇〇〃

右ニ対応スル民間出資　三、二四四〃

計　三、三〇五〃



この計数を先に引用した「概貌」の要補償額についての推計――終戦後に支出せらるるもの五〇五億円、うち軍需企業に対し支払わるべき金額三〇二億円――と比較すれば、戦時補償債務の実体的な大きさについて一応の概観をうる。この債務の処理方法が、たんに政府信用にかかわる問題ではなく、軍需企業の民需転換のみならず、金融機構にも大きな影響をもつことが予想されていたといえる。

財政問題としては、この債務は流動性の高い債務で、本来ならば、債務が確定し次第、直ちに支払われるべき性質のものである。もっとも、かりにこのような方式でこの債務の処理がおこなわれるとすると、二〇年度の収支の状況からいって、この債務の支払いは、他方で国債の増加をもたらすこととなろう。「戦後財政ノ見透ニ付テ」[2]（昭和二〇年

一〇月一六日閣議報告）は補償支払いのこのような結果を予想して次のように述べている。

（前略―引用者）又戦争保険ノ関係デ損害保険中央会又ハ生命保険中央会ニ対シ政府特殊借入金ノ形式デ損失ノ補償ヲ要スル金額ハ約三百十億円ト推定サレ又疎開ノ関係、沈船補償関係及臨時軍事費ニ依ル注文品等ノ支払ニ付テ特殊決済ヲ行ヒ政府特殊借入金トシテ負担スベキモノヲ現状ニ於テ仮ニ五〇億円ト見込ムトキハ結局本年度末ニ於ケル国債総額ハ政府特殊借入金ヲ合シ二、〇〇〇億円ヲ超ユルモノト予想サレ其ノ利払等ノ為明年度ハ七三億円以上ヲ要スルデアラウ。

また、一一月初旬作成された「昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案」[3]においても、「政府公約ノ補償金等ノ利払」として一七億円が計上されているのは同様の事情による。したがって、この場合には、債務の形態が通常の国債の形態に転換することになるが、この転換にともなう経済的影響を別にすれば、財政にたいしては国債費の増加という結果をもたらすことになる。

債務のもう一つのブロックである国債については、主としてその利払額が巨大であり、最大の財政硬直化の要因となって、財政収支の適合を困難ならしめることが注目され、この問題を放置すれば、財政面からインフレーションを激化させることになるという予想が政策立案の前提となった認識だといえる。

まず、国債のうち外国債については、終戦直後、次の措置がとられた。昭和二〇年九月二二日付で司令部から「金融取引の統制」（SCAPIN-四五）および「金、銀、証券及び金融証書等の輸出入の統制」（SCAPIN-四四）の二つの覚書が発せられ、これにもとづいて、一〇月一五日付の大蔵省令第八八号「金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関スル件」が公布施行され、外貨債にかんしては、証券、利札の輸出入、元利払い、売買その他一切の取引が事実上禁止され、終戦時の現状に変更を加えることは許されなくなった。唯一の例外として、四分利付仏貨国債の円貨による利払いその他が認められたに過ぎなかった。その結果償還期限到来済の銘柄の存在、未払



利子の累積という事実にもかかわらず、外国債の元利払いは、当分の間、棚上げされることとなった。

したがって、当面、債務処理政策の対象として意識されたのは外国債を除いた国債だけとなるが、前章で説明したように、その中心は長期の内国債であった。しかも、償還期限別にみるとき、内国債の構造は戦前のそれよりも長期化し、一一年から二〇年未満の銘柄が九〇％近いという構造になっていたから、当面この点から償還問題が政策課題となることはなかった。他方、国債利子額は戦時の低金利政策の下で、相対的に低く抑えられ、内国債についていえば三分五厘の銘柄が約九五％を占めていた。さらに、戦時に進行したインフレーションは国債元利の実質値を小さくした。しかし、それにもかかわらず蔵計面からみた国債の利払額は巨大であった。この問題が政策問題の一つの焦点として認識されるようになり、戦後のわが国の財政政策を特徴づけた債務処理政策に結実するにいたるのは、インフレーションにかんする政策とその見透しに大きく依存していたと考えられるので、この点について、かいつまんで説明しておこう。

まずインフレーション問題について、大蔵当局がどのような認識と方針をもっていたかが問題となろう。インフレーション問題は大蔵省内において終戦前から検討されていたが、昭和二〇年七月二〇日、広瀬豊作蔵相は閣議において、インフレ問題について説明をし、とくに第一次大戦後のドイツのインフレーションとわが国の諸条件との対比をおこなって、悪性インフレーションの危険性について[4]わが国朝野に警告をしている。その内容は同日おこなわれた記者会見の模様からあるていどうかがえる。

わが国では前大戦後ドイツが経験したごときインフレの危険はないものと従来考へられてゐたが、最近の状況を仔細に検討すれば容易に楽観し難いものがある。マルクの悪性インフレの原因は、(1)資本の逃避、(2)賠償金支払、(3)統制の不完全の三つに帰すと思ふが、資本の逃避については今日わが国に同様の事実はないが、大陸インフレの波及の危険は漸次濃化し来り、少くとも

心理的に通貨に対する信頼感の動揺を来す虞は十分にある。またドイツが賠償金支払に追はれて国内生産に向けらるべき設備、資材の消耗を来したのと原因は異なるが、空襲等による生産設備、資材の破壊喪失が国内生産力に相当の打撃を与へてゐることは事実である。経済統制に関しては、我国は当時のドイツのごとく経済統制を撤廃してはゐないが、わが国における統制の現状を直視すれば必ずしも完全な統制が行はれてゐるとはいひ難く相当の欠陥を指摘せざるを得ない。これらの点に冷厳なる省察を加へるとき、自分は我が国においては悪性インフレの危険なしと楽観するわけには参らぬと断ずる外はなく、もし左様な事態が起れば戦に勝利を期し得ないことは歴史が教へる通りである。我々は仮にも左様な事態が起こらないやう今から断乎万全の措置をとらねばならない。（中略―引用者）

問　インフレの最大原因は厖大なる政府資金の放出による通貨膨張に由来すると考へられる。各省予算を始め政府資金の撒布を適宜抑制する意志はないか。

答　政府資金の放出が通貨膨張に至大の関係をもつことはいふまでもない。予算の編成に際しても、今後は物資、労務、輸送等の実状を的確に把握し、いやしくもこれと符合せざるごとき予算を編成することは厳に戒めねばならぬ。予算使用の問題についても、濫費に流れるがごときは是非とも避けねばならず、既定予算中の不要部分を節約せねばならぬことはいふまでもない。政府は昭和二十年度予算につき再検討を加へ、近く実行計画を決定するはずである。また最近予備金の支出も多くなつてをるが、その事項はあくまで厳選主義で行きたい。

問　政府資金撒布の圧倒的部分を占める臨時軍事費は物動その他現下の物資面からみるも再検討の余地がありはしないか。

答　臨軍費は物資の面からみて多過ぎる様な印象を持たれると思ふが、本土戦場化の事態に応じ内容そのものが変化してをり、その点からいつて多過ぎはしないと思ふ。しかし部分的には使ひ方に問題となる点があるかも知れぬ。これは軍を信頼し軍全体の自粛自戒による外ない。そのために我々はこれから軍官民の協力を得べくインフレ防止を声を大にして説きたいのである。これに関連して前渡金の計画化、調弁価格の調整、売掛金代金決済の促進のごときも大いにやりたい。

（中略―引用者）



最近のインフレが生産を阻害し通貨価値に対する不安を助長したことは否み難いが、これがさらに進行すれば通貨制度そのものまで破壊し、経済秩序を混乱せしめるにいたるであらう。（中略―引用者）私はインフレ防止のため懸命の努力を尽す覚悟である。

終戦直後の大蔵当局のインフレーション問題にかんする認識は、昭和二〇年九月一一日の東京銀行集会所での津島寿一蔵相の講演「戦後の財政経済特にインフレーション対策」[5]に簡潔に表現されている。まず、現状について、蔵相は、「増発せられたる通貨の状態と戦時中に於ける民需物資の需給状態との間には相当の不均衡が生じて居り、『インフレーション』の潜在的情勢が逐次醸成せられつつあるは否み難き所であ」ると把握しているが、この問題の重要性を次のように述べている。

我国の現状に於て当面最も緊要であり且凡ゆる施策に共通一貫せる基盤たるべきものは社会及経済秩序の維持であると確信するものであります。

若し此の基盤が動揺し更に崩壊するが如きことがありますならば戦後の経営は空中の楼閣となり、財政経済の根底は倒壊し、民生安定の如き到底期待し難いのであります。而して此の社会及経済秩序の維持の中核を為すものは実に通貨の信用を確保し、戦後経済に生ずる虞ある所謂悪性「インフレーション」を防止すると云ふことに存すると思ふのであります。

ところで、戦争末期の「通貨膨張の主たる事由が厖大なる軍事費の支出を主体とせる政府歳出の増大と軍需生産資金の著増とでありまするに対し、戦争終結に伴ひ、将来此の種資金の放出は自ら阻止せらるるに至るのであります」。したがって、「今後適切なる施策を行ふに於ては『インフレーション』の昂進を阻止し得る状勢に転移し得る」という。そして、そのための施策として、資金の放出と吸収、物資需給、労務および賃金、為替等の諸側面について述べているが、その中心は資金の放出面としての財政にあるとして次のように述べている。[6]

財政の膨脹と「インフレーション」とが密接不可離の関係にあり、両者相互に原因ともなり又結果ともなることは御承知の通

りであります。第一次欧州大戦後に於ける独逸始め欧州の通貨の崩壊を見たる諸国の事例は端的に此の事を物語つて居るのであります。従つて政府は財政の処理に当つて速に戦時財政より戦後財政への切替整理を行ひ緊縮方針を堅持して政費の圧縮に全力を払ふ覚悟であります。即ち昭和二十年度予算に付ては目下実行予算を編成し、右の目的に即応するが如く所要の措置を講じつつあるのでありますが、之と同時に政府は過日閣議に於て昭和二十一年度予算編成方針を決定し、従来の戦時予算に対し根本的切替を断行し、重点を専ら民生の安定、戦後の復興に指向すると共に其の他の経費に付ては極力之を圧縮し、絶対的緊縮方針を実行する所存であります。

ここで述べられている昭和二〇年度予算の実行計画は八月一八日の閣僚懇談会、一九日の省議をへて、[7] 八月二一日閣議で方針が次のように決定された。[8]

昭和二十年度予算ノ実行計画ニ関スル件

今般時局ノ急変ニ伴ヒ昭和二十年度予算編成ノ基礎的事情ニ根本的変化ヲ生ズルニ至リタルヲ以テ此ノ際各省協力シ左記各項ニ依リ新ナル見地ニ基キ予算ノ実行計画ヲ樹立スルモノトス

記

一、各省ハ夫々所管経費ニ付従来ノ経緯等ヲ一擲シ現下当面必要トスル施策ノ重点的遂行ヲ図ル趣旨ノ下ニ予算実行計画ヲ樹ツルコト

二、戦争遂行ヲ前提トセル経費ハ厳ニ之ガ実行ヲ見合スコト

三、最近ニ於ケル通貨ノ増勢、戦災等ニ基ク国庫歳入減少ノ実状ニ顧ミ且今後ニ於ケル復員及建設所要資金ノ放出ニモ備ヘ予算ノ節約ニ付留意スルコト

（以下省略―引用者）

この方針に基づいて編成された実行予算は九月二八日に閣議で決定された。[9] また昭和二一年度予算の編成方針は、



八月二四日に閣議で次のように決定されている。[10]

（前略―引用者）戦災其ノ他ノ為我ガ国経済ノ受ケタル打撃ハ相当深刻ニシテ国力ノ減耗ハ財源ノ調達ニ重大ナル影響ヲ齎スベキコト自明ノ理タルノミナラズ更ニ戦後処理ニ要スル各種経費ノ増嵩、対外関係ニ依ル国家負担ノ加重ハ必至ニシテ此ノ際財政ノ絶対緊縮方針ヲ確立シ之ニ依リ断呼トシテ経済秩序ノ維持ト民生ノ安定トヲ図リ国家ノ再建ヲ期スベキハ蓋シ現下当然ノ要請ナリ昭和二十一年度予算編成ニ当リテハ各省ハ叙上ノ趣旨ニ則リ其ノ構想ヲ新ニスルト共ニ苟モ安易ナル平時復帰ノ思想ハ厳ニ之ヲ戒メ真ニ時局ニ即応セル予算ノ成立ニ協力スルモノトス

昭和二十一年度予算編成ニ付準拠スベキ事項左ノ如シ

記

一、各省ニ於ケル施策ノ主眼ハ之ヲ将来ノ建設ニ置キ社会及経済ノ秩序維持、国民生活ノ安定等ヲ目途トシ従来ヨリノ施設ニシテ右ノ趣旨ニ副ハザルモノニ付テハ此ノ際其ノ根本的整理切換ヲ断行スルコト

二、昭和二十一年度予算ニ計上スル経費ハ左ニ掲グルモノニ限ルコト

(一) 皇室費、国債費等ノ特殊経費

(二) 前号ノ外法令等ニ基ク義務的経費但シ時局処理其ノ他新事態ニ即応シ其ノ存続ヲ必要トスルモノニ限ル

(三) 食糧其ノ他生活必需物資ノ増産及確保ニ要スル経費

(四) 戦災者及戦災死者ノ遺族、傷痍軍人並ニ戦災者ノ更生援護ニ要スル経費

(五) 帰還将兵ノ厚生ニ要スル経費

(六) 産業ノ転換、労務ノ再配置、戦災地ノ復興、運輸通信機能ノ回復其ノ他時局ニ対処シ緊急措置ヲ要スル施設ニ関スル経費

(七) 其ノ他必要欠クベカラザル行政ノ運営ニ要スル経費

（以下省略―引用者）

すなわち、二〇年度予算の実行計画においても、二一年度予算についても、予算の節約、絶対的緊縮方針が掲げら

れているが、義務的経費である国債費は、いうまでもなく節約の対象とはなりえなかった。また、前記の津島演説において、戦時補償債務の問題について、「工場疎開費用の補償、経理特別対策に基く補償、軍需会社法、国家総動員法等に基く補償、戦争保険等戦時中に政府が企業に対して公約した諸種の国家補償の中戦争終結以前に係るものに付ては成るべく速に綜合的に交付方考究し適宜措置する考であります。」という方針を明らかにし、二一年度予算編成方針においても、「法令等ニ基ク義務的経費」の計上を謳っている。この結果が、国債費の増嵩をもたらすだろうことは上述の通りである。つまり、終戦直後の財政運営方針は国債費の比重の大きさをクローズ・アップさせるものであった。そして、国債費が将来の財政においても大きなものであり続けるか否かは、インフレーションについての見透しに大きく依存していた。

ところで、インフレーションの見透しにかんしては、大蔵省事務当局作成の諸文書よりも、省内に設けられていた戦後通貨対策委員会において作成された個人意見書や各種答申の方が、この問題にかんする省内外の判断の具体的なイメージをわれわれに伝えてくれる。この委員会は、八月二八日の閣議了解によって設置されるが、[11]「戦後新段階ニ処スベキ通貨対策ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」（九月一日、諮問第一号）という諮問にたいして、多くの委員提出意見、部会意見、答申等を産んだ。九月五日、インフレ対策部会は「財政支払ガインフレーション激化ノ一大要因タルニ鑑ミ極力其ノ縮減ヲ図リ、復旧復興ニ要スル経費以外ハ普通歳入ヲ以テ支弁シ得ル如ク按画スルコト」、また、そのために、「今後少ク共五個年ニ亘ル財政計画ヲ確立スルコト」等の事項を審議している。[12]また、九月八日、高橋亀吉委員（経済評論家）は、「現下の『インフレ』問題の中核が財政収支の均衡如何に在ることに鑑み」、昭和二〇年度と二一年度にたいする緊急措置を「財政緊急対策」としてとりまとめている。[13]昭和二〇年度予算については、

(一) 終戦の事実、及び国力低下の事実に即応して、此際、政府は、中央及び地方の財政につき、極力経費を節約し、且つ、予算外国庫の負担契約につき、新事態に即応して其の国庫負担を極力軽減する措置を講ずること。

(二) 臨軍費の監督を速かに大蔵大臣の下に置き、その濫費を厳重に取締る措置を講ずること。

とし、昭和二一年度については、

(1) 普通歳出（特殊経費、並に復旧復興費の公債利子を含む）は、之を厳に普通歳入を以て賄う大方針を確立し、歳出の一大削減と歳入の増収措置を断行すること。

(2) 復旧復興費は、公債支弁とするも、公債発行額は、之を厳に国民の消化力以内に限定する方針を確立し、苟も此の為通貨の膨脹を来たさしめざる措置を講ずること。

(3) 戦災関係費、軍需会社、在外会社等に対する補償金、復興費、賠償金等についても、右の趣旨を遵守すること。但し右趣旨の実行が二十一年度に於ては至難なる場合には、之を少くとも二三年内に実現する措置を講ずること。

(4) 少くとも今後五ケ年に亘る財政計画を確立し、財政の基礎を強固にすること。

等々の方針を盛りこんでいた。この案は九月二八日決定されたA（インフレ対策）委員会案の基礎となり、さらに同委員会案は一〇月五日の総会において、そのまま通貨対策委員会の答申「財政緊急対策」[14]として決定された。右に引用した諸点の趣旨はほぼそのまま答申に盛られている。

この答申の内容は、大蔵省事務当局において検討しつつあった政策の方向と一致しているといえるが、この委員会は答申作成の作業の過程で、インフレーションの現状と見透しについて、いくつかの興味深い個人意見書をのこしている。これらの見透しは右の答申の背後にある現状認識であり、またその対策の結果についての予想でもある。結論からいえば、終戦後間もない時点では、インフレーションの危険性を念頭においていたとしても、その成行きについて、左程深刻な見透しをもっていたわけではないといってよい。たとえば、中山伊知郎委員（当時東京商大教授）は終戦前後の時点で「日米為替相場ノ推算」をおこなっているが、そこでは、各種の基準によって、一ドルにつき八・二一

円から四・三二円の間に分布している。[15] 新木栄吉委員（当時日銀副総裁）は、九月、「為替政策ニ関スル意見」[16]の中で、対米レートの決定について、将来、財政確立、賠償条件決定、物価見透し、国際貿易への参加等の条件が判然とした時期に妥当な水準を決定するとしても、当面、「……一応暫定的ノ『レート』ヲ決メル必要ガアル」が、「換算率ノ急激ナル引下ハ人心ニ及ボス心理的影響モ少ナカラズ、『インフレ』促進ヲ助長スル虞モアル、彼我ノ物価状況其ノ他ノ事情カラ思考シテ円ノ価値切下ハ止ムヲ得ナイトシテモ此際急激ナル変化ハ避ケタ方ガ良イ」としている。小笠原三九郎委員（当時衆議院議員）は、同じ時期に「為替政策ニ関スル意見」[17]の中で、「為替相場ノ決定ハ実勢ニ依拠スベキコト勿論ナルモ、我ガ経済界ノ実情ニ則シ原料其ノ他ノ輸入ヲ容易ナラシムル方策ヲ採ルカ賠償物資其ノ他ノ輸出ヲ容易ナラシムル方策ヲ採ルカニヨリ時期的ニ相当ノ手心ヲ必要トスベシ大体ニ於テ日本円ノ価値ヲ戦前ニ比シ若干低キ程度即一弗五円乃至十円見当ニ決定スルコトヲ得バ為替管理強化ニヨリ相当期間之ヲ安定セシムルコト可能ナリト思ハル」と述べ、さらに、「備考」として、「連合軍ノ本邦進駐ニ伴ヒ暫定的ノ通貨交換比率ヲ定ムル場合ニ於テモ延イテ将来ノ為替基準トナリ易キヲ以テ内外ノ情勢ヲ考慮シ適当比率ニ取定メ方連合軍側ニ申入ノ要アリ」という意見をつけ加えている。また、野田哲造委員（当時住友銀行副社長）は、同じ時期に提出した「為替問題ニ関スル意見」[18]の中で、「目下連合軍ノ国内ニテ使用セル円貨表示ノ軍票ハ連合軍内部ニ於テハ一弗十五円ノ換算率ニテ処理シ居レル模様ニシテ之ガ比率ハ円貨ノ実勢上妥当ナリヤ否ヤ問題ナルガ之ガ価値引上ハ今日ノ実情ニ於テ不可能ト考ヘラルルヲ以テ寧ロ将来ニ亙リ之ガ比率ヲ維持セシムル様措置スルヲ策トスベシ。」（傍点引用者）と提案している。高橋亀吉委員は、「真ノ『インフレ』激化ハ戦後ニアリトノ謬説ト之ニ基ク人心不安ノ一掃措置」等の内容を含む「『インフレ』不安ニ関スル人心安定緊急措置要目」[19]を提出して、インフレに対する一般の不安は根拠がないか、特殊な事情にもとづく現象への無理解によるとしている。ニュアンスの差はあるにせよ、九月の時点では、インフレーションの見透し



についてはきわめて楽観的で、対米相場は戦前水準より若干低い程度、最低でも一ドル一五円の軍票レートの水準に決定できると考えられていたのである。

もっとも、この点については、時間の経過につれて、この委員会においても若干の変化を見出せるように思うし、また、政策についても財政的措置のみならず金融的措置についても多くの提案がなされるようになる。

中山委員は、一〇月一三日、「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」[20]で、「終戦後ノ新事態ニ即シテ一面日米為替相場安定ノ基礎条件ヲ作リ、他面通貨価値ノ維持ヲ図ルタメニハコノ制度ノ復活ヲ断行スベキ」だとして、「日米間ノ為替相場ハ正常ナル取引関係ノナイ現在、合理的ナ決定根拠ヲモツテキナイ。加之、日銀券ガ必要ニ応ジテ随時ニ放出セラレルガ如キ現状ニ於テハ抑モ交換比率ヲ問題トスベキ基礎ガ欠ケテイルト云フベキデアラウ。カカル状況ニ於テハ所謂十五円レートノ如キモ何時変更セラレルヤモ計リ難イ。従ツテ之ニ処スル方策トシテハ発行限度ノ設定ニヨツテ先ヅ為替相場ヲ問題トスベキ基礎条件ヲ作リ出スコトデアラウ。積極的ナカカル努力コソ同時ニ現在想定サレル換算率ノ不当ナル引下ニ対抗シ得ル途デアル。」と述べている。

中山委員はその後の意見書で「近キ将来ノ問題トシテハ『ブレトン・ウッズ』協定ヘノ参加ノ準備モアリ、金本位制ヘノ復帰乃至近接ガ問題トナルデアラウ」（「発券制度及銀行制度ノ改革（昭二〇、一一、一〇）」[21]）が、金本位への即時復帰は望み難いので、「差当リノ問題トシテハ国内制度トシテノ管理通貨ノ運営ヲ合理化シ以テ国際的ナ金本位的制度復活ノ態勢ニ即応スルノ用意ヲ備フベキデアラウ。」（「通貨制度の改革」）として、最高発行限度の設定、公債制度の改革等が提案されている。すなわち、一〇月に入ってからは一ドル一五円のレートの維持についても不安が表明されるようになって、通貨の対外価値の維持のために通貨面からの処方箋が提出されるようになっている。しかし、この場合においても通貨価値の維持という問題が「ブレトン・ウッズ」協定へ

の参加や金本位制の復活という展望の下に考えられていることは、インフレーションの持続的な進行を予想しているわけではないようにみえる。[22]

インフレーションの見透しについて楽観的であったのは、もちろん、この委員会においてだけではない。大蔵省事務当局においても同様であった。渋沢大蔵大臣は次のように回想している。[23]

インフレーションという言葉はむろん知っていましたし、戦後は必ずこれに襲われるだろう、戦時から相当程度のインフレーションを経験していたのであったし、また、潜在的なインフレーションはかなり進んでいましたので、これに見舞われずに済むであろうとは思っていませんでした。が、いかなる形で、またいかなる速度でそれが出て来るか、ということについての感覚は、ほんとうは、私自身漠然とそう思っただけではっきりとはつかんでいなかったのでした。むしろ、そのときの私の考えとしましては、それよりは甘く考えて、これからは多少楽になるんじゃないだろうかという考え方を持っていたと白状せざるをえません。あとから考えてみましても、あのころの考え方は少し甘かったと私自身思います。

一方で、絶対緊縮方針を中心とするインフレーションの抑制策が指向され、他方で、その政策的成功が期待されたことの一つの論理的帰結は、国債の利払費のウェイトの増大である。この点は二一年度予算案の編成作業ないし財政再建計画の検討が進むにつれて明らかになってくる。二一年度予算については、八月二四日の編成方針の閣議決定後、一〇月八日、「昭和二十一年度予算ニ関スル見透」[24]、同月一〇日、「昭和二十一年度歳入予算ニ関スル見透」[25]、翌一一日、「昭和二十一年度予算ニ関スル見透」[26]、同日、「昭和二十一年度歳入歳出予算ニ関スル見透」[27]等が作成されている。なお、一〇月七日には、二一年度の国債費の増加額が二、五七五、一〇〇、五四九円に達するという推計がおこなわれている。[28]二一年度予算の計数についてのこれらの作業の過程で明らかになった問題点は、一〇月一三日、「戦後財政ノ見透ニ付テ」[29]なる文書にとりまとめられ、一〇月一六日、閣議において報告された。[30]次の如くである。



我国戦後財政ノ今後ノ見透ニ付テハ対外関係其ノ他ニ於テ幾多未確定ノ分子ガアリ、今遽カニ適確ナル予想ヲ樹テルコトヲ困難トスルガ今試ミニ昭和二十年度予算ヲ材料トシテ戦争終了ニ伴ヒ不用トナルモノハ落シ国債費等ノ当然増加スルモノハ之ヲ加算シ一般行政費ニ付テハ相当ノ削減ヲ為シ且今年度以上ニ新規ノ事業ヲ為サザルモノトシテ、言ハバ骨格的予算ヲ組ンデミルト昭和二十一年度ノ一般会計歳出予算額ハ一五二億円程度ニナルモノト見積ラレル。

この「一五二億円ノ概算額ハ昭和二十年度一般会計予算額ニ比シ一三七億円程度減少スルコトトナ」り、「臨時軍事費ヲ含メタ純計額一、〇三八億円（内地払ノ臨時軍事費ノミヲ通計スルトセバ七二八億円）ニ比スレバ八八六億円（四七六億円）ノ減少」となる。この概算は、戦争関係費、海外領土関係、価格差補助金、行政整理等の減少要因にたいし、国債費、陸海軍人恩給、復員援護、戦災等の増加要因をそれぞれ推計した結果である。このうち、国債費については、

例ヘバ国債費ノ如キ戦時中発行シタル公債ノ利払等ノ経費ハ当然累増シテ来ル。又戦争保険ノ関係デ損害保険中央会又ハ生命保険中央会ニ対シ政府特殊借入金ノ形式デ損失ノ補償ヲ要スル金額ハ約三一〇億円ト推定サレ又疎開ノ関係、沈船補償関係及臨時軍事費ニ依ル注文品等ノ支払ニ付テ特殊決済ヲ行ヒ政府特殊借入金トシテ負担スベキモノヲ現状ニ於テ仮ニ五〇億円ト見込ムトキハ結局本年度末ニ於ケル国債総額ハ政府特殊借入金ヲ合シ二、〇〇〇億円ヲ超ユルモノト予想サレ其ノ利払等ノ為明年度ハ七三億円以上ヲ要スルデアラウ。

と説明している。「要スルニ右ノ一五二億円ノ概算見込額ハ減ズベキモノハ減ジ増加スベキモノハ現状ニ於テ計数的ニ比較的明瞭ナモノノミニ止メテ推定シタ一応ノ見込額デ言ハバ骨組予算トモ云フベキモノデアル。而モ其ノ二分ノ一ニ近イ七三億円ハ国債ノ利払等ノ為ニ充テラレネバナラヌト云フ結果ニナツテキル」。[31]これにたいして、歳入は、租税印紙収入九六億円、官業収入一八億円、国有財産払下げ収入五億円を含めてもその他収入は一三億円程度で、差引き二五億円の赤字となる。

之ヲ違ツタ眼デ見レバ租税ト官業益金ヲ合計シテ一一〇億円デアリ、他方国債費七三億円外ニ皇室費、禁衛費、恩給費、地方分与税トシテ地方ニ交付スル経費、国庫予備金其ノ他所謂特殊経費トシテ義務費的経費ノ合計ガ一〇八億円デアリ殆ンド右ノ金額ニ匹敵スルコトニナル。而シテ補助費ヲ含メタ一般行政費四四億円ノ内半額以上ニ就テハ其ノ財源ヲ公債ニ求メネバナラヌト云フ状況デアル。尚換言スレバ国債費ヲ除イタ一般ノ経費ハ七九億円、之ニ対スル普通歳入ハ一二七億円デアルカラ差額四八億円ヲ国債費ニ充テラレルトシテモ之ニ依リ賄ヒ得ル国債額ハ一三〇〇億円程度ニ過ギズ、従テ本年度末ノ国債総額ヲ二〇〇〇億円ト見込ミ七〇〇億円ニ対スル利払額二五億円ハ赤字公債ヲ発行シテ辻褄ヲ合セルト云フ計算ニモナルノデアツテ正ニ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄フ段階ニアリトモ云ヒ得ル状態デアル。

しかも、「今直チニ計数的ニハ明カニシ得ナイガ……国庫ノ負担ニ帰スルコト明瞭ナル経費」として、連合軍の駐屯費、現地支出の臨時軍事費の財源である借入金の処理、賠償、軍需企業にたいする補償、政府保証債務、喪失領土占領地域関係の負担およびこれら地域の通貨整理に要する経費等が考えられる。「勿論右ノ金額ハ一時ニ支払フモノニ非ズトシテモ毎年ノ利払額丈デモ百数十億円ニ上ルデアラウシ、我国財政ハ全ク破局的状態ニアルト云ツテ然ルベキデアル。」とし、したがって、「斯クノ如キ我国財政事情ニ於テハ其ノ根本的整理建直ハ正ニ喫緊ノ要務デアリ之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要」だという結論に達している。

その後、省内においては昭和二一年度以降五カ年度間の収支の推計の一連の作業[32]がおこなわれ、歳入および歳出に対する調整の試みがなされ、「根本的整理建直」への方策が探られた。インフレーション悪性化の危険性がようやく認識されるにいたったという事情を背景にこの検討の一応の結論として、一一月五日、財産増加税および財産税の賦課を中心とする「財政再建計画大綱要目」[33]が閣議で報告了解された。それは、「戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽スモノ」として計画



されたものであるが、ここでの財政ないし経済の状況の認識は、「財政再建計画大綱説明要旨（昭二〇、一一、五）[34]」なる文書が意をつくしている。

財政再建計画大綱説明要旨（昭二〇、一一、五）

一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廃ノ一途ヲ辿リ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確ニ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ社会経済情勢ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク、万一基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシ而シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ

今ヤ政府ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ国民ノ食衣住及燃料ノ確保、就業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ

三、然ラバ財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズ

シテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ
（以下省略―引用者）

しかして、二一年度の予算を概算すると、普通歳入一二〇億円に対し、歳出は、引揚邦人援護費等の新規経費および臨時軍事費借入金利子・戦時補償利子を含めると一七二億円となって約五二億円の歳入不足を生ずる。ここでは、国債費は五七億円が計上されているが、臨時軍事費借入金利子四・五億円、補償金利子一六・八億円を加算すると約七八・三億円となる。[35] さらに駐屯軍関係経費・賠償金や対外的な補償等を考慮に入れると国庫負担は膨大となる。

こうして、財産増加税と財産税の提案がおこなわれたのであるが、「今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我国財政経済再建ノ礎石タラシメントスル配意ニ出ズルモノ」であり、そのためには、「先ズ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムル基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ」と考えられたからである。すなわち、インフレーション問題は日本経済再建の方策の枢要な地位を占めていたといえるが、その対策の要をなすものとして国債処理の問題が注目されたのである。

債務処理問題は、戦時補償債務の処理の問題としては、それが終戦時の日本経済の構造の中に深く組みこまれていたために、戦後の再建の方向と速度とを左右する問題として意識された。そして、国債費が歳出総額の最大の費目を構成することが予想されて、一方では、占領費の負担、賠償等の対外債務など今後考えられる経費の負担を困難ならしめ、他方では、財政収支のいちじるしい不均衡をつうじて生じうべき悪性インフレーションが社会経済秩序の破綻に導くことが憂慮されたのである。債務処理問題は、その意味で、財政再建計画の要でもあり、また経済再建のあり方を規定する要因でもあったのである。



(1) 大蔵省資料Z六〇二―四。
(2) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(3) 大蔵省資料Z六〇二―四。
この概略案に付された説明「財政収支計画概略案ニ関スル大蔵大臣説明」（同前）では「政府ノ公約ニ係ル補償金等ニシテ今後予算的ニ政府ノ負担トナルベキ金額」を四六四億円と考え、年三分六厘五毛の利子として一七億円を予定した旨記されている。また、二〇年一一月一日作成の「昭和二十年度以降六箇年度間財政収支計画試案」（同前）では補償金総額四九三億円という想定の下に「政府公約ノ補償金等ノ利払」として一八億円が計上され、翌二日付の同じ表題の文書（大蔵省資料Z五一一―九〇）では、補償金総額四六〇億円、これに対する「利払」として一六・八億円が計上されている。この場合計上された利子額は補償額の約三・六五％に相当している。
(4) 『朝日新聞』昭和二〇年七月二一日。
「渡辺武事務日誌」（大蔵省資料Z五〇八―三）によれば、部局長会議において、インフレーション問題はしばしばとり上げられている。閣議での説明に関する記述としては、七月一三日の記録に「インフレ問題　来週金曜日閣議デハナスコト（中略―引用者）警告ヲ発スルコト　最近ノ空襲等デ悪性インフレ必至ノ感ヲ強クセリ……」とある。なお、同日の記録には「戦勝希望喪失」なる記述がある。記者会見での広瀬蔵相の日独インフレ比較論は七月一一日の記録に「大臣ノインフレ論」としてほぼ同様の要旨が記述されている。
なお、七月二〇日には、「（二〇・七・二〇閣議ニ於テ大蔵大臣説明）」なる括弧書きの上で「日独インフレ比較」なる一表が記されているが、それには、記者会見で述べられている三点の他に、四政治、五社会、六財政、七経済政策なる項目がたてられている。それぞれの項目について独逸と日本との比較をおこなっているが、ドイツについては、四「革命後新政府の弱体」、五「革命後社会不安」、六「各種補助金ノ増大」、七「インフレ政策ヘノ譲歩」、等が指摘されている。わが国について、戦後インフレが問題となっているわけではないが、「戦勝希望喪失」という条件とともに、悪性インフレーションの危険性が、第一次大戦後のドイツとの比較において検討されていることは興味深い。
(5) 大蔵省資料Z六〇四―二九。
(6) 津島蔵相は、後年、当時を回顧しつつ、次のように説明して、財政面からのインフレ対策を位置づけている（津島寿一口述「終戦直後の財政金融問題（其の一）」昭和二六年四月五日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、二五ページ）。

インフレーション防止の根幹は財政であるということは論のないことで、特に私は大正の末期から昭和八年にかけて欧米において、戦後の通貨の問題を研究し、各種の国際会議に出ており、各国のインフレーションのあとの通貨財政整理の問題に、国際連盟の財政委員会の委員として参画した。インフレ対策、通貨の安定ということは、財政の整理、そしていわゆる健全財政の確立ということが、特効的な治療方法であることを身にしみて体験しておった。

そういった意味で、どうしても財政整理を中心にやるべきだという建前をとった。

なお、蔵相は本文で引用した講演の中でドイツインフレーションとの比較をしつつ、次のようにいっている。

尚近時世上往々にして独逸の悪性「インフレーション」の過去の事例を引用し、我国に於ても此の種の「インフレーション」の過程を辿るに非ずやと云ふ懸念を有する向あるやに見受けらるるのであります。」しかし、「独逸の当時の特殊事情に対比し我国の現状は著しき相異あるのみならず、今後の施策如何が一に本問題処理の成否を決定するものであることを思ふとき、独逸の「インフレーション」を回顧して我国に於ける悪性「インフレーション」の必至を観念するが如きは誠に軽卒極まるものと言はなければなりませぬ。

つまりドイツインフレーションとの比較という点では大蔵省の公式見解は、戦後、一転したといえる。二〇年八月三一日の局長会議では、「独インフレトノ差」について再び論議された結果、「独乙ノ通リニナルトイフコトヲ簡単ニイフノハキケン」という結論に達している（大蔵省資料Z五〇八―三）。それは戦後の通貨不安にたいして政治的に対応する必要性があったということの他に、津島演説にみるように、戦時に財政金融面からインフレーションを促進した要因、すなわち、軍事費支出と軍需生産資金の放出という要因が解消されることによって、インフレ阻止が可能だという判断が存在したことによるといえよう。

(7) 大蔵省資料Z五〇八―三。
(8) 大蔵省資料Z六〇四―三一。
(9) 大蔵省資料Z六二〇―八。
(10) 同前。
(11) 大蔵省資料Z六〇四―二八。この委員会は、「インフレーション防止を主眼として、戦後の通貨、財政その他の万般の対策を調査立案、建策する委員会で、九月一日から委員会が実際に審議を始めた。従来の政府の委員会とは趣を異にして、審議は委員長とか理事とか、委員とかにおまかせして、責任観念を強くし、自主的に運営して貰うことにした。即ち大蔵省側は資料を提供したり、あるいは意見を求められれば述べて行くというようなかっこうに組織及び運営方法をきめたのである。」（前掲津島口述、一六ページ）。当初、四つの部会をもって発足し、一〇月一九日、三部会に改編している。

なお、同日の第六回総会でおこなった挨拶の中で渋沢大蔵大臣は「此ノ際、特ニ希望致シタイノハ旧来稍々モスレバ陥リタル如キ官製委員会ニ堕スルコトナク委員会ハ委員会自体トシテノ意見ヲ自ラ創造シテイタダキ度イトイフ一点デアル。（中略―引用者）一ツ本委員会ハ例ヘバ『マクミラン』委員会ニモ匹敵スル如キ権威ト自信トヲ以テ立派ナ御意見ヲ纒メテイタダキ度イノデアル。……」と述べている（大蔵省資料Z六〇四―二八）。その後、大蔵省に於て物価一般に関する事務を司掌することとなったのに伴い、一一月二七日、委員会にたいして、「新日本経済活動ノ基盤ヲ醸成スベキ合理的ナル物価ノ水準体系等ニ関シ貴会ノ所見ヲ諮フ」という諮問第二号が発せられ、委員会の名称も戦後通貨物価対策委員会と改められ、新たに物価部会が設けられた。この委員会は二一年一月末まで活発な活動をした後、同年八月二六日廃止された（同前）。

(12) 大蔵省資料Z六〇四―二九。
(13) 同前。なお、この案は九月二八日のA委員会において配布され、同日決定されたA委員会案の原案となった。
(14) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。なお、来年度予算に対する緊急措置の方針のうち第四項は次のようになった。

(4)健全財政ノ本格的確立ヲ期スル趣旨ニ則リ五箇年ニ亙ル財政計画ヲ策定シ、以テ戦後財政ノ基本的動向ヲ明確ナラシムルコト

(15) 大蔵省資料Z六〇四―二九。それぞれの基準と基準値の時期は次のようなものである。
八・二一円（銀行券発行高指数―二〇・八・九）、六・三七円（主要食料品価格―二〇・九・一五）、五・三二円（卸売物価指数―二〇・五）、四・五四円（金の価格）、四・三二円（生計費指数―一九・四）
ちなみに、開戦直前のレートは一ドル四・二五円であった。
(16) 大蔵省資料Z六〇四―二九。
(17) 同前。
(18) 同前。
(19) 同前。
(20) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。

(21) 同前。

(22) なお、事態の推移とともに、この委員会においても、あるていどのインフレーションの進行を追認せざるをえなくなった。一一月一九日、第一部会は次のような「通貨安定基準決定方針」（大蔵省資料Z六〇四―三〇）を審議している。

一、対内通貨価値安定基準

(一) 本委員会ノ通貨価値安定基準決定ノ前提条件トシテハ左記(イ)(ロ)ノ事由ニ基クインフレーションハ一応之ヲ容認スルモ、適切ナル施策ニ依リ其ノインフレ作用ノ発現ヲ最少限度ニ止ムルモノトシ、右以外ノ事由ニ基クインフレーションハ絶対ニ之ヲ容認セザルモノトス。而シテ若シ万一右(イ)(ロ)以外ノ新規ノ事由ニヨリインフレーションノ発生スル場合ニ於テハ、必ズ之ヲ本委員会ニ於テ決定セラルベキ基準ニ復元セシムルモノトス。

(イ) 戦時中ニ於テ累積セラレタルインフレーションノ要因（例ヘバ資金面ニ於テハ臨時軍事費、金融機関ノ軍需企業融資、価格差等補助金、戦争保険、軍需企業補償等ニ依ル資金ノ放出、物資面ニ於テハ戦災及企業整備等ニヨル物資及生産力ノ消耗破壊）

(ロ) 敗戦ニ基クインフレーションノ要因（例ヘバ資金面ニ於テハ賠償、連合軍駐屯、在外企業等補償、円系通貨処理、在外邦人引揚援護等ニ因ル負担、物資面ニ於テハ領土、内外企業設備等ノ喪失縮小、経済活動ノ制限等）

(二) 通貨価値安定基準ノ決定ニ当リテハ次ノ諸点ヲ確保シ得ル様考慮シ其ノ範囲内ニ於テ通貨価値ノ低下ヲ最少限度ニ止ムルモノトス即チ、生産ノ増強、国民生活ノ安定、財政ノ均衡及決定サルベキ基準ノ持続等

二、対外通貨価値安定基準

外国為替相場ハ右対内通貨価値安定基準ヲ基礎トシテ決定セラルルモノトス

なお、戦時通貨対策委員会は、一〇月一三日の中山意見書を基礎に、一〇月一九日付で、「日銀券発行限度ノ設定ニ関スル意見」を答申している。また、一一月一〇日の意見書は、一一月一六日の第二部会意見書（案）の基礎となり、さらに、かなりの改訂をへて、第二部会意見書となる（大蔵省資料Z六〇四―三〇）。

(23) 「元大蔵大臣渋沢氏講述（全）」昭和二六年五月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、三ページ。

(24) 大蔵省資料Z六〇二―四。

(25) 同前。

(26) 同前。



(27) 同前。

(28) 「昭和二十一年度国債費ノ増加見込額（概数）」（同前）。

(29) 同前。

(30) 大蔵省資料Z六〇二―二。

(31) 先に紹介した「昭和二十一年度予算ニ関スル見透（二〇、一〇、八）」では、歳出総額一五五・二億円、国債費七一・七億円となっており、「昭和二十一年度予算ニ関スル見透（二〇、一〇、一一）」および「昭和二十一年度歳入歳出予算ニ関スル見透（二〇、一〇、一一）」では、歳出総額一五二・七億円、国債費七三・五億円と見積もられている。「戦後財政ノ見透ニ付テ」はこの最後の文書の計数に依拠しているようである。

(32) 「今後五ヶ年度ニ於ケル財源所要額調（二〇、一〇、二二）」、「昭和二十一年度以降五箇年度間財政見透試案（二〇、一〇、二六）」、「昭和二十一年度以降五ヶ年度間財政見透試案（二〇、一〇、三一）」、「昭和二十年度以降六箇年度間財政収支計画試案（二〇、一一、一）」、「昭和二十年度以降六箇年度間財政収支計画試案（二〇、一一、二）」、「昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案（二〇、一一、四）」等の一連の作業があり、その一応の結論が「昭和二十一年度以降五箇年度間財政収支計画概略案（二〇、一一、五）」である。本文の説明ではこの「概略案」にしたがって計数の調整をおこなってある。参考のため、この文書の関連計数を別表に掲げておく。

(33) 大蔵省資料Z六〇二―二。

(34) 同前。

(35) 「財政再建計画大綱説明要旨（昭二〇、一一、五）」が依拠している数字は、「昭和二十一年度以降五箇年度間財政収支計画概略案（二〇、一一、四）」である。本文の説明では、この「概略案」にしたがって計数の調整をおこなってある。参考のため、この文書の関連計数を別表に掲げておく。

**別表**　昭和21年度以降5カ年度間財政収支計画概略案
(昭和20年11月4日)——抜粋　　(単位　百万円)

| 区分＼年度 | 昭和20(参照) | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 普通歳入 | 17,719 | 12,005 | 12,468 | 12,663 | 12,825 | 13,109 |
| 租税及印紙収入 | 13,941 | 9,249 | 9,332 | 9,276 | 9,258 | 9,268 |
| 2 歳出合計 | 28,930 | 17,230 | 16,566 | 16,552 | 16,654 | 16,270 |
| 国債費a) | 4,498 | 5,700 | 5,742 | 5,742 | 5,742 | 5,742 |
| 臨軍借入金利子b) | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 | 450 |
| 政府公約の補償金等利払c) | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 1,680 | 1,680 |
| 3 差引財源過△不足額(1－2) | △11,211 | △5,225 | △4,098 | △3,889 | △3,829 | △3,161 |
| 4 歳入に対する調整 | | 3,959 | 4,589 | 4,858 | 5,151 | 5,439 |
| うち)増税d) | | 3,161 | 3,706 | 3,884 | 4,079 | 4,275 |
| 5 歳出に対する調整 | | △ 103 | △ 272 | △ 439 | △ 608 | △ 608 |
| 恩給制度改正 | | △ 103 | △ 272 | △ 439 | △ 608 | △ 608 |
| 6 歳入出調整額(4－5) | | 4,062 | 4,861 | 5,297 | 5,759 | 6,047 |
| 7 調整後財源過△不足額(3+6) | | △1,163 | 763 | 1,408 | 1,930 | 2,886 |
| 8 財産増加税 | | 22,089 | 9,476 | 0 | 0 | 0 |
| 9 財産税 | | 20,264 | 26,355 | 6,091 | 4,100 | 4,100 |
| 10 合計(8＋9) | | 42,353 | 35,831 | 6,091 | 4,100 | 4,100 |
| 11 控除額 | | 120 | 519 | 823 | 930 | 930 |
| 財産税等賦課による税収減 | | 80 | 515 | 822 | 930 | 930 |
| 徴税費の増加 | | 40 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| 12 差引国債償還財源充当額(10－11) | | 42,233 | 35,312 | 5,268 | 3,170 | 3,674 |
| 13 上記による日本銀行納付金の減少 | | 0 | △ 71 | △ 120 | △ 127 | △ 128 |
| 14 国債利払の減少 | | 0 | 1,541 | 2,829 | 3,021 | 3,136 |
| 15 差引計(13+14) | | 0 | 1,470 | 2,709 | 2,896 | 3,008 |
| 16 未確定経費財源引当額(7＋15) | | △1,163 | 2,233 | 4,117 | 4,826 | 5,894 |

(原注)　a)　21年度首国債(除特殊借入金等)総額1,560億円
　　b)　借入金総額150億円
　　c)　補償金等総額460億円
　　1. 本調には駐屯費関係経費，賠償金，現地通貨の整理に要する経費及在外資産の補償に要する経費を含まず.
　　2. 現地部隊の給与等に要する経費は一応臨時軍事費特別会計支出残額を以て支弁するものとす.
　　3. 本調に掲上の数字は概数にして今後精査の結果相当異動することあるべし.
(注)　a)中にはb)，c)を含まず，d)には普通増税のほか専売益金の増を含む.
出所：大蔵省資料Z602-4.



# 第二節　国債

国債処理にかんしてはいくつかの考え方があった。大きく分ければ、元本そのものを消却しようという考え方と、元本はそのままにして利子負担だけを引き下げようとする考え方があった。前者には、政府資産の売却に消却財源を求めようとするものと、課税、とくに財産税等の特別課税に財源を求めようとするものがあった。債務それ自体を破棄しようとする考え方やインフレーションによって同様の効果を期待する考え方もこのタイプに含ませることができる。後者には、利子を切り下げるか無利子とするという考え方、利払いを一定期間停止したり支払いを繰り延べるという考え方、あるいは利子にたいして特別の課税をおこなうという考え方などがあった。

これらのさまざまな考え方や提案はそのすべてがたえず併存して主張されたわけではない。時期によって、現実に問題となり検討された考え方は変化している。本節では、終戦直後から、この問題に一応の結論が示された二一年初めにいたる間に大蔵省内において検討された諸提案に限ることにする。[1] 便宜上、時系列的にではなく、構想のタイプ別に述べることにしよう。

## 一　官業および国有財産払下げ

国債元本の消却の方策として、戦後もっとも早く形をなした提案は官業および国有財産払下げの構想である。何ら

かの形で官業に手をつけようとする議論は早くからおこなわれていた。八月二八日の閣議決定「戦争終結ニ伴フ国有財産ノ処理ニ関スル件」[2]において、「陸海軍所属ノ土地兵舎其他ノ施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継キ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其他民生安定及財政上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之カ適実ナル管理運用及処分ニ当ルモノトス」云々という一般原則決定のあと、九月四日の省議[3]、および翌五日の局長会議[4]では、鉄道・電信電話・煙草等の国営事業の民営化の可否について検討すべきことが議題となっている。しかし、この構想をもっとも強く主張したのは戦後通貨対策委員会である。

九月五日、同委員会インフレ対策部会では、復興費以外の経費を普通歳入で支弁するための諸方策の一つとして、「公債ノ減額ヲ図リ民間企業ヲ活発ナラシムル為官業及国有財産ノ整理及民営移管ヲ行フコト」[5]が審議されている。さらに、九月八日付の高橋亀吉委員起草の「財政緊急対策」[6]においては、財政収支の均衡をはかるために、昭和二一年度予算に対する緊急措置の一つの柱として、「厖大なる公債現在高を減額し、財政基礎を鞏固にし、民間企業力を活用する為官業及国有財産を民間に払下げること。」が提案されている。普通歳出を普通歳入でまかなうため「歳出の一大削減と歳入の増収措置を断行」するという方針の下での一連の提案――たとえば歳出について価格差補償金の撤廃・その他補助金の三分の一への減額・官吏の定員の半減・恩給年金の検討等――の中で、もっとも基本的な対策だった。この高橋提案は、既述のように、一〇月五日の委員会答申「財政緊急対策」[7]の基礎となったが、官業および国有財産を払い下げることによって国債を消却しようという構想はそのまま答申にもちこまれた[8]。

他方で省内事務当局においても官業払下げの可否についての検討が進められた。渋沢大蔵大臣は、一〇月九日、就任後の記者会見において、国有財産および官営事業の民間払下げは十分研究に値すると述べているが[9]、内外の官営事業にかんする一般的調査[10]のほかに、大蔵省所管の各事業別に民営移管の可否の検討がおこなわれた。煙草事業につい



ては、一〇月一九日の官房企画課作成の「煙草専売事業民営移管ノ可否（未定稿）」[11]において、民営移管論と専売存続論を対照させて検討した結果、すでに、「戦争ノ影響甚大ニシテ需給極度ニ不均衡ナルノミナラズ一般経済亦安定ヲ欠ク今日之ヲ民営ニ移スコトハ不可」だという結論を示しているが、その後、専売局においても同様の結論に達している。すなわち、一〇月二四日付の「煙草事業ノ民営移管ニ関スル検討」[12]、および一一月六日付の「煙草製造事業ノ民営移管ニ関スル検討」[13]がそれである。これらの文書の主張を要約すると、財政収入という観点から実効が小さいというのが一つの論点で、煙草専売事業関係の固定ならびに流動資産の額は僅少[14]で民営移管後に消費税を賦課しても脱税がおこなわれ易い、とくに高率の課税は困難であるという。また、国民経済的見地からも払下げが少数の一部企業者に独占的利益を与えることになるし、資材が不足し、需給が不均衡で、しかも食料が不足している状態の下で耕作者にたいする統制が弱化しているという現状においては、民営は困難だという。さらに外国資本の進出もありうるとして、その結果、「以上ヲ綜合シ現状ヲ基礎トシテ煙草事業ノ民営化ヲ仔細ニ検討スル」ならば、「強ヒテ之ヲ民営ニ移管スルハ得策ナラズト認ム」というのである[15]。また、印刷局事業についての印刷局の検討、「印刷局事業ノ官営民営ニ関スル得失（二〇、一〇、二五）」[16]も事業の性質から官営が妥当だとしている。すなわち、省内の担当部局はおおむね官業払下げに否定的であったといえる[17]。

しかし、主計局で作成された文書、「官業払下問題」[18]は払下げ反対論が省内の一致した見解ではなかったことを示している。すなわち、ここでは「官業払下ノ利弊」を財政面と産業政策面から検討して、「先ヅ官業払下ノ最モ有力ナル縁由トナッタ『財政上ノ理由』ニ付テハ財政収支均衡ノ要請財政ノ固定性ヲ緩和シ其ノ弾力性ヲ恢復スル必要、国債整理ニ対スル国家ノ誠実ナル態度ヲ通シテ永年ニ亘ル国家信用ヲ維持スル考慮等カラ見テモ其ノ断行ヲ可トスベシ。」といって反対論をしりぞける。ところが、産業政策面から考えると問題はさほど単純ではないとして、貧弱な資

源国では民営としても政府の統制が必要だし、経済民主化についても日本経済の特殊性をふまえた解答は容易に見出し難い、また、「官業払下ノ限界」が、事業の性質・採算・政策との関連で存在するし、払下げ論をとるとしても「時期」が適切とはいえない。「之ヲ要スルニ産業政策的立場カラスル払下ニ付テハ日本経済ノ特質カラ来ル制約ヲ考慮シ、払下ノ時期ニ付慎重ニ検討スル必要ガアルカラ、現在払下ヲ実行スルトスレバ其ノ形態ヲドウスベキカハ此等ノ考量カラ練リ出サネバナラナイ。」として、「終極的全面的払下論」すなわち「民有民営論」と「国有民営論」を排して、「『民有国営論』ヲ根幹トシ国営ノ欠陥ヲ是正スル方途ヲ別ニ講ズル方法ハ財政目的ヲ充足スルト共ニ産業上ノ問題ノ検討及時期ノ熟成ヲ待ツコトガ出来ル点ニ於テ現在ニ於テハ少クトモ賢明ナル方策デアルト考ヘラレル。」と述べている。

国有財産の払下げについては、すでに八月二五日に「国有財産ニ関スル善後措置並ニ今後ノ活用方策（未定稿）」[19]なる文書において、戦災復興、国民経済および生活の安定ならびに購買力の吸収、財政収入の確保等のために積極的な払下げの方針が示されてはいたが、事態は必ずしもそのようには進行しなかった。詳細は本財政史第九巻「国有財産」編に譲るが、加藤八郎国有財産部長（当時）によると終戦直後の「国有財産関係の仕事と致しましては軍から引継ぎました財産の処理で、その中一番大きな問題は、何と申しましても引継ぎ財産の現状を把握するということであった」[20]という状態であった。さらに旧軍用財産だけでなく、国有財産一般の処分についても、司令部の許可が必要だという事情があった。一一月二四日付の司令部覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」（SCAPIN-三三七）は「不動産又ハ他ノ固定資産、設備及他ノ公益事業又ハ企業ノ利益ノ売却其ノ他ノ処分」は司令部の許可なくしておこないえないという制限を課していた。司令部の許可の方式について若干の緩和がみられた後も、払下げにはさまざまな困難があった。加藤は、当時の論議を次のように整理している。[21]



当時国有財産の根本的な処分についていろいろの意見があったのであります。そのおもなるものを申し上げますと、一つは財政上の有力な財源であるから至急に処分したらいいではないかという論と、これと反対に現在のような――その当時でありますが、現在のような社会情勢なり経済情勢が非常に困難なときには、あえて売り急ぐ必要はない。第一に都市計画もきまっていないし、また日本の産業立地計画というものもきまっていない、そういう際に売り急ぐことは将来非常に困るのではないか。またその当時現金を持っている者は、第三国人かあるいはやみ取引でもうけたようなかんばしからざる階級である。そういう者を相手に国有財産を売払うことはおもしろくないから、決して売り急ぐ必要はないという議論があったのであります。また、富の再分配という見地から公平な処分を考えてもらいたいという意見もありました。

省内におけるこのような検討をへて、事務当局においては、官業ならびに国有財産払下げによる国債消却には消極的となっていった。一〇月半ば頃作成されたと考えられる文書、「国庫貸借収支綜合試算表（案）」[22]においては、国有財産払下げによる五〇〇億円――鉄道三〇〇億円、電信電話五〇億円、その他一五〇億円――が、財産税八〇〇億円、戦時利得税一〇〇億円とともに、諸債務の償還に充当されることとなっていた。[23] しかし、一一月五日、閣議において了解された「財政再建計画大綱要目」[24]においては、「国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スルコト」という一項を含んではいたけれども、国債償還の方策としては、後述するように財産税および財産増加税によることが確定したのである。そして、わずかに国有財産の払下げによる収入が、この時期の一連の計画において、普通歳入の増として、若干額見込まれたにすぎない。[25]「戦後財政再建策覚書」[26]と題する主計局作成の文書は、「国債ノ消却手段トシテ官業ノ払下等ヲ行フモ心理的効果以外ニ効目ナシ。僅カニ財産税ニ依ル元本自体ノ磨銷ト国有財産ノ払下ニ依ル遊資ノ吸収ト共ノ生産的利用トガインフレノ昂進ヲ緩和シ得ルノミ。」と述べている。この問題にたいするこの時点の事務当局の考え方を表現したものといってよいだろう。

通貨対策委員会は、その後委員会の編成替えにより第三部会（財政金融並に証券対策）がこの問題の検討を続けていたが[27]、この部会起案の意見書が一一月一〇日の総会の議をへて同一二日、大蔵大臣に提出された。この「意見書[28]」（歳出予算ノ整理、財産税ノ創設其ノ他租税政策、軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策）は一〇月五日の「答申」（財政緊急対策）の課題を引き継ぎ、その「具体的方針」を示そうとしたものであるが、国債償還については次のような方針を述べている。

元本二千億円、利子七十三億円以上ヲ予想サルル国債費ニ付テハ大幅減額ノ要アリ之ガ為財産増加税及ビ財産税ノ創設並ニ国有財産ノ大規模払下ニ依ル国債ノ償還ヲ図リ低金利ヲ馴致シ国債ノ低利借替ヲ可能ナラシムルガ如キ施策ヲ講ズベキデアル

すなわち、国有財産の払下げは国債償還の一方策とされてはいるが、財産増加税および財産税とならぶ一方策にすぎない。一〇月五日の答申とくらべると重要度の後退は顕著である。

委員会はその具体策についてその後も検討をつづけ[29]、翌二一年一月一一日、財政部会がとりまとめた答申案[30]を、若干の手直しの上、一月一四日、「官業及国有財産払下ノ件[31]」として大蔵大臣に答申した。それは、官業と国有財産の払下げを通して約七〇億円の収入を見込んだもので、陸海軍の作業庁・用地等を除けば、わずかに電話事業の払下げに積極的姿勢を示したに止まった。国債元本の償還策として戦後最初に形をなした官業及国有財産払下げの構想は、それを積極的に主唱した戦後通貨（物価）対策委員会においても消極的なものとなってしまったといえる。次の如くである。

官業及国有財産払下ノ件答申（昭二一、一、一四、戦後通貨物価対策委員会）

官業及国有財産ノ処理ニ付テハ各項毎ニ調査ヲ要スベキモ、大体左記方針ニ依ルヲ可トス

一、財政的見地及民間企業振興ノ見地ヨリ払下ヲ行フベキモノナルモ、別記官業及国有財産処理案ニ示ス如ク払下ノ時期、方法



等ニ付テハ更ニ検討ヲ要スト認メラル。尚払下を可トスルモノニシテ其ノ決定ニ時日ヲ要スルモノニアリテハ一時使用又ハ貸付トスルモ已ムヲ得ザルコト

二、官業及国有財産ノ処理ハ大蔵省ニ於テ一元的ニ取扱フコト

三、払下ニ当リテハ民間人ヲ主トスル処理委員会及評価委員会ヲ設ケ払下価格其ノ他払下ニ関スル重要事項ニ付民間人ノ智識手腕ヲ活用スルコト

官業及国有財産処理案

官　業

一、鉄　道

昭和十六、十七、十八年度ノ収益ヲ標準トスレバ評価額ハ百五十乃至二百億円ニ達シ国債整理ノ見地ヨリ又沈滞セル民間企業ノ現状ヲ救済スル見地ヨリスルモ相当効果ヲ期シ得ベキモ

(イ) 戦災ノ復旧ハ当分ノ間民業トシテ頗ル困難ナルコト

(ロ) 前記金額ヲ標準トシテ払下ゲタル場合ニ於テ仮ニ四、五分程度ノ配当ト相当ノ償却トヲ為サンガ為ニハ運賃ノ大幅引上ヲ必要トスベク、官業ノ儘トシテ値上ニ依ル収入増ヲ歳入ニ繰入ルルコトニ依リテ財政的ニハ略々同様ノ目的ヲ達シ得ベキコト

(ハ) 能率ノ点ヨリ見ルモ鉄道ノ如キ大規模経営ニアリテハ官民営ノ間ニ差等ヲ認メ難キコト

(ニ) 民業トシテノ形式、運営方法等ニ付テ研究ヲ要スル点多々アルコト

(ホ) 現状ニ於テ民間ニ引受能力アリヤ疑ハシキコト

等ノ理由ニ依リ此ノ際トシテハ現状ノ儘トシ、将来経済界ガ一応安定ヲ見タル場合更ニ検討スルコトトスルヲ可トス

本案ニ対シテハ急速払下ヲ目標トシテ調査ヲ進ムベシトノ意見並ニ計画経済ノ見地ヨリ国営ヲ維持スベシトノ意見アリ

二、電　話

現状ニ於ケル見積価格二、三十億円ニ止マリ国債整理ノ点ヨリ見レバ大ナル意義ナキモ鉄道ニ比シ民業トスルニ支障少ナキノミナラズサーヴィス改善並ニ民業振興ノ見地ヨリスルモ民間払下ヲ目標トシテ至急調査ヲ進ムルヲ可トス

三、煙草専売

民業振興ノ見地ヨリ払下ヲ可トスル理由ナキニアラザルモ、財政的ニハ専売制度維持ヲ有利トスルノミナラズ、戦災ニ対スル復旧モ官業ヲ利便トスルヲ以テ当分現状維持ヲ可トス但シ将来東亜ノ情勢安定シ東亜各地ヘノ進出可能ノ見込アルニ至ラバ民業ニ移スヲ可トスベク将来払下ヲナスコトアルベキ見地ヨリ準備研究ヲ進メ置クヲ可トス

四、陸海軍作業庁

民需産業ニ転換容易ナルモノハ急速払下ゲ、然ラザルモノニ付テモ出来ル限リ速カニ民業トシテ活用シ得ル如ク積極的ニ調査ヲ進ムルヲ可トス

五、陸海軍研究所

関係官庁、大学等ニ移管スルヲ本旨トスベキモ民間工場又ハ研究所等トシテ適当ナルモノハ急速払下ヲナスヲ可トス

印刷局其ノ他右以外ノ官業ニ付テハ概ネ現状ヲ維持スベク特ニ研究ヲ要セザルモノト認ム

国有財産

一、陸海軍用地

箇別詮議ヲ要スベキモ、農耕、塩田、植林、牧畜用ニ適スルモノハ大体左記方針ニ依リ急速処理ヲナスヲ可トス

(イ) 小規模経営ニ適スルモノハ個人払下

(ロ) 大規模経営ニ適スルモノハ民間大企業払下

(ハ) 採算其他ノ関係ヨリ民営トスルニ適セザルモノハ官営トス

市街及近郊所在地ハ住宅地帯、緑地帯、附属農耕地等都市計画ノ決定ヲ待ッテ適宜処理スルコト

尚最近ノ取得ニ属スルモノハ其ノ実情ヲ調査シ払下ニ当リテ元所有者ヲ優先セシメ買入価格ヲ基礎トシテ払下価格ヲ決定スル等時宜ニ適スル措置ヲ講ズルコト



二、一般用地

農耕及塩田適地ニ付テハ軍用地ノ例ニ依リ其ノ他ノ用地ニ付テハ積極的ニ払下ヲ考慮スルコトナク国有ノ儘活用スルヲ可トス殊ニ山林ノ経営ニ付テハ万全ヲ期スル要アリ

三、諸建造物船舶等

夫々ノ用途ニ適スル如ク至急調査ヲ進メ特ニ支障ナキ限リ速カニ払下ヲ行フヲ可トス

四、株式其他政府投資

特ニ支障ナキ限リ速カニ払下ヲ行フヲ可トス

備考

以上ニ依ル大体ノ払下見込額ハ官業及国有財産ヲ通シ約七十億円

## 二　財産税等

国債元本の償還策として公式に認知された方策は財産税等の特別課税による方法である。財産税によって国債の相当部分を一挙に償還しようという構想が具体化するのは渋沢蔵相の就任直後のことのように思われる。この構想の由来は必ずしも明確ではないが、およそ三つの契機が考えられる。その一つは、主税局において戦時中から財産課税が検討されてきたことにある。吉田信邦（当時主税局勤務）は次のように説明する。(32)

終戦前からも――松隈さんもよく言っておられたが――戦争が済んだら財産税で行かなければ、勝っても負けてもうまく財政が処理できないだろうといったことは、これは戦時中からの主税局の主張でもあったわけです。それは、インフレ問題、戦後の

富の公平な分配問題、こういうものが議論の基礎になっています。（中略―引用者）財産税は主税局の最後の切札だったわけですね。

ただし、この場合の財産税は経常税としての名目的財産税が念頭にあったようである。前尾繁三郎（当時主税局第一課長）によると、[33]

財産税の問題は、じつはその前（渋沢蔵相就任以前―引用者）からいろいろと話はしていたのですが、このころの話は臨時的な財産税創設ということではなくて、恒久的な財産税を徴ったら何うかということでした。昭和十三年につくった草案があり、また資料も残っていたので、そんなもので研究をしていました。というより多少の考えをまとめておったのです。

もう一つの契機は、第一次欧州大戦後に各国がとった政策についての検討であろう。前尾はこの点について、「第一次欧州大戦のあれと同じ経過をたどるだろうという考えがあった、それだからとにかく第一次欧州大戦のときの考え方だった。[34]」としているが、渡辺喜久造（当時主税局勤務）はより具体的に次のように説明している。[35]

財産税については、それ以前にもいろいろ議論されておりました。イギリスのキャピタル・レヴィは実行はされませんでしたが、第一次世界大戦後随分議論されていたところでありますし、それから第二次世界大戦のあとフランスで財産税が行われ、同時に財産増加税が行われました。あれはたしか一九四五年の八月ごろだったと思います。そうした点を一応頭におきまして、基本的な考え方として、財産税及び財産増加税の考え方ができていたわけであります。

しかし、この構想が結実するのに決定的な契機となったのは、渋沢蔵相の山際正道大蔵次官との会談であったようである。渋沢蔵相自身の説明によると、[36]

大臣就任の当初でありましたが、私の宅で山際さんと二人きりで話したとき、いわゆる財産税が持上りました。そして、財産税を徴収するということが果してできるかどうか、この点に非常な疑いをもちつつ話をした記憶があります。しかし、これをひとつ研究してみようかということになって、池田勇人君（当時主税局長）に話してみました。その結果ぜひやろうということにだんだんと話が行きました。

また、山際次官も同じく次のように説明している。[37]

戦争中の国債元利金その他戦争のための経費の総計が確か千億というんだったね。そこで一挙にその千億を償却しようと考えた。この問題については渋沢さんから御相談を受けたが、財産税で行くより仕方がない。財産税をなぜとるかというと、それによって国力を回復するためだと答えたように記憶する。そこで池田主税局長に一体財産税の系統で千億円とれるかと云ったところが、とれるというんです。それじゃ案を立ててくれというので、いよいよとりかかったわけです。

すなわち、財産税の徴収による国債の消却というドラスティックな構想が形をなすについては渋沢蔵相の意向が大きかったように考えられる。[38] 津島蔵相期の財産税問題は、山際次官によると「思いつき程度だった[39]」というが、このことはこの時期までの省内における検討が組織的なものではなかったことを示しているといえよう。なお、この構想の発案には司令部は無関係だった。渋沢は次のように説明している。[40]

財産税の問題は……もともとGHQの側から言われて始めたことではなかったのであります。むしろGHQの方では、日本政府が積極的に財産税を創設しようということをきいて、びっくりした、というような感じでありました。一体そんなことができるか、といったふうなわけで、この問題を司令部側では受取ったようでした。その後だんだん司令部側も考えて、よかろう、大いにやろう、その代り財産のあるところから、うんととって、一種の富の平準化をしよう、というわけで、こういう考え方からあちらは賛成したように見受けられました。

こうして財産税構想が急速に立案へと具体化することとなる。一〇月一三日に作成され、一六日に閣議で報告された「戦後財政見透ニ付テ[41]」においては、財政の「根本的整理建直ハ正ニ喫緊ノ要務デアリ之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要デアリ、目下大蔵当局トシテハ深甚ナル研究ヲ続ケテヰル」（傍点引用者）と述べているが、一〇月末に財産税と財産増価税の創設案要綱が形を整えるまでの過程を愛知揆一文書課長（当時）のメモ[42]によって

省内の会議から摘記すると以下の如くである。

一〇月一二日、次官室における会議において「徹底的ナル財産税」が「国債ノ廃止」とともに論じられている。

同月二二日、大臣室における会議においては構想の枠組みが論議されている。財産税の規模については、「四千億ノ国富トシテ千億弱」が見積られているが、「四千億ト国富ヲ見込ムニ付テハ不動産ヲ極メテ高価ニ見積ラネバナラヌ」とされ、「独乙ハ千三億ニ対シ約二割」であったという事実から、「之ガ最高ナルベシ」という判断が示されている。また、課税対象について、「財産税ハ法人ニ対シ課シ得ルヤ」という問題が論じられている。さらに、「財産増加税ト二本建ニスルコトノ方ガ通リハ宜シ」とされ、財産税・財産増加税の二本建ての構想が定着する。この場合、財産増加税を戦時利得課税として考えていたことは同日の記録のうちに「財産税、戦時利得税ノ見透シ」という表現が見出されることによってほぼ明らかだと思われる。

同月二五日の会議においては、財産税の評価や捕捉の問題、二本建てにともなう技術的な問題のほか、法人にたいする財産税課税について「法人ハ理論的ニ財産税ノ対象トナラヌガ財政事情及政治事情ヨリシテヤハリ賦課スベキデアラウ。二重課税ニナルコトハ技術上防止出来ル」という判断が示されている。

同月二八日、官邸における会議では財産税の課税標準・控除・税率のほか、個人から五〇〇億乃至六〇〇億円、法人から二〇〇億円の税収が見込まれることが説明されている。なお、この時「cash ニ課税スル為ニハ 新紙幣ヲ 出スコト」が論じられている。また、「財産税ノ目的ハ財政再建ニ集中」するという問題が話題となっている。

同月三一日には、課税の目的について、「財産税ハ全部国債ノ償還」に充当することが再び記されている。

以上が、両税の創設案が最初に形作られる過程で論議された諸点である。これらの諸論点がほぼ煮詰まってきた一〇月二六日に作成された文書「臨時財産税実施上特ニ考慮スベキ事項（メモ）」[43]は、この時点の財産税の問題点を要約



している。

一、臨時財産税ハ年々ノ財政資金ノ調達ヲ目的セズ戦争ニ因リ累積セル政府貨(ママ)債務ノ合理的ナル非常清掃手段（極端ナルインフレーションニ依ル政府過重債務ノ整理方法）トシテ一回限リ賦課スルモノトス

二、臨時財産税ハ可及的金額ノ収入ヲ目途トス（爾後ノ財政均衡ノ維持ヲ可能ナラシムルヤウ課税技術ノ許ス限リ高率ノ賦課ヲ行フ）

（註）具体的ニハ課税財産額ノ調査ヲ俟ツテ決定スル外ナキモ政府貨債務総額ノ二分ノ一以上（出来得レバ二分ノ一程度）ノ整理ヲ行ヒ得ル程度ノ累進税率トス

三、臨時財産税ハ原則トシテ国債ヲ以テ一時ニ納付セシムルコトトスルモ課税財産中不動産ノ占ムル割合多キモノニ付テハ不動産ニ依ル収納ヲ認ムルト共ニ二箇年程度ノ期(ママ)（三分程度ノ金利ヲ附ス）ヲ認ムルコト

（中略―引用者）

六、課税財産ノ範囲及調査ニ付テハ特ニ左記諸点ニ留意ヲ要ス

(一)　無記名公社債、銀行預金等及手持通貨ノ調査ヲ可能ナラシムル措置ヲ必要トス例ヘバ

(イ)　無記名公社債ニ付テハ登録等ノ方法ヲ採用シ登録セザルモノハ之ヲ無効トス

(ロ)　銀行預金等ニ付テハ銀行等ヲシテ報告セシム

(ハ)　手持通貨ニ付テハ新通貨ト引換フルノ方法ヲ採用シ従前ノ通貨ノ流通ハ無効トス

（以下省略―引用者）

こうして、一〇月末から一一月始めにかけていくつかの要綱が作成された。その内容は本財政史第七巻「租税」編に譲るとして、そこで予定された税収見込み額は表2－1の如くであった。

これらの一連の作業を背景にして、一一月五日、閣議において「財政再建計画大綱要目」[44]が報告了解された。そこ

**表 2-1**　財産税・財産増加税収見込
（昭和20年10月30日・同年11月2日）　（単位　億円）

| | 10.30 | 11.2 |
|---|---|---|
| 財産税 | | |
| 個人財産税 | a）457 | c）410 |
| 法人財産税 | a）199 | c）199 |
| 財産増加税 | b）315 | d）315 |
| 合計 | 972 | 924 |

（注）a）は「財産税創設案要綱（昭和20.10.30）」，b）は「財産増価税創設案要綱（昭和20.10.31）」，c）は「財産税創設案要綱（未定稿）（昭和20.11.2）」，d）は「財産増加税創設案要綱（未定稿）（昭和20.11.2）」．
出所：大蔵省資料　Z603-18.

では財政収支の均衡回復をはかる方策として両税の創設が説かれていた。

一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴集シ、戦争ニ因リ財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立ニ資スル為財産増加税ヲ創設スルコト

二、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル為財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保スルコト

こうして、財産税および財産増加税による債務処理＝財政再建という方策が公式に確認されたが、この時点での両税創設についての考え方は、同日付の「財政再建計画大綱説明要旨」[45]によく表現されている。

（前略―引用者）

四、財政ノ概況及見透シ上述ノ如シ、之ヲ国民経済的観点ヨリ見レバ、今日我ガ国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ遽ニ推断ヲ下シ得ザルモ、概ネ四、五千億円ト推定セラルル処、其ノ中千五百億円乃至二千億円ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハバ身ノ無キ財産ト考フベキモノナルベシ、右ハ敗戦ノ結果国民経済全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象、即チ物ト金トノ極端ナル不均衡トナリテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ闇価格ヲ吊上ゲ経済秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション発生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノニシテ、之ガ対策トシテハ一面民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト共ニ謂ハバ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要アリト認メラル



仍テ今日採ルベキ措置トシテハ

(1) 先ヅ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ而シテ其ノ方法トシテハ先ヅ以テ約九百二十億円ニ上ル財産増加税及財産税ヲ一回限リ賦課シテ一応二千百七十億円ニ上ルト認メラルル国債ヲ千二百七十億円ニ削減シ之ニ依リ毎年ノ国債費負担ヲ約七十五億円ヨリ約四十四億円ニ減ズルコト其ノ中核ナルベシ

右九百二十億円ノ財産増加税及財産税ハ実ニ我国民ノ財産総額ノ二割乃至二割五分ニ当ル計算トナルモ、戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全国民戦死シタルモノト考フレバ、有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乗リ出スベキ我国民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信ゼラレズ

(2) 尚現状ニ於ケル国民ノ財産ハ金銭的形態ヲトレル部分相当大ナルヲ以テ財産増加税及財産税ノ徴収ハ技術的ニモ比較的容易ナリ、而シテ現金ヲモ課税対象トスルコト固ヨリニシテ之ガ為ニハ新様式ノ日本銀行券ヲ発行シ現銀行券ト強制的ニ交換セシムル所存ナリ、右ノ如キ画期的ナル施策ヲ断行スルモ尚約千二百数十億円ノ国債ハ残存スルヲ以テ能フレバ多少ナリトモ年々之ヲ消却スベキハ財政再建上当然ノ要請ナル次第ニシテ従テ今後毎年度ノ予算ニ付テハ少クトモ普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フノ鉄則ヲ堅持スルノ要アリ

然ルニ前述ノ如ク財産増加税及財産税ノ創設ニ依リ、二十一年度ニ於テ約四百二十億円ノ国債ヲ消却シ得ル結果、国債費ニ於テ二十二年度約十五億円ノ減少ヲ期シ得ベク、二十三年度以降ニ於テモ年々相当額ノ負担ヲ減少シ得ベキモ、尚且、上述ノ如キ歳入歳出ノ状況ナルヲ以テ今後当分ノ間普通歳入ヲ以テ普通歳出ヲ賄フヲ得ザル次第ナリ

仍テ

(3) 右ノ新税ノ外ニ更ニ当面必要ナル税制ノ改正ヲ行ヒ年約二十億円ノ増収ヲ図ルノ要アリ（中略―引用者）

六、財産税ノ創設等徹底的ナル方策ニ依ル財政均衡ノ回復ハ前述シタル如ク、之ニ依リ破局的ナル我国財政再建ノ礎石ヲ築クト

共ニ出来得レバ之ニ依リ莫大ナル通貨量及購買力ヲ回収シテ通貨ノ価値ヲ安定シ我ガ経済秩序ヲ維持センコトヲ企図スルモノニシテ、斯クノ如キハ食衣住及燃料等ノ確保、生産活動ノ促進、就業方途ノ指示等諸般ノ民生安定方策ト綜合的併行的ニ強力ニ実施セラルルニ非ザル限リ其ノ目的ヲ達シ得ザルノミナラズ、場合ニ依リテハ却ツテ異常ナル混乱ヲ惹起スル虞モ存スル次第ニシテ、此ノ際重ネテ各所管省ノミナラズ政府全体トシテ右当面ノ国民ノ最低生活保障ノ具体的方途ノ早急ナル実現ニ付決意ヲ新タニ致シ度シ

尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ速急ニ連合軍ノ了解ヲ取付度キ所存ニシテ之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以テ、発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受クルコト ト致シ度シ

七、以上要之今回ノ提案ハ縷述セル如ク当面ノ実情ニ鑑ミ採ルベキ施策ノ一大重点ヲ財政収支均衡ニ凝集シ他ノ諸方策ノ綜合的推進ヲ期待シ以テ我国財政経済再建ノ礎石タラシメントスル配意ニ出ヅルモノニ外ナラズ而モ之ガ実施ニ当リテハ国民ノ自力更生精神ノ振起ヲ基底トスル秩序ノ維持ヲ主眼トシ、戦争ニ基ク富ノ偏在ヲ是正シ国民ノ負担ヲ公平化シツツ所期ノ目的ヲ達成セントスルモノナリ

固ヨリ国民ノ総財産額ノ四分ノ一ニ垂ントスル財産増加税及財産税ノ賦課ノ如キハ或ル程度国民経済力ヲ萎縮シ生産力ニ若干ノ影響ヲ齎スベキ懸念ナキニ非ザルモ本税ノ徴収ハ前述ノ如ク身ノ無キ財産ノ吸収整備ヲ主トスル結果トナルモノナルヲ以テ、之ガ徴収方法宜シキヲ得一面ニ於テハ之ニ依リ物ト金トノ均衡ヲ恢復シ、抜本的ニ積極消極両面ニ亘ル不安定感乃至不満感ヲ一掃シ、財政ト国民経済ノ両面ニ亘ル秩序ノ安定ヲ図リ得ルニ於テハ之ニ依リ却ツテ経済活動ハ古キ残滓ヲ払拭シ新タナル発足ヲ期スルヲ得ベク他面通貨価値ノ水準、物価政策ノ見透シ等ニ関連スル綜合的ナル経済体制ノ方向モ正常ナル基礎ノ上ニ確立シ得ル素地ヲ形成シ得ベキモノト信ズル次第ニシテ当面個々ノ対策ヲ以テ糊塗スルハ其ノ策ヲ得タルモノニ非ズト信ジ彼此熟慮勘考ノ末本提案ヲ決意シタル次第ナリ



すなわち、両税創設の目的は、何よりも、「国債ノ消却」であり「今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スル」ことにあったが、財産増加税については「戦時利得額ヲ徴集シ戦争ニ因リ財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正」（要目）することが謳われ、また、一般に「莫大ナル通貨量及購買力ヲ回収シテ通貨ノ価値ヲ安定」することがあげられている。後の二つの意味づけは、後日、より重きをおかれた視点であるが、この時点の財産税構想に一応の位置を与えられていたことは注目を要する。(46)

なお、戦後通貨対策委員会の財産税にかんする論議が、経常税としての名目的財産税から一回限りの実質的財産税に転換するのは一一月に入ってからである。一一月一二日に大蔵大臣に提出された「意見書」(47)（歳出予算ノ整理、財産税ノ創設其ノ他租税政策、軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策）において、国債費減額のために財産増加税および財産税の創設が国有財産の払下げと並んで提案されているが、両税創設について「戦争負担ノ公平ヲ図リ国債償還ノ方途ヲ講ジ赤字公債ヲ減少シ『インフレ』悪化ヲ防止シ財政五箇年計画ヲ完遂スル為一回限リノ財産増加税並ニ財産税ヲ創設スルコトハ緊要ト認メラル」と述べている。

財産税の目的と税体系の内容に変化をもたらしたのは司令部の意向である。一一月一二日、大蔵大臣はクレーマー Raymond C. Kramer, Chief, Economic and Scientific Section と会見して、補償・税法・恩給等の問題について議論したが、その際、財産増加税に関して「戦争中ニ儲ケタモノハ根コソギ取上ゲルコトガ仕組ミノ上ニ明瞭ニスルコト」「戦争ハ利益ニナラヌコトヲ国民ニ徹底サセナケレバナラヌ」という見解が表明され「例之ゲイシャ企業モ peaceful ナルモ戦争ノ利益ヲ受ケサセテハナラヌ」とされ、「従テ増加税ハ法人モ対象トスベシ」という主張がなされた。さらに、政府案（一〇月三一日案・一一月二日案）が戦前の財産価格算定の基準年次として昭和一六年一二月末日を予定していたのにたいして「何故日支事変ニ基準ガトレヌカ」と問われた。また、「財産税ノ方ハ富ノ再分配ノ観

念デ宜シイ」という見解が述べられた。[48]

一一月一四日の愛知文書課長のメモ[49]によれば、「超過利得税三〇%ヲ一〇%ニシ支那事変ニ遡ル」「法人ニ対シ財産税ヲ課スルハ無意味ニシテ且 shareholder と二重ニナルデハナイカ」という記述ガ「クレーマー」という見出し下に記されている。また、「①war profit ハ法人個人ニ課スルコト ④法人ニハ急激ナル rate トス（法人ヲ軍需ト然ラザルモノニ区別スルヤ否ヤ） ⑤（基準年次は―引用者） 一九四〇年。 法人ニハ一九三七年。 ②capital levy ハ個人ニ対シテノミ」とも記されている。恐らくは、その後のクレーマーの意見の紹介か、それをめぐる省内の論議であろう。クレーマーをつうじて表明された司令部の意向によって両税の構想は根本的な再検討が求められたのである。

司令部の見解は、一一月一六日付の大蔵大臣から最高司令官への覚書「戦時利得ノ除去及国家財政ノ再建[50]」と、それに対する回答の形をとった一一月二四日付の日本政府に対する覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建[51]」によって公式に明らかにされた。なお、前者も「事実上は向うから押しつけられた[52]」ものであった（当時の大蔵省仮訳）。

連合軍最高司令官ニ対スル覚書

戦時利得ノ除去及国家財政ノ再建（昭和二〇年一一月一六日LOF四）

一、貴方ノ方針及指令ニ関スル当方ノ諒解ニ基キ、日本ニ於ケル平和的民主的勢力ノ増進ニ寄与シ、国家予算ノ再建、農業ノ維持及銀行機構ノ再編成ト民主化ノ為ノ基礎ヲ築キ而シテ「インフレーション」ニ対スル防衛戦ヲ継続スルガ為大日本帝国政府ハ遅滞ナク左記ノ措置ヲ講ゼントス

(イ) 戦時中、戦争ニ関連シ又ハ戦争ノ結果トシテ生ジタル法人個人ノ凡ユル利得（プロフィツ）ヲ除去シ取戻ス為ノ新税ヲ創設スルコト

(ロ) 累進税率ニ依ル綜合的ナル財産課税（ユニバーサル・キャピタル・レヴィ）ヲ賦課スルコト

二、上記ノ新税及財税課税ハ厳正ナル施行ト脱税ノ防止ニ依リ最大限ノ成果ヲ齎スト共ニ勤労所得者及農民ノ合法的貯蓄ヲ擁護シ且我国経済ノ平和的目標ヘノ再建上保護助長ヲ緊要トスル部類ノ人ロニ対スル不公平ヲ防止スルガ如キ方法ニ依リ実施セントス

三、上記ノ新税及財産課税ノ制定及徴収ニ至ル迄ノ間、軍需物資ノ生産調達又ハ戦争損害ヨリ生ジタル債権（クレイム）ヲ満足セシムル為既ニ支払ハレ又ハ今後支払ハルベキ資金ヲ連合国最高司令部ノ承認アリタル目的以外ニ使用スルコトヲ防止スベキ有効適正ナル措置ヲ講ゼントス

四、公正ナル評価ヲ為シ其ノ他本案ノ成功ヲ確保スルガ為独立ノ民間人ヨリ構成セラルル特別委員会ヲ設ケントス

五、右事項御承認相成度シ

大蔵大臣　子爵　渋沢敬三



戦争利得ノ除去及財政ノ再建（一九四五年一一月二四日SCAPIN三三七ESS／FI）

一、一九四五年十一月十六日附戦争利得ノ除去並ニ財政再建ニ関スル大蔵大臣覚書ニ関シ意見次ノ如シ。

二、該計画ハ日本ニ於ケル平和的且民主的ナル勢力ノ育成ニ寄与スベキ方法及制度ノ発展ヲ来ス為ノ単ナル一手段トシテ原則的ニ之ヲ承認ス。一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ且侵略的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。政府ハ全日本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ周知セシムル為貴方提案ノ第一項Aノ税ハ不信ナル真珠湾攻撃ノ日以後ニ付テノミナラズ可能ナル限リニ於テ夫レ以前ノ期間ニ付テモ適用セシムベシ。

三、本計画ニ関スル完全ナル法案ハ一九四六年ニ開催セラルベキ最初ノ議会ニ其ノ協賛ヲ得ル為提出セラルベシ、右法案ハ本司令部ノ承認ヲ求ムル為一九四五年十二月三十一日以前ニ提出スベシ。

皇室財産モ本計画ノ適用ヲ免ルルコトナシ。

（以下省略―引用者）

司令部の見解は、その後、双方の担当官の会談によって細部の具体的な問題点が明らかとなるが、この司令部の考

え方を基礎にして法人戦時利得税の立案と関連の税体系の再検討がおこなわれることとなる。[53] その詳細は「租税」編にゆずるが、課税目的について、一一月初めの「財政再建計画大綱」に示された思想の一部変更を余儀なくされたといえる。すなわち、「大綱」において、財産増加税とともに掲げられた戦時利得の徴収という課題が強調されて、課税の対象が個人だけに止まらず法人にまで拡張され、さらに「総ての利潤」を徴収するということになった。[54] また、財産関係の不均衡の是正という思想は、富の一般的な再分配の思想に拡張され、むしろ財産税の課税目的として認識されることとなったといえる。

他方で、「財政再建計画大綱」作成後の日本経済の推移は財産税計画に一定の期待を生み出したといえる。それは「大綱」にみられたもう一つの課税目的である浮動購買力の吸収という視点のクローズ・アップである。財産税および新通貨発行計画が一一月七日のニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙の報道をきっかけに国内で流布され、預金引出しと換物運動を促進し、破局的インフレーションの危険性が感じられ、「之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難」（大綱説明要旨）しという危惧通りの事態となりつつあった。これにたいして一連の緊急対策が立案された。その趣旨は、「当面ノ危急ヲ脱却スルガ為ニハ……我ガ国力ヲ挙ゲテ抜本的且ドラスティックナル通貨価値ノ安定、浮動購買力ノ吸収及財政収支均衡方途ヲ速急ニ実施」[55]しなければならぬというのであるが、浮動購買力の吸収手段として財産税が注目されたのである。その規模についても「財産税ヲ課スル以上之ニ依リ浮動購買力ヲ吸収シ得ル程度ノ金額ノモノヲ課シ得ナケレバ意味ガナイ。」[56]とされ、浮動購買力を早期に吸収するためには封鎖した預金にたいして別に一律の財産税を課することも考案された。たとえば、「個人ノ浮動購買力及会社其ノ他ノ企業ノ投機居喰資金ノ吸収」の方策として、

(イ)可及的速カニ封鎖シタル預金ニ付財産税ヲ賦課シ通貨量ヲ極力急速ニ縮少ス



(ロ)右ノ外、個人ニ財産増加税及預金ニ関スル財産税ヨリ税率高キ動産不動産ニ対スル財産税並ニ法人ニ戦時利得税及財産税ヲ課ス

べきだとされたが、[57] その意図する所は、

(一) 浮動購買力ヲ早期ニ吸収スル為ニハ分類所得税的ニ預金ニ付之ノミヲ目的トシテ適当ナル率ニ依ル一律ノ財産税課税ヲ為シ、然ル後ニ全体ノ資産ヲ捕捉シテ適当ナル財産以上ノ者ニ綜合的ニ綜合財産税ヲ課スルコトヲ考フベキデアラウ。
此ノ場合預貯金ノ種類ニ依リ課税率ヲ変ヘル方法ハ充分考ヘラレル所デアル。

(二) 物価ガ昂騰スルノデアルカラ動産トカ不動産ニ付テハ新物価ニ依リ課税スルコト、又少クトモ其ノ税率ヲ預金等ヨリ高クスルコトガ考ヘラレル。

というのであった。[58] 財産税の課税目的における重点変化が租税の形態の再検討を模索させたといえる。もちろん、この時点においても、「財産税ノ収入ハ挙ゲテ之ヲ国債ノ償却ニ振向クベキコト」[59]という方針は不変ではあったが、課税目的の実質的な重層化は否定できない。山際次官（当時）はこの点について次のように語っている。[60]

渋沢さんの大臣御在任中のことを、発生的に考えてみると、いろいろなことの発端が、やはり財政再建計画というやつから来ておる。五箇年計画というものを造って国債をどうするか、それを償還するために財産税ということになって、そのために通貨整理、封鎖ということに発展したのですね。

（財産税について―引用者）ほかの富の平均化とか、インフレ抑制策というものは、あとからついて来たものです。

当初、国債償還を主たる目的として構想された財産課税は、政治・経済両面からの要請の下に課税目的も多様化することとなるが、にもかかわらず国債処理はそれらの中心的な課題であり続けた。税体系の再検討の結果は、財産税法案・個人財産増加税法案・法人戦時利得税法案となり、一二月二八日閣議提出、三〇日の臨時閣議において決定のうえ、司令部に提出され、この問題についての一応の結着をみた。予想収入額は約一〇〇〇億円であった。

## 三　債務破棄構想

何らかの形で債務を破棄しようという構想があった。そのうち、もっともラディカルな考え方は債務それ自身を破棄してしまおうとするものである。大蔵省内においてはこのような考え方にたいして否定的ではあったが、省内における論議や対策の立案は、このような構想の存在を意識しながらおこなわれたと考えられるので簡単に紹介をしておく。

一〇月一四日、渋沢蔵相就任後間もなく、大内兵衛・中山伊知郎両教授を官邸に招いて大臣と部局長が議論をする会合が開かれた。この席での大内教授の発言の中には債務破棄をよしとする論調が含まれていたといえる。愛知文書課長のメモ[61]によれば、たとえば次のような発言が散見される。「補償ノ問題ニシテモ倫理ニ基イテ考ヘテハナラヌ前提ノ戦争ガ敗レタコト。国債ヲ返サヌトイフコトハ世上イクラモアル　況ヤ金利ノ引下ゲノ如キハ問題トナラヌ手段ハ第二デアリ根本ハ腹ノキメ方　破壊恐慌ヲ起サセナケレバナラヌトイフ腹ノ持チ方。」あるいは、「戦時中ノ既発公債ハ如何ニスベキヤ――理想ハ切捨テ乃至無利子ナルモ少クモ金利ハ下ゲルベキデアル」（傍点引用者）。

後述するように、この時の大内教授の発言の大筋は必ずしも債務破棄の積極的な主張にあったとは考えられないが、そのようなニュアンスは含まれていたといえそうである。少なくともこの席で、大蔵省首脳部は債務破棄という構想のありうべきことを耳にした。

この主張がもっとも明確な形で述べられたのは、この会合の三日後に大内教授自身がNHKのラジオをつうじておこなった「渋沢蔵相に与ふ」という放送である。ここでは、国債のみならず補償債務、通貨債務等をも対象としていた。その要旨は次のようなものであった。[62]



さて、日本財政は今日ほど多数の問題を持つているときはありません。そしてその一つ一つが、実に難問題であります。第一、戦費にもとづく公債は千二百億円をこえていますが、あの元利をあなたはどうしてお払いになるつもりですか。第二に軍需会社、保険会社にたいして戦争による損害は補償してやるという政府の約束も数百億円に上っていますが、あの後始末は、どうなさるつもりですか。第三に台湾、朝鮮、満州、南方はもちろん、北支、中支等にある政府関係の、例えば満鉄というような会社、銀行、さらにまた個人の財産の少からざる部分は連合国に接収されるでしょう。この金額もまた数百億円となるかも知れません。

日本政府はこれらについて、その所有者に全額の賠償をなさるおつもりでありますか。つぎにまた日本が満洲や、北支や、中支や、ビルマや、フィリピンで、直接またはそれらの地で日本が設けた銀行をして発行せしめている紙幣、すなわち聯銀券、儲備券、ペソ軍票等も巨額であります。これはあるいは数百億、数千億円に上ります。それにたいしては、いずれ、それぞれの国から支払いを要求してくるに相違ないと存じますが、日本政府はそれにどう答えるつもりでしょうか。

こういう問題にたいして、あなたのお考えはどうか、国民は一日も早く伺いたいと思つています。というのは、右のような借金を全部お払いになるお考えでしたら、われわれの国債負担は数百億円ではなくて数千億円を増すことになり、その利子年額だけでも百億円では足らぬことになる。そうすると、日本の今日の資力では二度破産しても、三度破産しても払いきれないことになり、またその支払いをするために今後ますますインフレーションがはげしくなるということになるでありましょう。これは国民にとつては死活の問題であります。

（中略――さらに新規経費として軍隊の復員や軍人恩給・年金、罹災者の住宅や食糧等をまかなわねばならないが、租税および官業収入は減少すると考えられるから――引用者）これをみな使つても、官庁の経費を賄い得るかどうか覚束ない。そうすると、前にあげた総ての過去の債務にたいする支払と新規必要経費とは、みな赤字になる計算である。そしてこの赤字は公債で埋めるしかなく、この上公債を出せば、またまた紙幣はふえるかしかない。すなわち問題はどこまで行ってもこのインフレを如何にすべきかに帰します。

（中略――国力の低下した現状では――引用者）年額二、三百億円にも上る新規の借金をするようでは日本の財政は破産します。

そこで、もしあなたが日本財政を殺さないようにしようと思えば、これからの政府の借金は極力さけなくてはならぬことになります。そしてそれを実行しようと思えば、むろん戦争中に戦争の必要上行つた政府の約束などは、事情の変つた今日、そのまま守る必要はありません。そしてこれを実行する上に一部の人の非難を恐れてはなりません。そういう意味で、われわれは大蔵大臣には蛮勇が必要であつて、この蛮勇がなくてはこの国民を、戦争責任者のつくつた借金から、そしてまた来るべき冬に始つてこれから数年、数十年つづくであろう飢餓から免れさせることはできません。いま、国民の要望するものは鉄腕、クロガネの筋の入つた腕であります。

これにたいし、渋沢蔵相は、翌一八日、記者会見をし、大要次のごとく述べた。(63)

大内氏の意見は理論としては十分賛成しうるところであるが、現実の政治は、学者の理論通りには動かせない事情がある、ことに今後の産業転換は政府補償の履行如何が大きな鍵となるので、この点からも慎重な検討が必要だ、これは要するに理論どおりには出来ないが実行するとなれば、どの辺で打切るか、打切つたあとの分は経済界にどの程度の影響を与へるかの見透しと対策が必要で、たとへば、この病人は切開手術が必要だ、といつても切開して殺してしまつたのでは何にもならんのだ。目下周到な検討を加へている。

大内教授の債務破棄構想にたいする省内の反応は否定的であった。一〇月一四日の官邸での会合の列席者は当日の零囲気を次のように回想している。(64)

（大内先生は――引用者）この際国の持っておる債務の打切り、預金の切下げというような西欧の一部の国でやった思い切った施策をとらなければ、とうてい戦後の日本の財政は切り抜けて行かれない。と云ったようなことをわれわれに主張されました。中山先生の発言はきわめてわずかでありましたが、先生は大内先生ほど強い主張はなさらなかったように記憶しております。ただ



今度の日本は前のドイツのように外資の――外国の援助がなくても、とにかく相当ドラスティックなことをやれば、何とか自力で立ち上れるだろう。その意味でまだよいのだ、といったような議論でした。大内さんのはもっともっと突き進んだ意見で、その席に列席しておりましたのは、さっきの辞表を書いた連中ですが、どうも話を聞いているうちに、大内さんのおっしゃることにかなり圧迫を感じたと申しますか、もっともだというような感じをいたしておったようでありました。夕方大内さん、中山さんが退席されたあと、部局長は又そこで議論をかわしました。ところが内輪だけの議論になると大分調子がかわってしまいまして、大内先生のようなわけには行かぬ。大蔵省として天下に公約し国民に訴えて発行した国債である以上は、これを踏みつぶすということはとんでもない話だ、というような意見が勝ちを占めまして、おそらく私もその一人であったろうと思うのですが、これは満場一致の形で、取るものは取る、うんと国民から税金その他でしぼり取る、そうして返すものは返す、こういう基本原則をとにかく事務当局できめてしまいました。その場で財産税という構想が出まして、議論を重ねました。この財産税は結局日本戦後の財政史上、国内混乱を起した以外何ものでもないことになりましたが、財産税の構想はその会合でたまたま議論が起ったものです。もともとこの会議は初めから財産税を取ろうとして集まったものではありませんでした。戦後財政処理の一般的な話から話がそこまで行ってしまったのです。この会合で議論し合ったことは戦後の日本のインフレ問題に、財政問題として大きな影響を与えたので、特筆すべき会合であったと思います。

大内教授の当日の主張は必ずしも債務破棄の積極的な主張にあったとは考えられないこと、財産税構想はその前から省内の会議で論議されていたことなどから考えるとこの回想は事実関係において若干の疑点を残しているといえるが、債務破棄構想にたいする省内の反応とかかる構想の提示が財産税についての省内の論議の背景をなしていた事情を窺うことができる。

債務破棄構想にたいする大蔵省の公式見解は、財産税および財産増加税の課税による債務処理方式が確認された一月五日の「財政再建計画大綱」において示されたが、このことは、上述の経緯からいって当然といえる。「大綱説

明要旨」[65]は戦時補償債務を含めて債務破棄構想について次のようにいっている。

（前略―引用者）一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、戦時中ノ預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

右ノ所論ハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面ノ最喫緊事ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ国民道義ノ恢復ヲ期スルニ在リ

従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ他方仮ニ軍需企業ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ、軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿論、之ガ為金融機関ノ債権ハ回収困難トナリ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ又政府公約ノ破棄ハ国民全般ニ亘ル各種債権債務ノ処理ニ波及シ、斯クテハ一切ノ経済秩序ヲ混乱ニ陥ラシムルコトトナル虞存スルヲ以テ、此ノ際政府ノ信義ヲ維持シ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ且経済活動ヲ運行セシムル為

補償支払を続行するとした。戦時補償の問題については後述するが、国債の全面的破棄の構想は両税課税の確認とともに否定された。

## 四　インフレーション

インフレーションは、少なくともその結果においては、債務の一部破棄と同様の効果をもっている。後述するように、現実には、戦後のわが国の債務の大きな部分はこうして処理されたのであるが、この時期に、政策としてもこのような効果を期待する考え方が存在した。

前項で紹介した一〇月一四日の官邸における会合での大内教授の債務処理にかんする一つの論点はこの点にあったと考えられる。すなわち、中山教授が、「財政収支ニ付テハ米国カラ credit ヲ求メルヨリ外ニナイ、正直ニサラケ



出スコト、インフレヲスルナラバ balance ハ合フガ之ハ採ルベキデハナイ。」と発言したのにたいして、教授は、「赤字克服ノ努力ヲ二、三年ツヅケル。――其ノ間ニインフレ促進――財政ノ収支ガトレ易クナル――平価ノ切下――ブレトンウッドニ参加――credit ノ導入、従テ大蔵省トシテハ渾身ノ勇ヲ奮ッテ赤字克服ノ要アリ」と主張している。[66]この場合、赤字克服策の内容は明らかでないにしても、二、三年後に財政収支のバランスをとれ易くするものが、その間に進行するインフレーションによる債務の実質負担の軽減にあったことはほぼ明らかだと思われる。

この点をより具体的に詳論したのは、「日本政府が日本国内における戦災補償の契約を破棄することをしないと仮定して置いて、日本財政をどうしたらよいかといふクレーマー大佐の試問」に答えるために執筆された一〇月二四日付の論稿「日本財政策の要項」[67]である。ここでは五ヶ年計画によって財政収支の均衡の達成が謳われており、この間に、公債利子の強制切下げや国有財産・国営事業の払下げをおこなう旨の記述もみられるが、均衡達成の主たる契機はインフレーションに求められているといえる。その内容の概略を説明しておこう。

大内教授は、このクレーマーの試問に対して、最初に明快な結論を示している。

「如何なる方法によるも、右の仮定の下においてはインフレーションが相当急テンポで進行するのをさまたげ得ない。」

まず、大蔵省の計算によると昭和二一年度の予算は歳出一五二億円のうち国債利子が七三億円、不足額二五億円となるが、この他に補償その他の経費で支出を要するものを考慮すると、明年度の不足額は七〇〇億円ないし八〇〇億円に達して二〇年度の戦費予算とほぼ同額となり、インフレーションは不可避だということになる。このような見通しにたいして教授の処方箋は次のようなものであった。

二、そこでインフレーション防止に徹底的な政策が必要である。

(1)　戦后の補償は極力制限する。(イ)政府義務の範囲につきなるべく厳格な解釈をとること。(ロ)支払公債は一分又は二分の低利

債とすること。(ハ)公債はスタンプ付として不融通物とすること。(ニ)これ等債務の確定及び支払はなるべく延期し数年後までのばすこと。

(2) 植民地、外地にある特殊会社に対する補償も右に準ず。
(3) 占領地における日本通貨に対しても右に準ず。
(4) 占領軍の経費もなるべく縮小を希望すること。
(5) 臨時軍事費の支出を一日も早く打ち切り残額を国庫に返還せしむること。
(6) 従来の資金調整法を廃止し、新たに資金調整機関を設け軍需会社の平和事業への転換資金供給の道を開くこと。
(7) 日本銀行の金利を一日も早く相当大幅に引上げること。(日本では中央銀行の金利が市場金利に追随するのではなく、市場金利が日銀金利によって作られるのだ。)
(8) 種々の特別な低金利制度を廃止し金利均一の原則を徹底すること。
(9) 新規の公債は比較的高金利として一般市場に売出し遊資を吸収すること。——日銀引受制度を中止すること。

三、右の如き諸方策をとってもなほインフレーションの進行は不可避である。けだし原因が財政の不均衡にあるからである。故に財政を健全に立て直さなくてはならぬ。

(1) 一般経費の節約官吏半減等。——これによる財源は数億円の見込。
(2) 生産奨励金、補助金等の支出を打切ること。——これにより年額数億円を節約し得べし。
(3) 増税、所得税、家屋税、営業税、相続税を現在の倍額に増税すべし。——これによって約四十億円の収入を得べし。
(4) 政府所有土地、軍需資材、軍需工場の払下げ。——これにより数十億円の一時収入ある見込。
(5) 政府所有日本製鉄株、東北振興株等の払下。——数億円。
(6) 鉄道、電信、電話事業の払下。これを実行すれば百億円以上を獲得できるが、産業政策上のぞましい結果が得られるか、どうか疑問である。



右の(1)(2)(3)は経常費の不足及び戦後復旧、社会政策費に充当す。
右の内(4)(5)は補償債務駐屯軍々費支払財源とす。

四、右の如き財政改革をしても、なほ財政の均衡を得ることは到底できない。最大の困難は依然として補償の財源不足にある。よってキャピタル・レヴィー又は財産税により一時に多額の資金を得る方法がないかが問題となる。

満州事変以来又は支那事変以来軍需資本家又は投機業者の手に帰した国民の富は現下の価格に計算して二千億円位に上ってゐると思はれる。しかし之を徴税方法によって捕捉することは殆んど不可能である。といふのはその利得はすでに彼等の資本となり、又それが多数国民の所得となって分散してゐる訳である。そこで戦争利得を課税する方法は、やはり現在に於ける個人財産又は会社の財産を標準とする財産税の外にはない。かかる財産は土地、家屋、株券、銀行預金、家具、工場、事務所等であるが、之を集計しても課税標準として二千億円を得ることは困難であらう。かりにさういふ標準を捉へ得たりとし、今之に対してその一〇%即ち二百億円を税として徴することはできるだらうか。頗る困難である。けだし今や各人年々の所得は大に減少してゐるから国民の内にはこの税を払ふために預金の引出や土地、株券の投売やをしなくてはならぬ人が相当に多い。そこで市場は大混乱に陥るであらう。況んやそれに対し二〇%も税を課するといふことになると数百億円の財産が分割されたり売買されねばならぬから市場には恐くは恐慌状態を生ずるであらう。またこの法律が実行されるまでの間に財産の隠匿が行はれるであらう。要するに本税によって千億の収入を得ることができるといふやうな計算がもしありとすればそれは何かの誤謬にもとづくものである。

尚本税の収入が相当の額に達するまでに約一年の日数を必要とする。その間インフレーションは進行する。

五、右の如くに財産政策を実行してもここ一年や二年や三年では財政の均衡は得られない。赤字は克服されない。しかし、もし二、の(1)(2)(3)を十分に実行し得れば赤字は年々百億とか位には制限することができるかも知れぬ。さうすればインフレーションは緩慢である。社会の不安もさう起らない。その内に民需の生産も増加して来るかも知れない。一方インフレーションがすすめば、財政上の公債利子の負担、会社の社債及び配当の負担、個人の借金の利子の負担も実質的には軽くなる、そこ

で生産資本がふえることになる。そこで生産が増すことになる。即ち、インフレーション自身の内にインフレーションの停止を可能にする原因が発生する。ここに吾々の健全財政回復の契機がある。それを目標として吾々は次の如き政策を主張する。

(一) 財政五ヶ年計画を樹立する。

(1) この間に必ず財政の均衡を回復する。

(2) この間に公債利子の強制切下を実行し公債の利子負担額を減少する。

(3) 国有財産国有事業を払下げて公債の元本をなるべく減少する。

(4) 財政上なるべく多額の剰余金を作り、それを以て新通貨の準備資金とす。

(5) 右により四年後より財政に基く紙幣の発行を打切る。

つまり、補償の制限や財政五カ年計画で謳っている公債利子の切下げ、国有財産・官営事業の払下げをおこなっても財政の均衡は確保できず、インフレーションの進行は避け難いとしながら、大内教授が五カ年で財政の均衡回復を期待しているのは、この間に進行する緩慢なインフレーションに他ならないといってよいだろう。この場合、インフレーションは、直接に公債利子の実質負担を軽減することによって財政の均衡回復に寄与するだけでなく、債務者利得の発生による企業利潤および個人所得の変化をつうじて生産を刺激するだろうという間接的な影響によっても、同様の効果を期待しているのである。後者の視点は、生産の増加が物資の需給関係に及ぼす影響をもっぱら考えているのか、所得の増加をつうじて税収増――赤字幅の縮小という効果に期待しているのかは必ずしも明らかではないが、ともかく、「インフレーション自身の内にインフレーションの停止を可能にする原因が発生する」とし、その点に「健全財政回復の契機」を期待しているのである。なお、財産税構想にたいしては、市場を大混乱に陥れることが予想される反面、税収はせいぜい二〇〇億円ていどで、千億円の収入はとても期待できないとして、きわめて消極的であったことは特徴的だといえる。[68]



省内事務当局において、インフレーションによる債務の実質的軽減を、政策として主張した文書は稀である。一〇月一五日付の産業資金課作成の文書「新日本財政経済再建計画要綱（第一次試案）」[69]はその数少ない一例といえる。ここでは、財産税や国有財産払下げも考慮されてはいるが、とくに国債の負担軽減については物価水準の引上げに期待しながら立案されている。その大要は次の如くである。

第一、基本方針

戦争犠牲ヲ公正ニ負担セシムルト共ニ其ノ重圧ヨリ国民ヲ解放シ即時国民全部ヲシテ新生産業ニ邁進セシムルコトヲ根本方針トス

我国ノ国債、政府保証其ノ他ノ政府ノ負担、預金ノ重圧等ノ戦争終結直前ニ於ケル国家ノ金銭的重圧ヨリ解放スル方法トシテ次ノ二方法ヲ考ヘ得ベシ

其ノ一ハ所謂インフレーションニヨリ実質的ニ金銭債務ノ負担ヲ軽減スルコト之ニ付テハインフレーショントナルモ人的物的施設ハ毫モ損耗セザルコト及国民全部ガ戦死セル覚悟ニテ総テノ過去ノ蓄積ヲ振切リ同一出発点ニ立チ再出発スルト云フ利益アルコト等ヲ挙ゲ得ベシ

其ノ二ハ極端ナルデフレーション政策即チ国家全体トシテ云ヘバ国家資力ニ於ケル需給ノ均衡殊ニ財政面ニ於テ過去ノ国債等ノ重圧ヲ返済スル為ニ極端ナル財産税等ヲ課シ収支ヲ均衡セシムル如キ政策ニシテ之ハ正統学派的感覚ヲ以テ主張セラル

本案ハ其ノ中間ヲ採リ一部インフレーション一部デフレーションノ方策ニヨルヲ根本トセリ

（中略―引用者）

第二、要　領

一、物価水準ノ決定

現在インフレーション防止問題、補償問題、財政均衡問題其ノ他ハ殆ンド物価政策ト関連ナク論議セラレ混迷ニ近シ此ノ際物価水準ヲ何処ニ置クカヲ総テノ政策ノ基本トシテ第一ニ決定スルノ要アリ

(一) 物価水準ハ概ネ現行公定価格ノ五倍トス

(1) 右ノ理由ハ(1)現在ノ実質的購買力及現在ノ通貨ノ膨脹量、暫定的対米為替換算率（十五円）我国経済国力ノ戦前トノ対比等ヨリ達観的ニ算定セルモノナルコト

(2) 現在ノ闇価格ヨリスレバ実質的ニハ国民ニハ何等ノ苦痛モ無カルベク預金ノ引出ニヨル換物現象ハ起ラザルベキコト

(3) 多少高目ニ決定シ将来ノ物価値下リヲ狙ヒタルコト

右ニ基キ総テノ物価改訂ヲ一斉ニ実施スルコトモ一方法ナルモ此ノ際トシテハ単ニ右物価水準ヲ頭ニ置キ財政金融一般方策ヲ樹立スルノミニテ可ナルベシ

即チ大体ノ腹ヲ此処ニ置クトキハ財政面ノミニ付テモ例ヘバ厖大ナル国債其ノ他政府債務ニモ驚ク必要ナク又歳出歳入殊ニ租税収入ノ増額ヲ図リ得ル等後述ノ如シ

（中略―引用者）

二、財政上ノ問題

右ノ物価水準ヲ基準トシ財政ノ収支均衡ヲ確保ス歳出部面ニ於テハ価格補助金ノ削減、国債元利払金ノ据置アルモ人件費、物件費ハ名目的ニ現在ノ四、五倍トナルベシ歳入部面ニ於テハ所得税ノ名目的増大ノ外財産税ノ賦課ニ依リ歳出ヲ賄フニ足ル租税収入ヲ得ルコトヲ要ス戦時利得者ニ対スル課税及財産税ノ賦課ニ当リテハ所謂物持ト金持トヲ混同セザルコト例ヘバ戦災者ハ金持ナルモ物持ナラズ農民ハ金持ニシテ物持、企業家ハ物持ナルモ余リ金持ナラザル等金銭的資産ニ幻惑セラレザルヲ要ス財産税ニ付テハ預金、現金、不動産等ヲ通ジ之ヲ対象トシ前項ノ新物価水準ヲ基準トスベシ又企業補償賠償ニ対スル補償等臨時的支出ニ見合セ国有財産ノ払下ゲヲ考慮ス後述スル企業補償ニ付テモ此ノ名目的ニ五倍程度増大セル歳出面ニ於テ如何ナル程度ナレバ堪ヘ得ルカガ考慮ノ一要素トナルベシ



現実の過程としてインフレーションが進行し、その悪性化が懸念されるようになった年末の頃には、インフレーションの結果として、国債の実質負担が軽くなっているという事実について、明確な認識が存在していた。司令部と折衝のために作成されたメモ「インフレ対策研究――論議ノ基礎ノ提供――（二〇、一二、三〇）」[70]の中に次のような記述がある。

或人ハ目下国債利払負担ガ全歳入見積リノ大部分ヲ占メル事実ヲ見テ赤字公債ニヨル悪循環必至ヲ憂フルガ之ハ旧物価ニ膠着シテ物ヲ考ヘルカラデアツテ後ニ説ク如ク適度ノ高物価ヲ容認セザルヲ得ナイ以上其ノ物価水準ヲ以テ見レバ仮令三千億円ノ公債負担ガアツテモ其ノ利払ハ大シタモノデハナイ

その後の経過は、この認識の再確認であったといえるが、このような事実認識は、必ずしも、債務処理政策のあり方そのものの再検討には導かなかった。

## 五　利率引下げ

国債元本にたいする処理案とは独立に、国債利子にたいする措置によって、国債費の負担を軽減しようとする考え方があった。この考え方は、のちに多様な構想の形をとるが、ここで問題としている時期においては、国債利率の強制的引下げの構想が主要なものであった。

前述したように、一〇月一四日の官邸における会合において、大内教授は、戦時中の既発公債について「理想ハ切捨テ乃至無利子ナルモ少クモ金利ハ下ゲルベキデアル」[71]とし、司令部に提出した一〇月二四日付の意見書「日本財政策の要項」[72]においても「公債利子の強制切下を実行し公債の利子負担額を減少する」としており、この点が一つの論

点を形作っていた。この場合、教授は、一〇月一四日の会合において「金利ヲ natural tendency ニ回復」させることを主張し、また、金利政策について「戦争経済中ニハ金利ハ重要性ヲ持タザリシガ今後ハ非常ノ重要性ヲ認メサセナケレバナラヌ、金利ノ引上ヲ以テインフレ対策ヲ行フベシ」と主張している。また、「日本財政策の要項」においても、「日本銀行の金利を一日も早く相当大幅に引上げること」とし、さらに、「新規の公債は比較的高金利として一般市場に売出し遊資を吸収すること」と主張しているのであるから、既発国債の利率引下げの主張は、低金利政策に裏付けられた低利借換えではなく、金利政策とは切り離された強制的引下げの主張である。

戦後通貨対策委員会においても、既発国債利率の（絶対的・相対的）引下げはその提案の一本の柱となっていた。ただし、金利政策との対応関係からいえば二種類の考え方があったといえる。一つは、低金利政策によって国債の低利借換えをはかろうとするものである。個人意見では、西川貞一委員（当時衆議院議員）の「戦後通貨問題ニ関スル意見（昭二〇、一〇、二八）」[73]や、荒井誠一郎委員の「財政金融並ニ証券対策ニ関スル意見（昭二〇、一一、七）」[74]はこの系列に属し、一一月一二日、大蔵大臣に提出された第三部会起草の意見書「歳出予算ノ整理、財産税ノ創設其ノ他租税政策、軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策」[75]にも同様の考え方が含まれている。すなわち、国債費について、財産税の創設、国有財産の払下げの他に、一般に「低金利ヲ馴致シ国債ノ低利借替ヲ可能ナラシムルガ如キ施策ヲ講ズベキデアル」とし、また、「五十八億円ニ及ブ四分利以上ノ高利債」については、その「低利借替ヲ至急行フコト」を提案している。もう一つの考え方は、金利機能の回復、金利の引上げが必要で、将来発行する国債の利率も引き上げることとなろうが、この場合、既発国債の利子は切り離して別途に考えるというものである。二一年一月一〇日付の通貨部会の意見書「金利政策ニ関スル意見」[76]は次のように述べている。

（前略―引用者）我国ノ金利ガ満州事変以来国債金利ヲ中心トシテ物価ノ実勢ト離サレテ低位ニ釘ヅケニサレテ来タ事実ガ経済



ノ正常ナル進行ヲ阻害シタコトモ明白デアル。インフレニ対シテ各方面カラノ手ガ打タレルトスレバ金利政策ノ側カラモ亦経済ノ正常化ヲ促進スル方策ガトラレネバナラナイ。以下ハコノ方策ノ主タルモノデアル。

一、金利ヲ物価ニ追随セシメテ金利機能ヲ回復スルコト。

日銀ノ公定歩合ハ昭和十九年四月貸出調整料ノ名ノ下ニ事実上ノ引上ヲ見タガ、物価ノ実状ヨリ見テ公定歩合ソノモノノ一層ノ引上ガ必要デアル。

（中略―引用者）

二、国債ノ利子並ニ価値ニツイテハ別途ニコレヲ考慮スルコト。

金利ノ引上ハ当然国債市価ノ下落ヲ齎スデアラウガコレニ対シテハ銀行ノ配当率ヲ低下セシメテ保有国債ノ償還ヲナサシメルコトモ出来ル。他方将来ノ国債ノ発行ニツイテハ従来ノモノト全ク別個ニ処置スルコトモ可能デアラウ。国債利子ヲ中心トスル低金利政策ハ物価中心ノソレニ移行セシメラルベキデアル。

（以下省略―引用者）

前者の考え方は、国債利子負担の軽減のために低金利政策を主張するものであり、後者の考え方は、逆に、金利機能の回復＝金利引上げを主張するが、既発国債の利率は低位に固定しようというのである。

大蔵省事務当局においても、この問題に無関心ではなかった。財産税構想が形を整えつつあった一〇月二八日、官邸における会議[77]で、「財政収支再建ノ為ニ財産税」問題が検討されるかたわら、「低金利情勢ヲ馴致シ時機ヲ見テ低利借換ヲ行フ（強制借替ノ印象ヲ与ヘザルコト）」という構想が議せられていた。しかし、財産税および財産増加税課税による債務処理の方針が公式に確定した一一月五日の「財政再建計画大綱」の「説明要旨」[78]においては、「此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換等ヲ行フハ其ノ時期ニ非」ずとされた。既述のように、経済秩序の破壊防止、国民道義の回復という観点から、その他の政府の公約破棄論とともに、借換え＝利率引下げの構想も、この時点において

は、一応、斥けられることとなった。[79]

この「説明要旨」に参考資料として添付された「昭和二十一年度以降五箇年度間財政収支計画概略案（二〇、一一、四）」[80]においては、国債費は国債残高の三分六厘五毛として計算されていたし、一二月五日、渋沢蔵相が、第八九回帝国議会において説明した「昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案」[81]も、計数に若干の異同はあるが、算出方法は同様である。なお、蔵相は、この議会で低利借換えの意思がないことを、くり返し強調している。たとえば「低利借換及ビ無利子据置ヲシテハドウカト云フ御議論デアリマスルガ、是ハ無論議論トシテハ考ヘラレルノデアリマスルガ、現在ノ情勢ニ於キマシテハ、直チニ低利借換ヲスル意思ハ毛頭ゴザイマセヌ」[82]と。

国債費にかんして、二一年度予算案の編成作業は、このような考え方の下に進められるが、政府特殊借入金の増等のための計数の再検討[83]の後に、「昭和二十一年度歳入歳出概算」[84]は、一二月三一日の予算省議をへて、一月四日、閣議決定をみた。そこでは、歳出一二八億一二八八万五六六五円のうち、国債費はその五二・三%に達する六七億七〇二万円であった。ちなみに、歳入は一三三億二八三九万一九一二円で、差引歳入超過額五億一五五〇万六二四七円という予算案であった。

(1) これらの構想が、当時の日本社会のいかなる潮流と対応しているのかという問題については、加藤三郎「戦後財政の出発点」（大内力編『国家財政―現代資本主義と財政金融1』、昭和五一年、東京大学出版会、所収）参照。
(2) 大蔵省資料Z六二〇―九。
(3) 愛知文書課長のメモ（大蔵省資料Z五二六―一―二）。
(4) 「渡辺武事務日誌」（大蔵省資料Z五〇八―三）。
(5) 大蔵省資料Z六〇四―二九。
(6) 同前。



(7) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。
(8) なお、高橋案には、二一年度の歳入不足をまかなうために、歳入の増収措置として、酒税・物品税の増徴とならんで財産税をもうけて五〇億円ていどの増収をはかることが提案されており、委員会答申にも、もりこまれているが、この場合の財産税は国債消却の財源ではなく、普通歳入をまかなうためのもので経常的な性質のものである。内容についても名目的財産税が考えられていたといってよいだろう。
(9) 「渋沢大蔵大臣施政方針（二〇、一〇、一〇）」（大蔵省資料Z五二六―一―二）。
(10) 「官営事業ニ関スル資料（昭二〇、一〇、一〇）」、「諸外国ニ於ケル官営事業調（昭二〇、一〇、一八官・企）」（大蔵省資料Z五二六―一―二）。
(11) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(12) 同前。
(13) 同前。
(14) 一〇月一九日付文書によれば、固定資産約六〇〇〇万円、流動資産約二億円（昭和一九年度予算参考書）であり、一一月六日付文書によれば、製造部門の固定資産は約一億円とされている。なお、「煙草製造関係固定資産見込額調（二〇、一一、七　専売局ヨリ企画室ヘ）」では、一〇三百万円となっている（同前）。
(15) 前掲専売局一〇月二四日付文書（同前）。
(16) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(17) 塩専売事業についての専売局塩脳部の検討の明確な結論は明らかでない。一〇月二七日付の「塩専売存続ノ可否ニ関スル件（未定稿）」（同前）は、両説を併記しているが、専売制の廃止を可とする説を存続を可とする説が批判するという形式をとっている。
(18) 大蔵省資料Z五二六―一―三。この文書には日付はないが、一〇月から一一月の間に作成されたものと考えられる。なお「主計、大平」なる署名が記されている。
(19) 大蔵省資料Z五一一―二一六。
(20) 加藤八郎口述「戦後における国有財産に関する諸問題」昭和二七年四月二三日（「戦後財政史口述資料」第七分冊）、一〇一ページ。

(21) 同前、一五―一六ページ。なおこの口述によると、現実問題として、後年、国有財産の最終処分ができるようになっても、予想通り売却することは困難だった。

(22) 大蔵省資料Z六〇二―四。

(23) 「国庫貸借収支試算表（試案）」（大蔵省資料Z五二六―一―三、作成日時不明―筆者）では、国有財産払下と官営事業払下が別に表示され、前者二〇〇億円、後者三〇〇億円が昭和二二年度に予定されている。内訳として、土地、山林、株式、電信電話、印刷、各工廠があげられている。

(24) 大蔵省資料Z六〇二―二。

(25) すでに「戦後財政ノ見透ニ付テ（二〇、一〇、一六閣議報告）」（大蔵省資料Z六〇二―二）において、国有財産の払下げとして五億円が見込まれているが、国債償還のために財産税・財産増加税を賦課する方針が確定して作成された「昭和二一年度以降五箇年度間骨格予算概略案」（同前）においても、毎年度、五億円の収入が予定されるに止まっている（「財政収支計画概略案ニ関スル大蔵大臣説明」（同前）参照）。なお、愛知文書課長のメモによれば、一〇月三一日の省内の会議の記録に「国有財産ハ五億宛売却スルコト」という記述がある（大蔵省資料Z五二六―一―二）。

(26) 大蔵省資料Z五二六―一―二。この文書の作成日時は不明であるが、「主計　大平」なる署名がある。

(27) この時期の委員提出意見についてみれば、一一月八日、武井大助委員（元海軍省経理局長・当時安田保善社常務理事）提出の「財産税及財産増加税新設ニ関スル意見」（大蔵省資料Z六〇四―三〇）においては健全財政復帰の一方策として「官業及国有財産ノ払下ニ依リテ支出減ヲ図ル」という一項が含まれている。他方、一一月七日、荒井誠一郎委員（元大蔵省主計局長・当時日本興業銀行副総裁）提出の「財政金融並ニ証券対策ニ関スル意見」（同前）では、「国債銷却其ノ他財政上ノ理由ニ基キ国有財産並ニ国営事業ノ払下ヲナスハ不適当ニシテ之等ハ原則トシテ保有ノ方針トシ其ノ目的ニ従ヒ活用スルヲ可トスルモノト認ム。」という意見が述べられている。

(28) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。

(29) 一〇月三一日、一一月二六日、一二月一四日の会合には関係資料が事務当局より配布され（大蔵省資料Z六〇四―三一）、一二月一四日の財政部会には国有財産部長、煙草部長が出席している（大蔵省資料Z六〇四―二九）。

(30) 大蔵省資料Z六〇四―二八。

(31) 同前。



(32) 渡辺喜久造口述「戦時補償特別税・財産税について」昭和二六年七月三〇日、中の吉田信邦発言（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、二一―二二ページ。

(33) 前尾繁三郎口述「終戦直後の財産税構想と徴税問題（その一）」昭和二七年五月二〇日（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、三ページ。

ちなみに、第七〇回帝国議会に提出され、のちに撤回された昭和一二年税制改革案（馬場税制案）に含まれていた「財産税」は、法人については払込資本金および積立金の合計額（繰越欠損額控除）にたいし千分の一・五、個人については三万円以上の財産（負債控除）にたいし、千分の一の課税を意図したものであった。

なお、戦後通貨対策委員会においても財産課税が早くから論議されていたが、この場合の財産税も大勢としては経常税としての名目的財産税が考えられていた。九月八日付の高橋亀吉委員起草の「財政緊急対策」（大蔵省資料Z六〇四―二九）においては、二一年度の歳入不足補塡のため五〇億円ていどの増収をはかるための一方策として「新に財産税を設け」ることが主張されていた。なお、この案を基礎として決定された一〇月五日の委員会答申「財政緊急対策」（大蔵省資料Z六〇四―二八）においては、この部分は「一部新税（成金税・財産税等）ノ創設ヲ行ヒ」と修正されている。ちなみに、九月に提出された武井大助委員の「予算見込額」（大蔵省資料Z六〇四―二九）においては、新規財産税三四億円が、戦時財産増加税・専売収入・消費税の増収一〇億円とともに見積られている。この場合の財産税は課税対象たる財産一、七〇〇億円の一割、一七〇億円を五年分割払いとして算出したもの（一割五分とすると五一億円）で、経常税としての名目的財産税とは必ずしもいえない性格をもっていたといえる。

(34) 前掲前尾口述、二五ページ。

(35) 前掲渡辺口述、一ページ。

(36) 「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述（全）」昭和二六年五月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、四ページ。

(37) 「関係官回想筆記―その一・津島財政期」昭和二六年二月一七日（同前）、三二ページ。

(38) 前尾第一課長は、財産税問題が蔵相引受けの条件だと伝え聞いたとさえいっている。「この問題については、渋沢さんの方から池田勇人君に話があったようです。一千億の財産税がとれれば大蔵大臣を引受けてもいいということを話しておったときいております。」（前掲前尾口述、二―三ページ）。

(39) 前掲「関係官回想筆記」、三〇ページ。

(40) 前掲渋沢口述、六ページ。
(41) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(42) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(43) 大蔵省資料Z五二六―二一―一三。
(44) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(45) 同前。
(46) 念のため、一一月二日付の「財産税及財産増加税ノ創設ニ関スル一考察（未定稿）」の説く両税の目的を紹介すると左の如くである（大蔵省資料Z五二六―二一―一〇）。
　(一) 財産税創設ノ目的
　　(イ) 財政均衡ノ恢復
　　(ロ) 通貨ノ徹底的吸収
　　(ハ) 経済再建ノ助成
　　(1) 不労所得ノ減少ニ依ル勤労ノ半強制
　　(2) 通貨価値ノ安定ニ依ル生産活動目安ノ確立
　　(3) 物納ニ依ル物資、生必品、建物及土地ノ需給不均衡ノ是正
　(二) 財産増加税創設ノ目的
　　(イ) 社会衡平及経済道義ノ恢復
　　(ロ) 財政均衡ノ恢復
　　(ハ) 経済再建ノ助成
　　(1) 浮動資金ノ吸収ニ依ル闇物資購買力ノ抑制
　　(2) 不労所得ノ減少ニ依ル勤労ノ促進
　　(3) 物納ニ依ル物資、建物、土地ノ需給不均衡ノ是正
(47) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。なお、この問題に関する各委員の個人意見についていえば（いずれも大蔵省資料Z六〇四―二九）、石橋湛山委員は「財政ニ関スル意見」（一一月七日）において、「戦争利得者ノ不当利得ヲ回収シ併テ財政整理ニ寄与スル為メ相当大規模ノ臨時財産増加税及臨時財産税ヲ新設スルコト」とし、武井大助委員は「財産税及財産増加税新設案」（一一月七日）において「五箇年計画ノ下ニ健全財政ニ復帰」するために、新税の設立が必要だとして、財産税（個人・法人）、財産増加税（個人・財産保全を目的とする法人）の提案をしているが、両税合せて二八〇億円が見込まれていた。他方、荒井誠一郎委員は、両税の新設に疑問を表明していた（「財政金融並ニ証券対策ニ関スル意見」一一月七日）。



(48) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(49) 同前。
(50) 大蔵省資料Z五〇八―一二。
(51) 大蔵省資料Z五〇八―一一。
(52) 前掲渡辺口述、四ページ。
(53) 大蔵省資料Z五〇七―一。なお、司令部の見解が公式に示される前、一一月一四日付の「戦時利得税創設案要綱（未定稿）」（大蔵省資料Z五一一―三〇二）には、早くも、昭和一二年六月末を基準として個人と法人の財産増加額に一〇〇％の課税をするという構想が盛られている。
(54) 前掲渡辺喜久造口述、四―六ページ。
(55) 「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件（案）（昭二〇、一一、二二）」（大蔵省資料Z五二六―三―一）。
(56) 「社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点（昭二〇、一二、二）」（同前）。
(57) 前掲「社会経済秩序安定緊急対策ニ関スル件（案）」（同前）。
(58) 前掲「社会経済秩序安定緊急対策ノ実際上ノ問題点」（同前）。なお、簡潔にではあるが、ほぼ同様の説明は、「社会経済秩序安定緊急対策実施ニ付問題トナルベキ点（昭二〇、一一、二二）」（同前）にもみられる。
(59) 「財産税等ノ実施ニ関連シ差当リ考慮スベキ事項（二〇、一二、二八物価部）」（大蔵省資料Z五二六―三―一）。
(60) 前掲渋沢口述、二六、二七ページ。なお、渋沢蔵相は、本文で引用した山際次官の最後の発言にたいして、「しかし、インフレの抑制ということは、僕は初めから考え方にあった。」と述べている。この場合、渋沢のいうインフレは、主として、財政不均衡を放置すれば発生しうべきインフレーションであり、山際の念頭にあったインフレは浮動購買力によって現実に生起しつつあったインフレであろう。
(61) 大蔵省資料Z五二六―一―二。

(62) 大内兵衛『戦後日本財政の歩んだ道』、一九五〇年、時事通信社、一―一〇ページ。
(63) 『朝日新聞』昭和二〇年一〇月一九日。
(64) 今井一男口述「終戦以後の給与政策について」昭和二六年一二月一七日（「戦後財政史口述資料」第八分冊）、六―七ページ。
(65) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(66) 一〇月一四日付愛知文書課長メモ（大蔵省資料Z五二六―一―二）。
(67) 大蔵省資料Z六〇二―四。
(68) この点について、渡辺喜久造は興味深い回想をしている（前掲渡辺口述、二〇―二一ページ）。

それからこれは一つの逸話的な話になりますが、大内兵衛先生がそういう意見を言っていた。二十年の秋だと思いますが、当時の経済科学局長のクレーマー氏の所へ大内先生が意見書を出しました。今のお話のように、日本政府はこんなに千億円近くとれるように言っているが、そんなにとれっこはない、私の見込ではせいぜい二百五十億円もとれば精一杯だ、ということでした。ぼくはその翻訳を手に入れたのですが、大内先生は大学時分から知っているものですから、一そろい一件書類を持って当時先生のおられた日銀の調査局に先生をお訪ねして「先生は二百五十億円しかとれないとおっしゃっておられる。私は徴税額について計算してみたが一千億円徴税論はどこが悪いのでしょうか」と話し込んだことがあるのです。大内先生は「いや私の所にはいろいろな数字はない。ただそう思っただけだ。」と言って、「ときに、渡辺君、イカは要らぬかね。」ということで、ぼくは先生とお話はあまりしないで、イカだけもらって帰って来たことがありました。とにかく千億円の財産税はとてもとれっこないという空気が一つあったのですね。

ついでに指摘すれば、大内教授の計算は課税標準額の見積もりにおいて喰い違いがあるだけではなく、比例税率で算出されている点も大蔵省内で準備されつつあったプランと隔たりのある点である。

(69) 大蔵省資料Z五一一―二九七。
(70) 大蔵省資料Z五二六―三―一。
(71) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(72) 大蔵省資料Z六〇二―四。
(73) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。



(74) 同前。
(75) 同前。
(76) 大蔵省資料Z六〇四―二八。この意見案は中山伊知郎・山口茂両委員が起草したもののようである（同前）。中山委員は、すでに個人意見書「発券制度及銀行制度ノ改革（昭二〇、一〇、二八）」、「通貨制度ノ改革（昭二〇、一一、一〇）」において、金利政策の回復を主張している（大蔵省資料Z六〇四―三〇）。ただし、ここで具体的に金利の引上げが主張されていたわけではない。
(77) 大蔵省資料Z五二六―一―二。
(78) 大蔵省資料Z六〇二―二。
(79) 「昭和二十一年度以降五箇年度間骨格予算概略案」においても、国債費は、特殊借入金を除いて、三分六厘五毛の利率で算出されている（「財政収支計画概略案ニ関スル大蔵大臣説明」―大蔵省資料Z六〇二―四）。
(80) 大蔵省資料Z六〇二-四、本書六三ページ注(35)参照。
(81) 「第八十九回帝国議会衆議院予算委員会議録」昭和二〇年一二月一二日）。なお、政府案をめぐっておこなわれた第八九帝国議会の主要論点とその特徴については、前掲拙稿「戦後財政の出発点」を参照されたい。
(82) 田中藤作委員の質問に対する答弁（同前、昭和二〇年一二月五日、なお、大蔵省資料Z六〇二-四参照。
(83) 「昭和二十一年度国債費案（二〇、一二、二九）」（大蔵省資料Z五一一―五〇）。
(84) 大蔵省資料Z五二六―二〇―二。この文書には、愛知文書課長の手によって「二一・一・四渋沢大臣上奏御手許ニ差上グ」という書きこみがある。なお、当初閣議提出の「昭和二十一年度歳入歳出概算」は、歳入一三三億二八三九万一九一二円、歳出一二七億六二八八万五六六五円であったが、閣議決定は歳出を一二八億一二八八万五六六五円と訂正して決定されたと考えられる（大蔵省資料Z六二〇―二九―二）。なお、二月九日付で主計局作成の「昭和二十一年度予算調整見込額表」（大蔵省資料Z五一一―五一）には、一月四日閣議決定の計数として、本文の計数が掲げられている。ただし、三月一二日付の「財政非常措置資料（草案）」（大蔵省資料Z五一一―五〇）には、一月四日閣議決定は歳入一三、四九一百万円、歳出一二、八〇五百万円の記載があるが、これはその後の計数整理によって得られた計数と考えられる。

# 第三節　戦時補償債務

前節と同様に、終戦直後から、債務処理方針についての一応の結論が示された二一年初めにいたる期間に限って、処理方針の形成の過程を跡づける。この債務の処理の方策が、しばしば、国債処理の方策と一括して論じられたため、前節で紹介した国債処理についての諸提案は、多かれ少なかれ、同時に、戦時補償債務の処理についての処方箋でもあったといえる。ただ、この債務の特殊な性格から、支払うか否か、つまり債務を破棄するか否かという根源的な問題が、その根拠とそれの及ぼす影響とともに、より深刻に論じられた。そして、支払いの方策として、官業払下げや財産税、あるいは、債務の形態を国債の形態に転換する場合に利率を引き下げる等々の諸提案があったことは国債の場合と同様である。他方、戦時補償債務の場合には、債務の確認の必要があり、そのための手続きに関する論議がおこなわれたことは国債処理の場合と異なる点である。また、債務額の推定作業が、処理方策の経済的影響の検討や支払い方法の論議とともに、続けられた。

つまり、戦時補償債務の処理に関する問題は、国債処理問題と共通の問題も抱えていたが、他方で、より多面的な問題を包含していた。そして、これらの論点は相互に関連していたから、ここでは、処理方針の形成という点に焦点をあてながら、時系列的に論議と立案の変化を辿ってみることにしたい。



## 一　処理方針の立案

### 1　津島蔵相期

戦時補償債務の処理方針の模索は、終戦直後から始まっている。八月二三日、大蔵省内官房企画課長室において、関係各省の課長クラスの連絡会議があったが、そこで、「契約上ノ解約払（代金及工程払）」および「疎開損失」は「臨軍ニテ処理」すること、また、「企業ノ一般的損失補償ハ臨軍以外ノ問題トシ別途方針ヲ決定」すること、あるいは軍需企業について、「撤去セラルベキ設備ノ補償問題」等々の問題が論議されている。(1)

この時点での大蔵省内の検討の方向は、八月二七日付の文書「政府ノ保証シタル各種債務ノ処理ニ関スル対策（軍需企業ノ債務処理ヲ含ム）」(2)からうかがうことができる。ここでは、「インフレノ防止」と「軍需企業ノ速カナル平和企業ヘノ転換促進」を課題として、補償金交付の「簡易迅速化」が謳われていることが特徴的である。また、綜合審査という方針や、支払い方法として、国債の交付や封鎖措置という考え方もすでに表明されている。次の如くである。

第一　方針

政府ノ保証シタル各種ノ債務及軍需企業ノ債務ハインフレノ防止及軍需企業ノ速カナル平和企業ヘノ転換促進ヲ図ルヲ目途トシテ迅速適正ニ処理スルモノトス

第二　要領

一　政府ノ軍需企業等ニ保証シタル債務及軍需企業等ノ債権債務ノ処理

軍需企業等ニ付テハ其ノ収支状況ヲ明確ナラシムル為先ヅ其ノ流動的債権債務ヲ集中決済スルト共ニ政府ノ軍需企業等ニ対シ保証シタル債務ハ必要ニ応ジ取継メ其ノ総貸借収支尻ヲモ勘案シ一括シテ適正ナル国家補償ヲ為ス措置ヲ講ズルコト尚

右ノ補償ニ際シテハ軍需企業ノ中止ニ対スル補償ヲモ合セ考慮スルコト

(一) 先ヅ軍需企業ノ流動的債権債務ニ付テ之ガ集中決済措置ヲ講ズルコト

右集中決済ノ方法ハ別途御決定ノ通リトスルコト

(二) 軍需企業ニ対スル補償ハ取纏メ行フコト

経理特別対策ニ基ク補償金、疎開補償金、生産命令補償金等既往ニ於テ政府ガ軍需企業ニ対シ保証シタル個々ノ債務ハ之ヲ実行スルヲ建前トスルコト勿論ナルベキモ当該事業ノ廃止ニ伴ヒ今後国家補償ヲ要スベキ関係右各個人ノ補償金ノ中ニハ補償割合其ノ他補償基準未確定ナルモノアルコト並ニ陸海及空当局ノ解散ヲモ考慮シ、従来ノ如ク契約解除等ニ因ル補償金、軍需会社法ニ基ク補償金、経理特別対策ニ基ク補償金、疎開補償金等ヲ担当部局ニ於テ個別ニ審査シ交付スル方法ヲ廃止シ、一企業ニ対スル補償金ハ一部局ニ於テ取纏メ綜合審査シテ交付スルコト尚其ノ際要スレバ当該事業ノ軍需企業ノ廃止ニ伴フ補償金等（不用設備ニ対スル補償金又ハ右設備ノ産業設備営団等ヘノ転売措置ヲモ含ム）ヲモ包括シ一括シテ国家補償ヲ行フコト

（備考）

一　右国家補償金ノ交付ニ際シテハ当該企業ノ総貸借対照尻、株価、既往ノ操業及設備建設ノ良否、政府強要ノ有無並ニ今後ニ於ケル処置（解散又ハ転換）等ヲ勘案シ特ニインフレ防止及補償金交付ノ簡易迅速化ニ重点ヲ置クコト

二　戦災企業ニ対スル戦争保険金ノ査定モ右部局ニ於テ厳格ニ精査スルコト

(三) 軍需企業ニ準ズベキ事業ニ付テモ右ニ準ズルコト

二　金融機関ニ対スル政府保証債務ノ処理

(一) 戦金ノ投融資及興銀、勧銀等ニ対スル国家総動員法ニ基ク一般命令融資ハ左ノ通処理スルコト

(イ) 当該融資未整理企業ガ解散スル場合ニ於テハ其ノ整理完了スルモ返済セラレズ、損失トナルモノニ付テハ政府ニ於テ之ヲ補償スルコト



(ロ) 当該整理企業ガ存続スル場合ハ当該企業ニ対スル貸付金ハ政府ノ無利子貸付金ニ肩替リスルコト

(二) 金融機関ガ政府ノ命令スル所ニ依リ融通シタル疎開資金及戦災応急復旧資金ニシテ一定時期迄ニ決済セラレザルモノアルトキハ之ヲ戦金又ハ興銀ニ肩替リセシメ適当ナル時期ニ右(一)ト同様ノ措置ヲ講ズルコト

（備考）　戦金ハ将来之ヲ興銀ニ合併整理スルカ又ハ必要ニ応ジ復興金融金庫（仮称）トシテ改組スルコト

(三) 預金等便宜代払、生計応急資金ノ融通等戦時非常金融対策ニ基ク金融機関ノ損失金ニ付テハ随時之ヲ日銀又ハ勧銀ニ集中シ定期的ニ一括国家補償ヲ行フコト

三　政府保証債ノ処理

政府保証債発行ノ事業ニシテ整理ノ為利払不可能トナレルモノニ付テハ、政府ニ於テ右保証債ノ利払ヲ為シ又右債券ガ元金ノ償還ヲ要スルモノナル場合ハ之ガ国債ヘノ借替措置ヲ講ズルコト

四　前記一及二ニ依ル補償金ニ付テハ其ノ事情ニ応ジ現金ニ代ヘ政府特殊借入金又ハ国債ヲ以テ交付スルコトトスルト共ニ軍需企業等ノ株主ニ対スル分配金等ニ付テハ成ルベク之ガ封鎖措置ヲ講ズルコト

第三　措置

一　本件実行ヲ適正且容易ナラシムル為本件ヲ一括取扱フベキ部局トシテ大蔵省ニ債権債務局（仮称）ヲ設クルコト

（備考）　債権債務局ニ於テハ対外債権債務ノ調整処理ノ事務ヲモ一括取扱フコト

二　所要ノ予算的措置ヲ講ズルコト

なお、この文書には、「政府保証債務（軍需企業債務ヲ含ム）処理順序」なる一表が付されている。参考のために掲げておこう。

| 処理順序 | 事項 | 備考 |
|---|---|---|
| 第一次 | 軍需企業ノ流動的債権債務ノ集中決済 | |

| 処理順序 | 事項 | 備考 |
|---|---|---|
| 第二次 | 戦災軍需企業ニ対スル戦争保険金交付 | 戦時特殊損害保険法 |
| 第三次 | 軍需企業ニ対スル補償金交付 | |
| | (一)生産設備命令等補償金 | 軍需会社法第十三条 |
| | (二)疎開命令補償金 | 防空法第十三条 |
| | (三)経理特別対策補償金 | 閣議了解 |
| | (四)契約解除補償金 | 契　約 |
| | (五)機種変更補償金 | 契　約 |
| | (六)軍需関係資材確保措置費 | 予算外契約 |
| | (七)肥料供給確保補助 | 同　上 |
| | (八)企業中止又ハ転換補償金 | 新規予算ヲ要ス |
| 第四次 | 政府保証債券ノ保証実行又ハ借替 | 各特殊法人法又ハ予算外契約、新ニ借替法ヲ要ス |
| 第五次 | 金融機関疎開融資及戦災応急復旧融資ノ肩替 | 銀行等資金運用令第七条 |
| 第六次 | 戦金投融資及興銀等命令融資損失補償 | 戦金法及銀行等資金運用令第七条 |
| 備考 | 預金等便宜代払等ノ損失補償ハ別途毎年二期ニ分チ定期的ニ行フ | |

補償金の交付を迅速におこなうという場合、どのていどのテンポが考えられていたのかという点については、資金統制課が九月六日に作成した文書「企業負担ノ応急処理ニ関スル件（第一次試案）」[3]から大凡の意図を推察することができる。ここでは、戦時中に決定した各種補償金のうち算定基準が未決定のものについては、各所管省は九月二〇日までに原案を大蔵省に提出すること、各省は一〇月末までに各種補償金を審査し、その結果を大蔵省に提出することとし、一一月末日までに補償金・戦争保険金を交付するという方針が述べられている。

ここにみるように、戦時補償問題は、当初、もっぱら軍需企業にたいする補償問題として、事業の転換促進という



観点から意識されたが、処理方針のこの模索期においては事業転換について、企業の自主性を尊重しようとする考え方と、主として政府の指示によっておこなおうとする考え方とが存在したようであり、また、補償についても、法律上政府の義務があるもの、あるいは政府との契約にもとづくもの等に限定することを強調する考え方と、政府の指示による事業転換を円滑におこなうために、広範で手厚い補償をおこなおうとする考え方とが存在していたように思われる。九月三日付の文書「終戦ニ伴フ軍需産業経理応急対策基本方針（案）」[4]は前者のニュアンスを簡潔に表現している。

一、軍需産業ノ従来ニ於ケル生産活動ニ対スル経理補償ハ法律上政府ノ義務ニ属スルモノ、政府トノ契約ニ基クモノ其ノ他之ニ準ズルモノヲ除キテハ原則トシテ之ヲ為サザルコト

二、軍需産業ノ終戦事態ニ対処スル新ナル生産活動ハ原則トシテ企業ヲシテ自主的ニ之ヲ行ハシムルモノトシ国民生活上不可欠ナル生産ノ遂行上特別ニ必要アル場合ニ於テハ政府ノ特ニ指定スルモノニ対シテ所要ノ助成ヲ為スモノトスルコト

三、終戦ニ伴ヒ其ノ存続困難トナリタル企業ニ対シテハ解散等ヲ簡易ナラシメ且経済秩序ノ混乱防止ノ為特殊団体ニ依ル引受等ノ措置ヲ為スコト

四、終戦ニ伴フ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対シテハ之ガ整理、解散等ニ当リ国民及企業一般ノ戦争負担トノ衡平ヲ考慮シタル補償ヲ為スモノトスルコト

五、昭和二十年五月十一日閣議決定「生産防衛確立ニ関スル件」ハ其ノ基本目的消滅シタルヲ以テ本件ニ基ク措置ノ適用ハ之ヲ為サザルモノトスルコト

他方、九月六日付の資金統制課作成の次の文書は後者の考え方を表現している。[5]

企業負担ノ応急処理ニ関スル件（第一次試案）（昭二〇、九、六資金統制課）

第一　方針

戦時中、戦争終結後ノ過渡期及事業ノ転換又ハ廃止期ニ於ケル企業負担ニ付テハ此ノ際速カニ企業経理ノ一応ノ安定ヲ可能ナラシムルヲ目途トシテ其ノ実情ニ応ジ左ノ要領ニ依リ特別ノ措置ヲ講ズルコトトシ以テ経済秩序ノ混乱防止ト新産業体制ヘノ円滑ナル移行トヲ図ルモノトス

第二　要領

（中略―引用者）

二、戦争終結後ノ過渡期ニ於ケル企業負担ノ処理

戦争終結後平和産業ヘノ転換、企業ノ廃止等ニ関スル方針ノ確定スル迄ノ過渡期ニ於テハ政府ハ可及的速カニ暫定操業計画ヲ決定シテ之ニ基キ各企業ニ付指定操業、操業休止及自由操業ヲ指示スルモノトシ指定操業及操業休止企業ガ其ノ指示ヲ実行スル為負担スル費用及損失ニ付テハ左ニ依リ措置ス

（註）一、暫定操業計画ハ「一般命令」ノ範囲内ニ於テ各企業ガ即座ニ転換製作シ得ル民需品ニ重点ヲ置キテ之ヲ決定シ之ニ基キ政府ハ指定操業及操業休止ノ指示ヲ発スルモノトス

右指示ハ工場事業場毎ニ之ヲ行フモノトシ別段ノ指示ナキモノハ自由操業トス

二、指定操業ニ依ル製品ハ政府又ハ特定機関ニ於テ公定価格ニ依リ一括之ヲ買上ゲ食料供出ノ代替配給物資（農機具、肥料、衣料等）戦災者等救恤物資（衣料、住宅材料、医薬等）等トシテ之ヲ活用スルモノトス

(一) 指定操業ノ指示ヲ受ケタル企業ニ付テハ其ノ収支尻ヲ補塡スル趣旨ノ下ニ企業ガ軽操業等（戦争終結ニ伴フ生産停止ヨリ指示ヲ受領スル迄ノ期間ニ於ケルモノヲ含ム）ニ因リ金利程度ノ配当金、一定基準ニ依ル役職員従業員賞与金、決定積立金及税金相当額ノ利益ヲ計上スルコト能ハザルトキハ之ヲ可能トスル限度迄包括的補償ヲ行フ

(二) 操業休止ノ指示ヲ受ケタル企業ニ対シテハ戦争終結ニ伴フ生産停止ヨリ指示ヲ受領スル迄ノ期間及操業休止の期間ヲ通ジ休止設備並ニ製品、半製品及原材料ノ保有管理ニ要スル費用、借入金ノ利子及払込資本ニ対スル金利程度ニ該当スル金額ヲ補償ス



(三) 一ノ企業ニ属スル数個ノ工場、事業場ニ付各別ニ指定操業及操業休止ノ指示アリタルトキハ両者ヲ区分シテ前二号ノ補償ヲ行フモノトス

(四) 政府ノ指示又ハ「一般命令」ニ基ク操業停止中ノ設備等ノ保有及政府ノ指示ニ基ク指定操業ノ為企業ノ必要トスル資金ハ円滑迅速ニ之ガ融通ヲ図ルモノトス

(五) 戦時金融金庫ノ融資、命令融資及其ノ他ノ軍需融資ハ金融機関ヲシテ之ヲ保持セシメ一、(四)ニ依ル封鎖預金ヲ以テ決済スル以外ニ於テハ其ノ回収ヲ抑制セシムルモノトス

右ノ外当該企業ニ関連アル債権債務関係ハ買入債務及前受金ノ集中処理ノ適用ヲ受クルモノノ外一応之ヲ現状ノ儘維持セシムルモノトス

三、事業ノ転換又ハ廃止期ニ於ケル企業負担ノ処理

各企業ニ付具体的ニ事業ノ転換又ハ廃止ノ方針確定シタルトキハ戦争ニ伴フ債権債務ノ最終処理ノ時期迄当該企業ノ資産負債及之ニ関連スル債権債務ノ決済整理ヲ行ハシメザルコトトシ其ノ間ニ企業ノ負担スル費用又ハ損失ニ付テハ左ニ依リ措置ス

(一) 事業転換ノ確定セル企業ノ確定後ノ事業ニ対シテハ収支尻ノ補塡ヲ行ハザルコトトス（今後ニ於ケル価格政策トノ関連ヲ考慮スル要アルベシ）

(二) 事業廃止ノ確定セル企業ニ付テハ廃止スル設備並ニ之ニ伴ヒ不用トナリタル製品、半製品及原材料ヲ当該企業ヲシテ保有管理セシメ之ニ対シ其ノ保有管理ニ要スル費用、借入金ノ利子及払込資本ニ対スル金利程度ニ該当スル金額ヲ補償ス

企業ニ属スル数個ノ工場事業場ノ一部ニ付事業ヲ廃止スルトキハ廃止スル工場事業場ノミニ付区分計算シテ補償金ヲ算定スルモノトス

(三) 撤去又ハ破壊ヲ蒙ル設備又ハ接収セラルル製品、半製品及原材料ハ政府ニ於テ之ヲ買上グルモ其ノ代金ハ之ヲ決定セズ企業ニ於テ当該資産ヲ帳簿価格ヲ以テ計上スルコトヲ認ムルモノトス

（註）繰延経理シタル損失又ハ費用ノ補塡、保有管理シタル設備、製品、半製品、原材料等ノ喪失ニ因ル損失ノ補塡等ニ関スル国家補償、企業ノ発行シタル社債、企業ニ対スル融資等債権ノ決済並ニ解散、減資、合併等株主資本ノ整理ニ付テハ戦争ニ伴フ各種債権債務ノ最終処理ノ時期ニ於テ戦争危険ハ終局的ニハ国家、債権者及株主三者公平ニ負担スル趣旨ニ依リ処置スルモノトス

右ノ場合ニ於テハ存続企業ト廃業企業トノ間ノ負担均衡ニ付テモ特段ノ措置ヲ講ズルモノトス

（以下省略―引用者）

なお、この文書には、補償金の審査・決定の手続きとして、「補償金ノ審査及交付所要額ノ決定ニ付テハ指定金融機関ヲシテ協力セシムルモノトス」あるいは、「補償金算定ノ基準及各企業ニ対スル交付金額ノ決定ハ民間専門家及担当官ヲ以テ組織スル委員会ニ於テ之ヲ行フ」という考え方が示されていた。

この問題についての日本政府の公式の見解は、九月一一日、津島蔵相が東京銀行集会所でおこなった講演「戦後の財政経済特にインフレーション対策」[6]で明らかにされた。戦時中の政府公約にかかわる補償については、「成るべく速に綜合的に交付」するという方針が述べられたが、戦争終結後の事態にたいする措置については、価格政策その他の政府による措置が抽象的に示唆されただけで、補償問題との関連等の具体的な内容は説明されていないし、また、先に紹介した二つのニュアンスの考え方についても、いずれの考え方によっているのかも必ずしも明らかではない。[7]次の如くである。

尚軍需会社の債権債務処理は刻下重要問題の一つであります。特に戦後平和産業への転換と関連し速に之を処理するの要あることは勿論でありますが、本問題は極めて広汎且複雑であり又其の処理如何は財政経済各方面に重大なる影響を及ぼすことを考慮に入れ政府としては目下鋭意之が具体案の検討を進めて居るのであります。而して差当り応急第一段の措置として指定軍需会社等の流動的債務を処理するの方針を樹て集中決済の方法を以て一面此等債務の処理を迅速ならしむると共に資金の使用を節約



し、以て「インフレーション」阻止の一環施策に資する所あらしめたのであります。

次に第二段の措置としては戦争に起因する軍需企業負担の処理等に付

(一)　工場疎開費用の補償、経理特別対策に基く補償、軍需会社法、国家総動員法等に基く補償、戦争保険等戦時中に政府が企業に対して公約した諸種の国家補償の中戦争終結以前に係るものに付ては成るべく速に総合的に交付方考究し適宜措置する考であります。

(二)　又戦争終結後の事態急変に伴つて企業に生じた経理上の不安に対しては、停頓状態に在る企業をして許容される範囲内に於て最大限度有効なる民需品の生産を速に開始せしむる為適当の方法に依り操業を促すと共に企業経理の安定を図る為価格政策の機宜なる運用を為す外特に止むを得ざる事情あるものに付ては経理上に於ても適当なる措置を考慮したいと思ふのであります。

尚軍需企業負担の最終的処理に付ては戦後に於ける諸般の根本対策との関連をも考慮の上措置する必要があるので之が為必要な調査を為し其の処理を促進する考へであります。

更に軍需会社の今後の処理に関しては減資或は解散を希望する向に付ては企業の処理に関連し支障なき場合には之を容認するを適当と考へるのであります。

蔵相が説明したように、その後、終戦に伴う軍需産業の経理補償対策の具体的な立案作業が日本政府内部で進められていたが、九月下旬におこなわれた商工・大蔵両省の応酬は、この時期の日本政府内部の共通的な理解と問題点とを明らかにしている。九月二〇日付の商工省案「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱（案）」[8]と、その修正案として形を成した九月二五日付の大蔵省案「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱」[9]、および、大蔵省案の修正点を一部とり入れた九月二八日付の商工省案「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱（案）」[10]とを比較対照しうるようにして示すと次表のようになる。

「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱」三案対比

（傍線及びかっこ内の注書きは執筆者）

A　九月二〇日付商工省案

第一、目的

終戦ニ伴ヒ民需生産ノ緊急確保ノ為軍需産業ノ転換ヲ円滑ナラシムル如ク国庫補償其ノ他企業経理ニ対スル当面ノ安定措置ヲ講ズルト共ニ其ノ間経済秩序ノ維持ト企業ノ自主的経済性ノ発揮ニ遺憾ナカラシムル様考慮スルモノトシ他面終戦事態ニ対処シ存続困難ト為リタル企業ノ①整理、解散等ヲ容易ナラシメ以テ平和産業体制ヘノ再出発ヲ図ルモノトス

第二、方針

一、軍需産業ノ従来ノ企業経営ニ対スル経理補償ハ法律上政府ノ義務ニ属スルモノ、政府トノ契約ニ基クモノ、其ノ他之ニ準ズルモノニ付成ルベク速カニ之ヲ実施スルモノトス

二、軍需産業ノ終戦事態ニ対処スル転①換整理ハ原則トシテ企業ノ自主的計算ニ於テ行ハシムルモノトシ政府ニ於テ国民生活上不可欠ナル生産ノ遂行ノ為特ニ必要アリト認ムルモノニ対シテハ所要ノ助成ヲ為スモノトス

三、終戦ニ伴ヒ生産ヲ停止セラレ又ハ①賠償若ハ破壊ノ対象トナリ其ノ他存続困難トナリタル企業ニ対シテハ解散等ヲ簡易ナラシメ且経済秩序ノ混乱防止ノ為営団等ニ依ル引受等ノ措置ヲ講ズ

B　九月二五日付大蔵省案

第一、目的

終戦ニ伴ヒ民需生産ノ緊要確保ノ為軍需産業ノ転換ヲ円滑ナラシムル如ク国庫補償其ノ他企業経理ニ対スル当面ノ安定措置ヲ講ズルト共ニ其ノ間経済秩序ノ維持ト企業ノ自主的経済性ノ発揮ニ遺憾ナカラシムル様考慮スルモノトシ他面終戦事態ニ対処シ存続困難ト為リタル企業ノ①転換、解散等ヲ容易ナラシメ以テ平和産業体制ヘノ再出発ヲ図ルモノトス

（①を字句修正）

第二、方針

一、（Aと同じ）

二、軍需産業ノ終戦事態ニ対処スル転①換ハ原則トシテ企業ノ自主的計算ニ於テ行ハシムルモノトシ政府ニ於テ国民生活上不可欠ナル生産ノ遂行ノ為特ニ必要アリト認ムルモノニ対シテハ所要ノ助成ヲ為スモノトス

（①を字句修正）

三、終戦ニ伴ヒ生産ヲ停止セラレ①其ノ他存続困難トナリタル企業ニ対シテハ解散等ヲ簡易ナラシメ且経済秩序ノ混乱防止ノ為営団等ニ依ル引受等ノ措置ヲ講ズ

（Aの①を削除）

四、本要綱ニ伴フ資金ノ放出ニ当リテハ其ノ浮動化ヲ防止スル為特殊決済

C　九月二八日付商工省案

第一、目的

終戦ニ伴ヒ民需生産ノ緊要確保ノ為軍需産業ノ転換ヲ円滑ナラシムル如ク国庫補償其ノ他企業経理ニ対スル当面ノ安定措置ヲ講ズルト共ニ其ノ間経済秩序ノ維持ト企業ノ自主的経済性ノ発揮ニ遺憾ナカラシムル様考慮スルモノトシ他面終戦事態ニ対処シ存続困難トナリタル企業ノ①転換、整理、解散等ヲ容易ナラシメ以テ平和産業体制ヘノ再出発ヲ図ルモノトス

（①を字句修正）

第二、方針

一、（Aと同じ）

二、軍需産業ノ終戦事態ニ対処スル整①理転換ハ原則トシテ企業ノ自主的計算ニ於テ行ハシムルモノトシ政府ニ於テ国民生活上不可欠ナル生産ノ遂行ノ為特ニ必要アリト認ムルモノニ対シテハ所要ノ助成ヲ為スモノトス、但②シ転換ノ困難又ハ不適当ナル企業ニ対シテハ解散ヲ認ムルモノトス

（①を字句修正、②はA、Bの三、を削除して、挿入）

三、（Bの四、と同じ）

等ノ措置ヲ強力ニ運用ス

（新たに挿入）

第三、措置

一、従来ノ企業経営ニ対スル経理補償

1（Aと同じ）

2（Aと同じ）

3（Aと同じ）

第三、措置

一、従来ノ企業経営ニ対スル経理補償

1軍需会社法、防空法、①国家総動員法其ノ他ノ法令又ハ之ニ基ク政府命令ニ因リ企業ノ蒙リタル損失ニ対シテハ夫々別ニ定ムル損失補償基準ニ従ヒ速ニ之ガ補償ヲ為ス

2（Aと同じ）

3（Aと同じ）

4昭和二十年五月一日閣議決定「防衛生産体制ノ確立ニ関スル件」ハ終戦以前ノ経理ニ関シ②適当ナル考慮ヲ払フコトトスルモ終戦以後ニ於テハ之ヲ廃止スルモノトス

（Bの②を削除）

5前各号ニ該当スルヤ否ヤヲ決シ難キ①其ノ他事ノ異例ニ属スル損失ニ対シテハ関係各省連絡ノ上之ガ補償ヲ為スコトヲ得

（①を削除）

6（Bと同じ）



得

4前各号ニ該当スルヤ否ヤヲ決シ難キ①損失其ノ他事ノ異例ニ属スル損失ニ対シテハ関係各省連絡ノ上之ガ補償ヲ為スコトヲ得

5前各号ノ実施ニ当リテハ夫々所定ノ損失補償請求期間ヲ公示シ原則トシテ当該期間内ノ請求ニ対スル損失補償ヲ以テ打切ルモノトス

4昭和二十年五月一日閣議決定「防衛生産体制ノ確立ニ関スル件」ハ終戦以前①ノ経理ニ関シ②其ノ趣旨ニ従ヒ適当ナル考慮ヲ払フコトトスルモ終戦以後ニ於テハ之ヲ廃止スルモノトス

（Aの備考(二)中①を字句修正して挿入）

5（Aの4と同じ）

6前各号ノ実施ニ当リテハ夫々所定ノ損失補償請求期間ヲ公示シ原則トシテ当該期間内ノ請求ニ対スル損失補償ヲ以テ打切ルモノトス

①前項ノ損失補償請求期間ハ成ル可ク各補償ヲ通ジ同一トスルコトト

6 前各号ニ依ル損失補償ハ原則トシテ昭和二十年八月十五日迄ニ生ジタルモノニ限ルモノトシ之ガ決定ニ当リテハ可及的ニ総合的考慮ヲ加フルモノトス

7 法令又ハ之ニ基ク政府命令其ノ他公文等ニ依ル政府命令、政府指示等ニ基キ建設シタル生産設備（未完成設備ヲ含ム以下同ジ）ニシテ終戦事態ニ因リ不要トナリタルモノニ対シテハ当該設備ノ適正帳簿価額ノ七〇%ヲ超エザル価額ヲ以テ営団等ニ依ル之ガ買収ノ措置ヲ講ズ

8 産業設備営団ニ依ル設備建設ニ振替フルコトヲ条件トシテ企業ニ対シ公文等ニ依ル政府命令、政府指示等ニ基キ設備ノ建設ヲ命ジタルモノアルトキハ同営団ノ建設設備トシテ之ガ引受補償ノ措置ヲ講ズ

二、経営ノ整理転換ニ対スル経理措置

1 過渡的措置

(イ) 終戦事態ニ因リ生産ヲ停止又ハ著シク縮少シ維持困難ト為リタル企業ニ付政府ニ於テ民需生産確保等ノ為特ニ企業ノ維持又ハ設備、原材料等ノ離散防止ヲ必要ト認ムルモノアリタルトキハ之ガ為必要ノ限度ニ於テ期間ヲ



ス

（Aの5に①を挿入して6に）

7 前各号ニ依ル損失補償ノ決定ニ当リテハ交付金ノ適正ヲ期スル為企業ノ受領スル戦争保険金ヲモ加ヘ綜合的考慮ヲ為シタル上一括之ヲ交付スルノ措置ヲ講ズルモ尚企業ガ正常ト認メラルル程度ヲ超エル利益ヲ生ジタル場合ニ於テハ租税上ノ措置等ニ依リ適宜調整スルコトアルモノトス

（Aの6中①を削除し、②を大幅に修正）

（Aの7は削除）

7 前各号ニ依ル損失補償ハ原則トシテ終戦時迄ニ生ジタルモノニ付実施スルモノトシ之ガ決定ニ当リテハ可及的綜合的考慮ヲ加フルモノトス

（Aの①を字句修正し、Bの②を削除して、A②を復活）

8 法令又ハ之ニ基ク政府命令其ノ他公文等ニ依ル明白ナル政府命令、政府指示等ニ基キ建設シタル生産設備（未完成設備ヲ含ム以下同ジ）ニシテ終戦事態ニ因リ不要トナリタル場合ニ於テハ当該設備ノ適正帳簿価額ヲ超エザル価額ヲ以テ営団等ニ買取ルコトニ依リ補償スルノ措置ヲ講ズルコトヲ得

（A7に①を挿入、②③は字句修正して復活8に）

（A8は削除）

（A8は削除）

二、経営ノ転換ニ対スル経理措置

（①を削除）

1 過渡的措置

終戦事態ニ因リ生産ヲ停止又ハ著シク縮少シ維持困難ト為リタル企業ニ付政府ニ於テ民需生産確保等ノ為特ニ企業ノ維持又ハ設備、原材料等ノ離散防止ヲ要シ且ツ之ガ為経理上ノ助成ヲ必要ト認ムルモノアリタルトキハ必要ノ限度ニ於

二、経営ノ整理転換ニ対スル経理措置

（①を復活）

1 過渡的措置

(イ) 終戦事態ニ因リ経営困難ト為リタル企業ニ付政府ニ於テ民需生産確保等ノ為特ニ経理上ノ助成ヲ必要ト認メタルトキハ民需生産ノ促進、企業ノ維持、設備、原材料等ノ離散防止等ノ為必要ノ限度ニ於テ期間ヲ限リ借入金

限リ借入金ニ対スル金利補給又④⑤ハ当該設備、原材料等ノ保有経費ノ補給等ノ措置ヲ講ズルコトヲ得

(ロ)終戦ニ伴フ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対シ補償額ノ決定ヲ見ザルトキハ差当リ当該資産ノ帳簿価格ヲ①以テ其ノ儘資産ニ計上スルコトヲ認ムルモノトシ右計上金額ニ対シテハ所要ノ金利ヲ②補償ス

テ期間ヲ限リ当④⑤該設備、原材料等ノ保有経費ヲ繰延経理スルコトヲ認メ之ニ対シ金利ヲ補給スル措置ヲ講ズルコトヲ得⑥終戦ト共ニ生産ノ停止及設備ノ保有ヲ命ゼラレタル企業ニ付亦同ジ

(Aの③を削除して③を挿入、Aの④を削除して⑤を修正、⑥を新たに挿入)

(ロ)は削除)

ニ対スル金利補給当⑤該設備原材料ノ保有経費ノ補給等ノ措置ヲ講ズルコトヲ得⑥終戦ト共ニ生産ノ停止及設備ノ保有ヲ命ゼラレタル企業ニ付亦同ジ

(A、Bの①を字句修正、Bで挿入された③を字句修正し、構文を入れかえ、A、Bの②にかえて②を挿入、Bで削除した④を復活、⑤はAに戻し、Bで挿入の⑥を継承)

(ロ)終戦ニ伴フ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対シ補償額ノ決定ヲ見ザルトキハ差当リ当該資産ノ帳簿価格相当額①ヲ以テ資産ニ計上スルコトヲ認ムルモノトシ右計上金額ニ対シテハ所要ノ金利ヲ②補給スルコトヲ得ルモノトス

(A(ロ)の①②を字句修正し復活)



2 ①整理転換措置

(イ)企業ノ①整理転換ハ減資、合併、不要設備等ノ整理、処分、損失ノ繰延経理、資産償却ノ緩和等ニ依リ原則トシテ自主的計算ニ於テ之ヲ行ハシム但シ民需生産確保等ノ為政府ニ於テ特ニ必要ト認ムル企業又ハ業種ニ対シテハ必要ニ応ジ所要ノ助成ヲ為スモノトス

(ロ)当該設備ヲ処分スルニ非レバ経営ノ整理転換困難ナル企業ニ対シテハ①当該設備ノ適正帳簿価額ノ五〇%ヲ超エザル価格ヲ以テ営団等ニ依ル之ガ買取ノ措置ヲ講ズルコトヲ得

3 解散措置

2 ①転換措置

(①を削除)

企業ノ①転換ハ②価格政策ノ機宜ナル運営、減資、合併、不要設備等ノ整理処分、損失ノ繰延経理、資産償却ノ緩和、③所要資金ノ円滑ナル融通等ニ依リ原則トシテ自主的計算ニ於テ之ヲ行ハシム但シ民需生産確保等ノ為政府ニ於テ特ニ必要ト認ムル企業又ハ業種ニ対シテハ必要ニ応ジ所要ノ助成ヲ為スモノトス

(①を削除、②③を挿入)

(ロ)を削除)

3 解散措置

2 ①整理転換措置

(①を復活)

(イ)企業ノ①整理転換ハ②価格政策ノ機宜ナル運営、減資、合併、不要設備等ノ整理処分、損失ノ繰延経理、資産償却ノ緩和、③所要資金ノ円滑ナル融通等ニ依リ原則トシテ自主的計算ニ於テ之ヲ行ハシム但シ民需生産確保等ノ為政府ニ於テ特ニ必要ト認ムル企業又ハ業種ニ対シテハ必要ニ応ジ所要ノ助成ヲ為スモノトス

(①を復活、Bで挿入の②③継承)

(ロ)当該設備ヲ処分スルニ非ザレバ経営ノ整理転換困難ナル企業ニ対シテハ適①当ナル価額ヲ以テ営団等ニ依ル之ガ買取ノ措置ヲ講ズルコトヲ得

(①を修正してA(ロ)を復活)

3 解散措置

(イ)経営ノ整理①転換ヲ困難又ハ不適当トスル企業ニ対シテハ原則トシテ逐次解散ヲ認ムルモノトス

(ロ)企業ノ解散ニ当リ特別清算ノ開始ヲ命ゼラレ且債権者集会ニ於テ協定ヲ可決シタルトキハ当該企業ノ資産ニ対シテハ其ノ適正帳簿価格ノ五〇%ヲ超エザル価格ヲ以テ営団等ニ依ル買取ノ措置ヲ講ズルコトヲ得

三、本要綱ニ基ク資金ノ放出ニ当リテハ「買入債務及前受金集中処理ニ関スル件」ニ基ク特殊小切手ニ依ル決済、企業整備資金措置法ニ依ル特殊決済等ニ依リ可及的現金支出ヲ避クルモノトス

(備　考)

(一)本要綱ニ基ク措置ハ終戦ニ伴ヒ整理ヲ要スル損失ノ補償、終戦事態ニ因ル転換整理①ニ付之ヲ行フモノトシ終戦後引続キ実施ヲ要スベキ経理措置ニ付テハ其ノ定ムル所ニ依ル

(二)本要綱ニ基ク一般的実施細目ノ外特殊事情ニ在ル業種ニ付テハ本要綱ノ趣旨ニ則リ特別ノ実施細目ヲ定ムルコトヲ得

(三)昭和二十年五月一日閣議決定「防衛生産体制ノ確立ニ関スル件」ハ終戦以後之ヲ廃止スルモノトスル①モ終戦以前ニ於テ本件ニ基ク措置ニ因リ蒙リタル特別ノ損失アルトキハ本要綱各項ノ趣旨ニ従ヒ事実上補償ノ措置ヲ講ズ

(四)終戦ニ伴フ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対スル補償額ノ決定ニ当リテハ本要綱ニ基ク企業一

(Bと同じ)

三、(Aと同じ)

(備　考)

(一)(Bと同じ)

(二)(Bと同じ)

(Bと同じ、ただし①の部分修正)

(三)終戦ニ伴フ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対スル補償額ノ決定ニ当リテハ本要綱ニ基ク企業一



経営ノ転換①ヲ困難又ハ不適当トスル企業ニ対シテハ原則トシテ逐次解散ヲ認ムルモノトス

(Aの(イ)の①を削除して3とし、(ロ)は削除)

三、(Aと同じ)

(備　考)

(一)本要綱ニ基ク措置ハ終戦ニ伴ヒ整理ヲ要スル損失ノ補償、終戦事態ニ因ル転換①ニ付之ヲ行フモノトシ終戦後引続キ実施ヲ要スベキ経理措置(例②ヘバ価格調整補給金制度)ニ付テハ別途定ムル所ニ依ル

(①を削除、②を挿入)

(二)本要綱ニ基ク一般的実施細目ノ外特殊事情ニ在ル業種(例①ヘバ鉱業、機械工業等)ニ付テハ本要綱ノ趣旨ニ則リ特別ノ実施細目ヲ定ムルコトヲ得

(①を挿入)

(Aの備考(三)は①の字句を修正して、第三、一、4に掲記)

(Aの(四)は削除)

般ニ対スル補償トノ衡平ヲ考慮スルモノトス

㈢本件補償ノ基準ノ作成、各種補償ノ綜合的考慮、企業ノ転換ニ対スル経理上ノ助成策ノ決定等ニ当ラシムル為軍需産業経理対策委員会（仮称）ヲ設クルコト

右委員会ハ大蔵大臣ヲ会長トシ関係官吏及学識経験者ヲ以テ組織スルモノトスルコト

総動員補償委員会及損害保険審査会ハ実質上右委員会ノ分科会トシテ之ヲ運用スルコト

（Bで新たに挿入）

㈣軍需企業以外ノ企業ニ対スル負担ノ処理ニ付必要アルモノニ付テハ本件ニ準ジ適宜ノ処置ヲ講ズルモノトス

（Bで新たに挿入）

般ニ対スル補償トノ衡平ヲ考慮スルモノトス

（A㈣を㈢とし復活）

（Bの㈢削除）

㈣統制団体、統制会社等ノ損失ニシテ終戦ニ伴フ整理ヲ要スベキモノニ対スル補償ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

（Bの㈢㈣を削除して新たに插入）



三案を比較すると、「目的」については文書の修正以上の変更はなく、「方針」についても、資金の放出を特殊決済等の措置によろうという大蔵省修正案がそのまま商工省修正案にとり入れられている。そして、両省の見解の対立はもっぱら具体的な「措置」をめぐるものであった。九月二五日の大蔵省案作成過程における文書「終戦ニ伴フ軍需産業経理対策要綱（案）ニ対スル修正案」[11]（昭和二〇年九月二四日産業資金課）によって、大蔵省案の主要な問題点を摘出すると、「従来ノ企業経営ニ対スル経理補償」について「6『之ガ決定ニ当リテハ可及的ニ綜合的考慮ヲ加フルモノトス』ヲ『之ガ決定ニ当リテハ可及的ニ綜合的考慮ヲ加フルモノト」、また、「企業ノ受領スル戦争保険金ニ付テモ之ヲ6ノ綜合考慮ニ加フル旨ノ一項ヲ插入スルコト」という点が指摘され、「経営ノ整理転換ニ対スル経理措置」については、

1．過渡的措置

(1)　適当ナル箇所ニ一項ヲ插入シテ目下停頓状態ニ在ル企業ニ対シ積極的ニ民需生産ヲ促ス為特別ノ措置ヲ講ズル趣旨ヲ明カニスルコト

(2)　㈠ノ中「借入金ニ対スル金利補給又ハ当該設備、原材料等ノ保有経費ヲ繰延経理スルコトヲ認メ之ニ対シ金利ヲ補給スルノ措置」ニ改ムルコト

(3)　㈠ノ末尾ニ左ノ如キ字句ヲ加フルコト

「終戦ト共ニ生産ノ停止及設備ノ保有ヲ命ゼラレタル企業ニ付亦同ジ」

2．整理転換措置

㈠ノ中「企業ノ整理転換ハ」ノ次ニ「価格政策ノ機宜ナル運営」ヲ加フルコト

3．解散措置

㈡ヲ削除スルコト

等が指摘されている。なお、前表にみるように、この修正意見にはなくて、九月二五日案に盛りこまれている重要な点は、第三（措置）の一では、商工省案で、不用生産設備を適正帳簿価格の七〇％を超えない価格で営団により買収するとした7や8が削除されたこと、また、大蔵省案で、補償金を交付した結果、正常以上の利益を生じた場合は、「租税上ノ措置」をとるとした点である。第三の二、では、賠償または破壊の対象となった企業にたいする措置を規定した1の(ロ)、および経営の整理転換が困難な企業にたいして、適正帳簿価格の五〇％をこえない価格で設備を営団等によって買い取ろうという2の(ロ)が削除されている。また、「備考」において、この問題について学識経験者を含めた委員会を組織することが謳われている。

この大蔵省修正案にたいする商工省の意見[12]は次のようなものであった。

一、各種補償等ノ綜合的考慮

(イ)　大蔵省案ノ如ク戦争保険金ヲモ加ヘ全部ヲ一括シテ綜合検討スルコトハ事実上困難ナリ但シ損失補償金交付ニ際シ綜合的見地ヨリ或ル程度査定ノ緩厳ヲ調節スル程度ニ止ムルナラバ賛成ナリ

(ロ)　大蔵省案ノ如ク補償ニ関シ委員会ヲ新ニ設クルコトハ処理ノ迅速ノ見地ヨリ却ツテ不適当ナリ特ニ民間ヲモ加ヘタル大規模ナル委員会ヲ設クルコトニ対シテハ反対ナリ

二、政府命令ニ依ル設備ノ営団ニ依ル買取

大蔵省案ノ如ク個別的補償ノ一環トシテ当然国庫補償トナルトシテ要綱中ニ特掲セザルハ不用設備ノ処置ガ企業補償ノ最重点トシテ注視セラレ居ル現状ニ鑑ミ不適当ニシテ他ノ補償ト区別シテ之ガ処理方針ヲ明確ナラシムル要アリト認ム

三、設備、原材料等ノ保有ニ要スル経費ノ処置

大蔵省案ノ如ク之ヲ繰延経理セシメ其ノ金利ヨリ補給スルノミニテハ不充分ニシテ直接其ノ経費ヲ補給スル要アリト認ム

四、企業ノ整理措置



大蔵省案ノ如ク軍需企業ノ終局的整理ヲ時機尚早ナリトシテ要綱中ヨリ除外スルコトハ穏当ニ非ズ不用資産ヲ切捨テテ新事業ニ邁進セントスル場合等ノ如ク必要アルモノニ付テハ今直グニ積極的ニ整理ヲ行ハシムルヲ可トス此ノ趣旨ニ鑑ミ整理スベキ設備ヲ適当価格ヲ以テ買取ルコトトスルハ必要ナリト認ム

五、終戦ニ伴ヒ賠償又ハ破壊ノ対象トナリタル企業ニ対スル処置

大蔵省案ノ如ク将来ノ問題トシテ要綱中ヨリ除外スルコトハ本問題ガ業種ニ依レバ最近ノ機会ガ発生スルモノト予想セラル

六、本要綱実施ノ結果ニ於ケル負担不均衡ヲ爾後ニ於テ租税ニ依リ調整スルコトニ対シテハ異論ナシ

七、其ノ他

(イ)　「現戦局ニ応ズル経理特別対策要綱」ノ適用ニ付テハ原則論トシテハ大蔵省案ニ異論ナキモ唯大蔵省案ガ之ヲ適用スル場合ニ同要綱ノ「趣旨ニ従ヒ」適用ヲ考慮スル旨ノ立言ヲ為スハ曖昧ニ過グルヲ以テ修正ヲ要ス

(ロ)　統制会社、統制団体等ノ損失処理ニ付適当考慮ヲ加フル旨ノ一項ヲ新ニ挿入セリ

(ハ)　大蔵省案ニ軍需企業以外ノ企業ニ対シテモ本要綱ヲ適用スル旨ノ一項アルハ意味不明ナルヲ以テ削除ヲ可トス

備考

終戦ニ伴フ企業補償ノ方策ハ連合国最高司令部側ノ意向及国内政治動向等ト関連アル問題ナルヲ以テ大蔵省当初ノ案ノ如ク

(イ)　此ノ際ハ単ニ終戦以前ノ公約ニ係ル簡単ナル個別補償（特ニ工場疎開費用ノ補償）ノミヲ既定方針ニ従ヒ実施シ

(ロ)　終戦以後ノ事由ニ基ク損失（特ニ設備ノ不用又ハ無価値トナリタルコトニ起因スルモノ）ノ補塡ニ付テハ今直チニ其ノ対策ヲ決定セズ一定時期迄損失ヲ繰延ベシメ其ノ間ノ金融的処置ヲ講ズルコトトスルヲ適当ニ非ズヤト思料ス

具体的には、第三の一、では、大蔵省案の7の代りに、7と8が商工省案の原案に近い形で規定された。この場合、不用生産設備の買取り価格が、原案においては、適正帳簿価格の七〇％を超えない価格とされていたのが、修正案においては、「適正帳簿価格ヲ超エザル価額」となっている。二、では、大蔵省案で削除された1の(ロ)がほぼそのまま

残り、同じく2の(ロ)が、文言修正の上、復活している。ただし、3の(ロ)は大蔵省案の通り削除された。

両省案と両省の応酬とから、この時期の日本政府の補償問題についての考え方のいくつかの特徴を看取することができる。まず、「民需生産ノ緊要確保ノ為軍需産業ノ転換ヲ円滑ナラシムル」という目的にたいする重要な方策として国家補償が位置づけられ、「法律上政府ノ義務ニ属スルモノ、政府トノ契約ニ基クモノ、其ノ他之ニ準ズルモノニ付成ルベク速カニ之ヲ実施スル」という方針においては一致していた。また、軍需産業の整理転換は「原則トシテ企業ノ自主的計算ニ於テ行ハシムル」という方針が、共通の理解として確認されたことも指摘されなければならない。この結果、経営の整理・転換または廃止にともなって、何らかの措置を講ずるとしても、それは補償問題ではないことになる。九月六日付の資金統制課の第一次試案と比較すれば、補償の範囲の限定は明白である。そして、整理転換については、「政府ニ於テ国民生活上不可欠ナル生産ノ遂行ノ為特ニ必要アリト認ムルモノニ対シテハ」、助成の措置をとることとされた。

商工省案の特徴は不用生産設備の処置を重視していることで、「他ノ補償ト区別シテ之ガ処理方針ヲ明確ナラシムル要アリ」として、政府の命令ないし指示によって建設した生産設備が不用となった場合、「適正帳簿価額ヲ超エザル価額」（九月二八日案）で営団等で買い取るとしたことであろう。同様の発想は整理転換・廃止に関する助成措置にもみられる。大蔵省案は、この問題をとくに区別して掲げることに反対している。その理由は必ずしも明らかではないが、少なくとも、この問題の処理について、商工省よりも慎重であったといえよう。

大蔵省案では、補償の決定にあたって、戦争保険金をも加えて「綜合的考慮」をおこなって一括交付することを主張しているが、商工省案では「可及的綜合的考慮ヲ加」えるとはしているが、戦争保険金を加えることには難色を示している。



また、九月二五日の大蔵省案で、補償との関係で、一種の戦時利得課税の構想が示されていることは注目に値する。そして、商工省もこの考えには賛意を示している。

補償問題処理の方針として、政府の義務に属するものや政府との契約にもとづくものについては、「成ルベク速カニ之ヲ実施スル」という共通の理解は変わらなかったが、その時期については、請求期間を公示して、この期間の請求を以て打ち切るという原則が述べられているに止まる。ただ、商工省が、大蔵省案との喰い違いの一つである不用生産設備等にたいする補償問題の処理を棚上げして、とりあえず、問題のない個別補償を実施しようというのは、一括交付を強調する大蔵省よりも、早急な処理を意図していたといえるかもしれない。[13]

また、九月二九日の商工省の説明において、「終戦ニ伴フ企業補償ノ方策ハ連合国最高司令部側ノ意向及国内政治動向等ト関聯アル問題」だという認識が始めて表明されていることは注目に値するとしても、この認識は処理のスケジュールに影響を与えることはあっても、「対策」の内容に実質的な影響を与えるにはいたっていない。[14] また、軍需企業の転換の計画と手続きについても、九月二二日発表の「降伏後における米国の初期の対日方針」[15]が影響するにはいたっていない。

なお、これらの問題についての財界の見解と対応とを示すものとして、日本経済連盟会が、九月に政府に提出した要望書「軍需産業ノ整理ニ関スル意見」[16]を紹介しておこう。ここには戦争保険金等政府の支払いを「簡易且敏速」におこなうこと、民間人を含む委員によって公正な評価をおこなうこと等の主張の他に、補償の範囲やあり方についての財界の主張が簡潔に示されている。全体としては商工省案に近い考え方だといえる。

軍需会社ノ整理ニ関スル意見

軍需会社ノ整理ハ目下ノ重大問題ニシテ、之ニ対シ消極的ナル時ハ財界ノ混乱ヲ来シ、積極的ナル時ハ「インフレーション」

ヲ激化スル惧アリ。政府ハ其中庸ヲ得ルヤウ留意サレ度シ。尚此際其設備ヲ完全ニ利用スルハ急ヲ要スベク、或ハ平和産業ニ転換シテ生産量ヲ増加シ或ハ国民生活ノ補助資材トナスコトヲ要ス。

(一) 軍需会社ノ清算ニ就テハ政府ノ集中決済ハ至当ト信ズ。従テ当事者モ政府モ急速ニ此方法ニ依リ「バランス」ヲ縮少スルヤウ努力スルハ勿論戦争保険及ビ其他政府支払金ハ簡易且敏速ニ支払フコト。尚其少額ノモノニ付テハ現金決済ヲ併用スルノ要アリ。

(二) 各社ニ於テハ平和産業ニ転換スル事ニ努力シ、政府ニ於テハ連合国側ノ許容範囲ヲ確メ、各社ノ方針ヲ指示スルコト。

(三) 軍需用資材及ビ木材ハ速カニ解放シ平和産業ニ転用セシムベキ道ヲ開クコト此際必要アラバ之ニ関スル配給統制機構ヲ廃止スルコト。

(四) 経理特別対策ニ基ク補償ニ関シテハ政府ニ於テ適当ト認ムル期間損失ニ対シ相当額ノ塡補ヲ行フベク考慮スルコト。

(五) 政府命令又ハ政府命令ト推定セラルベキモノニ依ル設備ニシテ整理不能ナルモノハ設備営団又ハ之ニ代ルベキ機関ニ於テ其ノ損失ヲ補償スルコト。

又其ノ製作中ノ資材ハ交易営団又ハ之ニ代ルベキ機関ニ於テ肩替リヲナスコト。

(六) 疎開、地下工場等ノ施設ニシテ、償却シ得ザルモノニ就テハ政府ハ適当ニ補償スルコト。

(七) 整理完了ノ会社ハ之ヲ解散セシメ配当金及ビ割賦金ハ之ヲ据置貯金タラシムルカ又ハ公債化セシムルコト。

(八) 評価ハ適当ナル委員（民間人ヲ含ム）ヲ委嘱シ、公正妥当ナル調査ヲ行フコト。

(九) 整理転換ニ際シ、役員並ニ従業員ガ不正不当ナル行為ヲナシ、或ハ過当ナル退職金ヲ支払フガ如キハ、飽ク迄厳重ナル監督ヲナス方法ヲ講ズルコト。

戦後通貨対策委員会も、比較的早くからこの問題に関心を寄せていた。九月七日、インフレ対策部会は、「軍需会社ノ債権債務ヲ処理シ其ノ帰趨ヲ明カニスルト共ニ其ノ設備資材労務等ヲ民需物資ノ生産ニ転換セシムルコト」また、「政府ハ軍需会社ノ善後処理及ビ業務転換ニ関シ至急其ノ根本方針ヲ確立スルコト」等を決定している。[17] また、



一〇月五日の答申「財政緊急対策」[18]においては、「本年度予算ニ対スル緊急措置」として、一般的な経費節約の他に、

(二) 此ノ際臨軍費ノ内容ヲ明カニシ且其ノ所管ヲ速カニ大蔵大臣ノ下ニ置キ以テ其ノ濫費ヲ厳重ニ取締ルト共ニ可及的速カニ之ヲ打切ル措置ヲ講ズルコト

(三) 戦争ニ起因スル軍需企業負担ノ処理ニ付テハ戦時中ニ政府ガ企業ニ対シ公約シタル諸種ノ国家補償ト雖モ新事態ニ即応シテ綜合的ニ厳重検討ノ上之ヲ査定交付スルモノトシ戦争保険金ニ付テハ超過保険トナラザルヤウ厳重査定スルコト

本項ハ来年度予算ニ於テモ之ヲ厳守スルコト

という項目を掲げている。[19] ここでは、臨軍費の打切りと、補償について新事態に即応して、綜合的に厳重査定することを主張している点が注目される。なお、九月執筆の武井大助委員の意見書「予算見込額」[20]においては、命令施設買取、疎開その他の費用を二〇〇億円と指定し、その半額にたいする利払額四億円が「軍需会社等ニ対スル補償金ノ利払」として、昭和二〇年度一般会計歳出予算に計上されている。

## 2　渋沢蔵相の就任

一〇月九日成立した幣原内閣の蔵相渋沢敬三は、同日、大蔵省で記者会見し、財政金融政策の運営方針について語ったが、[21] その際、施策運営の根本的心構えとして、「立体的綜合的ナル構想ニ心掛クベキコト、特ニ物ノ見方ニ社会観ヲ取入レルコト」とし、「軍需企業等ニ対スル国家補償」については、

(1) 全額国庫補償ヲ行フベキニ非ザルコト

(2) 一律ニ補償程度ヲ決定スベキニ非ザルコト

(3) 事業家ノミガ利得ヲ受クルコトナク、金融機関ハ預金者ニ迷惑ヲカケルコトナク国民、政府、事業家公平ニ損失ヲ負担スベ

キコト

(4)　個々ノ事例ヲ具体的ニ調査ノ上経済道義ノ立場ヨリ判断決定スベキコト

という方針を述べている。また、税制について、「戦時中ノ利得者ニ対スル重課ニ付然ルベキ方法ヲ至急検討スベキコト」ともいっている。軍需産業を転換して民需生産を確保するために、早急に補償を実行するということにもっぱら重きをおいていた前内閣の場合と、補償問題処理の考え方において、かなりの変化を予想させる発言といえる。

こうして、新蔵相の下で、従来の方針には必ずしもとらわれることなく、補償債務処理方針の新たな検討が進められることになった。愛知文書課長のメモ[22]によって、その後の活発な動静をあとづけると、一〇月一二日、次官室における会議で、補償問題が議せられ、「補償ニ対スル公債　低利ニスルコトモ一案」という考え方や「公約ノ問題」が、「徹底的ナル財産税」という案とともに話題となっている。また、一〇月一三日の大臣とクレーマー経済科学局長との会見についての説明のあとで、「補償問題　至急立案ノコト」という感想が記されている（一〇月一四日付メモ）。また、既述のように、翌一四日には、官邸において、大内・中山両教授を交えた会合が開かれているが、大内教授からは「補償ノ問題ニシテモ倫理ニ基イテ考ヘテハナラヌ　前提――戦争ガ敗レタコト」等の意見が述べられている。また、一五日にも、次官室において、「企業補償ノ件会議」がおこなわれている。

立案作業もまた活発となるが、この時期の特徴は処理方針の多面的な模索にある。たとえば、一〇月一二日付の産業資金課作成の「軍需企業在外企業等ニ対スル補償ニ関スル件（仮案）[23]」は、前文に、「政府ノ補償ニ付テハ敗戦ノ事態ニ鑑ミ此ノ際一切ノ行懸リヲ放棄シ新日本建設ノ見地ヨリ考慮スルモノトシ、我国経済力基盤ガ戦前ニ比シ半減セル事実及戦争損害ノ公平ナル負担ノ観点ヨリ」処理するという方針を述べ、企業にたいして直接戦争保険金の交付や補償をおこなわないで、株主および社債権者に実質上補償をおこなった場合と同様の保護を与えるという一案を示している。



一〇月一五日付の産業資金課作成の「新日本財政経済再建計画要綱（第一次試案）[24]」は、政府債務の重圧を軽度のインフレーションによって緩和しようという特徴的な発想を前提とするものであるが、補償問題については、財政の許す範囲でおこなうとはしたものの、当分の間たな上げとし、戦争保険金の今後の支払いは打ち切るというものであった。すなわち、「基本方針」として、

戦争犠牲ヲ公正ニ負担セシムルト共ニ其ノ重圧ヨリ国民ヲ解放シ即時国民全部ヲシテ新生産業ニ邁進セシムルコトヲ根本方針トス

我国ノ国債、政府保証其ノ他ノ政府ノ負担、預金ノ重圧等ノ戦争終結直前ニ於ケル国家ノ金銭的重圧ヨリ解放スル方法トシテ

……（中略―引用者）本案ハ……一部インフレーション一部デフレーションノ方策ニヨルヲ根本トセリ

と述べ、「企業補償」については、

(一)　企業補償ニ付テハ軍需企業、在外資産ヲ有スル企業等ヲ通シテ考慮スルコトヲ要ス

(二)　戦争犠牲ノ公正ナル負担ヲ考慮スルコト

預金等ノ金銭価値ガ財産税ノ賦課ヲ除イテモ前述ノ如ク五分ノ一程度トナルコトヲ考慮スルコト

(三)　企業ガ過去ノ創痍ヨリ即刻立直リ生産ニ邁進シ得ル体制ヲ整フルコト

(四)　政府ノ公約ニ対スル信用ヲ成ルベク毀損セズシテ一面財政ノ許ス限度内ニ於テ之ヲ行フコト

ヲ方針トシテ左ノ如キ構想ニヨリ之ヲ実施ス

として、「軍需企業、在外企業ハ新生日本ニ於テ活用シ得ル部分ノ設備及棚卸資産ヲ分離シ新会社ヲ設立」するが、

「新会社ニ対シテハ今後国家補償等ハ絶対ニ行ハズ自主的経理ニ拠ラシム」とし、また、旧会社については、

(一)　旧会社ノ残リタル資産負債ハ暫時其ノ儘トシ漸次清算ニ移行ス此ノ場合政府ノ公約セル補償ハ原則トシテ直チニ之ヲ行ハザ

ルコトトス但シ之ヲ破棄モセズシテ今後ノ財政状況等ヲ勘案シテ之ヲ行フ旨ヲ表明ス

(一案トシテハ政府ノ公約セル補償ハ戦争保険、疎開費用ノ外設備ニ対スル補償ヲモ併セ之ヲ一応算定シ前述ノ新会社設立ニ伴フ評価替ニ依ル利益ヲ以テ差引キ尚足ラザル部分ノミヲ補償スル方法モ考ヘ得ベキカ)

㈡ 旧会社ニ於ケル管理費ハ清算ノ進行ニヨリ捻出スルモノトシ社債軍需融資ノ金利ハ之ガ支払ヲ停止ス

㈢ 臨軍費ニ依ル契約破棄ニ基ク工程払ハ即時打切トス

㈣ ㊟小切手制度モ打切トス

㈤ 政府保証債モ保証債務ヲ差当リ履行セズ

㈥ 戦争保険金ノ今後ノ支払ハ打切トス

というものであった。また、この案には、「財政上ノ問題」として、財産税および戦時利得課税の構想が示されていたが、とくに補償については国有財産の払下げが考慮されている。「企業補償ニ対スル補償等臨時的支出ニ見合セ国有財産ノ払下ゲヲ考慮ス」と。

また、産業資金課が同日付で作成した「軍需企業及在外企業処理ニ関スル経理対策ニ関スル件（案）」[25]は、「終戦以来停頓状態ニ在ル軍需企業ヲシテ速カニ生産活動ヲ開始スルコトヲ可能ナラシムル為」、一方で、民需品生産の為の新会社の設立をはかり[26]、他方で旧企業の経理負担を処理して解散清算させようとするものであるが、その際、補償の一部を停止するという構想を含んでいた。すなわち、

㈠ 工場疎開費用ノ補償、軍需会社法、国家総動員法等法令ニ基ク損失補償ハ之ヲ実施セザルコトトス臨時軍事費ニ依ル契約打切ニ基ク損害賠償モ即時停止スルモノトス

㈡ 旧企業ノ未ダ受領セザル戦争保険金ハ厳正ナル査定ヲ行ヒタル上速カニ之ヲ交付スルモノトス

兵器等製造事業特別助成法ニ依ル助成又ハ産業設備営団ノ建設ニ振替フルコトノ決定セル設備建設ニ付テモ右ニ準ズ



また、この案には「備考」として、戦時利得課税の構想が付記されている。「戦時中及戦争終結ニ伴フ過当利得ニ付租税上特別ノ措置ヲ講ズ」と。

こうして、補償処理の基本方針においても、その方針を支える考え方においても、また当面の方策や財源についても、きわめて多面的な検討がおこなわれることとなったといえるが、この時期に検討された諸案を整理したのが、一〇月一六日付の産業資金課作成の「軍需企業処理ニ関スル経理対策（案）」[27]である。ここには、公約通り補償をおこなう案（第一案）、おこなわない案（第二案）、補償はおこないが、実質的に同様の保護を与えるという案（第三案）[28]の他に、新議会に提案するまで決定を延ばそうという案（第四案）を含んでいた。この時点での模索の様相を示すものである。

軍需企業処理ニ関スル経理対策（案）（昭和二〇、一〇、一六産業資金課）

（註）喪失領土ニ資産ヲ有スル企業ノ処理ニ付テモ概ネ本件ニ準ジ措置シ得ルモノトス

第一案

一、軍需会社法、国家総動員法其ノ他ノ法令ニ基ク各種ノ損失補償、工場疎開費用ノ補償、経理特別対策ニ基ク経理補償等戦時中政府ノ企業ニ対シ公約シタル国家補償ニシテ戦争終結以前ニ現実ニ損失等ヲ生ジタルモノニ付テハ公約通リ之ヲ交付スルコトトス

罹災企業ニ対シテ未ダ交付セザル戦争保険金ニ付亦同ジ

二、終戦ニ伴ヒ政府企業間ノ契約ヲ破棄シタルコトニ基ク損害賠償ハ従前通リ之ヲ交付スルモノトス

三、終戦ニ伴ヒ不用ニ帰シタル事業設備ニ付テハ法令等ニ基ク命令ヲ為スニ際シ政府ガ其ノ損失ヲ補償スベキコトヲ約シタルモノニ限リ当該命令ヲ為シタル後ニ於ケル当該設備ノ稼動ニ依リ企業ニ生ジタル損益、前二項ニ依リ企業ノ受領スル交付金等ヲ綜合的ニ勘案シ適当ナル金額ヲ補償ス

四、前各項ニ依ル交付金ハ現在ノ財政事情ニ鑑ミ左ノ何レカノ方法ニ依ル交付公債トス

(一) 年一分ノ利子ヲ附シタル永久公債（但シ財政ノ事情ニ依リ繰上償還ヲ為スコトヲ得ルモノトス）

(二) 百ケ年年賦ニ依リ均分償還ヲ為ス公債但シ利子ハ無利子（又ハ年一分）トス

(三) 五十年間据置キタル後一時ニ全額ヲ償還スル無利子公債

既ニ企業ニ対シ支払ヒタル戦争保険金及契約破棄ニ基ク損害賠償金ニ付テモ当該企業ニ残存（例ヘバ特殊預金トシテ）スル限リ之ヲ右交付公債ニ振替フルモノトス

五、損失額並ニ交付金額ノ査定ハ終戦後ノ情勢ニ即応シ厳密ニ之ヲ行フモノトスルト共ニ概ネ今年中ヲ目途トシテ迅速ニ之ガ計算ヲ完了スルモノトス（之ニ関スル事務処理ノ迅速円滑ヲ期スル為関係官民ヲ以テ組織スル委員会ノ運用ヲ考慮ス）

六、一、乃至三、ニ依ル交付金ヲ受クル企業ニ対シテハ左ノ方法ニ依ル解散及清算、減資、其ノ他ノ整理ヲ指導ス

(一) 政府及連合国最高司令部ノ承認ヲ得テ為ス民需生産ノ為転換使用シ得ル固定資産及棚卸資産ヲ他企業又ハ別個ニ設立スル新企業ニ売却又ハ貸付ヲ為ス

右売却価格ハ当該企業ニ於ケル現在ノ帳簿価格ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス

民需生産ヘノ転換ノ為別個ニ株式会社ヲ設立スル場合ニ於テハ株式ハ一般ヨリ原則トシテ現金出資ニ依リ公募セシメ且ツ総株数ノ十分ノ一以上ノ株式ガ一株主ニ集中スルコトヲ禁止スルモノトス

(二) 企業ガ金融機関其ノ他ニ対シテ負担スル債務ハ第一次ニ残存資産、前号ニ依ル売却ニ際シ生ズルコトアルベキ差益等ヲ以テ之ヲ償還セシメ尚ホ不足スル残額ニ付テノミ四、ニ依ル交付公債ヲ以テ償還スルコトヲ認ム

前項ニ依リ企業ガ交付公債ヲ以テ債務償還ニ充ツル場合ニ於テハ企業ニ対スル債権者ハ額面金額ヲ以テ之ヲ受領スル義務アルモノトス

(三) 会社ニ対スル債権者タル個人（社債権者タルモノヲ含マズ）ニシテ債権額五千円未満ノモノ及給料、賃金、退職金等法律上ノ先取特権ヲ認メラルルモノガ会社ヨリノ交付公債ヲ受領セル場合ニハ額面ヲ以テ現金化スルコトヲ認ム



残余財産分配ノ結果交付公債ヲ取得シタル株主ニ対シテハ之ヲ他ニ売却スル外其ノ現金化ヲ認メザルコトトス

七、一、乃至三、ニ依ル交付金ヲ受クル企業ニ対シテハ当分ノ間株主配当ヲ認メズ且ツ使用人員ノ圧縮等ニ依リ極力経費縮減ヲ実行セシム

八、企業ノ受領スル保険金及契約破棄ニ基ク損害賠償金他企業ニ対スル資産売却代金等ニ関連シテ発生スル企業ノ過当利得ニ付テハ租税上特段ノ措置ヲ講ジ之ガ調整ヲ図ルモノトス

第二案

一、戦時中及戦争終結ニ伴フ企業負担ノ処理ヲ目的トスル損失補償、費用補償、損害賠償、戦争保険金等ハ政府ノ公約アルト否トニ拘ラズ一切之ヲ行ハザルコトトス

右ニ関連シ既ニ企業ニ対シ支払ヒタル戦争保険金及契約破棄ニ基ク損害賠償金ニ付テモ之ヲ返却セシムル措置ヲ講ズ

二、戦時中及戦争終結ニ伴フ負担ノ為新タナル生産活動ヲ開始シ得ザル企業ニ対シテハ第一案ニ準ジ有用資産ヲ他企業又ハ別個ニ設立スル新企業ニ売却又ハ貸付ヲ為サシメ残余ノ資産ヲ以テ自力ニ依ル解散及清算其ノ他整理ノ措置ヲ講ゼシム此ノ場合ニ於テハ商法上ノ特別清算ヲ為サシムル等株主及会社債権者間ノ負担均衡ニ留意スルモノトス

第三案

一、企業ニ対シテハ直接戦争保険金ノ交付及各種政府補償ヲ行ハズ株主及社債権者ニ対シテ左ノ措置ヲ講ズルコトニ依リ実質上補償ヲ行ヒタル場合ト同様ノ保護ヲ与フルコトトス

(一) 企業ノ株主ノ希望アルトキハ政府ハ産業設備営団ヲシテ一定期間ヲ限リ其ノ株式ヲ一株ニ付当該企業ノ自己資本金額ヲ株式数ヲ以テ除シテ得タル金額ニ

(イ) 受領シ得ベキ保険金額

(ロ) 第一案一乃至三、ニ準ジ仮ニ計算シタル補償金額

(ハ) 後記仮清算ニ依ル残存資産額

ノ合計額ヲ自己資本金額ヲ以テ除シ得タル数（二分ノ一以上ナル場合ハ二分ノ一トス）ヲ乗ジテ得タル金額ヲ以テ買取ラシムルコトトス

(二) 企業ノ社債権者ノ希望アルトキハ政府ハ産業設備営団ヲシテ一定期間ヲ限リ其ノ社債ヲ額面金額ニ

(イ) 受領シ得ベキ保険金額

(ロ) 第一案一、乃至三、ニ準シ仮ニ計算シタル補償金額

(ハ) 後記仮清算ニ依ル残存資産額

ノ合計額ヲ自己資本金額ヲ以テ除シテ得タル数（五分ノ三以上ナル場合ハ五分ノ三トス）ヲ乗ジテ得タル金額ヲ以テ買取ラシムルモノトス

(三) 企業ニ対スル社債権者及金融機関以外ノ債権者ノ債権ハ当該企業ニ債権ヲ有スル金融機関ニ肩替リセシムルモノトス

(四) 企業ニ対スル金融機関ノ債権ニ付テハ特段ノ措置ヲ講ズルコトナク之等金融機関ノ債権ノ整理ニ関シテハ別案ノ如キ整理機関ヲ設ケ整理シ適当ナル機会ニ別途金融機関ニ対シテハ前記(一)ニ準ズル措置ヲ考慮スルモノトス

（備考）

一、本件措置ヲ為スニ当リ企業ニ対シ昭和二十年八月十五日現在ヲ以テ仮清算ヲ行ハシムルモノトス

右仮清算ニ当リテハ保険金及補償金ハ一切之ヲ受領セザルモノトシ計算スルモノトシ且計算ニ際シ使用スベキ資産評価基準ヲ決定指示ス

二、保険金ノ支払及法令ニ基ク政府補償ヲ行ハザルコトニ付法律的措置ヲ要ス

尚本件実施ニ伴ヒ既ニ支払ヒタル保険金ハ之ヲ返戻セシムル措置ヲ講ズ

三、株主ノ大部分ガ株式ノ買取ヲ希望セザル企業ハ自力ヲ以テ再出発スルコトトナル処必要アルトキハ一定ノ条件ノ下ニ戦時損害ノ繰延経理ヲ為スコトヲ得ルモノトス

前項措置ノ適用ヲ受クル企業ノ整理、他企業ヘノ資産ノ売却又ハ貸付民需転換ノ為ニスル新企業ノ設立等ニ付テハ第一



案及第二案ニ準ズ

第四案

一、戦時中及戦争終結ニ伴フ企業負担ノ処理ハ戦争善後策トシテノ国家財政ノ再建、国内外債権債務関係ノ整理等ト密接ニ関連シ国民ノ戦争犠牲負担ノ問題ニ外ナラザルヲ以テ解散後新ニ成立スベキ議会ニ対シ予算案乃至法律案トシテ真ノ民意ニ問フコトトスルヲ要スベク現在速急ニ之ヲ決定発表スルコトハ適当ニ非ズ

二、従テ政府ハ此ノ際トシテハ連合国最高司令部ノ意向及国民各層ノ意見ヲ充分ニ参酌シテ速カニ確信アル具体案ヲ策定シ之ヲ新議会迄ニ公表スベキ旨ヲ発表スルニ止ムルモノトス

三、終戦ニ伴ヒ停頓状態ニ在ル企業ヲシテ生産活動ヲ再開セシムル為ニハ有用資産ノミヲ以テ新企業ヲ設立スルコト等ヲ認メ資金調整（資産評価ニ付）及価格政策（適正利潤ノ賦与ニ付）ノ運用ニ依リ其ノ経営活動ヲ可能ナラシムルヲ以テ足ル

四、本件ト関連シ戦争保険金及契約破棄ニ基ク損害賠償金ノ支払ハ新議会ノ協賛ニ依ル企業処理方針ノ決定迄即時之ヲ停止スルモノトス

これら四案のうち、中心の第一案で注目すべき点の一つは、従来から論議の焦点となっていた不用生産設備について、補償の対象として考慮されるのは「法令等ニ基ク命令ヲ為スニ際シ政府ガ其ノ損失ヲ補償スベキコトヲ約シタルモノニ限」るとされたことであろう。もう一つの点は、交付金は「現在ノ財政事情ニ鑑ミ」、長期かつ低利（一%ないし無利子）の交付公債によるという考え方が示されたことであろう。また、ここでも企業の過当利得については「租税上特段ノ措置ヲ講」ずることが謳われている。新議会まで、当面、処理方針の決定を延期しようという第四案の場合、「国民各層ノ意見」のみならず「連合国最高司令部ノ意向」の参酌の必要性に留意している。

このように、金融局産業資金課を中心に、補償処理方針のあり方についての検討が進められていた時、主計局においては、二一年度予算の編成作業がおこなわれていたが、既に述べたように、この過程で明らかとなった問題点が、一

○月一三日、「戦後財政ノ見透ニ付テ」[29]という文書にとりまとめられ、一六日、閣議で報告された。[30]ここでは、補償問題が財政負担の観点から検討されている。既に紹介したように、この文書は、「昭和二十年度予算ヲ材料トシテ戦争終了ニ伴ヒ不用トナルモノハ落シ国債費等ノ当然増加スルモノハ之ヲ加算シ一般行政費ニ付テハ相当ノ削減ヲ為シ且今年度以上ニ新規ノ事業ヲ為サザルモノトシテ、言ハバ骨格的予算ヲ組ンデミ」たものであるが、その結果、「明昭和二十一年度ノ一般会計歳出予算額ハ一五二億円程度ニナルモノト見積ラレル」という一応の結論を示している。ところが、この概算見込額は、「戦後ノ積極的施策ニ要スル経費ヲ見込ンデイナイ数字デアル。而モ其ノ上今直チニ計数的ニハ明カニシ得ナイガ国庫ノ負担ニ帰スルコト明瞭ナル経費ヲ多額ニ予期シ置カネバナラナイ」とし、かかる経費として、①連合軍の駐屯費、②現地支出の臨時軍事費の財源たる借入金処理のための経費、③賠償、④軍需企業にたいする各種補償金等、⑤政府保証債務、⑥喪失領土および占領地域関係の負担、⑦喪失領土および占領地域の通貨整理に要する負担をあげ、「右ノ各種政府補償ノ内対内関係ノモノハ必シモ其儘額面通リ補償スベキモノト考ヘル必要ハナイカモ知レヌトハ云ヘ或ル程度ハ経済秩序ノ維持ノ為ニハドウシテモ補償スル必要ガアルト思ハレル」としている。このうち、④と⑤については次のように説明している。

㈣　軍需企業ニ対スル各種補償金等

軍需企業ニ対シテ政府ガ如何ナル程度ノ補償ヲ為スベキヤハ議論ノ存スル所デアリ慎重ナル検討ヲ要スルガ少クトモ政府ノ公約シタルモノニ付テハ義務ノ履行ヲ為スヲ以テ穏当トスル。斯ノ如キモノトシテハ戦争保険ノ関係、工場疎開ノ費用、経理特別対策ニ依ル補償、国家総動員法、軍需会社法、兵器等製造事業助成法等ニ依ル損失補償又ハ設備買収費用等ハ達観シテ五〇億円ニ達スルモノト推定サレル。

尚軍需企業ノ休廃止ニ伴ヒ補償ヲ行ヒ又終戦後ノ休止期間ノ給与、離職者ニ対スル退職金、解散手当等ヲ政府ニ於テ考慮スルトセバ更ニ六一八億円ノ負担ヲ要スルト云フ計算トナル



之等ハ直ニ総額ノ支出ヲ要スルモノデハナイガ仮ニ三分五厘ノ利子ヲ見タ丈デモ二三億円ノ負担トナル。

㈤　政府保証債務

戦時中各種事業債、金融債、興銀等ノ命令融資等ニ対シ政府保証シタルモノノ総額ハ達観シテ二四〇億円程度デアラウ。此ノ内ノ一部ハ政府ノ負担トナルコトヲ予期セネバナラナイ。

このような検討をへて、この文書は、「孰レニシテモ今後ニ於ケル国庫負担ハ驚クベキモノデアリ勿論右ノ金額ハ一時ニ支払フモノニ非ズトシテモ毎年ノ利払額丈デモ百数十億円ニ上ルデアラウシ、我国財政ハ全ク破局的状態ニアルト云ツテ然ルベキデアル」とし、「斯クノ如キ我国財政事情ニ於テハ其ノ根本的整理建直ハ正ニ喫緊ノ要務デアリ之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要デアリ、目下大蔵当局トシテハ深甚ナル研究ヲ続ケテヰル」としたのである。この文書は、わが国財政のきびしい見透しを計数をもって示すことによって、二一年度予算の編成についての各省の協力を求めようとしたもので、補償問題の処理についての積極的な解答を与えようとしたものではないが、「少クトモ政府ノ公約シタルモノニ付テハ義務ノ履行ヲ為スヲ以テ穏当トスル」、あるいは「或ル程度ハ経済秩序ノ維持ノ為ニハドウシテモ補償スル必要ガアルト思ハレル」という判断を示した上で、その場合の負担の大きさと、その対策には「全ク革新的ナ方途」が必要となる所以を説明したのである。こうして、補償処理方針は、財政負担の問題をも展望しつつ立案されなければ現実的なプランたりえないことが明らかにされた。

### 3　財政再建計画の策定

以上のような模索の過程をへて、立案作業は一定の方向を示すようになる。産業資金課作成の文書「終戦ニ伴フ軍需企業ノ経理負担ノ処理ニ関スル件（案）（昭和二〇、一〇、二〇）[31]」、同じく、「終戦ニ伴フ軍需企業経理負担ノ処理

ニ関スル件（案）（昭二〇、一〇、二二）[32]」は、最終的な措置の決定を新議会提案まで延期するとしながら、一方で新会社の設立を促進して民需生産活動の開始を可能ならしめ、他方で、新議会に提案すべき補償対策としては、公約通り実行するものとして準備を進めるというものであった。先に紹介した一〇月一六日付の産業資金課作成文書中の諸案と比較すると、第一案を主体にしながら、第四案の趣旨を加味したものといえる。一〇月二〇日案と一〇月二二日案とはほぼ同趣旨であるので[33]、より簡潔な一〇月二二日案を紹介しておこう。

終戦ニ伴フ軍需企業経理負担ノ処理ニ関スル件（案）（昭二〇、一〇、二二産業資金課）

戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業ノ経理上ノ負担ニ付テハ企業ヲシテ速カニ新タナル民需生産ニ邁進セシムルコトヲ主眼トシテ差当リ過去ニ於ケル経理負担ガ今後ノ経営活動ニ対シ悪影響ヲ及ボスコトヲ遮断スルノ措置ヲ講ズルト共ニ之ガ最終的処理ノ対策ハ之ヲ新議会ニ提案スル方針ノ下ニ急速ニ準備ヲ進ムルモノトス

記

一、戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業ノ経理負担ノ処理ハ戦争犠牲ノ公平負担、国家財政ノ見透、国民全般ニ亘ル各種債権債務処理ノ問題等ト密接ニ関連スルヲ以テ解散後成立スベキ新議会ニ之ヲ提案シ其ノ協賛ヲ経テ決定スルコトトシ此ノ際トシテハ具体策ヲ直チニ決定発表スルノ措置ハ之ヲ採ラザルモノトス

二、軍需企業ガ民需生産ニ転換可能ノ資産ヲ以テ直チニ生産ニ邁進スルコトヲ促進助成スル為政府及連合国最高司令部ノ承認ヲ得テ民需品生産ヲ目的トスル新会社ヲ設立シ之ニ対シ転換事業ヲ営ムニ必要ナル資産ヲ売却又ハ貸付クルノ方法ヲ勧奨ス

(イ) 資産ヲ売却スル場合ニ於ケル価格ハ売却時ニ於ケル時価以下ニ於テ任意ニ定ムベキモノトスルモ適正帳簿価格ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス

資産ヲ貸付クル場合ニ於ケル賃貸料ハ右価格ニ対スル適正償却費相当額ヲ基準トシテ定ムルモノトス

(ロ) 新会社ノ株式ハ之ヲ広ク一般ヨリ公募セシメ且ツ株式ノ引受、割当又ハ譲渡ニ当リ一株主ニ相当割合以上ノ株式ガ集中スルコトヲ禁止ス



三、民需品生産ノ活発化ヲ刺激スル為価格政策ヲ機敏ニ運用スル外散在スル需要ヲ取纒メ自己ノ責任ニ於テ生産者ニ対シテ一括発注ヲ行フ機構ヲ創設シ要スレバ政府ハ経理面ヨリ之ヲ助成ス

右機構トシテハ例ヘバ百貨店等ヲシテ其ノ機能ヲ発揮セシムルコトヲ考慮スルモノトシ尚其ノ買取リタル民需品ハ一般ニ之ヲ売却スル外農業会ヲ通ジ農産物供出ノ代替物資ニ戦災援護会ヲ通ジ罹災者等ノ救済物資等ニ活用スル等ノ工夫ヲ為スモノトス

四、新議会ニ提案スベキ政府ノ方針トシテハ戦時中政府ガ企業ニ対シ公約シタル損失補償、損害賠償、戦争保険其ノ他之ニ準ズル国家補償ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止スルコトヲ要スル現段階ニ於テハ公約通リ之ヲ実行スルノ原則ヲ採ルモノトス但シ右補償ハ財政負担ノ許容スル限度及方法ニ於テ之ヲ行フモノトシ之ガ為其ノ支払ヲ長期低利ノ公債（例ヘバ無期限一分利附ノ永久公債）ヲ以テ為ス等ノ措置ヲ考慮ス

五、軍需企業経理負担ノ処理対策ガ決定スル迄ノ間ニ於テ補償金、保険金、賠償金等ノ交付ヲ受ケ得ザル為決算ヲ為スコト能ハザル企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシム

六、国庫補償金、戦争保険金、政府企業間ノ契約破棄ニ基ク損害賠償金其ノ他戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業ノ負債処理ノ目的ヲ以テスル政府交付金ハ今後当分ノ間其ノ支払ヲ停止スルト共ニ既ニ支払ヒタルモノニ付テモ適当ナル保全ノ措置ヲ講ズ

（備考）

一、本件ニ付テハ速ニ連合国最高司令部ノ諒解ヲ受クルモノトシ右諒解ヲ得タルトキハ其ノ要旨ヲ新聞ニ発表スルモノトス

二、補償実行ニ関スル具体策樹立ノ準備トシテ企業ガ補塡ヲ希望スル欠損額、国家財政ノ負担可能限度、国民各層ニ対スル戦争犠牲配分ノ見透等ニ付本年中ニ完了スルコトヲ目途トシテ調査ヲ進ムルコトトシ殊ニ企業ニ対スル補償ノ実態ヲ

把握スルニ必要ナル法制上ノ措置及事務上ノ組織手続ヲ速カニ決定実施ス

三、国外ニ資産ヲ有スル企業ニ対スル終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ニ付テハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

公約通り補償を実行しようという点では前内閣の下での方針と変りはないとしても、この案にはいくつかの点で考え方の変化が指摘できる。手続き上の問題としては、新議会提案まで最終的な決定を延期すること、それに関連して、当分の間、交付金の支払いを停止する、また、既に支払いずみの分については保全の措置をとること、[34] さらに、処理方針について司令部の了解を受けるものとすること等の諸点があげられる。民需品生産の促進という課題については、したがって、補償処理と一応切り離して、軍需企業の転換と民需品生産活発化の措置を別途、考えている。公約通り補償を実行するという基本方針の根拠としては、「経済秩序ノ破壊ヲ防止スル」という点が指摘され、この問題が「国民全般ニ亘ル各種債権債務処理ノ問題等ト密接ニ関連スル」という側面に注目している。また、「国家財政ノ見透シ」にもかかわるとし、「補償ハ財政負担ノ許容スル限度及方法ニ於テ之ヲ行フモノ」とするとしているが、ここでは、そのための措置として長期低利公債の交付という方策が考えられている。また、この問題が「戦争犠牲ノ公平負担」という考え方と「密接ニ関連スル」ということを指摘している。ただし、ここでは、そのための具体的措置が提案されているわけではない。

これらの論点のうち、補償処理の基本方針が公約通りの実行という線に落ち着いたのは、経済秩序の維持というこの時期の最高の政策上の課題が、この処理方針に依存していると考えられたからであるが、この認識の内容については、産業資金課が一〇月二四日作成した手書きの文書「最近ニ於ケル経済破綻ノ徴候ト企業負担処理案ノ帰結ニ就テ(案)」[35] が意を尽している。ここでは、まず、一般的に、「最近国内経済ノ各方面ニ於テ之ヲ放置スレバ破綻ノ触発ニ導ク危険アル徴候的現象ガ顕レツツアルハ厳ニ警戒ヲ要スル所ナリ」とし、「此儘ニテ推移センカ暴動、騒擾等ヲ誘



発シテ国内治安ノ保持ガ困難トナルニ至リ延イテ経済秩序モ亦撹乱セラルルニ至ルベシ」という認識に立った上で、「軍需企業及在外企業ノ戦時負担ニ対スル補償ノ問題ハ其ノ帰結如何ニ依リテハ斯ノ如キ謂ハバ触発ノ危機ニ在ル経済破綻ヲ此ノ面ヨリ誘発スルノ惧レナシトセズ」として次の四つの場合について、経済的影響を検討している。

(一) 補償ヲ全然為サザル場合

(イ) 民間企業ハ自己ノ取引先ナル他企業（下請企業、発註先、受註先等）ニ対スル債務ノ履行ヲ停止スベシ

(ロ) 其ノ結果破産乃至差押事件ガ頻発スベシ

(ハ) 金融機関ハ新規貸出ヲ引締メ回収ヲ強行スベシ、融資命令モ損失補償ノ裏付ナキ限リ遵奉セラレザルベク其ノ他ノ手段ニ依リ強権的ニ資金融通、回収抑制ヲ指導スルトシテモ却ツテ自衛上預金ノ払出ヲ制限又ハ停止シ事実上モラトリウムノ状態トナルベシ

(二) 国民一般ニハ債権債務関係尊重ノ気風ヲ喪失シ相互ノ信認関係ハ破壊セラルベク更ニ国債ニ対スル信頼、預金ニ対スル信用ハ稀薄トナリ預金取付ヲ来スベシ

(ホ) 但シ、戦時中ノ公約ヲ破毀シタル政府ガ新タナル信認関係ノ建設ニ努力シ且ツ国民ガ之ヲ信用スルニ至ラバ之ニ依リ破綻ハ防止セラルベシ

(二) 無期限一分利附ノ如キ特殊公債ヲ以テ補償ヲ実行スル場合

(イ) 企業ノ債務決済ハ左ノ如クシテ行ハルベシ

a　債権者ニ対スル支払ハ大体ニ於テ企業ノ保有スル資産ヲ以テ賄ヒ得ベシ

b　従ツテ特殊公債ハ株主資本ノ処理ノ部面ニ於テ利用セラルルコトトナリ、特殊公債ハ株主ノ手ニ沈澱スベシ

c　航空機工業等社外負債過多ノ企業ニ於テハ債権者ニモ特殊公債ガ流入スルコトトナルモ、此ノ場合ノ債権者ノ大部分ハ金融機関ナルヲ以テ金融的操作ニ依リ特殊公債ガ一般ニ流出スルコトヲ避クルヲ得ベシ

(ロ) 従ツテ経済破綻ノ触発ヲ刺激スルコトハ一応避クルコトヲ得ベシ

(ハ) 但シ特殊公債ヲ受領スル企業ガ之ヲ信頼セズ自己ノ他企業ニ対スル支払ヲ停止スルニ至ラバ前記(イ)ト同様ノ結果トナルベシ

(ニ) 補償ヲ全部実行スル場合

(イ) 企業ノ欠損ハ補塡セラレ前記(イ)ノ如キ危険ハ全ク発生セザルベシ

(ロ) 補償実行ノ為ニスル巨額ノ国庫金支出ハ国家財政ノ健全性ヲ失ハシメ此ノ面ヨリシテ一般国民ノ間ニ国家財政ノ前途ニ対スル不安、政府ニ対スル不信認ノ気風ヲ醸成シインフレーションヲ深刻化スベシ

(四) 補償問題ノ解決ヲ将来一定ノ時期迄延期シ其ノ間企業ノ欠損ヲ棚ニ上ゲセシムル場合

棚上ゲノ期間ヲ通ジ問題処理ニ関スル政府ノ能力ニ対シ企業一般ノ信用ヲ保持シ得ルトキハ経済破綻ノ触発ヲ避ケ得ベシ、従ツテ問題ハ相当長期ニ亘リ右ノ如キ信用ヲ保持シ得ルヤ否ヤ其ノ方法如何ニ在ルベシ

ここでは、「補償ヲ全然為サザル場合」には、全体として、債権債務の連鎖を断ち切ることによって、経済破綻が惹起すると把握しているといえるが、ここで示されている若干の留保（一のホ）は、現実にはきわめて困難な仮定として考えられているように思われる。たとえば「軍需企業及在外企業ノ補償ノ為ニスル財政負担処理ニ関スル考察」[36]では、補償打切りの場合、債権債務の連鎖が断ち切られることをつうじて、

（前略―引用者）金融ハ梗塞シ産業活動ハ停止スベシ 加之此ノ傾向ハ発展シテ遂ニ一般国民ノ間ノ債権債務関係破毀ニ迄至ルベク斯クテハ経済秩序ハ全ク破壊セラルルコトトナル

而シテ所謂荒療治トシテ之ヲ断行シ一挙ニ我ガ経済、財政ノ建直シヲ行フコトモ考ヘラルルモ其ノ際ハ少クトモ旧秩序ノ破壊ト同時ニ新タナル信用ガ再建セラレ且之ガ堅持セラルルノ確信アルコトヲ要スベシ

然ルニ現段階ニ於テハ終戦後日尚浅ク連合国側ノ意図必ズシモ全面的ニ明ナラズ又国内政治情勢ノ見通シモ困難ナルヲ以テ債権債務ノ信認関係ヲ破壊スルハ其ノ時期ニ非ズ少クトモ政府ノ戦時中ノ公約ニ係ル企業補償ハ之ヲ実行スルコトニヨリ秩序ノ破綻ヲ防止スルヲ要スルモノト考フルナリ



としている。

なお、債権債務の連鎖の破壊、経済秩序の破綻という場合に、金融機関がこの秩序の中で枢要な地位を占めていることが強く意識されていた。前述の一〇月一四日の官邸での会合の席上、渋沢蔵相は、「公約ヲ破棄スルトイフ前提トスル場合ノ対策、銀行ガ補償ノ対象デアル、――銀行ニ対スル対策如何、例之放置セバ人民モ迷フ」と質したり、あるいは、クレーマーとの会見後、「補償――金融機関ノミヲ対象トスル補償ナルコトヲ米側ハ承知シ居ラザルコト」と述べたりしている。[37] これらの発言の意味は、軍需企業に支払われた補償金が、これら企業の借入れ金の返済という経路で銀行の手に帰することを予想して、軍需企業にたいする補償金の支払いは、結局、金融機関の債権の保全の役割を果たすという関係に注目したものと考えられる。支払われた補償金の循環についての推定は、「軍需企業ニ対スル補償金ノ金融的意義ニ就テ（未定稿）（昭二〇、一〇、三一産業資金課）[38]」において、計数をもっておこなわれている。すなわち、

一、軍需企業ニ対スル国庫補償中終戦後ニ於テ支払フベキモノノ金額ハ当課ノ一応ノ推算ニ依レバ約三〇二億（今後修正ヲ要ス）トナル

二、軍需会社法ニ依ル軍需会社（約六〇〇社）ノ推定金融機関ヨリノ借入金現在高ハ日銀推算ニ依レバ約三二〇億ニシテ他ニ現在高約六五億ノ社債アリ、社債ハ概ネ金融機関ノ保有スル所ト推定セラルルヲ以テ両者合計三八五億ハ軍需企業ノ金融機関ヨリノ負債総額ト達観スルコトヲ得

三〇二億ノ国家補償金ヲ受ケタル軍需企業ハ自己ノ資産ヲ整理シテ得タル資金ト共ニ之ヲ以テ先ヅ社外負債ノ償還ヲ為スベク、軍需企業ノ社外負債ノ大部分ハ金融機関ヨリノ負債ナルヲ以テ前記三八五億ノ金融機関ヨリノ負債ノ中三〇二億ハ国家補償金ヲ以テ弁済セラレ残リ六五億ハ軍需企業ガ資産ヲ整理シテ得タル資金ヲ以テ弁済セラル勘定トナルベシ

ところで、この「軍需企業及在外企業ノ補償ノ為ニスル財政負担処理ニ関スル考察」なる文書は、「終戦ニ伴フ軍需企業及在外企業ノ負担処理ニ付テハ国家財政ノ実情ニ鑑ミ現状ニ於テ其ノ負担力ナシトシテ之ニ対スル補償ヲ一切取止ムベシトノ議論アリ」という一文をもってはじまり、「右ハインフレーション悪性化ノ兆候頓ニ顕著トナレル現在ニ於テ正ニ傾聴ニ値スルモノナルモ」経済秩序の破壊をもたらすので採りえないとしている。既述のように、一〇月一七日に大内兵衛教授の「渋沢蔵相に与ふ」というNHKラジオ放送がおこなわれて、インフレ抑制のための補償打切りの主張があり、同日、日本社会党も創立準備委員会で軍需補償の支払い打切りの政策を決定している。[39] この文書は、補償実行の方針決定が、これらの議論をふまえておこなわれたことを物語っている。そして、この大方針に関するかぎり、その後の諸案においても変化はなかった。

その他の論点について、その後の一連の文書にみられる変化を摘記しておこう。まず、問題処理の手続きにかんして、一〇月三一日付の産業資金課作成の文書「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）」[40] には、「補償実施ノ範囲、補償ノ内容、補償金額算定ノ基準等ハ要スレバ法律案トシテ議会ノ協賛ヲ経ルノ手続ヲ採ルモノトスルコト」としているが、一〇月二二日案のように補償実行という基本方針について新議会による決定が謳われているわけではない。そして、当面の措置として、一〇月二二日案で掲げられていた「今後当分ノ間其ノ支払ヲ停止スル」という方針は転換し、とくに戦争保険金、契約解除の損害賠償金等については支払いを続行するという方針が謳われる。一一月二日付の産業資金課作成の「軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ関スル説明要旨（案）」[41] では、この点について、既支払い分との権衡、企業の資金難解消等の事由で、支払いを続行すべきだとして次のように説明している。

現ニ実行中ノ補償又ハ之ニ準ズル政府交付金ノ支払ニ対スル措置

戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業ノ負担処理ノ目的ヲ以テスル補償又ハ之ニ準ズル政府交付金ノ中ニハ戦争保険金、政府企



業間ノ契約破棄ニ基ク損害賠償金等現ニ其ノ支払ヲ実行中ノモノガアルガ此等ハ本来ナラバ前ニ述ベタ綜合的審査ノ必要上他ノ種類ノ補償金額ガ決定シナケレバ其ノ支払額ヲ最終的ニ確定スルヲ得ナイモノデアツテソレ迄従前ノ方針ニ従ツテ之ヲ支払フコトハ停止スベキモノデアル然シ乍ラ此等ハ戦争保険ガ企業ト保険会社トノ間ノ私法上ノ契約デアツテ保険料ノ払込ガアル等他ノ補償トハ性質ガ違フ点ガアルノミナラズ現実ニ於テ此等ハ其ノ支払ガ相当程度進捗シテ居ルノデ今後ニ於ケル支払ヲ停止スルトキハ既ニ支払ツタ分トノ間ニ不均衡ヲ生ズル訳デアツテ穏当ヲ欠クト思ハレル加之現在軍需企業ガ悩ミツツアル資金難ヲ解消スル為ニハ此等ノ支払ハ非常ニ有効デアツテ金融的動揺ヲ避ケル効果ヲモ期待シ得ルノデ支払ヲ続行スベキモノト考ヘル

と。

補償を公約通り実行することとし、しかも、当面、支払いを続行する場合には、その経済的影響についての配慮が必要となる。先に紹介したように、一〇月二四日付の「最近ニ於ケル経済破綻ノ徴候ト企業負担処理案ノ帰結ニ就テ（案）」においては、「補償ヲ全部実行スル場合」には「インフレーションヲ深刻化スベシ」としていた。一〇月三一日付の「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）」では、一〇月二二日案の支払い停止の考え方と、長期低利公債による支払いという考え方が脱落しているが、その結果として予想されるインフレーションの危険性にたいして、一〇月三一日案では封鎖の措置が掲げられている。[42] すなわち、一般に「右補償金ノ支払ニ付テハインフレ防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト」とし、また、「戦争保険金、契約解除ノ損害賠償金等補償又ハ之ニ準ズル政府交付金ハ之ヲ受領セル企業ノ特殊決済預金トシテ封鎖シ其ノ解除ヲ認メザルノ措置ヲ採ルコト」としている。一〇月二二日案では、主として財政負担にたいする配慮から長期低利の公債（無期限一分利付）を交付するという方針が示されていたが、この方針は間もなく撤回される。一一月二日付の「軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ関スル説明要旨（案）」[43] は、この点について次のように説明している。

補償金ノ支払ヲ例ヘバ無期限一分利ト云フ如キ低利ノ永久公債ヲ以テ為スコトモ考ヘラレルガ既存ノ公債ヲ其ノ儘トシテ補償ノ

ミニ関シ斯カル公債ヲ発行スルコトハ利廻関係カラ考ヘテ、補償金額ニ付三分ノ一或ハソレ以下ニ査定減ヲスルコトト何等差異ハナイコトトナルノミナラズ、戦時中一、〇〇〇億ニ達シタ公債ノ処理ノ問題ヲ近キ将来ニ控ヘテ居ル現在之ニ対スル対案ノ準備ナクシテ三〇〇億ヲ超エル一分利ノ如キ低利公債ヲ発行スルコトハ決シテ策ノ得タルモノデハナイト考ヘル。従ツテ現行通リノ方法ニ依ル特殊決済又ハ現行ノ基準ノ範囲内ニ於ケル長期低利ノ公債ヲ利用スルコトガ適当デアル。

そして、補償実行に伴う財政負担については、財産増加税および財産税の課税によってまかなおうという考え方が定着してくる。[44] 一〇月三一日案は次のように述べている。「本件処理ト不可分ノ処理トシテ大規模ナル戦時財産増加税及一般的財産税ノ課徴ヲ断行スルコト」と。つまり、支出を削減することによってではなく、収入の途を講じることによって財政負担の問題に対処しようとしたのであるが、財産税等の課税によるという方策は、同時に、一〇月二二日案では具体策の示されていなかった「戦争犠牲ノ公平負担」という考え方にたいする解答でもあった。一一月二日付の「軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ関スル説明要旨（案）」は、「企業ニ対スル補償ト企業ノ戦時利得ノ徴収」について、次のように説明している。

軍需企業ニ対スル補償ノ実行ニ当ツテハ、戦争犠牲ノ公平負担ノ見地カラ補償金交付額ト、補償ヲ受ケル企業ノ戦争ヲ通ズル損益状況、事業膨脹状況等ト睨合セ戦時利得アルトキハ之ト差引計算ヲシテ、補償金交付額ヲ減額スベシトノ考ヘ方モアル。然シ乍ラ戦時利得ノ徴収ハ、補償ヲ受ケル軍需企業ノミノ問題デハナク又技術的ノ見地カラモ斯クノ如キ操作ハ租税制度ニ依リ之ヲ行フコトトスルノガ本筋デアルト考ヘル。即チ企業ニ対スル補償ト併行シテ大規模ナル一般的財産税乃至財産増加税ノ課徴ヲ行ヒ戦時中ノ利得ハ凡ユル階層カラ総テ之ヲ吐キ出サセルコトトシ、以テ戦争犠牲ノ公平負担ヲ図ルト共ニ国家財政ノ健全化ニ資スルコトト致シ度イノデアル。此ノ場合ニ課税上軍需企業ヲ他ノ企業ヨリモ苛酷ニ取扱フコトトスベシトノ主張モ当然考ヘラレルノデアツテ今後実施スベキ軍需企業ノ具体的調査ノ結果或ハ之ヲ肯定スル結論ニ到着スルカモ知レナイノデアルガ只今ノ処デハ其処マデヤル必要ハナイ様ニ思ハレル。



また、渡辺喜久造（当時主税局勤務）は次のように説明している。[45]

当時の考え方としましては、いろいろ軍需補償的な約束もありますし、戦争の後始末として払わなければならぬ金が相当あったわけであります。こういうものは、これも一つの考え方と思いますが、負担の公平ということも頭におきまして、たまたまそれにぶつかった人だけが負担するのは酷じゃないか、それよりも、やはり国民全体が、その分に応じて一応財産税あるいは財産増加税といった形で税金を出しまして、それを補償にあてる。補償を受ける人は、その補償を受ける権利そのものが財産に評価されますから、その人たちもやはり相当の負担はするわけであります。[46] そうしてその人たちだけを特に目のかたきにするようなかっこうの行き方はとらないという考え方が一つあったわけです。

つまり、補償実行の方針とともに掲げられていた「戦争犠牲ノ公平負担」という原則は、「戦時利得ノ徴収」あるいは、一般的な「負担ノ公平」の原則に置き換えられ、補償の財源を財産増加税および財産税に求めるという方策にこの原則具体化への一つの解答を見出した。

一〇月二二日案に盛られていた諸点で、その後、検討の対象となった主要な論点は以上のごとくである。大蔵省内での検討作業のいちおうの到達点と考えられる一〇月三一日付の産業資金課作成の文書「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）」[47]を、参考のために紹介しておこう。この問の変化を看取することができるであろう。

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）（昭二〇、一〇、三一　産業資金課）

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ハ之ヲ実行スルコト戦争保険金ニ付又同ジキコト

二、右ノ補償ハ国家財政ノ負担能力ト見合セ其ノ限度ヲ定ムルコトトシ各企業ニ対スル補償金額ハ各種補償ヲ一括シテ企業ノ戦時中ニ於ケル利得、企業ノ負担能力等ト睨合セ綜合的審査ニ依リ之ヲ決定スルコト

右補償金ノ支払ニ付テハインフレ防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

三、補償実施ノ範囲、補償ノ内容、補償金額算定ノ基準等ハ要スレバ法律案トシテ議会ノ協賛ヲ経ルノ手続ヲ採ルモノトスルコ

ト

右準備トシテ企業ニ対スル補償ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

四、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ民需生産ニ邁進セシムル為転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

五、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算不能ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

六、戦争保険金、契約解除ノ損害賠償金等補償又ハ之ニ準ズル政府交付金ハ之ヲ受領セル企業ノ特殊決済預金トシテ封鎖シ其ノ解除ヲ認メザルノ措置ヲ採ルコト

右ニ応ジ既ニ支払ヒタルモノニ付テモ出来得ル限リノ適当ナル保全ノ措置ヲ講ズルコト

七、本件処理ト不可分ノ処置トシテ大規模ナル戦時財産増価税及一般的財産税ノ課徴ヲ断行スルコト

（備考）　国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

なお、これらの文書には明記されなかった論点で、前内閣の下で争点となっていた不用生産設備の処理問題の、この時期の検討状況について補足しておこう。この問題については、先に紹介した「軍需企業処理ニ関スル経理対策（案）（昭二〇、一〇、一六産業資金課）」[48]の第一案で触れられていたが、補償実行の方針を掲げた「終戦ニ伴フ軍需企業ノ経理負担ノ処理ニ関スル件（案）（昭二〇、一〇、二〇産業資金課）」[49]において、ほぼ同趣旨の方針が示されている。

終戦ニ伴ヒ企業ノ有スル事業設備ガ不用ニ帰シタルコトニ基ク損失ニ付テハ左ノ条件ニ該当スル場合ニ限リ当該設備ノ稼働ニ依リ企業ノ得タル損益、企業ガ受領スル前三号ノ交付金ノ額等ヲ綜合的ニ勘案シテ適当ナル金額ヲ補償ス

1、当該事業設備ノ建設ニ関シ法令ニ基ク正式命令又ハ公文等ニ依ル明白ナル政府命令、政府指示等アルコト

2、右命令、指示等ニ関シ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベキ旨ガ法令ノ規定又ハ政府、企業間ノ契約ニ明記セラレアルコト



と。また、「軍需企業ニ対スル補償ノ問題ニ関スル説明要旨（案）（昭二〇、一一、二産業資金課）」[50]は、この問題について、より慎重な態度で検討中であることを説明している。

終戦ニ伴ヒ不用ニ帰シタ設備ニ対スル補償

軍需企業ガ国家総動員法、軍需会社法其ノ他法令ニ基ク命令又ハ其ノ以外ノ前掲ノ如キ公文ニ依ル明白ナル政府命令、政府指示等ノ実行トシテ建設シタ設備ガ終戦ニ伴ヒ操業不能又ハ他ニ転換不能トナツタ為生ジタ損失ヲ如何ニ処理スルカハ世上議論サレテ居ル補償問題ノ中心問題デアツテ、補償ニ関スル所謂政府ノ公約ハ斯カル補償ヲモ含ムモノカドウカニ付テ法律上ノ疑問モアリ（目下法制局、司法省ニ照会中）之ニ付企業ノ希望スル要補償額ハ動モスレバ国家財政ノ負担力ノ見地及軍需企業ヲシテ戦争ニ依ツテ利得スルコトヲ得シメナイト云フ見地カラシテ過大ニ失スル傾向ガアルノデ之ニ対スル補償ヲ実行スルニ付テハ最モ慎重ナル考慮ヲ廻ラシ冷静厳格ナル査定ヲ経テ其ノ額ヲ決定シナケレバナラヌ。即チ此ノ場合ニハ資産ノ評価（非常ニ大キクナルト思ハレル）設備ノ不用ナリヤ否ヤ他ニ転活用ノ途ナキヤ等ニ関シ賠償、平和産業ノ再建其ノ他ノ諸般ノ情勢ノ推移等トモ密接ニ関連セシメテ考慮セネバナラヌノデ今直チニ最終的決定ヲ為スコトハ困難デアリ例ヘバ少ナクトモ来ルベキ解散後ノ新議会ノ時期迄ハ補償ヲ延期シ其ノ間ハ企業ニ対シ必要ガアレバ金融ノ途ヲツケルコトニスルノガ適当デアルト思フ。而シテ其ノ延期期間経過後ニ於テ補償ヲ実行スルノデアルガ其ノ場合設備ノ全額ニ付補償ヲスルコトトスル絶対的ノ根拠モ必要モナイト思フノデアツテ、例ヘバ企業ノ希望アルトキハ相当低目ノ価格デ設備ヲ買上ゲルコトトシ売渡スカ否カノ決定ヲ企業ノ選択ニ任ス如キモ一方法デハナイカト考ヘル。何レニシテモ此種ノ損失ニ対スル補償ハ精々一〇〇億程度ニ圧縮シ得ルシ又セネバナラヌト考ヘル。

すなわち、前内閣の下で、商工省と意見調整をおこなう過程において、大蔵省がとった慎重な態度は、この時点で、より一層慎重なものとなったといえよう。

ところで、補償問題にかんする最終的な政府案を決定するために、上述のような大蔵省内での検討作業をへた上

で、商工省との意見調整がおこなわれた。すなわち「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）、（大蔵省・商工省）」[51]（日付不詳、一〇月末か―執筆者）、同じ標題で一一月一日付の二案[52]等をへて、一一月五日の閣議で次に掲げる最終案が報告了解された。[53]

軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（閣議諒解）（大蔵省・商工省昭二〇、一一、五）

軍需企業ニ対スル補償問題ニ付テハ国家財政ノ再建、民需生産活動ノ急速促進、経済運行ノ維持ヲ主眼トシ租税政策トモ不可分ノ関係ニ於テ左記ニ依リ処理スルモノトス

記

一、政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険及契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ続行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトスルコト

二、補償ノ内容、実施方法、実施ノ範囲等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトスルコト

右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルコト

三、右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為、転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

四、補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算困難ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

五、本件ニ基ク補償金ノ支払ニ付テハ、インフレーション防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

（備考）

国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ別途之ヲ定ム

この内容は、産業資金課作成の一〇月三一日案と実質的にはほとんど変わる所はないともいえるが、いくつかの点



で変更はあった。最終案作成途上の二つの両省案をも含めて、変化した論点を指摘しておこう。まず、両省案の中では最終案において始めて、補償の支払いを「続行スル」ことが明言されている。また、一〇月三一日案において、処理方針の一本の柱をなしていた「補償ハ国家財政ノ負担能力ト見合セ其ノ限度ヲ定ムル」という考え方は、両省案のいずれにも欠落している。おそらく商工省との意見調整の過程で脱落したものであろう。さらに、補償の内容、実施の方法や範囲等について、「最終的決定ハ議会ノ審議ヲ経ルノ手続ヲ採ル」（日付不詳案ならびに一一月一日当初案、一一月一日修正案も同趣旨）という考え方は、最終案では「慎重ナル手続ヲ経テ決定スル」という表現に改められている。さらに、既支払い分について「適当ナル保全ノ措置ヲ講ズル」という考え方は、一一月一日修正案ならびに最終案において脱落した。表現上の問題では、日付不詳案と一〇月三一日案において、財産増加税および財産税の課税が謳われていたが、最終案では「租税政策トモ不可分ノ関係ニ於テ……処理スル」とされた。前内閣の下での商工省との意見調整過程における論点との関係でいえば、大蔵省が主張していた「総合的ナル判断ヲ加ヘ……企業ニ交付金額ヲ決定スル」という方針が受けいれられている。しかし、この最終案を特徴づける最大のものは、補償問題を「民需生産活動ノ急速促進、経済運行ノ維持」のみならず、「国家財政ノ再建」（まえがき）計画の一環として位置づけたことであろう。いいかえれば、補償処理方針を一本の柱として、財政再建計画が策定されたのである。本件と同じ一一月五日に閣議で報告了解された「財政再建計画大綱要目」[54]は次の如きものであった。

財政再建計画大綱要目（昭二〇、一一、五　閣議了解）

戦後ニ於ケル社会経済秩序ノ破綻ヲ防止シ進ンデ経済再建ノ礎石ヲ築ク為国民負担ノ公正ヲ期シツツ財政収支ノ均衡恢復ニ万策ヲ尽スモノトス

財政収支ノ均衡恢復ニ関シテハ国民食住衣ノ維持、道義ノ昂揚其ノ他諸方策ノ強力ナル推進ヲ期待シツツ概ネ左記諸項目ニ亘リ

果敢ナル具現ヲ期ス

記

一、戦時利得者ニ対シ其ノ戦時利得額ヲ徴収シ、戦争ニ因リ財産関係ニ生ジタル不均衡ヲ是正シ、以テ戦後財政再建ノ確立ニ資スル為財産増加税ヲ創設スルコト

二、破綻ニ直面セル財政ヲ再建スル為財産税ヲ創設シ国民ノ全財産ニ付高率ノ累進税率ニ依ル一回限リノ課税ヲ行ヒ以テ巨額ノ歳入ヲ確保スルコト

三、今後当分ノ間毎年度ノ経常歳入ヲ増加シ財政ノ収支ヲ均衡セシムル為資産所得及嗜好品等ノ重課ヲ趣旨トスル税制改正ヲ行フコト

四、専売其ノ他官営事業ノ増収ヲ図ルコト

五、行政整理ヲ大幅ニ断行シ一般政費ノ削減ヲ行ヒ併セテ行政機構及官吏制度ノ抜本的改革ヲ行フコト

六、恩給制度ヲ再検討スルコト

七、価格差補給金制度ヲ再検討シ原則トシテ之ヲ廃止スルコト

八、国有財産ノ払下ヲ促進スルト共ニ官業ノ民間委譲ヲ考慮スルコト

九、政府命令、政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ公約ニ係ル補償ニ付テハ各種補償ノ内容ニ応ジ適正且厳格ナル審査ヲ加ヘ可及的綜合的ナル判断ニ依リ之ヲ決定交付スルコト

一〇、食糧増産、引揚邦人ノ援護其ノ他社会施設費等ニ付テハ応分ノ考慮ヲ払フコト

一一、連合軍駐屯関係経費、賠償及外地企業ノ補償等ニ付テハ前記各般ノ施策ノ綜合的結果ト睨ミ合セ負担過重トナラザルヤウ内外ニ対シ万般ノ措置ヲ講ズルコト

この財政再建計画の趣旨は、同日付の「財政再建計画大綱説明要旨」[55]に詳細に述べられている。まず、インフレーションの悪性化、社会及経済秩序の破綻防止のためには、財政収支の均衡回復が必要だとして次のように説明する。



一、満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廃ノ一途ヲ辿リ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ

二、斯ル現状ニ於テ将来ニ於ケル我国ノ経済体制ノ方向ヲ適確ニ洞察シ、其ノ線ニ向ヒ真ニ綜合的ナル戦後経営方策ヲ樹立スルコト固ヨリ至難ナルモノアリト雖モ、今日ノ社会経済情勢ハ率直ニ謂ハバ一触即発ノ危機ニ当面シ居ルヲ以テ此ノ実情ヲ直視シ此ノ際国ヲ挙ゲテ自力更生ノ精神ヲ奮起シ、凡有ノ努力ヲ社会及経済秩序ノ破綻防止ニ凝集スルコト喫緊ノ要務ナリト信ズ即チ当面最モ肝要ニシテ且凡ユル施策ニ共通一貫セル基盤タルベキモノハ社会及経済秩序ノ破綻防止ノ一点ニ在リト謂フヲ得ベク、万一右基盤ガ動揺シ更ニ崩壊スル如キコトアラバ民生安定ノ如キ到底之ヲ期待シ得ザルベシ而シテ経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ実施スル外ニ途ナシ

今ヤ政府ハ其ノ総力ヲ挙ゲテ国民ノ食衣住及燃料ノ確保、就業対策並ニ財政均衡ノ恢復ニ付先ヅ自ラノ闘志ヲ新タニシ一路邁進スベキ秋ナリト信ズ

他方、債務破棄という方策は、政府信用の維持、経済秩序の混乱防止の観点から採りえない[56]として次のように説明する。

五、上述ノ財政ノ現状及見透ナルニ付テハ一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始メ進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、戦時中ノ預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ

右ノ所論ハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面ノ最喫緊事ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ国民道義ノ恢復

ヲ期スルニ在リ

従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換等ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ他方仮ニ軍需企業ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ、軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿論、之ガ為金融機関ノ債権ハ回収困難トナリ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ又政府公約ノ破棄ハ国民全般ニ亘ル各種債権債務ノ処理ニ波及シ、斯クテハ一切ノ経済秩序ヲ混乱ニ陥ラシムルコトトナル虞存スルヲ以テ、此ノ際政府ノ信義ヲ維持シ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ且経済活動ヲ運行セシムル為

(イ) 政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険及契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ続行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトシ其ノ実施方法、範囲、補償ノ内容等ハ慎重ナル手続ヲ経テ決定スルモノトシ差当リ右準備等トシテ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ速カニ実施スルト共ニ

(ロ) 一方右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為、転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新ニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルヲ適当トスベシ

(ハ) 尚補償ヲ受クル企業ニ対シテハ財産税ノ創設ニ依リ綜合的ニ其ノ財産価格ヲ捕捉スルコト勿論ナリ

なお、ここでは、補償の実行は、同時に国債の増加をもたらすものとして計画が説明されている。「軍需企業等ニ対スル補償等ヲ行フトセバ其ノ額二百三十六億円ト推算セラレ、之ニ対シ臨時軍事費関係百一億円を調整シ且企業及個人ニ対スル戦争保険金三百二十九億円ヲ加算スレバ其ノ総額約四百六十四億円」となり、「今年度末ノ国債総額約二千百七十四億円（二十一年度首国債千五百六十億円、臨軍借入金百五十億円及補償金等四百六十四億円ノ合計）ニ達スルノ見込」とされている。

ところで「財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限リ今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子



ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ」とし、二一年度予算を概算して、普通歳入約一二〇億円にたいし、歳出は、補償金四六四億円の利払い約一六億円を含めて、約一七二億円と見積られ、約五二億円の歳入不足を生ずると計算している。このような財政の現状と見透しにたいして、国民財産総額の二割ないし二割五分にあたる約九二〇億円に上る財産増加税および財産税を賦課して、国債を消却し、毎年の国債費負担を約七五億円から約四四億円に削減することによって財政収支均衡の回復をはかろうというのが、この再建計画の「中核」をなすものであったことについてはすでに紹介した通りである。両税計画について、ここでは、「戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全国民戦死シタルモノト考フレバ有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乗リ出スベキ我国民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為此ノ程度ノ犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信ゼラレズ」と説明され、このような徹底的な方策によって「破局的ナル我国財政再建ノ礎石ヲ築クト共ニ」、その他の「民生安定方策ト綜合的併行的ニ強力ニ実施」することによって、「我ガ経済秩序ヲ維持センコトヲ企図」したのである。

こうして、終戦直後から始まった戦時補償債務の処理方針の模索は、日本政府としては、一応のピリオドがうたれた。ここで確定した方針は、財産増加税および財産税の創設というドラスティックな方策に裏付けられて補償を実行しようとしたという意味で、一般に「やるものはやる、しかしとるものはとる」と表現された方策である。[57] この方針実現のために、ここでは司令部の了解をとることが予定されていた。「尚右財産増加税及財産税ノ徴収方法及対策等ニ付テハ目下各般ノ資料ヲ整備シ、鋭意研究中ナルガ、本財政再建計画ニ付テハ一応閣議ニ於テ御了解ヲ得タル上ハ

速急ニ連合軍ノ了解ヲ取付度キ所存ニシテ之ガ準備完了前ニ外部ニ漏洩スルトキハ国民ニ対シ多大ノ動揺ヲ与フルコトナキヲ保シ難キヲ以テ、発表ノ時期及方法ニ付テハ改メテ閣議ニ於テ御了解ヲ受クルコトト致シ度シ」と。かくして、補償処理問題は新しい局面に移行する。

なお、上述の立案過程に、どのていど、実質的な影響を与えたのかは明らかではないが、戦後通貨対策委員会における補償処理問題の検討の状況について簡単につけ加えておこう。一〇月五日に「財政緊急対策」を答申した後にも、委員会の編成替えによって、第三部会（財政金融並に証券対策）が中心になって、この問題についての検討が進められていた。個人意見書についてみれば、西川貞一委員は「戦後通貨問題ニ関スル意見（昭二〇、一〇、二八）[58]」で、「戦後経済ノ進ムベキ大方針ヲ明カニシテ、国民ニ安心ヲ与ヘルコトガ何ヨリモ肝要」だとして、補償問題については、広い範囲の補償を主張して、「軍需産業ニ対スル総テノ投資金及降伏条件ノ履行ニ依リテ消滅シ又ハ著シク減損サルベキ権益事業、財産等ハ之ヲ総テ国家ガ肩替リ若クハ補償ヲナシ、右ニ要スル資金ハ、終戦善後処理公債ヲ発行スルコト」とし、公債については、低金利政策の採用等を謳っている。石橋湛山委員（当時東洋経済新報社社長）の「財政ニ関スル意見（昭二〇、一一、七）[59]」は「各種補償ハ寛大ニ之ヲ行ヒ産業活動ノ回復ヲ促進スルコト」と主張している点で、特徴的な意見書である。なお、ここでは、「前項ノ補償其他ニ依ツテ生ズルコトアルベキ戦争利得者ノ不当利得ヲ回収シ併テ財政整理ニ寄与スル為メ相当大規模ノ臨時財産増加税及臨時財産税ヲ新設スルコト」とも主張している。荒井誠一郎委員の「財政金融並ニ証券対策ニ関スル意見（昭二〇、一一、七）[60]」では、補償債務の低利且つ長期の国債への借換えを主張して次のように述べている。

政府既存ノ短期流動債務ハ此ノ際急速ニ固定化スルヲ要シ、財政負担軽減ノ点ヨリ低利且長期ノ国債トスルヲ適当ト認ム。

右ニ依リ整理スベキ短期流動債務ハ概ネ左ノ如シ。



A　戦争保険未払分及ビ既払分特殊預金ニ対スル政府特殊借入金

B　各種公約ニ基ク企業補償金

（以下省略―引用者）

なお、ここでは、国有財産の払下げに反対し、財産税および財産増加税の新設にも消極的で、消費税の増徴および一般売上税の創設を主張している。また、中山伊知郎委員は「通貨制度ノ改革（昭二〇、一一、一〇）[61]」の中で、補償処理の方策や財産税課税が金融恐慌をもたらす可能性について指摘している。

金融恐慌ヘノ準備モトヨリ好マシイコトデハナイガ補償問題ノ成行、財産税ニ対スル危惧、其他一般ノ情勢ハ必ズシモ金融恐慌ノ発生ヲ否定シ得ルモノデハナイ。

シカモ一度恐慌トナランカソノ性質ハ一般的デアツテ従来ノ救済手段ノ範囲ヲコエルモノガアラウ。従ツテ之ガ対策ニハ特ニ社会不安ヲ緩和スベキ他ノ諸方策トノ関連ニ於テ綜合的計画的タルヲ期スベキデアル。

委員会としては、第三部会が意見書をとりまとめ、一一月一〇日の総会で満場一致採択の上、一一月一二日、太田正孝（当時衆議院議員）委員長より渋沢蔵相に「意見書[62]」（歳出予算ノ整理、財産税ノ創設其ノ他租税政策、軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策）が提出されたが、その中で、「軍需企業其ノ他ニ対スル国家補償対策」として次のような方針を答申している。

（一）　理　由

所謂軍需企業ノ国家補償ニ付テハ敗戦ニ基ク国家資力ノ一大縮減ノ事実ニ鑑ミ仮令、政府ノ公約ニ基クモノト雖モ、之ヲ国家財政能力ノ範囲内ニ止メ、以テ国家的破産ヲ防止スベキコトガ妥当デアル。然リト雖モ、之ヲ全ク履行セザルニ於テハ、経済秩序ノ紊乱トナツテ経済上重大悪影響ヲ及スノミナラズ、政府ノ公約ニ対スル信用地ニ堕チテ、今後ニ於ケル施策ノ遂行上多大ノ弊害ヲ醸スニ至ルデアラウ。依ツテ、所謂政府公約ハ履行スベキモ、ソノ査定ニツイテハ之ヲ厳ニシ、国家財政ノ再建ニ

重大支障ヲ来サズ、経済秩序維持スルニ必要ナル最少限度ニ止メ、且ツ民需生産活動ノ急速ナル促進ヲ図ルコトヲ眼目トシテ左記ニ依リ之ヲ処理スルモノトスル。

尚賠償ニ充当セラルベキ在外事業及財産ノ所有者ニ対スル補償ニ付テハ、政府ハ他ノ終戦ニ伴フ補償措置トノ権衡ヲモ考慮シ適正ナル措置ヲ講ジ、又国内所在ノ賠償充当財産等ニ付テモ右ニ準ズル措置ヲ採ルコトトスル。

(二) 要　領

(イ) 政府命令、政府企業間ノ契約等ニ基ク補償ノ処理ニ付テハ戦争保険及契約解除ノ損害賠償ノ支払ハ適正且厳格ナル審査ノ下ニ之ヲ続行スルト共ニ各種補償ニ関シ可及的綜合的ナル判断ヲ加ヘ厳正ナル査定ニ依リ企業体毎ニ交付金額ヲ決定スルモノトスルコト

本件ヲ実施スルニ付注意スベキ事項左ノ如シ

(1) 厳ニ法律命令ニ規定セラレタル範囲ニ止ムルコト

(2) 支出ノ内容ヲ検討シ必要已ムヲ得ザル最小限度ノ額ニ限定シ苟モ放漫支出ノ慊アリタルモノニ付テハ補償ヲ行ハザルコト

(3) 損失ノ査定ニ付テハ企業ヲ全体トシテ勘案シ戦時中過当利潤ニ就イテハ特別ノ考慮ヲ払フコト

(ロ) 生産設備疎開費用ノ内容、実施方法、実施ノ範囲等ハ審議会ヲ設ケ企業ニ対スル補償等ノ実態調査ヲ行ヒタル上慎重審議シテ決定スルモノトスルコト

(ハ) 右決定前ニ於テモ企業ヲシテ急速ニ民需生産ニ邁進セシムル為転換可能ノ資産ヲ他ノ資産ヨリ切離シ民需生産ヲ目的トシテ新タニ設立スル会社又ハ民需生産ヲ目的トスル既存会社ニ売却又ハ貸付クル等ノ方法ヲ勧奨スルコト

(ニ) 補償決定迄ノ過渡期ニ於テ決算困難ノ企業ニ対シテハ決算ノ延期又ハ無配ノ何レカ企業ノ希望スル措置ヲ採ラシムルコト

(ホ) 本件ニ基ク補償金ノ支払ニ付テハ「インフレーション」防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト

備考　国外ニ資産ヲ有スル企業ノ終戦ニ伴フ経理負担ノ処理ハ本件趣旨ニ準ジ定ムルコト



なお、この「意見書」においては、財産増加税および財産税の創設が、国有財産の大規模払下げや国債の低利借替えとともに答申されているという点については既に述べた。この「意見書」にみるかぎり、一〇月五日の答申に示された方針に加えて、その後、事務当局において形成された方針が影響を与えたようにみえる。少なくとも、上述の個人意見書にみられるような補償範囲の拡大、あるいは寛大な査定という考え方は盛られていない。その意味では上に紹介した個人意見は少数意見に止まったと考えられる。(63)

## 二　「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」にかんする覚書

戦時補償債務の処理問題についての司令部の対応は、必ずしも敏速だったとはいえないし、当初から一定の方針をもっていたとも考えられない。一つの事情は、この問題の実態の把握が困難だったことにあるといえよう。九月二〇日、司令部は「政府財政、金融機関及金融上の制限に関する報告」(64)（SCAPIN-三八）を二週間以内に提出することを指令し、予算および九月一日現在の財政状態についての一切の情報を含む報告を求めているし、その後、口頭によっても、大蔵大臣等から補償問題についての説明が司令部側にたいしておこなわれている。たとえば、一〇月一三日、就任間もなく、渋沢蔵相は、経済科学局長クレーマー大佐と会見しているが、その際、先方から「Directive ガ三ツ用意シテアル」と説明され、それを「恐ラク財政――臨軍、財閥、補償」の諸問題だろうと受けとっている。これらの諸問題についての論議の結果、蔵相は「今迄ノ印象ハ綜合的ナ認識ガ彼等ニナキコト。殊ニ歴史的発生的ノ理解ナキコト」という印象をもったようであるが、とくに補償問題については、「金融機関ノミヲ対象トスル補償ナルコトヲ米側ハ承知シ居ラザルコト」という感想を抱いていたことが愛知文書課長のメモにのこされている。(65)

日本政府の処理方針が前述の財政再建計画という形で確定した後、「連合軍ノ了解ヲ取付」（「財政再建計画大綱説明要旨」）けるためにおこなわれた折衝にかんする正確な記録は残されていないが、断片的な記述から推測すると、方針の大綱は司令部において了承されたと考えられる。財政再建計画が閣議で了解されて一週間後、一一月一二日に、蔵相はクレーマーと会見している。この時の論題が財政再建計画にあったことは、一二日付の愛知文書課長のメモ[66]から明らかである。このメモによれば、当日の議論の中心論点は税法にあったようで、とくに財産増加税に関連して戦時利得の排除という考え方に基づいて立案すべきだという主張がおこなわれたことが記録されているが、補償問題については、たんに「数字ノ説明ハ一応了承」というメモがのこされているにすぎない。

補償問題についての司令部の了承は、木内信胤終戦連絡部長をつうじてクレーマーから与えられた。木内の回想[67]によると、

> 補償と財産税との関係ですが、財産税を徴るかわりに補償の方を払わしてくれ――さっきのお言葉でいうと、厳格な査定をした上、払わしてくれという交渉をクレーマーに持って行ったことがある。あのときの書類がありますがね。私がへたな英語で一所懸命書いたものがあります。西山さんと一緒に三人で行った。案内してくれた人はカーネル・ライダーです。非常にお世話になったけれども、その部屋で、何分かかりましたか、五、六頁の書類ですが、クレーマー先生はそれをみて、二、三数字的質問を一寸して、「それではオーケーだ」と簡単に承知してくれました。私は「取るのと、払うのとを同時に――払ってもすぐ徴ってしまうのだから、何も大丈夫なんだ」と説明した。そうしたら、クレーマー氏は「シンクロナイズしろ」という言葉を使って向うの意向を表明した。「やる時と、取る時とをシンクロナイズしろ、アイ・ハヴ・ノー・オブジェクションだ」とこういった。

という。木内は別の機会に、この時の事情を回想して次のようにも説明している。[68]

> クレーマーは数字の質問を二、三しただけで、「よろしい。おれはこの問題については心配をしていない。補償は払ってもよ



ろしい。但し、払うのが先になってはいけない。とるものをさきにとって、それから払うものを払え。取る方は財産税ばかりではない。戦時利得税も一緒にとれ」と云った。そして「このことがうまく行けば補償支払いもよろしい。」と答えた。それで私どもは非常に喜んで政策の方針も確立し、われわれの思うラインで行けるぞと非常に喜んだものです。

と。この会見の日時は不明ではあるが、補償処理方針を一本の柱とする財政再建計画の大綱は司令部によって了承されたことは明らかだと考えて差し支えないであろう。

司令部の公式見解は一一月二四日付の日本政府に対する覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」（SCAPIN―三七七）において表明された。既述のように、この覚書は、大蔵大臣から最高司令官あての一一月一六日付の覚書「戦時利得ノ排除及国家財政ノ再建」[69]（LOF-四）にたいする回答の形をとっている。後者が司令部において用意されたものであることについては先に指摘した通りであるが（八二ページ）、一六日付覚書は、戦時利得税および財産税の創設のほか、補償問題について次のように述べている。

> 三、上記ノ新税及財産課税（法人・個人に対する戦時利得税および財産税―引用者）ノ制定及徴収ニ至ル迄ノ間、軍需物資ノ生産調達又ハ戦争損害ヨリ生ジタル債権（クレイム）ヲ満足セシムル為既ニ支払ハレ又ハ今後支払ハルベキ資金ヲ連合国最高司令部ノ承認アリタル目的以外ニ使用スルコトヲ防止スベキ有効適正ナル措置ヲ講ゼントス
>
> 四、公正ナル評価ヲ為シ其ノ他本案ノ成功ヲ確保スルガ為独立ノ民間人ヨリ構成セラルル特別委員会ヲ設ケントス

これにたいして、一一月二四日付の覚書は、新税計画について、戦時利得税の基準年次をできるだけさかのぼることとし、関係法案を年末までに提出することを指示した上で、補償問題については次のような具体的な指令をおこなっている。[70]

> 四、必要ナル立法措置ヲ完了スル迄ハ日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依リ軍需品ノ生産若ハ供

給、戦争損害又ハ軍需工場ノ建設若ハ転換ヨリ生ズル一切ノ補償請求権ニ関シ、左ノ条件ヲ以テスルノ外支払ヲ為スコトヲ得ズ。

(イ) 該支払金ハ日本銀行ニ於ケル封鎖勘定ニ受益者ノ名義ニ依リ預金セラルルコト

(ロ) 該勘定ヨリノ支払、振替又ハ引出ハ本司令部ノ許可ナクシテ行フベカラザルコト

五、日本政府其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ハ左記ノモノヲ担保トシテ信用ヲ供与スベカラズ。

a、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権

b、前項ノ請求権ニ基ク支払ニ起因スル封鎖勘定

六、軍需品ノ生産若ハ供給、戦争損害、軍需工場ノ建設若ハ転換ニ起因スル請求権ニ関連シ従来封鎖セラレ居リタル勘定ハ本司令部ノ許可アル場合ノ外依然之ガ封鎖ヲ続行スベシ。第四項及第五項ハ斯ル勘定ニ対シテモ適用セラルベシ。

七、日本政府、其ノ下部機構、代理機関其ノ他ノ機関並ニ一切ノ者ニ依ル一九四五年八月十五日以降ニ於ケル本文書第四項記述ノ目的ノ為ニスル支払ニシテ一請求権者ニ対スル支払金額五千円ヲ超ユルモノニ付テハ未ダ封鎖ガ行ハレ居ラザル場合又ハ封鎖勘定ヨリ其ノ全部又ハ一部ガ解除セラレ居ル場合ハ本日後三十日内ニ受益者ヲシテ日本銀行封鎖勘定ニ再預金セシムベシ。若シ上述ノ資金ガ固定資産ニ投下セラレ居ル為又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ受益者ニ不当ノ困難ヲ与フルコトナシニ回収シ得ザル場合ニハ事情ノ詳細ヲ記述シタル報告ヲ大蔵省ニ提出セシメ本司令部ノ考究ニ資スベシ。

ここで示された考え方を一言で特徴づければ、封鎖案だといってよいであろう。従来から封鎖されている勘定について封鎖を続行することはもちろん（第六項）、今後の支払い分についても（第四項）封鎖措置を指示したもので、その意味では、一一月五日に閣議了解された「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件」に謳われた「強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト」という趣旨にそったものということができる。ただ、第七項に示された既支払い分の再預託という考え方は一一月五日の閣議了解案には含まれていなかったが、既述のように、大蔵省内の検討過程では存在していた考え方



である。産業資金課作成の一〇月二〇日案、同二二日案をへて、これらの検討の一応の結論と考えられる一〇月三一日案には、「既ニ支払ヒタルモノニ付テモ出来得ル限リノ適当ナル保全ノ措置ヲ講ズルコト」という考え方が示されていたが、商工省との意見調整をへた後の一一月五日案で脱落したのである。したがって、少なくとも大蔵省にとっては、この点についても、まったく考慮の外にあった考え方が指示されたわけではない。大蔵省内作成の諸案ならびに閣議了解案との対比でいえば、封鎖勘定ならびに補償請求権を担保とする信用供与を禁止した第五項の考え方は日本政府の諸案にはみられなかった。しかし、もともと、日本政府案においては、補償支払いに伴うインフレーションを防止するために封鎖措置が提唱されていたのであるから、インフレ防止という課題を実効あらしめるためには、封鎖勘定を担保とする貸出禁止という措置が、実際問題としては必要となろう。この点は、日本政府の諸案にくらべると、この覚書の指示が、考え方のみならず、具体的な措置にまで及んでいることの結果によるもので、日本政府の構想にとって異質な要素が付加されたとは考えられない。

なお、これらの封鎖勘定の解除は、従来から封鎖されていた分についても（第六項）、また新たに支払われる分についても（第四項、(ロ)）司令部の許可を必要とすることとされた。この場合、封鎖解除の基準については、覚書は何も語っていないが、この点について渋沢大蔵大臣は、一二月三日、第八九回帝国議会衆議院予算委員会において次のように説明している。「是等封鎖預金ニ付キマシテ、民需品ノ生産等ノ為ノ資金ト致シマシテ必要ナル額ノ封鎖解除ヲ行フ為ニ適切ナ措置ヲ講ジテ参リマスコトモ、政府トシテハ十分ニ考慮ヲ致シテ居ル所デゴザイマス」[71]と。この説明が、どの程度、司令部の了解の下におこなわれたのかは明らかではない。しかし、覚書が出される前後の時期に、この問題について、日本政府と司令部との接触は頻繁におこなわれたであろうから、蔵相の説明は司令部の見解といちじるしく掛け離れたものではなかろう[72]。少なくとも、司令部においても、一定の条件の下では封鎖解除をおこなうこ

とを、現実問題として考えていたといってよいであろう。この点をも含めて、この覚書の趣旨は封鎖案であって、しばしば、一般に理解されているような打切り案ではない。[73] その意味で、補償問題にかんする覚書の方針は、日本政府の財政再建計画に示された方針にそったものだといって差し支えないであろう。強いていえば、日本政府が封鎖措置を提唱したのは、インフレ防止のためであったが、覚書には、その理由が明記されていないことが、さまざまな解釈を生んだ一因ともいえる。

補償問題にかんする覚書の趣旨は、覚書が出された翌二五日の大蔵大臣談話[74]のうちにも示されている。ここでは、二つの新税について説明した後、補償問題について次のように述べている。

次ニ所謂政府補償問題ニ付テハ政府ハ其ノ支払ガ不当ナル結果ヲ生ズルコトナキ様充分ナル措置ヲ講ジタル上之ヲ実行スル意図ナルコトヲ総司令部ニ申入レタ所其ノ措置ニ関シ若干ノ条件ヲ指令シタル上之ヲ承認スルモノナルコトガ明カニサレタ。其ノ条件トハ要スルニ支払金ヲ封鎖シ、其ノ解除ヲ総司令部ノ承認事項トスルコトヲ中核トスルモノデアツテ、ツマリ従来政府ノ取リ来ツタ措置ヲ一層厳格化シタモノニ外ナラヌ。

政府ハ最近ノ機会ニ於テ補償問題ニ関シ其ノ概貌ヲ説明スル積リデアルガ、軍需会社関係デ今後政府ガ支払ヲ要スル金額ハ三百二億円ト推算サレル。然ルニ軍需会社ガ金融機関カラ借入レテ居ル金額ハ夫レ以上ニ上リ、又其等ノ金融機関ガ日銀カラ借入レテ居ル金額ハ二百五十億円程度ニ及ンデ居ルカラ大雑把ニ言ツテ政府ガ今後支払フベキ金額ノ八割以上ハ日銀ニ還元スルノデアル。

以上ノ如キ関係ニアルガ故ニ、政府ハ補償ノ支払ヲ以テ必ズシモ大ナルインフレ原因トハ考ヘナイ。

然ルニ政府ガ若シ補償ヲ支払ハヌトスレバ之ニ関連スル凡百ノ経済関係ノ運行ハ阻止サレ其ノ実害ハ広ク国民経済ニ波及スルハ明デアリ、従ツテ国民全般ノ利益ノ為ニモ之ヲ実行シナケレバナラヌトノ結論ニ到達スルノデアル。

但シソレニハ一方ニ於テ財政ノ見透ヲ樹テルコトヲ必要トスルガ故ニ政府トシテハ鋭意前述ノ両税立案ヲ急グト共ニ財政再建ニ



関シ大凡ノ見透ヲ試ミ、其ノ根拠ノ上ニ立ツテ今回連合国最高司令部ノ諒解ヲ取付ケタ次第デアル。

尚通常補償問題ノ一部トシテ考ヘラレテ居ルモノニ、戦争保険ノ支払ト契約打切ニ伴フ半製品等ニ対スル代金支払トガアルガ、之等ハ厳格ニ査定シテ引続キ続行スル、但シ之等モ亦新措置ニ依リ一応封鎖ヲ受ケルコトハ勿論デアル。

而シテ今回ノ措置ニ依リ本問題ノ帰趨ハ確定シ今迄混迷ノ姿デアツタ経済界ハ大キナ意味ニ於テ拠ル可キ所ヲ与ヘラレタワケデアル。

既述のように、この覚書ならびに司令部との折衝によって、財産増加税の構想の変更を余儀なくされはしたが、財政再建計画の骨子をなした「やるものはやる、しかしとるものはとる」という方針は、大綱において、司令部の容認する所となり、戦時補償債務の処理方針は、ひとまず、確定したといってよい。

(1)　「渡辺武事務日誌」(大蔵省資料Z五〇八―三)。
(2)　大蔵省資料Z五一一―二九七。
(3)　同前。
(4)　同前。
(5)　同前。
(6)　大蔵省資料Z六〇四―二九。
(7)　この講演の直前に作成された一連の文書のうち、前日の九月一〇日付の文書「軍需企業負担ノ応急処理ニ関スル件(昭二〇、九、一〇、大蔵省)」(大蔵省資料Z五一一―二九七)には、講演に表現されていない論点が含まれている。講演で第二段の措置の(二)の末尾「特に止むを得ざる事情あるものに付ては経理上に於ても適当なる措置を考慮したいと思ふのであります。」という部分が「尚事情已ムヲ得ザルモノニ付テハ国家補償其ノ他経理上ノ特別措置ヲモ考慮スルコトアルモノトス。」(傍点引用者)となって、経理上の特別措置の中に「国家補償」が含まれていることが明言されている他、「事業ノ運転ヲ休止シ其ノ設備ヲ現状ニ於テ保有スルノ已ムナキニ至リタル軍需企業ニ付テハ必要ニ応ジ其ノ最少限度ノ管理費等ニ対シ国家補償其ノ他経理上ノ特別措置ヲ考慮スルモノトス」という一項が付加されているだけでなく、「備考」として「軍需企業以外ノ企業ニ対スル負担ノ処理ニ付キ必要アルモノニ付テハ本件ニ準ジ適宜ノ処置ヲ講ズルモノトス」と記されている。

講演原稿は九月九日の日付で作成されている（「九月十一日大蔵大臣演説中軍需企業負担ノ処理ニ関スル事項（案）」、「九月十一日大蔵大臣演説中ニ織込ムベキ事項（案）」―大蔵省資料Z五一一―二九七所収）し、この一〇日付の文書も、その他の点では演説内容と実質的に同一なので、講演における論点のこの脱落は、企業にたいする助成措置のあり方についての模索を示すものかもしれない。

(8) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(9) 同前。

(10) 同前。

(11) 同前。

(12) 昭和二〇年九月二九日の商工省整理部中島第三課長の説明を、産業資金課においてとりまとめたもの（大蔵省資料Z五一一―二九七）。

(13) 「省議記録」と題する愛知文書課長のメモ（大蔵省資料Z五二六―一―二）によれば、九月二五日の項に、「企業整備ノ問題」についての「商工省の主張」として、「綜合的観察ノ問題」について、「①事務的ニ遅レルコト」という論点と「②疎開ノ補償等ヲ削ルコト困難」という論点が掲げられている。

(14) 愛知文書課長のメモ（同前）によると、九月二〇日の項に、「大臣　マ元帥ト会談ノ為ノ用意」として、戦費・補償債務・保険金の問題点が示されているが、九月二五日の項では、「一昨日（二三日）　マック元帥ト会見」と記され、そこで論議された論点として「財政、予算ノ将来。租税ノ減収――四〇%減ノ見込。国債、インフレーション……」等が掲げられているが、補償問題についての記述はない。かりにこの会談で補償問題が話題になったとしても、説明の域を出なかったのではあるまいか。

(15) この文書は九月六日大統領の承認を経たもので、九月二二日に発表され、国内各紙には二四日に報道された。この文書の「第四章　経済」、「一　経済上の非軍事化」という一節は次のような内容であった（外務省特別資料部『日本占領及び管理重要文書集』第一巻「基本篇」、一〇〇―〇二ページ）。

日本軍事力ノ現存経済基礎ハ破壊セラレ且再興ヲ許与セラレザルヲ要ス従テ特ニ下記諸項ヲ含ム計画ガ実施セラルベシ

軍隊又ハ軍事施設ノ装備、維持又ハ使用ヲ目的トスル一切ノ物資ノ生産ノ即時停止及将来ニ於ケル禁止

海軍艦船及一切ノ型式ノ航空機ヲ含ム軍用器材ノ生産又ハ修理ノ為ノ一切ノ専門的施設ノ禁止



隠蔽又ハ擬装セラレタル軍備ヲ防止スル為日本国ノ経済活動ニ於ケル特定部門ニ対スル監察管理制度ノ設置

日本国ニトリ其ノ価値ガ主トシテ戦争準備ニ在ルガ如キ特定産業又ハ生産部門ノ除去

戦争遂行力ノ増進ニ指向セラレタル専門的研究及教育ノ禁止

将来ノ平和的需要ノ限度ニ日本重工業ノ規模及性格ヲ制限スルコト

非軍事化目的ノ達成ニ必要ナル範囲ニ日本国商船ヲ制限スルコト

本計画ニ従ツテ除去セラルベキ日本国ノ現存生産施設ノ終局的処分ニ関シ用途転換、外国ヘノ搬出、又ハ屑鉄化ノ何レトスベキヤハ明細表ニ基キテ決定セラルベシ右決定ニ至ル迄ノ間ニ於テハ容易ニ民需生産ニ転換シ得ル施設ハ非常ノ場合ヲ除キ破壊セラルベカラズ

(16) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(17) 大蔵省資料Z六〇四―二九。

(18) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。

(19) 先に紹介したようにこの「財政緊急対策」は、九月二八日にA委員会が決定したもの（大蔵省資料Z六〇四―二八）を、そのまま一〇月五日の総会に附議、決定されたものであるが、A委員会案は、九月八日の高橋亀吉委員の起草になる「財政緊急対策」（大蔵省資料Z六〇四―二九）を加筆修正したものである。ところが、本文で紹介した㈢は高橋案にはなかったもので、A委員会で加筆された部分であり、㈡は高橋案では、「臨軍費の監督を速かに大蔵大臣の下に置き、その濫費を厳重に取締る措置を講ずること」となっていて、「可及的速カニ之ヲ打切ル措置ヲ講ズルコト」という部分が加筆されている。

(20) 大蔵省資料Z六〇四―二九。

(21) 「渋沢大蔵大臣施政方針（二〇、一〇、一〇文書課長）」（大蔵省資料Z五二六―一―二）。

(22) 大蔵省資料Z五二六―一―二。

(23) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(24) 同前。

(25) 同前。

(26) この案の「民需品生産ノ為ノ新会社ノ設立」には、「旧企業ノ民需事業ヘノ転換ニ付テハ政府及連合国最高司令部ノ承認

ヲ要スルモノトス」という項目がある。この案以降、同様の趣旨が盛られるのが通例となった。

(27) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(28) 第三案は、若干の字句の修正はあるが、実質的には「軍需企業在外企業等ニ対スル補償ニ関スル件（仮案）（産資、二〇、一〇、一二）」（大蔵省資料Z五一一―二九七）と同一である。

(29) 大蔵省資料Z六〇二―四。

(30) 大蔵省資料Z六〇二―二。

(31) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(32) 同前。

(33) 一〇月二〇日案は、具体的手続き等細目にわたって叙述している。

(34) この案の一と六とが相互に関連するものとして考えられていたことは、一〇月二〇日案をみれば明らかである。そこでは、「一、軍需企業経理負担ノ処理ニ関スル対策ハ新議会の協賛ヲ以テ之ヲ決定スベキコトノ闡明」という項の中に、次のような内容が含まれている。

(イ) 戦時中及戦争終結後ニ於ケル軍需企業ノ経理負担ノ処理ニ関スル対策ハ予算案乃至法律案トシテ解散後成立スベキ新議会ノ協賛ヲ経テ之ヲ決定スベキ旨ヲ速カニ新聞等ニ依リ発表ス

(ロ) 左ニ掲グル政府ヨリノ企業ニ対スル交付金ハ右発表ト同時ニ当分ノ間総テ之ガ支払ヲ停止ス

(1) 罹災企業ニ対シ未ダ支払ハザル戦争保険金

(註) 個人ニ対スル戦争保険金ノ支払ハ従前通リ之ヲ継続ス

(2) 政府企業間ノ契約ニ基キ政府ノ支払フベキ損害賠償金

(3) 兵器等製造事業特別助成法ニ基ク助成又ハ産業設備営団ニ依ル建設ヘノ振替ノ実行トシテ為スベキ交付金

右ニ伴ヒ企業ニ対シ既ニ支払ヒタル前各号ノ交付金ニ付テモ其ノ特殊預金又ハ政府特殊借入金トシテ企業ニ現存スル部分ニ付テハ右支払停止期間中理由ノ如何ヲ問ハズ之ガ払戻又ハ解除ヲ認メズ

(註) 政府企業間ノ契約ニ基ク損害賠償トシテ㊟小切手ニ依リ支払ハレタル交付金ニ付テハ従来通リ其ノ決済尻預金ヲ以テ企業ノ借入金返済ニ充ツルコトヲ認ムルモノトス

(35) 大蔵省資料Z五一一―二九七。



(36) 大蔵省資料Z五二六―四―一。この文書の作成月日は不明であるが、一〇月二〇日前後と推定される。

(37) 愛知文書課長メモによる（大蔵省資料Z五二六―一―二）。

(38) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(39) 東洋経済新報社『政治経済大年表』。

(40) 大蔵省資料Z五二六―四―一。

(41) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(42) もっとも、一連の文書を検討してみると、諸方針が整合的なものとして形を整える過程では、過渡的な案が見出される。本文で述べたように、封鎖措置の考え方は、支払いを続行するという方針に照応するといえるが、支払い停止の方針とともに掲げられた文書もある。日付不詳であるが、一〇月末に作成されたと考えられる「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）（大蔵省・商工省）」（大蔵省資料Z五二六―四―一）では、「本件処理ノ対象トナル損失補償金、戦争保険金、契約解除ノ損害賠償金等ノ決定交付ハ本件実施迄之ヲ停止スルコト」としているが、その前段において、政府命令、政府企業間の契約等にもとづく政府の公約に係る補償を実行するという方針とともに「右補償金ノ支払ニ付テハインフレ防止ノ為特殊決済等強力ナル封鎖ノ措置ヲ講ズルコト」といっている。なお、ここでは、支払を長期低利の公債をもっておこなうという考え方は脱落している。この文書の趣旨は、将来の支払い停止措置解除後の封鎖措置について述べているのであろう。

両省案では、一一月一日付の同名の文書（大蔵省資料Z六〇二―四）で、封鎖案が「戦争保険、契約解除ノ損害賠償ニ付テハ企業ニ対スル支払ヲ続行スル」という方針とともに掲げられているから、上記の日付不詳案は、支払い停止の方針から支払い続行の方針に転換する過渡期のものであろう。

(43) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(44) 財産増加税および財産税課税案は、当初から長期低利公債交付案の代替案として登場してきたわけでは、必ずしもない。たとえば、一〇月二〇日前後に作成されたと考えられる「軍需企業及在外企業ノ補償ノ為ニスル財政負担処理ニ関スル考察」（大蔵省資料Z五二六―四―一）においては、「低利長期ノ公債（例ヘバ一分利附永久公債）ノ交付又ハ長期ニ亘ル無利子又ハ低利ノ均分償還ノ方途」という考え方とともに「(イ)財産ニ対スル課税、(ロ)国有財産ノ払下、(ハ)官営事業ノ払下、(ニ)戦争中及終戦後ニ於テ補償等ノ手段トシテ政府機関ノ買上グル設備原材料其ノ他ノ物資ヲ処分シテ生ズル差益（今後ノ産業活動ノ振興国民消費ノ進展ニ依リ価値ノ発生増大スルモノアルベシ）」等を財源とする処理を考慮しうるとしている。ま

た、「終戦ニ伴フ軍需企業経理負担ノ処理ニ関スル件（試案）」（同前、作成日時不明、一〇月末か―執筆者）では、長期低利の公債を交付するという計画と「戦時財産増価税及一般的財産税ノ課徴」計画とが併存している。また、「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（大蔵省・商工省）」（同前、作成日時不明、一〇月末か―執筆者）では、支払停止の措置を残している点で過渡的な案と考えられるが、長期低利公債交付案が姿を消し、「大規模ナル財産税又ハ財産増加税ヲ課徴スル」という考え方が定着するにいたる。

また、「国庫貸借収支総合試算表（案）」（大蔵省資料Z六〇二―四、作成日時不明、一〇月半ばか―執筆者）では「国庫貸借表」として、借方に企業補償金（契約打切分一〇〇億円を含まず）三一〇億円、金融機関補償金一五〇億円を含む諸債務が計上され、貸方の財産税八〇〇億円、戦時利得税一〇〇億円、国有財産払下五〇〇億円等に対応している。債務処理の財源として、国有財産ないし官業払下げの構想が後退して、財産税等の課税構想にしぼられてくるのは一〇月末である。

(45) 渡辺喜久造口述「戦時補償特別税・財産税について」昭和二六年七月三〇日（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、二ページ。

(46) 大蔵省と商工省の意見調整の初期の時点で作成されたと考えられる文書「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（案）（大蔵省・商工省）」（大蔵省資料Z五二六―四―一、日付不詳、一〇月末か―執筆者）では、補償と財産税構想との関係について次のように説明している。

右補償ノ実行ニ付テハ各種補償ヲ一括シテ綜合的審査ニ依リ各企業ニ対する交付金額ヲ厳重ニ査定スルト共ニ右補償ニ依リ補塡セラレタル企業ノ財産ニ対シ一般的ニ大規模ナル財産税又ハ財産増加税ヲ課徴スルコト

(47) 大蔵省資料Z五二六―四―一。

(48) 大蔵省資料Z五一一―二九七。

(49) 同前。

(50) 同前。

(51) 大蔵省資料Z五二六―四―一。

(52) 大蔵省資料Z六〇二―四。「軍需企業ニ対スル補償ニ関スル件（大蔵省・商工省二〇、一一、一）」という文書は二通あるが、当初案と考えられる文書は、日付不詳案と同様に、補償の実行と封鎖を謳う一方、補償金・保険金の「決定交付ハ本件実施迄之ヲ停止スルコト」とし、その修正案と考えられる文書では、封鎖措置の主張にとどまり、交付停止という考え方は



脱落している。

(53) 大蔵省資料Z六〇二―二。

(54) 同前。

(55) 同前。

(56) この「財政再建計画大綱説明要旨（昭二〇、一一、五）」の草案の一つである「戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件（二〇、一一、一）」（大蔵省資料Z六〇二―四）においては、補償実行方針を道義上の理由によって根拠づけている。「今日、国民道義ヲ恢復スル意味合ニ於テ将又国民ノ政府ニ対スル信用ヲ維持スル為ニモ、此ノ際政府ノ軍需企業等ニ対スル補償ハ之ヲ行ハザルベカラズ」と。

一連の草案の中では、一一月三日付の「戦後ニ於ケル財政再建等ニ関スル件」（同前）が、一一月五日付「説明要旨」と実質的に同じ内容のものとなっている。

なお、同じ標題で日付不詳の文書（同前、一〇月末と推定）では、「総選挙後ノ議会ニ於テ最終的処理案ヲ提案スル」としながら、当面、「今後ニ於ケル財政計画上綜合的観点ヨリ許容シ取ル限度ニ限リ……処理スル」とされていた。

(57) 本節の冒頭に記したように、戦時補償債務の処理問題は、しばしば、債務処理問題一般として、国債処理問題とともに論じられたから、国債の処理方針として紹介した諸方策は同時に戦時補償債務の処理方策でもあったといえる。本文で触れなかったが、インフレーションによる負担軽減という考え方もなかったわけではない。すでに紹介した「新日本財政経済再建計画要綱（第一次試案）（二〇、一〇、一五　産業資金課）」（大蔵省資料Z五一一―二九七）は、「我国ノ国債、政府保証其ノ他ノ政府ノ負担、預金ノ重圧等ノ戦争終結直前ニ於ケル国家ノ金銭的重圧ヨリ解放スル方法」として、軽度のインフレーション政策をとり、物価水準を現行公定価格の五倍とすることを基本としようとするものであるが、それは、「現在インフレーション防止問題、補償問題、財政均衡問題其ノ他ハ殆ンド物価政策ト関連ナク論議セラレ混迷ニ近シ此ノ際物価水準ヲ何処ニ置クカヲ総テノ政策ノ基本トシテ第一ニ決定スルノ要アリ」という観点に立ったことによる。そして、「企業補償ニ付テモ此ノ名目的ニ五倍程度増大セル歳出面ニ於テ如何ナル程度ナラバ堪ヘ得ルカガ考慮ノ一要素トナルベシ」としている。具体的には、当分たな上げとし、戦争保険金を打切るという構想を示したが、たな上げ分については、インフレーションによる負担軽減が意図されていたといってよいであろう。

また、この試案ほどに明瞭ではないが、九月一五日付、資金統制課作成の「公定価格制度撤廃ノ可否」（大蔵省資料Z五

二六―二六―三）なる文書中の「国家補償ハ価格政策ヲ活発ニ運用スルコトニ依リ軽減スルコトヲ得ベシ」というくだりは、恐らく同様のことを表現しようとしたものであろう。

(58) 大蔵省資料Z六〇四―三〇。

(59) 同前。

(60) 同前。

(61) 同前。

(62) 同前。

(63) 大蔵省に寄せられた個人意見という意味で、ついでに、「財政ニ関スル京大汐見教授ノ意見」（大蔵省資料Z六〇二―四、企画課作成、文責在記者、一〇月末か一一月始めに作成か―執筆者）を紹介しておこう。ここで、教授は補償問題について、「政府公約ノ破棄論ハ私約ノ破棄ヲモ誘発シ経済秩序ノ混乱ヲ齎スベキヲ以テ之ニ与セズ」とし、また、「インフレーション防止ノ為ニハ財産税ノミヲ以テシテハ不充分ニシテ寧ロ一般的ナル売上税ノ実施ヲ適当ト認ム」としている。

(64) 日本銀行調査局『主要財政金融関係連合軍指令並関係国内法令』第一輯、二三―二五ページ。

(65) 大蔵省資料Z五二六―一―二。

(66) 同前。

(67) 「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述（全）」昭和二六年五月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、三二―三三ページの木内信胤発言。

(68) 木内信胤口述「終戦時の渉外関係」昭和二六年六月二一日（同前）、一五ページ。

(69) 大蔵省資料Z五〇八―一二。

(70) 大蔵省資料Z五〇八―一一。

(71) 「第八九回帝国議会衆議院予算委員会議録」昭和二〇年一二月三日。

(72) 覚書が出された直後に作成されたと考えられる文書「覚書ニ関スル要処理事項」（大蔵省資料Z五一一―九〇）中に、第四項関係として「封鎖解除ノ方針ニ付司令部ト打合セヲ為スコト」とある。

(73) この覚書によって補償の打切りが指示されたという理解がしばしば見受けられる。このような理解は、恐らく、鈴木武雄教授の先駆的な研究（『現代日本財政史』全四巻、一九五二～一九六〇年、東大出版会）に依拠したものと考えられる。すなわち、教授は、この覚書は「軍需補償の打切を日本政府に指令」（同書、第一巻、一四二ページ）したもので、この指令によって「その打切の運命はほぼきまった」（同上、二三三ページ）と説明している。

(74) 大蔵省資料Z五一一―九〇。

# 第三章　戦時補償債務の打切り

## 第一節　チャーン来日まで

「やるものはやる、しかしとるものはとる」という方針は、昭和二〇年一二月三〇日「財産税法案」「個人財産増加税法案」「法人戦時利得税法案」の閣議決定によって、具体策として形を整え、翌月、三法案の要綱[1]は一般にも公表された。この三法案は、閣議決定後、司令部に提出されたが、司令部からの反応もなく、また、総選挙の延期によって新議会の召集もないままに、時日が経過して、債務処理方策の確定は棚上げとなったまま推移した。渡辺喜久造の回想によると[2]、

そういうふうにして、一応第二次の案ができて、同時にそれは二十一年に入って、できるだけ早い機会に、即ち年のうち最初に開かれる国会に提案すべしというふうな指示を受けていたのですが、司令部の方へ二十年十二月三十一日に案が出ました以後、向うの方からは、その後あいさつがない。新円切換の機会において一応の接触がありましたが、その後法律案そのものについては話がなかった。いろいろ議論して参りますと、結局アメリカからだれかやってきて、案全体についてよく見た上で最終案を出すということになっているので、また日が延びているのだという話で（中略―引用者）その間にもいろいろ問題があったの

ですが、その一つは、十二月三十一日に一応の案はできた。けれども国会の見通しが大分延びてしまった。といいますのは、たしか国会が解散されるという問題と結びついておったと思いますが、国会再開の見通しがはっきりつかない、そこで、何かもっと早くやる手はないかというので、いろいろせっつかれたことを覚えております。今考えてみますと、多少手がないでもなかったと思いますが、当時としましては、どうもそういうわけにいかぬというので、ずるずるに延びてしまいました。

という事情であった。この間、財産税等の課税にかんする具体的措置の検討や、軍需企業の補償額についての調査の作業は続けられていた。一月二九日付の主税局作成文書「重要懸案事項」[3]は次のように記している。

一　財産税、財産増加税及法人戦時利得税各法案立案ノ件
　既ニ連合軍司令部ニ提出済ノ三税法案ニ付テハ一応司令部ニ対シ説明ヲ了シタルモ細部ニ付検討中ナリ特ニ法案ノ施行ニ伴フ命令案及各種財産ノ具体的評価方法其ノ確認ノ措置等ノ決定ニ付テハ各種困難ナル問題ヲ含ミ居ルモ目下折角研究中ナリ尚現下ノ情勢ニ照シ特定ノ預貯金等ニ付財産税及財産増加税ノ課税価格算定上ノ優遇措置ヲ至急決定発表ノ要アリト認メラルルニ因リ之ガ具体案考究中ナリ

二　財産ノ確認ニ関スル規定制定ノ件
　三税実施ノ準備的措置トシテ預貯金、無記名証券等各種財産ノ確認ニ関スル手続規定ヲ緊急勅令又ハポツダム宣言ニ基ク命令ノ形式ニ依リ至急公布実施スベク研究中ナリ

また、同日付の金融局産業資金課作成の「重要懸案事項」[4]には、

五　軍需企業ノ補償ニ関スル件
　軍需企業補償ノ前提トシテ各会社ヨリ提出セシメタル調査資料綜合及企業経理調査委員会ノ開催ヲ準備中ナリ

六　民需生産促進策ノ作案ニ関スル件
　民需生産促進ノ為ニ新会社分離案、復興金融会社案等ヲ研究中ナリ



とある。財産税課税の準備としては、二月一七日付で「臨時財産調査令」（勅令第八五号）が、「金融緊急措置令」（勅令第八三号）、「日本銀行券預入令」（勅令第八四号）とともに公布・施行されるが、それとは独立に、軍需企業補償問題の調査と検討のために、商工省は一月三一日、「企業経理調査委員会設置要綱」を発表し、同委員会官制を二月一日公布した（勅令第六六号）。この委員会は商工大臣および地方商工局長を会長とする諮問機関として、中央と地方に設けられ、中央委員会は官庁関係二三名、貴衆両院各三名、学識経験者二六名から成り、必要に応じて臨時委員および専門委員を設けうることとされていた。地方委員もこれに準ずることとされた。中央委員には大蔵省からも次官、金融局長、主計局長、主税局長が加わっていた。[5]

この委員会は二月二〇日に開かれた第一回総会において、「一、軍需企業の戦時中における政府処分等による損失額如何　一、同損失額中政府において補償するを適当とする見込額如何」という諮問を受けた。これによって、この委員会では、まず企業の損失その他の実態調査をおこなうとともに、補償の基準を決定し、その上で企業別に審査をおこなって、三月中に特別議会に提出する補償予算の基礎を決定することとされた。この第一回総会で、小笠原商相は、補償を民需生産への転換に重点をおいて考えるべきだとし、さらに国家財政再建の見地からみて、その金額は適正妥当なものでなければならないと次のように言明した。[6]

軍需企業の平和産業への転換は日本経済の再建上必要欠くべからざる問題で、この際企業の経理面に対して適切なる措置を講じ新事態に即した民生産業への円滑なる転換を容易ならしめねばならぬと考へる、然しながらこれはもとより無条件に戦時中の損失を補償し単なる企業の救済に堕することを意味するものではなく飽くまでも次の如き要請に即したものでなければならぬ

一、当該企業が自主的経済性を持たねばならぬ、この自主的経済性といふのは企業が自主的に充分自立し得る経済的可能性を有するものであり、しかもその経営者において平和日本の建設の先駆者たらんとする熱意を有するものでなければならぬ、かか

る企業にして始めて国家において必要なる補償をなすことの基礎が存するものと考へる

二、企業の負担力との関係であるが、戦時中に相当の利益を得たものまたは戦時中に利得がない場合でも企業自体に負担力を相当に保有してゐるといふやうなものは今日にあつてはまづその自己の負担において蘇生を図るべきで、国家の損失補償はその負担力なき場合に始めてこれを為すことが適当と考へる

三、国家財政との関連であるが、国家財政もそれ自体大手術により再建を必要とする実情であつて国家の支出は可及的に減少せしめねばならぬことはいふを俟たない、従つて補償の金額も必要の最小限度に止めなければならぬ

以上を要約するならば補償は単に過去の公約履行という道義的観点のみを強調すべきものでなく寧ろ今後の産業再建への窮極的寄与如何に重点を置くべきであると考へるのであつて旁々国家財政再建の見地より見て補償金額は適正妥当なる金額でなければならぬと信ずる

この委員会は、その後の検討結果を、三月末に、軍需企業等損失補償基準案ならびに軍需企業設備資材の評価基準大綱としてとりまとめ、これにもとづいて、地方商工局別地方企業経理委員会を開いて、個々の企業について具体的補償審査をおこなうこととした。補償基準案の考え方は次の如きものである。(7)

○補償金額の査定　△政府の命令または処分など各種類別損失額の合計額からその企業の払込み資本金額の約四分の一（実情に即応して勘案）に相当する金額を控除した金額を基準とし、これにその企業の総所属設備（在外設備を除く）に対し民需転換をなしまたはなさんとする設備の占むる比率を乗じて得た金額を以てその企業に対する補償金額とする　△新会社設立の方法によつて民生安定上必要な事業を営まんとする企業に対しては新会社の資本金の過半額が被補償企業に属し、その事業設備の過半部分が被補償企業より貸与、出資または譲渡を受けたものなるときに限り、前項の民需転換に該当するものとし、その転換割合の算定は新会社に対する出資額による

○補償金支払方法　△補償金は民需転換実施の都度支払ふものとし、二十一年度中に実施せざる場合は補償を取消す　△補償金の支払については強力な封鎖措置を講ずる、但し民需転換上必要な限度において現金支払または解除を為し得るやうにする、その総額は企業経理調査委員会において調査する



ここでは、軍需補償を、翌年三月までに民需転換をおこなった企業に限定するとともに、その金額を転換の度合いに依存せしめることによって、個々の企業にたいする民需転換の直接的なテコにしようという考え方が示された。なお、補償申請額は委員会発足時に約一五〇億円であったが、(8) この補償基準によれば五〇億円程度に削減されると見られた。(9) 中央企業経理委員会では地方企業経理委員会の個別的補償審査を四月一〇日までにまとめ、再審査の上、特別議会に提出する予定の予算案の資料を整備する計画だと報ぜられたが、大蔵省では、この委員会とは別に、各軍需会社に、要補償額と算定の基礎となる各種資料の提出を求めることとして、補償問題の検討をおこなっていた。(10)

他方、昭和二一年度予算に関連して、大蔵省においては、債務処理政策一般の再検討がおこなわれ、後述するように、国債利子の引下げ問題が検討されることになる。三月一二日付の主計局作成文書「財政非常措置資料（草案）」(11)は、二一年度の歳出要求額六九七億円、歳入見積りは二〇一億円で、四九六億円の歳入欠陥となると予想され、「謂ハバ最モ深刻ナル財政危局ニ当面セルモノト謂フベ」きだという認識の下に、「政府ハ此ノ際、財政戒厳令トモ云フベキ非常措置ヲ講」ずる必要があるとして、歳出入の検討をおこなっているが、とくに巨額の債務の重圧については、「此等不生産的支出ト各種国家債務ノ査定ニ対シテハ従来ノ観念ヲ脱皮シタル所謂蛮勇ヲ振ハザルベカラザルコト。」とし、国債利子について一分五厘への引下げ等というドラスティックな方策を提案しているが、企業補償については次のように述べている。

(五)　各種ノ企業補償

(イ)　企業補償額ノ算定ハ契約面ニ捉ハレズ企業財産ヲ具体的ニ精査シテ決定スルコト

(ロ) 補償額ノ負担ハ企業者、金融機関、政府ノ三者ニ於テ応分ノ負担ヲ為スコト、要スレバ企業及金融機関ニ対シ財産税ノ賦課ト併行シテ其ノ減資ヲ要求シ、転換不能又ハ困難ナルモノハ解散セシムルコト

(ハ) 政府補償ハ速カニ決定シ産業不安ノ状態ヲ早急ニ払拭スルコト

(ニ) 産業設備営団、帝国鉱発、日発、企業整備機関ニ対スル補償ハ当分ノ間繰延ブルコト

(ホ) 予算外契約ハ一応全部打切ルコト

(ヘ) 船舶運営会ノ経営ヲ刷新シ、適正運賃ニテ経理ガ自立シ得ルヤウ措置スルコト、政府ノ補償ハ政策上適正運賃ニ依リ得ザル限度ニ止ムルコト

(ト) 設備保存ニ要スル補償ノ如キハ賠償引当工場ヲ除キ一切之ヲ認メザルコト、該当会社ニ対シテハ之ガ解体処分又ハ転換ヲ図ラシメ、要スレバ減資ヲ要求スルコト

ここで、補償の負担を「企業者、金融機関、政府ノ三者ニ於テ応分ノ負担ヲ為スコト」という考え方が示されてはいるが、国債利子の引下げ提案ほどに「蛮勇」が振われているわけではない。「財政戒厳令」下においても、戦時補償債務の処理は既定方針から大きくはずれることはなかったといってよい。[12]

他方、この頃、司令部は戦時補償債務の支払い方針に疑問をもらすようになる。木内信胤（当時終戦連絡部長）の回想によると、[13]

司令部の方からこのことを最初に聞いたのは……クレーマーは最初オーケーしていたのですが、氏が帰国してしまってから――クレーマーはいつ帰りましたか、私ちょっと記憶しませんけれど、マーカットの代になってから……マーカット氏は直接にはそのことにふれていなかったが……その内新円封鎖となったものですから、一応補償問題はそれてしまった形になりました。そしてたしか新円封鎖が済んでから後だと思いますが、例のバグダー（ボグダン Norbert A. Bogdan, ESS のことか―引用者）が「マーカットが何と言おうと、いやしくも戦争補償と名のつくものを払うということをアメリカ政府は占領軍にオーケーできるか」と言って打切りの思想を現わしたことがある。

これは新円封鎖が済んでからのことですから、多分二十一年三月になってからだと思います。そのときが司令部が意見を発表した最初です。それでこれは向うは打切りを命ずるかもしれぬと私は思った。

また、渋沢蔵相も、この時期の雰囲気について次のように語っている。[14]

GHQの方は、あの時はどれだけはっきりしたものを出したか、私は記憶しないのでありますが、司令部もある程度のみ込んでいてくれて、財産税とともに、一連の事業として考えるということに了解していてくれたと私は解していました。従って、石橋さんに大臣事務を引継ぐときにも、この問題は申し上げたことを記憶しております。しかし、その時分から、雲行きのあやしい感じが十分にありまして、石橋さんにも、これは事によったら、打切りをやられますよ、ということを申し上げたことをよく覚えております。

このような環境の変化にもかかわらず、補償処理についての具体策の検討が重ねられていた事情は「大蔵大臣事務引継書」[15]にみることができる。四月二三日付、理財局経済課作成の、「来議会ニ提出スベキ法律案ニ関スル件」中、「軍需補償等処理法案」の項には、「軍需補償ノ処理方法ニ関シテハ目下検討中ナルモ其ノ方針ノ確立ヲ待テ軍需企業ニ対スル政府補償ノ対象トナルベキ損失ノ範囲、政府補償金額ノ限度、補償実行ノ場合ノ具体的方法等ニ関シ規定ヲ設クル為新ニ之ニ関スル法律案ヲ提案セントスルモノナリ」とし、具体的な方策については、なお検討中だとして次のように説明している。

軍需補償ニ付テハ所謂一般補償ノ問題（設備命令、生産命令等ニ因ル損失補償、防空疎開命令ニ因ル損失補償及兵器等製造事業特別助成法ニ基ク損失）ニ付テハ企業経理調査委員会ニ於テ「企業損失補償ノ基準案」ヲ作成中ニシテ本案ニ依ル場合ノ損失補償額ハ商工省ノ推算ニ拠レバ会社申出額一六五億円ニ対シ査定額ハ六三億円程度ナリ

然レドモ本件処理ニ当リテハ国内設備ノ賠償撤去ニ対スル補償問題ト一体的ニ考察シ且右ノ相互均衡

ヲ図ルト共ニ企業、金融機関、政府ノ三者損失負担ヲ如何ニスベキヤ、国家財政負担ノ限度如何等ノ問題トモ併セ考究ヲ要スルヲ以テ猶慎重ニ検討ノ要アルベシ

また、戦争保険等にたいする補償については、同じ文書中に、四月二三日付の銀行局特殊金融課作成の「引継事項」として次のような説明がある。

戦争保険の支払は、昨年十一月の閣議決定及昨年十一月二十四日附連合国最高司令部覚書「財政ノ再建等ニ関スル件」に基き之を続行することとなつてゐる。而して保険会社に対する昭和十九年度の政府補償金百一億円（昭和二十年度以降の約三百億円に付ては目下損害保険中央会に於て精算中である）は諸般の事情により実行されぬ状態にある。このため、最近銀行は保険会社に対する戦争保険金支払資金の融通を拒みはじめ、戦争保険金の支払は円滑を欠くに至つてゐるが、本保険が国営保険たるに鑑み何らかの打開策を講ずる必要に迫られてゐる。

他面連合国最高司令部では戦争保険を含む政府補償の打切、戦争保険金の特殊預金の回収等に関する研究に着手してゐる模様であるが、これらの措置は若し之を全面的一律的に行ふときは戦災を蒙つた個人及企業に対し不当の打撃を与ふる場合もあり、戦争保険が国内経済秩序及社会秩序に対し強力なる担保となつてゐる実情に鑑み、戦争保険に関する補償の打切等は軍需補償の打切とは別個の観点より尚慎重なる研究を要するものと思はれる。

尚戦争死亡傷害保険の支払資金に付ても銀行は物的戦争保険の補償問題にからみ融通を拒んでゐるが、戦争死亡傷害保険は社会救済的保険たるに鑑み之が支払資金の梗塞に対しては至急対策を講じ、支払の停止を防止せねばならぬ。

すなわち、この「事務引継書」においても、司令部の態度の変化は意識されていたが、日本政府としては、既定方針の線で具体策の検討を進めていた。

（1）「財産税法案等要綱（昭和二一年一月一〇日大蔵省発表）」（大蔵省資料Z五一一―三〇二）。

（2）渡辺喜久造口述「戦時補償特別税・財産税について」昭和二六年七月三〇日（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、一〇―一一ページ。



（3）「事務次官事務引継書（山際―山田）」（大蔵省資料Z二〇二―一）。

（4）同前。

（5）中央委員の構成は次の如くであった（一部未決定）（『朝日新聞』昭和二一年二月一日）。

内閣…橋井参事官、法制局次長

商工省…次官、商務局長、整理部長、同次長

大蔵省…次官、金融局長、主計局長、主税局長

運輸省…次官、鉄道総局総務局長、海運総局総務局長

農林省…次官、総務局長

両復員省…次官、経理局長

業界…関桂三、青木鎌太郎、渡辺義介、石川一郎、安川第五郎、山口喜三郎、玉井喬介、元良信太郎

金融界…西野元、新木栄吉、河上弘一、入間野武雄、岡野清豪、鈴木祥枝、徳田昌平

学界…井藤半弥、高瀬荘太郎、我妻栄

言論界…阿部賢一、丹波秀伯、石橋湛山、小汀利得

その他…金子吾代太

（6）『朝日新聞』昭和二一年二月二一日。

（7）同前、二一年三月二八日。

（8）商工省の調査によれば、軍需企業の政府処分等による損失は、一月一〇日までの報告書のうち完備した分を集計すると会社数二九〇五社（工場数四三〇九）、その損失額は一〇七億二七三〇万円、報告書不備のため集計から除外された分は、会社数約一五〇〇社、その損失額四三億二〇〇〇万円で、これらの合計は四四〇五社、約一五〇億円となる。なお、戦争保険、契約解除等による損害賠償は支払いを続行していたが、戦争損害保険金は一九五億円（うち終戦前に支払い済みの分六九億円）、旧航空兵器総局と企業間の契約解除に伴う損害賠償金は、申請額の約六

別表1　軍需企業損失命令別集計

（単位　千円）

| 命令別 | 件数 | 金額 |
|---|---|---|
| 生産命令 | 1,467 | 3,083,757 |
| 設備命令 | 910 | 2,543,239 |
| 事業休廃止命令 | 87 | 440,571 |
| 技術改良命令 | 8 | 3,939 |
| 試験研究命令 | 74 | 16,871 |
| 疎開命令 | 3,080 | 1,761,837 |
| 其の他の命令 | 1,378 | 2,877,087 |
| 合計 | 7,004 | 10,727,301 |

（注）昭和21年1月10日現在商工省調査.
出所：『朝日新聞』昭和21年2月21日.

**別表 2**　軍需企業損失業種別集計　（単位　千円）

| 業種別 | 終戦前 件数 | 終戦前 金額 | 終戦後 件数 | 終戦後 金額 | 総計 件数 | 総計 金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 鉄鋼 | 105 | 191,291 | 182 | 514,442 | 287 | 705,733 |
| 伸銅 | 3 | 1,887 | 1 | 394 | 4 | 2,282 |
| 軽金属圧延 | 14 | 10,916 | 20 | 33,548 | 34 | 44,465 |
| 軽金属工業 | 18 | 47,863 | 20 | 89,078 | 38 | 136,941 |
| 軽金属製品 | 5 | 1,226 | 2 | 520 | 7 | 1,746 |
| 電線 | 11 | 2,116 | 4 | 1,033 | 15 | 3,150 |
| 鉱山 | 42 | 58,979 | 72 | 180,751 | 114 | 239,730 |
| 石炭 | — | — | 1 | 54 | 1 | 54 |
| 石油 | 74 | 65,266 | 41 | 28,120 | 115 | 93,386 |
| 人造石油 | 5 | 4,203 | 5 | 4,734 | 10 | 8,938 |
| 発酵工業 | 3 | 8,382 | 17 | 45,129 | 20 | 53,512 |
| 産業機械 | 114 | 49,211 | 58 | 102,252 | 172 | 151,463 |
| 精密機械 | 189 | 65,206 | 247 | 530,333 | 436 | 595,539 |
| 電気機械 | 286 | 242,301 | 160 | 701,436 | 446 | 943,737 |
| 車輌 | 13 | 6,941 | 8 | 16,426 | 21 | 23,367 |
| 自動車 | 87 | 73,667 | 15 | 3,286 | 102 | 76,953 |
| 鋳造 | 13 | 12,923 | 6 | 4,889 | 19 | 17,812 |
| 化学 | 321 | 236,128 | 442 | 636,476 | 763 | 872,604 |
| セメント | 4 | 3,328 | 7 | 7,758 | 11 | 11,086 |
| 護謨 | 34 | 12,182 | 55 | 30,058 | 89 | 42,241 |
| 皮革 | 12 | 3,646 | 5 | 545 | 17 | 4,191 |
| ガス | 10 | 21,055 | 69 | 50,914 | 79 | 71,970 |
| 陸軍兵器 | 157 | 103,603 | 152 | 333,649 | 309 | 437,253 |
| 海軍兵器 | 171 | 106,258 | 138 | 165,188 | 309 | 271,446 |
| 航空機 | 1,375 | 1,616,307 | 1,094 | 2,373,287 | 2,469 | 3,989,595 |
| | — | — | — | — | * 130 | * 780,845 |
| 造船 | 119 | 142,840 | 184 | 394,012 | 303 | 536,852 |
| 繊維 | 75 | 20,178 | 26 | 11,036 | 101 | 31,215 |
| 食糧 | 33 | 5,280 | 25 | 3,175 | 58 | 8,456 |
| 木材 | 61 | 16,818 | 55 | 45,418 | 116 | 62,237 |
| 其の他 | 327 | 446,241 | 82 | 62,245 | 409 | 508,486 |
| 合計 | 3,681 | 3,576,254 | 3,193 | 6,370,202 | 7,004 | 10,727,301 |

（注）＊印は終戦前後不明のもので，総合計はこれを含む．なお，合計欄の件数は原資料では，終戦前3,523件，終戦後3,351件となっているが，計数を整合した．
出所：前表と同じ．



割、五五億円と査定されていた。参考のために、命令別集計表および業種別集計表を示すと別表1、別表2の如くである。

(9)『朝日新聞』昭和二一年三月二八日。

(10) 同、昭和二一年四月五日。

(11) 大蔵省資料Z五一一―五〇。

(12) もっとも、この時期に、国債金利引下げに関連して、補償についても、無利子棚上げ、永久公債の交付等々の考え方が検討されてはいた。たとえば、「財政非常措置ニ関スル問題」（日付不詳、大蔵省資料Z五一一―五〇）なる文書には「各種補償の無利子棚上」なる構想が述べられているし、三月二八日付の理財局国庫課作成の文書「国債金利引下ニ関連シ補償問題トシテ考慮スベキ事項」（大蔵省資料Z五二六―五―一）では次のような考え方が述べられている。

(一) 昭和二十一年度一般会計歳出トシテハ差当リ考慮セズ

二十一年度ニ於テ支払ヲ為サザルカ支払トスルモ歳出トナラザル政府特殊借入金又ハ永久交付公債ニ依リ処理ス

(二) 補償問題ハ二十一年度予算ノ観点トシテヨリハ国ノ後代ニ残ル債務ノ問題ナリ

軍需企業ノ設備等ニ対スル補償問題（戦争損害保険金、半製品仕掛品代金ノ支払ハ既ニ略完了セルヲ以テ問題外トス）、在外資産及国内設備ニシテ賠償ニ充テラルルモノノ補償ノ問題ハ一連ノ問題トシテ考慮スル要アリ

(三) 民需生産ノ再開ハ補償問題ト関連ナク旧会社ヨリ経理的ニ分離シタル新会社ヲ設立スルコトニ依リ促進ス

と。しかし、全体としてみれば、補償問題についての既定方針の根本的再検討が、この時点で行われたとは考えられない。

(13) 木内信胤口述「終戦時の渉外関係」昭和二六年六月二一日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一一―一二ページ。なお、木内氏は別の機会に、同様趣旨の回想を、多少、異なったニュアンスでもらしている。すなわち、

そのうち補償支払いを引受けたミスター・クレーマーは転任になってしまった。そして代りに違う人が来た。事態はだんだんに怪しくなってきた。しかし、補償打切りとまでは行かないうちに、まず新円封鎖の一幕があった。それが済んだ後の雲行きはいよいよ怪しくなって、逆に最悪（ママ）の事態にまでなった。二十一年三月にまた向うの回答は相当に強固なもので、「おまえが何と強弁しても、いやしくも戦時補償（ウォー・インデムニティ）と名のつくものを、アメリカの占領軍が承知できると思うか」と言い出した。

と（「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述」昭和二六年五月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、三四ページ）。

(14)「元大蔵大臣渋沢敬三氏講述」（同前）、一二ページ。なお、この問題にかんする司令部の対応の（変化の）状況を明らかに

する資料は、現在の所、見出されない。ただ、三税案の公表の頃から、三月半ばまでの時期は、財閥解体政策を検討するために派遣されたエドワーズ調査団（the Mission on Japanese Combines, 委員長の名をとって the Edwards Mission とよばれた）が活動した時期にあたっている（一月六日来日、三月一四日報告書提出）。この調査団はクレーマー等の司令部のスタッフとも討議をおこないつつ作業を進めたようであるが、*この調査団が遂行すべき職務の一つとして「財閥が戦時補償からうるものと、財産税（キャピタル・レヴィ）および戦時利得税によって失うものとを確定すること」**という問題を意識していたから、戦時補償の処理方策が財閥のあり方とのかかわりで、司令部内において討議された可能性は大いにありうることであろう。司令部の空気の変化を説明する一つの要因かもしれない。

* 「ヘンダーソン J. M. Henderson へのインタヴュー」（大蔵省資料Z一〇七―三一）、六ページ。

** Elimination of Zaibatsu Control, History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan 1945-51, #24 p. 9（大蔵省資料Z七〇一―二三）。

(15) 大蔵省資料Z五二六―一―五。



## 第二節　チャーンとの折衝

昭和二〇年暮、日本政府が司令部に提出した財産税等の三税案を検討するために、司令部が税務顧問として招聘したリサーチ・インスティテュート・オブ・アメリカの所長レオ・チャーン Leo M. Cherne は、四月中旬来日し、同月二三日から五月一五日まで、一〇回にわたって主税局長ほか係官と会同し意見交換をおこなった。この席では三税案が債務処理方策との関連で論じられている。三税案そのものについての論議の詳細は別巻「租税(1)」編に譲るとして、ここでは債務処理問題を中心にして論議を要約しておこう。折衝の経緯は「チャーン氏との……会見顚末」の記録(1)（ただし、第九回および第一〇回はシーガル氏との会見）による。

チャーンは日本政府の債務処理構想の基本的枠組について、もともと疑問を抱いていたようである。四月二四日（第二回）の記録は次のように記している。

> チャーン氏ハ現在ノ我国国民財産四五〇〇億、国民所得一四〇〇億、財政収支四〇〇億、国債発行一五〇〇億ナル現状ヨリシテ必ズシモ国債ノ償却ヲ左程急グ要ハ無ク従而其レヲ出発トシテ財産税収入ヲ最大ナラシメントスル努力ハ現状ヨリシテ全面的ニハ支持シ難シ、国民財産、国民所得ト国債トガ如何ナル比例ニ立ツベキヤノ公式ハ必ズシモ無シ、其レハ寧ロ其ノ国ノ将来ノ経済的発展ノ弾力性ニ係ルモノナルベシ予算ノ健全ナル収支均衡ハ素ヨリ好マシキモ現下ノ至上命令ニハ非ズ、例之国債利子引下軍需補償ノ切下等（若シ行ヒ得レバ）ニ依リ歳出ヲ可能ナル限リ圧縮スベキハ論ヲ俟タザルモ予算均衡ニ心ヲ奪ハレ今回ノ如キ財産税ヲ提案スルハ賛成シ難シトノ主張ヲ有スルモノト考ヘラル

戦時補償債務と国債の負担問題は会見の当初から意識されていた。四月二三日、第一回の会見のさい、チャーンより「(イ)軍需補償ヲ中止シタル場合ノ国庫負担減及ビ(ロ)国債利子ヲ一分ニ引キ下ゲタル場合ノ国庫負担軽減額ヲ承知致シ度シ」という発言があった。ただ、チャーンが、この問題について当初から明確な成案を用意していたわけでは必ずしもなかったらしいということは、四月二四日、第二回の会見のさいの次のような問答から推測できる。

当方「然ラバ歳出ノ一部タル又ハタルベキ軍需補償、国債利払ニ関スル貴見如何」

チャーン氏「未ダ定見ナシ、然レドモ仮令軍需補償ハ、生産転換ヲ了シ居ラザル又ハ転換後生産ノ実ヲ挙ゲ居ラザル会社ニハ支払ハズ又ハ十年程度ノ封鎖支払ヲ為シ、生産ヲ転換シ生産ノ実ヲ挙ゲタル会社ニハ其ノ実績ニ応ジ支払ヲ為スコトトシテハ如何

(此ノ点ニ関シ後刻、バロン少佐ハ非公式ニ本問題ニ対スル司令部ノ意見ハ二週間程度以内ニ公ニセラル可シト述ベ居リタリ)

国債利子ニ付テハ或程度ノ引下ヲ要スルモノニ非ズヤ、然シ重而云フ、余ノ意見ハ未ダ熟シ居ラズ」

四月二七日、第三回の会見において、補償額と法人戦時利得税収入見込額との関係について質疑があった後、四月二九日に予定されている司令部内での会議のために法人戦時利得税関係の資料提出が求められた。

チャーンが、戦時補償債務の支払いに、私見の形ではあれ、否定的見解を示したのは、司令部内の会議の翌日、すなわち四月三〇日、第四回の会見のさいである。

日本政府ハ財産税ニ依リ九百億ノ税収ヲ挙ゲントシテ居ル、之ハ主トシテ軍需補償及ビ国債ノ償却ニ充テラルルモノデアルガ、一方ニ於テ軍需補償ヲ与ヘ、他方ニ於テ法人財産税ヲトリタテル事ハ無意味デアルカ又ハ矛盾スルト考ヘル

日本政府ハ国債利子ヲ三分五厘ヨリ一分ニ引下ゲントシテ居ル、又軍需補償ニ付テハ自分ハ之ヲ打切ルベキデアルトノ私見ヲ持ッテ居ル、此ノ両者ガ実施サレルトスレバ五百数十億ノ歳出ノ節減ガ行ハルルガ此ノ点ヲ考フレバ財産税額ニ固執スル意義ハ少イモノト思フ

と。



この点についてのチャーンの見解は、五月三日、第六回の会見において、より具体的に述べられた。軍需補償の打切りが金融恐慌、破産等の混乱を経済界にもたらし、戦争保険の打切りは戦災者に深刻な影響を及ぼすだろうという大蔵省側との間に次のような問答がおこなわれた。

三、先ヅ最初取リ上ゲラレタルチャーン氏案ガインフレ問題ヲ従トシ居ルト謂フ当方ノ見解ニ対シテハチャーン氏ハ然ラズト為シ、氏ハ軍需補償打切リノ基点(未ダ私見ニ過ギザルモト註釈ス)ニ立ツガ故ニ、チャーン氏案ニ依ルモ大蔵省ノ推算ニ依レバ尚約七百億円ノ税収ヲ挙ゲウルモノトセバ九〇〇億ノ歳入ヲ得テ数百億ノ軍需補償ヲ為スト、補償ヲ為サザル建前ヲ以テ七〇〇億ノ歳入ヲ挙グルト何レガ有利ナリヤ更ニ国債利下ニ付テハ恐ラク次期内閣ハ之ニ着手スルニ非ズヤチャーン氏ノ画ク綜合施策ハ大蔵省当局ノソレヨリ遥ニインフレ阻止ニ貢献シ得ベシト述ベタリ、此処ニ於テ問題ハ軍需補償打切リヲ中心トシテ展開シ、当方ヨリ、若シ軍需補償打切リガ戦争保険ニ迄及ブモノトセバ預金ノ不払ヒ等ニ依リ延テハ個人財産税ノ歳入ヲ減ズルニ至ラント謂ヘルニ、チャーン氏ハ個人ノ戦争保険ハ定額迄(例ヘバ一万円迄)ハ之ヨリ除クガ適当ナラン、現在自己ノ抱ク補償打切ハ其ノ結果個人財産税ノ歳入ニ大ナル影響ヲ及ボスコト無キ見透シナリトス、更ニ池田局長ヨリ軍需補償ノ打切リハ結局数百億ノ債務ノ所有者タル金融機関ノ存立ヲ脅スニ至ラン、此際各個人ノ預金ヲ如何ニスベキヤト質シタルニチャーン氏ハ軍需補償ノ打切リハ同時ニ金融機構ノ改革ヲシ且ツ政府ノ預金者保護モ講ゼザル可カラズ、尚金融機関ノ融資ノ焦付ハ或程度ニ止ル可シ、現在ノ生産不振ハ補償打切気配ニ因ルヨリハ寧ロ政府ノ曖昧ナル態度ガ企業ノ見透シヲ困難ニシ居ルニ因ルコト多シト述ベ尚本提案ハ全クチャーン氏ノ私案ニシテ若シ補償ガ打切ラレザル場合ニハ新税ノ構想モ新ニスベキコトヲ附言セリ

(中略―引用者)

七、チャーン氏ハ国債ノ利下ゲ問題ニ付テハ氏ノ直接ニ関与セル処ニアラザルモ新内閣ハ之ヲ実施セント予想ス、然レドモ之ニ依リテ国庫負担ガサシテ軽減セラレズトノ大蔵省ノ意向ニハ同意ストノ見解ヲ披瀝セリ、更ニ軍需補償打切ノ暁ハ氏ハ前言ノ如ク大蔵当局ノ主張セル程之ガ生産ヲ阻害スルトハ認メ難シトス、之ニ対シ当方ヨリ現在産業界ニ於テハ五十億円程度ノ

狭範囲ノ補償ハ之ヲ断念シ居ル如クナルモ戦争保険ニ対シテハ尚民間ニ之ヲ期待シ居ル現状ニシテ現在生産サボタージュヲ実行シ居ルハカカル五十億円程度ノ範囲内ニ於テナリ、又軍需補償ノ打切リハ之ニ依リテ銀行ノ債権ガ焦付ク事ガ問題ナリト述ブルヤチャーン氏ハ此レ亦前言ノ如ク銀行ノ債権ハ或程度焦付ク事ヲ予想セラルルモ其ノ相当部分ハ回収シ得ベシ、又之ト共ニ銀行ノ改組ガ考慮セラルベキナリト回答セリ、更ニ当方ヨリ問題ハ貸付金ノ幾何ヲ回収シ得ルヤニアリ従ヒテ尚預金補償ニ付テハ財産税ノ歳入ニ期待スル要アリト認ムト述ブルヤチャーン氏ハ然ラバ実質的ニハ軍需補償ヲ予定セル大蔵省案ニ依ル九百億ノ税収ト之ヲ予定セザルチャーン氏案ニ依ル税収七百億トハ純歳入トシテ何レガ多キヤト反問セリ、次デ当方ヨリ軍需補償ノ打切リハ銀行ノモラトリアムヲ招来シ延テ債権債務全体ノ問題ニ至ラン更ニ新銀行ノ設置モ新円ガ集ラザル限リ之ヲ実施シ得ズト論ジタルニチャーン氏ハ現在明確ナル数字ヲ有セザルモ氏ハ之ニ依リテ大ナル金融恐慌ニ至ルトハ考ヘズ、此ノ負担ハ銀行ト会社ニテ負担スル事ニヨリ充分ナラン、ト述ベタリ

なお、参考までに、当日、大蔵省側から開陳された意見のうち、戦時補償打切り問題および国債利子引下げ問題に関する部分を紹介しておこう。(2)

(ハ) 軍需補償ノ打切ガ必至デアルトイフガ、軍需補償ノ打切リハ然ク簡単ナ問題デハナイ、戦争保険ノ打切リハ戦災者ニ大恐慌ヲ来タシ、現在一部ニ現レテ居ル戦災者非戦災者ノ対立ヲ著シク激化スルコトトナラウ、又戦争保険ノ打切、契約解除補償ノ取消ハ事業会社ノ再起ヲ不可能トシ、破産、金融恐慌ト云ッタ混乱ヲ惹起スル惧ガアル、斯クテハ其ノ生産ニ及ス影響ハ財産税ニツキ考ヘラレル程度ドコロノ話デハナイ

(ニ) 軍需補償ノ実行ト法人課税デハ与ヘル方ガ多ク引合ハヌトイフガ、軍需補償ハ法人課税ヲ行フ為ニ実行スル訳デハナイ、又軍需補償ヲ受ケルモノト法人課税ヲ受ケルモノトハ同一人トイフ訳デハナイ

軍需補償ヲ最モ厳格ナ規準デ行フコトハ固ヨリ必要デアルガ、生産再開ノ見地カラ是非必要ナ限度ニ於テハ之ヲ実行スルト共ニ、負担能力アル会社ニハ法人課税ヲ行フコトガ、負担公平ノ観点カラ見テ至当デアル

(ホ) 国債ノ利下又ハ破棄モ亦決シテ簡単ナモノデハナイ、国債ノ九割迄ハ預貯金ノ見返リトシテ金融機関ノ所有トナッテ居ル、



従ッテ国債ノ利下又ハ破棄ハ必然的ニ預貯金ノ利下又ハ破棄ヲ結果スル、斯ル方策ヲトルコトハ国債又ハ預貯金丈ケニ犠牲ヲ課スル事トナリ、ソレハ寧ロ中産階級以下ノ大衆ニ犠牲ヲ強イルコトトナル、此ノ場合若シ大衆ノ負担トナル分ハ国ガ補償スルトナレバ国債破棄ヲ行ッテモ之ニ依ル国庫負担ノ軽減ハ多クヲ期待シ得ナイ、与ヘルモノハ与ヘ、負担サセルモノハ負担サセルトイフノガ最モ合理的ナ考ヘ方デ現在ノ考ヘ方ハ斯ル見地ニ立ッテキル、軍需補償打切、国債破棄ハ経済ノ大混乱ヲ予想サセル、従テ之ヲ公平ニ処理スルニハ財産税ノ外ナク、斯ル見地ヨリシテ相当多額ノ歳入ヲ必要トシ法人課税亦是非必要ト云ハナケレバナラナイ

チャーンとの折衝過程において、戦時補償債務の処理に直接関係しておこなわれた論議の主要な論点は以上のごとくである。当初、この問題についての態度を留保していたチャーンは、四月二九日の司令部内での会議以降、私見の形ではあるが補償打切りという見解を示すにいたるが、この問題についてのチャーンの認識とその見解の根拠を整理すると次のようなことになろう。まず第一に、補償打切りの場合の経済的影響については、大蔵省側のように深刻なものと考えていなかったといってよい。「金融恐慌ト云ッタ混乱」の可能性については、「金融機構ノ改革」や「政府ノ預金者保護」策で対処できるとし、「生産ノ不振」は「政府ノ曖昧ナル態度ガ企業ノ見透シヲ困難ニシ」ていることとによると考えられている。第二に、財産税を一本の柱とする今回の計画の目的として、大蔵省側がインフレ防止に重点をおいているのにたいし、この課題を従としているのではないかという批判にたいして、チャーンは、チャーン案の方が、さしひきして歳入効果は大きく、「大蔵当局ノソレヨリ遥ニインフレ阻止ニ貢献シ得ベシ」としている。(3)

しかしながら、計画の総体にたいするチャーンのより根本的な疑問は、法人にたいする課税と戦時補償の実施とが無意味であり矛盾するものだという点にあるように思われる。法人からの税収と法人への補償額を比較して、チャーンは次のようにいう（第四回会見）。

現在ノ法案ニヨレバ法人利得税見込額五十億円、法人財産税見込額一八〇億デ合計約二三〇億ノ税収ヲ見込ンデ居ル、軍需補償額中法人ニ対スル分ハ四五〇億デアリ、之ニ法人ノ所有スル国債ノ利払ヒ額其ノ他ヲ加フレバ此等ノ為政府ノ法人ニ対スル支出ハ約五九〇億ニ及ブモノト推定セラル、之ニ依レバ法人に対シテ与フルモノヨリモ多クナル、而シテ若シ軍需補償ヲ打切レバ事実上財産税ハトレヌ事トナル、従ッテ法人財産税ハ結局政府ヨリ奪フヨリ多クヲ与ヘルカ、若クハ徴税ガ出来ヌカノ何レカニナル、カカルモノデアレバ自分ハ実施セヌ方ガ良イト考ヘル

然シ乍ラ法人デ戦災ヲ蒙ラヌモノ及軍需産業ニ携ッテ居ラナカッタモノ等ニ対シテハ何等カノ形式ニ依ッテ課税シナケレバナラヌガ之ハ個人ノ財産税及増加税ヲ通ジテ徴スル事ガ出来ルト思フ、即チ個人ノ所有スル株式中右ニ該当スルモノハ高ク評価セラルベキモノデアルガ故ニ之ニ課税スル事ニ依リ法人ニ対スル課税ニ代ル歳入ヲ挙ゲ得ル事トナル、此ノ際ノ株価ハ市場価格デナク、法人ヨリ提出シタ考課諸表ニ依リ再評価シタモノデアルベキデアリ其ノ限リニ於テ業績良好ノ法人ノ資産ハ事実上株価ニ表現セラレル

さらに、多少の推測をまじえていえば、チャーンの財産税収入にたいする見透しが、補償打切り構想の背景にあったのではないかとも考えられる。というのは、チャーンは、この会見をつうじて、くりかえし、財産税収入の見積もりが過大ではないかという疑問を表明している。たとえば、「過去三十年間、十三ノ財産税実施セラレ其ノ内十一ハ失敗ニ帰シ二ダケガマアマアノ成績ヲ挙ゲタリ、此ノ事績ニ徴スルモ財産税ノ成功ハナカナカ困難ニシテ之ヲ成功セシムル為ニハ二ノ要件ヲ必要トス、即チ政府徴税機関ガ整備シ居リ且民衆ガ正直デアルコト、デフレ傾向ニ在ルカ又ハ通貨ガ安定シ居ルコト、然ルニ日本ノ財産税ハ昨年十一月之ヲ発表シ徴収ハ早クモ本年七月此ノ間財産税ヲ不成功ニ終ラシム可キ悪材料続出シ且ツ徴税機関ハ完備セズ民衆モ不正直通貨価値ハ不安定ニシテ有ラユル悪条件ヲ具ヘ居ル状態ニ在ルモノト考フ」（第一回会見）あるいは、「前ニ屢々述ベタ通リ過去ノ経験ヨリシテモ日本ノ財産税ガ予期通リノ税収ヲ挙ゲ得ルカハ疑問デアル、外国ノ例ニ徴シテモ、オーストリヤニ於テハ実際ノ税収ハ見込額ノ五分ノ一



ニ過ギナカッタ、従ッテ日本ニ於テモ此ノ程度ノ減少ガアルトスレバ余リ財産税ノ収入額ニ期待ヲ持ッテイナイ。」（第四回会見）と。

そして、最近のベルギーにおいて、「最モ徹底的且ツ峻厳ナル経済非常対策実施セラレ其ノ結果同国ハ現在欧州ニ於テ経済事情ノ安定セル稀ナル国家」となったが、この内閣は、「総選挙ニ於テ惨敗セリ、民心彼ニ背キタルナリ」という例をあげ、「政府ハ行政ト異リ余リニ論理的且正確ナルトキハ所詮水清ケレバ魚住マズ、民衆ガ政府ヨリ再ビ逃避スル結果ヲ考ヘヨ、且ツ財産税ガ最後ノ一線ナリトナラバ、左様ナ危機ノ意識ニ立ツテ立案セラレタル財産税ハ過去ニ於テ必ズ失敗ニ終リ居レル事実ヲ指摘セザルヲ得ズ」としている（第二回会見）。「チャーン氏案ノ概要」[4]なる文書には、財産税収入についてのこのような見透しが補償打切り構想の根拠だという関係官の発言を伝えている。

軍需補償関係官ハ財産税収入ヲ余リ期待シ難キニ付軍需補償打切ノ外ナシト云ヒタリト云フ（国庫課長談）「財産税ニ成功シタル国ナシ、墺太利ニテハ見込ノ五分ノ一程度の歳入ヲ挙ゲ得タルニ止ル」ト云ッタ先入観ガ根底ニアルカ？

また、先に紹介したように、チャーンは、補償を打ち切り、国債利子の引下げを実行するのであれば、「財産税額ニ固執スル意義ハ少イモノト思フ」とも述べており、補償打切りの方針が財産税構想の規模縮小の根拠ともなっている。

つまり、チャーンの補償処理についての構想は、財産税等の三税案にたいする見解と不可分のものとして形作られているといえるので、三税案にたいするチャーンの考え方の概略を簡単に紹介しておこう。

三税案に体現されている政策課題とチャーンの考え方との一つの対立点は財産税の課税目的にあった。大蔵省側はインフレの抑制に主たる課題があるとしたのにたいし、チャーンはインフレ抑制が一つの課題たりうることを否定はしなかったが、主要な課題は国民財産の再分配にあるとした。たとえば、次のような問答がおこなわれている[5]（第二回会見）。

斯而問題ハ、財産税ハ国債ヲ償却シ且ツ就中下層階級ノ購買力ヲ徴収シテインフレーションヲ打破スルコトヲ第一目的トストノ当方ノ主張ト否寧ロ主要目的ハ国民財産ノ健全ナル再分配ニ在リ其ノ為ニハ下層階級ニ購買力ヲ存置スベシトノチャーン氏ノ主張トヲ廻リ対立ス、右ニ付次ニ当方ヨリ財産税ノ目的ハ一言ニシテ言ハバインフレーション防遏ナリ、嘗テクレーマー准将モ同一目途ヲ抱キ居リタルモノト承知スト主張セルニ対シチャーン氏ハ余ハクレーマー氏ノ後始末ニ来タリタルニハ非ズ、マッカーサー元帥顧問トシテノ余ハ、凡ソ財産税ガ当面ノインフレーション打破ニ貢献スルヲ期待スル点ニ於テ人後ニ落チザルモ他ニ三大目的ヲ有スル点ヲ忘却スベキニ非ズト思考ス、即チ(イ)財閥ノ完全ナル解体　(ロ)国民財産ノ根本的再配分　(ハ)下層階級ノ生活資産ノ改善就中土地ノ賦与（政府ガ物納セラレタル土地ヲ売却セントスルモ原案ヲ以テシテハ何人ガ能ク之ヲ買得シ得ルヤ）、コレナリ、素ヨリインフレーション打破ト此等目的トハ或程度相互矛盾スベシ、然レドモインフレーション防止ニ盲進シ他ノ目的ニ重大ナル支障ヲ与フベキモノニ非ズ抑々財産税ハインフレーション防止ノ万能薬ニ非ズ、其ノ為ニハ他ニ手段アルベシ（別紙、チャーン氏ガ木内氏ニ手交シタル覚書参照）トシ譲ラズ。

課税目的についての考え方の相違は税制の内容についての判断の相違ともなる。たとえば、次のようにいう（第一回会見）。

（次ニ主税局長ヨリ今回ノ財産税ノ最モ主要ナル目的ノ一ハインフレ防止ニ在リテ此ノ為メニハ我ガ国ノ財産分布ノ状況ヨリシテ相当低キ所迄ノ課税ヲ已ムヲ得ザルモノト認ムト述ベタルニ対シ）元来財産税ハ悪税ナリ(イ)財産少キ者ヨリノ購買力吸収ハ財産増加税ニヨリテ行フヲ可トス、財産増加税ハ相当低キ者ニ迄及ブモ差支ヘナシ、(ロ)インフレ防止ノ為メ下層階級ニ迄財産税ヲ及ボスコトハインフレト同様ノ悪結果ヲ民衆ニ与フルコトトナル、インフレ防止ハ所得税相続税ノ増徴、通貨ノ安定、就中生産ノ増加ニ依リ措置スベキモノト考フ

このようなチャーンの見解にたいして、大蔵省側は次のように述べて、論議は平行線をたどった（第六回会見）。

大蔵省トシテハ財産税ニ対シインフレ防止ト富ノ再分配ノ双方ヲ期待ハ致シ居ルモ二兎ヲ追ッテ共ニ失ハンヨリハ寧ロインフレ防止ニ重点ヲ置キ度キ気持ナリ然ルニチャーン氏ノ目途ハ富ノ再分配ヲ主トシ、インフレ防止ヲ従トセラレアル如クナルモ、現



在ニ於ケルインフレ防止策ハ財産税ニ依ル以外ハ生産増強乃至経常税ノ増徴ニ依ラザルベカラズ、而モ生産増強ハ現在早急ニ之ヲ期待シ難ク経常税ノ増強モ大ナル効果ヲ期シ得ズ、更ニ若シ軍需補償ノ打切リヲ行ハバ生産ヲ阻害スルニ至ル惧尠カラズ、従ッテ此等ノ手段ニ大ナル期待ヲ為シ得ズトセバ結局財産税ニ頼ム所大ナラザル可カラズ

財産税の課税目的についての以上のような考え方の相違から、別巻「租税(1)」編に詳述されているようなチャーン修正案が形作られた。個人財産税について、納税者をA（財産五〇万円超の者）、B（財産五〇万円以下一〇万円超の者）、C（財産一〇万円以下の者）の三階級に区分し、中告は三階級から同時に提出させるが、AないしA・B階級から所期の歳入をあげた時にはB・CないしC階級には及ばないこととし、かなりの歳入減を生じた時にだけB・CないしC階級にも課税するという構想がそれである。この構想には、納税人員が比較的少なく適正な課税を期待できるということや、C（ないしB）階級に上位階級の財産隠匿を摘発監視させるというような税務技術上の目的も含まれてはいたが、眼目は国民財産の再分配という点にあった。[6] 課税目的における相違は税制の評価においても表現され、チャーンは、AないしB階級からの「物納其ノ他ニ依ル土地等ヲ下層階級ニ売却」することによって富の再分配を企図したのにたいし、大蔵省側は、下層の「階級ノ資産ガ購買力トシテ暴レ廻ル結果ガ意外ニ経済秩序ヲ攪乱シ居ル点」に注目して、下層の資産所有者層への課税の意義を強調した。チャーン案の観点からは、このような考え方については、「政府が物納セラレタル土地ヲ売却セントスルモ原案ヲ以テシテハ何人ガ能ク之ヲ買得シ得ルヤ」という批判がなされた（第二回会見）。つまり、富の再分配の実現をそこなうような税収増は意図されていなかったといってもよいだろう。その意味でも、三税案を支えていた考え方との間に一定の距離があることは否めない。

チャーンの考え方と三税案構想との決定的な喰い違いは法人にたいする課税問題にあった。もともと法人課税にたいする反対論者であったチャーン[7]は、次のような論点を示して法人課税構想の撤廃を主張した（第六回会見）。

(1) 軍需補償ハ実質上打切リ又ハ打切ラルベキモノナルガ故ニ法人ニ課税スルモ大ナル徴収ハ期待シ得ズ
(2) 現下ノインフレノ原因ハ個人ニシテ法人ニ非ズ
(3) 法人ニ対スル課税ハ株主ヲ通ジテ之ヲ行フコトヲ得
(4) 法人ヨリ現在財産税ヲ徴収セヌ場合ト雖モ此ノ歳入ハ将来ニ於テ何等カノ方法ニ依リテ徴収シ得
(5) 従前ノ幾多財産税ノ経験ニ鑑ミルニ法人ニハ課税セザルヲ可トス
(6) 法人課税ニ伴フ諸種ノ困難ヲ考フルニ歳入額ト平衡シ得ズ

法人戦時利得税と法人財産税という個別の法人関係諸税のうち、チャーンとの折衝によって劇的な結末をみたのは法人戦時利得税である。折衝の過程で、この問題が初めて話題となったのは、四月二七日、第三回の会見のさいのことで、税収見込額についての質疑がおこなわれた。

チャーン氏「利得税収入見込五十億円ハ軍需補償ノ支払ヲ前提トスルヤ」
当方「然リ」
チャーン氏「然リトスレバ一〇〇%税率ニテ五〇〇億円ノ補償中僅カ五〇億ノ歳入ハ不可解ナリ」
当方「五〇〇億円中ニハ個人分ヲモ含ム、仮ニ法人分ヲ四〇〇億トセルモ此レハ補償ニシテ法人ノ欠損補塡ニ充テラレルモノ多ク、其ノ内小部分カ課税対象トナルニ過ギズ」
チャーン氏「来週月曜日ニ部内会議アリ、其ノ時迄ニ法人戦時利得税額算出ノ内訳ヲ承知致シ度ク」

四月二九日の司令部内の会議の翌日におこなわれた第四回の会見においては、既述のように、法人課税による税収見込額と政府の法人にたいする支払い推定額との対比がおこなわれ、補償打切りというチャーンの私見が示されはしたが、法人戦時利得税そのものについての積極的見解は述べられていない。この問題については、その翌日、五月一日、第五回の会見のさい、チャーンが来席する前に、シーガルから中止勧告という方針が洩らされた。



シーガル氏ハ、チャーン氏ガ法人戦時利得税ノ中止ヲ勧告スル筈ナル旨明ラカニセリ依而当方ヨリ之ハ法人資産ガ株価ニ正常ニ反映セザル現状ヨリシテ不合理ナルノミナラズ昨年度司令部ヨリ手交セラレタル覚書ニ於ケル「法人及個人ヲ含メ総ベテノ戦時利得ヲ排除スル」旨ノ条項ニ矛盾セザルヤヲ質シタルニ、シーガル氏ヨリ司令部ヨリノ覚書モ時勢ノ変化ニ応ジテ変化シ得ルモノナルガ故ニ此点ニ関シテハチャーン氏ニ一任セラレタキ旨ノ回答ヲ得タリ

この点について、五月七日、第七回の会見のさい、大蔵省側の質問にたいして、シーガルから、再度、確認がなされた。すなわち、同日、チャーン退席後、次のような問答がおこなわれている。

更ニ当方ヨリ戦時利得税ノ実施ハ如何ニスベキヤヲ質シタルニシーガル氏ハ法人戦時利得税ハ実績少ク、之ヲ中止スルニ如カズト論ジ、当方ヨリモ亦之ニ対シ、当方ニ於テ之ヲ立案シタルハ最高司令部ノ命令ナルガ故ニ行ヒタルモノナル旨ヲ説明セリ

なお、この問題についての大蔵省側の考え方については、五月一〇日、第九回のシーガルとの会見のさいに、池田主税局長から説明がなされた。

最後ニシーガル氏局長ニ対シ法人戦時利得税ヲ如何ニ考ラルヤヲ問ヒ局長「元来好マシキ税ニ非ズ、色々問題アリテ、当方トシテハ指令ノ関係上止ムナク立案シタリ」ト説明シ其ノ理由ヲ述ブ

問答にもあるように、この税は、二〇年一一月二四日の覚書「戦争利得ノ除去及財政ノ再建」に明示されている司令部の方針にそって構想されたものであり、日本政府の立案した一連の財産税計画にもちこまれた新しい思想を体現するものであったが、この折衝の過程で、司令部側の方針の転換によって、計画から脱落することになる。この折衝の経緯で注目されることは、司令部の方針の転換の理由について、たんに「時勢の変化」としか説明されていないことであろう。また、一〇回にわたる折衝において、この税をめぐる論議が主題をなしたことは一度もなく、チャーンからは、税収見込額についての質問（四月二七日）と、補償推定額との比較にかんする論議があった（四月三〇日）だ

けであり、打切りの方針については、第四回（四月三〇日）から同席するようになったシーガルから伝えられたに止まるという事実も特徴的だといわなければなるまい。

法人戦時利得税にくらべると、法人財産税の問題は、折衝の全過程にわたって、一つの主題をなした。すなわち、四月二三日、第一回の会見は、チャーンからの次のような発言で始まっている。

法人財産税ノ実施ニ就イテハ多分ニ疑問アリ即チ先ヅ第一ニ夫レガ生産ヲ阻害スル事ナキヤ、第二ニ他ノ方法ヲ以テ之ニ代ル措置ヲ考ヘ得ザルヤ例ヘバ(イ)戦時所得ノ徴収(ロ)法人税ノ強化(ハ)積立金ヘ特別課税

右ニ対スル貴方ノ意見如何

その後、この問題はしばしば論議の対象となり、チャーンから課税にたいする疑問が表明されているが、それは、四月三〇日、大蔵省の作成した「法人財産税ノメモヲ見テ其ノ後研究ノ結果コレハ益々不要ナリトノ感ヲ懐クニ至ッタ」としてチャーンが挙げた諸理由にもとづくものである。また、法人課税の撤廃を主張してチャーンのあげた前記六つの理由も、この法人財産税にかんする論議の過程で示されたものである。折衝の過程で、チャーンから妥協案が示されたこともあった[8]が、おおむね、論議は平行線を辿った。たとえば、五月一〇日、第九回の会見のさいにシーガルとの間で次のような問答がおこなわれている。

昨日ノ申入ニ依リ局長トシーガル氏間ニ会談行ハレタリ、チャーン氏ハ出席セズ

局長「昨日ノ会談ノ模様ニ依レバマ司令部ハ法人課税ニ付否定的態度ト承ル、現在ノ我国ノ諸事情ヨリシテ是非再考ヲ望ミ度シ」

シーガル氏「当方ニテハ未ダ方針ヲ最終的ニ決定シタル訳ニハ非ズ、然レ共従来ノ大蔵省ノ評価、業者ノ意見ヲ綜合判断スルニ、大蔵省評価ト会社記帳価格ニハ甚シキ差違アリ、斯ル状態ヲ以テ課税スレバ税率大ナル丈ケ其ノ結果ハ軽視シ得ズ、会社ハ土地建物等ヲ物納スルカ、増資シテ株式ヲ以テ納付スル外ナカラン、此ノ結果ハ政府ガ企業ヲ所有スルカ或ハ株式ヲ更ニ売却スルトセバ増資ニ依ル値下リ、大量売却等ニ依リ高クハ売レズ結局実際ノ歳入ハ案外少額トナルカ孰レカノ一ニシテ共ニ好マシカラザル結果ナリ、加之、今後ノインフレーション防遏ノ為ナラバ其ノ最大ノ武器ハ生産ニシテ法人ニ斯ル巨大ナル負担ヲ荷スル事ハ生産ヲ阻害セズトハ如何ニスルモ考ヘ難シ」

当方之ニ対シ戦時中増大セル秘密留保等ニ付屢々説明シシーガル氏又日本ノ法人ハ屢々過大記帳ヲ為ス風アリト主張ス

（中略―引用者）

斯而過去幾回カノ会談ニ依リ問題ハ既ニ略出尽シ互ニ自己ノ根本的見解ニ基キ対手方ノ主張ノ一端ヲ覆スト云フ形ヲ繰返シ発展セズ

個別の法人関係諸税について、チャーン等から示された消極的見解の概略は以上のごとくである。ところで、五月九日、第八回の会見のさいに、戦時補償が打ち切られた場合の法人関係諸税の税収見込額と、その場合の日本政府の法人関係諸税にたいする態度について、次のような問答がおこなわれた。

チャーン氏ハ「法人ニ軍需補償ガ全然支払ハレズ既ニ支払ハレタルモノハ之ヲ返還セシメタル場合ノ戦時利得税収入見積如何」

ト問ヒ当方約二十億円ナラント答フ、次デチャーン氏ハ当方ヨリ提出セル資料ハ軍需補償四五〇億円ヲ実施スルモノトシテ二百億円ノ法人財産税歳入ヲ見積リ居ルモ若シ軍需補償打切ノ場合ニハ如何程ノ歳入ヲ期待シ得ルヤト問ヒ、当方カカル場合ハ約半分ノ歳入（百億）ヲ見積リ得ベシト回答スルヤチャーン氏ハ続イテ四五〇億ノ補償ガ支払ハレタ場合ニ二百億ノ歳入ヲ期シ得ルニ対シ、之ヲ打切リタル場合尚百億ノ歳入を見積ルハ高キニ失セザルヤト質シ、之ニ対シ当方、軍需補償ハ軍需会社ノ損失額ヲ補償スルモノニシテ、此ノ部分ハ債務ヲ減少セシムルモノニシテ所詮課税対象タリ得ズ、更ニ前回提案セラレタル評価法ニ依リ法人ノ所有スル個人ノ株価ヲ評価ヨリ控除セバ補償打切ノ場合ハ債務控除ノ関係上カカル会社ニハマイナスノ評価額ヲ示スモノ相当アラン、コレ軍需補償ヲ打切リタル場合ノ法人財産税歳入額ノ減少ノ少キ理由ナリト説明スレバチャーン氏コレハ成程自分ノ思ヒ違ヒナリトス、次ニチャーン氏ハ若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合ニ於テ政府ハ尚法人戦時利得税及法人財産税ヲ実施セントスルヤト問ヒ之ニ対シ当方、共ニ実施セントス、然レ共戦時利得税ニ付テハ必ズシモ固執セズト回答ス

次デチャーン氏ハ若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合尚法人ニ対シ利得税及財産税ヲ課スルハ将来ノ経済界ニ悪影響ヲ及ボサズヤト問フ、当方、軍需補償ノ打切リ其レ自体ガ経済界ニ悪影響ヲ及ボサン事ハ以前述ベタル如シ、然レ共若シ軍需補償ガ打切ラレタル場合、之ニ財産税及利得税ヲ課スルコトハ、之ヲ課セザル場合ニ比シテ著シキ差違アルモノトハ思考セズ、更ニ法人財産税及戦時利得税ハ軍需補償ノ影響ノ大ナラザル部分ニ課セラルルガ故ニ此ノ弊害ハ少カルベシト答ヘ、結局、一般論トシテ租税ガ多少生産ヲ阻害スルハ事実ナランモ、現下ノインフレーション等ヲ勘案シ更ニ負担ノ均衡等ヨリ之ヲ実施スベキナリト結論セリ、チャーン氏ハ右ニ対シ、次ノ四点ヲ挙ゲテ法人課税ニ反対セリ、即チ

一、インフレーションノ原因ハ個人ニシテ法人ニ非ズ

二、軍需補償四五〇億円ヲ打切リ尚課税セバ、法人ノ負担ハ更ニ百億円ヲ増加シ、其ノ負担ハ五五〇億円、之ヲ以テ尚ホ生産ヲ阻害スルコトナシト云フカ、大蔵当局ハ軍需補償打切スラ生産ヲ阻害スト云フニ非ズヤ

三、軍需補償実施後ニ尚課税ヲ行フハ法人ニ対シ更ニ三十三%ノ打撃ヲ与フルニ至ル事ハ大蔵省ヨリ提出セラレシ資料ニヨリテ明カナリ、従ヒテ大蔵省ハ軍需補償ヲ実施スルニ非レバ法人課税ヲ実施シ得ズ

四、軍需補償ノ請求権アル会社ト之ヲ有セザル会社トノ均衡ノ問題ニ関シテハ、良キ会社ノ株ハ高ク評価セラルルガ故ニ此ノ間ノ不均衡ハ是正セラレン、ト

右ニ対シ当方ヨリ　一、軍需補償ヲ打切ラレタル会社ト財産税ヲ徴収スル会社トハ相異スル場合多キガ故ニ会社ニ対スル打撃ハ必ズシモ過重トナラズ、二、法人ニ対スル課税ヲ個人ヲ通ジテ実施スルコトノ困難ハ既ニ前回迄ニ屢々説明セシ処ニシテ、法人財産税ハ此ノ結果実施セラレントスルニ至リタルモノナリ

チャーンとの折衝の記録から、戦時補償債務の処理問題を核として、主要な論点を摘出すると以上の如くである。この折衝を大蔵省側は、どのような感触をもって受け止めたのかという点を、この折衝の大半に出席した渡辺喜久造（五月一〇日――第九回のシーガルとの会見――だけ欠席）の回想に聞くと次の如くである。(9)



チャーン氏との会見は前後十回行われましたが、会見の経過のメモは全部とってあります。一番最初に法人戦時利得税の構想がまず落っこってしまいました。これはわれわれとしましては、先ほど申しました十一月十六日附の司令部への覚書により、即ち事実上は向うの指令によって非常にやかましく言われたので、やむを得ず持ち出したわけでありますが、どうもこちらには腹に入って納得できていない考え方だったものですから、われわれとしても大した未練はなかった。チャーン氏と話しておるうちにああいう考え方は賛成しないという話が出まして、われわれもそれに対して別に反対する意向はなかったと思います。その後におきまして、個人の財産増加税につきましても、チャーン氏は反対らしいという情報が入ってきた。私達の方にしますと、フランスでもやりましたしこれはやってもいいじゃないかと実は思っておりました。しかし正直に言いますと、終期の方の財産調査調査につきましては三月三日の財産調査令による調査がありますので、相当はっきりした姿になりますが、始期の方の財産調査は全然ないわけであります。始期を昭和十五年とした場合、一体始期財産をどう計算するかが難かしい問題であるわけであります。この技術的困難をいかに克服するかについては、何とかやればやれるだろうというくらいには考えておりましたが、はっきりきっとやれるというほどの自信はない。何とか知恵を出してやろうではないか、所得調査簿のようなものも相当残っておるし、その辺を見合いながらやれば、まあやれないこともあるまいというくらいのところでした。しかし何と申しましても、はっきりした調査ができておりませんので、相当無理があるということは言わざるを得ないわけです。従いましてチャーン氏と話しておるうちに、どうもチャーン氏は財産増加税の方も不賛成らしいということが判ってきたのですが、われわれの方もだめになるなら、これもしようがないだろうというくらいの気持でおりました。一番われわれとチャーン氏の間で議論しましたのは、法人財産税についてであります。同時にこれはうらはらとして、戦時補償特別税の問題ともからみ合うのですが、戦時補償特別税についてもずいぶん議論しました。しかし、これは戦時補償特別税という姿ではなくて、結局軍需補償打切りという姿において議論をしたわけでありまして、その当時われわれとしては、政府全体の意向、大蔵大臣の意向を受けまして、とにかく補償すべきものは補償する、同時にその財源としては、財産税なりなんなりにより大きく収入をあげる、こういう考え方でずっと進んでいたわけであります。

それに対しましてチャーン氏の方からまず出て来た話は、大体法人財産税を課税するのはおかしいじゃないか、法人財産税というものは、個人の財産税に全部吸収されてしまうのではないかというのでした。そこでわれわれの出した議論は、法人財産を法人財産として見た場合の評価と、これを株式という姿をもって見た場合の評価との間には、相当の開きがある。理論としては、法人財産の価格は株式の価格に全部現われなければならないのだが、現実の株価と法人財産の評価をみると、あまりに開きが大き過ぎる。従ってこうしたアブノーマルな時期には、やはり法人財産税は法人財産税として課税すべきである。同時に日本では所得税においても、個人と法人と両方に課税している。法人独立課税の建前をとっているから、いいじゃないか。アメリカでも所得税について法人と個人と両方課税しているじゃないか。こんな議論をしました。ただチャーン氏は、いや、所得税において法人、個人の両方に課税することはまだ許されるけれども、財産税においてはそれは絶対に許されないという議論が一つと、それからもう一つは、アメリカでも今非常に歳出が大きい、財政需要が大きいから、法人にああいう課税の仕方をしているのだが、財政事情が許すようになったら、イギリス式に法人に対して形式上は課税しても、それは個人に課税する代りに課税する、あの方式に持って行きたい。――これはシャウプ勧告によって日本で実現したわけですが、――これには私は反対だと言っておりました。ちょうどその時分に、チャーン氏がボツボツいろいろな形で軍需補償打切りの話をほのめかす様子が見えてきました。そうしてそうしたことをやる場合において君たちはなお法人財産税をやることを主張するかといったような質問を受けたこともありました。そのときの気持としては、行きがかりもありましょうが、私としては、いや、そういう場合でも法人財産税はやった方がいい――これは個人の意見として言ったように思いますが――そう言っているのが、チャーン氏との会見の記録に残っております。結局チャーン氏は結論を言わないでアメリカに帰ってしまいました。

チャーンが、折衝の当初から一定の構想をもっていたのかどうか、また、氏の構想が熟してくる過程で司令部内の意向が投影したのかどうか等々については、一切、不明である。しかし、個々の論点がとり上げられた時点、軽重のおき方、主張の転回等から、いくつかの特徴的な事実を摘出することはできる。まず、個人財産税については、第一



回からとり上げられ、三階級への分割課税案が提出されている。財産増加税については、第一回の会見のさい、当方の質問にたいして、「概ネ是ナリ」という回答があった他、後日、若干の論議がありはしたが（五月一日、五月三日）、主要な論題とはならなかった。これにたいして、法人財産税については、第一回の会見においてチャーンから疑問が表明され、その後、大蔵省側の説明や資料提出、さらには、シーガル等による代表会社数社からの事情聴取（五月八日、五月九日）等をへて、論議はより具体的になりはしたが、最後まで先方は消極的だった。

折衝の経過を検討して注目をひく点は、四月二九日におこなわれた司令部内での会議の後で、チャーン等の主張が一つの方向を示すようになったことである。法人財産税にたいして「益々不要ナリトノ感ヲ懐クニ至ッタ」という見解を明確に示したのも、この会議の翌日、すなわち三〇日の会見の折のことだし、戦時補償債務の処理について打切りの方針が初めて示されたのも、この時の法人財産税についての論議の過程においてであった。法人戦時利得税の中止勧告の方針も、五月一日に洩らされている。これらの諸事実から次のような推測をおこなうことは可能であろう。チャーンは、折衝の当初から、個人財産税についての修正案を用意し、また、法人財産税について否定的見解をもっていたが、戦時補償債務の処理方針については、あらかじめ成案を用意していなかった。この処理については、法人課税についての具体的検討によって形を整えた法人課税撤廃の方針とセットになることによって、補償打切りという方針が形作られることになった、と。そして、この基本構想が、四月二九日の司令部内の会議において形作られたらしいことは想像に難くないが、ここで、補償問題について司令部内にこの頃存在したと考えられる意向が投影したのかどうかということは推測の問題に属する。ただ、チャーンが、四月二四日、第二回の会見のさい、条件つきで、つまり、生産転換の実績に応じて補償支払いをおこなうという、企業経理調査委員会案に近い考え方を示していたことから考えると、補償打切りという方針は、氏にとっては、一つの転換を意味したともいえよう。なお、当日、同席し

たバロン少佐が、後刻、「本問題ニ対スル司令部ノ意見ハ二週間程度以内ニ公ニセラル可シ」と非公式に述べたと注記されているが、司令部の意見はこの時すでに確定していたことをこの発言が意味しているのかどうかは明らかではない。ともかく、チャーンにとっては、補償打切りという方針が、法人課税反対という氏の持論を支持するものとして一つの構想にとりまとめられたということになる。

折衝の過程で徐々に形をなしてきたチャーン構想は、二〇年一一月二四日の覚書に示された司令部の方針からの転換を含んでいた。折衝の過程で、大蔵省側と論争点となったのは、個人財産税の課税目的にかんしてである。大蔵省側がインフレ対策に力点をおいたのにたいして、チャーンは資産の再分配が主要な目的だとしたが、この点については、チャーンの主張は、クレーマーのそれを継承したものともいえる。

覚書の最大の眼目は、「戦争ニ関連シ及ビ戦争ノ結果トシテ生ジタル法人及個人ノ総テノ利潤ヲ排除」（大蔵大臣覚書、二〇年一一月一六日）することであったといってよい。司令部のこの意向にそって、日本政府の財産税計画が修正され、法人の全戦時利得を徴収することを目的に、法人戦時利得税が立案されたのであるから、チャーンがこの税の中止を勧告するということは、司令部の方針の重大な転換を意味するはずである。ところが、注目をひくのは、この転換については、「時勢ノ変化」という抽象的な説明が与えられただけで、そのフィロソフィーについての説明はまったくないままに、法人課税のたんなる一分肢として論じられるにとどまったことである。

また、戦時補償の処理問題についても、覚書に示された方針の抛棄を提案しているのに、主な理由として論じられたのは、法人課税との関係で、政府対法人の収支のバランスという問題であって、ここでも打切りのフィロソフィーについての論議があったわけではない。

つまり、チャーンとの折衝の過程で示唆された方針は、占領初期の時期に公式に表明された占領政策からの大幅な



転換を含むものでありながら、転換の思想についての論議は乏しかったということが特徴的である。たしかに、富の再分配の問題が、財閥解体とのかかわりで話題とはなったが、論議の中心は、占領政策とのかかわりにおいてというよりは、むしろ、一般的な租税原則とのかかわりで、戦後の日本経済、とくに企業の実態を前提として三税案を検討するという色彩が強かったといった方がよい。「やるものはやる、しかしとるものはとる」という方針は、このような観点からの検討をへて、転換の兆しをみせるにいたった。

(1) 大蔵省資料Z五〇七―四。

(2) 同前。

(3) 政府原案とチャーン修正案による歳入見込額は、主税局の推計では次表のごとくであった（同前）。

政府原案及チャーン氏修正案新税歳入見込比較表

（単位　万人、億円）

| 区分 | | 政府原案 | | | | | | チャーン氏修正案 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 財産税 | | | | | | 財産税 | | | | | |
| | | 個人 | 法人 | 個人財産増加税 | 法人戦時利得税 | 計 | | 個人 | 法人 | 個人財産増加税 | 法人戦時利得税 | 計 | |
| 預貯金優遇ノ場合 | 人員 | 二七三 | 一五 | 一五九 | 八 | 四五五 | | 外一三六 五〇 | | 六三 | | 外一一三 一三六 | |
| | 税額 | 四八六 | 一八七 | 一九一 | 五〇 | 九一四 | 〃 四八三 三一 | | — | 一三 | — | 〃 六〇四 三一 | |
| 預貯金優遇取止メニ因ル増 | 人員 | 二六 | — | 三〇 | — | 五六 | 〃 一 三 | | — | 一九 | — | 〃 一九 三 | |
| | 税額 | 四一 | — | 四七 | — | 八八 | 〃 三八 八 | | — | 四三 | — | 〃 八〇 八 | |
| 預貯金優遇取止メノ場合 | 人員 | 二九九 | 一五 | 一八九 | 八 | 五二一 | 〃 五二〇 一六七 | | — | 八三 | — | 〃 一三三 一六七 | |
| | 税額 | 五三七 | 一八七 | 二三八 | 五〇 | 一、〇〇三 | 〃 五二一 三九 | | — | 一六三 | — | 〃 六八四 三九 | |

備考　チャーン氏修正案の外書はC級（財産価額十万円未満）に属するものの分である。

(4) 大蔵省資料Z五〇七―四。

(5) 文中にあるチャーンのメモを参考のため引用しておこう（同前）。

（参照）　チャーンガ木内氏ニ手交シタルメモ

軍需補償ノ停止？

国債ノ破棄又ハ利下？

以下ハインフレーション防遏策（訳者註）

(イ)生産増強　(ロ)高率所得税　(ハ)主食及生鮮食糧ノ強制買上ニ依ル売却　(ニ)通貨、貸出管理ノ継続　(ホ)相続税重課　(ヘ)政府ノ土地売却ヲ比較的高価ヲ以テ為スコト　(ト)緊急需要（生産ニ使用スル等ノ目的アル場合）者ニ対スル土地売却ノ奨励

（訳者註）　結局、物ノ売却ニ依リ下層階級ノ購買力ヲ吸収シ且ツ其ノ資産生活ヲ充実セントスル目途ガ顕著ナリ

(6) 第一回（四月二三日）、第二回（四月二四日）および第四回（四月三〇日）「会見顚末」参照。

(7) 五月一日、第五回の会見のさい、チャーンが来席する前に、シーガルから次のような説明があった。

次ニ当方ヨリ、シーガル氏ニ対シ法人ニ課税スルハ二重課税トナル故ニ中止セヨトノ御意見ノ如キモ、アメリカニ於テ現在尚法人税ヲ所得税ト併課シ居ル理由如何ト質問シタル処シーガル氏ノ回答ニ依レバ、此ノ問題ハアメリカニ於テモ二重課税問題トシテ異論多キモノニシテ、チャーン氏ハ反対論者ノ最タル一人タリ、尚実際問題トシテ現在ハ生産活況ヲ呈シ且国庫収入ノ必要上ヨリシテ当分ハ存置セラルルナランモ数年後国庫収入ノ必要減少シ且生産ガ沈滞シテ之ニ対シ何等カノ刺戟ヲ与フル要ヲ生ジタル暁ニハ恐ラク本税ハ廃止セラルルニ至ラント

(8) 主要な論点を第七回「会見顚末」から紹介すると次の如くである。

此処ニ於テチャーン氏ハ法人財産税問題ニ対シ妥協案トシテ提案ヲ行ヒ法人財産税ハ次ノ如キ範囲内ニ於テ之ヲ実施スル事ハ認メ得ト述ベタリ、即チ法人ノ持ツ純資産（全資産ヨリ債務負債ヲ控除セルモノ）ヨリ其ノ法人ノ株式中其ノ法人以外ノ者ノ所有スル株式（現在発行サレ居ルスベテノ株式ヲ謂フ）ノ市場価格ヲ控除シタルモノヲ課税対象トシテ法人財産税ヲ課スルコトコレナリ

右ニ対シ当方ヨリ、若シ市場価格ガ払込額ヨリ低キ場合モ市場価格ヲ控除スルヤヲ質シタルニチャーン氏ハ控除ヲ行フ旨回答セリ

なお、その場合の株価評価の問題について次のような問答があった。

玆ニ於テチャーン氏ハ株価評価ノ問題ヲ総括シ株式ノ評価ハ次ノ二方法ノ何レカニ依ルベキナリト述ベタリ、即チ



(一) 個人ニ付テハ其ノ所有スル株式ヲ市場価格ニ依リテ評価ス、法人に付テハ法人ノ全資産ヨリ個人ノ所有ニ懸ル株ノ市場価格及ビ軍需補償ノ要求額ヲ控除シタル額ニ対シ課税ス

(二) 個人ニ付テハ株ノ純価格ニ依リ、法人に付テハソノ資産価格ヨリ個人ノ所有スル株ノ純価格ヲ控除シタル額ニ対シ課税ス

右ニ対シ当方ヨリ第一案ヲ採用シ度キ旨回答

また、次のような主張もなされた。

チャーン氏ハ此処ニ於テ問題ヲ改メ新税ニ関スル大蔵省案ニ於テハ大法人、中法人、小法人ノ区別ヲ設ケ居ラザルモ次ノ二点ヨリ之ヲ実行スベキナリト主張セリ

(1) 支払能力ニ応ジタル課税ヲ実施スベキコト

(2) 今後ノ日本経済ノ荷担者タルベキ中小法人ハ之ヲ保護スル必要ノアルコト

右ニ対シ当方ヨリ法人財産税ニ対シテハ法人ニ対スル課税ノ従来ノ慣例及ビ法人財産税ガ一回限リノ税ナルガ故ニ此ノ区別ヲ設ケザリシ旨ヲ説明セルニチャーン氏ハ所得税ニ付テハ斯ル顧慮ノ要ナキモ財産税ニ付テハ一回限ナラ尚更カカル区別ヲ設クベキナリト主張ス

(9) 渡辺喜久造口述「戦時補償特別税・財産税について」昭和二六年七月三〇日（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、一二一―一六ページ。

## 第三節　課税提案

チャーンとの折衝過程で示唆された司令部の方針が、形を整えて公式に提示されたのは、五月三一日のいわゆる一〇〇%課税提案であるが、この間、大蔵省内においては、事態の推移に対応して、改めて、その対策が検討されていた。

大蔵省担当官とチャーンとの折衝がおこなわれていた期間は、たまたま、幣原内閣総辞職（四月二二日）後の、政治的空白期にあたっていた。このため、省内において、新大臣への引継ぎの準備をかねて、重要案件の説明のための一連の文書が作成されているが[1]、戦時補償問題についても、いくつかの文書の中で言及されている。この時期の特徴は、打切りの可能性を認識した上で、その問題点の検討を開始したということにある。たとえば、四月三〇日作成の「当面の重要財政金融問題[2]」、五月六日付の「当面の重要案件（特に新大臣に篤と理解せられ度き事項[3]）」、あるいは、五月八日付の「当面の重要案件（新大臣に篤と理解せられ度い事項[4]）」には、打切りの場合の問題点が列挙されている、五月八日付文書によってその概要を示すと次の如くである。

六　軍需補償等の件

(1) 対象たる補償の範囲（戦争保険金、軍需品契約解除補償金、設備命令、疎開及地下建設、生産命令、試験研究命令其の他に伴ふ補償金――関連して考慮すべきもの、産業設備営団の建設に振替へる設備、沈船補償金、政府保証社債等）

(2) 補償打切の方法程度（既に現金支払済或は解除済のものをも取り戻すか、現に封鎖中のもの及び今後支払ふもののみに限



定すべきか。個人の戦争保険金にも手を附けるか否か。封鎖中の特殊預金中一定額以上のもののみ打切るか否か。等）

(3) 補償の一部又は全部を打切る場合其の損失は如何にして負担するか（各種の面における公平の問題。企業の責任は資本金の全額とするか、其の一定部分――例へば自己資本の半額――に止めしめるか。金融機関についても同様。更に担保附の債務と其の他の債務とは区分するか否か。金融機関に迄波及した場合には預金者に対してどの程度に負担せしめるか。等々）

(4) 他の補償の処理（在外財産、引揚邦人、賠償物件の撤去等に関する補償。）

(5) 補償を一部又は全部打切りたる場合の影響（産業界の破綻――生産の再開に対する影響。金融機関の破綻――預金の支払不能。同時的に起る債権債務の破棄と企業倒産に依る混乱。公約破棄の及ぼす影響――租税収入其の他。相当規模の失業。）

(6) 補償を打切るものとして其の時期（食糧及び生活の安定を俟つか。財産税との関係。）

(7) 補償を打切りたる場合の善後処理

(イ) 個人の救済を根本方針とするか、生産再開の為の経済の安定を方針とするか。

(ロ) 小口預金者の保護（保護は如何なる方法に依つて為すべきか）。引揚邦人、戦災者等の救済。

(ハ) 産業資金の供給（国家資金に依る直接投融資、政府保証、復興金融会社の設立）。

(ニ) 経済界の混乱防止（企業倒産の場合の特別整理手続及び其の為の特殊機構――軍需補償等の処理に関する法律案。失業対策）。

(ホ) 金融制度の建て直し。

また、五月六日付の銀行局銀行課作成文書「緊急処理を要する重要事項[5]」には、補償を打ち切った場合の金融機関に及ぼす影響とその対策について言及している。

四、政府補償の打切　金融機関に及ぼす影響に関する件

(一) 政府、補償の打切を為したるものと仮定した場合に於ける主要銀行、信託に及ぼす影響は別紙一の通りである

(二) 従つて軍需補償を打切るものと仮定すれば軍需融資を多額に有する金融機関は当然整理しなければならぬことになるであ

らうが其の結果として

(イ) 先づ日銀借入金の返済が不可能となるであらう

其の結果として中央銀行たる日銀も整理せられなければならぬこととなる

(ロ) 特別の措置を講じなければ預金債務の支払が出来なくなるであらう。併し預金債務に付ては之等軍需融資を多額に有する金融機関と其の他の金融機関との間に甚しい不衡平が生ずる結果となるが、之を放置して良いかどうかの問題がある

(ハ) 日本銀行、特別銀行、八大銀行等が右の如き整理を要することになれば其の他の金融機関の業務の運営に付ても重大なる影響を及ぼし一時金融機関の全機能が停止するか又は甚だしい混乱に陥る結果となる虞がある。従つて再建途上にある経済界の機能が全面的に停止する結果となるであらう

(ニ) 軍需補償の打切は斯くの如く金融界、事業界の機能を全面的に停止せしむることになるから別項三、に掲げるが如き金融機関の根本的整理を断行すると共に過渡期間中に於ける金融の混乱乃至機能停止に対し強力なる防止の措置を講ずることが絶対に必要である

なお、ここで指摘されている金融機関の整理の方策としては次のような方針が述べられている。

三、金融機関の根本的整理（銀行整理）に関する件

終戦後の事態に鑑み多額の軍需投融資を為せる銀行並に多額の在外資産を保有せる銀行等については其の根本的整理を断行し、安定せる信用機構を確立することが緊要である

其の具体的内容については左の方向で目下考究中である

(一) 新に所謂第二銀行を設立し、整理銀行の資産中確実なるもの（確実なる有価証券及貸出金）及之に見合ふべき負債（自由預金並債券及封鎖預金の一部）を承継すること

(二) 整理銀行は第二銀行への資産負債の引継後速かに解散すること



(三) 整理銀行の残存預金の預金者其の他の整理銀行に対する債権者の蒙るべき損失の処理に関しては適当なる措置を考慮すること

尚本件に関しては別項六、（銀行の国有又は国営問題—引用者）の問題とも関連して考へることが必要である。

また、金融機関への影響の具体的な大きさを示すものとして、この文書に添付されている調査は次のごとくである。

八大銀行ニ対スル軍需融資関係調　二〇年九月末現在

| 銀行名 | 貸出総額 | 軍需融資(A) | 同上欠損見込額(B) | (A)対貸出総額割合 | (B)/(A) | (B)対預金総額割合 | (B)対払込資本金及積立金合計割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % | % | % |
| 帝国 | 一四、三七五、三〇一 | 五、三六二、六六三 | 二、五三九、三九四 | 三七・三 | 四七・四 | 一九・〇 | 六五八 |
| 三菱 | 九、二一一、七四八 | 三、七〇六、六六〇 | 一、五七七、七九五 | 四〇・二 | 四二・六 | 一二・九 | 六六七 |
| 安田 | 一一、〇〇〇、一四八 | 二、三四一、八二〇 | 一、六〇三、五九七 | 二一・二 | 六八・五 | 一一・四 | 六七八 |
| 住友 | 八、一〇九、三五二 | 三、一四七、三七〇 | 三一八、八七四 | 三八・八 | 一〇・一 | 三・〇 | 二一〇 |
| 三和 | 七、一四五、四二三 | 一、九五四、九一九 | 四六七、一〇三 | 二七・四 | 二三・九 | 四・五 | 二八四 |
| 野村 | 二、一二五、七四〇 | 二九五、〇二六 | 一〇七、七二九 | 一三・九 | 三六・五 | 三・八 | 二〇八 |
| 東海 | 一、五八八、二五三 | 六九、五一九 | 二二、八一九 | 四・四 | 三二・八 | 五・〇 | 三〇 |
| 神戸 | 八八四、八六七 | 二六四、〇〇九 | 二〇六、二六四 | 二九・八 | 七八・一 | 六・九 | 四二二 |
| 合計 | 五四、四四〇、八三二 | 一七、一四一、九八六 | 六、八四三、五七五 | 三一・五 | 三九・九 | 九・六 | 五〇一 |

司令部の意向を推測しながらおこなわれた問題点の検討の過程で、補償打切額の推定とその国内各層にたいする影

響についての推計がおこなわれている。「補償打切の場合の影響と対策」[6]なる文書においては、打切りの対象と方法について三つの場合が想定され、一定の仮定の下での影響の推計がおこなわれている。後日の検討作業の基礎となったものと考えられるので、要点を紹介しておこう。

第一　補償打切に関する各種の案

○第一案

㈠　連合国司令部側の意向を推測して補償打切の方法を一応左の如く想定する。

一、補償打切の対象

(イ)　一般補償

(ロ)　戦争保険――但し個人の住宅、家財に対する戦争保険を除く

(ハ)　軍の契約打切に依る補償

(ニ)　軍納入の完成品代金

(ホ)　賠償物件撤去に対する補償

(ヘ)　在外財産の補償

二、打切の態様

(イ)　既往に支払済のものは、現金支払又は特殊預金等の封鎖解除を許可されたものを除き現に封鎖中のものに限り打切ること

(ロ)　今後支払を予定されたものは支払を打切ること

(ハ)　(イ)(ロ)に拘らず、凍結中の特殊預金、特殊借入金等の内各社五万円を限り支払を為すこと

(ニ)　補償打切に依る個人の損失に付ては別途救済措置を講ずること

(ホ)　補償打切後の企業、金融機関等の整理に付ては商法の一般原則に依ることとし、金融機関の預金者、引揚邦人等に付て別途救済措置を講ずること



三、打切に関連する其の他の措置

(イ)　国債は既往発行のものに付ては〇分程度に利下をする

(ロ)　軍需会社と産業設備営団との買取契約に基く建設設備の損失も打切る

(ハ)　金融機関に対する融資命令に伴ふ損失は補償しない

(ニ)　特殊会社に対する政府保証は実行しない

(ホ)　政府保証附社債に対しても保証は実行しない

(ヘ)　財産税に付ては打切られた特殊預金は中告に拘らず財産と見ない

㈡　第一案に依る補償打切額の推定

一、一般補償　一三五億円

(註)　商工省の推定額　会社の要求一六四億円

二、戦争保険金　未詳

(註)　戦争保険金　二〇〇億円

内現金払及解除

今後支払ふべきもの

右の内各社五万円留保

差引打切額

三、契約打切に依る補償及完成品代金　未詳

(註)　支払済分（特殊借入金）　一五億円

今後支払見込分　八八億円

四、賠償に対する補償　　未詳

五、在外財産補償　　未詳

○第二案

㈲　企業補償に関しては財政上の負担を軽減すること、民需生産を再開することを主眼とし且出来得る限り大衆の犠牲負担を少くする如き方法に依つて行ふ方針の下に次の如く処理する

（従来政府は戦争に因る損失は一応補塡し此の為の財源は財産税戦時利得税に依り国民中資力のある階層から資力に応じ調達すると云ふ方針の下に進んで来たのであるが若し財産税等に多くを期待し得ないことになれば政策を転換し次の如く措置することを要するであらう）

一、補償の対象となる企業が自己資本の二分の一を超ゆる純資産を有する場合は補償しないことにする

二、本年度中に民主産業へ転換しない企業に対しては補償しないことにする

三、補償の範囲としては所謂一般補償、戦争保険、契約解除に基く損害賠償、終戦後の軍需品の支払代金（前渡金及官給材料を含む）並に今後予想せられる賠償に対する補償及在外財産に対する補償全部とする

四、個人に対する戦争保険に付ては企業補償問題の処理に含まないものとし従来通の方針で処理するものとする

五、個人企業に関しては法人企業と同様に取扱ふことにする

六、既に補償を受けたもので此の処理方法に依ると補償金を政府に返却させる必要を生ずる場合はその取戻は既に支払つた補償金が封鎖勘定に残つている限度に止めることにする

七、此の処理方法の実施に依り民生産業の再開の為に支障を生ずる企業が存する場合には斯くの如きものに対しては復興金融会社よりの金融等に依り其の困難を救うことにする

八、産業界及金融界を通じ我が経済国力に均衡の採れるやうに整理を至急行ふことにする

而して右の整理の順序は先づ産業界より着手し其の結果が或る程度判明してから金融界の整理をするやうにする。但し



此の金融企業の整理に当つても産業企業の場合と同様自己資本の二分の一迄は金融企業の株主に負担を負はせることを方針とする

九、前項の整理に際しては各種の債権者、株主等に関し弁済を受くべき順位並に程度の規準を国家に於て定めることにする

例へば小株主は大株主より優先せしめることにし又小額の預金は之を保護することにする

㈥　第二案に依る補償額の推定

1　軍需会社中主要なるもの三四八社に付て会社提出の資料を基礎として自己資本の二分の一を保留せしめる場合に補償を要すべき金額を算出し之を集計して見ると次の様になる（集計に当つては純資産が自己資本の二分の一を超え居るものは要補償額を零とし又会社提出の要補償額が各社に付算出した要補償金額を超えて居るものは会社提出の金額に止めた）

(1)　会社提出の要補償額　　一八六億円

要補償額中には一般補償、戦争保険金、契約打切に伴ふ補償を含むが、完納品代金、賠償撤去補償及在外財産補償を含まない

(2)　自己資本の二分の一保留のときの要補償額　　一一八億円

(3)　(2)に民需転換率七割（商工省の見込）を乗じたもの　　八三億円

2　右は調査会社三四八社分であるが之を一般補償の対象となつて居る約四千社に拡張して推定することは稍困難であるが達観して右の大体二倍半程と考えられる。然るときは其の金額は左の通りである

(1)　会社提出の要補償額　　四五〇億円

(2)　自己資本の二分の一保留のときの要補償額　　三〇〇億円

(3)　民需転換率を乗じたもの　　二一〇億円

3　賠償撤去補償、在外財産補償の関係が加はつた場合に付ては推定出来ない

○第三案

(A) 補償打切の方法を最も徹底せしめれば左の方法が考へられる

一、補償打切の対象

第一案に於ける対象の外に個人の住宅、家財に対する戦争保険をも加へる

二、打切の態様

今後の支払を打切ると共に既往に支払つたものも其の現金支払たると、特殊預金等の封鎖解除を許可されたものたると又は現に封鎖中のものたるとを問はず凡て遡及して取戻す但し今後及既往支払のものを通じ各会社に付ては五万円を限り、個人に付ては一万円を限り現金の支払を認める

補償打切に依る個人の損失に付ては別途救済措置を講ずる

三、打切に関連する其の他の措置

第一案に同じ

(B) 第三案に依る補償打切額の推定

| | |
|---|---|
| 一、一般補償 | 一三五億円 |
| 二、戦争保険金 | 三九三億円 |
| （註）内現金支払及解除 | 一一六億円 |
| 封鎖中のもの | 一五七億円 |
| 今後支払ふべきもの | 二〇億円 |

三、契約打切に依る補償及完成品代金（前渡金、官給品と相殺さるべきものを含む）

（註）現金払せるもの

前渡金、官給品と相殺分

支払済分（特殊借入金）　一五億円



| | |
|---|---|
| 今後支払見込分 | 八八億円 |
| 四、賠償に対する補償 | 未詳 |
| 五、在外財産補償 | 未詳 |

これら三案のそれぞれの影響についての分析結果は次のように総括されている。

第一案による補償打切の及ぼす影響（総括）

（単位　億円）

| 区分 | 軍需企業（四、四〇〇社） | | 一般企業 | 其ノ他 | 戦争保険金ノ現金支払、封鎖解除及保留ノタメニ金融機関ノ蒙ル損失 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般補償、契約解除打切 | 賠償、在外財産打切 | 戦争保険、在外財産打切 | 戦争保険、在外財産打切 | | |
| 金融機関 | 七七 | 二〇 | 一一 | 一二〇 | 一八三 | 四一一 |
| 下請機関 | 四三 | 一一 | | | | 五四 |
| 国 | 六二 | 一七 | | | | 七九 |
| 株主 | 二三五 | 六二 | 一二 | | | 三〇九 |
| 個人 | | | | 一二八 | | 一二八 |
| 合計 | 四一七 | 一一〇 | 二三 | 二四八 | 一八三 | 九八一 |

（備考）在外財産は外地社債及株式のみに付計上した。

第二案による補償打切の及ぼす影響（総括）

（単位　億円）

| 区分 | 軍需企業（四、四〇〇社） | | 其ノ他 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 一般補償、戦争保険、契約解除等ニ付自己資本ノ二分ノ一迄保留 | 賠償、在外財産打切 | 戦争保険支払負担 | 在外財産打切 | |
| 国（補償スル者トシテ） | 二〇九 | 三 | 二二一 | | 四三〇 |
| （債権者トシテ） | 一五 | | | | 一八 |
| 金融機関 | 一九 | 四 | | 一二〇 | 一四三 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 下請機関 | 一一 | 三 | | 一三 | 一四 |
| 株主 | 一九九 | 一〇〇 | | 六三 | 三一二 |
| 個人 | | | | | 六三 |
| 合計 | 四五三 | 一一〇 | 二二一 | 一九六 | 九八〇 |

第三案による補償打切の及ぼす影響（総括）

（単位　億円）

| 区分 | 軍需企業 | | 一般企業 | | 其ノ他 | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般補償、戦争保険、契約解除打切 | 賠償補償、在外財産補償打切 | 戦争保険、在外財産補償打切 | | 戦争保険、在外財産補償打切 | | |
| 金融機関 | 八五 | 二〇 | 一五 | | 一二〇 | | 二四〇 |
| 下請会社 | 四七 | 一一 | 七 | | | | 六五 |
| 国 | 六九 | 一七 | 九 | | | | 九五 |
| 株主 | 二五四 | 六二 | 三一 | | | | 三四七 |
| 個人 | | | | | 二三四 | | 二三四 |
| 合計 | 四五五 | 一一〇 | 六二 | | 三五四 | | 九八一 |

理財局経済課においておこなわれた推計作業のこの時点での一応の結論は、五月二五日付の一連の調査[7]にみることができる。

補償の対象となる金額概算（理・経、二一、五、二五）

（単位　百万円）

| 項目 | 金額 | 備考 |
|---|---|---|
| 一、一般補償 | 一三、五〇〇 | 商工省調査に拠れば |
| 企業経理調査委員会の審査対象となる軍需企業四、三八六社に対する損失 | | 会社の損失補償要求額一六五億円、委員会の「軍需企業損失補償基準案」による査定額六三億円、上掲金額の算出方法六三億円÷〇・七（民需転換率）×3/2（企業損失負担率） |
| 二、戦争保険金 | 三九、三五〇 | |
| (甲)　企業関係 | 二二、二〇四 | |
| (一)現金払及解除せるもの | 四、六六八 | |
| (二)封鎖中のもの | 一五、一三六 | |
| (三)今後支払見込 | 二、四〇〇 | |
| (乙)　個人関係 | 一七、一四六 | |
| (一)現金払及解除せるもの | 七、〇八三 | |
| (二)封鎖中のもの | 九、九六三 | |
| (三)今後支払見込 | 一 | 一〇〇 |
| 三、契約打切による半製品代金 | 一〇、〇〇〇 | |
| (一)現金払及前渡金等と相殺 | (五、〇三八) | |
| (二)特殊借入金として封鎖中 | 八 | 七二 |
| (三)今後支払見込 | 四、〇〇九〇 | |
| 四、終戦後の完成品代金 | 一〇、〇〇〇 | |
| (一)現金払及前渡金等と相殺 | (四、六二二) | |
| (二)特殊借入金として封鎖中 | 二、一四八 | |
| (三)今後支払見込 | 三、二三〇 | |
| 五、産業設備営団と軍需企業との間の契約又は之に準ずべき明白な合意に依り同営団の建設費に振替ふべき設備の買上 | 九〇〇 | 現金払及前渡金等と相殺せるもの不明に付達観による |
| 六、賠償施設に対する補償 | 六、〇〇〇 | 同右 |
| 七、在外財産補償 | 三五、七〇〇 | 賠償の指定額は総額九三億円であるが其の中一四億円は軍工廠関係であるから之を除外し又他の補償と重複するもの約二割程度であるものと達観して控除した |
| (甲)　外地社債 | 一二、三〇〇 | 外地社債の所有者別金額推定 |

＝一三五億円

企業関係中軍需企業と其の他の一般企業との区分は一応左の通推定する

| 区分 | 現金払及解除 | 封鎖中及今後支払 | 計 |
|---|---|---|---|
| 軍需 | 三、六二八 | 一三、六四九 | 一七、二七八 |
| 一般 | 一、〇四〇 | 三、八八七 | 四、九二七 |
| 計 | 四、六六八 | 一七、五三六 | 二二、二〇四 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (一)朝鮮、台湾、樺太 | 三、〇〇〇 | 金融機関　一一〇億円 | |
| (二)関東州、満洲 | 七、〇〇〇 | 会　社　七億円 | |
| (三)支那 | 二、三〇〇 | 個　人　六億円 | |
| (乙)外地株式 | 一一、四〇〇 | 外地株式の所有者別金額推定 | |
| (一)朝鮮、台湾、樺太 | 四、五〇〇 | 会　社　五七億円 | |
| (二)関東州、満洲 | 四、四〇〇 | 個　人　五七億円 | |
| (三)支那及南方 | 二、五〇〇 | | |
| (丙)其の他 | 一二、〇〇〇 | 其の他の在外財産は約一、二〇〇億円程度と見込まれるが茲には一応其の一割を個人関係の補償の対象として計上する | |
| 総計 | 一一五、四五〇 | | |

ここでは、「補償打切の関係者に及ぼす影響」に関しては、前掲の第一案に近い方式を前提して推定している。すなわち、

一、打切の態様を左の如く前提する。

(一)　既往に支払済のものは現金払及特殊預金等の解除を受けたものを除き現に封鎖中のもののみを打切り取戻すこと。

(二)　今後支払見込のものは之を打切ること。

(三)　前二項に拘らず個人の損失に付ては一万円を限度として保留を認めるか又は支払を行ふこと。

(四)　戦争保険金にして打切られざるものの負担は国に帰属するものとすること。

と。その結果は次表の如くである。

打切の及ぼす影響表

（単位　百万円）

| 補償打切額等 | | | 同上負担者別推定 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一、軍需企業関係 | | | | | |
| 一般補償 | 一三、五〇〇 | 株主（自己資本） | 二四、九〇〇 | | 純資産が赤字となる会社の自己資本金一三四億円の全額及同黒字会社の自己資本金二三〇億円の二分の一の合計額 |
| 戦争保険 | 一三、六四九 | | | | 上掲四者に対する按分は各者の無担保債権額に比例せしめ左の割合によった |
| 契約打切 | 四、九六二 | 金融機関 | 一〇、一七五 | | 金融機関　三三・九％ |
| 完納品代 | 五、三七八 | 下請機関 | 五、六二〇 | | 下請機関　三〇・六％ |
| 産設営団 | 九〇〇 | 国 | 八、二二九 | | 国　三三・六％ |
| 賠償施設 | 六、〇〇〇 | 株主（未払配当） | 四六五 | | 株主　一・九％ |
| 在外財産 | 五、〇〇〇 | 計 | 四九、三八九 | | 但し右の割合に依り下請は約七五億円の損失負担の結果それ自身債務支払不能となるものを生ずるが其の額を前記七五億円の四分の一と推定、之は結局金融機関の債権回収不能として金融機関に加算した |
| 計 | 四九、三八九 | | | | |
| 二、一般企業関係 | | | | | |
| 戦争保険 | 三、八八七 | 株主 | 二、六四三 | | 上掲二者に対する按分は軍需企業の場合を参酌し達観的に二分の一宛と類推した |
| 在外財産 | 一、四〇〇 | 金融機関 | 二、六四四 | | |
| 計 | 五、二八七 | 計 | 五、二八七 | | |
| 三、金融機関直接の関係 | | | | | |
| 在外財産 | 一一、〇〇〇 | 金融機関 | 一一、〇〇〇 | | 外地社債分 |
| 四、個人関係 | | | | | |
| 戦争保険 | 一〇、〇六三 | 個人 | 二四、八六三 | | △三五億円は個人に対する戦争保険金を一万円を限度として保留せしめ又は支払を為す場合の見込総額である |
| | △三、五〇〇 | | | | |
| 在外財産（証券） | 六、三〇〇 | | | | |
| （其他） | 一二、〇〇〇 | | | | |
| 計 | 二四、八六三 | | | | |
| 五、国に負担帰属のもの | | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 戦争保険（企業） | 四、六六八 | 国 | 二四、九一一 | |
| 〃（個人） | 七、〇八三 | | | |
| 〃（〃） | 三、五〇〇 | | | |
| 契約打切 | 五、〇三八 | | | |
| 完納品代 | 四、六二二 | | | |
| 計 | 二四、九一一 | | | |
| 六、以上合計 | | | | |
| 一般補償 | 一三、五〇〇 | 株主 | 二八、〇〇八 | |
| 戦争保険 | 三九、三五〇 | 金融機関 | 二三、八一九 | |
| 契約打切 | 一〇、〇〇〇 | 下請機関 | 五、六二〇 | |
| 完納品代 | 一〇、〇〇〇 | 個人 | 二四、八六三 | |
| 産設営団 | 九〇〇 | 国 | 三三、一四〇 | |
| 賠償施設 | 六、〇〇〇 | 計 | 一一五、四五〇 | |
| 在外財産 | 三五、七〇〇 | | | |
| 計 | 一一五、四五〇 | | | |

上掲負担者別金額に付注意を要する点

㈠金融機関は株主として二八〇億円の一部を負担すること

㈡下請機関の負担は大部分下請機関の出資者の負担となるが、一部分外部債権者の負担となるものを生ずるであらうこと

㈢国の負担の大部分は戦争保険関係及半製品及完納品代金であること

ところで、この調査において興味深い点は、インフレーションの進行の結果、「関係者に及ぼす影響」に変化が生じていることを意識したことにある。右に掲げた「影響表」について説明しながら、次のように指摘している。

以上は軍需企業の現存資産の評価に付て会社提出の資料を其儘基礎として考察した場合の類推であるが、会社提出資料は概ね終戦当時の状況で考へたものであるため事実は其の後に於けるインフレに依り現存資産の評価は相当評価増し得ることになつた。依て各業種別に固定資産及流動資産の両者に付て達観的に今日の状況に合致する時価評価を試みた結果は総体の資産として約六割程度の評価増を為し得ることになつた。尤も業種別の内訳を見るときには航空機工業及造船車輛工業の如きは寧ろ会社提出資料よりも下回るものも生じたが其の他は何れも相当の純資産を有することになる。従つて斯る評価増を行へば打切の及ぼす影響も著しく変化することになる。



と。その結果は、次表の如くである。

評価増せる場合打切の及ぼす影響表

（単位　百万円）

| 補償打切額 | | 同上負担者別推定 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 一、軍需企業関係 | | | | |
| 総額（前出） | 四九、三八九 | 株主（自己資本） | 一二、八〇〇 | 四、三八六社の純資産は六五〇億円となるが、各社に付検討する場合は航空機等の赤字会社もあるので左の通推定する |
| | | （外に評価益二八、五八九） | | |
| | | 金融機関 | 三、三二四 | 純資産赤字会社となる会社の自己資本五〇億円全額及黒字会社三一四億円の四分の一の合計額は自己資本切捨額 |
| | | 下請機関 | 一、八三六 | |
| | | 国 | 二、六八八 | |
| | | 株主（未払配当） | 一五二 | |
| | | 計 | 四九、三八九 | |
| 二、一般企業関係 | | | | |
| 総額（前出） | 五、二八七 | 株主 | 一、三〇〇 | 右赤字会社の外部負債八〇億円（推定）のみが外部債権者の負担となる |
| | | （外に評価益 | 三、〇八七） | |
| | | 金融機関 | 九〇〇 | |
| | | 計 | 五、二八七 | |
| 三、金融機関直接 | | | | |
| 総額 | 一一、〇〇〇 | 金融機関 | 一一、〇〇〇 | 其の他は評価益により整理し得る。この金額二八六億円程度 |
| 四、個人関係 | | | | |
| 総額 | 二四、八六三 | 個人 | 二四、八六三 | 軍需企業の各者負担割合より類推す |
| 五、国の負担帰属 | | | | |
| 総額 | 二四、九一一 | 国 | 二四、九一一 | |

| | |
|---|---|
| 六、以上合計　一一五、四五〇 | 株主　一四、二五二 |
| | （外に評価益　三一、六七六） |
| | 金融機関　一五、二二四 |
| | 下請機関　一、八三六 |
| | 個人　二四、八六三 |
| | 国　二七、五九九 |
| | 計　一一五、四五〇 |

ここでの推計によれば、企業資産の評価益は、補償総額にたいしては二七・四％であるが、軍需企業関係に限れば五七・九％、一般企業関係については五八・四％と推定されており、その結果、打切りの負担関係も大幅な変化が予想されている。軍需企業関係では、株主（自己資本）の負担の減少は四八・六％、金融機関等の負担減六七・三％と推定され、一般企業関係では、株主五〇・八％、金融機関六六％、総額では、株主四九・一％、金融機関三六・一％の負担減となると推定されている。

ところで、補償打切りに関連する問題点の検討が省内で進められている時、五月二二日、吉田内閣が成立し、蔵相に石橋湛山が就任した。同日の記者会見において、石橋蔵相は、財政金融政策について次のように言明している。[9]「今まで個人としていろいろ手形を出してゐるが、大体そのラインに沿つて仕事をしていきたい、然し今まで発表したものはいはば輪郭であり、実行に当つては事実を調べ、省内外の専門知識を十分取入れていきたい。」とし、補償問題については、「慎重に研究してみたいと思ふが、私としては軍需企業、賠償戦争保険も補償はすべて棚上げしたいと思つてゐる、しかし、その場合は金融機関の方に何らかの整理の方法を講ずる必要があることは勿論で、とにかく合理的に簡易な案でいきたい」といい、また、財産税の目的については、「戦争の結果は、下の方に富が増加してをり戦



争自体が既に富の再分配をやつたものと思ふ、だから財産税は富の再分配よりむしろ歳入を目的としてやるべきではないか」とし、「財産税の税収は、財政の現状に鑑み、あるひは一般会計に流用されるやうなこともあるかも知れないが、原則としてはあくまで、国債の償却に当てられるべきである」と述べている。就任当時の意向について、石橋蔵相は、後日、次のように回想している。[10]

この書類にもある通り、補償打切りと公債の利払停止の問題は前から議論がありましたので私もこれについては一定の意見を持って大蔵省に行ったわけです。（中略―引用者）私は、かねて一つの案を準備しておったのですがそれはあとで実際にある意味において行われたのでありますが、レシーバー・アンド・マネージャーのやり方で、旧勘定はあるときで締切って、各会社の営業は新勘定で続ける、一方において清算に入り、他方において同時に経営を続けるという方式を取入れた補償タナ上げ案であります。

ところが、石橋蔵相就任直後、事態は急速な展開を示す。再び、石橋の回想によると、[11]

私が就任すると間もなく、渉外部の渡辺武君からではなかったかと思いますが、司令部では何か重大なことを用意していて、近いうちに日本政府に突きつけて来る様子があるという報告を聞きました。そこへ五月二六日の新聞に、財産税についてのレオ・チャーンの意見なるものが出ました。

それは、ニューヨークタイムズ紙の東京特派員バートン・クレーンの二一日の報道が伝えられたもの（ニューヨーク二三日発USIS＝共同）で、チャーンが、この程、新税法案について成案をえたこと、原案に法人財産税の廃止等の重要な改訂が加えられていること等の他、補償問題については、「戦時補償金は現在五百五十億円に上つてゐるが、これは交通税と共に廃止することとならう。また、民間法人に対する一万円以上の政府補償も廃止する筈である。」という内容であつた。[12]

この報道を受けて、日本政府は早急な対応に迫られることとなるが、大蔵省内の関係各部局もその対応策の検討をおこなっている。理財局経済課作成の五月二九日付「各種補償の打切に就て」[13]は、前掲の補償額と打切りの場合の損失負担者の推定数字を示して、全面打切りは経済的・社会的混乱を惹起し、民需生産の続行を困難とするから、「各種補償は厳格な査定の下に之を行」い、その財源は財産税等によるべきことを結論づけている。理財局国庫課も、同じく五月二九日付で「補償問題の処理についての司令部への懇請事項」[14]を作成しているが、ここでは、打切りが企業や預金者大衆に影響が大きいという論点の他に、税の不払いを危惧している。すなわち、

（前略―引用者）伝へられる様な方法に依る補償の打切りを為すときは

(イ) 政府は自らの約束を履行しないといふこと、損失の負担が恰も直接関係者のみに限られ矯激且不公平なりとの感じを国民に与ふる虞あることから政府は国民の協力を期待し難く、従つて打切り手続を秩序よく円滑に実施することは自信が持てないと共に政府に対する不信から税金の不払ひ等が生じ経済秩序は全く混乱することが虞れられること

と。そこで、この文書は次のように主張している。

従つて出来得るならば司令部は前掲の如き根本原則を指示せられ、之に基く具体的細目は日本政府に命じて任せられその実行し得る自信のある案を立案する様にして貰ひ度い。只今の考へでは補償は最少限度に支払ひ一方国民の綜合的資力に応じて可及的多額の財産税を徴収してそれに依つて国家の債務を消却する方針を執り度いと考へて居る。

なお、この文書で興味深いのは、政党の主張や新聞論調に言及していることで、右の主張に続いて次のように述べている。

司令部に於ては日本の多数の政党が補償の打切りを主張して居ると思つて居られるが此等の主張は何れも補償とは何か打切りとは何かといふことが明かでなく補償打切りに関する具体案を明示して居ないから過般の総選挙では之に対する国民の意向が明かになつたものとは謂ひ難く、新聞の論調も亦具体的でなく且直ちに輿論とは認め難い。此の問題は何れにしても厖大な損失を分担するのは日本国民自身でありその分担を何うするかといふ問題であるから国民の各層が即ち株主として、預金者として、納税者として如何なる程度に犠牲を分担するかを明かに了解させた上で輿論に問ふて実施すべき問題であると思はれる。又此の問題は国民が自ら理解して協力するのでなければ如何なる政府と雖も円滑に実施出来ないこと及び民需生産の再開は此の問題とは切離して急速に行ひ得るものであること此等三点から出来得れば各政党共具体案を掲げて国民の正当なる輿論を確かめ輿論の支持を得た方法で処理することを許して貰へないものであらうか。

そして最後に、以上のような主張にもかかわらず補償打切りが命ぜられる場合には、「補償打切りが民需生産再開を阻害しない様にしておくこと、即ち新会社の設立、緊要産業資金供給機構の設置等を先づ行った後に於て補償打切りを行ふ時間的余裕を与へられ度い。」といっている。

主税局は、五月二九日付の文書「補償打切と財産税の施行」[15]において、補償打切り下において、財産税を徴収することは、政治的にも技術的にも困難だと指摘している。

一　補償の打切りにより経済界は甚大な打撃を蒙るべく、かかる混乱の際に財産税の如き巨額な負担を国民に強ひることは政治的に不適当なこと。

二　補償打切り後、経済界の整理を断行するとするも相当の期間を要すべく、この間に財産税の賦課徴収をするは技術的に不可能なること。

(一)　預金の評価、株式出資の評価、会社に対する債権債務の評価は殆んど不可能で財産税の賦課が行ひ難いこと。

(二)　評価が不可能であるから、国債、証券類による納税は困難であり特に預金については金融機関が或る程度、整理できなければ如何の程度の預金が有効であるか判らず従つてこれによる納税は期待し難いこと。

(三)　従つて財産税はその殆んど全部が物的財産による物納によることとなるも、旧預金等の凍結が継続されるから、これを処分しようとしても買ひ得るものがなくなること。

三　以上により軍需補償の打切りと同時に財産税を施行せんとしても結局、軍需補償打切りによる経済界の整理が終るまで之が課税及徴収は延期されざるを得ないこととなること。

また、銀行局作成の五月三〇日付文書「補償打切等に対する根本的態度」[16]は、補償打切りの金融機関、企業および個人に及ぼす影響を数字をあげて説明した[17]上で、打切りが経済的・社会的混乱を惹起すると考えられるので、補償債務整理を実施するためには相当の準備期間が必要だと主張している。

三、仮に政府補償債務の整理、国債の整理を実施するとするも之が為には事前に万全の施策を講ずる必要があり之が為には相当の準備期間を要する。

(一)　金融機関については

(1)　補償打切に伴ひ経過的に非常金融対策を講ずる必要があり、最悪の場合には全面モラトリアムを実施する必要がある。

(2)　預金の整理、金融機関の整理等に関する根本方針を予め決定し置き金融界の混乱を最少限度に止める必要がある。之が為には相当の準備期間を必要とする。

(二)　事業界に付ては

(1)　緊急已むを得ざる生産に付ては事業、会社、工場等を特定し如何なる事態の下に於ても其の生産の続行に支障を来すことなき様万全の措置を講ずる必要がある。之が為には相当の準備期間を必要とする。

(2)　企業の再編成又は整理に対する根本方針の決定が必要である。之が為準備期間を必要とする。

四、以上之を要するに何等の準備のない今日の段階に於ては斯かる非常の措置は絶対に実施し得ない。之を実施することは現在の食糧危機の上に更に経済混乱の要素を加重するのみであつて何等積極的な効果を期待することは出来ない。

ところで、五月三一日の閣議において、補償問題にかんする日本政府の見解が了解されることになる。五月三一日



付で「補償問題の処理に付て連合軍総司令官への懇請に関する件」[18]、および司令部提出用に作成され、閣議了解されたと考えられる文書[19]が見出されるが、これら二つの文書は同趣旨なので、より簡潔な後者を紹介しておこう。この文書の余白には、愛知文書課長と推定される手書きで、「五―三―三　閣議了解」、「本件はGHQ提案の方が先着した為先方には提出するに至らず」と頭書されており、一〇〇%課税提案がおこなわれる直前の時点での日本政府の公式見解と考えられる。[20]

去二十六日附新聞紙上に財産税問題と併せ政府補償問題に就てレオ・チャーン氏の意見と称せられるものが掲載せられたるが為め日本の国民中には或は貴司令部に依り前記政府補償の全面的打切が命ぜられるにあらずやと危惧する者が甚だ多きに至つた。幸か不幸か、只今日本は大部分の銀行預金の自由引出を禁じて居るから表面的には銀行取付の如き現象は起るに至らないが併し暗々裏に経済界に相当の不安を発生してゐることは覆ふべからざる事実と認められる。

政府補償問題の処理に関しては日本政府も予て種々の方面から研究を進めてゐる次第であるから此際本問題に関し率直に我々が今日抱ける見解を披瀝し閣下の御考慮を煩したい。

日本政府が幾何の補償を国民に支払ふ義務を負へるかの金額は、既に戦時中に発生せる行政の不整頓及び降伏当時の陸海軍の混乱に依り其の全体を正確に示すに足る証拠が備はつてゐない。従つて次に掲ぐる数字は現在に於て略々確実と認められるものを集計したのに止まるが、而も尚其の総額は六百十七億一千二百万円に達する。

| | |
|---|---|
| 一般補償 | 一六、五〇〇百万円 |
| 戦争保険金 | 三九、三五〇　〃 |
| 契約打切半製品代 | 四、九六二　〃 |

産業設備営団と軍需企業との間の契約又は之に準ずべき明白なる合意に依り同営団の

| | |
|---|---|
| 債務たるべき設備建設費 | 九〇〇〃 |
| 合計 | 六一、七一二〃 |

そこで右の補償を直ちに全部カンセルする場合を考へるに、其の損失が国民中に如何に分布されるやは甚だ複雑で一々之を明かになし得ないが恐らく現在の諸会社の半数に近きものは破産を免れず、而して其の影響は此等の企業又は其の株式或は社債に対して金融を行へる銀行及び保険会社等に及び、延て其等の機関の預金者及び保険契約者に莫大の損害を与へることを免れないであらう。

従つて若し右補償を一時に全面的に打切る場合にはさらぬだに立直りに困難を極めつつある産業界に新たな混乱を惹起し日本経済の構成に於て重要なる基礎をなせる中小企業までを窮地に陥らしめるであらう。のみならず金融界は俄に恐慌状態に陥り、現時施行せる預金封鎖の下に於ても預金取付現象が起り自由預金は全額引出されるに至るべく有らゆる金融機関は恐らく閉店を余儀なくされるであらう。若し然りとすれば政府としては一時モラトリアムを施行し右の混乱を防止するより外はあるまいと思はれる。

併し如何なる処置を政府が講じて一時の混乱は防ぐとしても不幸にして右の如き事態を一たび惹起する時は再び日本の経済が立直る時期は甚だ遅延し、其の間厖大なる失業者群を発生しさらぬだに食糧不足等に依り不安に陥りつつある社会は更に其の不安を深刻化するであらう。政府の財政も亦かの財産税の徴収が不可能に陥ることは云ふまでもなく全般に租税不払等の現象を生じ非常の困難に陥るであらう。もし止むを得ず紙幣の印刷に依り此の困難を切抜けるとすれば恐るべきインフレを発生する懸念がある。

右の次第であるから日本政府は補償に関しては次の如く処理したい。

一、前記一般補償百六十五億円は既に前内閣に於て委員会を設けて調査し略ぼ之れが処理方針を決定した。之れに依ると百六十五億円を削減して約六十億円を支払ふ計算になつてゐるが、併し我々の見る所に依れば此の百六十五億円の補償は全額之れを打切るも蓋し産業及び金融に堪へ難き支障を生ずることはない。



予て新聞等に論ぜられる補償打切とは多くは此の部分の補償に就て考へられたものである。故に政府は之れに対して全額打切を目標として急速に整理したい。

二、一般補償以外の補償四百五十二億一千二百万円に就てはそれが経済の安定と産業の復興とに必要なる限り支払を行ふ目標の下に速に調査を開始する。但し勿論其の査定は厳格に之れを行ひ、苟も不当の支出のなされざることを期する。又産業界及び金融界に甚だしく不良の影響を与へざる限り、政府の支払額を出来る限り減少する方法を講ずる。

三、旧軍需会社にして民需転換可能なる企業にはレシーバー・アンド・マネージャー・システムのアイデイアに基き第二会社を設立せしめ、生産の再開或は続行に支障なからしめると共に旧軍需会社をリクイデートする。

四、諸金融機関に就ても、前記と略ぼ同様の処置を講ずる。

五、復興金融会社（仮称）を設立して前記第二会社及び其他の平和産業に対して必要なる資金の供給に遺憾なからしめる。

以上の如くなす時は不幸なる混雑と不安とを経済界に与へることなく補償問題は最も合理的に解決し得るであらう。而して我々は戦時利得税及び財産税の公正なる徴収を行ひ得るから、仮令補償の一部は支払ふと雖も其の負担を不当に大衆に課することを免れ得るであらう。而して同時に旧軍需会社と此等に金融せる金融機関はリクイデートされるから、今日の日本の経済に不相応な無用の会社や金融機関の存することはなくなるであらう。而して以上の処理に依つて国民は更始一新安心して生産にはげむことが出来よう。

希くは閣下の御援助に依り日本政府をして以上のラインに副へる政（策を実行せしめられんことを。）

この文書に盛られた処理方針の最大の特徴は、一般補償の全額打切りという点にある。各局での検討文書においても、この点を明示的に主張したものは見当たらない。強いていえば、五月二九日付の理財局国庫課作成の「補償問題の処理についての司令部への懇請事項」中に、「実行し得る自信のある案を立案」しうるよう「具体的細目」については一任されたいといって、その方針として「補償は最少限度に支払」うとしているが、一般補償の打切りはこの方針

の具体化ともいえる。また、この五月三一日文書（閣議了解案）が、一般補償打切りの根拠として、「産業及び金融に堪へ難き支障を生ずることはない」という判断をおこなった他に、国内の輿論をあげているのも特徴的である。輿論を意識したという点でも国庫課の文書と同様であるが、国庫課文書では補償打切りの各種の主張の具体的内容は不明確で、しかも、直ちに輿論とは認め難いとして、これらの主張に懐疑的であったのが、五月三一日文書では、打切りの主張の主な対象は一般補償部分だとして、この主張に譲歩する形で一般補償打切りの方針を説明している。[21] つまり、この五月三一日文書は大蔵省内における従来の検討の方向や主張とは一線を画する内容を含んでいて、それまでの省内諸文書のたんなる整理集約とはいえない。この飛躍の理由は必ずしも明らかではないが、五月二八日、星島商工大臣が、記者会見で一般補償打切りの方針を説明しており、その大綱は同日の閣議で決定したと報ぜられたこと[22]から推測すると、政府内部の意見調整の結果なのかもしれない。商相は次のように述べている。「軍需企業に対する所謂一般補償はその打切りを目指して、これが経済界に及ぼす影響を考慮しつつ民需生産の遂行、経済秩序の安定に支障を来さないやう企業経理調査委員会等に諮問して、最善の方策を講じたい」と。

こうしてみると、この五月三一日文書は、司令部の補償打切り方針が伝えられる過程での日本政府の検討の帰結であり、また、たまたま、同日提示された一〇〇％課税案をめぐる総司令部との長い折衝過程において、日本政府の主張の原点をなしたものといえる。

ところで、この間、司令部内においても課税提案の準備が進行していた。五月一四日付で、チャーンが総司令官宛に提出したメモ[23]には、法人および個人の戦争請求権（支払い済分を含む）にたいする一〇〇％課税（個人分は一万円超）、個人財産税および個人財産増加税の構想が述べられている。また、五月一七日付で、日本政府宛覚書の草案[24]が作成されているが、これは、実質的には、チャーン・メモに従ったものである。そして、この草案は、五月二〇日、チャーンも出席した司令部内の会議[25]に、ＥＳＳ財政課から提出され、承認されたが、五月三一日に示された課税提案は、この草案の前文を削除し、若干の字句の修正をおこなった他は、同文である。



チャーン・メモには、課税の課題として、インフレの抑制、個人からの徴税、国富の再分配等があげられ、また、個人財産増加税が戦時利得課税との関連で承認される旨の説明がある。「提案された特別課税体系のかなめ石は、個人財産課税であるが、戦時利得にたいする課税は、政治的にも経済的にも望ましい。この目的で、個人財産増加税にかんする日本政府案は……受け容れられるべきである」と。五月一七日草案は、前文において、従来の経緯について触れながら、一二月三一日の日本政府の覚書に盛られた提案は「不充分で、技術的にも不健全と考えられる」としているが、五月二〇日の会議においては、チャーンは、日本案を評して多くの例外ときわめて複雑な行政的措置を必要とし、法人への財産課税の提案を含んでいる点で、「まやかし」(phonies) だとし、とくに法人財産課税は、歴史上、一四の実例中、成功したのは一例にすぎないといったという。

なお、課税案の取扱いについて、チャーン・メモには次のような記述がある。すなわち、この案は、総司令官の指示と勧告によって、日本政府の「自発的な受諾」を求めて提出するが、「自発的な受諾に失敗すれば、これらの目的はＳＣＡＰのディレクティヴによって達成されることになっている」[26]と。また、五月二〇日の会議で、財政課は次のようなスケジュールを希望している。すなわち、一週間以内のＳＣＡＰによる承認と、日本政府への送付、六月一五日までの立案と国会提出、六月二五日までの国会通過、財産税Ａクラスは八月二五日、Ｂクラス九月二五日、Ｃクラス一〇月二五日に徴収、というものであった。

このような経緯をへて、五月三一日の午後、マーカット William F. Marquat 経済科学局長から石橋蔵相に課税提案が手渡された。石橋の回想[27]によると、

五月の三十一日（金）午後、マーカットが私に会いたいから来てくれというので行きますと、例の戦時補償百パーセント課税案なるものを渡されたのです。ちょいと読んでみるに容易ならぬ問題ですから、即座の返事はとてもできない。研究するから待ってもらいたいということで、その日は帰って参りました。

なお、「渡辺武日誌」によると、この席では、マーカットから、この課税案を日本政府のイニシアティヴによって実行することが期待されているという説明があった。[28]

午後大臣、同通訳（大瀧氏）ト共ニ先ヅマーカットニ面会。先ヅ procedure ノ問題ヲ話スベシトテ指令ハ対日理事会等ニ協議ヲ要シ協議ノ結果ハ日本ニトツテ不利トナル虞アリ日本政府ノ initiative ニ依リ実行シ度シ、必要ナレバ指令ヲ為スベキモカクテハ日本経済再建ヲ速ナラシメントスルマ元帥ノ方針ニ反スル結果トナル虞アリ

石橋蔵相の受けとった司令部提案 "Proposed Taxation Program" の大蔵省訳「課税提案」[29]の全文は次の如くである。

課税提案

一、戦争ニ起因シテ個人及法人ガ政府ニ対シテ有スル総テノ請求権及政府ノ保証アル私的又ハ準政府的機関ニ対シテ有スル請求権ニ付テハ其ノ一万円ヲ超エル部分ニ付一〇〇％ノ課税ヲ為スコト。本税ハ特殊封鎖勘定ノ形ニ於テ支払ハレタモノ、上述ノ請求権者ニ現金ヲ以テ支払ハレタモノ既ニ相殺セラレタルモノ及未ダ確定セズ又ハ支払ハレザル戦争ニ因リ生ジタ総テノ請求権ヲ償還セシムルコトヲ目途トスベキモノデアル。

二、日本法人ニ対シテ有スル「エクィティー」ヲ含ム総テノ個人所得ノ財産ニ対スル財産税ハ次ニ依リ実施セラル可キデアル。

イ　全納税者ヲ其ノ資産総額ニ従ヒ三階級ニ分ツコト

ロ　最大資産階級ニ第一ニ課税シ、之ニ次グ階級ヲ第二ニ課税シ、更ニ若シ日本政府ニ依リ公表セラレタル歳入額ニ第一第二階級ヨリノ歳入額ガ満タザル場合ハ第三階級ニ課税スルコト



ハ　評価資産額三万円ニ満タザル者ニハ課税セザルコト

ニ　延滞納ニ付テハ少クトモ納期日ト実際納税日トノ間ニ生ズ可キ物価水準ノ上昇ニ対応セル額ヲ支払ハシム可キ旨ノ規定ヲ設クルコト

ホ　財産税税率ハ三万一千円ノ資産ニ付テハ実質上〇・三二％ノ率ヲ以テ課税セラルル如キ税率ヨリ初マリ追増シテ五千万円超ノ財産部分ニ対シテハ八五％ノ税率ヲ以テ課税スル如キ累進税率トスルコト

三、個人所得ノ財産ニ付戦争中ニ生ジタル増加額ニ対スル課税ニ付日本政府ノ為シタル提案ハ次ノ重要ナル修正ヲ以テ承認サル。

イ　免税額ヲ三万円ニ引上グ。個人ニシテ其ノ資産ガ三万円以上増加セリト評価セラルル者ハ其ノ全増加額ニ付納税義務ヲ有ス。但シ其ノ税額ヨリ一万八千円ヲ控除セラル

ロ　総テノ種類ノ財産増加額ハ同一種ノ税率ヲ以テ課税セラル（註―訳者―原文にては「総テ財産増加額ハ同一率――単数の文字が使ってある――ヲ以テ課税セラル」）ベキモ財産ガ同一納税義務者ニヨリ一九四〇年ヨリ一九四六年ノ期間ヲ通ジ保持シ続ケラレタ場合ニハ、有価証券ヲ除キ其ノ財産ニハ課税セラレナイ。有価証券ニ付テハ夫レガ此ノ期間同一者ニ依リ保持セラレテ居タ場合ニ於テモ其ノ価額増ハ課税ノ対象トナル

四、課税ニ関スル詳細ハ別紙(一)ニ述ベタ。

五、上述セル課税案ハ或種ノ法人及金融機構ノ改組ヲ随伴スルモノト認メラレル。之ニ随伴シ此ノ種改組ガ秩序良ク実現サレル為ニ要スル施策ノ一案ハ其ノ大綱ヲ別紙(二)ニ述ベタ。

別紙(一)及(二)

(一)　財産税及個人財産増加税法案ノ改案（省略―引用者）

(二)　本課税案ヲ法人及個人ノ請求権ニ適用スル為ノ原則

戦争ニ起因シテ生ジタル法人及個人ノ諸請求権ニ対シ課セラレル可キ税ハ次ノ諸原則ニ則リ適用セラル可シ。

一、保険会社又ハ政府機関ガ手形又ハ其ノ他ノ債務証書ヲ見合トシテ金融機関ニ於ケル封鎖勘定トシテ被保険者ニ支払ッタ戦争保険金支払ハ該封鎖勘定ヲ本税額ノ限度ニ於テ破棄スルコトニ依リ償還ス可シ然シテ該金融機関ノ保持スル約束手形又ハ其ノ他債務証書ハ右ト同額迄同ジク破棄セラル可シ若シ封鎖預金ノ権利ガ転々シ原権利者カラ異動シテ居ル場合ハ該封鎖預金ノ現在ノ権利者ハ原権利者又ハ其ノ譲受人ニ対シ本課税ニ因リ生ズベキ損失ノ塡補ヲ請求スルコトガ出来ル。

二、現金ヲ以テ又ハ封鎖セラレザル勘定ニ対スル支払トシテ既ニ請求権者ニ為サレタル一万円ヲ超エル支払ニ関シテハ該受領者ハ一万円ヲ超エテ支払ハレタ部分ヲ返却スルコトヲ要スル。

三、支払請求権者ガ、当人ノ負フ政府ニ対スル債務ニシテ戦争ニ起因スルモノト其ノ請求権トヲ既ニ相殺シテ居ル場合ハ斯ル相殺部分ハ改テ政府ニ支払ハレルコトヲ要スル。

四、既ニ政府ガ為シタ支払ノ返却及相殺セラレタ部分ノ再支払ニ因リ政府ガ収入シ得ベキ額ハ一般税収入トシテ経理セラル可キデアル。

五、政府特殊借入金証書ノ形ニ於テ支払ハレタ支払ハ此ノ種証書ニ関スル政府ノ債務ヲ破棄シ返納スルコトヲ要スル此ノ種証書ガ最初ノ権利者カラ転々シテ居ル場合ノ現権利者ガ本措置ニ因リ蒙ルコトアル可キ損失ハ現権利者ガ最初ノ所有者ニ求償スルコトヲ得ル。

六、本税ニ因リ請求権者ガ蒙ル可キ損失ハ該請求権者ト該請求権者ノ債権者トノ間ニ公平ニ負担セラレルコトヲ要スル。此ノ損失負担ハ次ノ考慮ニ基キ決セラレナケレバナラヌ。(イ)両者ノ損失負担能力、(ロ)連合軍最高司令官ハ法人ガ独占的ニ支配サレテ居ル現状ヲ改メントノ意図ヲ有シテヰル事実、(ハ)一般ニ所有者ハ債権者ヨリ重キ負担ヲ負フ可キデアルトノ原則。

次ニ負担ノ負荷ハ次ノ方式ニ依ルコトヲ要スル。

イ　留保及諸積立金額（資産評価ニ因ル評価増ヲ含ム）ガ先ヅ第一ニ、一〇〇%迄減殺サレルコトヲ要スル。

ロ　次ニ資本勘定ノ九〇%ニ喰込ム迄資本勘定ニ損失ヲ負担セシム可キコト。



ハ　上記イ及ロノ適用後ノ損失ハ債権者ノ負担ニ帰ス可キモノデアルガ然シ個々ノ社債券ニ基ク債権ガ負フ可キ負担ハ其ノ他ノ債権者ノ債権（銀行ノ与ヘタ融資ヲ含ム）ノ負フ可キ負担ノ一・五倍タルベキモノデアリ社債券ニ基ク債権ハ其ノ九〇%迄其他ノ債権ハ六〇%迄此ノ損失ヲ負担シ消却セラレルコトヲ要スル。爾余ノ損失ハ債権者ノ負担トナル。然シ若シ債権者ノ債権ガ九〇%方消却サレテモ尚ホ損失額ガ消却シ尽サレザルトキハ爾余ノ損失額ハ資本勘定ノ残余部分、社債及其他ノ債権者ノ債権ノ間ニ其ノ額ニ応ジテ負荷セラレ此等ノ債権ガ消却セラレル。

七、請求権者ガ十万円ニ満タザル資産ヲ有スルニ過ギザル場合ハ所有者ノ権利ハヨリ大ナル企業ノ場合ノ所有者ノ権利ニ比シヨリ少ナル比例ノ損失ヲ蒙ルニ止ル可キデアル。

八、六、ニ於テ概説シタ手続ニ依リ金融機関ニ対スル債務ガ減殺セラレタ場合ニ於テモ政府ハ従来存シ又ハ将来存ス可キ如何ナル政府保証ノ法令条項ニ基イテモ金融機関ノ損失ヲ補塡シテハナラナイ。但シ次ノ九、ニ述ベル場合ハ此ノ限デナイ。

九、金融機関ノ右ニ伴ヒ蒙ル損失ハ「留保諸積立金」及「資本勘定」ヲ以テ其ノ各一〇〇%及九〇%ニ達スル迄之ヲ負担消却シ爾余ハ預金者及其ノ他ノ債権者ニ依リ累進的ニ負担セラレル。但シ預金者ノ預金ハ一万円ヲ限度トシテ此ノ負担消却カラ免除サレル。金融機関相互間ノ、融資、預ケ合ヒ、政府ノ貸付金及ビ政府預金モ此ノ負担ヲ免レル。保険会社ノ蒙ル損失ハ銀行ノ場合ト同ジ方法ニ依リ消却サレル。若シ銀行ノ資産モ保険会社ノ資産モ共ニ此ノ損失ヲ消却シ尽スニ足ラザルトキハ其ノ不足額ハ該保険会社ノ該銀行ニ対スル不能債務トシテ之ヲ帳消シ銀行ハ更ニ日本銀行ニ対スル債務ヲ帳消シ日本銀行ニ肩替リ（転嫁）スルコトトスル。

一〇、一万円ノ免除額ノ範囲内デ為サレル支払ハ総テ封鎖勘定デ支払ハレルコトヲ要スル。

(1)　愛知文書課長の手によって、「当面重要案件（渋沢財政ヨリ石橋財政へ）二一・五」と表記して一連の書類が綴られていた（大蔵省資料Z五二六―一―四）。

(2)　同前。

(3)　同前。

(4)　同前。

(5) 同前。
(6) 大蔵省資料Z五一一―二九八、理財局経済課において五月一八日作成と推定される。
(7) 大蔵省資料Z五二六―四―二。
(8) この文書に添付されている調査の内訳は次の如くである。

調査会社数一、三八六社　　（単位　百万円）

| 科目 | 会社提出額 | 修正額 | 比率 |
|---|---|---|---|
| A現存資産時価評価額 | 五〇、四四〇 | 八一、二六一 | 一六〇 |
| 固定資産 | 二〇、一六五 | 四一、二四〇 | 二三〇 |
| 流動資産 | 三〇、二七五 | 四〇、〇二一 | 一二〇 |
| B外部負債 | 四八、六六六 | 四八、六六六 | |
| C純資産（A―B） | 一、七七四 | 三二、五九五 | |

（備考）軍需会社四、三八六社に付ては大体右計数の二倍と見られる。

(9) 『朝日新聞』昭和二一年五月二三日。
(10) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年五月二一日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一二―一三ページ。
なお、蔵相就任当時の石橋の補償問題についての考え方は「インフレ緊急対策案――インフレ対策特別委員会に対する答申案（昭和二一年五月）*」にうかがうことができる。関連事項を摘記すると次の如くである。一般会計の歳出に関する処置に関連して、「軍需会社等に対する補償金は別途処理方法の決定するまで支払を延期すること」とし、金融政策に関連して、「金融機関の不良資産にして国家の補償等と見合うものは、これを興銀に移して整理すること。興銀は右の引受資産に対して興業債券を発行し、これをそれぞれの金融機関に交付すること。前記興業債券は日銀の担保たりうること。以上により興業債券の交付を受けたる金融機関には年々一定率の金額を積み立てしめ、これをもって右興業債券を償却する特別処置を講ぜしめること。軍需会社等に対する国家補償の問題は興銀において前記引受不良資産の整理を行ないたる上実情に照して決定すること」、また、生産復興政策に関連して、「国家補償または賠償問題未解決等のため民需転換困難なる事業に対しては、いわゆる第二会社の設立を強制するか、あるいは国家借上経営の方法をただちに講ずること。これがため必要なる立



法を速かに行なうこと。」また、「事業に対する国家補償は一切これを中止して、まず諸事業の清算を行なわしめ、しかる上実情に照して処理すること」としている。
同様の趣旨は、四月一九日の経済倶楽部での講演でも述べられている。すなわち、「事業に対する国家補償は、今後起るべき賠償関係等の分も合せて、暫く之を中止する。目下政府は商工省に企業経理調査委員会を設けて、頻りに補償の金額を研究して居りますが、私はそれで果して適切な処理が出来るかどうかと疑ひます。のみならず政府は何を以て其の支払をするつもりか。私は此の問題はそんなにあわてて片付ける必要はないと考へます。殊に補償打切説もある今日、之はゆつくり研究してから、合理的解決を致すが宜しい。そして其等の会社には前に申した如く第二会社を造らせるとか或は国家借上経営を行つて、事業がどんどん新しくやれる方策を講じてやる。而して過去の債権、債務の関係は、補償を受けない現状のまま清算させる。而して彼等が金融機関から借りてゐる債務は、前に述べた如く興業銀行に集めて之を整理することになれば、恰度それとにらみ合せて、会社の整理も出来るわけであります。**」と。
なお、理財局特別情報は、この時期に、石橋蔵相の考え方について、二度、特集を編んでいるが***、補償問題については、右に紹介した内容と同趣旨である。

* 石橋湛山「日本経済の針路」東洋経済新報社、昭和三四年（『石橋湛山全集』第一三巻、東洋経済新報社、昭和四五年に再録）、なお、この「インフレ緊急対策案」は自由党政務調査会のため執筆されたものである（『湛山日記（昭和二〇―二二年）』東洋経済新報社、昭和四九年）五月一一日および一二日の項参照。
** 石橋湛山「新円経済の前途――破綻の必至と其救済策」（『東洋経済新報』昭和二一年五月一一日）。
*** 「石橋湛山氏の『経済政策』」（「理財局特別情報」第一六号、昭和二一年五月二二日）、「石橋大蔵大臣の財政経済政策」（同前、第二二号、昭和二一年六月五日）――大蔵省資料Z五二六―一―四。

(11) 前掲「元大蔵大臣石橋湛山講述(一)」、一二ページ。
(12) 『日本経済新聞』昭和二一年五月二六日。
(13) 大蔵省資料Z五一一―二九八。なお、この文書では、五月二五日付の同課作成の前掲文書の数字を基礎としているが、その場合、損失負担者別推定数字は、評価増をしない場合の「打切の及ぼす影響表」の数字が使われている。
(14) 同前。
(15) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(16) 大蔵省資料Z五一一―二九八。

(17) ここで示されている数字は、国債打切の影響を含めて推定しているという事情もあって、前掲の理財局経済課の推計と若干異なっている。参考のために紹介しておこう。

二、補償打切、国債打切の影響

(一) 金融機関に対する影響を見るに其の損失額は直接、間接の欠損を含め融資、政府保証社債、外国証券等を併せ普通銀行二九四億、貯蓄銀行一五億、特別銀行八三億、信託会社一三億、預金部六九億、農林中金四一億、計五一四億の巨額に上るものと推定せられ、仮に之等金融機関の払込資本金及社内留保五〇億を差引くも其の欠損は四六四億円に上ることとなる。

之に対し之等金融機関の預金総額は二〇一二億円で、之に対する欠損の割合は二割三分となり之丈預金の切捨を必要とする計算となる。更に日銀借入金二〇五億を返済することとせば其の欠損は六六九億円となり預金に対する欠損の割合は三割三分に達し、預金は平均して三分の一切捨を要することになる。(国債元本を一〇%切捨てることにすると之等金融機関に付ての損失額は更に一〇六億、二〇%切捨てることにすると二一二億増加することになり預金切捨所要割合は更に増加することになる)

(二) 次に企業界に及ぼす影響を見るに其の損失額は一般補償一三五億、戦争保険金一五一億、契約打切による半製品代金四九億、終戦後の完納品代金五三億円、賠償施設関係六〇億円、在外財産関係二三七億計六八五億となる。

(三) 次に個人に及ぼす影響を見るに其の損失額は戦争保険金一〇〇億、在外資産関係一二〇億計二二〇億となる。

(18) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(19) 同前。

(20) 「渡辺武日誌」によれば、五月二九日、「午前省議ニテ石橋大臣ハ補償打切反対、国債利下反対ノ意向ヲ表明、総理ヨリ司令部ニ申入ヲ為スコトトセル由大臣ノ意思発表アリ」とあり、又、当日午後、渡辺が司令部でルカウント Walter K. LeCount, Chief, Finance Division, ESS に申入れた事項中に「Repudiation 問題ハ重大問題ニ付金曜日(五月三一日のこと―引用者)閣議ニ附シタル上政府ノ態度ヲ決シタシ」としている。五月三一日(金)には、午前中、閣議が開かれた(「野田卯一日誌」大蔵省資料Z五一一―五三五)が、石橋蔵相が司令部にマーカット William F. Marquat, Chief, ESS Section を訪問したのは、同日、午後三時である(「渡辺武日誌」昭和二一年五月三一日)。



なお、この文書の末尾は欠落している。かっこ内は、恐らくは渡辺武の手になると考えられる手稿によって補足した。なお、この文書には英訳が用意されていた(War Indemnity Problem, 31 May 1946――大蔵省資料Z五二六―四―二)。

(21) 上述の点は、前述の「補償問題の処理に付て連合軍総司令官への懇請に関する件(二一・五・三一)」(大蔵省資料Z五二六―四―二)においては、次のように表現されている。「補償問題自体に関しても……所謂一般補償即ち戦争保険金、契約打切りに依る半製品代金等を除くものに付ては、他方面への影響を最少限度に止めつつ、之を打切ることを目途にして善処し度いと考へて居る次第である。」また、「日本の多数の政党乃至新聞等が補償の打切りを主張して居るのであるが、之は前記の所謂一般補償のみを対象として居るのであつて、其の範囲を戦争保険金等に迄拡張せんとするものではないと思はれる。」と。

(22) 『日本経済新聞』昭和二一年五月二九日。一般補償打切りの方針を閣議で決定したかどうかは閣議資料によっては確認できない。石橋蔵相は、翌二九日、記者会見して「星島商相は軍需補償を打切るといふやうなことを話してゐる様子であるが、このことは打切りを目指して企業経理調査委員会を再開、厳密に調査した上経済界に悪影響を与へないやう出来る限り合理的に削減するといふ意味である。この場合の補償は六十億円の軍需補償にのみ限つてをり、戦争保険とは無関係である。従つて政府としては正式に軍需補償を打切りと決定したわけではない」と述べている(『日本経済新聞』昭和二一年五月三一日)。

内閣発足当時、商相は、軍需補償について「私個人としては打切りたいと思ふ」(同前、五月二三日)と述べ、吉田首相も「或程度まではやるが一定の段階に到達した後は適宜打切る外にないと思ふ」(同前、五月二五日)と外国記者団に語っているから、この問題についての閣内の見解は必ずしも一致していなかったと推測される。したがって、商相の発言が、新聞報道の如く、閣議の決定によるものかどうかはともかくとして、五月三一日文書にみられる方針が、内閣におけるさまざまな見解の調整の結果だという推測は十分可能であろう。

(23) Leo M. Cherne, To the Supreme Commander, The extraordinary Japanese Post-War Taxes, 14 May 1946 (「ケートランド文書」大蔵省資料Z七〇三―六)

(24) Memorandum for Imperial Japanese Government (Draft), Taxation Measures and Reorganization of National Finances, 17 May 1946 (同前)

(25) Meeting to Consider Measures Relating to War Indemnities and Taxation, by T. A. Bisson, 20 May 1946 (同

前）

(26) もっとも、五月二〇日の会議の記録（注25）では、この課税案をディレクティヴと表現している。

(27) 前掲「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」、一三ページ。

(28) 「渡辺武日誌」昭和二一年五月三一日。

(29) 大蔵省資料Z五二六―四―二（英文、邦訳とも）。



## 第四節　司令部との折衝（その一）

司令部の「課税提案」いわゆるG案を受けとってから、七月末に事実上の結着をみるまで、司令部と日本政府との間に折衝がくり返される。六月一七日に司令部に提出された対策、いわゆるI（石橋）案は日本政府の最初の公式の対応である。この間、一方では、G案をめぐって、司令部と大蔵省の担当官との間で質疑がおこなわれ、他方では、大蔵省を中心として、日本政府の対応策が検討された。

さて、石橋蔵相は、六月三日、G案にたいして、とりあえず、否定的回答をおこなう。石橋の回想によると、「補償課税問題については、一切ルカウントと相談してくれという、マーカットの話しでありましたので、六月三日（月）午後ルカウントを経済科学局に訪ねまして、五月三一日に渡された司令部の案は受諾することができないと返事をしたのであります。(1)」。

「渡辺武日誌」(2)によると、当日、次のような問答がおこなわれた。

大臣ハ本案ハ面白キ案ナリト考フルモ今直ニ実行スルニ於テハ経済界金融界ニ混乱ヲ惹起スル虞アリ準備ノ為時日ヲ要ス唯ソノ間此ノ案ガ自然洩レルコトモアラバ生産ストップスベシ、之ニ対シ生産ストップト云ハルルモ司令部ノ承知スル所ニテハ補償打切ハ既ニ一般ニ論ゼラルル所ニシテ財界ハ寧ロ未決定ナルコトニ不安アリ本案ノ発表ガ却テ生産ヲ促進スルモノト考フト応酬アリ

司令部　準備期間ハドノ位ヲ必要トスベキヤ

大　臣　少ク共二、三ケ月ヲ要スベシ

LeCount　到底ソレ程長期間延期ハ不可ナリ延期ニ依ッテ得ル所ナカルベシ、アリトスレバソレハ対日理事会ヨリノ圧迫ニ依リ更ニ厳格ナル案ガ押シ付ケラレル事ナルベシ

大　臣　率直ニ申セバ本案ヨリモ従来ノ案ノ方ガヨリ実行的ナリト考フ、本案ニ依レバ議会再開ヲ目前ニ控フル今日若シ一〇〇%課税ヲ発表スル場合ニ於テハ財産税ハ実行困難トナリ議会提案不能トナルベシ

LeCount　次回ノ閣議ニ於テ内閣ノ意見ヲ決定シ文書ヲ以テ回答アリ度、ソノ際対日理事会ノ件ハ充分徹底セシメラレ度

なお、この日の討議の過程で、司令部から復興金融会社案“Establishment of Reconversion Financing Agency”[3]の提示があった。

大　臣　本案ニ対シ不賛成ニ非ルモ実行上ノ確信得ラレズ

Mr. Bogdan　生産者ハ特殊預金ヨリ金ヲ得ルト新シキ貸出ヲ得ルト何レニテモ同ジコトナリ若シ新規貸出ガ行ハルルナラバ生産ストップナカルベシ

大　臣　新規資金供給ニ関スル案アリヤ

McDiarmid　用意アリ今日提示スベシ、トテ復興金融会社案ノ提示アリ

この復興金融会社案は、既述の五月二〇日の司令部内での会議のさい、課税提案とともに、財政課から提出されており[4]、司令部においては、当初から、一〇〇%課税案とセットにして構想されていたといえる。その骨子は、重要産業の復興資金を供給するため、経済安定本部の下部機関として復興金融会社を設置し、資金を予算に仰ぐというものであった[5]。

ところで、この日、司令部側から、一〇〇%課税案についての事務的な協議の提案があった。

Akin　一方明日ヨリニテモ事務的ニ実行性ノ問題ニ付一ツ一ツ協議ヲ開始シテハ如何



大　臣　是非共左様願ヒ度

この結果、六月四日と五日の両日、大蔵省関係課長と司令部関係官との間で質疑がおこなわれることになる。この席で明らかにされた主要な問題点を「応答要録」[6]から摘記しておこう。

まず、課税提案第一項に関して、「租税を以て処理せんとする理由如何」という質問にたいして、

(1)　最高司令官の裁決

(2)　日本輿論の支持を受け易きこと

(3)　最初からの日本の提案が租税で捕捉することを内容として居たこと

(4)　既に支払ったものを捕捉するには税以外に方法のないこと

という理由が説明されている。第一項に関連しては、この他に、賠償と在外財産にたいする補償の問題は別個の問題として考えられていることが明らかにされた。

一万円の控除に関しては、「原則及建前としては保険も一般補償も凡てを一括して一万円迄とすべきものと思ふが、実行上は相当の困難があらうと考へる」と説明され、また、「個人の戦災保険を取り戻すのは財産増加税等に比し酷に失す。又一万円と限定する理由如何。」という質問にたいしては、「戦争保険の約九割迄は一万円以下にして、政府の現況と、右の実情とから勘按すれば、僅か一割の人に対し、財政上の負担を増さうとするが如きは不可である。質問自体がおかしいと思ふ。」とされ、さらに、関連して、「他面に於て三菱重工の如き大企業に一万円補償するといふのは無意味ではないか。」という質問については、「日本政府がその場合やらぬと云ふなら反対はせぬ。」という回答があった。

別紙(二)に関しては、第七項の趣旨を問うたのにたいして、「ここに一万円とあるのは十万円以上の誤りであって、

将来日本再建の中心である小企業の株主は第六項の例外として保護激励を加へる必要があるといふ趣旨である。若し十万円が低すぎれば二十万円に上げても宜しい。又具体案は貴方に委せる」とされたこと、また、第九項に関して、「自由預金は本件より外して完全に保護したいが宜しいか。」という質問にたいして、「宜しい」という回答があったことを紹介しておこう。

また、全プログラムのタイムテーブルについては、

一、発表は三案を同時にする（三案とはRFA、一〇〇%、財産税の三つである）

二、右の時期は出来るだけ速やかであること

三、実行の順序

(イ) RFA（能う限り速やかに特に一〇〇%より前に）――議会に提案を要するか否かに付ては、当方として研究の余地がある

(ロ) 一〇〇%課税は能ふ限り速やかに（議会通過次第と解すべきであらう）

(ハ) 財産税は一〇〇%施行後九十日乃至百二十日とすること

と説明された。

課税提案の内容と手続きについて、司令部側から説明された主要な論点は以上の如くであるが、両日の問答の過程で、補償問題についての司令部側の考え方について興味深い発言があった。大蔵省側が、終戦後支払った半製品代金の回収は困難だと指摘したのにたいし、司令部側から、

自分等の意見は率直に云って、終戦直後軍が財閥会社にメチャな支払ひをしたのではないかとの疑ひを持つて居る。其の事情をハッキリさせ之を取戻し度いといふのであることを知つて貰ひたい

という説明があった。このような論点は、チャーンの主張には見出せない視角であり、司令部内の補償問題についての考え方の一端を示すものとして興味深い。このような観点からすれば、財産税徴収による補償支払いという日本政府の構想は、問題の公正な処理を保障するものではないという評価が導かれることとなろう。

もう一つの注目すべき点は、司令部の構想が日本国内の輿論を念頭においていたと考えられることである。課税提案第一項についての「日本輿論の支持を受け易きこと」という説明はこのことを物語っているが、右に述べた半製品代金の支払いにかんする司令部側の疑惑もこのことに関係があるかもしれない。六月四日の司令部関係官との問答の結果、大蔵省担当官（愛知文書課長か）は、「全体を通じての意嚮として注意すべき点」として、当日の「疑義応答要録」の最後に、次のように誌している。



（司令部側が―引用者）本案は必ず全国民の支持を受ける確信があるとして居ること（政党、新聞の動き方はこうした意味で全く無責任である。国民の声なき声を勇敢に代弁してやる政党や新聞はないものか。無責任な彼等の言動が如何に連合軍をミスリードし、国民を不幸にして居るか、之に依つても明瞭である。痛憤に堪へない。）

課税提案をめぐって司令部関係官との間で質疑がおこなわれるかたわら、大蔵省を中心として対応策が検討される。この場合の一つの特徴は、検討の中心となったのは大蔵省ではあるが、各省の意見が徴され、日本政府全体としての意思決定の形が追求されたことであろう。六月二日（日）におこなわれた省議において、課税提案の政府部内での取扱い方として、次の諸点が討議されている。[7]

(1) 大蔵省のみの問題に非ず――大蔵省のみ国民の怨府となるは採るべきに非ず――採否何れにするも国民の協力なくして行ひ得ず

(2) 内閣全体の態度決定を要す

緊急閣議乃至少くとも経済閣僚懇談会（総理主宰）を以て徹底的に右一、の如き根本態度を討議するを要すべし

こうして、この後、閣議のほか、経済閣僚懇談会においても、しばしば、補償処理問題が議せられることになるが、六月八日の経済閣僚懇談会の前後に、各省のいちおうの見解が出される。ところで、この時期の大蔵省内の処理方針の検討は二つの方向をもっていたといえる。一つは、五月三一日の閣議了解案の方向を再確認しようとするものであり、もう一つは、G案の提示という新しい事態に対応して、この提案を受け入れる可能性を探りながら、そのための条件を検討しようというものであった。六月三日付の司令部への回答案[8]は前者に属するもので、G案は日本経済への影響が深刻で「即時断行に自信」がないとし、対案としては一般補償の全額打切り、その他は最小限度支払う等という方針を主張していた。ところが、六月二日の省議においては、司令部にたいしては各種の対応を検討しながら、「本案を原則的に受け入れる場合採るべき措置」として、時期、条件、準備措置等の具体的な問題点を検討している。[9]大臣官房文書課作成の六月七日付文書「租税提案に関する件」[10]、および、この文書を加筆修正した六月八日付文書「課税提案に関する意見（未定稿）」[11]は、G案が日本経済に深刻な影響を与えるだろうという予想においては従来の見解を踏襲しながら、実施についての一定の条件をみたせば、その実現は不可能ではないとして、実施の時期、条件、手順等について論じており、後者の方向を示している。この時期の大蔵省の処理方針についての模索状態を表現しているといえるが、このうち、六月七日案は各省事務当局に示されており[12]、六月八日案は、同日の経済閣僚懇談会に提出されている。六月八日案[13]では、G案について次のようにいっている。

本案を其のままの形にて且即時に断行するに付ては自信を持てぬと謂ふのが偽らざる処と信ずる。
併し乍ら他面に於て過去に於ける残滓を払拭し、新日本経済再建にスタートを切る為には真に思ひ切つた措置が必要であることと亦論を俟たぬ処であるから、実施のタイミングを合理的ならしむることが出来、且之を成功せしめ得る為の条件が確実に充足せられることを前提とすれば本案の実現は必ずしも不可能ではない。



ここで示された諸条件というのは以下の如くである。

第二　本案実施の時期

一、本案を其のままの形にて即時に断行することは上述した所に依り自信が持てない。
二、本案に付後述する如き所要の修正を加へ且所要の条件の充足に確算ある場合に於ては後述する処に依り実施の段取りに入ることは可能である。
三、併し乍ら此の場合に於ても本案の発表迄には十全の準備を完整する必要があり、且其の間絶対に外部に漏れぬことを必要とする。

第三　本案実施の前提条件となる諸条件

一、金融緊急措置令実施後の状況に顧みるも単なる金融措置のみを以ては戦後経済の立て直しは不可能である。食糧、生産、労務等各般の綜合措置なくして、単なる経理面の整理だけでは、上述の如く害多くして利は少い。此の意味に於て、本案の趣旨を実現する為には左の条件は絶対に充足する要がある。此の点に付ては司令部の支援と政府全体の一致せる推進とが絶対に必要である。
二、条件となる項目は概ね次の如くである。
(1)　食糧の安定。
(2)　賠償物件の確定と之に依り不安定要素を払拭したる産業再建計画の確定。
(3)　占領軍よりする我国負担の緩和。
(4)　失業対策の実施。
(5)　労資問題の明瞭なる方針の決定。
(6)　全国民の心からの納得をかち得るに足る啓蒙工作（消極面としては政党、新聞等の無責任なる言動の自制）

第四　本案実施着手の手順

本案実施着手の手順を想定するに概ね左の如くなる。

一、モラトリウムの施行

(1) 新円預金は本案の対象より除外せば、預金の取付は些して懸念する要なかるべきも、一般的に債権者債務者間に紛争を生ずべきに依り、約〇ケ月間モラトリウムを施行する要あるべし。

(2) モラトリウムと併せ物資の移動制限をも行ふの要あるべし。

(3) 右は緊急勅令を以てするの要あり。

二、声明の発出

(1) モラトリウムの施行と同時に本件施策の全貌を懇切丁寧に布衍し、且諸他の条件充足の見透しに付具体的なる声明を為す要あり。

(2) 其の際司令部側より支援の声明あらば更に効果あるべし。

三、モラトリウム実施中採るべき措置

(1) 金融緊急措置令施行規則を改正して、各金融機関に新勘定を設けさせ、

(イ) 各人に付其の名義の封鎖預貯金（又は無尽掛金等）の中より総額一万円迄及自由預貯金全額。

(ロ) 受取人各一人に付其の受取名義の生命及損害保険金を各々総額一万円迄（簡保と生命保険は合算する）を之に移し替へ得るものとする。

(ハ) 右の新勘定の預貯金及保険金に付ては現行の規定により払出を認めるが其の他の部分に付ては其の払出を認めぬこととする。払出資金は必要があれば積極的に日本銀行より供給せしめる。

(2) 右金融機関の債権債務の整理に関する法律案を提出して、次の事項を定める（概ね一年内に之を完了する）。

(イ) 新銀行（所謂第二銀行）の設立及旧銀行の整理。

新銀行は右(1)(イ)の預貯金及之に見合ふ優良資産を旧銀行より引継ぐ。



(ロ) 保険会社の債権債務の整理も、右に準ずるが、新立機関は其の公共性を強化する方向に於て其の整備を図る。

(ハ) 日本銀行に集中された、金融機関の未整理損失の整理に付ては、其の全貌を見たる上別途其の処理方を考究する。

(3) 金融機関の整理期間中に於て必要且適切なる事業資金に付ては復興金融機関又は金融機関（新勘定）に依りこれを供給せしめる措置を講ずるものとし、必要があれば、日本銀行より之が資金を供給せしめる。

(4) 軍需会社、戦災会社等にして補償打切に依り債務超過を来す惧あるものに付、某日を以て勘定を締め切らしめ、同日以後は新勘定に於て旧債務と関係なく生産に入らしむる為の必要なる立法其の他の措置を講ずる。

(5) 第二会社設立に関する法制的措置を講じ、特定の会社に付ては一定期間内に強制的に第二会社を設立せしめる。

備考　一般債権債務特に本案の実施に依り預金、所有有価証券等に大なる減価を受けた個人の負担する債務の処理等に関し必要なる措置を講ずる。

第五　本案に修正を要し乃至は明瞭ならしむべき事項

一、請求権の範囲

(1) 戦争保険

(2) 契約打切りに伴ふ半製品代金

(3) 所謂一般補償

の三者に限定すること。

二、一万円の定め方

(1) 企業に付ては資本金二十万円以下のものに限り戦争保険、一般補償、契約打切り三者を総括して一万円とすること。

(2) 個人に付ては戦争保険に関しては原則として名寄せをして各個人単位に計算するものとするも一万円の限度を相当程度増加せしむることを考慮すること。

三、既支払分の返却

一定額（原案は一万円）を超ゆる既支払分は租税として返却するを要する処右に付ては左に依り処理すること。

(イ) 原則として該当者をして申告せしむること。

(ロ) 既に支払はれたる金額を以て公認せられたる平和産業用の施設、学校其の他公共用施設に使用し又は個人の生活用住宅建設等に充当したることを立証し得る場合は一定期日迄の申請に依り減免又は低利貸付等を為し得る途を開くこととすること。

四、金融機関に対する預貯金の切り方

(1) 「一万円」の計算に付ては世帯毎一人に付名寄せすることを建前とするも之が実際の取扱ひに付ては事務上の困難性及現在の社会経済の実情等を勘案し適当なる処理を為すこと。

(2) 銀行等に依り一万円超の部分の預金等の切捨てには成るべく凸凹なきやう考慮すること。

(3) 預金者等の累進的負担方法に付考慮すること。

五、関係企業、金融機関の整理に関する負担区分等に付ては別途慎重に検討すること。

六、財産税に付ては一〇〇%課税後に於ける株式、預金其の他の評価基準の概定に相当の期間を必要とするを以て徴収の時期は一〇〇%の課税後少くとも半ケ年後とすること。

ここで示された諸条件を六月二日の省議に付された措置案と比較すると、第三、二、の(4)(5)(6)、および第五が論点として追加されたことが大きな変化といえる。課税提案の適用範囲を限定し、その内容を緩和し（第五）、また、この提案を受け容れるについて、「司令部の支援」をも必要とする諸条件を提示し（第三の二）、これを拡充しようという修正がおこなわれたといえる。また、六月七日案と比べると、第五の五、が加筆されたことが実質的な変化である。後述の商工省の見解への配慮によるものかもしれない。

この時点での政府各部局の反応について触れておこう。六月八日の経済閣僚懇談会に提出された内閣審議室の「G



案に付て（昭和二一、六、八）[14]」は、大蔵省事務局研究案（六月七日案か―執筆者）を手掛りにしながら問題の検討をおこなったもので、G案にたいする態度決定は「政治的に判断」されるべき事柄だとしながら、各種の案を列挙する形をとっている。

第三、本案の取扱方及対策

一、以上要するに本案は極めて重大且深刻であって戦後出て来た諸問題中其の重大性に於て一、二を争ふべき問題であることをしっかり認識してかからねばならない。

本案の一番の狙ひは先般の応急的な経済危機緊急対策に引続いて、真に戦時経済の整理、新日本経済再建の発足をするといふことである。企業経営を合理的に建直すことも、現状の儘ずるずるいったのでは出来ない。それで結局問題は上述した本案実施の結果を飲込んだ上で、是非必要な修正を求める外は大体本案の筋で実施をするか、他の提案をするかを政治的に判断せられ、其の方針に基いて所要の作業をすることが必要である。

又これだけ大きな問題に付ては有形無形の結果乃至効果を適確に商業的に計算することは困難であって、大体は腹で御判断を願ふより致し方ない。

二、本案に依って直に経済の安定を期することは必ずしも望み難いけれども整理再建の第一階梯として本案を実施する場合には大蔵省事務当局研究等の準備の外左の諸点に付是非考慮を要する。

(一) 食糧確保に付改めて特段の考慮をなす必要がある。

(二) 生産の停滞を生ぜしめぬやう予め措置する必要がある。

(三) 国債の取扱をどうするかに付て同時に腹構をきめておく必要があるであらう。

(四) 少くとも個人の戦争保険金に付ては五万円乃至十万円位迄の支払を認め得る様修正を求めることが適当である。

三、本案を受諾するにしても実施の時期を今少しく食糧、基礎資材等の見透のつく時期迄延ばすことも一案であらう。但し此の場合は其れ迄の間現在の状態に対し如何に対処すべきかを考へる必要があらう。

四、本案を不適当とする場合には差当り次の様な各案が考へられるが夫々種々の問題を包蔵する。

(一) 第一案（棚上案）

(1) 軍事補償を打切りとする。

(2) 火災保険、賠償、在外資産関係に付ては長期の低利国債（例之、五十年賦払、年利二分とし、昭和二十三年九月より支払ふ）で支払ひ、既に支払ったものは之に置き換へる。

(3) 小額預金は国家に於て保護をする。その場合個人は尠くとも一人一万円を限度とし、戦災者、帰還同胞等に対しては相当に此の限度を引きあげる。（例之、五割）

(4) 新円預金は金額の如何を問はず、その金額を確保する。

二、三の場合とも、生産資金、生計資金、最低限度の復旧資金はその現金化の途を置く。

(二) 第二案（G案に近き財産税案）

(1) 軍需補償は打切る。

(2) 戦災保険金は一定限度以上財産税と共に徴収する。（例之、住宅四五、〇〇〇円、動産二〇、〇〇〇円、営業用資産二〇〇、〇〇〇円）既に特殊封鎖解除のものに付ては特別の延払ひを許す。

(3) 賠償、在外資金に付ては一定限度（略二、に準ず）迄支払を為し、右以上に対しても累進的に相当切り捨てを加へつつ補償をする。

(4) 過渡的の金融の不安、梗塞に対しては特殊の金庫を設け、又は特殊銀行を通じて思ひ切った金融をする。

(5) 小額預金に対する措置等第一案の三、に準ずる。

(三) 第三案　所謂一般補償の打切に止める。

(四) 其の他尚色々考へられるであらう。

農林省の六月八日付の「租税提案に関する件」[15]は、「本案を全面的且即時実施する場合の影響」として、「農民は帰



趨に惑ひ」麦・馬鈴薯の供出停止、蔬菜及鮮魚介の大都市への供出の当分の停止のほか、食料の集荷配給機関の打撃、肥料生産の減退、木材、繭の買付困難等が予想されるので、「本案実施の前提条件となる諸条件」として、輸入主食糧の配給許可（六大都市の一ヶ月分）および輸入の保証（同二ヶ月分）や、食糧および肥料の生産配給に要する資金の円滑な供給のための措置を要するとしている。

商工省の見解は、六月七日付の「課税提案に対する修正要望事項（商工省関係）」[16]、および、六月一〇日付の文書[17]にみることができる。前者はG案の内容にたいする修正意見であり、後者はG案に対する諾否の態度と対策を箇条書きにしたものである。六月七日付文書では、公債の破棄という措置の追加を主張している点[18]を除けば、G案それ自体の修正意見で次の如きものであった。

二、事業会社に関する支払不能額の負担関係は原案に於ては株主資本に甚だ苛酷であつて一般債権者に対しては寛に失するから之を両者に対し可及的平等になる様修正すること。（例へば株主一・五、債権者一の割合で支払不能額総額を按分負担することとすること）

右に関連し支払不能会社の未払込株金の徴収を免除すること。

理　由

(1) 原案に依れば支払不能会社は先づ留保及諸積立金の全額を赤字補塡に充当し、不足額については株主資本の九〇%を喰込む迄株主が負担せねばならない。即ち一割に減資しなければならない。以上でも猶支払不能額が残る場合社債権者と一般債権者が一定の割合で負担するといふことになつてゐる。この取扱は株主資本と借入資本の法律的性格から単純に考へると一見当然の様に考へられるが次の実情に鑑み今回の整理の際の原則としては妥当ではない。原案通実施するときは軍需会社事業設備の殆ど全部が金融機関の所有に帰属することとなり、産業の健全な発達を著しく阻碍する。

(イ) 支払不能額発生の原因が株主の事業経営の無能失敗に基くものではなく、国家補償の打切といふ国家財政の健全化と敗

戦に伴ふ擬制資本の切捨てに依つて我国の経済再建を急速且合理的に行はうといふ国家政策に基くものであるからその負担は株主資本及借入資本の双方に平等とするのが正当である。

(ロ) 戦時中行はれた事業設備の拡張は大部分借入金に依つて賄はれたが、之は我国の戦時経済政策の特色であつて、一般の株主の自由意思とその企業危険負担に於て行はれたものと理解することは不正確であつて寧ろ政府の指導方針に依るものと見るべきで、従つて一般債権者にも株主と平等に企業責任を負担させるのが正当である。

(2) 右二つの実情に鑑み原案実施に伴ふ整理の際未払込株金を徴収することは株主に酷である。

三、金融機関の取立不能債権の整理の為にする一万円以上の預貯金の支払打切は金融機関毎に行ふのは甚だしい不公平の結果を来すので全金融機関及全預貯金を一括綜合して之を実行することとすること。

理　由

会社は戦時中政府が命令した（現在も継続してゐるのであるが）金融機関の指定制等の拘束があつた為に預貯金先選択の自由は持つてない。従つて預貯金の犠牲に依る取立不能債権の整理を当該金融機関毎に行ふのは預貯金に与へる影響が極めて偏頗不公平となる。

四、事業会社に依つては封鎖銀行側（資金統合銀行）よりの巨額の借入金と之と見合ひになる巨額の預金を他の金融機関に有するものがあるがこの種の預金は切捨の適用外とすること。

五、統制団体の預貯金は、政府預金に準じ切捨の適用外とすること。

六、個人の預貯金に対する切捨免除の限度を三万円とすると共にその単位を世帯に依ること。

理　由

(1) 原案の如く切捨免除の限度を一万円にするのは財産税の免税点三万円との均衡を失する。殊に戦時空襲保険以外の財産を持たない戦災者の如き場合に於てその不均衡顕著である。

(2) 切捨適用の単位を世帯単位とせず口座単位にするのは一口一万円以下の多数の口座で預貯金してゐる者とそうでない者との間に著しい負担の不均衡を来して不公平である。

(3) 単位を世帯単位にすることは本年三月二日現在で申告させた金銭財産等申告書に依つて容易に捕捉整理し得る便宜がある。

この案の目指した修正の一つの方向は、金融機関に対する産業企業の保護、事業会社の整理のさいの株主資本の保護にあるといえるが、同様の発想は六月一〇日案にも看取することができる。

商工省　二一・六・一〇

軍需補償を他の補償と区別して之のみを打切る明確なる根拠に乏しい。若し他の補償を支払ふのならば軍需補償も支払ふべきである。尤も厳格なる査定を加ふることは已むを得ない。万一軍需補償を打切る場合に於ても我国産業の再建は焦眉の急務であるから、これが対策として、少くとも左記の事項は直ちに実施されねばならない。

(一) 軍需企業の債権債務の一切を日銀その他の特殊機関に集中しここで清算すること。

(二) 金融機関の軍需融資と企業の政府に対して有する特殊預金、特殊借入金とを相殺出来るやうにすること。

(三) 企業の負担する借入金については民需生産促進のため特に必要な重点企業に対し一定期間金利の減免をするか又は金利の政府補給をすること。

(四) 軍需企業の清算を促進するため企業の有する設備資材中将来の国家経済上有用なものは政府に於て肩替り保有すること。

備考　財政ノ安固ヲ期シ且ツ民間遊資ノ吸収ヲ図ル為国有財産中左記ノモノヲ此際適宜処分スル

1　鉄道ノ地方路線中アマリ重要デナイモノ

2　旧陸海軍飛行場、兵器等助成法ニ依リ造成シタ工場敷地及建物

3　国有山林牧野中アマリ重要デナイモノ

4　各地軍港ノ港湾施設（軍港ヲ商港又ハ漁港トシテ其ノ膨大ナ施設ノ活用ヲ図ル）

以上のように、この時点では大蔵省内の検討も模索状態にあったといえるが、各省の反応も一定の方向を示してい

たとはいい難い。このような状況の中で、日本政府の対応策を形成する上に一転機となったのは、六月一〇日の石橋蔵相の「補償打切対案」[19]である。この案は、同日午前、省議において提出され[20]、午後、経済閣僚懇談会に付議された[21]。

五月三十一日貴司令部より受領せる Taxation Program は一挙に懸案の補償問題を解決し、且つ政府の負担を減ずる点において我々の大に賛意を表し、貴司令部の好意を謝する所である。仍て我々は是非共貴案の実現を計りたく、慎重に其の方法を研究したが、遺憾ながら別書記載の通り即時に之を実施することは却つて大なる損失を日本経済に与へ、政府負担の軽減にも亦寄与する所少きことを発見した。と云ふて之が施行に十分の準備を行ふ為時期を延引する時は、差迫れる財産税の施行を亦延期せざるを得ず、国民に亦不安を与へるであらう。仍て我々は貴案の目的を十分取入れると共に別記の対案を作製した。希くは貴司令部の絶大の好意に依り我々の此対案の即時実施を許容せられんことを。

補償打切対案（二一、六、一〇大蔵大臣）

第一　対案理由

要補償会社の資産負債の状況は一様でない。

併し其の少なからざる者は政府より一切の補償を受けることに依つて、漸く其の外部負債を弁済し得るか否かの状態にあると思はれる。即ち外部負債だけは略ぼ損失になつてゐるであらう。

若し然りとすれば政府の補償の一部乃至全部が打切られるならば、それだけ彼等には弁済不能の債務を残す。

これは彼等の手持商品及び固定資産の処分に依つてのみ弁済し得る。即ち彼等はこの場合には事業継続不可能に陥る。のみならず果して其の処分価値が右の弁済に足るや否や疑問である。

補償を含資産、積立及び準備金、払込株金に依つて見合打切るとするも、彼等の外部負債は一文も減少しない。

要補償会社が利益を受けるのは外部負債に依つて補償打切が行はれる限度に止る。

然れば結局外部負債及び損失は事業会社の含資産、積立及び準備金、株金等で打切られた金額だけ残る。

この処分は固定資産等（含を喪ひたる後の）の売却に依つて行ふ外はない。



以上は金融機関に於ても略ぼ同様である。

この処置が如何に経済を撹乱し且つ社会不安を醸生する危険あるかは別に研究せられた通りである。

然らば補償は一切支払ひ、而してこれに該当する財産税を重課する方が遥かに危険少なく、且つ公平なりと思惟される。即ち

一、有らゆる法人の含資産の全部

二、〃　積立金及び準備金の全部まで

三、〃　払込株金の九割まで

四、個人の一万円以上の預金及び払込保険料の全額まで

五、個人の不動産に対しては以上に比例せる負担の限度まで

財産税を徴収すれば政府の負担は補償打切の場合と同様に軽減される道理である。又一切の補償打切が出来る程ならば、財産税に右の重課が不可能な道理は無い。

但しこの場合には財産税中不動産に対する分は一度に重課せず、数年に亙る重き収益税に依るを要するやとも思はれる。

以上の趣旨に依つて次の対案を作製する。これは其の本質に於てマ司令部の意向を全面的に受入れたものである。

仮想数字

| | |
|---|---|
| 負債 | |
| 株主資本勘定 | 六億円 |
| 外部負債 | 一六億円 |
| 計 | 二二億円 |
| 資産 | |
| 実体資産 | 六億円 |
| 政府補償 | 一六億円 |

計　二二億円

右の補償打切後

負債　六億円

外部負債

資産

実体資産　六億円

第二　対案要綱

一、一般補償は打切り其他の政府補償は厳格に査定して之を支払ふこと。

二、賠償設備は政府買上の方法を取ること。

三、外地民有財産の損害に対しては別に考慮すること。

四、以上の立前にて、戦時利得税及財産税（又は収益税）を従来の計画以上に、補償金額だけ重課すること。

五、事業会社及金融機関は一斉に清算せしめること、但し其清算中経済の復興を遅延せしめざる処置を講ずること。（某日にて帳簿締切又は新会社設立等）

六、政府は地方別且つ組織別に速に失業者受入体制を整へること。

右に依つて地方毎に適切なる公共事業を起すこと、其経費は政府予算の公共事業費より支弁すること。

公共事業費の財源として地方毎の宝籤等を考案すること。

以上の組織等に就ては夫々の地方の事情に即し大に議会人の活躍を求めること。

七、官民諸事業は、前記の失業者受入体制の整ふに従つて、思切りたる整理を敢行すること。

右の整理は個々の企業に就てのみならず、産業全体に就ても亦断行すること。

以上の整理に依り遊休化す設備中、将来の日本産業の為め必要なりと認められるものは国家の経費に依つて之を保管すること。



八、財産税は決定次第次項発表の日の預金より一人一万円を除きたるものについて仮徴収を行ふこと。若し之が為め徴収超過を生ずる場合には後に払戻すこと。

右仮徴収と共に残額預金は封鎖を解除すること。

九、前項の処置の行はれるまで封鎖預金（本項発表日までの）の封鎖を一層厳重にすること、例へば

政党、研究団体等の事業収入なき団体以外の事業資金の引出停止或は制限強化、封鎖預金に依る株式取引の制限五千円以上の封鎖預金の絶対凍結

一〇、事業資金は主として新円の貸出に依らしめること。

右の為め必要なる金融措置を講ずること。

一一、新円に依る収入は一切封鎖せざること。

一二、国債は財産税の収入に依つて償却する外、追て官業等の適切なる処理に依つて之が整理を行ふこと、国債利子の不自然なる切下は行はぬこと。

一三、連合軍住宅及兵舎等の建設資材は輸入を乞ふこと。

この蔵相案は、大蔵省内で検討されていた諸案の中では、五月三一日の閣議了解案の系譜に属する。一般補償を打ち切り、その他の補償を厳格な査定の上で支払うという方針や、そのために、戦時利得税や財産税を従来以上に重課するという方針が骨子となっている。五月三一日案と比べると、賠償や外地民有財産の補償に言及したり、失業対策や遊休設備の保管問題という一般的な問題をとり上げるなど、対象領域に差があるだけでなく、債務処理問題としても、国債消却の方法として官業等の処理を謳ったり、財産税について「不動産に対する分は一度に重課せず、数年に亙る重き収益税に依るを要するやとも思はれる」としたりして、従来の事務当局作成の文書と趣を異にする側面を含

んではいるが、基本的な構想は五月三一日案と同一といってよい。この六月一四日の蔵相案を軸にして、日本政府の対案、いわゆるI案が形をなしてくる。

まず、最初の修正案は六月一二日付で作成されている。[22] それは、六月一〇日の大臣案の第二の一、および四、の部分を次のように修正したものである。

一、一般補償契約打切に依る半製品代金は打切ること。

二、其の他の政府補償は夫々の補償債務の実情に応じ厳格に査定し相当大幅の減額を行ひたる上之を支払ふこと。例へば払込資本金に喰込まざる限り補償せざること。

三、銀行預金及一般債権の切下げは行はないこと。

四、補償打切の方法は課税の立前を採ること。

（中略―引用者）

七、財産税を重課すること。

修正点は、打切りの範囲について、一般補償だけでなく、契約打切による半製品代金にまで拡大したことと、その他の補償債務について、たんに「厳格に査定」するだけでなく、「相当大幅の減額を行ひたる上之を支払ふこと」とし、さらに具体的に「例へば払込資本金に喰込まざる限り補償せざること」として、G案にたいして大幅の譲歩を試みたものといえるが、他方で、「銀行預金及一般債務の切下げは行はないこと」という補償処理についての原則を示したことが注目すべき点だろう。また、蔵相案の「戦時利得税及財産税（又は収益税）」という表現は、たんに「財産税」に改められている。

六月一四日付の修正案「補償処理案」[23]では、賠償、外地民有財産の補償問題の項が削除され、六月一二日案における一～七項が次のように修正されている。



一、一万円以上の狭義の軍需補償に対しては一〇〇％課税を行ふこと。

二、其の他の政府補償中一万円以下のものは全額支払ひ、一万円を超えるものは、銀行預金及保険金に対し損失を波及せざる限りに於て減額し支払ふこと。其の減額は第一項と同様課税の方法に依ること。

三、第二項の実施に際しては特に小企業の保護を考慮すること。

四、大体チャーン案に従て個人財産に対し財産税及財産増加税を課すこと。但し其の税率及び累進率を高めること。

（註）免税点等に付ては、政党の意嚮を徴し決定すること。

五、法人財産税を課すこと。但し法人戦時利得税は課さざること。

ここでは、六月一二日案に登場した契約打切りによる半製品代金の打切りという方針は撤回され、新たに補償支払いについて「小企業の保護」という方針や、財産課税について、チャーン案のほか、法人財産税を課するという方針が掲げられた。また、関連する措置として、復興金融会社の問題や、財産税収入を本年度予算に流用した場合の措置についての問題が追加された。

十一、本件の実施に依り産業再建の為に必要なる処置を講ずると共に企業に対する金融資本の支配力著しく加重せらるる傾向あるを以て之に対し適当なる措置を講ずること。

（註）復興金融会社及産業設備営団を積極的に活動せしむること。

（中略―引用者）

十三、本年度予算に流用する財産税収入は後年度歳入より繰戻し公債償却に当ること。

十四、明年度以後の財政計画を確立すること。

なお、この案では、従来の「一般補償」という表現が改められて、「狭義の軍需補償」となっている。

このような検討をへて、いわゆるI案の骨格が形成された。そして、六月一五日付の「補償処理案に対する細目案

要綱」[24]が準備され、若干の修正の上、「補償処理案要綱（昭二一、六、一七）」[25]が作成される。この「要綱」に、六月一四日付で作成された「G案に対する回答（案）」[26]を付したものが、いわゆるI案[27]である。

回答主文「G案に対する回答（案）」においては、G案をそのまま即時実行することも、延期の上で実行することも混乱が大きいので、財産税を重課することで、一部の補償を支払うという日本政府の対案の了承を求め、併せて、食料の援助や駐屯費の軽減を要請している。

（前略―引用者）爾来私は誠意を以て貴案の遂行を計りたく、自ら熟慮し、又他の閣僚とも屢々協議し、其の意見を求めた。然るに其の結果は遺憾ながら貴案其の儘を即時に実行することは好ましからぬ結果を生ずべしとの結論に到達した。

（中略―引用者）

以上は貴案を其儘即時に実行するとしての我々の推測であるが、然らば何等か他に貴案を実施する方法があるか。思ふに若しそれがあるとすれば、それは貴案の実行を例へば一年後に延期し、其の間に要補償会社及び之に関係する銀行保険会社等をレシーバー・アンド・マネージャーのアイディアに基きて処理し、貴案実施の影響が現実の経済活動に影響を及ぼさざる機構を予め整へることである。けれども此の場合には戦争補償問題の解決が延期されるは勿論、財産税の実施も亦延期しなければならぬ。而して其理由を政府は国民に示さねばならぬであらう。とすれば国民の受けるショックは、貴案を即時実行するのと差異がないであらう。何となれば其の場合には国民は間もなく一切の補償が打切られることを知るに至るからである。終戦後補償を打切れとの議論は屢々一部の者に依って唱へられた。にも拘らず国民が案外平気でゐるのは、実は其影響が如何なるものであるかを彼等が理解しないからである。彼等は補償を打切られるのは只だ軍需会社の事だと思ひ、其の損害が銀行預金者や被保険者にまで及ぶとは夢想もしてゐないのである。補償打切論者と雖も、若しそれが預金者、被保険者までに莫大の損害を及ぼすと聞くならば、恐らく彼等は愕然として、之を国家が補償せよと言ふであらう。

以上の次第で、我々の只今の考では、貴案は其儘では、之を即時実行するも弊害に堪へず、と云っても之れを延期実行することも亦同時に不利益である。そこで私は若し幸に貴司令部の諒解が求められるなら、現内閣が以前から考へてゐた所に基いて、別記の案の実施許可を願ひたい。之は我々の信ずる所では、本質に於て全く貴案と異らず、而も最も秩序良く貴案の目的を達するものである。



即ち我々の案に依れば、一部の補償は全部打切り、一部のそれは、其損害が預金者、被保険者に及ばざる限りに於て圧縮した上支払ふ。其の打切及び圧縮は貴案の如く課税の方法を以てする。而して仮令減額するとも一部の補償を支払ふことに依りて生ずる国庫の負担は、財産税を重課することに依って支弁する。同時に我々は産業会社及び金融機関の全面的大整理を敢行する。

（中略―引用者）

又以上に関連し是非共貴司令部の同情を求めたきことは、此の上とも食糧に対する援助を惜まれざること、及び本年度予算に計上せざるを得ぬ連合軍駐屯費の軽減を計られたきことである。食糧の甚だしき不足の為人心動揺するに於ては、如何なる施策も遂行困難なるべく、又予算に莫大の欠陥を現す状況では国民に将来の経済再建を信ぜしめること不可能であらうからである。予算に付ては改めて、我々の計画を具陳すべきも、此の機会に予め貴司令部の深甚の考慮を煩す次第である。

この回答に別紙として添付された「補償処理案要綱」は次の如くである。

補償処理案要綱

第一、狭義の軍需補償

狭義の軍需補償（内容は別紙参照）の諸請求権に対し十割の課税を行ふこと。

（備考）狭義の軍需補償に付ては支払済のものはないので、取戻しの問題は起らない。

第二、其の他の政府補償

㈠　個人に対する戦争保険金

(イ)　個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

五万円以下　免税
五万円超十万円以下の金額　五割
十万円を超ゆる金額　十割
（註）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ) 個人の戦争保険金に対する課税に当っては、動産保険、不動産保険を綜合し、個人単位に名寄せして、右(イ)の税率を適用すること。

(ハ) 既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

(二) 企業に対する戦争保険金

(イ) 政府補償の請求権を除いた企業の現存資産の時価額が外部負債の総額を超過する場合には戦争保険金に対して十割の課税を行ふこと。

(ロ) 右の現存資産の時価額が外部負債の総額に達せざる場合に於ては現存資産の時価額と戦争保険金の合計額が外部負債の総額を超ゆる場合に限り其の超過額に相当する額を租税として全額徴収すること。

(ハ) 今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社であって、右(イ)又は(ロ)の課税の結果払込資本金の七割以上を喪失するに至るべきものに付ては、払込資本金として留保し得る額が払込資本金の三割を下ることのないやうに減税し得るものとすること。

但し此の場合

(1) 資本金二十万円以上の会社に在っては払込資本金として留保し得る額が少くとも十万円を下ることのないやうに減税すること。

(2) 資本金二十万円未満の会社に付ては課税の結果株主が払込資本金の五割以上の損失を蒙る場合に於ては、払込資本金として少くとも五割を留保し得る様に減税すること。



(三) 契約打切に依る半製品代金

(イ) 契約打切に依る半製品代金に付ては、企業に対する戦争保険金と合算し、戦争保険金と同一の方法に依り処理する。

(ロ) 既に支払はれたもの及び前渡金等との相殺に依って決済せられたものに付ても、其の受領した金額が現に政府特殊借入金等として封鎖中のものなると否とに拘らず総て前記原則に依り処理すること。

(ハ) 右(ロ)の場合に於て既払分に対する課税に当っては既に支払を受けた請求権者より其の額を申告せしめることとし、不正の申告を為し、又は故意に申告しなかった者に対しては相当の罰則を適用すること。

(四) 企業の産業設備営団に対する請求権

産業設備営団が買上げることを条件として企業の建設した設備、及び産業設備営団の勘定に振替ることの合意の下に建設した設備の建設費であって企業の産業設備営団に対する請求権となって居るものに付ては(三)と同様に処理する。

第三、企業の蒙る損失

右第一及び第二の処理の結果企業の蒙る損失は左に依り負担せしめ整理すること。

(一) 損失は先づ第一に、企業の積立金及び資産の評価益の全額を以て塡補せしめる。

(二) 次に払込資本金の全額迄を負担せしめる。但し第二の(二)の(ハ)に依り減税せらるる場合は其の限度迄を以て負担せしめる。

(三) 尚損失が残るときは各外部債権者に対し払込資本金と同一の損失負担率に達する迄、各債権額に応じて負担させる。此の場合社債権者と其の他の債権者、担保付債権と無担保債権と云ふ様に債権の種類に依って負担の割合を違へることはしない。

但し政府の有する債権は除外し、下請業者及び従業員の有する小口債権に付ては特別の考慮を払ふ。

(四) 以上に依って損失を償却しても尚損失額の残る場合には其の残額は払込資本金及び各外部債権の残額を以て按分して分担せしめる。

第四、金融機関の蒙る損失

金融機関の損失に付ては左に依り負担せしめること。

㈠ 損失は先づ第一に積立金及び含み益の全額を以て塡補せしめる。

㈡ 次に払込資本金の七割までを以て負担せしめる。

㈢ 外部債権（預金、保険金、金融債及び金融機関相互間の債権を除く）は七割に達するまで各債権額に応じて負担せしめる。

㈣ 以上に依って損失を塡補しても尚損失額の残る場合にはその残額は㈡と㈢の残額を以て按分して負担せしめる。

㈤ 預貯金債務及び保険債務に付ては全額支払を為すこととし前各項の処理に依り支払不能となるものに付ては政府に於て之を補償すること。

備考

㈠ 金融機関相互間に於ける債権債務（日銀借入金を含む）は優先的に支払を為すこと。

㈡ 金融債に付ては

(イ) 金融機関所有分は㈠に準じ取扱ふこと。

(ロ) 貯蓄債券、報国債券、復興貯蓄債券等小口債券は本文㈤の預金に準じ取扱ふこと。

第五、財産税及び財産増加税

㈠ 個人財産税及び個人財産増加税は概ねG案の趣旨に従って課税すること。但し、

(イ) （中略―引用者）

(ロ) C階級に対する個人財産税はA階級及びB階級に対する課税額が当初の歳入見込額に達し又はこれを超ゆる場合においても大蔵省が必要と認めるときはこれを課税し得ることとすること。

(ハ) 個人財産増加税はG案により課税すること。

(ニ) 調査時期は政府原案通り一九四六年三月三日午前零時とすること。但し株式価格等の評価は本案発表後適当の時期における価格によること。



㈡ 法人財産税は概ね政府原案によりこれを実施することとし、法人戦時利得税はこれを廃止すること。（中略―引用者）

第六、関連する措置

㈠ 本案の実施に応じ事業会社及び金融機関は急速に其の経理の整理を行はしめること。但し其の整理中政府は経済の復興を遅滞せしめざる処置を強力に講ずること。

㈡ 復興金融会社又は之に代るべき金融機関を設け非常時的産業金融を強力に行ふこと。

㈢ 政府は地方別且組織的に速に失業者受入体制を整へること。右に依って地方毎に適切なる公共事業を起すこと。其の経費は政府予算の公共事業費より支弁すること。

㈣ 本案実施に伴ひ食糧の供給に支障を生ずることなき様予め万全の準備をなすこと。

㈤ 諸事業は官公営をも含め、前記の失業者受入体制の整ふに従って、事業の思ひ切りたる整理を敢行し、収支のバランスを確立すること。

右の整理は個々の企業に就てのみならず、産業全体に就て断行すること。

以上の整理に依り遊休化する設備中、将来の日本産業の為必要なりと認められるものは国家の経費に依って之を保管すること。

なお、この「要綱」の末尾に「狭義の軍需補償の範囲」について次の説明が付されていた。

狭義の軍需補償の範囲

狭義の軍需補償とは左に掲ぐる損失に対する補償を謂ふ。

一、軍需会社法第八条、第九条及び第十二条の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因って蒙った損失其の他同法に基いて発せられた政府の命令に因って蒙った損失。

二、総動員業務事業整備令第二条、企業整備令第二十二条、総動員試験研究令第二条、工場事業場管理令第六条、海運統制令第

六条、第七条及び第十八条、陸運統制令第二十二条の規定に基く政府の命令又は処分其の他国家総動員法及び同法に基いて制定せられた命令に基いて為された政府の命令又は処分に因って蒙った損失。

三、防空法第五条ノ七の規定に基く政府の命令を受けた者が其の命令に因って蒙った損失。

四、兵器等製造事業特別助成法第五条の規定に基いて、政府に於て買上げることを条件として設備の新設、拡張又は改良を命ぜられた者が其の命令に依って新設、拡張又は改良した設備を政府に買上られざるに至った為蒙った損失但し政府との間に其の設備の買上に関する契約が成立して居る場合を除く。

五、前各号に掲げられた法令以外の法令に基いて発せられた政府の命令を受けた者が其の命令に因って蒙った損失。

六、法令の規定に基かない政府の命令、示達、指示等に因って蒙った損失であって政府が補償すべきもの。

七、其の他前各号に掲げられた損失以外の損失であって政府が特に補償することを必要と認めたもの。

I案における修正点は、六月一四日案、ならびに六月一五日の「細目案要綱」に盛られていた一万円という免税規定が削除されたこと、関連する措置として、官業等による国債消却についての論及の削除（六月一五日案以降）、国債利子の切下げ反対という論点の削除（六月一四日案以降）等である。六月一二日案に登場した銀行預金等の保護という考え方は、上述のように、「補償処理案要綱」の第四に具体化されたが、とくに、第四の㈤の部分は、六月一五日案に「預金債務及保険金債務に付ては全額支払を為すこととし、政府はこれが支払を保証すること。」とあったのを、「支払不能となるものに付ては政府に於て之を補償すること」と表現を改めたものである。その他の点で注目を要するのは、「企業の蒙る損失」（第三）と「金融機関の蒙る損失」（第四）の負担方法に相違があることであろう。預金債務に対する保護とともに、I案の金融機関保護的な特徴を示している。

なお、司令部に提出した回答には、G案とI案とについて、歳入額や企業等に対する影響を推計した次の五表が参考資料として添付されていた。[28]



第一表　歳入額総合比較表

（単位　百万円）

| | G案 | I案 |
|---|---|---|
| 軍需補償課税 | 五七、二〇〇 | 三五、八九五 |
| 財産税 | 四四、六九六 | 八六、八〇三 |
| 個人 | 四四、六九六 | 六一、三三〇 |
| 法人 | — | 二五、四七三 |
| 財産増加税 | 一四、〇二〇 | 二〇、三八五 |
| 計 | 一一五、九一六 | 一四三、〇八三 |
| 預金等補償見込額 | x | △二六、八八七 |
| 差引 | 一一五、九一六 | 一一六、一九六 |

第二表　軍需補償課税歳入額調

（単位　百万円）

| | G案 | | | I案 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 課税 | 課税外 | 計 | 課税 | 課税外 | 計 |
| 狭義ノ軍需補償 | 一三、五〇〇 | ○ | 一三、五〇〇 | 一三、五〇〇 | ○ | 一三、五〇〇 |
| 戦争保険 | 三二、八〇〇 | 一一、二〇〇 | 四四、〇〇〇 | 一六、三九五 | 二七、六〇五 | 四四、〇〇〇 |
| （個人） | 七、八〇〇 | 一〇、二〇〇 | 一八、〇〇〇 | 二、〇二五 | 一五、九七五 | 一八、〇〇〇 |
| （企業） | 二五、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二六、〇〇〇 | 一四、三七〇 | 一一、六三〇 | 二六、〇〇〇 |
| 契約打切 | 一〇、〇〇〇 | ○ | 一〇、〇〇〇 | 五、三〇〇 | 四、七〇〇 | 一〇、〇〇〇 |
| 産業設備営団 | 九〇〇 | ○ | 九〇〇 | 七〇〇 | 二〇〇 | 九〇〇 |
| 合計 | 五七、二〇〇 | 一一、二〇〇 | 六八、四〇〇 | 三五、八九五 | 三二、五〇五 | 六八、四〇〇 |

第三表　補償打切の企業に及ぼす影響

| | | |

備考

一、欠損見込の基準は左の通りとした。

| | G案 | I案 |
|---|---|---|
| 在外資産 | 一〇〇% | 一〇〇% |
| 外国証券 | 九〇 | 九〇 |
| 政府保証債 | 八〇 | 八〇 |
| 一般社債 | 三〇 | 一〇 |
| 株式 | 五〇 | 五〇 |
| 貸付金 | 三一 | 一五 |

二、戦争保険金の免税部分は政府が補償するものとした。

第五表　個人に対する戦争保険金調

| | 員数 | 一人当り平均 | 保険金 | I案 現金 | I案 課税 | G案 現金 | G案 課税 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一万円以下 | 一二〇万人 | 五、五〇〇円 | 六六・〇億円 | 六六・〇億円 | 億円 | 六六・〇億円 | 億円 |
| 三万円以下 | 二五 | 一四、〇〇〇 | 三五・〇〇 | 三五・〇〇 | 〇 | 二五・〇〇 | 一〇・〇〇 |
| 五万円以下 | 五 | 四〇、〇〇〇 | 二〇・〇〇 | 二〇・〇〇 | 〇 | 五・〇〇 | 一五・〇〇 |
| 十万円以下 | 五 | 七五、〇〇〇 | 三七・五〇 | 三一・二五 | 六・二五 | 五・〇〇 | 三二・五〇 |
| 十万円超 | 一 | 二一五、〇〇〇 | 二一・五〇 | 七・五〇 | 一四・〇〇 | 一・〇〇 | 二〇・五〇 |
| 合計 | 一五六 | | 一八〇・〇〇 | 一五九・七五 | 二〇・二五 | 一〇二・〇〇 | 七八・〇〇 |

このようにして、日本政府の方針は、六月一〇日の石橋蔵相案に一つの方向を見出しつつ、形を成したといえる



が、この方針が一三日の閣議において原則的な承認をうるまで、政府部内での見解の統一はかなり難航した模様である。それは、六月一〇日案の修正の経緯からも、あるていど推察することができる。

六月一〇日の石橋蔵相案の提示当時、政府部内の諸案を整理したものと考えられる「G案への対策要綱」[29]を紹介しておこう。ここでは甲乙丙丁の四案に整理されているが、このうち、甲案（一般負担による即時実施案）は蔵相案の「第二　対策要綱」を収めたものである。その他の諸案は次の如くである。

乙案（一部繰延案）

一、軍需補償は打切ること。

二、戦災保険、賠償補償、在外資産補償等に付ては三分の一を打切り、三分の一を長期の延払ひ（例へば無利子五十年に賦払ひ）、三分の一を当該権利者に対する債権者の損失にて分担すること。

三、個人の小額預金は之を保護すること。

丙案（繰延案）

一、軍需補償は打切ること。

二、戦災保険、賠償補償、在外資産補償等に付ては長期低利の延払ひ（例へば年一分、五十年々賦）とすること。

三、公債を低利に強制借替すること（例へば年一分とする）。

四、個人の小額預金保護の限度を緩和する（例へば一人当り一万円）外、一定限度の戦災保険は二、に拘らず現金化を許可すること（例へば一人五万円以内）。

丁案（G案に近き修正案）

一、軍需補償は打切ること。

二、戦災保険、賠償補償、在外資産補償等は原則として之を打切るも、一定限度迄は支払ふこと。

右の限度は三者を合計して二十万円以内とすること、但し個人に対する戦災補償は住宅四万五千円、動産一万円以内とする

こと。

三、打切によって生産再開及個人生活に支障を生ずる場合に対しては長期低利の資金供給を行ふこと。

四、小額預金の確保限度は一人当り一万円とすること。

五、打切りの方法はG案の如く財産税にて徴収する方法によること。

六、新円の引代へ又は切下げ等は之を行はざること。

従来の政府内部の諸見解と比較すると、丙案（繰延案）は、六月八日付の内閣審議室の第一案（棚上案）と骨子は同一と考えられ、丁案は、同じく内閣審議室の第二案と同質である。乙案（一部繰延案）は一種の妥協案であるが、厚生大臣の主張に近いものと推測される。(30)

これらの諸案についての論議の内容は明らかではないが、討議の過程で、石橋蔵相自身ひそかに、妥協案の構想を用意していた事情が「渡辺武日誌」に記述されている（六月一一日の項）。この前後の推移を同「日誌」の関連部分から摘記すると次の如くである。

六月五日（水）

本日午後経済閣僚懇談会アリ意見区々ナリ

六月六日（木）

本日モ経済閣僚懇談会アリ更ニ内閣審議室ニテ研究スルコトトナレリ

六月七日（金）

本日内閣審議室ノ研究ハ商工、農林、厚生各省ニテ不安視シ居リ明日午後ノ閣僚懇談会ニ附議スルコトトナレリ

六月八日（土）

本日閣僚懇談会ニテ補償問題協議



司令部ニ進行状況報告

六月一〇日（月）

午前省議ニテ大臣案ノ提示アリ一般補償以外ハ財産税ノ増徴ニヨラントスル案ナリ

午後 LeCount ニ進行状況報告

経済閣僚懇談会ニ出席、結論ニ至ラズ

六月一一日（火）

午前閣議午後閣僚懇談会、依然結論ニ至ラズ蔵、厚、農、商四相会議ニ附議スルコトトナル、夕方大臣ノ洩シタル意嚮ハ一般補償、契約打切分ハ打切、其ノ他ハ1/2財産税、1/2二分利債ニヨル棚上ゲ論ナリ

六月一二日（水）

午前司令部ニテ経過報告

午後蔵、厚、農、商、逓五相会議ニ列席、司令部ノ意嚮ヲ説明ス、大体方向ノ一致ヲ見ルモ尚区々ノ意見アリ

一般補償及契約打切補償ハ打切ニ大体一致セリ、保険ニ関シ厚相ハ1/3打切、1/3財産税、1/3棚上ゲヲ主張、農相ハ食糧確保ノ条件ヲ主張、逓相ハ国有事業払下ゲヲ主張、商相ハ打切促シ損失ヲ金融機関ニ負ハシムル案ヲ主張セリ

会議後省内ニテ協議、大臣ハ回答草案ヲ起草明日ノ閣議ニ附議スルコトトナル

六月一三日（木）

午後ノ閣議ニテ大臣ノ回答案ヲ原則的ニ承認、更ニ事務当局ニ於テ字句等ノ整理ヲ為スコトトナレリ

司令部 Akin ニソノ旨報告

六月一四日（金）

閣議ノ決定ニ従ヒ事務的ニ案ヲカタメル

G案を受けとってからI案提出までの経緯の特徴は、政府各部局の見解が積極的に開陳され、それらの調整が一つ

の課題となったことであろう。大蔵省においても、この時期には、省内各局での個別的な検討は影をひそめ、大蔵省としての見解を提出しながら、各省の見解との調整をはかって、日本政府の公式見解とりまとめの中心となるという役割を担った。もっとも、この大蔵省案自体が模索と調整の過程で形作られたことは、条件つきG案受諾という方針に一時、傾いたことにもみることができるし、石橋案が、最終的な結着をみるまで、補償の範囲、支払いの方針等々について、かなりの変化をみたことにも看取することができる。この過程での各省との具体的な調整経過については必ずしも明らかではないが、「損失ヲ金融機関ニ負ハシムル」[31]という考え方を主張した商工省と、I案第四に表現されている金融機関保護の考え方との喰い違いは注目に値する。

なお、この修正過程で、石橋蔵相の個人的色彩は薄められることとなったといえるが、さらにつけ加えれば、G案を「延期実行することも又同時に不利益である」という回答主文の主張は、石橋の蔵相就任前の見解からの転換を意味しているといってよいだろう。

また、司令部がG案とセットになるべきものとして提案した復興金融会社の構想については、I案の第六、(二)に、この種金融機関を設けて「非常時的産業金融を強力に行ふこと」とされている。既に触れたように、司令部の提案をまつまでもなく、日本政府においても、早くからこの種の金融機関の構想は存在していたから、I案における記述は当然といえるが、ここでは具体的な細目についてまで司令部構想への同意が表明されたわけではない。渡辺武は、六月六日、司令部にたいして、とりあえずの応急策が必要だと説明している。[32]

六月六日（木）

午後司令部ニ至リ復興金融会社案ニ付協議、補償打切ノ前提トシテハ設立ニ時間ヲ要スルヲ以テ取敢ヘズノ応急策必要ナルベキコトヲ申述ブ



なお、この問題について、この時期の省内では、日本銀行からの資金供給が考えられていたことをつけ加えておこう。[33]

(1)「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年五月二一日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一三ページ。
(2)「渡辺武日誌」昭和二一年五月三一日。
(3)大蔵省資料Z五二六―四―二。
(4)「スートランド文書」大蔵省資料Z七〇三―六。
(5)参考のため、このプランの大蔵省訳を紹介しておく（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

復興金融機関ノ設置

一、日本政府ハ経済安定本部ノ下部機関トシテ該部ニ責任ヲ持ツ復興金融機関ヲ設置シ重要産業ノ復興ニ対シ産業信用資金ヲ供給セシメルモノトス

二、復興金融機関ハ先ヅ予算ノ予備金ヨリ二億円ヲ超エザル額ニテ資金ノ供給ヲ受クルモノトス追加資金ハ予備金若ハ議会ニテ承認ノ通常政府歳入ヨリ経済安定本部ノ副申附ケ得ラルルモノトス

三、復興金融機関ノ貸出業務ハ右機関ノ設置ノ日ヨリ三年ノ期間若ハ経済安定本部ガ右期間内ニ該機関ノ存続ガ最早不必要ト考ヘ該部ニヨリ貸出業務ヲ終息セシメラレタル時ニ終ルモノトス

四、復興金融機関ノ貸付金ハ敢ニ平和産業ノ再建若ハ復興ノ為ニスル産業ノ緊急需要ノ金融ニ限定サルルモノトス、借受者ノ通例ノ信用供給者ヨリ適当条件ノ下ニ必要資金ノ入手不可能ナル証明書ヲ必要トシ同様趣旨ノ補足説明書モ日銀地方支店ヨリ取付ケルモノトス

五、復興金融機関ハ中央ニ集中セズ各地方ノ借入申込ヲ処理出来ル如ク地方事務所ヲ設置ス各地方事務所モ経済安定本部ノ定メル綜合政策並ニ規定ニ従フモノトス

六、復興金融機関ハ国民経済上必要ナル施設ノ復興転換ヲ行フ為期限二ケ年ヲ限リ市中金利ヨリ低利ニテ資金ノ融通ヲ行フコトヲ得、右低金利ノ貸付ハ借主ニ於テ戦争中ノ損害ガ余リニ甚大ナル為復興期間中普通ノ利息ヲ支払フコトガ出来ヌ場合ニ限定スルモノトス

七、右機関ノ行フ資金融通ノ貸付契約ノ諸条件、就中利率、期限、償還其ノ他ノ方法ニヨル返済ニ関スル規定等ハ低金利

ノ期間ノ満了ノ際又ハ最初ノ借入ノ日ヨリ三年以内ノ適当ナル期日ニ於テ右貸付契約ヲ私的金融機関ヘ容易ニ肩代リ出来ル如キ条件トス

(6) 「疑義応答要録（六月四日於司令部経済科学部）」、「応答要録その二（六月五日）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。なお、六月四日の「要録」には、「取敢えずの記録にして誤りなきを保し難し　愛知」という注記がある。

(7) 昭和二一年六月二日付の無題の文書。愛知文書課長の筆蹟で「六・二（日）省議」の書きこみがある（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

(8) 大蔵省資料Z五二六―四―二。この回答案は「五月三十一日御内示の案に対する卑見概略左の通り申し述べることを許されたい」という一文で書き出している。なお、「勧告案ニ対スル意見　二一・六・三（銀行局長）」（同前）では、G案にたいする諾否の結論は留保されているが、G案が経済的に、また社会的に深刻な混乱をもたらすことを強調している点では、前者の考え方の系譜に含めてもよいだろう。

(9) 同前。

(10) 同前。

(11) 同前。

(12) この文書の余白には「六・七各省事務当局会報（ママ）ニ附議」と誌されている。

(13) 後段の部分は、六月七日案では次のようになっていた（傍線は六月八日案における修正箇所―引用者）。

併し乍ら他面に於て過去に於ける残滓を払拭し、新日本経済再建にスタートを切る為には真に思ひ切つた措置が必要であること亦論を俟たぬ処であるから、結論としては、本案の内容に充分の検討を加へて之に依る弊害を最少限度に止め、実施のタイミングを合理的ならしめ、且之を成功せしめ得る為の条件を充分に検討し、其の実現の確算を前提として本案の実現を期すべきものと思ふ。

(14) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(15) 同前。

(16) 同前。

(17) 無題で「商工省　二一・六・一〇」と頭書してある（同前）。

(18) 公債の全部又は一部破棄にかんする商工省の主張は、金融機関と産業企業についての興味深い視点を含んでいるので紹介



しておこう。

公債の全部破棄を断行すること少くとも公債総額と財産税収入総額との差額に相当する差額の公債の破棄を行ふこと。

理　由

(1) 原案は経済界全般に与へる影響は広汎且深刻ではあるが所謂擬制資本の根本的切捨に依つて急速且合理的な我国経済の再建を図らうとするものであり、其の意味に於て賛意を表するものであるが、実質資本と見合はない貨幣的名目資産の典型的なものといふべき公債の破棄を見逃しているのは不徹底も甚だしい。

(2) 軍需補償、戦時保険金等を打切りながら同じく敗戦に伴つて生じた擬制資本である公債の破棄を行はないのは不公平で、議会、国民を十分に納得せしむることは到底困難であらう。

(3) 巨額の公債を残存しておくことは之を大部分所有してゐる金融機関の産業に対する不当不正なる優位圧迫を強化することとなる。殊にその圧迫強化の実力が本来切捨てられねばならない擬制資本に由来することは許し難いことである。

(4) 若し影響の激化をおそれて公債の打切を延期するとしても、前記の理由に依つて早晩実行しなければならぬことは必至であらうし、若しそうだれば我国の経済界は再度に亙り重大な混乱を繰返さねばならぬこととなる。

(19) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(20) 「渡辺武日誌」昭和二一年六月一〇日。

(21) この文書には「六月一〇日経済閣僚懇談会へ附議」という書き込みがある。

(22) 大蔵省資料Z五一一―二九八。

(23) 同前。

(24) 同前。

(25) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(26) 同前。

(27) 大蔵省資料Z五一一―二九八。

(28) 大蔵省資料Z五二六―四―二。

(29) 同前。

(30) 同じく「乙案（河合）（二一、六、一〇）」（大蔵省資料Z五一一―二九八）では戦災保険その他の補償を、三分の一打切

り、三分の一棚上げの他、残りの三分の一を財産税によるとしている点が、本文で引用した乙案と異なっている。なお、この「河合」とあるのは、河合良成厚生大臣と推測される。以下のとおり。

乙案（河合）（二、六、一〇）

一、狭義の軍需補償打切りは石橋案通り。

二、戦災保険其他の補償の三分の一を打切ること。

（或は三分の一が行過ぎならば四分の一にても可なり、又五万円以上の超過保険を厳重に査定して四分の一見当を打切るやうに措置するも一案なり）

三、一般国民負担分即ち財産税徴収により塡補する分は三分の一とす。

（或は打切りを四分の一となす結果財産税塡補額を二分の一即ち五割迄となすも一案なり）

四、将来への棚上分を三分の一とす。

（或は四分の一となすも一案なり）

右棚上方法に付ては種々考へられ、国有財産の証券化によって之を繰延べるのもその方法であるが自分の一案としては

(1) 十年据置償還無利子公債を発行して之を補償権利者へ交付す。

(2) 右公債を以て債務の担保となす。即ち金融機関への債務は焦付状態に置く。

(3) 右公債は額面を以て評価することを得。

(4) 金融機関へ対し債務者は三分の利子を支払ふ。債務者が支払ふ能はざる分は国家に於て補償す（金利は事業家が支払ふ）。

(5) 右公債は財産税をかけず。

(6) 十年間に於ける日本経済の推移を見て本公債を借換へるか否かを決す。

交渉の方法

(1) 本案の重大性に鑑み出来るだけ熟議し出来るだけネバルこと。

(2) 総理よりマッカーサー元帥に対しG案影響の極めて重大にして到底実行し難き理由を説明し

　(イ) 一部は趣旨に添うて実行するが一部は国民全般の負担として財産税の重課により処理する。

　(ロ) 一部は将来へ繰越す。



の二点に付て了解を求むること。

(3) 総理よりの交渉と同時に先方関係者と当方関係との懇談会をやること。

(4) マッカーサー元帥に於て右交渉に於て拒否せられたる場合に石橋案を以て交渉すること。

(5) どうしてもG案でなければだめの場合はヂレクチーブを受くること。

(31)「渡辺武日誌」昭和二一年六月一二日。

(32) 同前、六月六日。

(33) 司令部のRFA構想の提案の前日、六月二日の省議でも、この問題がとり上げられているが、ここでは復興金融会社へ「必要があれば、日本銀行より之が資金を供給せしめることとする」（大蔵省資料Z五二六―四―二）とした他、支払い済みの補償金について、納税資金の貸付けをも考えていた。復興金融会社への日銀からの資金供給という構想は、六月七日の「租税提案に関する件」（同前）、および六月八日の「課税提案に関する意見（未定稿）」（同前）にもみられる。

## 第五節　司令部との折衝（その二）

日本政府の対案、いわゆるI案は、六月一七日、石橋蔵相によって司令部に提出された。それから、七月二二日のマッカーサー元帥の吉田首相宛書簡によって補償処理問題に終止符がうたれるまでの一ヶ月余り、日本政府と司令部との間におこなわれた折衝は占領期には異例のはげしい応酬によって特徴づけられる。

I案提出時の模様は、「渡辺武日誌」によると次の如くであった。

午後三時　大臣ト共ニ LeCount ニ面会（Marquat ハ母親ノ病気ノ為帰国）Akin, Shavel 同席、当方渡辺、柏木、片桐

大臣ノ回答を提出、司令部側一読ノ上 Akin 曰ク、ナイフノ使ヒ方ガ充分ナラザル感アリ、感想ハ司令部案ヲ大蔵省ガ受ケタルトキノ感想ニ類ス、即チ実行可能性ニ付尚充分研究ノ上ナラデハ確信ナシ、LeCount 曰ク本案ハ内閣各省ト充分協議セリヤ、大臣然リ、Akin 曰ク事務的ニ関係課長等ヨリ説明聴取シタシ

渡辺　可ナリ但シ方針ノ可否ハ今一度今日ノ如キ member ノ会議ニテ討議ヲ要スベシ

LeCount　同意

大臣　本案ノ要点ハ預金ヲ全額保証セル点ニアリ当方ノ誠意ヲ汲ミ本案ノ採択セラレンコトヲ希望ス

次ニ大臣ヨリ予算ニ関シテハ趣旨ヲ書キタルモノヲ明日提出スベシ、又七月限リノ予算モ提出スベキヲ以テ特ニ至急審議セラレ度旨申入タリ

この翌日から司令部側担当官と大蔵省側とは、時に蔵相をも交えて折衝をくり返すことになるが、I案については、六月二〇日、ルカウントから同意し難いという回答があった。同日おこなわれた問答は、両者の考え方の相違を



生き生きと表現していると考えられるので紹介しておこう。[1]

大臣、ルカウント会見録（昭和二十一年六月二十日）

司令部側　ルカウント、マクダイアミッド、エイキン、シャベル、シャアボン

当方　大臣、銀行局長、終戦連絡部長外

日時　六月二十日　午後三時—五時

ルカウント「先般大臣ノ手交セラレタ日本政府案ヲ審ラカニ検討シタガ当方トシテハ之ヲ認メルワケニハ参ラナイ。思フニ日本案、司令部案何レヲ採ルトヲ問ハズ補償打切問題ハ早晩解決セラレネバナラヌ。先般来事務当局ヨリモ、又大臣ノ御書翰ヨリモ司令部案実施及発表ノ結果生ズ可キ反響ノ大ナルヲ惧レテ居ルコトガ察セラレルガ大体補償打切ノ必至ナル事ハ既ニ公知ノ事実デアリ又反響アリトスルモ日本案ガ司令部案ニ比ショリ軽微ナ反響ヲ与ヘルニ止ルト云フ根拠ハ無イ。金融機関ニ於テモ数ケ月以前ヨリ、緩厳ノ程度ハアレ何等カノ施策ガ為サレル事ヲ予期シテ居リ又貴案ニ依リ補償支払ヲ為ストスルモ金融機関ノ融資ガ完全ニ焦付カズニ得ルカ否カハ極メテ疑ハシイ。此ノ点ヨリ自分ハ金融機関ハ多カレ少カレ犠牲ヲ払ハネバナラヌト考ヘル。次ニ補償ガ支払ハレルトスレバソレハ現金又ハ国債ニ依リ支払ハレルデアラウガ其ノ結果ハ通貨増発ヲ招クカ国債発行高ノ増嵩ヲ来スカ何レカデアリ、其ノ結果ハインフレーションノ昂進、一般的破算ヲ招クノデハナイカ。結局政府ガ進ンデ金融機関会社等ノ破算—清算—ヲ招来スルカ、ソレトモ自然ニサウ云フ事態ニ立至ルカノ相違ニ過ギヌ、司令部案ノ補償打切ハ或ハ経済界ノ混乱ヲ生ジルカモ知レズ又全プログラムノ完遂ニ長期ヲ要スルカモ知レヌ。然シ前言シタ通リ日本案ニ依ルモ同ジク経済機構ノ混乱ハ必至デアリ、要ハ政府ガ進ンデ之ヲ行フノ勇無クンバ、自然ニ斯ル事態ガ発生スルニ過ギヌト云フ事ニナル。先般来事務当局ヲ通ジエイキン少佐シャベル氏等ニ色々御意見ノ開示ガアッタガ大臣御自身今日御意見ガアレバ承リ度イ」

大臣「結論ヲ先ニ申上ゲル。私ノ意見ハ司令部案ハ其ノ実施ガ各方面ニアト・ランダムナ影響ヲ与ヘルト云フ重大ナ欠点ヲ持チ、預金者ヤ保険契約者ハ自己ノ資産ノ終局的結着ニ付テ長イ間不安ナ状態ヲ続ケ、其ノ間経済活動ハ停止状態ニ陥ル事ヲ指摘シタイ。次ニ先程ノ意見ニ付逐一検討スルニ輿論ハ既ニ補償打切ヲ予期シテ居ルト云ハレルガ之ハ誤リデアル。一般ニ云ッテ居

ルノハ百五十億カ六十億ノ打切ノ事ヲ云ッテ居ルノデ戦争保険ノ事等考ヘテ居ナイ。戦争保険ハ保険料ヲ支払ッテ成立ッタ契約デアッテ之ガ破棄サレル等トハ夢ニモ思ッテ居ナイ。次ニ銀行ヤ保険会社ハ戦争保険ニ付テハ政府ノ代行機関又ハ支払機関ニ過ギナイ。次ニ補償問題ハ早晩解決ヲ要スルト云ハレルガ当方モ之ヲ延期ショウトハ考ヘテ居ラヌ。我々トテモ事ヲ一挙ニ解決セントシテ居ル。又我々ハ銀行ヤ保険会社ノ破算ト云ッタ事ニサシテ気ヲ留メテ居ルモノデハナイ。私ノ申シ度イノハ預金者、被保険者ヲ中心トシテ長イ間事態ガ不安定ヲ続ケル事ガ極メテ好マシクナイト云フ事デアリ、コレハドウシテモ御再考ヲ乞ハネバナラヌ」

ルカウント「勿論総テガ一晩デ片附クワケニハ行カヌ」

シャベル「銀行関係ノ担当者デアルシャアボンノ意見ニ依ルト何レノ案ヲ採ルモ銀行等ノ清算ハ必至デアルト見テ居ルガサウカ」

ルカウント「司令部案、日本案何レヲ採ルモ銀行ノ清算ハ必至デアルト云フ点ハ認メラレルカ」

大臣「ソレハサウデアル。問題ハソレガ預金者等ニ及ブカ否カト云フ点デアル」

ルカウント「司令部案ハ打切ノ損失ヲ全部政府独リデカブッテハナラヌト云ッテキルニ過ギヌ」

大臣「G案デハ影響ノ波及ノ方法ガ偶々A銀行ニ預金ガアッタカラ損失ヲシタト云フ風ニ出鱈目デアル。更ニ銀行ヤ保険会社ノ云ヒ分――政府ノ代理ヲシタニ過ギヌト云フ――ニモ或程度ノ理窟ガアル」

ルカウント「其ノ銀行等ノ云ヒ分ハ分ル」

シャベル「大臣ハ次ニ輿論ハ戦保打切等考ヘテ居ラヌト云ハレタガ数ケ月前カラ十以上ノ新聞ノ内ノ或者ハ海外財産賠償モ含メテダガ、二千億ニ上ル政府補償ノ打切ヲ唱ヘテキル」

大臣「何新聞ガ何日ニ左様ナコトヲ申シタカ承リ度イ。又仮令左様ナ意見ガアッタトシテモ単純ニ盲従シテヨイモノカ否カ考ヘネバナラヌ」

シャベル「其ノ点ハ調査シテ御答ヘショウ。大臣ノ御説ノ次ノ点ハ戦争保険ハ契約デアルコト保険会社ハ代行ニ過ギヌコトト



云フ点デアッタガ、其ノ点理窟ハアルガ更ニ荒ク考ヘレバ、一般補償ニシテモ政府ガ約束ヲシテ居ルノデアッテ其ノ点ハ五十歩百歩デアラウ。此ノ際日本政府トシテハ過去ニ捉ハレズ新シイスタートヲ切ル可キ時デアルト思フ」

大臣「私トシテモ此ノ両者ニ根本的ナ差違ヲ設ケヨウト云フノデハナイ。従而保険モ一部分支払フト云ッテ居ルワケダ。政府ガ新ナ信用ニ立ッテ仕事ヲ始メルコトハ素ヨリ望マシイガ其ノ前ニ過去ニシタ約束ヲ出来ル限リハ果シタイト云フノデアル」

シャベル「大臣ノ御指摘ノ第四点ハG案ノ方ガヨリ混乱ヲ生ジ且ツ遅イト云フノデアルガ先刻御同意ノアッタ通リ銀行等ノ再組織ハ必至デアル。G案ハ之ヲ当該銀行ヤ会社ノ自己ノ責任ニ於テ行ハシメントスルニ対シI案ハ一ニ政府ガ立入ッテ之ヲ見テヤラウト云フノデアッテ早イ遅イカラ云ヘバG案ノ方ガ早サウダト誰デモ考ヘル。又混乱ノ点ハ両者ノ間ニ左様ナ開キガアルト見ヘヌ」

大臣「デハ私トシテハ二ツノ事ヲ申上ゲル。第一ニ預金者ガ大キナ不安定ナ影響ヲ長ク受ケルカ受ケズニ済ムカト云フ点、第二ハ混乱ノ程度ガ同ジダト云ハレル根拠如何」

シャベル「負担ノ負荷ト云フ事ハコレハ両案何レニスルモ公平ニハ参ラヌ。寧ロ私トシテハ政府案ニ根本的ニ反対ナ点ヲ指摘シタイ。第一ニ財産税ト増加税デG案ニ比シI案ガ四百八十億モヨリ多ク徴収出来ルト云フノハ単ナル希望的数字デアル。チャーン氏ガ屢々申シタ通リ補償ヲ支払ッタ場合デサヘモ今度ノ財産税、増加税等ガ五百億モトレレバ大出来デアル。況ヤ政府案程度ノ補償支払デ一千億以上トレルト云フ事ハコレハ先ヅ不可能ト考ヘネバナラヌ。第二ニ法人財産税ハドウシテモマヅイ。ソレハ第一ニ増資株ノ発行ニ依リ総テノ株主ニ不当ナ打撃ヲ与ヘ且ツ個人財産税、増加税ノ施行ニ支障ヲ生ジ又政府歳入ヲ実ノナイモノト化スルノ外生産ニ不当ノ悪影響ヲ与ヘル。斯ク考ヘテ見ルトG案I案何レガ経済界ヲ混乱セシメルカ、大臣ノ云ハレル結論ニ承服出来ヌ」

大臣「財産税ガ予期シタダケトレルカトレヌカコレハ日本政府ノヤリ方ノ問題デ私ハトレルト思ッテヤッテキルノダカラ信用シテクレネバ困ル。又新株ガ経済界ヲ混乱セシメ産業復興ニ悪影響ヲ与ヘルト云ハレルガ其レハ実ハ産業ノ復興トハ大シテ関係ノ無イ問題デアル」

シャベル「二十世紀ニ入ッテカラ財産税ヲ試シタ国ガ十四アルガチェッコスロバァキヤヲ除クト皆失敗シタ。其ノ内墺太利ハ実収ガ歳入見込ノ二％ニ過ギナカッタ。日本ノ場合千億円トレル等トハドウシテモ信ジラレナイ。千億円ト云フノハ大蔵省ノ推定ニ従フモ全国富ノ五分ノ一ニ当ル。仮ニ百歩ヲ譲ッテ七百五十億ヲ徴収シ得タトシテモ歳入綜合比較表ヲ見ルト「補償ヲ払ハズ税ヲトラヌ」G案ト「払ッテトル」I案トガ略々トントントナッテ居ル面カラ二百五十億ダケハ損ヲスル事ニナル」

大臣「私ハ実ハ千億円ハイラヌト思ッテヰル。補償ニ必要ナノハ三百億円デ後ノ七百億ハ当面ノ必要ハ無ク、予算ノ穴ヲ埋メル為更ニ三百億ヲ必要トシテモ四百億ハ不要デアル。チャーン氏ガ何ダカ六百億トカ云ハレタヤウダッタカラサウシタ迄ダ」

マクダイアミッド「税収入ハ物納ガ多カラウカラ其ノ面デハ信用収縮ニハナラヌ。補償ハ現金カ国債デ払ハレル。従而此ノ両者ガ数字上バランスシテモ実際ハ反ッテ通貨増発トナルノデハナイカ」

大臣「預金補償ハ保証デアッテ何モ全部現金ガ出ルワケデハナイ。些末ナ議論ハ別トシテ兎ニ角自分トシテハ一般国民ノ預金、保険金ヲメグル債権債務ノ不安ヲ出来ルダケ早ク安定スル事ヲ最モ喫緊ト考ヘテ居ル。経済ノ再建ト云フ事ニハ将来ノ見通シ如何ガ何ヨリモ大切ナノダ」

ルカウント「アメリカノ一九二九年ヨリ始マリ三〇年ノ中期ニ及ンダ経済恐慌ノ結果預金者ハ、大損失ヲ蒙リ、然モ政府ハ之ヲ百％補償スルト云フ様ナコトハ全ク為サナカッタ。運ノ良イ銀行ニ預金シテ居タ者ガ得ヲシタト云フニ過ギヌ」

エイキン「或ル者ハ得ヲシ、或ル者ハ損ヲスルト云フノハ其レ程不公平ナコトカ。人生トハ左様ナモノデアリ殊ニビジネストト云フノハサウ云フモノダ。況ヤ一度国敗レタ以上左様ナコトガアッテモ止ムヲ得ナイノデハナイカ」

シャベル「I案ニ在ッテモ保険金ノ支払方ハ資産不良ナ会社程沢山貰ヘルコトニナッテ居ル。又財産税ヤ増加税ハ本質上最モ不公平ナ税デアルコトハ主税局長モ同意サレテ居ル。貴方ノ方ニモ不公平ハアル」

大臣「何モ私ハ不公平ヲ云々シテ居ルノデハナイ。長イ間不安定ガ続クコトガイカヌト云フノダ。サウナルト現金以外ノ経済活動ハ止ッテシマフ」



エイキン「一万五千円迄保護スルト預金者ノ七〇％―八〇％位ガ最初カラ自分ノ預金ハ安全ト云フ保証ヲ得ラレルノデハナイカト推算シテ居ル。尤モ未ダ数字的根拠ハ確カデハナイガ」

大臣「ソレデモ一般企業家ノ預金ハ大抵一万五千円以上デアリ此等ノ人々ガ不安ナノデハ経済活動ハ難シイ」

司令部側のI案にたいする評価として、この日説明された一つの論点は、「経済機構ノ混乱」という点では、両案は大きく異なる所はなく、I案によっても「金融機関ハ多カレ少カレ犠牲ヲ払ハネバナラヌト考ヘル」とされたことであり、これにたいして蔵相が強調したのは「預金者被保険者ヲ中心トシテ長イ間事態ガ不安定ヲ続ケル事ガ極メテ好マシクナイ」ということであるが、この場合、注目されることは、蔵相が「一般企業者ノ預金ハ大抵一万五千円以上デアリ此等ノ人々ガ不安ナノデハ経済活動ハ難シイ」と司令部側に反論していることであろう。また、蔵相は、G案について「其ノ実施ガ各方面ニアト・ランダムナ影響ヲ与ヘルト云フ重大ナ欠点ヲ持」っていると批判しているが、アメリカ大恐慌の例を引きながら「或ル者ハ得ヲシ、或ル者ハ損ヲスルト云フノハ其レ程不公平ナコトカ。……ビジネスト云フノハサウ云フモノダ。況ヤ一度国敗レタ以上左様ナコトガアッテモ止ムヲ得ナイノデハナイカ」という司令部側の発言は興味深い。ともあれ、I案は司令部側の同意をうる所とならず、妥結点を求めて双方の折衝がくり返される。

この過程を概括的にいえば、司令部側からは、新提案とG案の条件緩和を内容とする妥協案の提示があり、大蔵省側からはI案の修正案を提出するという形で進行した。強いていえば、大蔵省側の修正対策の提出（六月二六日）と司令部側の拒否（七月二日）までの時期とそれ以降の時期とに分けることができる。

まず、司令部側からは六月一八日と六月二〇日にファイナンス・ディヴィジョンとしての新提案があった。六月一八日には、国債利子にたいする七一％課税案という新提案の他、戦争保険金の個人分を一人につき三万円（原案一万

円）まで支払うという妥協案が示され、六月二〇日には、以上に加えて、銀行預金の確保を一人につき一万五〇〇〇円（原案一万円）までとすること、また、I案(二)の(ハ)の条件は考慮してもよいとされた。つまり、「企業ハ今後ノ企業再建ニ必要ナルモノニ付テハ資本ヲ三〇%迄ノコス（原案一〇%）、尚十万円ハ必ズノコシ二〇万円以下ノ会社ハ$\frac{1}{2}$ヲノコス」[2]という譲歩がなされた。これらの譲歩は「最高司令官ノ同意ヲ条件トシテ」提案されたもので、「コレ以上ハ譲歩スルワケニハ参ラヌ」[3]（シャベル）とされた。したがって、たとえば「契約打切、産業設備営団ノ点ハ之ハ一般補償ト同断ニ扱フ可キモノデアル」[4]（シャベル）とされた。

なお、この時提案された国債利子七一%課税案にかんしては次章で説明するが、ここでは「此ノ七十一%税ハ当方ノ譲歩案ノ必須条件デアルノカ」という蔵相の質問にたいして、司令部側が「然リ」と回答したことだけをつけ加えておこう。[5]

なお、この時、ルカウントからは、来週火曜日（六月二五日）までに日本政府の諾否の回答をえたい旨の発言があった。その場合、もし回答が「ノー」であれば、「私トシテハ其ノ旨マルクワット少将及少将ヲ通ジ最高司令官ニ報告スルコトトナラウ、其ノ際司令部トシテハ二ツノ道ガアルト思フ。一ハ日本政府ニ対シ之ヲデイレクテイヴトシテ命ズルコト他ハ最高司令官ガ日本管理理事会ニ諮問スルト云フ道デアル。若シ前者ガ採ラレレバ同ジ趣旨ガ更ニ窮屈ニ実施方命令セラルル事ニナリ又後者ガ採ラレレバ結果ハ更ニ峻厳ナ案トナツテ来ルノデハナイカト思ハレル」[6]と付言された。

六月一八日および二〇日の司令部案の提示にたいする日本政府内のあわただしい対応の模様を「渡辺武日誌」にみると次の如くである。

六月一九日（水）



午前大臣官邸ニテ大臣ト打合

午后前日ニ引続キ同一メンバーニテ司令部ニテ会議、(1)個人戦保三万円ヲ更ニアゲルカドウカ、(2)非軍需企業乃至小企業ノ保護、(3)預金保護限度、ノ三点ニ付尚協議ノ余地アルモノノ如シ

六月二一日（金）

朝院内閣議ニテ大臣ヨリ前日ノ経緯報告アリ、幣原氏ヨリコノ膝屈スレバ再ビ伸ビズト激励アリシ由

夜大臣室ニテ省議　(1)保険三万円ヲ如何ニスルカ、(2)銀行預金一五、〇〇〇円ニテ充分ナリヤ、(3)国債利子七一%ハ実行シ得ルヤ等論議、事務当局ハドウヤラノメヌコトモナイ位ノ感ジナリ

六月二二日（土）

Akin 曰ク若シ本案実行上必要ナレバ司令部ハ発表ソノ他ニヨリアラユル援助ヲ払フベシ又債権取立停止ノ要アレバ approve ヲ与フル書面中ニソノコトヲ mention スベシ

六月二四日（月）

大蔵省案ヲ更ニ修正セル所ニ従ヒ折衝スル方針ニ決シ一方総理ヨリ最高司令官ニ延期方手紙ヲ出シ事務的ニハ別途交渉スルコトトシソノ準備ヲ進ム

一方主税局長ハ一般増税及財産税ニ付 Shavell ト交渉、免税点五〇、〇〇〇円Cクラス課税ニ付大体ノ了解ヲ得タリ

六月二五日（火）

外務大臣ヨリ Col. Müller 宛書翰ヲ提出スルコトトシ総理ヨリ MacArthur 宛ノ書翰ニ代フルコトトナレリ、一方本日 time limit ナリシガ明日午後三時ニ変更セリ

この間の経過のうち、とくに日本政府案の発案と決定の事情を『泚山日記』[7]を摘録することで補足しておこう。

六月二十二日（土）

九時より院内閣議　昨夕決心せる補償問題報告諒解を求む、

十時より貴族院　十二時半まで、午後一時半より衆議院　七時頃まで
それより本省に赴き　九時半頃まで省議、補償問題等につき省議　最後の指示を与ふ

六月二十三日（日）

登省　補償問題につき省議決定、七時半帰邸夕食、
夜補償問題につきての首相書簡等案文、

六月二十四日（月）

本日正午首相に昨夜の案文を渡す

六月二十五日（火）

九時登院　閣議　補償問題経過報告

政府各省の反応についていえば、商工省が条件つきで司令部案受諾の方針を示したのが注目される。六月二一日付の「司令部に対する回答案」[8]では次のように述べている。

司令部に対する回答案（二一、六、二一商工省）

一、左の条件のもとに、司令部案を受諾する。

(一) 企業に於ける債務超過額の株主及び債権者の負担の方法は、司令部案は株主資本に酷であり、又平時の観念原則であると認められるので、之を緩和し、株主の負担は払込資本金の七割に止めること。

(二) 預金打切はプールして行ふこと。

(三) 預金打切を免除する預金債権に左のものを追加すること。

(イ) 今回の措置に基く損失のため整理に入つた企業の預金

(ロ) 政府の指定する統制機関の預金

(四) 整理企業の従業者の退職給与債権は、優先的支払を認めること。但しその金額は一人一万円を超えることなく、又封鎖支払とすること。



(五) 預金打切免除の限度を一人当り一万五千円とすること。

(六) 個人に対する戦争保険金の打切免除の限度を一人当り三万円とすること。

(七) 法人については(五)(六)を適用しないこと。

二、本案受諾に際し、左の諸項を司令部に要望する。

(一) 食糧輸入を強化すること。

(二) 整理後の産業に再建の基礎を与へるため、必要な原材料、設備資材の輸入を拡大促進すること。

(三) 賠償撤去施設の具体的決定を速かに行ふこと。

(四) 企業の整備を迅速に完了する必要上、制限会社の整備については主務大臣が一般の例によりその整備計画を認可し、之に従つて行はれる。整備の実施には個別的な司令部の承認を要しないものとし、主務大臣が整備計画を認可する場合に、予めその大綱につき司令部の承認を受くることとすること。尚整備を完了した場合には、制限からこれを解除すること。

(五) 産業不安の時期を秩序を保つて切抜けてゆくために、本措置の発表後三ケ月間は、労働組合の罷業権の発動の停止を承認すること。

(六) 治安維持及び産業の資産の保持に全面的に協力すること。

(七) 国債によつて財産税を納入する場合に、日本政府に於て、本措置を併行する国債利子課税による影響を考慮した一定の割引価格を決定し、その価格によつて納入せしめる措置を承認すること。

(八) 本措置の円滑な実施を図るためには、モラトリアム、産業資産の保全命令、その他の準備的措置を予め実施する必要がある。

議会開会中に於ては緊急勅令の発動が不可能な事情に鑑みて、これをポツダム宣言の受諾に伴ふ勅令に基いて隠密敏速

に実施できるように適宜の指令又は覚書を発すること。

また、六月二二日の官邸における会議では、商工省は国債処理についても、「根本ニハ元本打切リ」としながら「G案ヲ呑ムベシ」[9]とした。

その他の各省の見解は、概ね、大蔵省案を支持するものだといってよい。六月二二日の会議では、海運総局、農林省、内務省、厚生省、司法省等の見解が記録されているが[10]、内務省の「預貯金、保険金ノ保証ガ最モ治安上問題トナル」という見解や、司法省の「事務当局トシテハ治安ヲ混乱セシムベシトスル憂慮甚ダシク 大蔵案ヲ支持（中略―引用者）Directive ヲ出シテ貰ッタ方ガヤリ易イ」という意見は紹介するに値する。

大蔵省内においては、司令部案についての若干の技術的検討もおこなわれはしたが[11]、先に紹介した「大蔵省案ヲ更ニ修正セル所ニ従ヒ折衝スル」（「渡辺日誌」）という政府の方針は、事務当局の意向によるというよりは、むしろ、政治的に決定されたといった方がよいであろう。六月二二日付の「補償処理案要綱」[12]をへて形を成した修正対案は、その他の付属文書とともに、六月二五日付の大蔵大臣から最高司令官宛の文書[13]“Proposed Revision to I Plan”としてとりまとめられ、翌二六日、蔵相によって司令部に提出された。その邦文原稿「修正対案」は次の如くである。

修正対案

六月十七日当方提案に関し其の後の貴方のサジエスチョンを充分考慮し、更に熟慮の結果左の諸点に修正を加ふることを適当と認める。

一、狭義の軍需補償のみならず契約打切りに依る半製品代金及び企業の産業設備営団に対する設備買取請求権等の請求権に対しては十割の課税を行ふこととすること。

二、企業に対する戦争保険金に付ては十割課税を原則とすること。但し



今後の経済再建の為に存続せしめる必要のある会社に付ては充分手加減を加えて減税措置を講ずることとし就中小企業に付ては充分考慮すること。

三、財産税及び財産増加税に関しては法人財産税を撤回し、税率を若干（一〇〇分の五程度）加重すること。

四、右修正を施す結果六月十七日当方提案の第一項、第二項及び第三項の一部は別紙の如くなる。

爾余の点は別添理由書に詳述せる処に依り右当方提案を最も適当と信じ御再考を仰がんとするものである。

（別紙）

第一、狭義の軍需補償、契約打切りに依る半製品代金及び産業設備営団に対する設備買取請求権等の請求権に対し十割の課税を行ふこと。

第二、個人に対する戦争保険金

(イ) 個人に対する戦争保険金に付ては逓次に左の税率を適用して特別の課税を行ふこと。

| | |
|---|---|
| 五万円以下 | 免税 |
| 五万円超十万円以下の金額 | 五割 |
| 十万円を超ゆる金額 | 十割 |

（註）最高受取額は七万五千円となる。

(ロ) 個人の戦争保険金に対する課税に当つては、動産保険、不動産保険を綜合し、個人単位に名寄せして右(イ)の税率を適用すること。

(ハ) 既に支払はれた戦争保険金に付ても課税の対象とすること。

第三、企業に対する戦争保険金

(一) 企業に対する戦争保険金に対し十割の課税を行ふこと。

(二) 右の原則に拘らず当該企業が今後の経済再建の為に存続せしめる必要のあるものである場合には戦争保険金の請求権と政

府に対する補償請求権を除いた現存資産の時価額との合計が外部負債の総額と払込資本金の三割に相当する金額との合計額を超過する場合に限り其の超過額に対してのみ十割の課税を行ふこと。

但し此の場合

(イ)　資本金二十万円以上の会社に在つては前記の払込資本金の三割に相当する金額が、十万円より少いときは其の金額は十万円として計算すること。

(ロ)　資本金二十万円未満の会社に在つては前記の払込資本金の三割とあるのを五割として計算すること。

第三の(二)を次の様に改める。

(二)　次に資本金の全額迄を以て負担せしめること。但し前記第三の(二)に依り戦争保険金に対する課税に付減税を受け得る種類の会社に付ては払込資本金の三割（但し資本金二十万円以上の会社に付ては十万円を下らないこと、又資本金二十万円未満の会社に付ては払込資本金の五割とする）迄を以て負担せしめるものとすること。

なお、この修正対案とともに、「国債利子にたいする七一%課税について」「二つの課税案の比較」等の文書が提出された。[14] 前者において述べられた日本政府の課税反対の意向とその理由については次章で紹介するが、後者は、G案についての司令部の修正提案と今回の修正I案を比較しながら、日本政府の主張を整理したもので、次の如くである。

貴案（G案）と当方案（I案）とは趣旨に於て全く同一であるが、其の採る方法に於て異なる。而して現下の各種の客観状勢に対し、I案を以て時宜に適せりと信ずる理由は要約すれば次の通りである。

一、預金全額保証の必要

G案は懸案処理に依り波及する金融機関の損失に応じ預貯金の中一万円又は一万五千円を超ゆる部分の全部又は一部を打切るを原則とするに対し、I案は懸案処理により仮令金融機関に損失が起きても、預貯金は其の全額を保証せむとする。



G案に依れば関係企業等の清算が完了し従つて金融機関の損失が確定する迄は預金者は自己の預金が幾何の切捨となるか知ることを得ず、極めて長期間不安にさらされざるを得ない。仮令一万円又は一万五千円を限度として保証が行はれても、夫れ以上の預金を持つ人の数は決して少い数ではなく、又之等の人々は経済の平和的再建に付て充分に貢献し得る人々が多いであらう。之等の人々が不安の念に駆られて預金の引出、分割、安全銀行への預け換等種々の所作に出づることは想像に難くない。即ち恐るべき金融困難を派生するであらう。之等の所作を絶対的に禁ずる措置としては或は一万五千円以上の全預金を或る相当長い期間完全に凍結する必要があらう。斯くては預金を基礎とする各種の債権債務の決済に非常な混乱を生ずるであらうし又信用の源泉たる預金の安全性が完全に払拭されるのであるから、経済再建に必要な資金の蓄積も行はれず、又現金取引のみ横行してインフレーションは愈々昂進することとならう。

或は企業者は既に今日あるを予期し清算の用意をして居るものもあるから金融機関の預金切捨率は案外早く決定せられ、預金不安の状態は夫れ程長くはないであらうとの見方もあらうが之は全く一面的であり、経済の有機性を忘れてゐる。

狭義の軍需補償の請求権者丈でも約四、四〇〇社に上るのであるから斯る用意のよい企業者の数は決して多いとは認められないのみならず、其の企業者に対する金融機関以外の債権者（特に下請等の中小企業者或は株主等）の数は極めて多い。之等多数の者が関係企業の清算に伴つて蒙る損失の大部分は再び金融機関に転嫁されることとならう。

斯くて所謂一波万波を生じて之等直接間接の影響が終局的に預金について確定される迄は極めて長い期間を必要とするに至ることは明白であらう。加之、企業者自体の預金が不安定状態にある時如何して其の企業の整理自体が行はれやうか。斯くて循環的不安定状態が起り、事態は収拾出来ぬことになりはしないであらうか。

又若し各銀行について暫定的預金切捨率を早期に特定することが出来はせぬかとの見方もあるが、数多の銀行等について斯る暫定措置が有効適切に行はれ得るとは思はれないし、仮りに出来たとしても預金不安を一掃して経済再建の為に必要な資金の蓄積が再開するとは思はれない。

要するに、G案は少数の企業及び少数の銀行が破産状態に陥つた場合のやり方としては一つの方法の様にも思はれるが、今

日本の当面してゐる様な全国的な場合の方法としては、却つて秩序を不当に混乱し問題の解決を遅延する結果となるといつて過言ではない。

右に対し若しI案の様に預金の全額保証を実行すれば預金不安より生ずる一切の弊害が予め除去せられることは明白である。而して之に依つて生ずる政府負担の増加は財産税の増徴により賄ふつもりであつて、且此の増徴は後述する処の様に容易ではないが決して不可能ではなく、日本政府は之を円滑に実現する確信を有して居るのである。

而して今日の如き物価状態其の他の生活不安の事態に当面し、間接的な影響に依る区々なる預金切捨によつて預金を喪ふか、将又直接簡明なる財産税課徴の方法に依つて預金の一部を国家に納付するか、国民が其の何れを欲するかは蓋し明白な処ではあるまいか。

二、個人に対する戦争保険の支払

G案は当初一万円其の後修正して三万円以上全額を打切らんとし、I案は五万円迄全額支払ひ、五万円超十万円迄は半額を支払ひ、十万円以上は全額を打切らんとする。

思ふに戦争保険金は約一千万人に上る戦災者の最後の精神的物質的拠点といつても過言ではない。現在戦災者が非戦災者に比し如何なる苦境にあるかは、敢て縷説を必要としない。しかも彼等の大部分は偶然の所産によつて家を焼かれ家財を喪つた人達であつて、戦争保険金以外には明日の生活の資料もなく、又再起の基礎を有たない人達も決して少くはない。之等の人達から明日の希望たる戦争保険金を仮令一部たりとも切捨てることは国民の一員として情に於て忍び得ない処であるのみならず、切捨に伴ふ之等の人達の絶望感に基く社会不安或は摩擦は現在の事態に於て絶対に回避しなければならないと確信する。

右の意味に於てI案自体すらが戦災者にとつて苛酷であると思はれる。況んやG案は戦災者の或る者に対し自殺を勧告する程の苛酷極まるものと思はれるのである。僅々三万円の保険金を以て果して戦災者は何時の日に自力を以て住むべき家を持ち得るであらうか。



三、企業に対する戦争保険金の支払

G案は小企業（例へば資産十万円程度）に対する若干の斟酌を除き原則として全部打切らむとするに対し、I案は右の若干の斟酌を日本の平和産業再建の為に存続するを必要とする企業に及ぼさむとするものである。

思ふに狭義の軍需補償は直接戦争遂行に役立つたことに対する政府の補償とも云はれ様から之を打切ることは已むを得ない仕儀とも云はれ様が、戦争保険金の場合は偶然の結果蒙つた戦災に対するものであつて原則として之を打切るべき性質のものではないことは前述の個人に対する場合に述べた通りであらう。

従つて日本経済再建の為に存続を必要とする企業について、右の様な性質を有する戦争保険金の打切を原因として存続が不能となる様な事態を生ぜしめない様、此の場合に若干の斟酌を認め様とするI案は、思ふに企業に対する戦争保険金の支払について政府のとるべき最少限度の措置といつて過言ではあるまい。

尚I案の実行に当つて、存置すべき企業の選択については国民全体が納得し得る様な強力且民主的なる委員会を設置して之を厳選することは申す迄もない。

四、政府の負担の程度及びインフレーションの防止

I案はG案に比し保険金の支払及び預金の保証について政府の負担を増加し、夫れ丈インフレーションを昂進する原因となるとの見解もあらうが、I案は右増加分を財産税の増徴によって大体 cover せむとするものであるから、此の問題についてはG案とI案との間に相違は存しない。強いてあげれば、寧ろG案の場合の方が前述の様に預金不安から生ずる現金取引の横行によってインフレーションを昂進せしめる虞が多いといへよう。

五、財産税の徴収

I案は前述の様に、G案に比して財産税の課徴額に付て多額を期待してゐる。之が可能であるか否かが問題の一であるが、我国情の現実の姿を充分に考慮して、我が税務当局が持てる確信なのであつて、日本政府は之が徴収に万全の策を講ぜんとするものである。

而して我国民が敗戦の厳粛な事態の整理に当つて、又将来の希望ある平和経済の再建に当つて、G案により謂はば random に資産の損失を来す様な方法を選ぶか、或はI案の様な財産税の方法により組織的に系統的に負担を荷ふ方法を好むかは改めて多言を要しない処と思はれる。国民は勿論後者を選び、又其の故に財産税の課徴に全幅の協力を吝まないことを信ずるのである。

以上要するに、G案は政府負担の名目的減少と財産税徴収が比較的容易であるとの点に特色があるけれども、如何せん、国民に対する整理の最後の帰着が不明瞭であり、直接間接の影響は漸次循環的に拡大して社会不安、経済不安は加重されることとなる。即ち、整理が整理でなくなり、其の間秩序維持等の為に新に政府の負担が増加することさへ予想せられる。

反之、I案は財産税課徴が若干困難となるが、社会不安、経済不安は著しく緩和せられ、企業も金融機関も、預金者も、結局国民の殆んど全部が極めて短時日に一切の帰着を明白にし得て、明日の設計が容易となり、従つて社会秩序は維持せられ、平和産業再建が夫れ丈早く行はれ得るの長所があるのであつて、換言すればG案の趣旨とする我が経済の整理及び再建を円滑に且能率よく実現せんとするものといへるのである。

なお、この修正I案を提出するに先立って、蔵相から諸政党や新聞界にたいする了解取付けの努力がおこなわれているのは注目される。六月一八日の自由進歩両党幹部との討議、同一九日の日銀における財界代表者との懇談だけでなく、六月二三日（日）には、午前中、社会党片山書記長ほか幹部と懇談して「快く諒承を受」け、午後には協同民主党北勝太郎氏等と懇談し、「之亦快諾を受く」という準備をし、さらに、対案を提出した二六日午前には、板倉卓造時事新報社長に面会して、「補償問題につき政府の決意をバックすべき」約束をとりつけている。[15] 司令部担当官がわが国の輿論について言及したことへの対策であろう。

ところで、対案が提出された同じ六月二六日付で吉田外務大臣からミュラー参謀長宛の書簡[16]が出されている。そこでは、補償処理問題の性急な処理を避けたいとした上で、「当面の問題の解決についての援助だけでなく、日本の根



本的な財政的・経済的再建に助言を与えるために徹底的な検討をおこなうよう（中略―引用者）専門家のコミッションを米国から送って欲しい」という希望が述べられた。この書簡の意図について石橋蔵相は次のように説明している。[17]

どうもずっと見ておりますと、向うの方は、マーカットにしてもルカウントにしても、あるいはその他の若い人たちにしても、自分たちはえらい者のようにばかり思っていて、何もわからない。こういう人たちと相談していては事務的な話ばかりで、日本流に言えば腹でやるということができなくて、これではとても話ができぬから、ちようどその時分教育ミッションというものが来ましたが、経済の方にも有力なミッションを送ってもらい、これと、日本の経済全体の建て直しについて話し合いたいと思ったのです。

日本政府の対案にたいする司令部側の回答は、七月二日午前、ライダー大佐（経済科学局局長代理）から石橋蔵相におこなわれた。それは蔵相の表現によると「ほとんど最後通牒的」[18]なものであった。当日の「会談要録」[19]によると司令部の回答は次の如くである。

二、私は、大臣の経済学者としての広範なる知識及背景並に、日本政府内に現在占められ居る重要にして微妙なる地位に対し敬意を払ふのである。私は大臣が日本政府の健全なる課税案を作成するといふ困難なる仕事に関し過去数週間財務課と直接交渉されたる非常なる御努力を承知して居る。私は又私の代表者に対し又新聞紙上に於て発表されたる大臣の個人的な信念や理論を承知して居る。併し乍ら、今や此の課税案中の或る基本的問題に関しては最高司令官の政策をはっきりと御了解願はねばならぬ時が来たのである。

三、次の基本的規定は政府の提出すべきすべての課税案に挿入すること。

イ、財務課の最後案に概述せる戦時補償金に対する十割課税。

ロ、全銀行預金に対する完全なる政府保証は、戦時補償に対する十割課税否定となるから許可し難し、但し政府が各勘定別一万五千円迄を保証する事に異議なし。

ハ、財産税に関し総計五万円迄の免税点を設定する事には異議なし。

四、右規定は最終課税案にも適用せらる。

大臣は左の二者の一を選択せらるるも可。

イ、本案を大臣自己の案として提出せらるること。

ロ、本課税案を提出し、同時に大臣の個人的に異論なる規定は最高司令官により命ぜられたる条件を示すものなる事を宣言せられること。

五、大臣は本件を今朝提出されたる時と同一の見解により考究せられ、明日午後三時迄に御決心を御伝へ願ひたし。大臣が本件に関し以後持たれる御意見は、御返答をこの私にお伝へ頂く迄秘密になしおかれたし。

この時おこなわれた問答は次の如くである。

大臣「一万五千円以上の預金の評価が困難なる為財産税の徴収に困難を来すべきも司令部側に此の点に関する対策ありや」

ライダー大佐「本案実行上の細目については司令部関係官に於て充分の協力を与ふべし、本日は deadlock を打開する為原則的なる点に付て大臣の意向を伺ひ度き所存なり」

大臣「余に選択権を与ふる由なるも右は提示せられたる案の実行方法に関する選択権に過ぎず、本案そのものに対しては論議の余地なきや」

ライダー大佐「大臣の手腕に依れば此の問題を無事に解決し得べきものと考ふるも、若しそれが困難なりとの結論に到達するに於ては甚だ遺憾なるも最高司令官に於て必要なる処置を講ずべし」

大臣「本案実行に対してはモラトリウム等の措置が或は必要となるやもしれざる処、此の点に付 directive の発出を希望し得べきや」

ライダー大佐「directive の発出は出来るべきかぎり之を避けたき意向なるも司令部は本案実行上必要なる支援を与ふべし」

大臣「本案の議会提出時期については如何に考へられ居らるるや」



ライダー大佐「今期議会の最重要問題たる憲法の審議に支障を来たさざる限度に於て出来得る限り速かに提出せられんことを望む」

蔵相の希望により、この日、午後三時半から、ふたたび、司令部において、司令部案の説明がおこなわれることとなった。その席で明らかになった事項と応酬の模様を「渡辺武日誌」は次のように記している。[20]

午後三時半、再ビ司令部ニ大臣、主税、理財両局長ト共ニ行ク、ソノ結果明ニナリタル事項

(1) 個人戦保ハ三〇、〇〇〇迄支払、企業ニハ一切支払ハズ（一〇、〇〇〇ヲ支払フ場合アリヤニ付疑残ル）R・F・Aヲシテ融資セシム、又優先株ヲモタセテモヨイ

(2) 預金保証ハ一五、〇〇〇 per a/c ハ per a/c トシタ点デ緩和ナリ

(3) 財産税ハ免税点五〇、〇〇〇トシ累進率引上ヲ為ス

(4) 財産増加税ハ中止ス

(5) 両税（一〇〇%及 cap. lev.）ハ同一法案トシテ提案

(6) 徴収時期等ハ日本側ノ決定スベキコトナルモ年度内収入ヲ期ス

(7) 司令部案ノ目的

(a) 不安定状態ヲ脱シ見透ヲツケルコト

(b) 日本ノ財政ノ基礎ヲ確実ナラシメルコト

(c) 産業ノ戦時利得ノ除去 war does not pay

(8) G案ガI案ヨリ勝レタル点

(a) 一方デ repudiate シ一方デ預金補償スルノデハ目的ヲ達セズ

(b) 大企業者ガ不必要ニ救済サレルコトヲG案ハ防止ス

(c) I案ハ金持ヨリ貧乏人ヲ保護スル点ガミエヌ

(d)　歳入ガG案ノ方ガヨケイ上ル

(9)　大臣ハ(8)ノ(d)ハ見込ノ問題ナルヲ以テ議論スル要ナキモ(b)(c)(d)ハ自分ヲ convince 出来ヌ

大蔵大臣トシテノ回答ハ明日出スベキモ一経済学者トシテハ司令部案ハ「ナッテヰナイ」ト思フ、ト云ヒ会談ヲ終ル

尚国債利子問題ハ本案トハ切ハナセリ

翌三日、午前九時から開かれた臨時閣議[21]の議をへて、蔵相は、午後三時、ライダー大佐を訪ね、回答の延期を申し入れた。[22]

大臣「今日の午後三時迄に御返事することになつてゐたが次に述べるやうな事情によりそれが事実上不可能となるに至つた。此の点御了解を得たいと思ふ。理由は次に述べる如きものである。

「イエス」と御返事申あげる為にはまづ本件が日本政府の責任に於て実施し得るか否かを検討することが必要であり、更に実施するとなればそれに必要な十分の準備をする必要がある。今朝閣議を開きそれに付ての私の大蔵大臣としての意見を討議致したが未だ閣議の承認を得るに至らなかつた。従つてこれは大蔵大臣に於てもう一度研究を致し、改めてもう一度閣議の承認を得る必要がある。次に閣議に於ては本件に対する議会の出方といふものが極めて重要な問題として取上げられた。従つて実施するとせばそれに先立ち予め議会側の了解を得べく準備が必要である。尚ほ閣議に於ては農林大臣が発言し本件の実施は農民に大きな衝撃を与へ生産供出を阻害する惧があると述べてゐる。之に付ては日本政府として十分な準備、対策を採る要あること勿論であるが、日本の食糧事情が御承知の如くである以上は司令部に於て此の点に協力してくれることが是非共必要である。そこで御伺ひ致したいが司令部としては斯様な援助の準備を御持ちであるか。

上に述べた理由により今日諾否の御回答を申あげ得ないことは極めて遺憾である。然し事態は極めて重要なるものであり、日本政府として逡巡する気持は御了解頂けると思ふ。従つて御返事は何卒今しばらく御猶予を願ひ度い。

次に本件は一度外部に洩れた場合経済界に一大衝撃を与へる惧があるから十分厳秘を保たれたい。昨日貴方に於て私に対し或る種の提案を為された件に関しても本件の準備が十分完了する迄は同じく秘して置いて頂きたい。



それからこれは本件とは一応関係ない問題であるが国債の利下に付て御研究中ならば、それは何れにしても本年度予算とは切離して御考へ願ひたい。若し貴方に於てどうしても利下をなさりたいならば（註　「此の時七十一％税を御考へならば」と通訳が敷衍して説明する。）それは此の現在のタクスの方の条件に入れてその方で考へて頂く方が私の方としては好都合である」

フアインズ「その七十一％税といふのは何のことか」

通訳これを説明し利下の問題であることを了解納得す。

大臣「と申し上げるのは予算は案件より前に議会に提出される必要があるが、その予算へ利下の問題が入つて来ると、議会に於ける予算論議を混乱させる惧がありそれが延いては、本案審議に好ましからざる影響を与へると思はれるからである。

私の申あげたいのは以上であるがどうか恐縮であるが最終的な御返事をしばらく延ばして頂ければ幸である。」

ライダア「ありがたう」

この後、大蔵省は対案の作成に最後の努力をする。「G案がいよいよGHQより押し付けられ相であり、又中々防衛も困難となって来た客観情勢[23]」の下で、七月七日（日）、官邸で緊急省議が開かれた。この席で浮上したのが信用再建税構想である。愛知文書課長のメモによれば、「七月七日ニG案ヲ実行スルモノトシテ（多少ノ当方希望ハ織込ミツツ）作成シタ諸案ニ付テノ省議ガ行ハレタガ、其ノ省議ノ際ニ更ニ作案スルコトニナッタ[24]」のが、「(1)預金課税案（信用再建税）、戦後復興財産税案、(2)企業経理ニ関スル応急措置（抽象的ナル委任立法）」である。(2)については、「成ルベク抽象的ナ案ヲ作レトイフコトニナッタ[25]」とされているが、(1)については、七月八日付の「信用再建税（仮称）及び戦後復興財産税（仮称）案要綱[26]」をへて、七月九日付の同名の要綱[27]が作成されている。後者を紹介しておこう。

信用再建財産税（仮称）及び戦後復興財産税（仮称）案要綱（七、九案）

G案の預貯金等切下に因る各種弊害を避くる為預貯金等に対する特別課税を以て之に替へることとし此の為預貯金等に付ては

信用再建税なる特別課税を行ひ之に因つて不安定要素を含む預貯金、国債等に付て大幅の切捨を行ひ以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめると共に其の他財産に付ては経済民主化を主眼とする戦後復興財産税を課税し之が歳入は戦災復興、失業対策、社会救済等当面必要なる経費の財源に充当することとすること。

第一、信用再建税

一、納税義務者

㈠　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた個人

㈡　昭和二十一年三月三日において、預貯金、国債等を有してゐた法人

二、課税物件

㈠　個人については昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金（日本銀行券預入令により一人百円を限度として引換を認めた現金を除く）

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（戦時補償特別税の課税を受ける政府特殊借入金を除く、以下同じ）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等（戦時補償特別税の課税を受ける特殊預金等を除く、以下同じ）

㈡　法人については昭和二十一年三月三日に有してゐた左記財産

(イ)　現金

(ロ)　国債、地方債及び銀行債（金融機関で有してゐたものを除く）

(ハ)　金融機関に対して有してゐた預金、貯金、金銭信託及び預貯金に準ずる寄託金等（金融機関で有してゐたものを除く）

三、課税価格

㈠　個人については預貯金等の金額、国債、地方債等の価格の合計額



㈡　法人については国債等の価格及び預貯金等の金額からこれ等特別の関連ある債務の金額を控除した残額

四、税率

個人

左の超過累進税率により算出した額より六百円の税額を控除して行ふこと。

| | |
|---|---|
| 一万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 一万円を超ゆる金額 | 百分の三十 |
| 二万円を超ゆる金額 | 百分の四十 |
| 五万円を超ゆる金額 | 百分の五十 |
| 十万円を超ゆる金額 | 百分の六十 |
| 二十万円を超ゆる金額 | 百分の七十 |
| 五十万円を超ゆる金額 | 百分の八十 |
| 百万円を超ゆる金額 | 百分の九十 |

法人

左の比例税率によること。

| | |
|---|---|
| 課税価格 | 百分の三十 |

五、免税点

個人、法人共課税価格三千円以下の場合には課税しないこと。

六、徴収方法

臨時財産申告の申告額により賦課徴収すること但し延納及び物納はこれを認めないこと。

第二、戦後復興財産税

一、戦後復興財産税は概ね現在の財産税案によることとするも信用再建税の課税を受ける財産に対してはこれを課税しないこととすること。

二、戦後復興財産税は出来得る限り信用再建税課税後の現金、預貯金等により納付せしむることとし、右以外の財産が先づ納税義務者において処分せしめて売却代金により現金納付せしめる方針をとり物納延納は已むを得ざる場合に限りこれを認めることとすること。

なお、この両税の税収見込みは次のようなものであった。[28]

歳入綜合比較表

| | G案 | I案 |
|---|---|---|
| 軍需補償課税 | 五四、〇〇〇百万円 | 五一、四二五百万円 |
| 財産税（戦後復興財産税） | 五〇、〇〇〇 | 三八、〇〇〇 |
| 信用再建税 | — | 五八、〇〇〇 |
| 計 | 一〇四、〇〇〇 | 一四七、四二五 |
| 預金等補償見込額 | △七、五〇〇－x | △四〇、〇〇〇 |
| 計 | 九六、五〇〇－x | 一〇七、四二五 |

七月一二日付の文書「G案とI案の差異について」[29]は、預金にたいする特別課税案を新たに織り込んだ日本政府案を司令部案と対比して整理している。

一、G案とI案の差異は結局次の四点に集約することが出来る。

即ち

(1) 預貯金に対して一口一万五千円迄を政府が保証せんとするG案に対し、I案は預貯金に対し其の全額を保証しつつ高率な特別課税を賦課せんとすること。



(2) 個人の戦争保険金に付ては一請求権者当三万円迄のみを免税とし、右を超過する額に対し十割課税を為さんとするG案に対し、I案は五万円迄を免税とし、五万円超十万円迄は半額を支払ひ、十万円以上は十割課税とし、結局個人の最高受取額を七万五千円とせんとすること。

(3) 企業に関しては一切の補償請求権に対し十割の課税を行はんとするG案に対し、I案は右の例外として、今後の経済再建の為に存続せしめる必要のあるものに付ては、戦争保険の請求権と現存資産の時価額（政府に対する補償請求権を除く）の合計額が外部負債の総額と払込資本金の三割に相当する金額との合計額を超過する場合に限り、其の超過額に対してのみ十割の課税を行ふこととし、又斯の種の企業に付ては其の損失の分担に付ても資本金の分担方法は払込資本金の三割迄とせんとすること。

(4) 国債利子に対し七一％の課税を為さんとするG案に対し、I案は本年度は従来通りの利払を為すを適当とし、若し強て利払に手を附けんとするならば、むしろ預金に対する高率課税と併行し預金の課税率に概ね相当する程度に公債の元本を課税の方法に依り破棄するを可とすること。

これらの諸点のうち、新構想に関連するのは(1)と(4)である。(1)の預貯金の問題については次のように説明している。

(イ) G案に依れば関係企業の清算が完了し、従って金融機関の損失が確定する迄は、預金者は自己の預金が幾何切捨てられるか知ることが出来ず、極めて長期間不安にさらされることとなり、且一万五千円以上の預金を持つ人の数は決して少くないのみか、此等の人々は日本の経済再建に充分に貢献し得る人々である。此等の人々が不安の念にかられて預金の引出、分割、安全銀行への預け換へ等種々の所作に出づることは想像に難くない所であって恐るべき金融困難を生ずるであらう。此等の所作を絶対に禁ずる為には、一万五千円以上の全預金を相当長い期間完全に凍結するとすれば預金を基礎とする各種の債権債務の決済に非常な混乱を生ずるであらうし、又信用の源泉たる預金の安全性が完全に払拭され、経済再建に必要な資金の蓄積も行はれず、又現金取引のみ横行してインフレーションは愈々昂進することとならう。

(ロ) 次に、全額保証とは謂ふものの、其の財源は高率な預金特別課税を創設し、之に依り確実に得ることが出来るのであって、

其の為に特別の財政負担は起らない。むしろG案に依る場合一万五千円以下に付て政府が金融機関に対し為さねばならぬ保証はかなり多額に上るものと認められる。

(ハ) 又、G案に依る時は、預金の金額が一万五千円以上幾何が残るか容易に定まらないので、財産税の早期徴収は殆ど不可能となる。I案に依れば預金額は簡単に確定し得るから財産税収入が迅速且容易に確保し得る。

(ニ) I案は又金融機関に対して、補償請求権の処理に伴ふ損失を補償せんと謂ふのではなく、唯国民の預金を保証することに依って財産税の徴収を簡易迅速に為さんとするものであり、従って金融機関の整理が断行せらるべきは固よりである。

(ホ) 更に、一般的には補償請求権の処理に依って軍需融資等を為して居る所謂財閥銀行への預金者が非常な影響を受けるものと考へられ易いのであるが、事実は右と逆であって、小口預金者の多い地方銀行、郵便局等に於ける一万五千円以上の預金の方が切捨てられる場合が多いと思はれる。

(ヘ) 尚全額保証をすれば、金融機関が債権の回収を行はぬ惧れはないかの問題があるがそれは何れにしても第二銀行の行ふ処であって、此の点に於てI案とG案には差異はないと思はれる。

(4)の国債利子の課税問題については従来の主張（次章で後述）をくり返した後に次のようにつけ加えている。

尚又強て公債利子に対する課税を行ふよりは前記の預金課税と併せ、右預金の課税率に概ね相当する程度の国債及地方債の元本を課税の方法に依って破棄することの方が寧ろ望ましいと考へざるを得ない。即ち斯くすることに依って預貯金、国債等に関する不安定要素を抜本的に払拭し、以て将来の信用経済を健全な基礎の上に再出発せしめ得るからである。

この預金課税案は、七月八日にルカウントから提案についての了承をえて[30]、翌九日、主税局長からシャベルにたいして私案の形で提出された[31]。この日の会談では、シャベルから「完全ニハノミ込メヌガ行政的ニハ良イカモ知レヌ」[32]という反応が表明された。しかし、一〇日、マーカットが院内に総理を訪ね、問題処理の遅延を難詰し、一一日、預金課税案を含む日本政府案を拒否するに及んで、折衝は最終段階を迎える。この間の経緯を「渡辺武日誌」から摘録



しておこう。

七月八日（月）

Mr. LeCount ニ面会（中略—引用者）明後水曜日対日理事会ニソ連ヨリ補償問題ニ付提案アル由ナリ、又 Mr. Henderson ヨリ聞ク所ニヨレバ明日マ元帥ノ下ニテ補償問題ニ付会議アル筈

七月九日（火）

預金課税案ニ付司令部ニ説明ノ為主税局長、銀行局長ト共ニ行キタルニ、入口ニテCLO白洲次長ニ出会ヒ同氏ガ今朝 Gen. Marquat ニ招致セラレ課税案遷延ニ関シ強硬ニ問責セラレシ由ヲ聞ク、即チ同氏ト共ニ議会ニ至リ吉田総理及石橋蔵相ニ面接ソノ旨ヲ報告、明朝院内ニテ Marquat ニ面会ノコトトス

七月一〇日（水）

八時半院内ニテ総理以外ノ各閣僚ト Gen. Marquat, Col. Ryder 及 Dr. Fine 会談、課税案ノ遷延ハ故意ノ懈怠カ現状温存ノ意志トシカ思ヘズ、二四時間以内ニ明答ヲ望ム旨申入アリ、幣原氏ハ Marquat ト懇談シ Col. Ryder ハ農相ト農民ニ対スル影響ニ関シ議論アリ

大臣ニ原則的承認シテ実行上ノ modification ヲ要求スルヲ可トスベキ旨申出デタルモ大臣ハ依然トシテ大臣案ヲ固執

外務次官ニ面会

七月一一日（木）

朝大臣ト共ニ Gen. Marquat ニ面会、朝海、柏木同席

大臣ハ依然大臣案ヲ主張、先方ハ預金課税案ヲ含ム大臣案ヲ否定極メテ強硬ナル態度ヲ示セリ

問題ハ既ニ政治的段階ニ達セリ

予算案承認ノ促進ノ為 Col. Ryder ニ面接

夜大臣ヨリ呼出シアリ、官邸ニテ面会、総理ガ更ニ Maj. General Willoughby ニ面会スルコトトナリタル由、資料作製ヲ命

ゼラル

七月一二日（金）

大臣ハ物価庁ノ問題ニテ一〇・三〇 Marquat ニ面会

補償問題ニ関シ蔵相ヨリ閣議ヲ開イテ研究シ且政党領袖ノ意見ヲサウンドセルモ G plan ヲソノママ実行スル場合ハ指令ヲ戴ク外ナシト述ベタ所 Marquat ハ大ニ立腹シ指令ヲモラッテ事務的ニ処理スルトイフモ右ハ責任ヲ回避シ熱意ヲ示サヌコトトナリ不愉快デアル、指令ト云フハ日本側ニテ承諾セル点ニ付テモ指令ヲ要求スルヤト云ヒ之ニ対シ大臣ハ相違点ノミニ付テノ指令ニテ可ナル旨答ヘタ、尚 Marquat ハ憤激シテ大臣トハ握手モセザリシ由デアッタ。

午後、外務省ヨリ招致セラレ総理ノ命ニ依リ岡崎総務局長及朝海君ト共ニ総理ヨリ MacArthur 宛ノ書簡作製ノ用意ヲ為ス

尚今朝首相ハ Willoughby ニ面会セルガ自分ハ専門家ニ非ルヲ以テ本件ノ仲裁役ニハナレヌ旨申述ベタル由ナリ

一旦本省ニ戻リ大臣ニ報告ノ上再ビ外務省ニ行キ、朝海君ト共ニ外務大臣官邸ニ趨キ岡崎総務局長ト共ニ吉田総理及幣原国務相ト約三時間ニ亙リ懇談、ソコヘ白洲次長モ一枚参加セリ、白洲氏ハ Marquat ニ招致サレタル由ニテソノ結果ヲ報告セリ、Marquat ハ日本政府ニ対シテコレ迄充分ノ忍耐ヲ以テ交渉ヲ続ケタニ不拘ソノ同意ヲ得ヌコトハ洵ニ遺憾至極デアリカクナル上ハ大蔵省トノ間デ協議譲歩セルコトモ元ノ状態ニ戻シ対日理事会ニ附議シ又経緯ヲ disclose スルコトアルベキ旨申居リ石橋氏ニ対シ批難ヲ集中シ内閣全体ノ意見ナリトノ話ニハ耳ヲカサザリシ由

吉田総理ハ MacArthur ニ対シ Marquat 石橋ノ意見対立ヲ来シタルガ石橋氏モ司令部モソノ達セントスル目的ハ同一ニシテ唯ソノ実行手段ガ異ルノミ、コノ問題ニ付適当ナル解決ヲ得ル様忠言ヲ与ヘラレンコトヲ希望スル旨ノ書簡ヲ提出シソレニ両案ノ相違点ヲ記シタル附属書類ヲ添付スルコトヲ提議、出来得ル限リ手ヲ尽シテ指令発出ヲ見ザル様努力セントス

幣原国務相ハ寧ロ指令発出ヲ要求シ責任ヲ司令部ニトラシムベシト主張、之ニ対シ一同ヨリ種々意見ヲ開陳セリ、余ハ今日幣原氏ハ国民ハ本案ニ反対セリト云フモ指令ヲ発出セラレンカ輿論ハ寧ロ之ヲ迎ヘテ政府ノ優柔ヲ衝クベクソノ結果ハ左翼ヨリノ攻勢強化セラレ政府ハ苦境ニ陥ルコトヲ覚悟セザル可ラザル旨ヲ説キタリ



長時間ノ協議ノ上G案、I案ノ差違トソノ説明ヲ明日先方ニ提出スルコトトセリ

マーカットがきわめて強硬な態度を示した理由を石橋蔵相は次のように説明している。[33]

想像するに、マーカットは用事があって本国に帰るときに、おそらくライダーに命じて、自分の留守中に始末をつけておくようにとでも言ったものでしょう。七月二日にライダーが非常に強硬なステートメントをよこしましたのは、マーカットの帰って来るのが目の前に迫ったので、あわててそういう措置に出たのではないかと思われます。しかるにマーカットは帰ってみると、まだ、かたづいていないので、大蔵大臣が故意にこれを遅らしているというふうに悪意にとっておこったのでありましょう。

「渡辺武日誌」の記述にあるように、吉田総理からマッカーサー元帥宛の書簡が準備され、[34] 一六日付で発信の運びとなった。そこでは、双方が合意にいたらない四つの論点が列挙された上で、「マーカット将軍と石橋氏は究極の目標については完全に同意しており、見解の相違は達成手段にかかわるものです。私は石橋提案は法外なものではないと信じております。この計画の決定は国民経済の将来にとってきわめて重要だと考えられますので、閣下のご指導と好意あるご配慮を乞う次第です。」[35] と述べられている。

なお、この書簡発出の前後に、内外の関係方面にたいして了解取付けの努力が活発におこなわれている。首相のウイロービーへの依頼については既に触れた（「渡辺武日誌」、七月一一日、一二日）が、蔵相からも、七月一三日にルバートに依頼し、七月一七日にはESS統計調査課 Statistic & Research Div. のヘスラー W. Hessler と補償問題について自宅で懇談している。[36] また、国内についても、七月八日に新聞社首脳部を、同一三日には社会党幹部を官邸に招いて了解を求め、また、一四日には、貴族院で実業家議員団体に補償問題の説明をおこなっている。[37]

ところで、この書簡発出によって司令部側も最終決断を迫られることになる。「渡辺武日誌」は、

七月一八日（木）

白洲氏 Gen. Marquat ニ面会、総理ヨリマ元帥ヘノ手紙ニヨリ事態ハノッピキナラヌ決定ヲセマラレタル旨話シ居リタル由

と誌しているが、一九日付のマッカーサーの吉田首相宛の書簡[38]が、二二日来着するに及んで、事実上、決着がつくこととなる。そこでは、一口一万五〇〇〇円までの預金保証、企業にたいする戦争保険金の支払いの否認という点について従来の主張がくり返される一方、個人の戦争保険金の支払い限度額を三万円から五万円に引き上げるという修正がおこなわれ、国債利子への七一%課税案を撤回することが言明された。次の如くである。

総理大臣　閣下

日本帝国議会に提案せらる可き、課税提案の内若干の点に付き、マルクワット少将と石橋大蔵大臣との間に意見の相違あることに関し、一九四六年七月十六日附貴翰に於て述べられたる貴見を余は慎重に検討せり、本案に付ては数箇の点に付意見の相違あることを、余は夙に知得し居りたるも、之に関する会談協議を余の部下並に帝国政府諸機関の間に於て継続せしめ居りたるは右相違点が解決せられ双方にとり異存なき決断が日本政府に依り自発的に為され其の結果、本課税案が議会日程に於て十分優先的に審議せらるるに至るべしと信じたるが為なり。貴翰に於て特に指摘せられたる諸点に関する余の見解は左に述ぶる如し。

政府をして一万五千円を限度として預金を保証せしむることとせば、日本に於ける預金者の至大なる部分は保護せらるることとなるべし。日本金融機関の内最も代表的なるものの一より得られたる資料を分析したる結果、一万五千円の限度内に全預金者の九十五%が包含せらるることを知り得たり。然も一個人預金者が、一口座以上の預金を所有し居りたる場合は、各口座に付各一万五千円迄の保証を与へらるべし。本案実施の過程に於て小預金者を保護する為の銀行預金保護の必要はこれを認むるも預金の全額保証は其の結果、金融機関より慎重にして健実なる方針に基き貸付業務を営み且つ其の資産を常に必要に応じ得る流動状態に置く為の刺激と責任とを奪ふこととなるを以て、不健全なりと思惟せざるを得ず。日本に於ける総ての銀行預金に政府補助の賦与を継続することは、私経営銀行の国有に外ならず、又、その結果は国庫金の甚だしき流出となり、少数特権階級の利益の



為一般納税者に大なる負担を転嫁し、金融機構を不安定ならしめ延いて、日本に対する世界経済上の信用を喪失せしむるに至ることなきを保し難し。

財産税賦課に依り生ず可き複雑なる関係に関しては、大蔵大臣の指摘せられたる問題に十分に対処し得る為財産が過大に申告せられたる場合の調節規定を最終法案に挿入するの要あり。

個人戦争保険金の支払に関しては通常の階級の日本国民が其の家屋を再建する為の援助が与へらる可しとの点に付ては全く異議なし。利用し得る諸統計の示す処に依れば個人の戦争保険請求権は平均略々一万円なり。思ふに保険金額の限度を三万円とすることは下層及中流階級に対し其の家屋の破壊を十分に償ふに足るのみならず、共同又は個人経営の小商企業の復興資金をも包含することとなるべし。

特に注意すべきは大蔵大臣は司令部側提案を修正す可き根本的前提として建築資材の昂騰を挙げ居られたるも保険金額は原請求権の円価値に依り支払ふ可きものにして建築資材の価格の変動に応じて保険金支払限度を更に引上ぐ可きに非ることこれなり。然れども、正常なる方法に依り金融機関より融資を受くるに足る十分な資産を有せざる階層に対し個人の家屋を建設する為の資金的援助として有用なりとの所論に考慮の末達せられたる場合に於ては、個人の戦争保険金請求権の支払最高額を五万円迄引上ぐることに対しては当方は異論なし。企業の損失に関しては其の復興は通常の銀行貸付に依り又は貴翰に述べられたる復興金融会社を通じ図るを肝要なりと思惟す。

法人及企業に対する軍需補償支払の問題は連合軍進駐以後生じたる最も議論多き経済問題の一なり。之に関しては長きに亘る論議の末日本側関係者の見解と、当方責任者たる財政経済専門家の認むる実際面との間には妥協の余地なきものと認めらる。貴翰第三項に於ては選ばれたる企業に対し、補償を一部支払ひ同時に又復興金融会社をして一般的に広く金融することを提案し居れるも右は将来必要なるも資本不足せる企業、産業会社若くは銀行をさへも援助する為暫定的に政府の融資組織の必要を認められたるものと思惟せらる。

而して存続すべき企業を選び又は重要不可欠な経済上の要請に応ずる為以上の、特別な保護を与ふるが如き方法は厳しく非難

せらるべきものと思惟す。平和産業への転換を期しつつある総ての産業、企業会社は再建せられたる国民経済の上に各々が為す貢献の重要性を世に認識せしむることに依り、又長期に亘って見れば、安全なる投資対象たることを示すことに依り自ら現存の金融機関より或は復興金融会社を通じ十分なる融資を得るに至るべきなり。

貴翰第四項国債利率の引下に関しては、余は七十一%税はこれを除去する様命じたり。

大蔵大臣の主唱する政府側の補助政策に反対して茲に陳べられたる金融及び課税に関する広く承認せられたる諸原則を、余は全く論駁の余地なきものと思惟し且つ日本帝国政府にとりても国家経済を恢復し、これを再生せしめんが為の基本策なりと信ず。余はその故に、上述の基本的思想は新に「指令」を発すること無くして、課税法案立案の責任当局者に依り受諾せられ且つ既に論ぜられたる枠内に於て承認し得る完全なる課税案が大蔵大臣より遅滞なく議会への議案として提出せらるべきものと信ずるものなり。

一九四六年七月十九日

ダグラス・マッカーサー

この書簡を受けとってから、二三日午後の経済閣僚懇談会、二四日午前の臨時閣議をへて、同日、蔵相はマーカット少将を司令部に訪れ、司令部案を受諾する旨回答した。当日の「会談要領」[39]によれば、

石橋蔵相より　司令部側の意見に付ては充分の検討を遂げ且マッカーサー元帥より吉田首相宛の書翰も拝見したが自分は司令部側の意向に従ってその課税案を真剣なる努力を以て実行し度いと考へて居る旨政府の態度を明かにし更に本件は極めて困難、複雑なる問題であるから司令部の充分のサポートを得度く且細目に就ては急速に事を進める上から言っても出来る限り日本政府に委せてもらひ度き旨希望を申し述べた。

之に対しマーカット少将は満足の意を表し且司令部の専門家は本案の実行に対して充分の協力を与へるであらう旨を確言した。

そして、事務的な手続きについての若干の問答の後、「和やかに会談を終った」。

以上が、日本政府と司令部との間におこなわれた折衝経過の概略である。長期にわたる折衝の結末は次の如きものである。補償処理の基本方針については司令部の構想が貫かれ、日本政府の対案は修正案ともども拒否された。ただし、G案は、原案よりも、預金保証額の引上げ（六月二〇日、七月二日）、個人戦争保険金保証額の引上げ（六月一八日、マ書簡）というような若干の条件の緩和がはかられた。また、この折衝過程で、日本政府が新たに提案した（七月九日）預金課税案も拒否された（七月一一日）が、同時に、司令部側の提案した（六月一八日）国債利子七一%課税案も撤回された（マ書簡）。また、一連の財産課税構想については、日本政府側が法人財産税の撤回に同意し（六月二六日）、また、財産増加税構想も脱落して（七月二日）、個人財産税一本になった。「要するにわれわれがつっぱってえらい努力をし、大蔵省の諸君にもたいへん御苦労をかけたのでありますが、預金の一万五千円と保険金の五万円が許され、国債の利子の課税がなくなっただけで、あとは全部向うの言う通りになったようなわけであります。」[40]という石橋蔵相の回想には、当事者としての実感がこもっている。

ところで、マ書簡が言及している「指令」発出問題が対日理事会にたいする配慮とからんでいることはすでに紹介したが、折衝の最終段階に対日理事会で補償問題がとり上げられるにいたった。上述の折衝過程への実質的影響の有無は必ずしも明らかではないが、その経緯について簡単につけ加えておこう。議題としてとり上げられたのは七月一〇日、ソ連代表の提出によるが、この事実を司令部が強く意識していた模様は既述の「渡辺武日誌」の叙述にも読みとれるし（七月八日の項）、七月一一日のマーカットの蔵相との会見のさいにもうかがわれる。この日の論議の過程でマーカットは次のように発言している。[41]

昨日の対日理事会に於て補償問題に付きソ連から議題に上程せられ相当議論を見たことは日本側としても御承知の通りであらう。而してソ連がこの問題を理事会にかけて来れば如何なる結果を生ずるか、言はずして明かである。日本側はこの機微なる事情を承知して貰ひ度い。

七月一〇日、第九回対日理事会におけるソ連代表デレビヤンコ Kuzma N. Derevyanko の発言の要旨は次のようなものであった。まず、戦時補償債務に関する資料の提出を求めた後、三つの理由をあげて補償支払いに反対した。一つは戦争で莫大な利潤をえた軍需企業への補償支払いは、戦争で多大の犠牲を払った人民にたいして公正を欠くこと、二つには巨額の補償は将来の日本の財政に重い負担を課すことになるだろうこと、三つにはインフレを激化させるだろうとして、「軍需企業へ支払われた補償のキャンセルと国庫への返還、ならびに将来も補償支払いをおこなわないことを日本政府に指令することを提案する」というものであった。(42)

この議題は、第一〇回の理事会で継続審議に付されることになり、七月二四日、再びとり上げられた。この日は、英連邦代表マクマホン・ボール W. Macmahon Ball が新しい提案をおこなった。それは、第一に、軍需企業への補償は全面的に打ち切ること、第二に、軍需企業の破産の結果として金融機関が破産するという場合には、「少額の預金者や保険契約者が、彼等自身の過失ではなく、また金融機関の意志決定に関与することもなく、たんに不運から損害を蒙ることを看過すべきではない」と考えられるから、預金者や保険契約者の損害は日本政府が補償すること、第三に、その補償は高率の戦時利得税によってまかなうこと、さらに、つけ加えて、平和産業に転換可能な軍需資材の転換の促進等という内容であった。

これにたいして、アチソン George Atcheson 議長は、ソ連および英連邦代表の提案には十分の考慮が払われるだろうが、「日本政府は、この件に関して、ごく近い将来に何らかの行動をとるようですし、しかも、それは、われわれが考えている方向にそったものだと期待されます。もしそうでなければ、この問題をもう一度とり上げることになるでしょう」といって、論議をしめくくった。(43)

(1)　大蔵省資料Z五二六―四―二。



(2)　「渡辺武日誌」昭和二一年六月二〇日。
(3)　「大臣・ルカウント会見録（昭和二一年六月二〇日）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。
(4)　同前。
(5)　同前。
(6)　同前。
(7)　石橋湛山『湛山日記――昭和二〇―二七年』、一二八―二九ページ。
(8)　大蔵省資料Z五二六―四―二。
(9)　愛知文書課長の手書きのメモによる（同前）。
(10)　同前。
(11)　たとえば、「金融機関関係に於て決定を要する事項（銀二一、六、二〇）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）では、預貯金等の「一人に付一万五千円」の計算方法や、国債利子にたいする特別課税に関連する諸問題が検討されており、また、「戦争保険金関係に於て決定を要する事項（昭二一、六、二一）」（同前）においては、「個人分に付限度を五万円に引上げるや否や」について検討されている。
(12)　大蔵省資料Z五二六―四―二。
(13)　大蔵省資料Z五〇八―一三。なお、この文書の主要部分の邦文は大蔵省資料Z五二六―四―二所収。
(14)　同前。
(15)　前掲『湛山日記』による。
(16)　大蔵省資料Z五〇八―一三。
(17)　「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年五月二一日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一五ページ。
(18)　同前。
(19)　「課税案に関する会談要録」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。
(20)　愛知文書課長のメモによると、この席上での蔵相の発言の最後の部分は次のようになっている（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

大臣「押し付けられるなら已むを得ないが、G案は納得出来ぬ。納得の出来ぬ理由は書いて出す。一経済学者としては

(21) G案は紙くづの如きものなり。大蔵省としてはやらざるを得ないといふことで進む。」
この閣議において蔵相の提議の内容は次の如くである（「渡辺武日誌」昭和二一年七月三日）。
(1) No ト回答スルコトハ内閣ノ動揺ヲ齎シ国民経済ノ為好シカラズ
(2) Tax Program ニ三ケノ条件ヲ（一〇〇％課税、一五、〇〇〇 per a/c 政府補償、財産税¥五〇、〇〇〇免税）包含セシムルコトヲ受諾ス、但シ発表方法ハ説明ニ当リB案（GHQヨリ押付ケラレタ旨附言スルコト）ニヨル
(3) 条件トシテ
(a) 上程即日必要ナルモラ的措置ヲ実施シタシ
(b) 上程ト同時ニ経過ヲ発表
(c) RFAノ成立迄興銀等ヲ使フコト
(d) 右ノ資金ハ日銀ヨリ貸出サシム
(e) 実施上ノ細目ハ日本政府ニ一任アリタシ
(f) 財産税ソノ他ノ概略ハ一応相談スベキモ必要ナレバマ司令部全権代表者ヲ設ケ大綱丈ノ相談ニセラレ度
(g) 食糧ノ準備ニ協力セラレ度
(4) 日本政府ハ誠意ヲ以テ実施スベキモ大蔵省案ガイケナイ理由ハ依然ワカラヌ
(5) 元帥ニ総理ヨリ話アルベキヲ以テ諒解セラレ度
以上五点ヲ蔵相ヨリ提議シタルガ総理ヨリマ元帥マーカット不在ニ付カヘル迄延シテ貰フ様ニ回答シオカレ度トノコトナリシ由

(22)「軍需補償問題議録（七月三日）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。なお、この時に申し入れた事項は、七月三日付の蔵相からの手紙*の形で、五日、渡辺武終戦連絡部長がライダーに持参した（「渡辺武日誌」昭和二一年七月五日）。
* Reply to Statement of the Acting Chief of the Economic and Scientific Section（大蔵省資料Z五〇八―一三）。

(23) 愛知文書課長のメモ（大蔵省資料Z五二六―四―三）。
(24) 大蔵省資料Z五二六―四―三。
(25) 愛知文書課長のメモ（同前）。
(26) 大蔵省資料Z五二六―四―三。



(27) 同前。
(28) 同前。本文に掲げた表の数値はペン書き訂正後のもの。なお、大蔵省資料Z五一一―三〇一所収の同資料にも同じ計数の訂正が鉛筆書きで書きこまれている。
(29) 大蔵省資料Z五二六―四―二。
(30)「渡辺武日誌」に次の記述がある。
七月八日（月）
Mr. LeCount ニ面会、前日日曜日大臣官邸ニ於ケル会議ノ結論タル預金課税案ニ付審議ノ余地アリヤ質問ソノ承諾ヲ得タルヲ以テ明日ソノ件ニ付主税局長ト共ニ説明スル手筈ニ定ム
(31) 愛知文書課長のメモ（大蔵省資料Z五二六―四―三）。
(32) 同前。
(33) 前掲「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」、一七―一八ページ。
(34) この書簡について石橋氏は興味深い回想をしている（同前、一九ページ）。
七月十六日（月）、原文は私が書いて、吉田総理の名でマッカーサー元帥に対して手紙を出してもらいました。これも内輪話でありますが、実はそれより二日くらい前手紙を書いて総理に頼んだのでありますが、総理はウイロビーと非常に懇意なので、その手紙をまずウイロビーに見てもらいました。するとウイロビーから直して返って来たのを見ると、趣旨が違っているので、私がまた直してマッカーサーに出したのであります。あとで聞きますと、ウイロビーが直したものの方がマッカーサーには通りがよいのだそうですが、意味が違っていたのでは困るしだいで、おかしな話だと思いました。
(35) 大蔵省資料Z五〇八―一三。
(36) 前掲『湛山日記』による。なお、ヘスラー氏は「個人的には補償打切に反対」だと述べたと誌されている。
(37) 前掲『湛山日記』。
(38) 大蔵省資料Z五二六―四―四。
(39)「石橋蔵相、マーカット少将会談要領（七月二四日午前十一時―十一時半）」（大蔵省資料Z五二六―四―四）。
(40) 前掲「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」、二〇ページ。

(41)「G案に関し大蔵大臣、マーカット少将会談の件（昭和二一、七、一一終戦連絡部朝海記）」（大蔵省資料Z五〇八―一三）。
(42) Verbatim Minutes of the Ninth Meeting, Allied Council for Japan（大蔵省資料Z七三四―三）。
(43) Verbatim Minutes of the Tenth Meeting, Allied Council for Japan（同前）。



## 第六節　関係諸法案の成立

上述のような経緯をへて決定された戦時補償債務にかんする根本方針は、石橋蔵相がマーカットに司令部案の受諾を通知し、また、対日理事会で英連邦代表の主張が述べられた日の二日後、七月二六日に、蔵相から記者会見において公表された。そして、関連する措置を含めて細目を遅くとも八月中旬頃までに決定して、諸法案を議会に提出したいと説明された。(1)「渡辺武日誌」によると、「補償打切ニ関連スル法案及其ノ要綱中完成セルモノヲ司令部ニ持参 Dr. Fine 等ニ手交 Gen. Marquat ハ細目ハ日本政府ニ委シテ full support ヲ与フベキ旨言明セリ」（七月二六日）とあるが、実際は、司令部との折衝に手間取ったことによって、これら諸法案の国会提出は政府の意図よりも大幅に遅れることになる。石橋蔵相はこの間の事情を次のように説明している。(2)

こうして補償打切りが司令部との間に決って、いよいよ関係法案を議会に出すとなりますと、また二個月もかかった。今度は、こっちが大いに急いだのですが、司令部がわの細目についての意見がまとまらず、こんな結果になったのでありました。我々は、前に申し上げたように、司令部の一〇〇%課税案には極力反対はしておったけれど、しかし、いよいよ打切りと決った場合、どういう方法でやるかということについて予め研究していた。従って補償打切りの話がまとまると即座に実施案を出したのです。ところがこんどは司令部の方がぐづついて何とも決まらない。これは司令部が補償打切りと言っても、一向その具体的な研究をしていなかった。ただ原則論を考え、また簡単に補償打切りができるものと考えていたのではないかと思います。

ところで、これらの諸法案としては、司令部との折衝の主要な内容をなした補償処理策そのものである「戦時補償

特別措置法」ならびに「財産税法」と、この処理策の結果として予想される日本経済の混乱への対策として立案された諸法案とがある。後者には、当面の応急措置として「会社経理応急措置法」および「金融機関経理応急措置法」、また、長期的な対策として「企業再建整備法」や「金融機関再建整備法」、さらには「復興金融金庫法」等がある。前二者の詳細については「租税(1)」編に、後者については「企業財務」編と「金融制度」編に譲ることにして、ここでは前述の折衝過程との関連で、ごく簡単にその後の成り行きについて触れるに止めることにしたい。

補償処理に伴う措置として、以前から第二会社の構想が存在していたことは既に触れた通りであるが、チャーンの打切り構想が報道された直後、五月二九日頃の作成と推定される文書「補償打切に伴う措置案」(3)は、G案をめぐる司令部との折衝に入る直前の大蔵省の考え方の大枠を示すものであろう。

（前略―引用者）

第三　整理に関する措置

甲　応急対策

一、補償打切案の発表と同時に一乃至二箇月の期間を限つて、凡ての債権債務の支払猶予を断行すること。但し其の期間の生産を停止せざる為戦後に於ける生産の為の原材料の売買に基く債権債務及び新規に生ずる債権債務に付ては其の限度に於て支払猶予を適用しない。

二、右期間内に整理の機構を整備し、債務超過又は支払不能の惧ある者に付ての強制調停を為し得る如く措置する。

乙　生産の続行

一、至急第二会社を設立して旧軍需会社等の民需稼動設備及び原材料資材を之に賃貸、出資又は売却す。

二、第二会社の設立に時間を要する関係上、特定の委員会機構を設け取敢へず、旧軍需会社等の設備、資材、現金等を同委員会に移し、同委員会より旧会社に委託の形式をとり、経理を分離して特別勘定に依つて生産を続行せしめる。



三、金融に付ては、普通の金融機関が破綻を来すので取敢へず興銀に復興金融勘定を設けて、所要の融資を行はしめる。

四、整理期間中、新規金融機関の設立、活動を見る迄は復興金融会社が産業金融に当る。此の場合復興金融会社に対しては日銀が強力なる援助を行ふ。

丙　企業の整理

一、補償打切に伴ふ支払不能会社の整理の為に特別の委員会を設ける。

二、支払不能会社に対しては、債権債務関係に付て国家が強制調停を行ふものとし、商法等の特例を設けて簡易なる手続に依ることとする。尚ほ調停に依る整理完了迄は旧会社の一切の債務に付いて、利払を免除し、又委員会の同意なくして債務の回収、担保権の実行を為し得ない。

三、強制調停は手順を定めて特定産業部門より着手し、調停手続に入る迄は旧会社の債権債務は棚上する。

丁　金融機関の整理

一、軍需企業等の破綻に依り債務超過となる銀行に付ても特別強制調停を適用するものとしこの為特別の整理委員会を設ける。

二、可及的速かに地区別に第二銀行を設立することとし、新預金の吸収を以て業務を始める。

三、調停による整理完了迄は債権債務は棚上とし、その間利払も停止するが、一定の範囲に於て預金業務のみは続行せしめる。

戊　預金に対する措置其の他

一、金融緊急措置令は金融機関の整理完了までは廃止しない。

二、全金融機関の預金の特定割合は厳重に凍結して、日銀（又は整理委員会）の特別勘定に集中する。金融機関の債務超過額も此の特別勘定に集中し、此の勘定に於て債務超過額を各預金者に公平に按分して償却整理する。この整理が完了すれば残額は各預金者に返して凍結を解くこととする。

三、其の他

日銀の金融機関に対する貸出は当分棚上として別途処理する。

つまり、G案が提示された当時の対応策の枠組みはモラトリアムと第二会社（金融機関）案とを骨子としていたといえる。このことは、G案をめぐる蔵相と司令部との論議のうちにも示されている。[4]

大　臣　一〇〇%課税発表ニ当リテハ moratorium ヲ必要トスベシ

司令部　如何ナル mora ナリヤ

大　臣　金融機関モ会社モ共ニ必要ナリ

ところで、その後の省内での検討の結果、この構想は一定の変化をみた。それは、「第二会社をつくるのにはひまがかかる。（中略―引用者）モラトリアムはちょっとどうも混乱の中でよけい混乱するのじゃないかということで、何とかしてそれに似たようなことができぬか。モラトリアムの制度と今の伊原さんから引継いだ第二会社案と折衷して会社の中で一本線を引いて、一方ではモラトリアム式なものを考え、一方では第二会社的なものを会社の中につくった。第二会社をつくりたければ、それからゆっくりつくれということだった」。[5] マッカーサー書簡来着の翌日、七月二三日、経済閣僚懇談会で決定された「戦後経済再建整備に関する措置の大綱（案）（昭二一、七、二三）」[6]には、このような考え方による企業ならびに金融機関の経理に関する応急措置と再建整備に関する措置や復興金融機関に関する措置の基本構想が盛られていた。後に公表され、また立案された諸措置の原型といえるので紹介しておこう。

一、軍需補償等の処理

㈠　軍需補償等の処理に付ては、課税提案に対する方針の決定を俟ち、其の細目を決定することとし、特に補償等の性質内容に付慎重に検討を進める。



㈡　根本方針の決定にあたり打切られることとなる請求権ある場合には、既発生のものは戦時補償特別税（仮称）の課税に依り、未発生のものは打切の法律規定の制定に依り、これを処理する。

㈢　本措置に関する特別の法律を制定する。

二、再建整備措置実施の為の応急措置

㈠　企業（金融機関を除く）の経理に関する応急措置

(1)　会社は本措置に関する法律施行の日を以て打切決算を行ひ、新旧に勘定を分離する。（但し軍需補償等が打切られても自己資産を以て之を消却し得る会社等に付ては必ずしも本措置を適用しない途を置く。本措置の適用を受ける会社を以下整理会社といふ）。

(2)　勘定の分離に当っては、会社の資産中爾後の民需経営に必要なものを新勘定に移管し新勘定はこの移管資産に付旧勘定に対して適当なる利子を負担するものとすると共に、爾後の民需経営に必要でない資産及従来の債務は旧勘定に属せしめるものとする。

(3)　従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又会社に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。

(4)　新勘定に依って爾後の民需経営を行ふ。

(5)　会社は資産の保全、新勘定に移管すべき資産の決定等の為会社側及債権者側を以て構成する特別管理人会を設ける。

(6)　本措置は特殊会社及営団に対してもこれを適用する。

(7)　本措置に関する特別の法律を制定する。

㈡　金融機関の経理に関する応急措置

(1)　金融機関は本措置に関する法律施行の日を以て新勘定、旧勘定を設け資産及負債を区分整理する。

(2)　勘定の分離に当っては次のやうにする。

(イ) 資産に付ては現金及金融機関に対する金銭債権を新勘定に属せしめる。
(ロ) 負債に付ては、先づ現行封鎖預金に付根本方針決定の上支払を確保せらるべき範囲を確定し、此の範囲の封鎖預金、自由預金等必ず履行を要するものを新勘定に属せしめる。
(ハ) 右(イ)及(ロ)以外の資産及負債は旧勘定に属せしめる。
(ニ) 新勘定の負債超過は新勘定の旧勘定に対する貸付金、資産超過は借入金として整理し、適当の利息をつける。
(3) 従来の債務に関する物上担保権を制限又は消滅せしめ又金融機関に対する従来の債権の実行を停止せしめる等の措置を講ずる。
(4) 新勘定に依って爾後の業務を行ふ。
(5) 本措置は特殊銀行及金庫に対しても之れを適用する。
(6) 本措置に関しては、金融緊急措置令の改正を行ふの外、特別の法律を制定する。
(ニ) 公益法人及個人に関する応急措置
(1) 本件に依って影響を受ける公益法人又は個人に付ては、債権者に依る債権の実行を停止せしめ得る等適宜の措置を講ずる。
(2) 本措置に関する特別の法律を制定する。

三、再建整備に関する措置

(一) 企業（金融機関を除く）の再建整備に関する措置
(1) 整理会社の特別管理人会は新旧勘定分離の日現在に於て、旧勘定に付て特別決算を行ひ、その債務超過額（以下特別損失と称す）を確定する。
(2) 特別損失の処理に付ては、追て決定せらるべき根本方針の率に従ひ、先づ積立金及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本金に及び、最後に外部負債に及ぶ。



(3) 整理会社中一定規模以上のもの及所謂制限会社の特別管理人は爾後の再建整備の計画を立案し主務大臣の認可を受けるものとし、会社は認可せられた整備計画に従つて再建整備を行はねばならない。
(4) 整備計画の認可を受けた整理会社は、他の法令の規定、定款の定め又は既存の契約の条項に拘らずその整備計画を実行することが出来るものとし、又その計画の中に決定されてある事項に付ては法令の規定又は定款の定に拘らず株主総会その他の会議を省略することが出来るものとする。
(5) 整備計画に掲げるべき重要事項は大要左の通りである。
(イ) 存続するか解散するか
(ロ) 存続する場合の措置（減資の方針、存続後の事業計画及資金計画）
(ハ) 解散する場合の措置（第二会社を設立し又は既存会社に新勘定の資産負債を包括的に譲渡する等）
(ニ) 資産の処分方針
(ホ) 第二会社を設立する場合にはその事業計画及資金計画
(ヘ) 従業者の整理方針
(6) 整理は次のやうにして結了する。
(イ) 存続する整理会社に付ては、整理完了のとき新旧勘定を合併して単一勘定とする。
(ロ) 第二会社を設立し又は既存会社に新勘定の資産負債を包括的に譲渡する整理会社に付ては、譲渡完了のとき新勘定を打切って単一勘定とする。
(ハ) 右(ロ)の方法を採ることなく清算、特別清算又は破産の手続に入る整理会社に付ては、整備計画認可の日、清算に入った日、特別清算開始命令の日又は破産宣告の日に新旧勘定を合併して単一勘定とする。
(ニ) 右(イ)の場合にはそれで整理が結了し、右(ロ)及(ハ)の場合には清算、特別清算又は破産の手続が完了することに依って整理が結了する。

(7) 本措置の合理的且民主的な運営を図る為産業再建整備委員会（仮称）を設置し主務大臣が整備計画の認可を行ふ場合等にその審議を経ることとする。

(8) 特殊会社及営団に付ては整理手続等に特別の定を要するかも知れぬ。

(9) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(二) 金融機関の再建整備に関する措置

(1) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理を行ふ為整理担当者を任命する。

(2) 金融機関は旧勘定に属する資産及負債の整理計画を樹立し、主務大臣及後述の金融機関整備委員会（仮称）の承認を受ける。

(3) 整理の方法は次のやうにする。

(イ) 旧勘定に属する資産の整理に依って生じた現金及確定評価額の決定した資産を順次新勘定に移し換へ、新勘定の旧勘定に対する貸を控除整理する。

(ロ) 旧勘定に属する資産の全部を新勘定に移し換へるも尚新勘定の旧勘定に対する貸を整理し得ぬ場合には、根本方針決定の上保証せられる範囲の封鎖預金、自由預金等の支払を確保する措置を講ずる。

(ハ) 新勘定の旧勘定に対する貸を整理し終った後尚旧勘定に残余財産がある場合には、残余財産に付て取立てた現金及確定評価額の定まった資産の範囲内に於て、資産と負債とを新勘定に移し換へる。

(ニ) 右(ハ)の場合の負債移し換へ順序の定め方に依り、金融機関の損失の処理に付ては、追て決定せらるべき根本方針の率に従ひ、先づ積立金及評価益を以てこれを消却し、次に払込資本金に及び最後に外部負債に及ぶ。

(4) 今後の情勢に応じ新勘定に属する資産及負債を譲り受け新に金融機関を設立せしめる。

(5) 資産の評価基準の設定其の他金融機関の債権債務の処理等に関する重要事項を処理する為金融機関整備委員会を設ける。



(6) 特殊銀行及金庫については整理手続等に特別の定を要するかも知れぬ。

(7) 本措置に関する特別の法律を制定する。

(三) 公益法人及個人の整理に関する措置

(1) 本件に依って影響を受ける公益法人又は個人に対しては当分の間破産の申立を為すことを得ないものとする。

(2) 債務超過の処理に付ては強制調停の如き措置に依り、支払可能の限度に債務を整理し得る等の措置を講ずる。

(3) 本措置に関する特別の法律を制定する。

四、復興金融機関に関する措置

(一) 上記各措置と並行して復興金融機関を設立運営することとし、その設立に至るまで日本興業銀行をして代行せしめる。

(二) 同機関の業務は一般金融機関として引受けること困難な金融を為すことを本来の目的とするが、本件実施に当っては充分幅広い融資を行ふ。

五、財産税に関する措置

財産税法の内容及その実施の仕方は本件措置に至大の関係があるから、なるべく混乱を起さぬやう特に留意を要する。

六、本件実施に関連して必要なる措置

(一) 失業対策、生活援護対策、労働問題対策、食糧対策、生産資材対策、賠償対策、経済民主化対策、物価対策等に付充分な準備を要する。

(二) 本案措置を可及的円滑適確に実施し戦後経済再建の目的を達成する為、右(一)の諸対策の実施其の他に付き、連合国軍総司令部の特段の理解と援助とを懇請する。

(備考) 本件実施の為法令上の措置に遺憾なきを期すると共に、本件の実施に伴ひ予算的措置を講ずる必要の有無に付て慎重に検討を要する。

経理応急措置法ならびに再建整備法にかんする具体的な立案過程については「企業財務」編ならびに「金融制度」

編に譲るとして、その後は次のような経過を辿った。まず、八月一一日、「金融緊急措置令施行規則」を改正（大蔵省令第九〇号）して、「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」および「第二封鎖預金等」の二種に区分して、第二封鎖預金の支払いを原則的に禁止するという措置をとった後、八月一二日に、前述の七月二三日案を手直しした「戦後経済再建整備に関する措置の大綱」を発表して、戦時補償打切りの全貌を明らかにするとともに、その対策の内容を示した。八月一五日公布・施行された「会社経理応急措置法」（法律第七号）および「金融機関経理応急措置法」（法律第六号）はその応急対策であり、一〇月一九日公布、同三〇日施行された「企業再建整備法」（法律第四〇号）と「金融機関再建整備法」（法律第三九号）とは長期的対策の一環である。

この後の経過について石橋蔵相は次のように回想している。(7)

> ところが、このあとが、なかなか大変で、戦時補償特別措置等の六法案が衆議院に上程されたのは九月二十八日で、ほとんど一ヶ月半を要したのであります。（中略―引用者）
>
> かくてこの間に、司令部は、補償課税の場合に遵守すべき十点なるものを持ち出して来ました。これには補償打切りの場合に会社の未払込を徴収して損害を補塡しろということ、財産税にはいわゆるインホーマー・クローズすなわち密告制を入れろということがありました。マッカーサーの手紙を越えて、めんどうなことを言って来たわけであります。
>
> 上述の司令部との折衝過程との関連で、この間の主要な懸案事項を簡単にとり上げると、先ず第一に補償打切りの範囲についての見解の不一致があった。
>
> 司令部側ハ原則的ニ打切リ例外ヲ列記セントシ日本側ハ打切ルベキモノヲ列記スル方針ナリ(8)

この問題は司令部の主張に従うこととして、八月二四日に、次のように「除外」と「例外」を列挙する形で決着をみた。(9)



> 戦争に起因する政府等に対する請求権の範囲（昭和二一、八、二四）
>
> （昭和二十一年八月二十二日附エーキン、シャベル両氏指示に基く最終決定）
>
> 政府若くは地方公共団体に対する総ての請求権又は私的若くは準政府的機関（以下単に特定機関と称す）に対する政府の保障を受くべき範囲に関する総ての請求権であって、昭和二十年八月十五日以前に弁済期が到来し且同日までに支払の済んでゐないもの又は同日後に弁済期が到来するが同日以前に発生した損害、行はれた仕事、供給された労務物資施設若くは為された役務に基因するもの。但し下記一、に掲げたものを除外し（エクスクルージョン）、下記二、に掲げたものを例外として除く（エクセプション）。
>
> 一、除外（エクスクルージョン）
>
> 左の請求権は本質上課税の範囲に属しない。
>
> 政府、地方公共団体又は特定機関の通常の業務活動に関する請求権。
>
> これは次のやうな諸項目を指す。即ち俸給、賃金、年金、退職金その他の諸給与又は建物、工場、施設その他の不動産の賃借、建造、改良、維持、修理及び官庁設備、用度品の購入から生ずる請求権、その他政府、地方公共団体若くは特定機関の日常の活動に必要な役務、物資及び施設に関する請求権。
>
> 二、例外（エクセプション）
>
> 左の請求権には例外として課税しない。
>
> (一) 生命又は身体に対する損害の塡補に関する請求権
>
> (二) 救済制度から生ずる請求権
>
> (三) その他命令を以て定むる請求権
>
> 三、課税
>
> 前文の本文の範囲から除外及例外を除いた総ての請求権に課税される。

（以下省略―引用者）

争点となったもう一つの問題は、いわゆる預金保証の問題にかかわっている。この問題は「金融機関再建整備法」の立案過程で当初の構想から変化し、旧勘定の確定損の政府補償という形をとるにいたったが[10]、この補償方式について見解が対立して、八月二九日の司令部提案十項目においてもとり上げられた[11]。この問題の折衝は難航したが、結局、九月一八日に、原案補償条項を改正して、補償金額に百億円という限度を設けることによって合意に達した[12]。

財産税関係では、免税点を五万円から一〇万円に引き上げたいという大蔵省側の申し出にたいして、八月五日、マーカットが「大体同意[13]」し、同一二日、「免税点ニ十万円但シ若シ政府ガ disappointing ナ収入シカアゲエヌナラバソレ以下ニモ及バネバナラヌ旨ヲ声明スルコト[14]」ということで話し合いがつき、さらに、前記「十項目」をめぐる折衝において再確認されたこと[15]、あるいは、インフォーマー・クローズの挿入等の諸問題が折衝事項となったが詳細は「租税(1)」編に譲りたい。

こうして、政府は、第九〇回帝国議会に、「戦時補償特別措置法案」「金融機関再建整備法案」ほか関係四法案を九月二七日に、「企業再建整備法案」を同二八日に、「財産税法案」「財産税等収入金特別会計法案」を同二九日に提出し、一〇月六日、関係諸法案はすべて衆議院を通過、同日貴族院に上程され、同一一日、貴族院通過の後、公布・施行の運びとなった。

こうして、終戦直後、財産税構想を軸として、財政と経済の再建という課題を担って立案された債務処理策は一つの結末をみた。これら一連の措置の結果とその評価については別巻の関係諸編に委ねるとして、ここでは立案と折衝の衝に当たった関係者の回想を整理しておこう。

財産税の果した役割については、まず、規模の縮小と徴収をめぐる情況の変化を、前尾繁三郎（当時主税局国税第一課長）は次のように説明している[16]。

司令部との交渉に非常に手間を取り、われわれが考えておった時期とはすっかり狂った時に徴収しなければならないことになってしまいました。従って、とった時分には、ほとんど意味がないようなかっこうになってしまったのです。預貯金の封鎖をやり、一年後に臨時財産調査をやってからでも、その一年間の後にインフレの激化というものは非常な勢いだったのです。

財産税自体は実は大きな役目を果し得ずに終ったので、今もって残念には思っておるのですが、最初の構想をわれわれの考えておる通りにやっておれば、それは相当な効果もあり意義もあったと思うのです。司令部の考え方が戦時補償打切りという線に行っておりましたので、――この創設は非常に不公平でむちゃなものでしたが、これが財産税の役目を大体果してしまってくれたことは事実です。従って実際に行った財産税というものは、そう税額も大きくはなく、そう大きな役割を果すことはできませんでした。その必要もなくなってしまっていたのではないかと思うのです。

また、「歳計」編で詳述されるように、財産税収入の大部分は一般会計にくり入れられることになって、立案の本来の趣旨と喰い違うこととなったが、この点に関連して渡辺喜久造（当時主税局担当官）は次のようにいっている[17]。

それからインフレに対する関係におきましては、われわれとしましては何とかしてここでインフレをとめたいと思っていたのですが、何と申しましても前提としましては、当年度の経常的な経費は当年度の経常的な税金でまかなう、財産税では戦争中に膨れた国債を返却したり戦争の後始末のための経費を賄う。こういうふうに考えていたのですが、当年度の経常的な経費に赤字を出して来て、これに財産税が充てられる。物納財産とか延納の税金とか、まだ現金化していないものが、そうした経常的な経費に向けられることになったものですから、インフレを阻止する役割を果し得なかった。これははっきり言えようと思います。その意味からしますと、財産税はそう大きな効果を持ち得なかったと言わざるを得ないわけであります。

石橋蔵相は、この間の事情を、政党の動向に触れながら次のように回想している[18]。

実は財産税の収入は、私の考えでは公債の償還に使いたかったのです。私はそれがほんとうだと今でも思っています。そのば

あい財政には赤字が出るかもしれませんが、赤字は赤字で、別に新しい公債を発行するという行き方にするのが、結局インフレを防止する手段だと思っておったのであります。ところが、社会党も進歩党もそうだったと思いますが、困ったことは、私の属している自由党が、私が関係する前に、この財産税収入なるものは公債償還などに使っては相ならぬ、それは金持ちを保護することになるから、社会政策的なものに使えというようなことを、選挙のモットーにしておりました。それで六月十八日に官邸に、自由党と進歩党の両党の幹部に来てもらって会見をして、この補償問題及び財産税問題のことを話し、かつ討議をしたのですが、どうも総選挙に出しておるのを、今さら財産税を公債償還に用いられては困るというのが党の連中の主張でありました。これは、実は私としては非常に悩んだのであります。司令部の干渉をあまり受けることは好まなかったけれども、こんな問題こそ司令部から何とか言って来てくれれば都合がいいなと思ったのですが、これに対しては、向う側も何も言わなかった。まさかこっちから言ってくれというわけにも参りませんから、結局一般会計へこれを繰込んで使ったのです。二十一年度の一般会計予算というものは、表面から見れば大体赤字はない。健全財政になったわけでありますが、事実は、財産税を繰込んで使っているということに大きな穴があったわけであります。このことは、二十一年の七月に議会でやりました私の財政演説の中において、くわしく述べ、インフレを起す一つの原因であるから、非常に注意しなければならぬということを、はっきり言っておいたわけであります。

他方、財産税に期待されるようになった富の再分配という課題については、渡辺喜久造が次のように指摘している。[19]

ただ結果としましては、富の再分配といいますか、とにかく金持がなくなったという結果は招来されたと思います。それが果していいことだったか、悪いことだったかということは、別に批判さるべきでしょうが、事実だけ言いますと、農地調整法と並んで財産税が斜陽階級をつくったということは、一つの事実として認めざるを得ないと思います。

財産税構想の対極にあった戦時補償債務の処理の結果について、吉田信邦（当時主税局担当官）は次のように説明する。[20]



しかし実際戦補税の影響は大きいと思いました。ぼくは最近まで企業再建整備に関係していましたが、特経会社の納めたというか、少くとも納付すべき戦補税三百七十億円あまり、それと在外財産の喪失、それから封鎖預金の影響、直接戦争による特経会社の損害だけで五百三十億円あった。それがちょうど昭和二十一年末の法人の資本金総額と同じですね。もっとも物価が上っているから、帳簿価格よりも実質価格はふえているでしょうから、物価騰貴による差額だけは法人に残ったでしょうが、実質的にいえば、法人の財産は戦補税と在外財産の喪失によって消えてしまったということですね。結局貨幣価値の変動がなかったら、会社は無財産になっていたろう。それで税金を納める代りに金を借りて来て、そして実物資本には変りないから、借りた金で納めるという形になったわけですね。同時に戦補税にしても、ああいうことをやろうとすれば、インフレがないことにはできない。それ自体インフレをとめようとしたことが幻想であって、ああいう徹底したことをやるには、反面インフレがなければ完全に経済はとまる。

インフレーションが財産税と戦時補償特別税の影響を緩和する役割を果たしたという点について、それは一つの結果だと石橋蔵相は主張する。[21]

ところで、その結果は、どうであったか。私が心配したほどのことはなく、戦時補償百パーセント課税案は実行された。これは一つは、前記の折衝中、もし司令部案を、そのままに実行するとなれば、その場合、いかにして経済界の動揺を防止するかについて、大蔵省総がかりで研究し、その方法を立てていたからである。だが、もっと大きな理由は、いわゆるインフレの進行で、金額的に、補償打切りから受ける経済界の打撃を減じたからであったろう。

そこで、これは日本政府が、わざとインフレを起し、司令部案を実質的に骨抜きにしたというような非難をしたものもあったが、そんなことは、もちろん絶対にない。インフレで、もし経済界の損害が軽減したとすれば、それは全く偶然の事であった。

最後に、終戦時の政府債務の一つの巨大なブロックをなした戦時補償債務の処理問題が、以上のような劇的な結末をみた背景について、渡辺喜久造のもらした感懐をつけ加えておこう。[22]

戦時補償打切りの問題につきましても、当時の空気と今（昭和二六年七月―引用者）の空気とはずいぶん違っているわけであります。（中略―引用者）あの時代としましては、一応ああいう空気で押切られたというところに、一つの時代を支配しておった空気があったと言わざるを得ないと思います。

（1）『朝日新聞』昭和二一年七月二七日。
（2）「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年六月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一―二ページ。
（3）大蔵省資料Z五一一―二九八。
（4）「渡辺武日誌」昭和二一年六月三日。
（5）酒井俊彦口述「会社経理応急措置法と企業再建整備法について」昭和二七年一一月一一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、三四―三五ページ。
（6）大蔵省資料Z五二六―四―四。
（7）「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」昭和二六年五月二一日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、二一―二二ページ。
（8）「渡辺武日誌」昭和二一年八月五日。
（9）大蔵省資料Z五二六―四―八。
（10）「金融機関再建整備法」の立案過程では、七月三一日付の「金融機関の再建整理に関する法律案（仮称）要綱」（大蔵省資料Z五二六―七―一）中に、

七　政府の補償

金融機関の財産の確定評価の結果生じた損失を四によつて全額補塡することができないときは、政府はその不足額を国債を交付して補償する。この国債は旧勘定に属する。

前項の補償を請求するときは金融機関は予め解散、営業譲渡、組織変更等について主務大臣の指示を受け補償の実行と同時にその指示に従つて解散、営業譲渡、組織変更等を行はなければならない。

前項の解散、営業譲渡、組織変更等については金融機関の株主出資者及び相互会社の社員並びに債権者は、これを承認しなければならない。

とあり、八月一三日付の「金融機関再建整備法（案）」（同前）では、



第二十三条　第二十一条の規定により確定損の整理負担額を計算するもなほ確定損の残額があるときは、その残額に相当する金額を政府において補償する。

となっている。大蔵省所蔵のこの法案の右引用条文の余白に、愛知大臣官房長と推定される筆蹟で「預金保証ガ此ノ形トナル（預金保証ハ表ニ出ナイ）」という書き込みがある。なお、司令部へ提出した草案（大蔵省資料Z五〇八―一四所収）については「いえば、この八月一三日案（Draft）の他、八月二一日付"Bill for Reconstruction and Reorganization of Financial Institutions"（4th Draft）では、Article 32 で、また、九月一三日付の"Financial Institutions Reconstruction and Reorganization Bill"（Final Draft）では Article 33 で同趣旨の規定が盛られている。

（11）W. K. L., Ten Points to be Followed in Tax Legislation.（大蔵省資料Z五二六―四―六）。
（12）Revised Views of the Japanese Government "Ten Points to be Followed in Tax Legislation," 18 Sept. 1946.（同前）および「渡辺武日誌」昭和二一年九月一八日。
（13）「渡辺武日誌」昭和二一年八月五日。
（14）同前、八月一二日。
（15）Revised Views of the Japanese Government "Ten Points to be Followed in Tax Legislation," 18 Sept. 1946.（大蔵省資料Z五二六―四―六）。
（16）前尾繁三郎・渡辺喜久造口述「終戦直後の財産税構想と徴税問題（その一）」昭和二七年五月二〇日（「戦後財政史口述資料」第三分冊）、一〇―一一ページ。
（17）渡辺喜久造口述「戦時補償特別税・財産税について」昭和二六年七月三〇日「戦後財政史口述資料」第三分冊）、一八―一九ページ。
（18）前掲「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(一)」、六―七ページ。
（19）前掲渡辺喜久造口述、一七―一八ページ。
（20）同前、三〇―三一ページ。
（21）「湛山回想」（『石橋湛山全集』第一五巻、二〇七ページ）。
（22）前掲渡辺喜久造口述、一九ページ。

# 第四章　国債利子の処理問題（その一）

## 第一節　渋沢蔵相時代

昭和二〇年一〇月以降、渋沢蔵相の下で立案された財政再建計画においては、国債利率の引下げという方策もいちおう検討されはしたが、最終的には斥けられたという事情については、すでに第二章第二節において説明した。そして、昭和二一年一月四日に閣議決定をみた「昭和二十一年度歳入歳出概算」もこの方針の下に編成されたものであった。ところで、この「概算案」は「骨格的」な性格のもので、別途、追加予算案が予想されていた。概算閣議において大蔵大臣は次のように説明している。(1)

不幸ニシテ、現在ノ段階ニ於キマシテハ、戦後処理ニ要スル諸経費特ニ対外関係ノ諸経費ガ未確定デアリマスル関係上、綜合的ナ財政再建ノ計画ヲ樹立シ之ヲ具体化シテ参ルコトガ出来ナイ事情ニアリマスルガ、一応現状ヲ基礎トシテ策案致シマシタ戦後財政再建ノ骨組トナリマスル見透案ニ付キマシテハ曩ニ説明中シ上ゲタ通リデアリマス。本概算案ハ大体此ノ見透案ヲ基礎トシ其ノ骨格的部分ニ相当スルモノトシテ策定致シタノデアリマス。従テ歳入ニ付キマシテハ増税等ニ因ル増収ヲ見込ンデアリマ

セヌシ、歳出ニ付キマシテモ未ダ確定セザル賠償ニ要スル経費ガ本案ニ含マレナイコトハ勿論デアリマスガ、其ノ他ニ於テモ引揚邦人ノ援護、社会救済、開拓事業、在外企業ノ処理等ニ要スル経費モ亦各種資料ノ整備ヲ俟ツテ別途追加予算ニ計上スルコトトシ本案ニハ計上サレテ居ラナイノデアリマス。

（中略―引用者）

以上簡単ナガラ説明申上ゲマシタ概算案ニ付キマシテハ早急ニ連合軍ノ許可ヲ取付ケ、追テ別途決定ヲ仰グベキ追加予算案ト相前後シテ第九十回帝国議会ニ提出ノ運ビニ致シタイト存ジマス

こうして、その後、各省からの歳出予算の追加要求が提出されることとなった。その受付けは三月九日にいちおう打ち切られることとされたが[2]、追加要求額は一月四日の閣議決定額の四・五倍におよぶという膨大な金額であった。

二、其後（一月四日閣議決定後―引用者）各省ヨリノ歳出予算ノ追加要求額ハ三月九日現在ニ於テ政府特殊借入金ニ依ル分及事業費ノ単価増ニ基ク分ヲ控除スルモ五七三億余万円ノ巨額ニ達シ、之ニ骨格的歳出額ヲ加算スレバ実ニ七〇〇億円ヲ突破スル（別表参照）

三、然ルニ之ニ充当スベキ追加財源トシテ目下確実ニ見込ミ得ル金額ハ一般増税ニ於テ約二七億円、専売収入ニ於テ約四〇億円ニ過ギズ、骨格予算ニ見積レル歳入ヲ加算スルモ二〇一億円ニ過ギナイ実情ニシテコノママ推移センカ約五〇〇億円ノ歳入欠陥トナルベシ[3]

このような状態に直面して、主計局は歳出の圧縮と財源の開発によって赤字を一定限度に抑えるべく一連の「非常措置」を検討することとなる。三月一二日、主計局作成の「財政非常措置資料（草案）[4]」はこの時期の主計局の認識と方針を示している。ここでは、当面の問題として、「金融緊急措置、新物価政策等一連ノ経済安定施策ニ対スル最大脅威ハ財政資金ノ放漫ナル放出ニアルヲ以テ、当面ノ経済安定施策ヲ成功ニ導キ破局的インフレーションヲ防止センガ為ニハ生産及配給面ニ対スル施策ト雁行シテ強度ノ非常財政措置ヲ講ジ政府ノ赤字公債ハ金融機関ノ自由預金ニ依



リ賄ヒ得ル限度ニ止ムル方針ヲ堅持スルノ要アルコト」という認識の下に、昭和二一年度は、「謂ハバ最モ深刻ナル財政危局ニ当面セルモノト謂フベク政府ハ此ノ際財政戒厳令トモ云フベキ非常措置ヲ講ジ歳出ニ付強力ナル規制ヲ加フルハ勿論財源ノ開発ニ付テモ非常手段ヲ断行スル」ことが財政上の課題であるが、この場合、とくに、「巨額ノ国家債務ノ重圧ト対外払ノ開始ヲ見ルベク決シテ楽観スルヲ許サレザル状況ナリ仍テ此等不生産的支出ト各種国家債務ノ査定ニ対シテハ従来ノ観念ヲ脱皮シタル所謂蛮勇ヲ振ハザルベカラザルコト」とされた。そして、歳出についての一連の規制とともに、国債利子についても次のような引下げ構想が謳われたのである。

(イ)　国債利子ヲ例ヘバ一分五厘程度ニ引下グルコト

(ロ)　政府特殊借入金ハ無利子トスルコト

(ハ)　此等ノ措置ト併行シテ封鎖預金ノ利率ヲ適当ニ引下グルコトトシ、之ニ関連シテ金融機構ノ動揺ヲ防止スル措置ヲ講ジ併セテ物的財産ニ重課スル方法ヲ講ズベキコト

こうして、二一年度追加予算案の編成に関連して国債利子の処理問題がクローズアップされることとなった。この時期に検討された具体的な方策の概要は、三月二四日付の理財局国庫課作成文書「既存国債利子ニ関スル件[5]」にみることができる。

既存国債利子ニ関スル件（昭二一、三、二四　理財局国庫課）

第一案

一、方　針

財政負担ヲ軽減シ併セテ企業補償等過去ノ債権債務ノ整理ニ資センガ為左記要領ニ依リ金融機関ノ既存債権債務ヲ国債整理基金特別会計ニ集中シ既存国債及既存預金ノ利率ヲ一分ニ引下グルモノトス

二、実施要領

(一) 金融機関ハ既存預金（二月十六日現在ノ預金及爾後三月七日迄ニ旧円ヲ以テ預入セラレタル預金ニシテ本措置実施日ニ於テ残存セル預金総額ヲ謂フ、以下同ジ）ヲ国債整理基金特別会計（以下単ニ特別会計ト称ス）ニ肩替スルコト

(二) 右預金肩替ニ対応シ金融機関ハ其ノ所有ニ属スル既存国債（二月末迄ニ発行又ハ交付セラレタル国債ヲ謂フ、以下同ジ）ヲ特別会計ニ移管スルコト、既存国債ニシテ(一)ニ依リ肩替シタル既存預金ノ金額ニ達セザル場合、其ノ差額ハ特別会計ノ当該金融機関ニ対スル貸付金トスルコト

(三) 既存預金ハ凡テ年利一分トシ之ニ対スル分類所得税ハ廃止スルコト
既存預金ノ元利ハ特別会計ヨリ之ヲ支払フコトトシ其ノ封鎖ヲ強化（無業者以外ノ生計資金引出ノ禁止、無業者ノ生計資金ノ引出限度ノ引下、事業資金ノ使用制限等）スルコト
既存預金ノ元利払事務ハ各関係金融機関ニ於テ之ヲ取扱フモノトシ之ニ対シ一定ノ手数料ヲ交付スルコト、尚既存預金ノ利払資金ハ特別会計ヨリ交付スルモ元金支払資金ハ同会計ノ当該金融機関ニ対スル貸付金ト相殺スルコトトシ当該金融機関ニ於テ之ヲ調達セシムルコト

(四) 既存国債ノ利率ハ凡テ之ヲ年一分トシ之ニ対スル分類所得税ヲ廃止スルコト

(五) 特別会計ノ金融機関ニ対スル貸付金ノ利率ハ年二分程度トスルコト
金融機関ハ特別会計貸付金ニ相当スル資産ヲ別途経理シ同資産ニ属スル貸付金ノ回収、有価証券ノ償還等アリタルトキハ右貸付金ヲ返済スルコト
特別会計貸付金ハ対応資産ニ付凡テノ債権ニ優先シテ之ヨリ支払ヲ受クルモノトスルコト
尚日銀ノ固定貸ノ整理及利率ノ引上ヲ考慮スルコト

(六) 左ニ掲グルモノヲ以テ国債ノ担保トシ国債及(五)ニ依ル貸付金ニ付一定ノ整理計画ヲ樹立スルコト
(イ) 官営事業其ノ他総テノ国有財産
(ロ) 財産税等ノ収入



(ハ) 財産税等納付ノ為受入レタル不動産其ノ他ノ物件
之ガ為国債整理基金特別会計法ヲ改正シ
(イ) 専売局、印刷局其ノ他ノ作業会計ノ益金並ニ帝国鉄道及通信事業各特別会計ノ事業益金ハ之ヲ本会計ニ繰入ルルモノトスルコト
(ロ) 政府出資及国有財産整理資金各特別会計ヲ廃止シ本会計ニ統合スルコト
(ハ) 本会計ハ預リ金ヲ受入レ之ヲ国債及指定ノ貸付金ニ運用シ得ルモノトスルコト

(七) 右措置ノ実施ニ伴ヒ企業補償等ハ之ヲ行ハザルコトトスルコト

(八) 本件ニ関スル法律ノ制定及改正ニハ通常ノ手続ヨリ慎重ナル手続ヲ考慮スルコト

## 第二案

### 一、方　針

既存ノ公社債、預貯金等ノ利子及株式配当並ニ不動産所得等ニ対スル資本利子税ノ大幅増徴ヲ行ヒ以テ実質上国債利子負担ヲ軽減スルト共ニ之ニ伴フ資産所得者ノ負担ノ均衡ヲ図ルモノトス

### 二、要　領

(1) 既存ノ公社債（三月三日現在ノモノ）及既存ノ預貯金（二月十六日現在ノモノ及爾後三月七日迄ニ旧円ヲ以テ預入セラレタルモノニシテ本措置実施日以後ニ残存セルモノ）ノ利子ニ対スル分類所得税ヲ凡テ七〇%迄引上グルコト
但金融機関保有ノ公社債ニシテ登録セルモノハ免税トスルコト

(2) 本件実施ニ当リテハ左記ノ措置ヲ実施スルモノトス
(イ) 株式ニ付テハ事業内容ニ応ジ配当制限ヲ行フコト
(ロ) 既存ノ不動産（其ノ承継アリタル場合ヲ含ム）ニ基ク所得ニ付テハ本件措置ト権衡ヲ保持スル如ク税率引上ヲ考慮スルコト

(ハ) 既存ノ預貯金ノ封鎖ヲ強化スルコト

(ニ) 既存ノ公社債等ノ市価低落スルモ買入償却ヲ為サズ原則トシテ額面ニ依リ償還セシムルコト

金融機関ノ保有証券ノ記帳ハ市価ニ不拘買入価格又ハ発行価格ニ依ラシムルコト

此等証券ノ日銀ニ於ケル担保価格モ従来ノ例ニ依ラシムルコト而シテ此等ノ方針ハ当初ニ闡明スルコト

第三案

一、方　針

当面ノ一般会計等歳出ヲ縮減シ且インフレ防止ニ資スル為既存ノ預貯金及国債等ニ対スル利子ノ支払ヲ左記ニ依リ完全封鎖払トスルモノトス

二、要　領

(1) 既存国債利子ハ日銀無利子預金ヲ以テ支払フモノトシ本預金ハ第四項ニ定ムル場合ノ他当分ノ内払戻ヲ為サザルコト

(2) 右支払ノ為国債整理基金特別会計ニ於テ日銀ヨリ無利子借入金ヲ為スモノトシ同会計ノ他会計ヨリノ繰入ハ之ヲ停止スルコト

(3) 既存預金ノ利息ノ支払モ完全封鎖払トスルモノトシ之ガ為各金融機関ハ既存預金ノ利子相当額ノ日銀無利子預金ノ設定ヲ為スコト

(4) 金融機関ハ其ノ受領セル第一項ノ預金ヲ前項ノ既存預金利息支払資金ニ充当スルコトヲ得ルモノトス

(5) 第三項ノ日銀無利子預金中第二項ノ国債整理基金特別会計ノ借入金ヲ超ユル額ヲ同会計ニ於テ日銀ヨリ無利子借入ヲ為シ国債償還資金ニ充当スルモノトス

(6) 国債利子及預金利子中分類所得税相当額ハ別ニ日銀無利子預金ヲ以テ政府ニ納入スルモノトス但現金ヲ以テスルヲ妨ゲズ

綜合所得税ノ納入ニ付テハ第一項又ハ第三項ノ日銀無利子預金ヲ以テスルコトヲ得ザルモノトス



(7) 本件国債利子及預貯金利子ノ封鎖払ハ法律ヲ要セザルヲ以テ差当リ実行シ政府ノ日銀ヨリノ借入ハ法律ノ通過ノ後ニ於テ之ヲ実施スルモノトス

第四案

一、方　針

当面ノ財政負担ヲ軽減スル為差当リ一年間既存国債ノ利払ヲ停止スルモノトス

二、要　領

(1) 既存国債ノ利子ハ一年間支払ヲ停止スルコト

(2) 金融機関ハ既存国債ニ付未払利息ヲ計上シ以テ預金利子ノ支払及損益ノ計算ヲ為シ得ルモノトスルコト

第五案

一、方　針

国債利子ノ財政負担ノ軽減ヲ図リ併セテ金融整理ヲ促進センガ為左記要領ニ依リ既存国債ノ利率ヲ凡テ年利一分ニ引下ゲ之ニ伴ヒ金融機関ノ損益調整ノ為所要ノ措置ヲ講ズルモノトス

二、要　領

(1) 既存預金（三月七日現在ノ封鎖預金ニシテ本措置実施日ニ現存スル額ヲ謂フ、以下同ジ）ノ利率ヲ凡テ年利一分トスルコト

(2) 既存国債（三月二十五日迄ニ発行又ハ交付セラレタル国債ヲ謂フ、以下同ジ）ノ利率ヲ凡テ年利一分ニ引下グルコト

(3) 前二項ニ依リ年利一分トセラレタル既存預金及既存国債ノ利子ニ付テハ分類所得税ヲ課徴セザルコト

(4) 金融緊急措置令ニ依ル生計資金引出ハ無業者ニ限リ且其ノ限度ヲ引下グルト共ニ事業資金ノ使用ヲ厳格ニ制限スル等既存預金ノ封鎖ヲ強化スルコト

(5) 金融機関ハ(1)ノ既存預金ト(2)ノ所有既存国債トノ勘定ヲ毎月政府ニ報告シ且所有既存国債ヲ超ユル既存預金ノ額ニ付年

利一分二厘ニ相当スル金額ヲ特別損益調整金トシテ政府ニ上納スルコト

(6) 政府ハ前項ニ依リ上納セラレタル特別損益調整金ノ一部ヲ金融機関ニ対シ其ノ所有既存国債ノ額ニ比例シテ之ヲ交付スルコト

(7) 特別損益調整金ノ受払ハ国債整理基金特別会計ニ属セシムルコトトシ国債償還基金ノ充実ヲ図ル為同特別会計ノ拡充ヲ行フコト

備考

(イ) 既存ノ地方債、社債等ノ利率ハ之ヲ据置トスルモ之ガ分類所得税ノ増徴ヲ図ルコト

(ロ) 既存ノ株式ニ付テハ其ノ事業内容ニ応ジ配当制限ヲ行フコト

(ハ) 不動産所得ニ対スル分類所得税ノ大幅増徴ヲ行フコト

(ニ) 既存国債市価ノ低落スル場合ニモ金融機関ノ記帳ハ発行価格又ハ買入価格ニ依リ之ヲ為サシメ且政府ハ額面ニ依リ償還スルノ方針ヲ闡明スルコト

(ホ) 金融機関ノ損益ノ調整充分ナラザル場合ヲ考慮シ既存ノ日銀貸出（三月三日現在ノ貸出ニシテ本措置実施日ニ現存セルモノヲ謂ヒ書替継続セラレタルモノヲ含ム）ヲ別途整理シ之ガ利率ノ特別操作ノ用意ヲ為シ置クコト

これらの諸案の一つの特徴は金融緊急措置を前提として具体的な方策が構想されていることであろう。第四案を除けばとくにそうである。これらの五案の他に、現行方式によって利払いを継続する方式をつけ加えれば、考え方としておよそ六つの方策が検討されたといえる。[6] この中で、国債利子処理方策としてもっとも有力な案は利子引下げ構想（第五案）だといってよいだろう。[7] 先に紹介した三月一二日付の「財政非常措置資料（草案）」もこの構想の下で一・五%案が謳われていたし、理財局長の私案と推定される草稿「財政建設ニ付テノ若干ノ私見」[8]においても「旧国債利子半減」案が主張されている。三月二二日付の「国債費ニ関スル問題」[9]には「利子引下ノ程度ニ付諸種ノ案アルベシ」としながら、一つの方策として掲げられ、翌二三日付の理財局国庫課作成の「当面ノ国債処理ニ関スル問題」[10]においては「無利子又ハ利子ノ大幅（二分）引下」案として示されている。



河野主計局第一課長（当時）は主計局の考え方を次のように説明している。[11]

公債の利率引下げは衡平観念からでした。当時はインフレは相当進行しておったけれども、いろいろな国債を持っている人は何ら影響を受けない。ほかの人は戦災で死んだり罹災したりしておる。外地から帰って来る人は何も持って帰ることはできない。財産も持たないで丸裸で帰って来る。それに対して国債を持っておる人だけが利益を得るということではいけないという衡平観念が第一でした。第二は財政処理問題からで当時は三十億円の国債費が予定されており、一般会計百二十億円のうちで三十億円を国債費に使うわけですから、決して軽くはなかったわけです。

この方針は櫛田理財局長（二一年二月以降）によっても支持された。[12]

理財局として最初にぶつかった問題は、昭和二十一年度の予算をどう組むかということで、そのときの主計局長は野田君だった。話合った結果健全財政で行こうということになった。

そこで起きた問題が国債の利下げ問題。そのとき、日本が戦後、戦勝国や中立国に対して、賠償その他の関係で支払わねばならぬものが幾らになるか、また国内で補償その他の関係で、国として負う債務が幾らになるか、ということが問題になり、杉山君が研究しました。その数字が二千億であったか、二兆であったか、はっきりしない。なんでもたいへんな数字だった。

他方新円措置が行われているし、財産税もとるというような考えになっておるし、少くとも国内における国の債務は、ことに戦争中に発生したもの、並びに戦争に起因して補償その他の措置を講じなければならぬものは、対外支払いがこれだけになる場合において、これを払う余力はない。だから一応みんなぶち切るという腹をきめなければならないのじゃないかというのが、一つの大きな考え方だったんじゃないかと思うのです。簡単にいうと、上層部は別として、野田君やぼくなど、若い威勢のいい連中の考え方はそうだった。そうすると、どうしても主として政府公債二千何百億このうち戦時関係が一千億ちょうどで、少くと

も元本の問題は抜きにしても、利払いは継続する必要はない。が、利払いを全然やめてしまうと、ドラスチック過ぎるから、三分五厘の金利を二分五厘引下げて、一分だけ払う。そうすると、財政上の節約は年二十億ぐらいになる。年間の国債利払いは当時としては決してばかにならない数字だった。というのは、そのときに組んだ骨子予算が三百億だったのです。

ところがこれが俄然大問題を起して、大蔵省内でも賛否両論にわかれ、ドラスティック過ぎるという議論が起こり、金融機関はこんなことをされたら、一挙にしてくつがえってしまう。そのころの金融機関の資金の中占める国債の重量はたいへんだ、という議論があった。それに対して私は、新円措置は講じられておるし、預金の取付は全面的にふせられている。国債の利率を引下げたからと言って、国債そのものを無価値にしたわけでないし、金融機関はそれにたえ得るであろうと感じておった。

こうして、三月二四日の省議には、国債利率および特殊借入金以外の借入金利子を一分とし、特殊借入金を無利子とするという方針の下に国債費一五億七二三五万一〇〇〇円（要求額六七億〇七〇〇万円）という査定案[13]が提出された。この主計局案をめぐって省内は賛否両論に分かれ、理財局からは金融面への影響が甚大だという観点からの反対意見が出された。櫛田理財局長は「私は無論この気持ち（国債の利下げ構想のこと―引用者）を表明しておったので理財局長は利下げ論者だということになった。実を申しますと、私以外の者は全部が反対論者で、理財局の中でも、次長以下みんな反対論者だった。[14]」と説明しているが、伊原隆国庫課長（二一年二月以降）は次のようにいっている。[15]

公債の利子ということについて問題が起ったのは、渋沢大蔵大臣のときに主計局からこれを一分に下げるかなんかの案が省議に出まして、それが問題の発端だったと思います。ところが主計局の考え方としては、財政負担を減ずるということで、当然のことであったのでありますが、理財局の考え方といたしましては、この問題を分析をしてみますと、公債の九割くらいは日本銀行を含めた金融機関が持っている。従って公債の利子を、三分五厘が多かったのですが、三分五厘から一分に下げれば、銀行に入る金が減る。従って預金を切るとか、預金を無利子にするということにしなければならぬ。つまり公債の利息を下げることは、すなわち預金者の預金の利子を無利子にするとか、下げることと同じである。たしかその当時公債を一分にすると、多分ほ



とんど預金は払えないということであったと思います。そこで財政上の問題というより、金融上の大問題であるということになりまして、……（後略―引用者）

また、江沢銀行局長（二一年二月以降）も次のように回想している。[16]

私が病気で寝ているときに、新聞に出た。軍事公債を一分に利下げ――これにぼくは驚いて、省議を二、三回やり直してもらって、何とか元へ戻してくれと了解をしてもらったことがあります。

軍事公債の利払い停止も、歳出面の均衡を得よう、なるべく穴を少くしようという気持から出たらしい。しかし、そうしたところで結局節約されるものは二十億ぐらいでしたね。結局切捨ても、利下げもやらなかったために、それによって金融機関が立直ったわけですね。又それによって経済界も立ち直ったわけで、たいへんよかったと思います。私は渋沢さん時代から終始それには反対して、ぼくは職を賭しても……。

河野の回想[17]によると、「ほかの問題は別として、この問題だけは最後まできまらず渋沢さんもいろいろ迷われた。しかし遅らすわけには行かないというので一応閣議には出しました。」という。四月一日の閣議に提出された金額は、国債利子および借入金の利子を六月以降一%に引き下げるものとして、一六億五八七九万三〇〇〇円であり、要求金額にくらべて、五〇億四八二二万七二七五円の減額となった。[18]

ところで、司令部の指示によって、総選挙の実施が延び、第九〇帝国議会の開会が遅延したために昭和二一年度予算は憲法第七一条の規定によって前年度予算を施行することとされ、先に閣議決定をみた「昭和二十一年度歳入歳出概算」を基礎にして、暫定予算を編成して施行予算の範囲内で実行することとされていた。四月一日に閣議決定をみた「昭和二十一年度歳入歳出修正概算」[19]も、とりあえず司令部に提出され、承認を求めることとされた。この閣議決定諒解事項中には、

三、国債処理ニ関スル方針ノ確定ニ伴ヒ異動ヲ生ズルコトアルベキコト
四、財産税法案増税法案等ノ確定ニ伴ヒ異動ヲ生ズルコトアルベキコト
五、連合軍司令部ノ指示ニ依リ異動ヲ生ズルコトアルベキコト

とあり、国債利子の処理問題についても引き続き検討されることとなった。

まず、国債利率の引下げの金融機関に与える影響が検討された。四月五日付の理財局国庫課作成の文書「既存国債等ノ利率引下ニ伴フ預貯金等利率引下等ニ関スル件（案）」[20]では、「既存国債ノ利率ヲ年利一％ニ既存地方債ノ利率ヲ年利一・二％ニ引下グルニ伴ヒ預貯金等利率ヲ之ト均衡ヲ保持スル如ク改訂シ且金融機関相互ニ損益ノ不均衡ヲ生ゼザル様之ヲ調整スルモノトス」という方針の下に、既存の（同年三月七日までに旧円で預入された）銀行預貯金等の年利を六厘に引き下げた上、「前項各金融機関ハ毎月末既存預貯金残高ニ前項改訂利差ヲ乗ジテ得ル金額ヨリ毎月末所有既存国債額（発行価格ニ依ル）ニ年利二・五五％ヲ乗ジテ得タル金額ヲ控除シタル金額ヲ算定シ半期毎ニ之ヲ政府ニ損益調整上納金トシテ納付」せしめるという方策が考案されているが、「既存国債、地方債等ノ利下ノ各金融機関ニ対スル影響調[21]」においては、五大銀行、地方銀行、貯蓄銀行、信託会社及預金部等についての推計を掲げつつ、利下げは金融機関の収支に甚大な影響を与え、事実上、上納金を納付させることは不可能だとしている。次の如くである。

既存国債等ノ利子引下ノ場合
既存国債利子ノ引下ニ伴ヒ
既存国債ノ運用利廻ガ一％ニ
既存地方債、社債ノ運用利廻ガ一・二％ニ
既存株式ノ運用利廻ガ一・五％ニ引下ゲラレ
貸付金利息ハ之ヲ現状ノ儘据置クモノ



ト仮定シ他方之ニ伴ヒ
預貯金等ノ利子ヲ四厘、五厘、六厘ニ引下ゲ
経費ハ昭和十九年下期ノ二倍半ニスルモノ
ト仮定シタル場合ニ於テ其ノ各金融機関ノ収支ニ及ボス影響ヲ見ルニ
別表一、二及三ノ通リニシテ
上納金ヲ納付セシムルコトハ事実上不可能ナリ
右上納金ヲ納付セシムルガ為ニハ
㈠　其ノ経費率ヲ昭和十九年下期現在ノ儘ニ据置クカ
㈡　其ノ職員ヲ四〇％程度ニ整理スルカ（緊急措置関係事務等増加ノ為事実上不可能）
㈢　外地閉鎖機関関係社債等ノ利息ヲ従来通計上スル必要アリ

また、「既存国債利率一分ヘノ引下ガ生命保険契約ニ与フル影響[22]」においては、「既存ノ国債ノ利率ガ一分ニ引下ゲラレ、之ニ伴ヒ既存ノ預貯金及社債、株式等ノ有価証券ノ利息、配当等ガ実質的ニセヨ又ハ形式的ニセヨ之ニ準ジテ引下ゲラルルモノト仮定セバ、保険計理トシテハ予定利率ヲ従来ノ三分乃至三分半ヨリ一分ニ引下グルコトヲ要スルヲ以テ此ノ結果トシテハ従来ノ契約ニ付打切計算ヲ為スカ又ハ特別保険料ヲ徴収スルノ外ナシ」、かくては、「生命保険ニ対スル信用ヲ毀損シ将来ノ生命保険事業ノ発展ヲ阻碍スルコト大ナルモノアルベシ。」「単ニ予算編成上ノ技術的理由ノミニテハ一般保険契約者ヲ納得セシムルコトハ困難ナリト思料セラル。」とされた。

なお、国債利率引下げに伴う特別税の検討もおこなわれている。すなわち、「既存国債等ノ利率ノ引下ニ伴ヒ各種投資ノ利廻ヲ規制シテ経済秩序ノ保持ヲ図ル為社債、株式及不動産等ニ対シ特別税ヲ課税スルト共ニ新円ニ依ル貯蓄ノ増強及生産ノ推進ニ資スル為新円ヲ以テ為サレタル預金利子、配当及緊要事業会社ノ超過所得等ニ対スル所得税及

法人税ヲ軽減スル」べく、「資産等ニ対スル特別税ノ課税及新円ニ依ル預金、株式等ノ課税優遇案（昭二一、四、二〇）」[23]が検討されている。

国債利子引下げに伴う諸措置とその影響の検討がおこなわれている間に、司令部から二一年度予算についての見解が示される。それは、歳出面で、終戦処理費七五億円の増、公共事業費四二・五億円の増等、閣議決定額三二七・五五億円にたいして、差引四六七・七二億円となるという内容で、歳入不足額が一三一・五七億円に達するというものであった。[24]この司令部の見解にたいしては、終戦処理費減額のための交渉がおこなわれることになるが、司令部との折衝をつうじて二一年度予算が大幅の赤字公債発行を予定せざるをえないという事情が明らかになってくるとともに国債利子引下げ構想も根本的な再検討に迫られることとなる。

櫛田理財局長（当時）は次のように回想している。[25]

私の記憶では、二十一年三月ごろまでは例の骨格予算大体三百億円ということで、収支はトントンにし、これを厳重に実行して行く。赤字予算は全然出さない。そのころ、ぼくなんか公債利子打切論者だったんですが、四月に入ってから話が変ってきたようでした。野田君から話を聞いたのですが、どうも終戦処理費は膨張せざるを得ない。予算は三百億では組めないだろう。五百十億ぐらいになる見込みだ。という話だったと覚えております。そうなるとどうしても赤字公債を出さなければならない。赤字公債を出すか出さないかの問題はずいぶん議論をしたのですが、結局赤字公債を出さなければならない状態になったので、公債利子の切捨てとか利下げとかの議論は、その事情の下ではナンセンスになる。切捨ても利下げもやめようじゃないか、やめたらどうだということを、渋沢さんからきつく御相談を受けたことがあった。

また、櫛田は別の機会に次のように説明している。[26]

ところが四月の中旬に、ぼくは一夜にして豹変してしまった。それは終戦処理費に変化を来したためで、最初の三百億骨格予算のときは予想もしなかったものが飛び込んで来たのです。（中略―引用者）財政がアンバランスになり、公債を発行しなければ収支がつぐなわないとなると、どうしても公債を発行することになる。既存の公債を棒引きにしてはシンジケート団も動かないにきまっている、ということで、私も決心をかえた。野田君にも話してぼくは利下げをやめるからと云った。



こうして理財局長もかつての主張を撤回した。ところで、四月二二日、幣原内閣が総辞職して政治的空白期を迎えることとなって、諸施策の方針決定が滞るが、国債利子の処理方針についても同様であった。強いていえば、この時期に利率引下げ構想に代って、支払繰延案が浮上したのが特色といえる。理財局国庫課作成の一連の文書、すなわち、四月二二日付の「本年度国債利子ノ処理ニ関スル件（国債又ハ借入金ヲ以テスル国債利子支払案）」[27]、および同日付「国債利子処理ニ関スル件（支払繰延案）」[28]をへて、四月二七日付の「本年度国債利子ノ処理ニ関スル件」[29]にみられる検討の方向は、財産税の徴収、戦時補償債務の処理方針が未決定という状態の下で「当面ノ財政困難ニ顧ミ本年度支払フベキ国債等ノ利子ハ借入金証書ヲ以テ支払ヒ、以テ実質上国債利子ノ支払ヲ後年度ニ繰延ベ、財産税等徴収後ノ財政金融状況ニ応ジ、之ガ最終的処理ヲ行フモノトス」という構想である。なお、この文書では一分引下げ案には次のような難点があるとしている。

A、理論的ニハ国債利子ノ問題ハ結局国債元本ノ処理、更ニハ軍需融資其ノ他ノ固定的貸付等擬制資本ノ処理ノ問題トナリ、之ガ処理ノ根本的方針確立ニ依リ始メテ最終的解決ヲ期シ得ベキコト

而シテ従来其ノ方針トシテハ財産税等徴収ヲ最大ノ方策トシテ考慮シ居リタルヲ以テ之ト矛盾撞着ヲ来サザル様措置スルヲ要スルコト

B、技術的ニハ

(イ) 各種資産所得間ノ負担均衡ヲ図ルコト至難ナルコト、即チ特別税課徴案モ株式配当等ニ付テハ実施上ノ限度アリ、且既存株式及新株式、既存不動産及新不動産等ノ概念区分ヲ為スコトハ妥当ナラザルコト

(ロ) 金融緊急措置ノ存続ヲ前提トシ、之ガ撤廃セラルルニ至レバ預貯金利子其ノ他資産所得ニ付再ビ改メテ特別措置ヲ為サザ

ルヲ得ザルコト

而シテ資金封鎖制下ニ於テモ新円資金ト旧円資金トノ交流ヲ完全ニ遮断スルコト（旧円資金ヲ以テスル保険料払込、株式応募等ノ制限現物出資ニ関スル取扱方等）ノ至難ナルコト

(ハ) 利子引下ニ伴ヒ減価シタル証券、預貯金等ノ財産税課徴ノ際ニ於ケル評価、納付価格等ノ決定ニ混乱ヲ生ズルコト

(ニ) 現下金融機関ノ採算不良ニシテ国債利子引下ヲ導火線トシテ其ノ破綻ヲ暴露スル虞レアルコト

しかしながら、この構想も決定的なものとはなりえなかった。四月二七日付で理財局国庫課がとりまとめた「国債問題概要」[30]では、国債利子の処理問題は新規発行問題や国債整理問題と密接な関連があるとして、「国債利子処理ノ問題ハ一応当面ノ財政負担軽減ノ目的ニ出ヅルガ如キモ、其ノ処理方策ノ如何ニ依リテハ今後ノ新規国債発行ニ甚大ナル影響ヲ及ボシ、又仮ニ利子引下ヲ行フガ如キ方策ニ出ヅルトセバ国債ノ減価ニ依リ一種ノ国債整理ヲ結果スルコトモ考ヘラルルト同時ニ国債整理ノ進捗如何ニ依リテハ財政ノ利子負担モ相当ノ変化ヲ生ズルモノト考ヘラルルガ如シ」云々とし、「国債利子処理ノ方策トシテ考慮セラルベキモノハ五種乃至六種ノ案ニ上レル処、各案ヲ検討スルニ何レモ長短アリ、結局前記ノ如ク本問題ト関連スル諸問題トヲ併セ其等ニ対スル綜合的処理ノ根本方針ノ決定ト共ニ解決セラルベキモノト認メラル」としている。また、四月三〇日付の「当面ノ重要財政金融問題」[31]では国債利子処理案として、

甲案　利札其ノモノヲ国債化スルコト

乙案　利子ヲ年一分ニ引下ゲルコト

丙案　利払ヲ一定期間延期スルコト

という三案を併記して、それぞれの問題点を指摘するにとどまっている。そして、「大蔵大臣事務引継書」[32]（昭和二一年五月二三日）には、理財局関係中に、「国債利子負担ヲ軽減スル為財産税等ニ依ル国債ノ整理計画トモ照応シ国債利子ニ付其ノ支払繰延、利下等ノ処理方策ニ付考究中ナリ」と誌されていた。



(1) 大蔵省資料Z五二六―二〇―二。この文書は「昭和二十一年度概算閣議ニ於ケル大蔵大臣説明要旨」という表題のタイプ刷りの一部を加筆修正したもので、愛知文書課長の手で「二一・一・四上奏」という書き込みがある。

(2) 昭和二十一年度追加予算要求ニ関スル件（計二一・三・七）」（大蔵省資料Z五一一―五二）。

(3) 無題（三月九日頃、主計局作成か―執筆者）（大蔵省資料Z五一一―五〇）。

(4) 大蔵省資料Z五一一―五〇。

(5) 大蔵省資料Z五一一―二一一。

(6) 利子引下げ案の一つとして無利子案もあった（「当面ノ国債処理ニ関スル問題（二一、三、二三理財局国庫課）」大蔵省資料Z五一一―二一三）。これを一案とすれば七つの方策があったといってもよい。

(7) 利子引き下げ案（第五案）以外についていえば、一年間の利払い停止案（第四案）が、三月一八日付の「財政非常措置ニ関スル意見」（大蔵省資料Z五二六―二〇―二）に登場し、三月二二日付の「国債費ニ関スル問題」（同前）に乙案として示され、翌二三日付の「当面ノ国債処理ニ関スル問題（理財局国庫課）」（大蔵省資料Z五一一―二一三）に「封鎖支払又ハ支払ノ停止繰延」案として、上記第三案とともに掲げられている。

また、課税案（第二案）は、理財局長私案（推定）「財政建設ニ付テノ若干ノ私見」（大蔵省資料Z五二六―二〇―二）中の「国債利子半減」案の代替案として「或ハ旧資本利子課税五〇％トシテ利払財源ニ全額繰入ル」という構想として登場し、三月二二日付の「国債費ニ関スル問題」中に丁案として示されている。また、二三日付の「当面ノ国債処理ニ関スル問題」では、資本利子税の五〇％ないし六〇％課税案という形で掲げられているが、ここでは他の諸案（利子引下案、封鎖支払いないし支払の停止繰延案）と比較して「比較的妥当」な案として推奨されている。

なお、本文で紹介した三月二四日付文書の第一案は他の文書には見出されない。この案は伊原「国庫課長ノ最モ苦心セル案」*だという。また前掲の三月二二日付の文書「国債費ニ関スル問題」では、甲案として「現状ニ何等ノ変更ヲ加ヘズ元利払ヲ継続スルコト」という案が掲げられている。

* 香川嘱託手稿「国債関係（四、六）」（大蔵省資料Z五一一―二一一）。

(8) 大蔵省資料Z五二六―二〇―二。

(9) 同前。
(10) 大蔵省資料Z五一一―二一三。
(11) 河野一之口述「終戦前後の歳計事情」昭和二六年五月一〇日（「戦後財政史口述資料」第二分冊）、三九ページ。
(12) 櫛田光男口述「終戦初期の資金政策」昭和二七年三月一一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、五―七ページ。
(13) 大蔵省資料Z五二六―二〇―二。
(14) 前掲櫛田口述、七ページ。
(15) 伊原隆口述「終戦後の資金統制」昭和二六年八月一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、一九―二〇ページ。なお、利子引下げ案について理財局国庫課作成文書中にみられる評価を紹介しておこう（「国債利子処理ニ関連スル諸問題（未定稿）（昭二一、四、五）」大蔵省資料Z五二六―二五―一）。

第五案　利子ノ引下ヲ行フ案

（利点）

一、歳出ノ負担ヲ軽減シ得ル

二、政治的ニ好影響アリ

（難点）

一、金融機関ヨリノ上納金ノ徴収ニ関シ困難ナル問題アリ

(1) 算定基準ノ決定

(2) 軍需会社等ニ対スル焦付債権ノ元利回収ノ困難性トソレヨリ生ズル上納金納付ノ困難性

(3) 保険会社、無尽会社、証券会社、預金部等ニ於テ特ニ損益ノ調整困難ナルコト

二、既存ノ社債利子、配当所得、不動産所得等ニ付テモ権衡上大幅ノ増税ヲ実施スル要アルモ実際問題トシテハ其ノ完全ナル実現ハ甚ダ困難ナリ

三、本件ノ実施ハ法律ヲ要スルヲ以テ本年四月乃至六月ニ利払期ノ到来スルモノニ対シテハ間ニ合ハザル憾アルト共ニ経過利子ハ支払ヲ行フ要アルヲ以テ本年度ノ歳出ノ負担ハ大シテ軽減セラレズ

四、財産税ノ徴収ニ依リ既発国債ノ大部分ガ償却サルルトキハ既発国債ノ利子負担ノ問題ハ自ラ重要性ヲ失フモノニシテ経過的問題トシテハ㈢ニヨリ適当ナラズ



五、新規国債ノ発行ニ関シ心理的悪影響アリ

(16) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述（終）」昭和二六年七月一二日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、二三―二四ページ。江沢省三は日本銀行から、二一年一月、大蔵省金融局長に転じ、翌二月銀行局長に就任した。なお、軍事公債の利率引下げ問題については、三月二七日付で「国債利払い方式」について大蔵省が「慎重に考慮中」との報道があり（『朝日新聞』）、同二八日付をへて、三〇日付では一分案が有力と報道された（同紙）。
(17) 前掲河野口述、一〇ページ。
(18) 「公文類集」昭和二一年、巻四六、財政門五、予算二。
(19) 同前。
(20) 大蔵省資料Z五一一―二一一。
(21) 大蔵省資料Z五二六―二五―一。なお、この文書には欄外に「二一―四―一五　大臣室」という書きこみがある。
(22) 同前。この文書には欄外に「四・一八省議」という書きこみがある。
(23) 大蔵省資料Z五一一―二一一。
(24) 「昭和二十一年度一般会計予算案ニ関スル司令部トノ交渉経緯（昭和二一年四月一八日）」および「昭和二十一年度改訂予算異動表」（大蔵省資料Z五一一―五四）。
(25) 前掲「元大蔵大臣石橋湛山氏講述（終）」、二一―二ページ。なお、四月一日の「修正概算」の閣議決定後、大蔵省内においてこの問題がいかにひんぱんに議せられたかという模様は「野田日誌」（大蔵省資料Z五一一―五三五）にも窺うことができる。主題について明確な記述がある分についてだけ摘記しても次のごとくである。

四月六日（土）　国債費ニ関スル会議（大臣室）

四月七日（日）　国債費ニ関スル会議（大臣室）

四月一五日（月）　国債利下ノ件（大臣室）

四月一八日（木）　国債利子ノ問題（省議）

四月二〇日（土）　国債利子引下ニ関連スル租税問題（大臣室）

国債利子ノ件（大臣室）

(26) 前掲櫛田口述、七―八ページ。

(27) 大蔵省資料Z五二六—二五—一。
(28) 同前。
(29) 同前。
(30) 同前。
(31) 大蔵省資料Z五二六—一—四。
(32) 大蔵省資料Z五二六—一—五。



## 第二節　石橋蔵相時代

昭和二一年四月一〇日、総選挙が実施された後、四月二日幣原内閣の総辞職に伴う政治的空白の時期をへて、五月二二日、吉田内閣が成立することとなって、国債利子処理問題も一つの方向を見出すことになる。ここでは、まず、後日の問題展開をみる上で、総選挙での各党の主張に触れておこう。国債利子の処理問題は総選挙での重要な論点ではなかったとはいえ、社会党は「戦時公債の大口利払停止」という結党当時以来のスローガンを掲げていたし、同様に、自由党も「公債の支払期限の延期と利子引下」という結党以来の政策をおろしてはいなかった。(1) さらに、新内閣成立直後の自由、進歩両党の政策協定においてもインフレ対策に関連して、「戦時公債の支払期限の延長及利子の引下をなすこと」という一項が加えられるという情勢であった。(2)

ところで、新蔵相に就任した石橋湛山は蔵相就任前にこの問題についての明確な見解を表明していた。五月一一日および一二日に自由党政務調査会のために執筆された(3)「インフレ緊急対策案—インフレ対策特別委員会に対する答申案」(4)中には「国債は法人戦時利得税、個人財産増加税および財産税の収入によりて償却する外、利子の引下げまたは支払延期等は行なわざること」と誌されており、また、五月二二日、蔵相就任直後の記者会見においても「利下げを予算と結びつける考へ方は反対である、利下げすればそれだけ財政は楽になるが、他面預金者、被保険者等の救済のための歳出が必要となり、財政上さしたる効果がない。しかも今後の公債発行上にも面白くない」(5)と述べている。

前節で説明したように、渋沢蔵相時代の末期には、四月一日閣議決定案に盛られた利子引下げ構想はすでに白紙還

元の方向をみせていたが、新蔵相の下でこの方向が確定することになる。石橋は就任当時を回想して、「諸君（大蔵省幹部―引用者）に集まってもらって、一体公債利子を打切ってやれるかと言ったら、誰も答えてくれなかった[6]」と述べているが、五月三一日に閣議決定をみた「昭和二十一年度改訂予算概算に関する件[7]」においては、前内閣の下での利下げの方針は撤回された。「昭和二十一年度改訂予算に関する大蔵大臣説明要旨[8]」では、その理由を次のように説明している。

国債費に就ては前内閣案に於ては、本年六月以降利子を一分に引下げをするといふ計画を以て予算に組んで居ったのであるが私としては利下を行はず其の儘支払を継続することとしたい。何となれば、

(1) 国債利子の処理については利率の引下の外各種の案が考へられるが此の問題は軍需補償、財産税等の一連の財政金融政策に関する根本的態度と軌を一にすべきものであって、政府としては軍需補償等は之を支払ひ累積した国家債務は財産税により其の元本を銷却する方針を採り度い。即ち国家債務の元本を銷却することが筋であって単に其の利子の処理を図ることは適当ではないと認められる。

(2) 更にさきに昭和二十一年度予算に関し一応立案した既存国債の利率を一分に引下げる案は

(甲) 実施時期の遅延及経過利子の支払により仮りに七月一日以降利率を年一分に引下げても本年度の節減額は僅に一八億円に過ぎない。

(乙) 然も利率の引下を実施すれば

(イ) 金融機関の採算悪化に対し何等かの措置を必要とし

(ロ) 預金等の利率の引下を要し

(ハ) 二重金利制を施行することとなり

(ニ) 新円旧円間の交流遮断を強化せねばならない



(ホ) 株式、動産、不動産所得等に対し権衡上増税等の措置を採らねばならない

(ヘ) 又国債其の他利下又は増税せられた証券の評価換をせねばならない

等の問題を生じ此等は何れも経済的且技術的に複雑困難な問題であり単に予算上の問題として措置するのは当を得ないと考へるからである。

こうして、国債費には四九億二三一三万一〇〇〇円が計上され、四月一日閣議決定額に比べると三二億六四三三万八〇〇〇円の増となった。ちなみに予算規模は五五〇億円で四月一日案に比べて二二三億円の増となり、歳出に占める国債費の比重は八・九%となっている。なお、利下げを取り止めたため、歳入面においても若干の変化が生じている。「前内閣案に依れば国債利子の引下げに伴ひ資産所得を重課し又利子引下に依り利益を生ずる金融機関より納付金を納付せしめることとし所謂非常財政措置収入として二五億円を予定してゐたが之を見込むことを得ないのは当然」（「大蔵大臣説明要旨」）で、それらの結果、普通歳入の見込みは二九二億円となり、差引二五八億円の歳入不足となるという内容であった。なお、前内閣案の歳入不足二九・五億円は赤字公債の発行によって充足することとされていたが、今回の歳入不足額は財産税収入の一部で補塡することとされた。

この予算案は、閣議決定後、司令部に提出され、それ以後、戦時補償債務の処理問題とともに司令部との間で折衝がおこなわれることになる。ここでは、この折衝過程を検討する前に、時期的には多少前後するが、新内閣成立前の司令部内の考え方について触れておこう。四月一日閣議決定の「昭和二十一年度修正概算」が司令部に提出された後、この概算をめぐる交渉の過程では、国債利子処理問題にかんする司令部の公式の反応は見当たらないが、四月二三日から五月一五日の間におこなわれたチャーンとの折衝過程での氏の発言から司令部内の考え方を推測できるように思われるので、「チャーン氏との……会見顚末[9]」の記録からいくつかの特徴的な考え方を摘出してみよう。この一連の

折衝過程での発言から注目される一つの点はチャーンが国債の一％への利子引下げ方針を次期内閣においても既定の事実だと予想していることである。たとえば、「日本政府ハ国債利子ヲ三分五厘ヨリ一分ニ引下ゲントシテ居ル」（第四回、四月三〇日）、あるいは「国債利下ニ付テハ恐ラク次期内閣ハ之ニ着手スルニ非ズヤ」（第六回、五月三日）といい、「国債ノ利下ゲ問題ニ付テハ氏ノ直接ニ関与セル処ニアラザルモ新内閣ハ之ヲ実施セント予想ス」（同前）と語ったと誌されている。なお、次期内閣としては社会党内閣の可能性についても考慮している（第七回、五月七日）。チャーンはこのような見透しにもとづいて第一回の会見（四月二三日）のさいに、「国債利子ヲ一分ニ引下ゲタル場合ノ国庫負担軽減額」の数値の提出を求めている。さらに注目されることは、このような利子引下げ構想にたいして、チャーンが肯定的な評価を与えているように見受けられる点である。たとえば、「国債利子引下軍需補償ノ切下等（若シ行ヒ得レバ）ニ依リ歳出ヲ可能ナル限リ圧縮スベキハ論ヲ俟タザルモ……」（第二回、四月二四日）、あるいは、「国債利子ニ付テハ或程度ノ引下ヲ要スルモノニ非ズヤ」（同前）と。なお、これにたいして主税局側のおこなった反論をつけ加えておくと、「国債ノ利下又ハ破棄モ亦決シテ簡単ナモノデハナイ、国債ノ九割迄ハ預貯金ノ見返リトシテ金融機関ノ所有トナッテ居ル。従ッテ国債ノ利下又ハ破棄ハ必然的ニ預貯金ノ利下又ハ破棄ヲ結果スル、斯ル方策ヲトルコトハ国債又ハ預貯金丈ケニ犠牲ヲ課スル事トナリ、ソレハ寧ロ中産階級以下ノ大衆ニ犠牲ヲ強イルコトトナル。此ノ場合若シ大衆ノ負担トナル分ハ国ガ補償スルトナレバ国債破棄ヲ行ッテモ之ニ依ル国債負担ノ軽減ハ多クヲ期待シ得ナイ。与ヘルモノハ与ヘ、負担サセルモノハ負担サセルトイウノガ最モ合理的ナ考ヘ方デ現在ノ考ヘ方ハ斯ル見地ニ立ッテキル。軍需補償打切、国債破棄ハ経済ノ大混乱ヲ予想サセル。従ッテ之ヲ公平ニ処理スルニハ財産税ノ外ナク……」（五月三日チャーンに提出された大蔵省意見）と主張しており、このような主張にたいしては、チャーンも新内閣の政策についての予想は別として、「之ニ依リテ国庫負担ガサシテ軽減セラレズトノ大蔵省ノ意向ニハ同意ストノ見



解ヲ披瀝セリ」（第六回、五月三日）と記録されている。

チャーン個人の見解を交えているとはいえ、次期内閣の政策選択についての予想やそれにたいする肯定的評価は、司令部内の考え方の一端を反映していると考えてもよいだろう。司令部に提出された「昭和二十一年度修正概算」（四月一日閣議決定）の内容や総選挙での各党の主張を考慮すれば、このような予想は自然といえるが、政治的空白期における司令部側の考え方は、主税局の主張ともども注目に値する。

ところで、国債利子の処理問題についての司令部との折衝は、すでに前章で触れたように戦時補償債務の処理にかんする折衝とからみ合って進行した。五月三一日の課税提案を受けとったのち、渡辺武（当時大蔵省終戦連絡部長）は、六月四日には司令部関係官に司令部側の意向の細目について質問しているが、そのさい、「国債破棄ハ影響過大ナルニ付考ヘズ」[10]という司令部の意向を確認している。日本政府においては、課税提案という新しい事態の展開の下に国債利子の処理についての再検討もおこなわれるが、[11]六月六日の会議で従来の方針が再確認された上で、[12]六月七日、渡辺武から司令部に「国債利下問題ハ単ナル財政問題ニ非ズ補償打切案ト関連サセテ決定スル要アリ予算許可条件トシテ利下ヲ単純ニ指令シ来ルコトナキ様 Akin ニ申入レヲ為ス」[13]という措置をとっている。また、「課税提案」にたいする日本政府の対案、いわゆる「I案」が司令部に提出された同じ六月一七日付で、「予算に就てのマ司令部宛書簡」[14]が執筆され、英訳の上で提示されている。これは、「一九四六―四七年度一般会計歳出予算に就て去五月三一日現内閣の計画を貴司令部に提出したが、当時事務当局より申達せる説明は簡略に過ぎ不完全であつたことを発見せるに依り茲に改めて以下の諸項の御考慮を煩したい。」という趣旨であったが、五月三一日の閣議決定案と比べると、歳出面で政府職員の給与増をみて総額六〇〇億円程度、歳入を三一七億円程度と見積もり、差引大凡そ二八〇億円程の歳入不足となるという内容で、司令部の早急な審査と許可を求めたものであったが、国債費についての説明は、五月三

一日案における「大蔵大臣説明要旨」と実質的に異なるものではなかった。

国債利子処理問題についての司令部側からの公式の反応は、六月一八日、国債利子にたいする七一％課税案という形で示された。既に触れたように、それは戦時補償債務の処理問題についての日本政府と司令部との折衝の過程において提示されたもので、戦争保険金の個人分を一人につき三万円（原案一万円）まで支払うという司令部側の妥協案とともに示され、いちおう今年度限りの課税を意図したものであった。同日の「渡辺武日誌」は次のように誌している。

六月一八日（火）

午后二時半　司令部　Akin, Sherbourne, Shavell

大蔵省　渡辺、櫛田、江沢、池田、柏木、宮沢

大蔵省対案ニ対シ司令部ヨリ妥協案提示アリ　保険ノ個人分ハ三万円超過一〇〇％課税トシソレニヨル差ハ国債利子ニ七一％課税ヲ為ス案ナリ　他ノ点ハ司令部原案ヲ固執……

六月二〇日におこなわれた大蔵大臣とルカウント等司令部側の関係官との折衝過程で、司令部側は、当初、予算認可の条件として国債利子の引下げを考えていた等の事情を明らかにした。会見の記録[15]から摘記すると次の如くである。

エイキン「付言スレバモウ一ツ既発行ノ国債利子七十一％ノ源泉課税ヲスルコト。コレハ歳出入ヲバランススル為デアル」

大臣「其ノ課税ハ一回限リカ」

エイキン「現在ノ処デハ少クトモ一回実施スルコトヲ考ヘテヰル。其ノ結果ヲ見タ上デ将来ノコトヲ将来考ヘレバヨイ」

大臣「サウスルト預金利率ノ引下ト云フ事ニモナルガ」

エイキン「銀行ノ資金状態ノ如何ニ依ッテハサウ云フ事ニモナラウ」

筆者註（此ノ問題ニ付テハ1一回限リナリ2預金ヲドウスルカ3他ノ資産所得課税トノ権衡ヲドウスルカ等ニ付司令部側ニ一貫シタ定見ガ無イ）（原注―引用者）



大臣「此ノ七十一％税ハ当方ノ譲歩案ノ必須条件デアルノカ」

エイキン「然リ、予算ヲ認可スル際国債利子引下ノ要ガアルト考ヘテ居タノガ、其ノ方カラ之ヲ行フコト将来共其レガ継続サレルト云フ印象ヲ与ヘテ悪イト思ッテモ居タ。然シ此ノ問題ト一緒ニ出セバサウ云フ印象モ少クテ済ムト思フ」

大臣「此ノ上国債利子ヲ一分ニシタノデハ更ニ一般ハ不安ニ思フ」

エイキン「モウカウナレババケツニ一滴水ヲ落シタ程度デハナイカ。現在ノ国ノ財政均衡カラコレハドウシテモ必要ト思フ」

大臣「タッタ十八億円位デ大キナ経済不安ヲ起スコトニナル」

シャベル「ドウシテモ国債利子ハ切ラネバナラヌトスレバ之ヲ課税ニ依リトルカ或ハ利率ヲ引下ゲルカ何レカデアルト思フ。兎ニ角コレハ、保険三万円ト一体ニ取扱ッテ行ク要ガアル」

大臣「日本ノ金利ガ蓋シ極低クナルト見テ居ラレルノカ」

シャベル「一般論トシテハ英米ニ比シ高キニ失スル」

大臣「私トシテハ補償問題、財産税ガ済ンダラ封鎖預金ト自由預金ト云フ不自然ナ差別ヲ撤廃シタイト考ヘテヰルノデアッテ国債利子切下ノ及ブ所ハ此ノ際其ノ実現ヲ不可能ニスル惧ガアル」

（中略―引用者）

大臣「……最後ニ御尋ネスルガ七十一％課税ノ点ハ貴方妥協案ノ骨子ヲ為スモノデアルカ」

シャベル「保険三万円ノ対案デアル」

大臣「デハ保険ヲ一万円ニスレバコレヲヤメテモヨイノカ」

シャベル「否、サウデハナイ。保険ガドウナラウトコレハ予算上ノ見地カラ必要ノ政策ト考ヘル」

なお、この問答を渡辺は若干異なったニュアンスで次のように要約している。[16]

又国債利子ニ付テハ予算認可ノ条件ト為サントシタルモ之ヲ変更シ七一％課税ノ形ナレバ一応一年限リ実行シソノ上ニテ将来ノ方針ヲ決定セバ可ナリト考ヘコノ方針ヲトレリ之ハ若シソノ形ヲ承諾セザレバ予算認可ノ条件ト為スベシ

国債利子にたいする課税という構想は、すでに前節で紹介したように、大蔵省内で検討された諸案の一つであった。とくに三月二四日付の理財局国庫課作成の「既存国債利子ニ関スル件」の第二案（三五三―五四ページ）では七〇％の税率として構想されていたから、事実上、司令部提案と同一だといってよいであろう。なお、当時の国債残高の大半を占めていた三分五厘債についていえば、七一％の課税とは、実質的にはこれらの国債利子を一％に引き下げることを意味していた。

この司令部の新提案をえて、一方で、大蔵省内においては司令部案の技術的検討がおこなわれるとともに、他方で日本政府としての対応策が論議された。前者についていえば、六月二一日付で理財局国庫課が作成した「国債利子処理案」[17]は、七一％課税案の二つの素案（第一案、第二案）の他に、有力な国債処理方策である一％案（第三案）と無利子案（第四案）の四案を併記している。既発国債の利子にたいして七一％の分類所得税を課する点では第一案と第二案は共通しているが、第二案では金融機関所有の登録国債の利子を免税とし、また、封鎖預貯金の利子にたいする措置としては、第一案では一律に最高年五厘程度に引き下げることとし、第二案ではこれに凡そ七五％の分類所得税を課することとしていたのが主な相違点である。

国債利子処理案（昭和二一、六、二一理財局国庫課）

第一案　特別課税案の甲

一、措　置

(1)　既発国債の利子に対し七一％の分類所得税を課すること。

(イ)　既発国債とは本措置の法律施行日現在の国債とする。

但補償関係でその後国債が発行せられる場合はその国債をも含むこととする。



(ロ)　割引国債、大蔵省証券、食糧証券、その他の政府借入金の利子に対しては本件課税を行はないこととする。

但本措置が長期間に亙り行はれる時は割引国債の償還期限の繰下げを考慮する。

(ハ)　高利債（四分利仏貨国債を含む）の利子に対しても一律に七一％の税を課すること。

(ニ)　本措置実施以前の経過利子に対しては本件課税を行はない。

(2)　本措置実施日現在の封鎖預貯金等の利率を一律に最高年五厘程度に引下げ、その利子所得に対しては分類所得税は課さないこととする。

(イ)　封鎖せられてゐる定期積金、無尽契約、保険契約等も年五厘を基準として条件を改訂すること。

(ロ)　既発の貯蓄債券、報国債券の利廻も同様となる様償還期限で調整すること。

(ハ)　農林中金と農業会との関係の如き系統金融機関への預金に付ては適当に利率改訂を行ふこと。

(ニ)　本措置実施日以前の経過利子については従前の利率に依り支払ふこととする。

二、本措置に関連する事項

(1)　現行金融緊急措置に依り本措置実施日以後増加する封鎖預金は別に整理し、その利率は引下げないこと。

(2)　本措置に依り既発国債及既存封鎖預貯金等の価値が下落しても財産税課徴又は金融機関の記帳等に関する夫々の評価は夫々従前の価格に依ること。

(3)　金融機関の既存預貯金等払出の為日銀に国債を売戻し又は国債担保で借入れるときは日銀は国債の評価を従前の例に拠って為し、国債担保貸付の利率引下げを特に考慮すること。

三、備　考

(1)　本措置は金融緊急措置の実施の間に限り、補償打切り、財産税徴収後封鎖解除の行はれるときは改めて考慮する。

(2)　地方債に付いても同様の措置を考慮すること。

第二案　特別課税案の乙

一、措　置

(1)　既発国債利子について第一案と同様七一%の分類所得税を課すること。

但金融機関（証券会社を含む）の所有登録国債の利子については免税すること。

その他第一案に同じ。

(2)　本措置実施日現在の封鎖預貯金等の利子に対して凡て七五%の分類所得税を課すること。

(イ)　封鎖せられてゐる定期積金、無尽契約、保険契約等に付ても同様の利廻りとなる様徴税すること。

(ロ)　本措置実施日以前の経過利子については本件課税は行はないこと。

二、本措置に関連する事項

本措置実施日以後増加する封鎖預金の取扱、既発国債及既存封鎖預金の評価については第一案（二の(1)、(2)）に同じ。

三、備　考

第一案に同じ。

第三案　一分に引下げる案

一、措　置

(1)　既発国債の利率は凡て年率一%に引下げること、同時に国債利子に対する分類所得税は課さないこと。

(イ)　既発国債の意義は第一案に同じ、経過利子については第一案に準ずること。

(ロ)　高利債も一律に年利一%とすること。

(2)　既存封鎖預貯金等の利率を第一案と同様に引下げること。

二、本措置に関連する事項

(1)　無効とせられない政府特殊借入金を年利一%として利払を復活すること。

(2)　特別会計よりの国債整理基金特別会計への利払資金繰入額は本措置に不拘従前の例に依ること。



(3)　其の他第一案に同じ。

第四案　無利子案

一、措　置

(1)　既発国債利子を凡て無利子とすること。

(イ)　既発国債の意義は第一案に同じ、経過利子については第一案に準ずること。

(ロ)　高利債も一律に無利子とすること。

(2)　既存封鎖貯金等の利子は凡て無利子とすること。其の他凡て第一案に準ずること。

(3)　金融機関に於て前項に依り無利子とせられる既存封鎖預金に対し、既発国債所有額が五割を超へる場合その超過額につき年五厘の割合を以て国庫より当該金融機関に対し損失補給をすること。

日銀手持国債についても同様に処置すること。

二、本措置に関連する事項

第三案に準ずること。

三、備　考

前各案に同じ。

また、理財局国庫課では、七一%課税案をその他の国債処理方策と比較して、その影響と得失の比較がおこなわれている。[18] さらに、銀行局では、六月二〇日付の文書[19]で金融機関にかんする問題点を検討して、預貯金の利子にかんする措置を検討した外、一回限りの特別課税といっても「将来に対する不安」が残るし、「何れにしても本課税を本年度限りとすることは不安定な要素を将来に残す結果となり、旁々利子に対する一回限り課税といふことは理屈から云つても如何かと思はれる。」という疑問を表明している。そして、六月二一日の夜には大臣室の省議で「……国債利

子七一％ハ実行シ得ルヤ等論議」[20]がおこなわれている。

他方、政府内部の意見調整については、六月二二日の官邸における会議で、商工省から「国債処理―G案ヲ呑ムベシ―根本ニハ元本打切リ」という見解が述べられたのを例外として他の各省は概ね大蔵省案を支持したとされている。[21]「渡辺武日誌」の六月二四日の項に「大蔵省案ヲ更ニ修正セル所ニ従ヒ折衝スル方針ニ決シ」云々とあるが、この場合の大蔵省案とは、国債利子処理方策についての大蔵省の従来からの方針を指すものであろう。そして、六月二六日に、戦時補償債務処理問題についての日本政府の修正提案提出のさいに、「国債利子に対する七一％課税について」[22]という文書が司令部に提出された。その内容は従来の主張と実質的には異ならないが、技術的な検討をふまえてより具体的なものとなっているといえる。主要部分の邦訳を紹介しておこう。[23]

日本政府としては国債利子に対し七一％の課税を為すことは左の理由により不適当であり本年度は従来通りの利払を実行致し度い考である

(イ) 国債利子に課税するときは国債所有者の九割以上が金融機関なる為必然的に預貯金の利下等の処置を必要とし、之が為には各種金融機関の採算関係、預貯金の種類等に応ずる配慮等から極めて煩雑な手続を講ぜねばならぬ殊に保険、無尽等に付ては特に処理が面倒であり国債利子課税が暫定的処置であることを前提とすると益々困難な問題を生ずること

(ロ) 利子に付課税せられた国債に付ての評価に関し困難な問題を生ずること即ち財産税の対象及納入価格に付之を発行価格とするか割引で評価するか、殊に金融機関が日銀より資金の融通を受くる際の評価に付之を発行価格とすれば日銀の貸出政策上不適当であり其の資産内容を悪化せしめ又之を割引いてとると金融機関が著しい損失を蒙るという面倒な問題になるのである

(ハ) 既存国債利子の課税、従つて既存預貯金の利下を為す場合当面の金融情勢から考へれば新規国債、新規預金等の利子は即時に之を引下げることは不適当である為二重金利を生ずる、その結果は資金封鎖の制度を継続せざるを得ぬこととなり財産税



の徴収後情勢に応じ不自然なる資金封鎖の制度を解除せんとする政府の方針は此の面より阻害せらるることとなること

(ニ) 国債利子課税は前述の如き煩雑なる手続を要するに拘らず本年度に於ては七月一日より之を行ふこととしても経過利子支払等の関係から国債利子課税のみより生ずる歳入は約一八億程度に過ぎず右は六〇〇億?に上る歳出総類に対し僅か三％に過ぎないこと。

畢竟するに国債利子課税は之を本年度のみの一時的処置として行ふならば(イ)(ロ)に述べた如き煩雑な手続に拘らず実効は(ハ)の如く少額に止まり意味少く又之を相当恒久的に行ふならば(ハ)所述の如く資金封鎖と謂ふ不自然な制度を其の期間必然的に随伴するのであつてどの面より考へても本案は不適当なりと判断せざるを得ない

既述のように、戦時補償債務の処理問題についての司令部の「最後通牒的」回答が、七月二日午前、ライダーから蔵相になされたが、そのさい、国債利子問題は含まれていなかった。この前日、七月一日付の「課税案ニ関スル件」[24]という手稿で、「本日司令部ヨリ聞キ込ミタル所ニ依リ司令部ノ意向トシテ想像セラルル所左ノ通リ」として列挙されている事項中に、「国債利子引下ハ課税案ヨリ除外シ予算承認ノ条件トシテ二十年度以前ノ会計年度ニ属スル国債ハ一％ト為スベシトイフコトトナル模様ナリ」とある。七月二日午後、午前に引き続き再度おこなわれた蔵相と司令部側との会談の内容について、渡辺が「国債利子問題ハ本案トハ切ハナセリ」[25]と記録しているのは、当日、同様趣旨の回答があったことを示すものであろう。

司令部側は日本政府に翌日返答することを要求したが、既述のように蔵相は返答の延期を求め、さらに、そのさい、国債利子の処理問題は二一年度予算と切りはなして戦時補償処理問題と一体に扱うことを要請した。[26]

国債利子の引下又は之に対する七一％課税の件が若し貴方に於て尚考へられてゐるとすれば、之は昭和二十一年度予算とは切離し、tax program の方に併せて考究することに致されたい。予算は tax program の決定よりも前に議会に提出される順序になると思ふから、若し国債利子の件が予算に附随するときは予算の説明を complicate にし、又 tax program の処理にも支障

を生ずるからである。

ところが、同三日付で司令部から非公式のドラフト[27]が提示され、昭和二一年度予算を議会に提出し審議に供することを許可する条件の一つとして国債利子の一％への引下げが挙げられた。

一九四五年九月一日前に発行した国債又は之を長期債へ乗換へたもの又は其の借換を行ったものの利子は一九四六年七月一日以降年一％を越える割合で支払ってはならない。従って国債の利払の経費は減額しなければならない[28]。

大蔵省は司令部の要求にたいして、一方では司令部案にそった法案の準備をおこなうとともに[29]、他方では、対案の作成の努力をおこなって信用再建財産税等を準備し、国債についても、利子引下げではなく、元本を課税の方法で破棄しようという新しい構想を考案したことについては既に述べた通りである[30]。この新構想が、七月一一日、マーカットによって拒否されるに及んで、日本政府は吉田首相からマッカーサー宛の七月一六日付書簡[31]を送って再考と善処を求めるが、そのさい、双方の見解が一致しない論点の一つとして国債利子問題に言及して次のように述べている。「司令部案は国債利子にたいして七十一％の課税をおこなおうとするものである。石橋氏は預金にたいする課税率に概ね相当する程度の財産税を国債元本にたいして課する方が望ましいと主張している[32]」と。この吉田書簡は、七月三日付のドラフトにもかかわらず、司令部の見解として、国債利率の一％への引下げではなく、七一％課税案を挙げていること、国債利子処理方策として信用再建税方式を主張していること等が特徴的であるが、この書簡にたいする一九日付のマ元帥からの返信中には、「貴翰第四項国債利率の引下に関しては、余は七十一％税はこれを除去する様命じたり[33]」とある。

ところで、七月一〇日には昭和二一年度改訂予算案が閣議決定をみている。この改訂予算案では、国債費は従来の方式にしたがって算出され、五〇億四八八七万三五〇〇円が計上されて、五月三一日閣議決定案に比べると一億二五



七四万二五〇〇円の増となっており、歳出額五六〇億八八四五万五一六六円の約九％を占めるものであった[34]。国債費が七月三日のドラフトにもかかわらず、従来の大蔵省の方針通りに計上されているのは、恐らく司令部との間で信用再建税の折衝がおこなわれていたという事情によるものと推察されるが、七月二三日付で、この改訂予算の国会提出について司令部の同意が与えられ[35]、翌二四日国会提出、九月一二日原案通り可決、同二一日公布の運びとなった。こうして、二一年度予算案の編成過程において提起された国債利子処理問題は大蔵省における方針転換、政権の交替、司令部との折衝という過程を織り成しながら、ここにいちおうの決着をみることになった。

（1）辻清明『資料戦後二十年史―政治』、二八ページ。
（2）『朝日新聞』昭和二一年六月二日。
（3）『湛山日記』による。
（4）『石橋湛山全集』第一三巻、一三八ページ。
（5）『朝日新聞』昭和二一年五月二三日。新蔵相の考え方については省内文書でも紹介されており、「石橋湛山氏の『経済政策』」（「理財局特別情報」第一六号、昭和二一年五月二二日）、あるいは「石橋大蔵大臣の財政経済政策」（「理財局特別情報」第二二号、昭和二一年六月五日）等にとり上げられている（大蔵省資料Z五二六―一―四）。前者における記述を紹介すると次の如くである。

国債元利の処分

㈠　国債の破棄若くは利子低減は之等の大口引受者たる金融機関、保険業者を破産せしめる。

㈡　然るときは預金者、契約者を保護すべき方策を講ぜねばならぬ。

㈢　預金者、契約者の救済策を講ずれば国債破棄乃至利下げの政策的効果は事実上相殺される。

㈣　故に該問題は尚今後の検討に待つ。

（6）「元大蔵大臣石橋湛山氏講述（終）」（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、二二ページ。
（7）「公文類集」昭和二一年、巻四六、財政門五、予算二。
（8）大蔵省資料Z五一一―五四、なお、ここで紹介した内容とほぼ同様の文書が、五月二九日付で理財局国庫課において作成

されている（大蔵省資料Z五一一―二一三）。

(9) 大蔵省資料Z五二六―四―八。

(10) 「渡辺武日誌」昭和二一年六月四日。

(11) たとえば、商工省は、「課税提案に対する修正要望事項（商工省関係）（二一、六、七）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）において、公債の全部破棄ないしは財産税収入にみたない部分の破棄を主張し、次のようにいっている。

一、公債の全部破棄を断行すること少くも公債総額と財産税収入総額との差額に相当する差額の公債の破棄を行うこと。

理由

(1) 原案は経済界全般に与える影響は広汎且深刻ではあるが所謂擬制資本の根本的切捨に依つて急速且合理的な我国経済の再建を図ろうとするものであり、其の意味に於て賛意を表するものであるが、実質資本と見合はない貨幣的名目資産の典型的なものというべき公債の破棄を見逃してゐるのは不徹底も甚だしい。

(2) 軍需補償、戦時保険金等を打切りながら同じく敗戦に伴つて生じた擬制資本である公債の破棄を行はないのは不公平で、議会、国民を十分に納得せしむることは到底困難であらう。

(3) 巨額の公債を残存しておくことは之を大部分所有してゐる金融機関の産業に対する不当不正なる優位圧迫を強化することとなる。殊にその圧迫強化の実力が本来切捨てられねばならない擬制資本に由来することは許し難いことである。

(4) 若し影響の激化をおそれて公債の打切を延期するとしても、前期の理由に依つて早晩実行しなければならぬことは必至であらうし、若しそうなれば我国の経済界は再度に亘り重大な混乱を繰返さねばならぬこととなる。

また、大蔵省においても、理財局国庫課作成の「新事態に応ずる国債処理案（昭二一、六、五）」（大蔵省資料Z五一一―二一一）では、国債総額が国民経済の規模にたいして過大で、二分の一程度の整理が必要だとして、元本の切捨、国債の無利子化についての可否を検討した結果、七月一日以降、国債利子も無利子とするという案を主張している。多面的な検討がおこなわれた一例といえるので紹介しておこう。

一、措置

(一) 国債の元本は補償打切りに伴ふ預金整理が行はれる際に於ても之が切捨その他の整理は行はない。

(二) 国債の利子は本年七月一日（但法律施行日が遅れれば繰下げる）以降無利子とする。



(三) 財産税収入に依る国債消却は国債を以て納入せられたものに限り之を行ひ、其の他の財産税収入は特別会計を設置して凡て之に繰入れ二十一年度歳入補塡に充てる。尚出来るならば又その必要があるならば二十二年度の歳入補塡に充てることも考慮する。従つて今後は赤字国債は発行しない。

（中略―引用者）

二、本案の理由

A　国債の多寡

(1) 内国債は現在約一、六〇〇億円（有利子借入金を含む）であつて

(イ) 今後赤字国債は発行しないこと

(ロ) 政府補償を打切ることによつてその関係で国債の増加することは殆んどないこと（但補償打切りに依る損失が日銀に転嫁せられたものを国債で補償しなければならないこと等により国の債務が増加する場合があるがその額は未だ明かでない）

(ハ) 財産税収入で消却せられるのは国債に依つて納付せられた額に限られ一〇〇億円にもならないこと

等よりして今後残存すると見透される国債は総額一、五〇〇億円余である。

(2) 右の国債総額は我国力よりして今後継続して負担し得る額か否かを検討するに

(イ) 国債の物的裏付けとして国有財産を以て担保し今後の新経済活動に基く所得は喰込まないものとすると、担保に充てらるべき国有財産は約五〇〇億円に過ぎないこと

(ロ) 今後の我経済の規模が国民所得年約一、五〇〇億円と想定しそれに基いて健全財政を考へれば歳出額は約二二五億円、国債利子は精々三四億円程度であり之を利率三分五厘で還元すれば適度の国債元本の額は九〇〇億円程度と推算せられること

等よりして一、五〇〇億円の国債は過大と判断せられ従つて一応理論的には二分の一程度の整理を行はねばならないと思はれる。

(3) しかし元本を整理する以外に後記の様に無利子とし凍結することに依つて過重負担を除き且元本整理と同様な最終的処理を行ふならば元本総額の切捨等は行ふ必要はない。

尚今後事実としては或る程度インフレーションが進行することを腹におくならば国債の価値は減価し実質上国の

負担は軽減するであらう。

B　国債元本の切捨整理の可否について

（中略―引用者）

(2)　次に国債元本の切捨ての能否と適否とを考えるに

(イ)　国債元本の切捨てを行はなければ依然不安が継続する様にも思はれるがその不安が絶えれば好い

(ロ)　小口預金を保護する建前を採れば預金に転嫁し得る金額はさして巨額ではない

(ハ)　仮に預金の名寄せを行ひ相当小口の預金にも負担させるとすれば一方夫等預金者の救済の必要を生じ結局国庫の負担となる

(ニ)　現在国民は国債並に預金の利子については無関心であり或る程度断念して居るが、その元本価値が大幅に切下げられることは大きな衝撃を与ふることとなる

従つて元本切捨ては困難であり且適当でなくその以外の方法に依つて最終的処理が考へられれば好い。それは利子を無利子としその面よりする過重負担を除き且国債並に預金の元本を半永久的に凍結することに依つてその目的は達せられると考へられる。

C　国債を無利子とすることの可否について

(1)　理論上、実行上の可否について

a　否とする所は

(イ)　前記の通り一応無利子とせられ又重ねて元本の打切りが行はれないかといふ不安を残す可能性も考へられること

(ロ)　財産税課税とか金融機関の記帳についての国債の評価を何うするかといふ問題を生ずること

(ハ)　金融機関としては無利子封鎖預金の引出に応ずる為日銀に無利子国債を売戻すこととなり結局日銀に巨額の無利子国債が集中する虞れがあること

b　可とする所は

(イ)　国債が何等の負担とならない、しかも余り過激な措置といふ感じを国民に与へないこと

(ロ)　国債並に預金の半永久凍結といふことに依り之を以て最終的処理と為し得ること



(ハ)　国債の評価は本案の如く擬制に依り解決し得ること

(ニ)　封鎖措置の強化に依り預金引出を極力少額に止めると共に日銀の健全化は他の関係と併せ国家として別途対策を講ずべきものであること

結局国債問題は無利子とすることによつてのみ解決すべきものと判断せられる

(2)　即時無利子とする時期についての可否

a　否とする所は

(イ)　二十一年度の予算は相当膨張したので歳出中国債費のウエイトの減じたこと

(ロ)　七月一日以降無利子としても本年度の節減額は三十億円に足らないこと

(ハ)　来年度予算の問題としてその編成期（概ね本年末）迄に考へることとすれば国内情勢も若干好転し来年度予算の見透も立ち、賠償問題、国外財産問題等も大体その方向が明かとなるので、より適確に判断し得るに至ると考へられるので此の際は現状維持が好いと思はれる

b　可とする所は

(イ)　しかし補償問題の方針決定と同時に国債についても何等かの手を打たなければ却つて疑惑を深めるのみであること

(ロ)　来年度以降何れにせよ国債利子は負担過重なことは明かであつて早晩国債利子の処理を行はねばならず、それならば早い方が好い

(ハ)　今年度歳出としても予算は結果として巨額となつたとしても夫々の使途に応じて仮令少額でも極力之を節減すべきものである

結局即時実行すべきものと判断せられる

(12)　「渡辺武日誌」の六月六日の項に「午前国債利子ニ関スル会議アリ大臣ハ引下反対ヲ表明」という記述がある。

(13)　「渡辺武日誌」昭和二一年六月七日。

(14)　大蔵省資料Z五二六―四―二。なお、国債費についての説明は次の如くであった。

一、国債費

国債費に就ては前内閣案に於ては、本年六月以降利子を一分に引下げをするといふ計画を以て予算を組んで居つたので

あるが我々としては利下を行はず其のまま支払を継続することにした。

何となれば国債利子の処理については利率の引下の外各種の案が考へられるが此の問題は軍需補償、財産税等の一連の財政金融政策と関連するものであつて、之だけを引離して利下等を行ふことは適当でないと認めるからである。のみならず昭和二十一年度予算に関し一応立案した既存国債の利率を一分に引下げる案は実施時期の遅延及経過利子の支払により仮りに七月一日以降利率を年一分に引下げても本年度の節減額は僅に一八億円に過ぎない。然も利率の引下を実施すれば金融機関の採算悪化に対し何等かの措置を必要とし、甚だ複雑にして容易ならざる波乱を経済界に及ぼす、故に我々は不取敢現年度に於ては従来の儘の利払を行ふことにした。

(15)「大臣、ル・カウント会見録」昭和二一年六月二〇日（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

(16)「渡辺武日誌」昭和二一年六月二〇日。

(17)大蔵省資料Z五一一―二一一。

(18)六月二〇日付の理財局国庫課作成の二つの表「国債処理に関する三案の根拠並に得（○）失（×）の比較検討」および「国債利子処理三案の影響と得（○）失（×）比較表」を紹介しておこう（大蔵省資料Z五二六―二五―一）。

一、国債処理に関する三案の根拠並に得（○）失（×）の比較検討　（昭二一、六、二〇理財局国庫課）

| | 第一案 財産税増徴に依る国債消却案 | 第二条 国債元本従って預金元本の切捨てに依る整理案 | 第三条 国債利子処理案（無利子引下又は課税案） |
|---|---|---|---|
| 一、理論的根拠 | | | |
| (1)国債の多寡 | 過多 | 同上 | 多過ぎない |
| (2)国債利払負担の軽重 | 過重 | 同上 | 当面の国庫としては過重であっても将来は重過ぎないこととなる |
| (3)国債の見合ひとなって居る購買力の多寡 | 過剰 | 同上 | 当面過剰でも将来補償打切、財産税課税、生産回復等に依り過剰でなくなる |
| (4)国債償還の要否と能否 | 借替継続不能<br>他の方法に依り償還不能 | 同上 | 必ずしも償還を要せず任意借替により償還し得る |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 二、影響と得失 | | | |
| (イ)政治的心理的影響 | | | |
| (1)国債に対する信用 | ○保持せられる | ×失墜する | △辛うじて繋ぎ得る |
| (2)国民の受ける衝撃と社会の公平 | ○大衆には衝撃少く公平 | ×一般的に衝撃大で甚だしく不公平 | △衝撃大ならざるもやや不公平 |
| (3)処理の徹底性 | △可成り徹底的であるがそれにも限度がある（大衆課税を避けるなら）（ば不徹底となる） | ○相当徹底的に行ひ得る、但大衆負担を軽減しようとすれば不徹底となる | ×不徹底<br>尚国債の元本に対する不安を残す |
| (4)金融機関擁護の印象 | ×輿論はその印象強く感ずる | ○そう印象なし | △実行細目の如何に依るが最も実際的な方法はその印象を持たせる |
| (ロ)財政金融上の影響 | | | |
| (1)今後の国債利払負担 | ○現行利率に依って将来に亘り負担し得る | ○同上 | △当面の利払負担は軽減し得るが結局は現在の利払額（過多と思はれる様な）と同額を負担しなければならない |
| (2)金利体系との関係 | ○変更を要せず | ○同上 | ×変更を要し二重金利となる（問題は既存貸出利率に迄波及する虞がある） |
| (3)資金封鎖との関係 | ○比較的早く解除し得る可能性がある | ○同上 | ×二重金利実施中は解除し得ない |
| (4)国債の評価の問題 | ○格別問題を生じない | ○同上 | ×市価は下落するので擬制評価をしなければならない、擬制評価をすればそれにより日銀は買戻しをしなければならないので低 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (5)金融機関の採算 | △可成り不良となる | ×悪化する | 利国債が日銀に集中し、その利払を復活の必要がある | |
| (6)国債償還能力 | ○特に償還の要なく無理な利率でなければ任意借替が可能である | ○同上 | ○その程度を調整し得る<br>△償還は困難であり任意借替も容易でない | |
| (ハ)手続の難易その他<br>(1)実施手続 | △徴税技術上困難で長時日を要する | ×金融機関を一体としたプール勘定設定の要がある、長時間を要し手数は煩雑である | ○比較的速急に実施し得る | |
| (2)実施中の問題 | ○格別なし | ○格別なし | ×金融緊急措置による煩雑な手続を続ける必要がある | |
| (3)その他 | △今後のインフレ進行の如何により斯る措置が効果なく且不要となる虞がある | ×今後インフレが進行すれば斯る措置は過激に亘ったこととなる、又実施の時期についての考慮が問題である | ○今後の状況に応じ改めて処理し得る | |

備考

影響と得失は一の理論的根拠の問題が何れとも判定出来ないものとして記載した

第三条に於て既存預貯金の封鎖を強化且半永久的に行へば一種の最終的処理方法となりその影響は第二案に近くなる

二、国債利子処理三案の影響と得（○）失（×）比較表　（昭和二一、六、二〇理財局国庫課）

| | 第一案<br>無利子とする案 | 第二案<br>利率引下げ（一分）案 | 第三案<br>特別税（七一%）課徴案 |
|---|---|---|---|
| 一、政治的心理的影響 | | | |
| (1)国家の信頼感と処理の徹底性 | △国家の債務不履行の印象を与へる<br>○徹底した感じを与へる | ○国家の利払に努力する誠意を感ぜしめる<br>△稍々不徹底な感じがある<br>○既に大体輿論となっている | ○信頼感を若干弱ぎ得る<br>×不徹底な感じを与へる |
| (2)一般予算に計上を要する国債の額 | ○殆んど計上するを要しない | △少額にて足りる | ×現行通り計上するを要する |
| (3)金融機関擁護の印象 | ○殆んどなし<br>但損失補給をすれば若干その印象を与へる | △若干あり<br>但預金利率引下げの程度如何に依り異る | ×金融機関を免税とすればその印象は強い、但預金利率の引下げに依るならば同上 |
| 二、金融上の影響 | | | |
| (1)現行金利体系との関係 | ×全く変更することとなる資金種別に依り差等を設ける余地はない | ×全く変更することとなる、資金種別に依り差等を設ける余地はあるが少い | ○全く変更しない、但金融機関を免税とせず預金利率引下げをするならば同上 |
| (2)金融機関の採算 | ×著しく悪化する、但し損失補給をすれば若干緩和する | △悪化の程度を緩和する余地がある、但預金利率引下げの程度如何に依る | ○事実上悪化しても理論上現在の採算関係を維持したことになる、但預金利率引下げの方法に依るならば同上 |
| (3)金融機関間の損益調整の必要 | ×損益調整をした方が好い | △預金利率の定め方に依り調整の必要をなくすることを得るが預金利率の定め方が困難である | ○理論上調整の要なし、但預金利率引下げの方法に依る時は同上 |
| (4)国債評価の基準（償還期限と不定して） | ×全く基準が立たない | △若干評価の基準がある、但擬制評価の必要はある | △同上 |

| 三、手数その他 | | | |
|---|---|---|---|
| (1)税額算出又は利盛、利払の手数 | ○なし<br>但金融機関間の損益調整を為すならば煩雑となる | △相当あり<br>但利率引下げ預金の利子を免税としなければ第三案に同じ | ×煩雑 |
| (2)実施、緩和、強化又は廃止の難易 | ○容易 | △預貯金利率決定に時間を要す | ○容易<br>但預貯金利率引下げを為すならば同上 |
| (3)終局的処理との関係 | △既存預貯金の半永久的凍結を行へば終局的処理としての効果を持ち得る | ×終局的処理とならず | ×同上 |

備考

第二案は原則として国債利率を一分に預金利率を四、五厘程度に引下げるものとして考へたが預金利子を全然無利子とする方法もある。此の方法によれば一、の(3)は悪くなるが二、の(2)及三、の(2)及(3)は好くなる

第三案は原則として国債利子と同様の預貯金利子課税を行ひ金融機関所有の国債利子は免税とするものとして考へたが、一方国債利子丈を課税し金融機関所有の国債利子も免税とすることなくその代りに預貯金利率を引下げる方法がありそれを但書として附記したが概ね第二案と同様となる

(19)「金融機関関係に於て決定を要する事項（銀二一、六、二〇）」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

(20)「渡辺武日誌」昭和二一年六月二一日。

(21)愛知文書課長のメモ（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

(22)Regarding the 71% Tax on Interest on National Bonds（大蔵省資料Z五一一―二九八）。

(23)大蔵省資料Z五二六―四―二。

(24)渡辺武終戦連絡部長のメモと推定される（大蔵省資料Z五二六―四―二）。

(25)「渡辺武日誌」昭和二一年七月二日。



(26)「William T. Ryder に対する回答」（大蔵省資料Z五二六―四―二）。なお、この「回答」文は、当日（七月三日）石橋蔵相が持参したと考えられる "Reply to Statement of the Acting Chief of the Economic and Scientific Section"（大蔵省資料Z五〇八―一三）の邦訳である。

(27)Informal Draft, ESS/FI to J. G., Budget Estimates 1946-47, 3 July 1946（大蔵省資料Z五一一―五四）。

(28)「一九四六―四七年度予算案に関する件（仮訳）」（同前）。

(29)二一年七月六日付で理財局国庫課において「公債利子処理要綱（課税案）」および「公債利子処理要綱（案）」が作成されている（大蔵省資料Z五二六―四―三）。前者が七一％課税案であり、封鎖預貯金の利率を年四厘に引下げるとした他は、先に紹介した理財局国庫課作成の六月二一日付「国債利子処理案」中の第一案とほぼ同じ内容であり、後者も同じ点を除くと同文書中の第三案とほぼ同じ内容である。

(30)第三章第五節三一四―一九ページ。

(31)この書簡発出にいたる経緯については三一九―二二ページ参照。

(32)大蔵省資料Z五二六―四―四。

(33)同前。

(34)「昭和二十一年度改定歳出予算異動額調」（大蔵省資料Z五一一―五四）。

(35)「終戦連絡委員会会議報告」第七八号、昭和二一年七月二六日（大蔵省資料Z六〇一―二二八）。

# 第五章　国債利子の処理問題（その二）

## ――軍事公債利払停止問題――

国債処理の一方策として終戦直後から論じられた国債利子の処理問題は、昭和二一年度改訂予算案の国会通過によって事実上の決着をみたといえるが、政治問題としては、その後も引き続き論議の一焦点をなしただけでなく、昭和二三年には、審議未了に終ったとはいえ、そのための一法案が国会に上程されるという事態に発展した。そこで、本章では、この問題のその後の展開を跡づけることにする。

この問題をめぐる論議は、すでに昭和二一年度改訂予算案の審議の過程でおこなわれている。その後の展開もこの時の論議の継続ともいえるので、この予算案をめぐる論争から紹介することにしよう。七月二五日、衆議院本会議でおこなわれた石橋蔵相の財政演説にたいして、まず、北村徳太郎（進歩党）から「巨額ノ公債ヲ一体ドウシテ整理スルカ」、「政府ハ此ノ際公債政策ニ付キマシテ、ハツキリト共ノ所信、又将来ノ見透シヲ国民ノ納得ノ行クヤウニ声明セラレル必要ガアルト思フノデアリマス、」[1]という指摘と質問があったが、蔵相から

国債整理ニ付テ、御話ハ多分国債ヲ「カンセル」スルガ如キコトハナイカト云フ御尋ネノヤウニ思ヒマシタガ、政府ハ国債ヲ左様ニ打切ル考ヘハアリマセス、実ハ国債ニ付キマシテハ、国債ノ利子ヲ一分ニ下ゲル、或ハ之ヲ棚上ゲスル等々ノ説モアリマ

シテ、一時ハ政府ニ於テモ左様ナ考ヘヲ以テ財政ヲ計画シタコトモアルヤウニ私ハ聞イテ居リマスガ、私ハ今回ノ改定予算ニ於テモ三分五厘ノ利子ヲ計上致シマシタ、是ハ関係方面トノ十分ノ折衝ヲ尽シマシテ左様ニ定メタ次第デアリマシテ、国債ハ御承知ノ如ク九〇％マデハ金融機関ノ持ツ所デアリ、国債ヲ打切ルト云フコトハ、換言スレバ預金ヲ打切ルト云フコトデアリマシテ、此ノ際補償問題等ニ絡ミマシテ、ソレデナクテモ経済界ノ安定ヲ動モスレバ害セントスル際ニ、国債ニ手ヲ付ケルト云フコトハ断ジテヤツテハナラナイト考ヘテ居ル次第デアリマス、此ノ点ハドウゾ御安心ヲ願ヒマス(2)

という答弁がおこなわれて、政府の方針が明確にされた。

政府のこの方針にたいして社会党を中心に疑問と批判が提出される。同日の本会議においては鈴木茂三郎が、

国債破棄又ハ国債ノ利子ヲ低減、引下ゲヲ致サナイ所ノ理由ヲ承リタイノデアリマスルガ、其ノ理由ヨリモ、国債ヲ破棄シナイト致シマスナラバ、然ラバ果シテ政府ハ戦時中ニ発行致シマシタ所ノ軍事公債ヲ今後国民ニ必ズ支払フト云フコトヲ約束スル所ノ、唯ロ約束デナクテ、確実ニ国民ガ納得シ得ルヤウナ財政計画ヲ此處デ示シテ戴キタイノデアリマス（拍手）何等ノ財政計画ナクシテ、国債ハ払フト云フヤウナコトハ、サウシテ軈テ又国債ヲ棚上ゲシ、或ハ又国債ノ棒引ヲシテ我々ノ意見ニ追随シテ参リマスルコトハ、徒ラニ国民ヲ欺瞞スルニ過ギナイト存ズルノデアリマス（拍手）或ハ又此ノ財界ノ整理ニ当リマシテ、金融機関ノ救済ヲ政府ハ余リニ重ク考ヘラレテ居ルノデハナイカト云フ、此ノ一点ヲ質シタイノデアリマス(3)

と質し、予算委員会においては、水谷長三郎が、

我ガ党ハ此ノ補償問題ノ打切リト共ニ、ヤハリ此ノ戦争ノ為メノ公債ト云フモノヲドウ処置スベキカト云フコトニ関シマシテハ、大キナ関心ヲ払ヒマシテ、此ノ所謂戦時公債ト云フモノモ擬制資本ノ尤タルモノトシテ、此ノ際一切打切ルベシ、但シ社会政策的考慮ヲ払フト云フコトハ、豫ネ々々主張シテ来タ通リデアリマス、所ガ大蔵当局ハ斯ウ云フヤウナ補償ノ全面的打切リニ大キナ前進ヲサレタニ拘ラズ、此ノ戦時公債ニ対シマスル利子ノ問題ナンカヲ、今度ノ予算面カラ見マスト、相変ラズ三分五厘ノ予算ガ計上サレテ居ル、斯ウ云フ点カラ見マスト、戦時公債ハ或ハ温存サレルノデハナイカト云フヤウナ疑問ヲ我々ハ抱クノ



デス、併シ若シ政府ノ方針ガ其ノヤウデアルナラバ、是ハ理論ノ上ニ於テモ、実際ノ上ニ於テモ、何等理解ノ出来ナイ非常ニ片手落チノコトデアリマシテ、現在戦時公債ノ一千四百億円ガ一体誰ノ懐ロニ大部分アルカト云フヤウナコトヲ考ヘマスナラバ、我々ハ其ノ疑ヒヲ益々深クスル者デス

と批判し、

一体今後ノ日本ノ財政ノ立場カラ言ツテ、此ノ厖大ナル戦時公債ヲ如何ニシテ支払ツテ行クカ、其ノ能力ガアルカドウカト云フコトヲ私ハ御尋ネシタイト思フノデス

支払ハ斯ウ云フ工合ニシテ「インフレーション」ニ依ツテ出来ルト言ハレルコトハ、余リニ楽観ト云フカ、或ハモツト露骨ナ言葉ヲ加ヘテ申セバ無責任ト云フカ、私ハ非常ニ其ノ点ヲ憂ヘルノデス(4)

としている。蔵相は「公債ニハ手ヲ着ケマセヌ」として、節約額が比較的僅少であり、預金者や被保険者への影響が大きいという事情を説明した他、負担能力については、

現在ニ於テ兎ニ角随分大キナ整理ヲ今度致シマスノデ、其ノヤウニ国債ニマデ手ヲ着ケル必要モナシ、又手ヲ着ケテハ却テ日本ノ経済ノ復興ヲ妨ゲル、ソレカラ其ノ先ドウスルカト云フ御尋ネデアリマスガ、ソレニ対シテハ即チ其ノ復興ガ我々ノ企図スルガ如ク進ンデ参リマスレバ此ノ負担ハ出来ル、斯様ニ私ハ信ジテ居リマス(5)

とした。

また、予算委員会第三分科会においても、町田三郎委員（社会党）から

先ヅ以テ戦時公債ハ破棄シナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス、其ノ理由ハ、現在ニ於ケル国民所得ハ八千万ノ国民ガ最低ノ生活ヲスルト云フノガ手一パイデアリマシテ、ソレ以上ニ余裕ヲ生ムト云フコトハ到底不可能デアルト考ヘルノデアリマス、随テ千四百億ノ国債ヲ担フト云フ力ハ、現在ノ日本ノ財政ニ於テハナイト考ヘルノデアリマス、尚ホ歳入、歳出ノ「バランス」ハ此ノ予算ニ示サレタヨリモ、遥カニ大キイ不均衡ヲ来ス虞ガ多分ニアルト考ヘルノデアリマシテ、尚又次ニ来ルベキ賠

償ノ問題ハ、更ニ大キイ負担ヲ国家ノ財政ノ上ニ重加スルト考ヘルノデアリマス、尚ホ補償打切リニ関連致シマシテ、戦争中ニ生ジタ水脹レヲ直ス為ニ、当然戦時公債ハ破棄シナケレバナラナイト考ヘルノデアリマス、是ハ好ムト好マザルトニ拘ラズ、早晩実現シナケレバナラナイ必至ノ勢ヒデアルト考ヘルノデアリマス、随テ此ノ予算ニ計上サレテ居リマス所ノ戦時公債ノ利子ハ、之ヲ予算面ヨリ削除スルコトヲ妥当ト考ヘルノデアリマス[6]

という意見が述べられた。なお、この分科会においては、森由己雄委員（協同民主党）、石田一松（新政会）からも政府の方針にたいして批判的な意見が述べられている。

私ハ協同民主党ヲ代表致シマシテ、第三分科会ニ於ケル我々ノ意見ヲ開陳シタイト思フノデアリマス、先ヅ第一ニ修正意見デアリマスガ、現在茲ニ将来ノ国家財政経済ノ関係ヲ勘案致シマシテ、大蔵省所管歳出経常部ニ於ケル第二款第一項国債整理特別会計ヘノ繰入中、国債利子中戦時公債ニ付テハ之ヲ長期低利ニ借換ヲ行フコト、即チ百年ノ期限ヲ付シマシテ、金利ハ一部免税特典付キト云フ如キ長期低利ノ借換ヲ行フ、其ノ歳出減少額ハ食糧ノ価格調整補給金――米価ノ是正ヲ致シマシテ、食糧価格調整補給金及ビ公共事業費ノ追加経費ノ一部ニ充当スル、右ノヤウナコトニ修正ヲ致シタイノデアリマス[7]（森由己雄委員）

私ハ新政会ノ委員ト致シマシテ、先程社会党ノ方カラ修正意見ヲ申述ベラレマシタ戦時公債ノ打切リト云フコトニ付テ、略々意見ハ賛成ナノデアリマスガ、若シソレガ零細ナル預貯金ニ関係スルガ為ニト云フ、預貯金ノ打切リニナルカラト云フ大蔵大臣ノ御言葉ヲ諒承スルトシテモ、少クトモ其ノ三分五厘ノ利息トシテ計上シテアル五十億以上ノ財源ハ、民生安定方面ノ費用ニ振向ケラレルヤウナ修正ヲ致シタイト思ヒマス[8]（石田一松委員）

以上のように、二一年度改訂予算案の審議過程での論議の特徴は、国債利子、とくに、戦時に発行された軍事国債の利子について何等かの方策が必要だという考え方が社会党に限られていないことと、社会党の批判には、国債破棄は「好ムト好マザルトニ拘ラズ、早晩実現シナケレバナラナイ必至ノ勢ヒデアル」（町田三郎）、あるいは、政府もやがて「我々ノ意見ニ追随」（鈴木茂三郎）するだろうという認識と見透しが含まれていたことであろう。春の総選挙に



おける各党の主張からいえば当然といえる。

昭和二二年度当初予算案の国会審議のさいに社会党によって提出された論議も原理的には同様の論旨である。二二年度予算案においても「国債の利払は現行通り実行すること」（「昭和二十二年度予算編成方針」昭和二一年一〇月二四日閣議決定）[9]という方針にもとづいて国債費が計上されていた。司令部の承認をえて二二年三月一日国会に提出された昭和二二年度歳入歳出総予算案においては、国債費は、八一・五八億円で、二一年度にくらべて二七・八二億円の増となっており、歳出一一四五・〇三億円の七・一％を占めていた。なお、三月三日におこなわれた石橋蔵相の財政演説においては、

しばしば問題になります戦時国債の利子が、この中に幾ばく含まれておるかと申しますに、もし昭和六年度以来の満州及び支那事変公債及び臨時軍事費会計所属分の国債だけにこれを限るといたしますならば、その利払いは約三十八億円であります。また昭和六年度より同二十年度に至る国債の増加額総額に対する利払いといたしますれば、約四十九億円でございます。[10]

と説明された。

これにたいして社会党の側からの批判としては、三月五日の予算委員会における鈴木茂三郎委員のそれが意を尽くしている。鈴木委員は、まず、蔵相に自由党の政策との関係を質している。

自由党の政策によりますと、自由党は昨年の総選挙には、いわゆる公債の元利払いの延期ということを標語として、昨年の総選挙に臨まれたように承知いたしております。当時大蔵大臣はむろん自由党の公債の元利払いの延期ということに御賛成であつたと存じますが、今日軍事公債の元利払いの延期に反対をされておりまするのは、これはいわゆる自由党の政策には掲げてあるが、実際にやつてみるとやるわけにはいかないというのでありますが、自由党の政策との関係をちよつとお伺いしておきます。[11]

この質問にたいする石橋蔵相の答弁は、

今の自由党の去年の選挙のときにきめられた政策は、率直に申せば私がまだ自由党へ入党しないときにつくられたものであります。しかしながら、むろん責任がないとは言わないのでありますが、今は自由党も公債の元利払い（ここ）を主張しているとは、私理解しておりません。なかなか痛いところでありますが、さようなわけでありますから、御承知を願います。[12]

というものであったが、その上で、鈴木委員は社会党の主張を簡潔に要約して、

わが党が軍事公債の元利払いの打切りを主張いたしておりますのは、しばしば機会あるごとに申し上げておりますように、軍事公債というものはいわゆる戦時利得だという建前、また財政上からいつてみて、とうていこれは払い切れないということ、また社会道義の上からいつても、片方満州引揚同胞等に対して何らの処置もできないような状態のもとで、ひとりこの軍事公債にだけ元利払いをするということは道義上も許せない。あるいはまた片方軍需補償を打切つておいて、同じ性質の軍事公債をそのままにしておくことも、軍需補償との釣合上からいつても不適当である。こういういろいろの点から軍事公債の元利払いの打切りを主張いたしておるのであります。[13]

と述べた上で、具体的な方策に関連して、小口預金の実態について質問している。蔵相はその実態は明らかでないと説明した上で、

公債の利子はこの間本会議でちよつと述べましたように、どれだけのものを戦時公債というかによつて違いますが、かりに満州事変、支那事変の公債、それから臨時軍事費に所属した公債、こういうものを合せますと、大体利払いが三十六億円程度、それから昭和六年から二十年までの間の全部の公債発行高、その間の増加高をすべてとりました利払いが四十九億円程度、そこでどつちをとりますか、厳格な意味で戦時公債だけをとるとすれば、現在払いつつある二十二年度の予算で払うものが三十六億円程度、その中からどれほど今度税がとれるか……だから比較的金額は少い。それで三十六億円程度全部打切つたところで、はたしてどれだけの足しになるか。しかも片方には非常な困難をして小口預金の保護をしているということで相当混雑を来す。そうすると一体どれほどの金額が節約になるか疑問であり、それほどのことをやつて、いろいろのディスターバンスを起すことが、



はたしていいかどうかという問題になる。その点社会党においても御研究を願いたい。自由党が前にやはり公債の打切りを言つておつた。その時分それが流行でありまして、前の大蔵大臣もそういう考えをもつておられたらしい。司令部も同様な考えをもつておられたらしい。実を言えば、あまり事実を検討せず公債の利払いは非常に大きなもののように考え、他方において、やることは簡単にできるように考え、それが実際金融機関がもつていて、預金の見返りになつているということをはつきり認識しなかつた時代の考えであろうと思う。これは実際問題として――こんなことで争うことはないと思うので、実際問題として御研究を願いたい。そういうわけであつて、今のところではなかなかやれない。やつてもあまり効果がないというように考えている次第であります。[14]

としている。

これにたいして、鈴木委員は、「私はただ軍事公債の問題は、大蔵大臣のように、金額だけの問題でないと思う。」とし、

軍事公債の問題について、ただいまのように、それを見返りにしている少額の預金問題を別とすれば大蔵大臣がこの問題を数字だけの問題にからんでしきりに擁護されるのは、大蔵大臣が金融措置について当時は銀行の擁護とこうお考えになつておつたが、今日やはりそれと同じ銀行擁護のお考えから、軍事公債のことを死守されるのではないか、こう私には理解できるのですが、この点いかがですか。

という批判と、

そういたしますると、公債のいわゆる元利払いの打切りをしないという御方針で、このまま進みまするとこの多額の軍事公債を、この財政のもとにおいて、今後の発展の上において、これを支払つていけるところの見透しというものをもつておいでになるかどうか。[15]

という質問がなされている。

二二年度予算案をめぐる論議においても社会党の主張の基本的な考え方は変らないが、二年続けて利払い費がそのまま予算案に盛られたことによって政府の政策を明確に認識した上で、それを「銀行擁護」という目的に発するものだと批判し対決する姿勢を示しながら、他面では、具体的な処理方策に関連した質問をおこなっているのが注目される。小口預金の実態把握が困難だという蔵相の答弁をえて、鈴木委員が、「これがわかりませんと、いわゆる戦時公債の元利払の打切りに際し、どれだけのものを保護すべきかという目安が立たぬわけであります。これはいずれ社会党がこういう問題を取扱います際には、非常に困難なこと」[16]になるといっているのはその例である。

論調の変化は、政局の流動的な状態、とくに吉田首相によっておこなわれた連立工作の働きかけや、近く予定されている総選挙後の政局の見透し等から、社会党としてもその政策課題実現のための具体的な方策を模索しなければならないという事情によるものだろう。事実、この時期の連立工作における政策協定においてはこの国債利子処理問題が一つの焦点となっていた。

吉田首相は二一年暮から社会党との連立工作を進めていたが、年が明けてそれがいったん失敗した後、二・一ストの新しい情勢の下で、再び、石橋蔵相を通じて工作が再開された。石橋蔵相はこの間の事情を次のように説明している。[17]

二十一年の十二月ごろでしたか、吉田総理が社会党を取入れた三党連立という構想で、和田農相かだれかを使って、工作をしたことがあります。これは二度失敗した。それであきらめるかと思ったら、やはりあきらめずに、何か未練のあるような声明をしておりますから、吉田さんに私は宮内省で会いまして、あなたはまだ連立内閣をやるつもりですかと言ったら、やればやりたいということでしたので、それでは、できるかどうかわからないがぼくがやってみましょうかと申しますと、やってみてくれということで、引受けてやったのであります。その会合を二十二年の二月九日の夜「かつら」で開いて、水谷君と西尾君、それ



に進歩党の方は河合君に来てもらって話をして、連立の協定ができ、更に二月十二日の夜また「かつら」に集って、その協定を成文にしまして、十三日の午前三時にそれができ上った。そしてその日にこれを実行に移すことになったのですが、ちょっとした行き違いでもって、社会党の方が沸いてしまいましてできなくなった。それはそれだけのことでありますが、そのときに、我々と社会党との主張は、何もかも折合いがつくものばかりでしたが、ただ公債利子打切りと新円封鎖との二つが社会党の政策にかかげてあったものですから、これがなかなか協定のできない一つの大きな原因でありました。もっとも個人的には、石橋の大蔵大臣をやめてくれというのが社会党の主張でありましたが、これを除けば、右の二つの問題だけだったのです。しかし私は、そんなことは、社会党の内閣だってできるものではない。できる方法があるなら、我々も賛成しようとやったので、財政通の水谷君は大ぶん困ったらしく、あいまいなことをいうので、西尾君から突っ込まれ、どうなんだ、できるのかできないのかなどと両君の間で議論になるような有様でした。しかし結局協定では、この問題は改めて研究するということで実際上はやらないというふくみでできました。

協定についてのより詳細な事情は、二月一九日と二〇日の両日、衆議院本会議において、佐竹晴記（社会党）、および森戸辰男（同）と石橋蔵相との間でおこなわれた議論からうかがうことができる。蔵相の説明によると、五党（自由、進歩、社会、協同民主、国民）の幹事長会談に提出された協定案は次のようなものである。

政策については社会党より提案せる経済危機突破対策、第一産業復興対策、第二労働対策、第三インフレ克服対策、第四民生安定対策を中心として検討したるところ、国有国営を前提とせる点を除き、大体において他の四党の緊急対策とも合致するところ多く、従つて意見の一致を見た、但しインフレ克服対策中の戦時公債の利払停止及び新円所得者を主たる課税対象として第二次財産税（危機突破財産税）を創設する等の点に関しては金融制度調査会及び税制調査会において研究すること[18]

というものであった。また、社会党の主張は、蔵相の要約によると、「石橋を大蔵大臣から横すべりさせること、さもなければ二つの政策、すなわち公債の利払の停止と、それから言葉は違いますが、いわゆる新円の封鎖と、この二

つのいずれをとるか」[19]ということであり、「公債の利払停止、新円封鎖ということの論争によつて話がつかない。」「石橋大蔵大臣がなぜおつてはいけないのかという問題は、政策的に考えれば、その二つに尽きる。」[20]という事情であった。つまり、この時の連立工作を失敗に導いた政策上の係争点の一つが国債利子の処理問題であった。

ところが、この直後の四月の総選挙で第一党となった社会党を中心に進められた連立工作の過程で、五月一六日、四党（社会、自由、民主、国民協同）政策協定が成立するが、そこでは、「インフレ克服に当ってはインフレ及びヤミ利得者の負担を重視する。但し新円封鎖および国債利払の停止等は行わず」[21]とされ、当面、国債利子処理問題は棚上げとなった。こうして発足した片山内閣が自らの手で編成する最初の予算案である昭和二三年度予算案の編成方針が論議の的となる頃、ふたたび、この問題が政治の前景に登場する。というのは、社会党左派は社会党独自の政策の実施を阻んでいるのは四党政策協定であるとし、二二年一二月一八日、政務調査会で協定破棄の方針を決定し、翌一九日、同会長鈴木茂三郎が片山首相に申し入れをおこなった。さらに、翌二三年一月一六日から開かれた第三回党大会で「四党政策協定を破棄し、戦時公債利払停止を断行する案件」が可決されることになって、二三年度予算編成にからんで、国債利子処理問題についての社会党の態度がクローズ・アップされることになった。

片山内閣は二二年度補正予算（第一三号）の審議をきっかけに二月一〇日総辞職するが、芦田首班の指名後の連立工作の過程で、三月三日成立した三党（民主、社会、国民協同）政策協定において、「軍事公債の利払停止的処理（その処理については委員会で行う）[22]」という一項が設けられたのは、こうした社会党の主張をとり入れたものである。もっとも、社会党の原案では「軍事公債の利払いを停止しその後の処理については委員会を設ける[23]」となっており、協定は多分に妥協的な性格のものであったが[24]、この協定にもとづいて三月一〇日発足した芦田内閣は国債利子について何等かの処理策を講ずることを迫られることになって、ふたたび、この問題が政治の一焦点となったのである。



政治の領域における事態の展開に対応して大蔵省内においても問題の具体的な検討が再開される。二三年一月から二月にかけて理財局の作成した一連の文書、すなわち、一月二七日付の「旧国債の利払停止について[25]」、一月三〇日付の同名の文書[26]、二月二〇日付の「旧国債の利払について[27]」等がそれである。これらの論旨はいずれも変らないが、一月二七日付文書は利払停止という措置にたいする批判的色彩が濃厚で[28]、後二者の場合には客観的な検討という性格が強い[29]。ここでは、一月三〇日付文書の数値を修正した二月二〇日付文書を紹介しておこう。

旧国債の利払について（昭和二三、二、二〇理財局）

一、昭和二十二年九月末における旧国債（二十二年九月以降発行の復興四分利債を除く全国債をいう。以下同じ。）の分布状況は、金融機関（日銀及び預金部を含む）の保有高が約一、八八九億円で、その大部分即ち全体の約九四・六％を占めている。

二、従つて国債の利払停止又は一部分引下げ措置に対しては、その負担を、左の措置の一つ又は二つ以上の措置を併行実施してカヴァーすることが考えられる。

(イ) 金融機関の利益を以て負担せしめるか、
(ロ) 金融機関の積立金及び資本金を以て負担せしめるか、
(ハ) 第二封鎖預金の元本打切りによつてカヴァーするか、
(ニ) 金融機関の貸出金利を引上げしめるか、
(ホ) 預金利払の停止によつてカヴァーするか、

然して

(イ)の金融機関の利益は現在非常に小額で欠損を生じつつあるものも多く
(ロ)の全金融機関（日本銀行及び預金部を除く）の積立金は総額一、〇五三百万円（内新勘定分一〇八百万円）、払込資本金は総額六、二九三百万円で、そのうち積立金は殆んど全額資本金は約九〇％金融機関再建整備法によって既に戦時補償打切りに

よる損失の補塡に充当せられることになつている。

(ハ)の第二封鎖預金の元本打切りは既に補償打切りにより大きな損失をうけた預金者に対し新たに再び犠牲を負わせるかという問題であり、又目下最終処理の事務進行中であつて、これに手をつけることは金融機関の再建整備との関係で困難な問題があるばかりでなく最終処理後、第二封鎖預金が全く残らない金融機関が信用組合、無尽会社等に極めて多い。

又既に最終処理を終り中間処理により第二封鎖預金の全部又は一部を第一封鎖預金に移換えた金融機関もあり、一部にその払戻が行われているから公平を欠く結果を生ずる。

(ニ)の貸出金利の引上げは、既存の貸出につき一率に年二分七厘を引き上げることを要し、年利一割一分一厘という高金利のものを生じ物価の騰貴を助長する。

三、よつて旧国債の利払停止又は一分引下げ措置による金融機関の赤字を補塡するため、預金の利払を停止するとすれば、自由預金の利子に手をつけることは金融政策上実行し難いから第一封鎖預金の利払を停止するより外に途がない。

四、金融機関が旧国債の利払停止又は一分引下げによつて蒙る損失は、第一封鎖預金の利払停止によつて受ける利益より大であるから、その差額は結局国庫から補償しなければならず、日本銀行、政府関係等の所有する国債の利払停止は、それだけ日本銀行の納付金が減少し、又は国庫から補塡をしなければならず、結局国庫の実質的負担軽減となるのは、第一封鎖預金の利払額と、個人及び会社等の所有する国債の利払停止額の合計額となる（これから更に国債利子及び封鎖預金利子に対する所得税の減収分を控除する必要がある）。

右の方式によつて昭和二十三年度中における実質的国庫負担の軽減額を推算すれば左の如くである。

昭和二十三年度中における実質的国庫負担軽減額

| | 無利子とする場合 | 一分に引下げる場合 |
|---|---|---|
| 一、旧国債全部を対象とした場合 | 一、二六五百万円 | 一、一九九百万円 |
| 二、狭義の軍事国債を対象とした場合 | 一、一七五 | 一、〇八九 |



備考

(一)　本推算は左のことを仮定した。

(1)　旧国債の保有高は昭和二十二年九月末現在の儘、異動がないものとする。

(2)　封鎖預金は従来の実績及び一月十六日以降政府支払の封鎖払廃止並びに封鎖貸出の廃止等により相当減少するものとし、昭和二十三年度中の平均残高を五二、八三七百万円と推定する。

(二)　本表で狭義の軍事国債とは証券名称上軍事国債であることが明瞭なもの、昭和二十三年一月末現在七九〇億円をいう。

五、本措置の実施について考慮を要する主要な問題は次の通りである。

(一)　理論的問題

(1)　現在の第一封鎖預金と旧国債とは質的に見合つていない点、即ち一昨年三月金融緊急措置以後の第一封鎖預金の支払は巨額に上つており、現在の第一封鎖預金は金融緊急措置実施直後の封鎖預金とすつかり質を異にしており、自由預金と同様大部分新しい所得に基くものといい得る。

(2)　預金及び通貨に対する心理的影響の問題

(3)　今後の国債消化に及ぼす影響の問題

(4)　他の証券その他財産権に対する取扱との均衡の問題

(二)　技術的問題

(1)　本措置を実施すれば国債の市価は当然に低落し、例えば三分半利国債を一分に引下げた場合利廻三分六厘五毛の金利水準では、利子の還元方法を行えば百円の国債が約六六円程度となり理論的には元本の切下げと同じである。従つて金融機関の評価等について問題を生ずる。

(2)　本措置実施と同時に封鎖預金の完全凍結を実施しなければ所期の国庫負担軽減が計られないこととなるがその実施は至難であること。第一封鎖預金の解除を現在の儘とすれば第一封鎖預金は急激に減少し、金融機関に対する国庫補償増大の

結果本措置の効果が著しく少なくなる。

(3) 仮りに第一封鎖預金の解除を認めるとして約一万二千の金融機関を対象として随時減少する第一封鎖預金の利息を計算しながら適正に国庫から補償を行うことは極めて手数が瑣雑であり、殊に本措置の実施に伴い損をする金融機関と得をする金融機関との損益調整の手数もまた極めて瑣雑なこと、又保険無尽の如きものに付ては調整は全額国庫補償の形をとらない限り殆んど不可能に近い。

(4) 軍事国債についてのみ本措置を実施する場合は、その範囲の限定の困難な問題がある。

㈢ 国庫負担軽減の実益は

(1) 前記の如く、旧国債全部を措置の対象とした場合

(イ) 無利子とする場合　一、二六五百万円

(ロ) 一分とする場合　一、一九九百万円

であつて、総予算と比較するとき、極めて少額である。（なお昭和二十二年度予算における国債利子総額は、七、九〇九百万円である。）

(2) 右の国庫負担軽減は昭和二十三年度予算上においては、二十三年三月までの経過利子（約一三億円）を計上するとすれば、逆に予算の増加を来すこととなるであろう。

即ち、旧国債全部を措置の対象とした場合

(イ) 無利子とした場合、経過利子約一三億円と、実質的国庫負担軽減額一、二六五百万円との差額約三五百万円の予算増加となる。

(ロ) 一分とした場合は約一〇一百万円の予算増加となる。

尤も右の如く経過利子を計算して支払うことは、技術上極めて困難な問題がある。

(3) 右の国庫負担軽減額は、封鎖預金の減少を毎月五〇億円と推定したものであるが、その場合でも二十三年度末には封鎖



預金残高は著しく小額となるので、一年限りの措置とせざるを得ず、二年以上長期に亙って実施することは到底できないであろう。

又証券民主化の要請に即応して株式等の払込又は買入に封鎖預金の解除を緩和すれば、封鎖預金の減少は、この推算よりも遥かに大となり、国庫負担の軽減も更に少なくなるであろう。

二一年春の場合には、「金融緊急措置令」による預貯金の封鎖措置の直後だったのにたいして、今回は封鎖措置からかなりの時日が経過したというだけでなく、戦時補償打切りに伴う金融機関の再建整備の措置がとられた上で封鎖解除等の事態が推移しているという事実が問題を複雑にしているといえる。なお、右の文書に掲げられている国庫負担軽減額の推算方法や金融機関の損益推算を関係国債の残高とともに示した同日付の文書[30]を紹介しておこう。ここでは、今回問題となったのが軍事国債だということに伴う技術的な困難が説明されている。

国債利払関係資料（昭二三、二、二〇理財局）

第一　軍事国債の範囲

㈠ 所謂軍事国債とは、満州事変、支那事変及び大東亜戦争の戦費調達のため発行した国債と考えられるが、その現在高は、正確には把握困難である。蓋し、右の軍事国債は左の二種のものがあり、非軍事公債との区別が技術上不可能なもの、又は極めて困難なものを含んでいるからである。

(1) その「名称」のもの全部が戦費調達のため発行されたもの（二十三年一月末残高）

| 名称 | 現在高 | 利子額 |
|---|---|---|
| 支那事変国庫債券 | 一六、八〇八、五八一千円 | 五八八、三〇〇千円 |
| 支那事変特別国庫債券 | 一七、三四四 | 六〇七 |
| 支那事変割引国庫債券 | 二二六、二六一 | 〇 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大東亜戦争国庫債券 | 六〇、〇四三、九〇四千円 | 二、一〇一、五三六千円 |
| 大東亜戦争特別国庫債券 | 一、二四二、二二九 | 四三、四七八 |
| 大東亜戦争割引国庫債券 | 六六九、三九三 | 〇 |
| 三分半利特別国庫債券 | 五八、九九七 | 二、〇六四 |
| 特別割引国庫債券 | 一、〇九七 | 〇 |
| 合　計 | 七九、〇六七、八〇六 | 二、七三五、九八五 |

(2) その「名称」のものの一部が戦費調達のため発行されたもので非戦事国債との区分が証券面上極めて困難なもの。（これは発行国債の中既に償還されたものが戦争国債であるか非戦争国債であるか不明であるので、一応当初の発行額による。）

| 名　称 | 発行高 | 利子額 |
|---|---|---|
| 五分利公債 | 一五三、三七一千円 | 七、六六八千円 |
| 四分利国庫債券 | 五二〇、九三三 | 二〇、八三七 |
| 三分半利国庫債券 | 二九、八九五、五〇八 | 一、〇四六、三四二 |
| 合　計 | 三〇、五六九、八一二 | 一、〇七四、八四七 |

(3) 総　計 (1)+(2) 一〇九、六三七、六一八（利子額三、八一〇、八三二千円）

(二) なお、軍事国債の範囲を、軍費充当の如何に拘らず発行年により区別するときは左の通りであるが（交付国債を含む）、軍事国債の範囲を、この方法により限定して利払の問題を取扱うときは、証券面上軍事国債と非軍事国債の区別が技術的に困難な問題が残る。

| 区　分 | 発行高 | 利子額 |
|---|---|---|
| 一、昭和六年九月十八日（満州事変発生日）より昭和二十年八月十五日（大東亜戦争終結日）まで | 一一〇、二九一百万円 | 三、八二七、二二九千円 |
| 二、昭和十二年七月七日（支那事変発生日）より昭和二十年八月十五日まで | 一〇三、八八三百万円 | 三、六〇二、七七八千円 |

（備考）　右の他に、昭和二十年八月十六日より現在までに臨時軍事費特別会計の後始末のため発行した国債が二六、二六八百万円ある。

(三) 従つて軍事国債の利払の問題を取扱う場合の軍事国債の範囲は、技術上の点から右の(一)の(1)の範囲に限るか、然らずんば旧国債全部（復興四分利国庫債券を除く）とする外はない。

第二　昭和二十三年度中における実質的国庫負担軽減額推算

（単位　百万円）

| | 旧国債全部を対象とした場合 | | 狭義の軍事国債を対象とした場合 | |
|---|---|---|---|---|
| | 無利子とするとき | 一分に引下げるとき | 無利子とするとき | 一分に引下げるとき |
| 一、政府の国債利子負担軽減額 | 七、〇七五 | 五、〇七八 | 二、七三六 | 一、九五四 |
| 二、政府の要補償額 | 五、六一六 | 三、七〇一 | 一、四〇五 | 七一五 |
| (イ)市中金融機関の損失（預金部を含む） | 三、〇七六 | 一、八八一 | 四八〇 | 一二 |
| (ロ)日銀、政府関係等の損失 | 二、五四〇 | 一、八二〇 | 九二五 | 七〇三 |
| 三、差引負担軽減額 | 一、四五九 | 一、三七七 | 一、三三一 | 一、二三九 |
| 四、国債利子に対する税収減（個人、会社に対するもののみ） | 六〇 | 四四 | 二二 | 一六 |
| 五、第一封鎖預金に対する税収減（郵便貯金は免税） | 一三四 | 一三四 | 一三四 | 一三四 |
| 六、実質的国庫負担軽減額（三−四−五） | 一、二六五 | 一、一九九 | 一、一七五 | 一、〇八九 |

（備考）一、政府の要補償額については別紙第三乃至第六参照

二、国債利子に対する税収減は、個人及び会社の所有分に対する二〇%税率として推算した。

三、第一封鎖預金利子に対する税収減は、郵便貯金を除く全封鎖預金利子の二〇%税率として推算した。

第三　旧国債を無利子とした場合の二三年度中における金融機関の損益推算

| | 旧国債保有高 二三年三月末 | 同上年間利子推定(A) | 第一封鎖預金推移見込 二三年三月末推定 | 毎月平均減少見込 | 二四年三月末推定 | 二三年度中平均残高 | 平均利子率推定 | 同上利子額推定(B) | 差引 (B)−(A) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 百万円 | 千円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 | % | 千円 | 千円 |
| 銀行 | * 六〇、七三二 | 二、一五三、四三〇 | 四四、五六六 | 三、〇〇〇 | 八、五六六 | 二六、五六六 | 一・七八 | 四七三、八七四 | △一、六八〇、五五六 |
| 農業会 | * 一、九五八 | 七一、四六七 | 一〇、一四六 | 七〇〇 | 一、七四六 | 五、九四六 | 二・一四 | 一二七、二四四 | 五五、七七七 |
| 預金部 | * 四四、八六八 | 一、五八九、五一三 | 二四、一八四 | 一、〇〇〇 | 一三、一八四 | 一八、一八四 | 二・六七 | 四八五、五一三 | △一、一〇三、九九九 |
| 信託 | * 九八一 | 三五、三四一 | | | | | | | |
| 金庫 | * 九、七五九 | 三四一、五六五 | 三、九四一 | 三〇〇 | 三四一 | 二、一四一 | 三・三三 | 七一、〇八一 | △三四八、一七八 |
| 市街地信組 | 八九七 | 三一、四四〇 | | | | | | | |
| 無尽 | 二九九 | 一〇、九一三 | | | | | | | |
| 小計 | 一九、四八三 | 四、二三三、六六八 | 八二、八三七 | 五、〇〇〇 | 三三、八三七 | 五三、八三七 | | 一、一五六、七一三 | △三、〇七六、九五六 |
| その他市中金融機関 | * 一三、九三〇 | 四五三、五五〇 | | | | | | | |
| 日本銀行 | * 五六、五三九 | 一、九七七、四五六 | | | | | | | |
| 政府関係 | * 二、五〇八 | 九〇、三九二 | | | | | | | |
| その他 | 八、二六〇 | 三〇一、一九二 | | | | | | | |
| 合計 | 一九九、七一〇 | 七、〇四五、二五八 | | | | | | | |

（注）(1) 旧国債保有高には、復興四分利債及び割引国債を含まない。

(2) 旧国債保有高中＊印は額面その他は帳簿価格による。

(3) 旧国債保有高及び国債利子推定額は、左により調査したものが、二十三年度中異動ないものと仮定した。



(イ) 銀行は二十二年三月末仮決算書類中の各銀行利率別残高に四月以降九月までの交付公債及び日本銀行売却、買入額を加除せるものにより

(ロ) 信託は二十二年九月末仮決算書類中の各社利率別残高による。

(4) 二十三年三月末の第一封鎖預金及びその平均利子率は

(イ) 銀行、信託、金庫、市街地信組は二十二年九月末日計表の種目別残高により

(ロ) 無尽会社、農業会及び預金部の残高は貯蓄推進部調査により又平均利率は、農業会に付ては二十二年八月末、預金部に付ては九月末の平均利率により

二十二年九月末の残高を算定したる後、二十二年九月末日より二十三年三月末までに、従来の第一封鎖預金の減少実績に徴し、並びに二十三年一月十六日以降政府支払の封鎖払が全廃されたこと、及び封鎖貸出の廃止されたことによつて次の通り減少するものと推定し、これに第二封鎖預金の残存見込額を加えて二十三年三月末の残高を推算した。

（単位　百万円）

| | 第一封鎖残高(二二・九末)(A) | 第一封鎖預金減少 第三・四半期 | 第四・四半期 | 計(B) | 第二封鎖残存見込(C) | 第一封鎖残高見込(A)−(B)+(C)(二三・三末) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 銀行 | 五二、三五九 | 五、五〇〇 | 一一、〇〇〇 | 一六、五〇〇 | 八、七〇七 | 四四、五六六 |
| 農業会 | 一三、九八三 | 一、三〇〇 | 三、〇〇〇 | 四、三〇〇 | 四六三 | 一〇、一四六 |
| 預金部 | 三〇、八八四 | 二、七〇〇 | 四、〇〇〇 | 六、七〇〇 | — | 二四、一八四 |
| 信託 | 二、四三九 | | | | 四六〇 | |
| 金庫 | 三八九 | 九〇〇 | 二、〇〇〇 | 二、九〇〇 | 一八 | 三、九四一 |
| 市街地信組 | 一、四五四 | | | | 六一 | |
| 無尽 | 二、〇一〇 | | | | 一〇 | |
| 計 | 一〇三、五一八 | 一〇、四〇〇 | 二〇、〇〇〇 | 三〇、四〇〇 | 九、七一九 | 八二、八三七 |

(5)　差引欄△印は金融機関の損失（従つて国庫からの要補償額）を示す。

第四　旧国債の利子を一分に引下げた場合の二十三年度中における金融機関の損益推算

（単位　千円）

| | 旧国債利子額 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利子総額(A) | 利子一分の額(B) | 差引金融機関等の利子損失調(C)(A－B) | 封鎖預金利子額(D) | 差引(D－C) |
| 銀行 | 二、一五二、四三〇 | 六〇七、二一〇 | 一、五四五、二二〇 | 四七二、八七四 | △一、〇七二、三四六 |
| 農業会 | 七一、四六七 | 一九、五八〇 | 五一、八八七 | 一二七、二四四 | 七五、三五七 |
| 預金部 | 一、五八九、五一二 | 四四八、六八〇 | 一、一四〇、八三二 | 四八五、五一三 | △六五五、三一九 |
| 信託 | 三五、三四一 | 九、八一〇 | 二五、五三一 | | |
| 金庫 | 三四一、五六五 | 九七、五九〇 | 二四三、九七五 | 七一、〇八一 | △二二八、八一八 |
| 市街地信組 | 三一、四四〇 | 八、九七〇 | 二二、四七〇 | | |
| 無尽 | 一〇、九一三 | 二、九九〇 | 七、九二三 | | |
| 小計 | 四、二三二、六六八 | 一、一九四、八三〇 | 三、〇三七、八三八 | 一、一五六、七一二 | △一、八八一、一二六 |
| その他市中金融機関 | 四五二、五五〇 | 一二九、三〇〇 | 三二三、二五〇 | | |
| 日本銀行 | 一、九九七、四五六 | 五六五、二九〇 | 一、四三二、一六六 | | |
| 政府関係 | 九〇、三九二 | 二五、〇八〇 | 六五、三一二 | | |
| その他 | 三〇一、一九二 | 八二、六〇〇 | 二一八、五九二 | | |
| 合計 | 七、〇七五、二五八 | 一、九九七、一〇〇 | 五、〇七八、一五八 | | |

第五　狭義の軍事国債を無利子とした場合の昭和二十三年度中における金融機関損益推算

| | 軍事国債保有高推定（二三・三末） | 同上年間利子推定(A) | 封鎖預金利子額(B) | 差引(B－A) |
|---|---|---|---|---|
| 銀行 | 二三、七七四百万円 | 八三二、〇九〇千円 | 四七二、八七四千円 | △三五九、二一六千円 |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 農業会 | 七六六 | 二六、八一〇 | | |
| 預金部 | 一七、五七二 | 六一五、〇二〇 | 一二七、二四四 | 一〇〇、四三四 |
| 信託 | 三八三 | 一三、四〇五 | 四八五、五一三 | △一二九、五〇七 |
| 金庫 | 三、八二四 | 一三三、八四〇 | | |
| 市街地信組 | 三五二 | 一二、三二〇 | 七一、〇八一 | △九二、五七九 |
| 無尽 | 一一七 | 四、〇九五 | | |
| 小計 | 四六、七八八 | 一、六三七、五八〇 | 一、一五六、七一二 | △四八〇、八六八 |
| その他市中金融機関 | 五、〇六〇 | 一七七、一〇〇 | | |
| 日本銀行 | 二二、一〇八 | 七七三、七八〇 | | |
| 政府関係 | 九七八 | 三四、二三〇 | | |
| その他 | 三、二三八 | 一一三、三三〇 | | |
| 合計 | 七八、一七二 | 二、七三六、〇二〇 | | |

備考

一、狭義の軍事国債とは、証券面上の名称により戦費調達国債であることが明瞭なもの、昭和二十三年一月末現在七九、〇六七百万円をいい、本表には右の内利付国債でない割引国債を除いて試算した。

二、右の軍事国債の分布状況は正確には不明であるが、本表においては、一応旧国債全部の分布状況と同一割合であると推定して試算した。

第六　狭義の軍事国債の利子を一分に引下げた場合の昭和二十三年度中における金融機関の損益推算

（単位　千円）

| | 軍事国債の利子額 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利子総額(A) | 利子一分の額(B) | 差引金融機関等の利子損失(C)(A－B) | 封鎖預金利子額(D) | 差引(D－C) |
| 銀行 | 八三二、〇九〇 | 二三七、七四〇 | 五九四、三五〇 | 四七二、八七四 | △一二一、四七六 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業会 | 二六、八一〇 | 七、六六〇 | 一九、一五〇 | | 一〇八、〇九四 |
| 預金部 | 六一五、〇二〇 | 一七五、七二〇 | 四三九、三〇〇 | 一二七、二四四 | 四六、二一三 |
| 信託 | 一三、四〇五 | 三、八三〇 | 九、五七五 | 四八五、五一三 | |
| 金庫 | 一三三、八四〇 | 三八、二四〇 | 九五、六〇〇 | | |
| 市街地信組 | 一二、三二〇 | 三、五二〇 | 八、八〇〇 | 七一、〇八一 | △四五、八一九 |
| 無尽 | 四、〇九五 | 一、一七〇 | 二、九二五 | | |
| 計 | 一、六三七、五八〇 | 四六七、八八〇 | 一、一六九、七〇〇 | 一、一五六、七一二 | △一二、九八八 |
| その他金融機関 | 一七七、一〇〇 | 五〇、六〇〇 | 一二六、五〇〇 | | |
| 日本銀行 | 七七三、七八〇 | 二二一、〇八〇 | 五五二、七〇〇 | | |
| 政府機関 | 三四、二三〇 | 九、七八〇 | 二四、四五〇 | | |
| その他 | 一一三、三三〇 | 三二、三八〇 | 八〇、九五〇 | | |
| 合計 | 二、七三六、〇二〇 | 七八一、七二〇 | 一、九五四、三〇〇 | | |

また、三党政策協定が成立した後、三月一〇日付の「国債関係資料（その二）（理財局）[31]」では、利払停止的処理として考えられるいくつかの具体的方法が整理されている。

一、国債利払に対し考え得べき各種措置

(1) 課税の方法――次の二つに分れる。

(イ) 国債利子に対して一〇〇%又は高率の課税をする方法

金融機関の損失処理につき考慮する必要が生ずる。

(ロ) 国債利子及び封鎖預金利子に対し一〇〇%又は高率の課税をなし金融機関の所有国債利子については現行通り免税とする方法

金融機関の損益の問題を生じない。



(2) 利払停止の方法

(3) 利率引下げの方法――次の二つに分れる。

(イ) 現国債の儘法律上当然利率引下げとする方法

(ロ) 低利国債に強制借換を行う方法（但し利率引下げを長期間に亘り実施する場合に限る。）

右(2)、(3)の何れの方法も金融機関の損失処理につき考究する必要が生ずる。

(4) 利払を繰延べる方法――差当り利払を停止し後年度に停止期間中の利払を行うこととする。次の二つに分れる。

(イ) 金融機関には未収利息を計上せしめ、預金利子の支払を行わしめる方法

(ロ) 金融機関の収入に計上せず、第一封鎖預金の支払をも繰延べしめる方法

(5) 利子を棚上げる方法――差当り利払を停止し何れは(2)、(3)又は(4)に移行することとするが、金融機関には不取敢損失の繰越経理を認める。

(6) 国債利子を交付国債又は政府特殊借入金等を以て支払う方法

小口国債には別途考究する必要がある。

金融機関の損益の問題を生じない。

これらの大半は二一年春の検討過程ですでに挙げられていたものであるが、例えば、当時の一案であった利子の完全封鎖払いという考え方は姿を消しているというように、この問の事情の変化がここにも投影されている。

ところで、三党政策協定にもとづいて委員会が内閣に設けられ、問題検討の衝に当たることとなり、大蔵省は資料の提供という役割にとどまった。伊原隆理財局長（当時）は、「当時内閣に委員会ができまして、一万田総裁とか、帝銀の佐藤さんとか、社会党の木村禧八郎さんとか、労働代表が入られたりして」[32]、「大蔵省としては、事務当局はまったくの純粋の資料を提供するということで、判断は委員会がやることになりました。」[33]と説明している。この委員会

の構成について、北村蔵相の説明によって補足しておこう。「率直に申しますと、私ども白紙の関係でこれを処理したい、従つて第一党たる自由党に加わつていただいた方がいい、自由党としてどういう見解であるかということは、しばらく別問題として……。結果としてはおはいりにならなかつたのです」[34]。また、この委員会の世話役は官房長官であった[35]。

委員会のこのような構成は政策協定の表現が曖昧であったことと無関係ではない。蔵相は、三月三〇日午前、衆議院予算委員会において、

委員会において軍事公債の利払を停止すべしと決定すれば、政府はそれに従つて対策を考える。停止すべからずときまれば、それに従つて対策を考える。その点を委員会に任しておる次第であります[36]。

と答弁している。委員会に期待されたこのような役割から、委員が、「労働団体等からもあげられておりますし、また利払いを停止すべしと言われたところの側からも委員をお願いしておるし、あるいは金融機関の側からも委員をお願いいたし[37]」たということになったと考えられるが、この答弁がおこなわれた翌日、蔵相は政策協定の理解について、前日午前中の答弁を訂正して次のように述べている。「停止的処理という言葉の解釈を、停止問題の処理というように私が一応誤解しておつた」が、「あの文言の通り、停止的処理をするということは、一応停止を認めてその処理をするということに理解すべきものというふうに解釈を変更いたしま[38]」すと。

予算委員会における討議の中では、協定の性格と委員会の構成との関連について稲村順三委員（社会党）の述べた批判を紹介しておこう[39]。

停止的措置を講ずるということになれば、私はやはりその措置を前提としていかにするかという問題でありますので、初めから停止に反対の人間がこの委員会に構成メンバーとしてはいるということは、結局その委員会の機能を十分に発揮せしめるゆえ



んでないと、かように考えているのであります。

協定についての「誤解」の結果であったか否かは別として、上述のような構成の下に委員会が発足した。軍事公債利払処理懇談会がそれである。この懇談会は四月二日から四月二八日まで、四回にわたって軍事国債利払いの停止的処理問題について懇談したが、停止すべしという提案とこれを不可とする提案の両論が対立した。懇談会の各委員の意見は、「軍事国債の利払を停止すべしとする提案」（以下では「利払停止提案」と略称）と「軍事国債の利払停止を不可とする提案」（以下では「停止不可提案」と略称）という形をとり、それぞれ、四月八日、一〇日、一五日、一六日の日付の文書が作成されている[40]。両案とも提案理由の基本的論旨は四月八日付提案以来変化することなく、先方の主張に応えて自説を補強する形で徐々に加筆と修正が重ねられて最終案が形成された。そして、結局、両案併記の形で、四月二八日、芦田総理に報告され、同三〇日、閣議で供覧された[41]。ここでは、四月一六日付の最終案の全文を紹介しておこう。

軍事国債の利払を停止すべしとする提案（昭二三、四、一六）

（本稿は、国債利払処理問題に関する懇談会の各委員の意見をそのまま記述したものである）

一、提案の要旨

軍事国債（大東亜戦争国庫債券等名称上戦費調達のため発行した国債であることが明らかなもの及びこれに準ずる臨時軍事費勘定整理のための日本銀行借入金を含む）の利払を差当り一箇年停止することとし、これにより金融機関（日本銀行を除く）の蒙むる損失は、原則として第二封鎖預金の元本をプール計算の下に打切り、日本銀行の蒙むる損失は、国庫への納付金の調整を以て補塡するものとする。

なお、小額国債については、利払停止より除外する。

二、提案の理由の要旨

㈠ 軍事国債は侵略戦争の戦費を調達したものであり、しかも裏付けとなる物は全然喪失されており、不良の擬制資本となつているのであるから、敗戦後の今日において、戦時補償の打切りと同じく犠牲負担を公正ならしめるとともに国民経済の整備を行う建前から元本を打切るのが至当であるが、元本打切りは旧金融指導者たちの反対によつて行われなかつたので、現在では諸般の情勢を考え最小限技術的に可能な軍事国債の利払停止を行い、目下窮乏せる財源の一部に当てるべきことは当然である。

㈡ 国家財政の見地から均衡予算を堅持するためには、あらゆる可能な財源を動員すべきであり、たとえ少額であつてもこれを財源として利用すべきである。他にいくらでも財源があると主張する向があり、それは事実であるが、それは軍事国債の利払の停止以上の強力な措置を講じなければ大衆課税以外に確保しえない。四月暫定予算にて六・三制の財源六億八千万円にも窮した実情を顧れば、この間の消息は判然するであろう。

(1) この財源は徴税費用を要せず、且つ大衆課税的でない財源である。

(2) 利払停止実施の時期の問題についても、大衆課税の過重となつた今日こそ先ずこれを実施すべきであり、且つこれを契機として戦時利得、インフレ所得、ヤミ所得税など大衆課税的でない新しい財源の調達に努力すべきである。

㈢ 軍事国債の利払停止による損失を第二封鎖預金の元本打切りによつてカヴァーすることは、大衆に損失を与えることとなり、大衆課税に等しいとの論もあるが、第二封鎖預金は大部分戦時中の預金であり、しかも第一、第二封鎖預金設定の時、第一封鎖預金は大衆預金として政府があくまで保障することとなり、第二封鎖預金は大口預金として一定限度政府が保障した額以上がその内容となつているのである。今日一般勤労大衆は生活困難のために第一封鎖預金さへもつている者は少く況んや第二封鎖預金をもつている大衆は殆んどないといえる実情である。

㈣ 金融機関の保有する国債利払停止に対しては損失を補塡するのに対し、会社、個人の保有する国債利払停止に対しては損失を補塡しないのは、憲法違反の疑いがあるとの見解もあるが、これは事実に相違する。その理由は、金融機関に対しても



勿論損失を負担せしめるのであるが、それにて不足する場合に原則として第二封鎖預金の元本を打切るものであり、差別的措置ではなく、従つて憲法違反ではないと信ずる。

㈤ 右の措置は金融機関再建整備をおくらせ、経済再建に支障を生ずるという議論もあるが、金融機関再建整備は当初の計画が杜撰であつたため最近金融債券の新勘定より旧勘定への移し換え、水ぶくれ債権の再整理等の必要に迫られて事実上予定の三月三十一日一杯には終了せず、再整理のため更に時日を要することとなつており、これを機会に軍事国債利払停止に基く整備を行わしめれば、このため特に長時日に亘つて整理がおくれ経済再建に支障を生ずるようなことはない。

㈥ 今日の国際情勢において利払停止は国際信用を害すという議論に対しては、むしろ侵略戦争の戦費を調達した国債の利子を停止することが、日本に帝国主義復活の危険なきことを実証することにより却つて国際信用を高めるものと考えられる。

㈦ 利払停止が通貨信用を破壊するという議論に対しては、むしろこれが契機となつて均衡財政が確立できるならば、却つてその信用を保持することができるものと考えられる。

㈧ 利払停止が今後の国債消化に悪影響を及ぼすという議論に対しては、利払停止を狭義の軍事国債のみに限定すれば影響するところは少ない。本格的に国債消化を順調ならしめるためには資金の蓄積を多からしめることであり、それにはインフレーションを阻止して通貨の信頼を昂める必要があり、そのためには健全財政を堅持する要があり、さればこそその一環として利払停止が必要となるのである。

㈨ 利払停止により軍事国債の値下りを生ずる場合は、金融機関再建整備に基づく規定のごとく、政府において記帳価格を決めることによりその影響を防ぎうる。

なお、国債値下りによる担保切れについては特別の措置を講ずればよい。

㈩ 政府が法律に基づいて利払停止を行つたからといつて、民間債務の支払を破棄する理由とするのは暴論である。けだし法律は国民の意思に基づき国会において議決されるものだからである。

## 軍事国債の利払停止を不可とする提案（昭二三、四、一六）

（本稿は、国債利払処理問題に関する懇談会の各委員の意見をそのまま記述したものである）

一、提案の要旨

軍事国債の利払停止は、現下内外の諸情勢に鑑み採るべき策ではない。

二、提案理由の要旨

㈠　今日のわが国経済は、終戦後の混乱期を脱して漸く経済再建への重要な転機に立つており、且つ内外の諸情勢が極めてデリケートな動きを示しつつある時期に於て、利払停止の如き消極的且つ混乱を予想せしめる措置を、単に観念的な見地から採ることは妥当でない。むしろこの際は大局的見地に立つて経済再建への積極策を強力に推進すべきである。

㈡　国の債務の履行は、通貨信用の基礎である。国の厳たる債務である国債の約定利子を軽々に停止するが如きは、政府の内外に対する信用を傷つけるのみならず国民の通貨信用に及ぼす影響は極めて重大である。殊に、

(1)　わが国経済再建のため資本の蓄積が最も緊要とされる今日、この措置が国民貯蓄の増強を阻害することは明瞭であるのみならず、この措置に伴つて預金に手をつけることは、預金者が財産税、戦時補償打切等の措置によつて既に相当な犠牲負担を受けているにも拘らず再びこれに負担をかけることとなり社会的にみても不公平である。

(2)　利払停止の措置は、今後の国債、復金債等の消化に対し重大な悪影響がある。たとえその範囲を軍事国債に限定したとしても、その影響は必ず心理的に国債全般並びに復金債等の消化に波及することが予想せられる。仮りにこの措置を差当り一年間に限定しても将来の取扱いについては国民に安心を与えないのみならず、更に進んで元本の打切り等についてその不安を生ぜしめ、問題を将来に残すことになる。

(3)　わが国経済再建のため外資導入が要請せられる今日、国際的信用を高めることが最も必要である時期において（わが国が従来外債に関し極めて忠実であつたことは諸外国の認める所であり、国際的信用を博している）利払停止の如き国際的



信用を害する措置は絶対に採るべきでない。現に外国の投資家の中には、日本政府が真に信頼し得るか、今後再び財産税の如き課税が行われはしないかということを懸念している向もある。

(4)　外資導入に関連してわが国の金融機構を健全な基礎の上に置くことが不可欠の要件であり、現在進行している再建整備も健全性の確保を目標としている。この際金融機関の収支、資産に悪影響を及ぼす措置は避けねばならない。

㈢　利払停止の措置によつて調達し得る財源は、歳出総額に比較し極めて僅少にすぎないのに対し、その弊害の方がより大きく、わが国経済全体の大局的見地からはむしろ得る所よりも失う所が多いと考えられる。

㈣　軍事国債に限らず、国債の大部分は、金融機関、預金部及び日本銀行が保有していることは事実である。

(1)　仮りにその利払を停止した場合、これによつて蒙る損失を金融機関の資本乃至収益によつて処理し難いことは、自己資本の大部分を一昨年決定せる再建整備措置のため喪失している事実、又営業上の利益は貸出金利の抑制、経費の膨脹等のために、幾何にも上らない実情に鑑み明白である。さりとて一般預貯金の利率引下げ乃至利払停止を行えば貯金の増強を阻害し又貸出金利の引上げは物価騰貴に拍車をかけ、益々インフレーションを昂進せしめることは明白である。

(2)　若し仮りに金融機関の蒙る損失を第二封鎖預金の元本打切りによりカヴァーせんとするならば、

(イ)　金融機関の再建整備による第二封鎖預金の打切率は夫々の金融機関の資産内容によつて異るのであつて一率に定められているのではない。若し利払停止措置の結果第二封鎖預金をプール計算により一率に切ることをすれば軍事国債と無関係な預金者が迷惑を蒙ることとなり、不当といわざるを得ない。

(ロ)　第二封鎖預金の全額を利払停止による損失の補塡に充てるとしてもその金額には限度があるので長期間に亘つては実施できないのみならず、この措置は軍事国債の利払停止というよりはむしろ第二封鎖預金の切捨又は課税の措置に外ならないこととなる。

(ハ)　第二封鎖預金の所有者及び軍事国債の所有者は、既に戦時補償の打切り及びインフレーションの進行に因つて実際上

非常な犠牲を負担しているのが実情であつて、更にその上に利払停止に基づく負担を重加することは甚だしく酷であり、他の財産権と著しく均衡を失する。

(ニ) 金融機関の再建整備の完了を目前に控えている今日（金融機関は三月三十一日附を以て遡つて新旧勘定を合併するから同日附で第二封鎖預金はなくなる）これを遅延せしめ且つ重大なる混乱を惹起せしめることは明瞭である。（戦時補償の打切りの際に混乱がなかつたというのは事実でない）

(ホ) 金融機関が利払停止による損失を第二封鎖預金の元本切捨によつて補塡することは、前述の如く不適当であるのみならず、金融機関の保有する国債に対しては利払停止の結果生ずる損失を何等かの方法で補塡し財産的損失を生ぜしめないのに反し、会社及び個人の保有する国債に対しては利払を停止したまま何等その損失を補塡しないことは、国債保有者の間に差別待遇をすることとなり憲法上の疑義を生ずる。

(3) 更に利払停止による損失は、利子収入の減少のみでなく、これにより市価が相当大幅に低落するから金融機関の資産勘定に欠陥を生じ、利子収入の減少よりも遥かに著しい悪影響を及ぼし、その補塡は不可能であり、これを単に法律による特別な記帳価格によつて解決せんとすることは、水ぶくれを取除こうとする金融機関の健全化への努力に逆行する措置である。

(4) 国債市価の低落による担保不足につき、法律により増担保の徴求を不要とするが如き特別の措置を講じても前項同様、債権の実体の健全性は保持できず債権者に不測の損害を及ぼすのみならず、今後の新しい貸借取引に大きな障害を生ずることとなる。

(5) なお又、日本銀行に損失を生ぜしめることは、

(イ) 今後外資導入に当り、中央銀行として重要な役割を担わなければならぬ日本銀行の信用を傷つけ、わが国経済再建に重大な障害となるのみならず、問題の解決を日本銀行の収益に求める考え方は、結局日本銀行の国庫納付金の減少という形で国の歳入を減少せしめ実際上効果はなく、むしろ納付金を受入れて利払を実行し上述した多くの悪影響を避けるに若くはない。

(ロ) 日本銀行の経理は政府の充分な検討の下に適正に行われているばかりでなく、日本銀行は他の金融機関の如く預金の切捨等により再建を行うことができないから、その健全性を維持するためには、その収益を以て消却を行う他はない。

(ハ) 国が戦費を調達したからとの理由を以て利払停止の如き債務の不履行を敢てするならば、民間企業に於ても公平の見地から又、企業の経理負担を軽減しその再建に資するためにも、戦時中の債務につき利下げ乃至はその破棄の要望が昂まつて来て、産業界、金融界に混乱を生ずるであろう。



四月八日付提案以降の両案の主要な変化について説明しておこう。まず、「利払停止提案」側の提案内容について、四月八日付提案では「軍事国債……の利払を停止することとし」とあったのが、四月一〇日付提案以降「軍事国債の利払を差当り一箇年停止することとし」と修正された。これにともなって「停止不可提案」においても、将来の不安を指摘している箇所（四月一六日付提案の二の(ニ)の(2)で、四月一五日付提案以降「仮りにこの措置を差当り一年間に限定しても」という文言が加筆されている。

提案理由については、「利払停止提案」の側で、二、(ニ)の後半部分が四月一〇日付提案以降加筆され、本来は「元本を打切るのが至当」だが、現在「最小限技術的に可能な」方法として提案がなされた旨の説明が補足された。その他、四月一五日提案で加筆された二の(ニ)は「停止不可提案」の二の(四)の(ハ)（四月八日提案以降）にたいする反論であろう。また、「利払停止提案」の二の(四)（四月一六日加筆）、二の(五)（四月一五日加筆）、二の(ル)（四月一〇日加筆）、二の(ヘ)（四月一〇日加筆）は、「停止不可提案」の、それぞれ、二の(四)の(2)の(ホ)（四月一五日加筆）、二の(四)の(2)の(ニ)（四月八日以降）、二の(四)の(3)（四月八日以降）、二の(五)（四月八日以降）にたいするものである。

「停止不可提案」では、四月八日提案以降、金融機関の蒙る損失を第一封鎖預金の利払停止で補塡する場合を想定

した一節があったが、最終案で削除された。[42] また、四月一五日提案の末尾に、

軍需補償打切りに伴う一連の戦争処理の確定している現在、再びこの問題の提起せられる理由は、財政負担軽減上の効果を狙うものとしては余りに悪影響が大きく得る所が尠い。従つてこの措置はその背後にある軍事国債の元本打切に等しい無利息永久公債への強制借換と金融機関を含む重要産業の国営等急激な社会主義政策実行の前哨と想像せざるを得ず、斯の如き根本的問題は輿論に問い明白にその支持を得た上において主張すべきものであり、思いつき的の措置は国民の甚だ迷惑する処である。

という一節が加筆されたが、最終案では削除された。説明の補足等の加筆修正を別とすれば、主要な修正点は以上の如くであるが、「停止不可提案」において、その根拠の一つとして外資導入問題を挙げている（二の(二)の(3)および(4)）のは当時の政策課題の一面を投影するものとして注目される。

このようにして、この懇談会における検討は、両論の対立点とその論拠を明確にすることに役立ちはしたが、軍事公債利払停止的処理の具体的方策について政府に指針を与えるという役割を果すことはできなかった。したがって、政府は、別途、解決策を求めざるをえないこととなって、自らの手で具体案を策定する。五月八日に成案をみた「軍事公債の利払停止的処理方策試案」[43]がそれであるが、この試案は苫米地（義三官房長官）試案として、八日夕、民主党幹部から西尾氏に提示されている。[44] 次の如くであった。

軍事公債の利払停止的処理方策試案（昭二三、五、八）

軍事公債の利子は今後一ケ年以内に利払期日の到来するものに限りこれが支払をなさず、当該国債の元本の償還期日に元本と共に支払うこと

この措置によつて支払期日を延期された国債の利子に対しては支払延期期間につき当該国債の利率と同率の利子を附加すること

金融機関においてこの措置によつて支払期日を延期された国債利子額を経理上未収利息として計上することを認める等の措置を講ずること

（理由）(1) 現下のインフレーションを克服するためにはその前提として実質的健全財政を確立せねばならぬことは論を俟たざる所であり、そのためにはあらゆる可能な財源を動員すべきことは勿論である

(2) 従つて軍事公債の利払についても当面急を要する均衡財政の確立を図ると共に国民経済並に国際信用に及ぼす影響を最小限度にとどめるため、軍事公債の償還期まで利払の延期的措置を行うこととする

この試案が、若干の文言修正と、（理由）の末尾に

(3) 而して、この措置によつて生じた財政的余裕は主としてこれを災害対策費引揚者救済費等に充てることとする。

という一項を加筆した上で、五月一四日、「軍事公債利払停止的処理方策」として閣議決定されることになる。[45] こうして、政府としては、三党政策協定の線にそって一応の決着をつけた。

ところで、この問題の経緯をみる上で、司令部の態度に触れないわけにはいかない。司令部は利払い停止という措置に当初から否定的な見解をもっており、しかも積極的な介入を避けたという意味で、二一年の場合とは逆の対応を示したが、司令部の見解が、民主党に司令部介入への期待をもたせて事態の推移にある種の影響を与えたと考えられる。ここでは、司令部との折衝にあたった渡辺武の「日誌」から関連部分を摘記してみよう。

三月一日（月）

大臣より民主、社会両党間の政策協定に関して司令部の意向打診を依頼され先づ Reed に面会、国債利子打切問題に付ては司令部としては若し日本側一致の意見としてもって来られた時に真向から反対はせずそれによって齎さるべき金融機関の損失等に付て充分の対策ありやを聞くこととなるべし、しかしあまり見込なし

LeCount に国債利子問題を話す、金融機関ひいては日本経済の信用に害あり打切反対の意向を示す、特に一般大衆の預金に損失を与へることとなるので軍事補償打切と異る

夕方大臣と本問題協議、補償打切の際 MacArthur 元帥の吉田総理への回答が国債利子打切問題を撤回したる経緯等を話す
（大臣とは栗栖蔵相のこと―引用者）

三月三日（水）

Marquat 定例会見、栗栖蔵相、首藤顧問と共に出席
先方、Baker, Maynard, Cohen, Ross, Reed 同席
(1) 軍事公債利払停止及金融機関国有問題に付ては司令部は重大関心を有するに付問題の進展に付常に inform され度

三月八日（月）

LeCount, Reed 及 Beplat に面会
新内閣に対する要望等に付話す
LeCount は「politics より business を！」といい又軍事公債利払停止及日銀国有に対し LeCount, Beplat 共反対の意見を表明

三月一二日（金）

DS Lawrence に面会、軍事公債利払停止等に関する資料を要求せらる
GSに北村蔵相と共に Whitney に面会、新任の挨拶、儀礼的会談を終る

四月一日（木）

昨日議会にて軍事公債利払停止に関して北村蔵相が社会党の主張におされて委員会は停止の可否を決定するものに非ずして停止の方法を研究するものなる旨言明せる件に付政治状勢上已むを得ざる所以を Dr. Fine 及 LeCount に説明

四月七日（水）

Marquat　定例会見
(4) 軍事公債利払停止は反対



四月八日（木）

朝軍事公債利払停止問題に付て大臣に面会、民主党が内心反対乍らも司令部が反対して呉れるものとの前提に立って社会党と妥協せんとして居るとすれば司令部は政治問題の渦中にまき込まれることを好まぬ故危険なるべき旨を進言
LeCount に面会、軍事公債問題に付て説明、内心反対し乍らも静観の態度を持せり
Beplat に面会　(1)軍事公債に付ては LeCount と同様の態度なり尚 Smith の話によれば GS から Hands off policy を主張され司令部はこの問題で積極的には出られないとの事なり
Dr. Fine に軍事公債の話を為す、政治問題に involve され度くないといふ考へ方なり、Marquat への報告を約す
Bunker に面会、軍事公債の問題に付て話した所政治問題としては off-hand であるが経済問題として司令部が如何なる態度をとるかは Marquat と話すのが一番よいとの advice であった

四月一〇日（土）

単独にて Marquat に会見
軍事公債利払停止問題に付て司令部より step in する用意ありや否やを尋ねたる所、Marquat は外資導入其の他の点に鑑み停止が不得策なることは同感であるが司令部が常に第一線にのり出して行政に干与することは望ましくない、司令部として step in することはいつでも出来るしこれ迄既に芦田内閣の危機に際してこれを救う為に力を貸したことは一再ならずあるが第一次的責任は日本政府がとるべきである、方法としては社会党の立場を失はしめざる為本問題を打切ることなく、ただ現状に於ては実行案を得ぬから見送るとの立前で問題を先にのばすことが賢明であらう、ただ自分を常に Keep informed にしてほしい、われわれも考へておくが日本側で先づ処置をしてもらひたい

四月一五日（木）

LeCount, Fine に軍事公債利払停止に関する懇談会の記録をわたす

五月五日（水）

定例会見は Fine 主催

軍事公債は司令部は関与し度くない（Fine）

当初から司令部はこの問題に強い関心をもっていて、「金融機関ひいては日本経済の信用に害あり」（ルカウント、三月一日）、あるいは「外資導入其の他の点に鑑み……不得策」（マーカット、四月一〇日）だと考え、また、「一般大衆の預金に損失を与えることとなる」（ルカウント、三月一日）等という配慮から、利払い停止に否定的であった事情と、四月八日頃からきわめて慎重な態度に転じた様子とが看取される。片山内閣倒壊後、司令部が政治的配慮を慎重におこなうようになったという一般的事情[46]に加えて、GS（民政局）からESS（経済科学局）への申し入れという司令部内での意見調整という事情もあったようであるが、当初からこの問題に強い関心と否定的見解をもちながらESSも静観の態度をとった。このような事情を背景にして苫米地試案が作成される。この試案作成後、閣議決定にいたる舞台裏の事情を「渡辺武日誌」は次のように綴っている。

五月一〇日（月）

本日石田君、軍事公債利払に関する苫米地私案と称する妥協案、即ち一年停止してその支払を最終年度にのばす案を話した所 LeCount は強く反対し、日銀総裁の意見をきいたかと聞き又常に inform せられたい旨話があった由

五月一一日（火）

午后、経済閣僚懇談会に Fine を伴ひ来り余の通訳にて芦田総理以下一同に話す

軍事公債利払に付芦田氏から政府は一年間停止に方針をきめたがどうかとの質問あり、Fine は政治問題故司令部は関与出来ぬといひ経済問題としてはどうかとの芦田氏の質問に付ては既に知らるる通りなりと逃げる

五月一四日（金）

軍事公債利払問題は民主党特に総理は司令部が介入してこれを阻止するであらうとの見透しの下に深入りした傾向あり、余は



当初より経済問題として反対意見が強いことと政治問題として司令部が干与するかとは別である旨を警告し来ったが今日も栗栖氏は Fine を訪問して司令部の干渉を要望した模様であるが結局拒絶された模様である

夜芦田総理は遂に MacArthur 司令官に面会したが、此の種の小さい問題は日本政府で如何様にでも自由に決定せよと突はなされた由、その結果夜七時閣議に於て所謂苫米地私案（一年間利払中止しその分は満期に支払ふこととしそれ迄未収利息とする）が決定された、但し適用は七月一日以降ということになった

つまり、「苫米地試案」にたいしてもESSは反対の意向をもらしながらも、司令部としては介入を拒否し、その結果、政府は閣議決定に追いこまれたという事情がこの「日誌」の記述にうかがうことができる。

民主党が司令部の介入にどれほど強い期待を寄せていたかという事情は、閣議決定の翌日、五月一五日に開かれた金融界の代表者達との懇談会[47]における大蔵大臣発言からもうかがえる。

野口生保協会理事　先般首相に御会いしたとき絶対心配しないでよいといわれた。かかるに一日おいてこうゆうことになつた。一国の首相があれ程公言されたのに一体何たることかと言いたい。弊屐の如く破りすてるとはどうゆうことか。一党一派が生きるために国民全体を犠牲にするのは遺憾至極である。

大　臣　率直に申上げる。（新聞記者の在席しないことをたしかめた後）

総理を信用するかしないかは皆様方の御感じであるから何とも申しかねるが、しかし総理の申上げたのはでたらめではないのである。私共は司令部と定例会見をやつているが定例会見の都度このことに対する意見が出たが論ずる価値なしというのが先方首脳部の一致した意見である。首相もていねいな手紙を先方に出してこうしてほしいと申入れたところ了承したといふ手紙も受取つている。こうまで手を打つておけば大体間違いはあるまいと思つたのである。しかるに不幸なことに先方の責任の地位にある人が旅行した。丁度一番大事な時に旅行してしかもその旅行が予定よりのびた。本日あたりかえつてくる予定が月曜日にのびたのである。従つて問題の処理はマ元帥の手許にゆかざるを得なくなつたのである。今日中にかえるはづの人がかえ

らなくなつて来たというのはまことに不幸であつた。私は全く心配はないと思つていたが関係官が旅行していたので昨日朝総理に会つて之では総理がマックに会われねばならぬだろうと言つてその手配をして昨日会つたのであるがその結果がこうゆうことになつたのだ。政治力の弱いことはたしかである。政変をすればよいじやないかといわれればさうであるが政変すべきほどのことではないと思う。

ともかく、このようにして一つの政治的決着がつけられ、五月一五日に政府声明[48]が発表された。

政府声明（昭二三、五、一五）

政府は三党政策協定に従い本年七月一日より向う一ケ年軍事公債の利払を停止し、これを元本支払の時期に加算して支払うことに決定した。

今回の措置は厳に軍事公債に限り且つ一ケ年間の利払を延期するに過ぎないものである。而して利払延期により銀行その他の金融機関等がうくることあるべき影響については、政府は急速に適宜の措置を執る用意がある。尚英、米、仏等において発行せる外貨公債の利払については平和克服と共にその支払を実行する意向であり、政府は極力対外信用を維持する方法を講ずる方針である。

これを契機に金融界の反対運動はいっそう強力なものとなる。すでに新内閣成立後、三月一二日に金融団体協議会は意見書[49]を政府に提出したが、五月一一日、再び、政府にたいし「あくまでも利払を実施せられんことを重ねて要望する」という意見書[50]を提出した。さらに、政府声明発表後、五月一八日付で同協議会は反対の声明書[51]を発表し、また、五月三一日には経済団体連合会も反対と政府の「善処」を求める声明書[52]を発表して政府に提出した。それらの趣旨は軍事公債利払処理懇談会の「利払停止を不可とする提案」に盛られた論旨と異なる所はないが、経団連の声明書の場合には外資導入を阻害するという論点が強調されている。

他方、大蔵省では法案作成の準備が進められた。五月一九日、マーカットは定例会見で「軍事公債の利払は経済問題としては反対であるが bill が出たら研究すべし、害を少くする様助力すべし[53]」と述べているが、五月二一日、渡辺武が法律案を司令部に持参した[54]。これにたいして司令部側は五月二六日の定例会見のさい「賛成も不賛成もせぬ」と言明した[55]。政府は、五月二一日、「軍事公債の利子支払の特例に関する法律案」を閣議決定し[56]、六月四日、法制局による文言修正[57]の上、同日、国会に提出した。



軍事公債の利子支払の特例に関する法律（案）

（軍事公債の範囲）

第一条　この法律において軍事公債とは、左に掲げるものをいう。

一　支那事変国庫債券

二　支那事変特別国庫債券

三　大東亜戦争国庫債券

四　大東亜戦争特別国庫債券

（利子の支払期日の変更）

第二条　国は、軍事公債の利子で昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までの期間に支払期日の到来するものに限り、その支払期日を当該軍事公債の償還期日として定められている日に変更する。

（支払期日を変更された利子に対する加算）

第三条　国は、前条の規定により支払期日を変更した軍事公債の利子を支払うときは、その利子の金額に対して従前の支払期日から当該軍事公債の償還期日までの期間に応じ年三分五厘の割合を乗じて得た金額を、当該利子の金額に加算して支払うものとする。

2　前項の規定により加算して支払われる金額は、他の法令の適用については、これを当該軍事公債の利子とみなす。

（法人の決算の場合の措置）

第四条　法人は、その決算を行う場合においては、その所有に係る軍事公債の利子で第二条の規定により支払期日を変更されたものについて、その決算期までに経過した期間に相当する金額を未収金として貸借対照表の資産の部に計上することができる。

（外国人に対する適用除外）

第五条　外国人が昭和二十三年五月十五日において現に所有し、且つ、同日以後引き続いて所有する軍事公債の利子であつて、その支払を外国人が請求するものについては、この法律を適用しない。

２　前項の外国人とは、左に掲げる者をいう。

一　日本の国籍を有する者（朝鮮人及び中華民国駐日代表団から登録証明書の発給を受けていない台湾人を含むものとする。）以外の者

二　日本以外の国の法令に基き設立された法人及び法人でない団体で、その代表者又は管理人が前号に該当する者であるもの

（手続規定）

第六条　この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し手続上必要な事項は、大蔵大臣が、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

理　由

軍事公債の特殊性及び国家財政の現況に鑑み、今後一年間に利払期日の到来する軍事公債の利子に限り、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法案作成に併行して検討された関連措置について触れておこう。五月一五日現在、軍事国債の保有分布は表5-1の如くであったが、大半を保有していた金融機関にたいする対策として、五月一五日付の「軍事公債の利払延期の金融



表 5-1　軍事公債所有者別調（昭和23年５月15日現在）　（単位　千円）

| 所有者 | 所有額（額面） | 百分比 | 年間利子額 |
|---|---|---|---|
| 1. 金融機関 | 55,255,959 | 71.15 | 1,933,958 |
| A 市中金融機関 | 50,303,630 | 64.78 | 1,760,627 |
| 特殊銀行 | 1,060,398 | 1.36 | 37,113 |
| 普通銀行 | 29,876,832 | 38.47 | 1,045,688 |
| 貯蓄銀行 | 2,225,972 | 2.86 | 77,909 |
| 銀行計 | 33,163,203 | 42.70 | 1,160,712 |
| 信託会社 | 678,095 | 0.87 | 23,733 |
| 保険会社 | 2,637,334 | 3.39 | 92,306 |
| 無盡会社 | 59,228 | 0.08 | 2,072 |
| 農林中央金庫 | 5,576,190 | 7.18 | 195,166 |
| その他金庫 | 923,006 | 1.18 | 32,305 |
| 農業会 | 374,007 | 0.48 | 13,090 |
| 信用組合その他組合 | 101,091 | 0.13 | 3,538 |
| 閉鎖及び在外金融機関 | 6,791,472 | 8.74 | 237,701 |
| B 日本銀行 | 4,952,328 | 6.37 | 173,331 |
| 2. 政府関係 | 18,486,181 | 23.81 | 647,016 |
| 預金部 | 17,665,554 | 22.74 | 618,294 |
| 国債整理基金特別会計 | 69,763 | 0.09 | 2,441 |
| その他特別会計等 | 750,863 | 0.97 | 26,280 |
| 3. 地方公共団体 | 9,292 | 0.01 | 325 |
| 4. 法人その他団体及び会社 | 507,161 | 0.65 | 17,750 |
| 5. 個人（含貯金局長及び国民貯蓄組合） | 571,520 | 0.74 | 20,003 |
| 6. 普通登録計（1～5） | 74,830,119 | 96.36 | 2,619,054 |
| 7. 臨時登録 | 40 | — | 1 |
| 8. 乙種登録 | 171 | — | 5 |
| 9. 無記名 | 2,821,805 | 3.63 | 98,763 |
| 10. 総計（6～9） | 77,652,136 | 100.00 | 2,717,824 |

（注）1.　日本銀行の登録簿により作成．千円未満切捨．
2.　軍事公債とは，支那事変国庫債券，支那事変特別国庫債券，大東亜戦争国庫債券，大東亜戦争特別国庫債券をいう．
3.　年間利子額は額面に３分半を乗じて算出．

出所：理財局国庫課「軍事公債の利子支払の特例に関する法律案参考資料（昭和23年５月）」（大蔵省資料Z526-25-2）．

機関に及ぼす影響とその対策」[58]、および六月四日付の「軍事公債利払延期に伴う金融措置（案）」[59]等が作案されている。後者を紹介しておこう。

軍事公債利払延期に伴ふ金融措置（案）（昭二三、六、四銀行局）

軍事公債の利払が延期せられる場合、これに伴ふ未収利息は、将来支払確実なものではあるが、差当つて、右利払延期の間は、当該利払を受けるべき金融機関にとつては金繰をそれだけ圧迫されることとなるので、若し本措置により金繰上支障を来す金融機関がある場合には、その金融機関に対して日本銀行より、実状に応じ、左記により融資の途を講ずることとする筈である。

記

一、本融資は、本年七月一日以降一ヶ年間軍事公債の利払日以後に行ふ。
二、融資額は、利払額相当額を限度とする。
三、融資先の対象は、軍事公債の利払をうけるべき全金融機関とする。
四、本融資については当該利札又は之に代る請求権をも担保として認め得ることとする。
五、本融資の利率は、国債担保貸出利率と同率とするを原則とする。
六、本融資は、銀行、金庫、信託会社及び保険会社に対しては日銀より直接融通するものとし、無尽会社、市街地信用組合その他の金融機関に対しては日銀より直接又はその取引銀行等を通じ融通するものとする。この場合中間経由銀行等は、何等の利息、手数料を徴しないものとする。

二三年度本予算案の編成作業は難航した。四月から六月までは暫定予算によることとされ、この法案が国会に提出された六月四日、北村蔵相の財政演説がおこなわれ、同七日、予算案細目が国会に提出された。この利払延期措置に伴う国庫負担軽減額は表5-2の如くであった。

二三年度の軽減額一五億円は、二三年度一般会計歳出予算政府原案三九九三・八億円の〇・三八%、修正後成立した歳出予算四一四四・六二億円の〇・三六%にあたっている。また、この一五億円は七億円を災害対策に、五億円を六・三制に、三億円を生活困窮者救済等に充てるという説明が国会でおこなわれた。



表 5-2　軍事公債利払延期措置に伴う国庫負担軽減額　（単位　百万円）

| 区分 | 年額 | 年度別 | |
|---|---|---|---|
| | | 23年度 | 24年度 |
| 1. 軍事公債利払額 | 2,733 | 2,238 | 495 |
| 2. 源泉徴収の税減見込 | 17 | 9 | 8 |
| 3. 政府関係所有軍事公債利払額 | 646 | 493 | 153 |
| (1) 預金部 | 618 | 470 | 148 |
| (2) 簡保及郵便年金 | 20 | 17 | 3 |
| (3) その他の特別会計等 | 8 | 6 | 2 |
| 4. 日本銀行所有分 | 173 | 136 | 37 |
| 5. 外国人所有分（推定）a) | 116 | 95 | 21 |
| 6. 差引国庫負担軽減額（1－2－3－4－5） | 1,781 | 1,505 | 276 |

（注）1. 昭和23年5月理財局国庫課調.
2. a)は24年度分は23年度の22%と推定.
出所：大蔵省資料Z511—215.

ところで、この法案の国会審議は円滑に進まなかった。五月一五日、蔵相と金融界の代表者との間でおこなわれた懇談会で日本銀行総裁と蔵相から次のような発言があった。[60]

総　裁　利払停止の懇談会では私の考えを経済問題としては了解してくれたと思うが政治問題として解決せざるを得なくなった。停止的処置をやめるか、政変を起すかという段階に来ていた。まだ、国会で法律案を通すかどうかという問題があるし、関係方面の話もまだすつかりすんではいないとも言われている。

大　臣　昨日迄のことは利払を盛込まない予算案が承認されたということにすぎない。法律案は又別である。

また、六月一一日には第二回全国銀行大会で、「国家のためかかる法案を可決されることのないよう国会にたいし強く要望する」[61]との決議がおこなわれている。この法案は、六月三〇日、原案通り衆議院を通過したが、七月五日、参議院財政及び金融

委員会で質疑打切り動議を否決した後、高瀬荘太郎委員（緑風会）の質問中、時間切れ閉会となり、ついに審議未了となった。[62] 北村蔵相の表現によると「参議院で流してもらったのだ」[63]ということになる。この善後処置は、一〇月七日の芦田内閣総辞職後、第二次吉田内閣の手で編成された一般会計補正予算（第二号）でおこなわれた。すなわち、この補正予算で追加計上された国債費二四億〇二七一・五万円のうち、二一億四三二九・六万円が昭和二三年七月以降の軍事公債利子額であった。[64] この補正予算が一二月二二日に成立の運びとなって国債利子処理問題は最終的に幕を閉じた。

(1) 昭和二一年七月二五日発言（「第九十回帝国議会衆議院議事速記録第二十号」）。
(2) 同前。
(3) 同前。
(4) 昭和二一年七月三〇日発言（「第九十回帝国議会衆議院予算委員会議録」第五回）。
(5) 同前。
(6) 昭和二一年八月一六日発言（「第九十回帝国議会衆議院予算委員第三分科（大蔵省所管）会議録」第三回）。
(7) 同前。
(8) 同前。
(9) 大蔵省資料Z五二六―二〇―五。
(10) 昭和二二年三月三日発言（「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第十一号」）。
(11) 昭和二二年三月五日発言（「第九十二回帝国議会衆議院予算委員会議録」第三回）。
(12) 同前。
(13) 同前。
(14) 同前。
(15) 同前。
(16) 同前。



(17) 「元大蔵大臣石橋湛山氏講述(二)」昭和二六年六月八日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、八―九ページ。
(18) 昭和二二年二月一九日発言（「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第六号」）。
(19) 昭和二二年二月二〇日発言（「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第七号」）。
(20) 昭和二二年二月一九日発言（「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第六号」）。
(21) 辻清明『資料戦後二十年史』「政治」、三七九ページ。
(22) 『朝日新聞』昭和二三年三月四日。
(23) 『朝日新聞』昭和二三年三月二日。
(24) もっとも、この問題についての社会党の政策はその本来の主張からすれば妥協的な修正を重ねたものだともいえる。二二年二月、水谷長三郎は次のように説明している（二月一八日「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第五号」）。

　われわれは戦時公債に関しましては、さきに申しましたように、根本的にこれは棒引きであります。すなわち政府が戦争中勝つということを前提として国民に公約した一切の債務の棒引き、すなわち戦時補償の全面打切り、戦時公債の棒引き、これはわが党が立党以来叫んでおつたのである。しかしながら今日の緊急対策といたしましては、あえて棒引きまでをうたわずに、元利払をこの際一時停止するということをわれわれは言つておるのでございまして、それは戦時公債の棒引きという根本的立場に立つて、応急措置としてわれわれはそういうことを言つておるのであります。

そして、この頃、石橋蔵相によって進められた連立工作のさい、政策協定案をめぐる社会党の主張は一年の期限つきの利払い停止だった。二月二〇日、森戸辰男は次のように説明する（「第九十二回帝国議会衆議院議事速記録第七号」）。

　なお戦時公債の利払停止につきましても、われわれはきわめて慎重なる態度をとり、今日の事態に鑑みて、さしあたり一年の期限をつけ、しかも預金部、金融機関等が受ける影響についても、大衆預金保護を眼目として適当の処置を講ずる、といたしておるのであります。

(25) 大蔵省資料Z五二六―二五―二。
(26) 同前。
(27) 大蔵省資料Z五一一―二一二。
(28) 参考までにこの文書の結論の部分を紹介しよう。

　本措置の実施について理論的、技術的観点から利害得失を考察すれば

(一) 理論的批判
(1) 封鎖預金の変質せること
(2) 擬制資本の整理は既に実施済であること
(3) 通貨に対する心理的悪影響のあること
(4) 今後の国債消化に悪影響のあること
(5) 他の証券その他財産権に対する取扱との不権衡

(二) 技術的批判
(1) 金融機関の手数の瑣雑なこと
(2) 殊に各金融機関別の損益調整の手数は、極めて瑣雑なこと
(3) 封鎖預金の完全凍結と封鎖払の全廃を必要とするが、実施は至難であること
(4) 軍事国債についてのみ本措置を実施する場合、その範囲の限定が困難であること
(5) 国債市価低落に伴う評価切下げの問題を生ずる虞れがあること

(三) 国庫負担軽減の実益よりする批判
(1) 二三年度中の国庫負担の軽減は左の如く総予算と比較するとき極めて微々たるものである。
(イ) 無利子とする場合　一、二八〇百万円
(ロ) 一分とする場合　一、二一〇百万円
(2) 右の国庫負担軽減は、昭和二三年度予算上においては、二三年三月末までの経過利子を計上しなければならないので更に減少するであろう。
(3) 右は、封鎖預金の減少を毎月五〇億円と推定したが、その場合でも二三年度末には封鎖預金残高は著しく少額となるので、一年度限りしか実施できない、又証券民主化の要請に即応して株式等の払込又は買入に封鎖預金の解除を緩和すれば、封鎖預金の減少は、この推算よりも遙かに大となり、国庫負担軽減の実益は殆んどないこととなろう。

(29) 昭和二三年三月、理財局作成の「大蔵大臣引継事項」（大蔵省資料Z二〇一―二）では「軍事公債の利払処理については、事務当局としてあらゆる角度からの調査研究を進めている」としている。なお、ついでに付け加えれば、同じ時期の銀行局作成の「引継事項」では若干ニュアンスが異なっている。同局国民貯蓄課作成の「引継事項」（同前）では次のようにいっている。



戦時公債の利払停止又は利子引下げの件
右の措置は今日インフレ克服に最も必要な資本蓄積精神に悪影響を与え、延いては預金又は通貨に対する不信を招くことになり、現在堅実なる増加を示しつつある貯蓄に対し好ましくない影響を与えること少くない。依つて本件実施は極力之を見合すことと致し度い。

また、同局保険課でも次のようにいう（同前）。

国債の利払停止又は利子引下
生命保険会社の所有国債は、約三十五億円（総資産の三六%）に上り、その利払停止又は利子引下が生命保険事業に及ぼす影響は将に致命的である。即ち、銀行預金と異つて、保険料が三分の予定利率で割引いてあるため、国債の利子が収入されなくなるときは、生命保険事業の存続は至難となり、従つて、年間約一億二千万円の別途補償を講ずる外あるまいと考えられる。

(30) 大蔵省資料Z五一一―二一五。なお、この「資料」の第四の表で、利子総額（A欄）の銀行分の計数は二、一五三、四三〇千円の誤記と考えられる（第三の表参照）が、原表のままとした。
(31) 大蔵省資料Z五一一―二一二。
(32) 伊原隆口述「終戦後の資金統制」昭和二六年八月一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、二一ページ。
(33) 同前、二二ページ。
(34) 昭和二三年三月三〇日発言（「第二回国会衆議院予算委員会議録第十二号」）。
(35) 同前、北村蔵相の説明。
(36) 同前。
(37) 同前。
(38) 昭和二三年三月三一日発言（「第二回国会衆議院予算委員会議録」第一三号）。
(39) 昭和二三年三月三〇日発言（同前、第一二号）。
(40) 大蔵省資料Z五一一―二一五。ただし四月一〇日付の「停止不可提案」は見当らない。
(41) 「公文類聚」昭和二三年、巻一一二、財務四一。厳密にいえば、閣議供覧の「提案」は、四月一六日付提案の日付と標題

の注（括弧書き）を削除したものである。

(42) 参考までに紹介しておくと次の如くである。

(2) 次に金融機関の蒙るべき損失を第一封鎖預金の利払停止によつて補塡することは今日における第一封鎖預金は、一昨年二月金融緊急措置令の施行当時とは質的に内容を異にし最早自由預貯金と何等差別待遇をなすべき根拠がないから不適当である。なお第一封鎖預金の残高は逐月減少し遠からず消滅するものと考えられるからこの措置は極めて短期間実施しうるにすぎない。

四月八日付ならびに一五日付提案ともに同文で、一六日付提案の二の(四)の(1)と(2)の間に挿入されていた。

(43) 大蔵省資料Z五二六―二五―二。なお、五月七日付で「軍事公債の利払停止的処理方策（B′試案）」（大蔵省資料Z五一一―二一五）という一案が作成されている。内容的にいえば、いわゆる苫米地試案はこのB′試案に「この措置によつて支払期日を延期された国債の利子に対しては支払延期期間につき当該国債の利率と同率の利子を附加すること。」という一項を加筆したものである。

(44) 大蔵省所蔵の「試案」（前注）への書き込みによる。

(45) 「公文類集」昭和二三年、巻一一二、財務四一。

(46) 河野一之口述「昭和二十三年度予算について」昭和二七年九月二八日（「戦後財政史口述資料」第二分冊）、五―六ページ。

(47) 「軍事公債利払停止的処置に関する大蔵大臣と金融団体協議会との懇談会記録」（大蔵省資料Z五二六―二五―二）。

(48) 大蔵省資料Z五二六―二五―二。

(49) 大蔵省資料Z五一一―二一五。

(50) 大蔵省資料Z五二六―二五―二。

(51) 同前。

(52) 同前。

(53) 「渡辺武日誌」昭和二三年五月一九日。

(54) 同前。五月二一日。

(55) 同前。五月二六日。

(56) 「公文類集」昭和二三年、巻一四二、未否決・未提出・廃案二。



(57) 同前。

(58) 大蔵省資料Z五二六―二五―二。

(59) 同前、なお、「軍事公債の利子支払の特例に関する法律案想定問答（昭和二三年五月、理財局国庫課）」（大蔵省資料Z五一一―二一五）では、金繰りのための日銀融資という方策とインフレーションとの関係について、「日本銀行の融資も決して無制限にこれを行うものではない。」としている。

(60) 「軍事公債利払停止的処置に関する大蔵大臣と金融団体協議会との懇談会記録」（大蔵省資料Z五二六―二五―二）。

(61) 『朝日新聞』昭和二三年六月一二日。

(62) 「第二回国会参議院財政及び金融委員会議録」第五一号。

(63) 「北村蔵相期の問題」昭和二七年五月六日（「戦後財政史口述資料」第一分冊）、一六ページ。

(64) 大蔵省資料Z五〇一―一七。

# 第六章　在外公館等借入金の返済

第一章第三節で述べたように、債務処理問題として本編でとり上げなければならない「その他の債務」としては、在外公館等借入金がある。最終的に処理された金額は僅少であったが、この債務をめぐる記録は終戦にともなうドラマの一つの証言でもある。債務発生の事情がきわめて特殊であり、債務として確定するのに必要な諸手続きや予算措置がとられていなかっただけでなく、債務の大きさすら不明という状態の下で、国による債務の認定と返済の実施にいたるまでに長い時間を要した。しかも、この債務処理の方式をめぐって後日に訴訟問題を残すことになった。この債務の特殊性は次のような点にもある。この場合、債権者はすべて日本人ではあったが、借入れと支出が、外地で、しかも外地通貨でおこなわれたという点では一種の外債としての性格をもっていたといえる。ところが、返済は内地において円貨でおこなわれたから、外債に特有の対外的な価値移転は生じなかったが、外地通貨との換算率という問題が生じた。さらに、債権者の外地から内地への移動が、民族大移動ともいうべき引揚げという形をとったものであったから、この借入金返済問題は引揚者問題という終戦直後の大きな社会問題の一環として提起されることとなった。それは、直接には、三四〇万人に達する引揚者のうち二〇万人の問題であったが、在外財産の処理問題にかかわっていたから、間接的には引揚者問題一般に影響するものとして、問題の解決を遷延せしめたのである。

# 第一節　借入れをめぐる事情

まず、借入れをめぐる諸事情について説明しておこう。昭和二〇年九月七日、外務省から在外公館宛てに次の訓電が発信された。[1]

在留邦人引揚経費に関する件（昭和二〇年九月七日在外公館長宛外務大臣訓令（電））

在留民処置に付ては此の上とも各館に於て万全の策を講ぜられ遺洩なきを期せられ度。

之に要する経費相当多額に上るものと察せられ之が一部は勿論出来得る限り各現地の事情に応じ民団、民会、日本人会等をして引受けしむべきものと思考するも結局大部分は国庫に於て負担する外なきに至るべし。

然る処之に対する予算の計上困難なるのみならず送金亦不能の情況なるを以つて差当り各現地に於て便宜凡有る方法により支弁し置かれ度し。

後日之を整理することと致すべきに付、其の使途、金額明細出来得る限り証憑書類等を整備し保存し置かれ度。　以上

（註）本件大蔵省主計局長、同村上事務官と会議の上発電せり

この訓令の対象については、後に国会で次のような説明がおこなわれている。

当時大体終戦後各地とも電信連絡が円滑でなかつたので、軍の通信機関を使つておつたようであります。それで中国に対しては大体各地とも大きい所だけは通じておつた。たとえば上海、南京、北京、広東くらいまでは行つておつたようですが、そのほかに人的連絡であとでわかつたような所もあるようです。

当時の担任者でないからはつきりわかりませんが、想像するところによりますと、大体こういう種類の電報は、さつき申しましたように、おもに大使館とか大使館事務所に一応行きまして、それが下部の担任地域の領事館にずつと転電されるようになつておりますから、これは当然全般に行くようにと出されたものと思います。[2]（池田千嘉太外務事務官）



しかし、満州や旧日本領は対象ではなかった。

在外公館の訓電は、当時外務省が出したものでありまして、いわゆる朝鮮、台湾あるいは南洋という方面には行つておらないという事情がございます。[3]（石田正大蔵事務官）

しかしながら、これらの地域においても、事実上、外地と同様の事情にあったし、上述の訓令の趣旨も徐々に伝わったという。満州・朝鮮について次のように説明されている。

満州へは直接行つておりません。しかし、あとでそういう人の連絡によつて事情を聞いて、満州では処理したということです。但し満州でやつたのは、公館というものがやつたのではありませんで、大体日本人の団体がやつておることになつております。

朝鮮などはまだどこの管轄に属するかよくわからなかつたでしようし、外務省としてそこまで手がまわらなかつたのだと思いますが、その後になつて朝鮮の方も幾らか連絡がとれて来ております。[4]（池田説明員）

借入れにいたる経緯は地域によって差はあるようであるが、概括的にいえば、寄付金依存から借入れへと移行した。

大体各地とも当初においてはおもに寄付金でまかなつておる事情のところが全般のようです。その寄付金でやつていて、だんだんにみんなの持ち金がなくなるので、どうしても将来返すとかいう条件をつけて、各人から借りるという方法によらないと、金が寄らなくなつて来たというので、初めてやつておるようでございます。[5]（池田説明員）

また、その場合、使途については、

大体法律にいいます救済並びに引揚げ関係（ママ）と経費に使われた。しかしそう言いましても、これは内容がなかなか複雑でありまして、中には引揚げについて、御承知の戦犯容疑者あたりを中国のために押えられるというようなことが少くなかつたので、そ

**表 6-1　在外公館等借入金地区別月別借入件数**　（単位　件）

| 年月＼地域 | 満州 | 朝鮮 | 華北 | 華中 | 華南 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 昭和 20. 8 | — | 34 | — | — | — | 34 |
| 9 | 197 | 904 | — | — | — | 1,101 |
| 10 | — | 991 | 197 | — | — | 2,405 |
| 11 | 328 | 889 | | — | — | |
| 12 | 693 | 925 | 5,135 | 354 | — | 8,883 |
| 21. 1 | 831 | 945 | | | — | |
| 2 | 5,837 | 970 | 5,070 | 1,906 | 1,363 | 21,339 |
| 3 | 5,172 | 1,021 | | | | |
| 4 | 4,974 | 1,834 | 4,647 | 866 | — | 27,442 |
| 5 | 13,291 | 1,830 | | | — | |
| 6 | 21,343 | 1,808 | 116 | — | 8 | 23,275 |
| 7 | 11,877 | — | — | — | — | 11,877 |
| 8 | 9,725 | 1,886 | — | — | — | 11,611 |
| 9 | 2,610 | 1,574 | — | — | — | 4,184 |
| 10 | 1,448 | 1,551 | — | — | — | 2,999 |
| 11 | 138 | 646 | — | — | — | 784 |
| 12 | 53 | 634 | — | — | — | 687 |
| 22. 1 | 11 | — | — | — | — | 11 |
| 2 | 31 | — | — | — | — | 31 |
| 3 | — | — | — | — | — | — |
| 4 | 87 | — | — | — | — | 87 |
| 5 | 225 | — | — | — | — | 225 |
| 6 | 143 | — | — | — | — | 143 |
| 7 | 950 | — | — | — | — | 950 |
| 8 | 14 | — | — | — | — | 14 |
| 9 | 9 | — | — | — | — | 9 |
| 23. 5 | 12 | — | — | — | — | 12 |
| 6 | 57 | — | — | — | — | 57 |
| 7 | 7 | — | — | — | — | 7 |
| 計 | 80,063 | 18,442 | 15,165 | 3,126 | 1,371 | 118,167 |

（注）1.　在外公館等借入金整理準備審査会事務局調べ.
2.　件数は借入金現地責任者提出の原簿による調査であるが，原簿には提供年月日の脱落個所が少なからずあり，これらは除外したため，総計において確認請求書件数と相違がある.
3.　南方地区は件数がきわめて少ないので，一応除外してある.

出所：大蔵省所蔵資料.



**表 6-2　在外公館等借入金確認請求書地区別・取扱機関別請求件数および主体数（昭和26年9月13日現在）**

| 取扱機関＼区分＼地区 | 満州 | | 朝鮮 | | 華北 | | 華中華南 | | 南方その他 | | 合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 請求数 | 主体数 | 請求数 | 主体数 | 請求数 | 主体数 | 請求数 | 主体数 | 請求数 | 主体数 | 請求数 | 主体数 |
| 在外公館及他公館庁 | 52 | 23 | 95 | 37 | 975 | 55 | 149 | 28 | 58 | 42 | 1,329 | 185 |
| 自治団体 | 2,959 | 288 | 4,853 | 280 | 992 | 125 | 324 | 40 | 880 | 153 | 10,008 | 886 |
| 特殊団体 | 882 | 292 | 248 | 69 | 772 | 265 | 171 | 34 | 67 | 52 | 2,140 | 712 |
| 会社 | 184 | 66 | 2,568 | 47 | 115 | 35 | 4 | 4 | 33 | 15 | 2,904 | 167 |
| 銀行 | 1 | 1 | — | — | 10 | 5 | — | — | 1 | 1 | 12 | 7 |
| 軍関係 | 29 | 23 | 91 | 12 | 33 | 15 | 1 | 1 | 230 | 100 | 384 | 151 |
| 外国機関 | 242 | 70 | 19 | 16 | 114 | 23 | 16 | 3 | 53 | 31 | 444 | 143 |
| 不明 | 16 | 13 | 28 | 25 | 12 | 3 | 4 | 2 | 8 | 8 | 68 | 51 |
| 合計 | 4,365 | 776 | 7,902 | 486 | 3,023 | 526 | 669 | 112 | 1,330 | 402 | 17,289 | 2,302 |

（注）　在外公館等借入金整理準備審査会調べ.
出所：前表と同じ.

の工作のためにも大分使われておるのもありますし、そのほかそういう趣旨の工作費というものに使われたものも、各地に少からずあります。所によつては中国側に一部が接収されたというのもありますが、われわれとしても、何パーセント接収されたからどうというわけにも事務として行かないので、大体、これらは一応全部借入金として認めて処理しております。[6]（池田説明員）

なお、在外公館の経費に充当された例も報告されている。たとえば、中国本土においては、集結救済引揚費に八九%の他、公館経費に五%が充てられたとされているし、また、南方地区の例で、バンコックでは大使館および管下各領事館員の抑留中の費用に、ハノイ、サイゴンでは公館費に充当されたと報告されている。[7]

借入れの状況を示す数値を紹介しておこう。確認済みの借入れの月別件数を地域別に掲げると表6-1の如くである。いちおう借入れ全体の趨勢を示すと考えてもよいだろう。総計では、二一年初めから八月頃までに集中しているが、地域別にみるとかなりの差があることが分かる。その地区の進駐軍の政策や、奥地か港湾都市周辺かという地理的条件の差による所が大

きい。

また、これらの確認済みの借入金（二六年九月一三日現在）の取扱機関を地域別に示すと表6－2の如くで、外地と満州・旧日本領とでは顕著な差があることが分かる。たとえば、華北地区の場合、三二・三％が在外公館及他公館庁が取り扱ったものであるが、満州地区の場合は、在外公館は一・二％にすぎないし、朝鮮地区でも一・二％である。これにたいして、満州地区の場合、自治団体が六七・八％を占め、朝鮮地区では六一・四％となっているが、華北地区では三二・八％である。なお、在外公館や自治団体等の借入れ主体の数は、二六年三月の集計時点では、一八〇〇から一九〇〇とされているが、「大部分の借入金を取扱つたと思われる主体」は「九十件くらい」（倭島政府委員）であるという。[8]

他方、債権者については、後年、申請された件数は二一万件に達しているが、[9] 借入金に該当すると予想されるものが、一三万二八〇〇件に及んでいる。[10] 零細な貸付けもあるが、中には、儲備券一億円以上三一件、連銀券一〇〇〇万円以上一九件、法幣五〇〇万円以上一八件という大口も含まれていた。[11]

ところで、これらの借入金の証憑書類の整備状況は良好なものではなかった。それは多くの地域で書類の持帰りに強い制限が課されたことによる。華中・華南の例について、岡崎嘉平太参考人の国会での説明を紹介すると次の如くである。[12]

これは当時から、書類は一[17]持ち帰つてはならぬという厳達が来ておりましたので、私はこの事務は扱いませんでした、当時の官房長が扱つておりましたが、相手には紙のビラに番号を附しまして、金額と名前を書いたものを渡したと思います。それから自分の方では手控えをつくりまして、同じことをできるだけ小さく書き込みまして、もしこのビラを持ち帰れたら持ち帰つてくれ、ビラが持ち帰れなければ番号だけでも覚えて帰つてくれ、そうすれば、自分の方は何とかして番号だけでも日本に持つて帰つて、番号と金額の書いた小さなものをくつの底にでも入れるとか何とかして持つて帰つた本人と照合して金を払うとか、注意深い処置を講じて借り入れたわけであります。一方日本に帰つて返してもらうときに、どういうような金額で返してもらうかということは非常に問題になりますので、できるだけ貨幣価値を測定する資料を集めて、相当詳細な資料をつくつて、できるだけ持つて帰ろうということにしておりました。書類は最後に帰りますときには、若干持ち帰ることを許しましたが、せんだつて評価委員会のときにそれを外務省から借りようと思いましたところ、どこに行つたのか、あるいは書類が届いていなかつたのか、ございませんでした。



また、実際に書類が押収され持ち帰ることができなかった例として、満州の哈爾浜地区、通化地区、満州里地区の場合が報告されている。さらに、持ち帰られた書類の記載事項についても区々であった。昭和二六年三月当時、大蔵省がとりまとめた文書によれば、次のような事例があった。[13]

一　証憑書類の名称

証憑書類の名称は、様々である。証、領収証、受領証、預り証、借入証、借用証、供出金領収証書、引揚経費充当資金供出証、寄託金預り証、引揚邦人持帰り制限超過金預り証、救済資金申込証預証等々である。

次の三以下で述べる支払、返済に関する条件が記されているものについては、それを検討するとして、条件が何ら記されていないものについて、調べてみることとする。

「寄託金通帖」というものがあり、更に「右特殊寄託受入候也」とある。「特殊寄託」と言っているのは、前述の訓令に基くものであり、当該金額の使用、返還等に特殊性が存することを示すものである。

「供出」は、資金の提供が一般の貸借契約と異っていたので用いられたのであろう。

「引揚邦人持帰り制限額超過金預り証」「制限超過金預証」に基く金額は、居留民の内地引揚げに際し持帰り制限超過額を公館が預り、その一部又は全部が所謂在外公館借入金として使用されたものである。「預り証」「現金預り証」とあるものに

も、これと同類のものがある。

「救済資金申込証預証」は救済資金申込に際して、当該金額を受領した旨の証書を別に作成することが出来ず、申込証を以て代えたのが、引揚げに際して、預託され、それに対して発行されたものである。

その他は、借用証、借上証、証、受領証、領収証、借上資金入金証等である。

二　支払う旨の文言について

イ　支払に関して何ら言及なきもの（北京全権公使等）……非常に多い。

ロ　言及あるもの

i　「支払」「返済」の文言を用いているもの……寡い。

「内地に於て日本政府より支払うもの とす」（石門総領事館）但し、その上に「右借上金は本省の訓令に基くものにて」と断ってある。

「日本円を以て相当の額を御支払申可候」（大連日本人引揚対策資金世話人代表）

「日本国通貨を以て返済するものとす」（中国、久保孚他三名）

ii　「補償」と言っているもの……寡い。

「日本政府に於て其の定むる処に従ひ之を補償すべきものとす」（上海総領事館）

「日本政府の後日定むべき在外資産補償条件に依り補償せらるべく候」（開封総領事）

iii　政府の指示、法令に準拠するとしているもの

「返還に関する条件に付ては日本政府の指示に従ふこと」（吉林日僑自治会、斉々哈爾日本人会）

「払戻、補償等に付いては別途指示するものとす」（漢口総領事代理領事）

「帰着の上最寄海運局に提出し同局の指示を受けられ度し」（厦門総領事）

「供出金に対しては帰国の上整理可致候」（広東総領事代理、広東居留民会会長名儀）「整理」なる語は、前述「訓令」の用語と同一であり、何らかの立法的行政的措置に基いて処理されることを示すものと解してよい。

一応「左記条項に基き返済」すると言いながら、条項をあげた後、「右条項に拘らず日本政府に依る諸法令若しくは諸命令に準拠する」となしているものがある。（例えば、瀋陽日僑善後連絡処、鉄嶺市日僑善後連絡処、斉々哈爾日本人会、等により出されたもの、）又、「帰還後内地に於て御支払可申其支払期限、附帯利息、換算相場は総て帝国政府の指示に依り可措置仕候也」（横浜正金広東支店副支配人名儀）も同様のものである。

以上要するに、借入当時の特殊事情を反映して、文言は、種々に亘っているが、何ら支払に関して言及していないもの、又は立法的、行政的措置に俟つことにしているものが多い。

証憑書類を、以上述べた所に従って分類し、その各々について、支払の時期、場所、利息に関する記載を調べてみることとする。

三　支払の時期、場所

イ　何ら記載がない。

ロ i　「債権者の過半数が日本国帰着後一ヶ年以内」に「日本国内に於ける債権者の指定する場所」において、或は、「満一ヶ年（昭二十一、十一、十四より）」「帝国、三菱、安田、住友、三和各銀行本店」と明瞭に示したものがあり、「返済場所及期日は日本帰還後東京大阪等の主要新聞紙上又は政府関係機関を通し掲示す」というのがあり、何ら言及のないものもある。

ii　「補償」すると言っているものは、時期場所について何ら言及してない。

iii　立法的行政的措置に依って定められることになっている。但し、二に於て既に触れておいたように、一応支払時期場所を定めてあるものがある。即ち

一　借入期間　満一ヶ年

一　返済期限　昭和二十二年四月六日

一　返済場所　正金銀行東京支店

一　金　利　無利息

一　返済方法　日本政府指定相場により日本円を以て支払うものとす

（為替相場について触れている唯一のものである。）

という形式のものであるが、最後に「右条項に拘らず日本政府に依る諸法令若しくは諸命令に準拠するものとす」と断っている。

四　金利について

イ　記載なし。

ロ　i　「金利は之を附ざるものとす」「右金員は特殊事情に依り借上なるに付無利子とす」等。言及してないものもある。

ii　言及してない。

iii　三に示した形式のものは無利息としている。他に次の形式のものがある。

右金額保管方御依頼有之候処左記条件にて受託仕候也

一、寄託資金の返還時期場所其他返還に関する条件に付ては日本政府の指示に従ふこと。

二、当処は改めて貴殿の御了解を受くること無くして貴殿寄託資金を難民救済内地帰還等の諸費用に使用することあるべきこと。

三、利息を附せざること。

四、返還は本証引換に之を行ふこと。

（吉林日僑自治会）

大部分のものが利息については何ら触れておらず、又は立法的行政的措置に譲っており、触れているものは、皆無利息となっている。



**表 6-3　在外公館等借入金通貨種別借入金額および借入件数（昭和26年10月調査）**

| 通貨種別 | 単位 | 借入地域 | 現地通貨表示借入額 | 借入件数 |
|---|---|---|---|---|
| 朝鮮銀行券 | 円 | 朝鮮 | 78,544,281 | 15,097 |
| | | 関東州 | 3,500,800 | 80 |
| | | 計 | 82,045,081 | 15,177 |
| 日本銀行券 | 円 | 朝鮮 | 11,505,745 | 3,490 |
| 満州中央銀行券 | 円 | 満州 | 915,753,869 | 70,083 |
| | | 関東州 | 130,767,111 | 9,984 |
| | | 計 | 1,046,520,980 | 80,067 |
| 東北九省流通券 | 円 | 満州 | 73,910,500 | 4,836 |
| ソ連軍票 | 円 | 満州 | 150,356,404 | 8,131 |
| | | 関東州 | 20,971,170 | 1,163 |
| | | 計 | 171,327,574 | 9,294 |
| 中国連合準備銀行券 | 円 | 華北 | 3,160,506,688 | 13,249 |
| 中国中央儲備銀行券 | 円 | 華中・華南 | 18,880,851,744 | 2,463 |
| 法幣 | 元 | 華北 | 53,298,073 | 281 |
| | | 華中・華南 | 1,688,315,600 | 2,981 |
| | | 計 | 1,741,613,673 | 3,262 |
| 関金券 | 元 | 華北 | 9,379,018 | 254 |
| | | 華中・華南 | 245,094 | 49 |
| | | 計 | 9,624,112 | 303 |
| 昭和12年軍用手票 | 円 | 海南島 | 10,709,238 | 447 |
| アメリカ合衆国ドル | ドル | 華中 | 1,700 | 6 |
| タイ国通貨 | バート | タイ国 | 961,308 | 22 |
| 仏領印度支那通貨 | ピアストル | 仏印 | 3,293,442 | 186 |
| 小計（A） | | | — | 132,802 |
| 蒙疆銀行券 | 円 | 蒙疆 | 21,912,809 | 96 |
| 台湾銀行券 | 円 | 台湾 | 4,581,837 | 334 |
| 南方開発金庫券 | ドル | 馬来 | 1,949,737 | 34 |
| | ギルダー | ジャワ・スマトラ | 2,255,547 | 69 |
| 香港弗 | ドル | 香港 | 700,000 | 1 |
| 蘭領印度貨 | ギルダー | ジャワ・スマトラ | 444,380 | 55 |
| 海峡弗 | ドル | 馬来 | 309,000 | 2 |
| マカオ弗 | ドル | 澳門 | 20,000 | 1 |
| 米貨 | ドル | 南方 | 128 | 2 |
| ソ連軍票 | 円 | 朝鮮 | 不明 | 不明 |
| 小計（B） | | | | 594 |
| 合計（A＋B） | | | | 133,396 |

（注）（A）は調査時点で在外公館借入金評価審議会において換算率を決定した現地通貨分，（B）は調査時点で換算率未決定分である．

出所：大蔵省資料Z506—29.

以上にみるように、借入れの実態を把握するには多くの困難がつきまとっていたようであるが、後年、確認された一三万三三九六件についての借入額を示すと表6－3の如くである。

(1) 大蔵省所蔵資料。
(2) 昭和二六年一一月五日発言（「第十二回国会衆議院大蔵委員会議録」第一〇号）。
(3) 昭和二六年一一月二日発言（同前、第九号）。
(4) 昭和二六年一一月五日発言（同前、第一〇号）。満州地区にたいしては、外務大臣訓電が後日、北京大使館から転報され、それに基いて「東北地方日本人救済資金借入調達要領（昭二〇、一〇、一五）」が決定されている。この「要領」の「方針」では次のようにいっている（大蔵省所蔵資料）。

各地在住ノ日本人救済ニ要スル経費ニ付テハ日本政府ヨリ何分ノ指示アルモノト予想サルルモ避難民ノ救済事業ハ当面ノ急務ニシテ之ガ所要資金ノ調達ハ極メテ緊急ヲ要スルモノニ付各地日本人会ニ於テ隣組組織等ヲ通ジ救済資金ノ寄附金募集ニ努ムルト共ニ信用アル各界代表者ノ保証ニ依リ現金ヲ所持スル日本人ヨリ之ヲ借受ケ日本内地ニ於テ返済ヲ約スル等ノ方法ニ依リ救済資金ノ調達ヲ図ラントス

尚本債務ニ付テハ速カニ日本政府ト連絡ノ方途ヲ講ジ之ガ補償ヲ確認セシムルモノトス

また、朝鮮地区の場合、

たまたま二十年十一月末日本に帰還した塩田総督府鉱工局長及奥村同司計課長と外務省矢野管理局邦人部長との間に、政府から送金不可能のため五百万円を限度として現地において調達すべき議が纏ったという報が京城に齎らされた。そこで京城世話会では約三百万円を京城で、残りの約二百万円を北鮮各都市に割当てて救済資金を調達することとなり、京城世話会から各地世話会に密使を派遣して連絡に当つた。

と説明されている。

(5) 同前。
(6) 同前。
(7) 大蔵省所蔵資料。
(8) 昭和二六年三月一五日、倭島英二外務事務官の説明（「第十回国会衆議院大蔵委員会議録」第三五号）。
(9) 昭和二六年三月一四日、酒井俊彦大蔵事務官の説明（同前、第三四号）。



(10) 昭和二六年一〇月二七日、石田正政府委員の説明（「第十二回国会衆議院大蔵委員会議録」第五号）。
(11) 昭和二六年三月一五日、竹村奈良一委員の発言（「第十回国会衆議院大蔵委員会議録」第三五号）。
(12) 昭和二六年一一月一日（「第十二回国会衆議院大蔵委員会、海外同胞引揚に関する特別委員会連合審査会議録」第一回）。
(13) 大蔵省所蔵資料。なお、書類の名称の突飛な例として、孟中里（朝鮮地区）の世話会が、主として満州からの避難民の救済費に借り入れた借入証の一つの形式として死亡現認書というのがある。「これは借用証等の形式による時は後日ソ側や朝鮮側の機関に押収せられたる場合面倒な問題の惹起するをおそれ証書の代用として発給せられたもので北鎮、大楡洞、成興もこの形式を用いたるも表示方法は地区により一定していないが大体年令が単位一千円とする金額を、死亡者氏名か提供者名と共に表示している」というものである。また、北鎮（朝鮮地区）でも布製死亡現認書を用いたという。

# 第二節　諸　対　策

借入れに関連する主要な諸事実を摘記すると以上の如くである。これらの債権者が内地に引き揚げてくるとともにその返済問題が課題となった。外地からの引揚げは、二〇年から二一年にかけて急テンポで進んだ。すなわち二〇年九月から年末までの引揚者数は五一・六万人、月平均一二・九万人、二一年前半には一〇〇・六万人、月平均一六・八万人、後半年で九二・三万人、月平均一五・四万人というテンポであった[1]が、それとともに引揚者問題が大きな社会問題となる。この場合、とりあえずの問題は、外地での預貯金の支払い問題だった。「帰還者にとって一等問題になったのは、外地から送った金――向うの郵便貯金、あらゆる銀行預金その他をこちらで払ってもらえるかどうかということで、それを唯一のたのしみにしているのです。ところが二〇年九月末か、一定の日までに日本にちゃんと届いていなければ払えないということになった。この結果、大部分の送金は払えないことになった[2]。」一般的にいえば、引揚者が外地に残置した資産に関する問題だといえるが、在外公館等への貸付け金の返済もこれらの諸問題とともにとり上げられたのである。

この問題に対する関係当局の対応は一様ではなかった。まず、司令部の引揚者問題にたいする態度は、一般的にいって峻厳だった。「米国側では、この問題に対する基本観念が日本とは根本的に違っていた。海外から帰って来る人は、日本帝国主義の先駆だ。悪いことをして帰って来た人なのである。戦争はもうからぬ。侵略はもうからぬということを身にしみて感ぜさせるべきだ。これはどこまでも貫かねばならぬ。というわけで、ESSの下の連中にはこの



考えが牢として抜けなかった。これでますます厳重にしてきました[3]」。在外公館等借入金の返済問題については、外務省は積極的で大蔵省は慎重だった。櫛田光男（当時理財局長）によると[4]、

終戦直後送金ができなかったために、在外公館は金がなくなり、仕方なく、居留民から金をかりた。また在外公館のないところでは居留民自体がその事務を代行して寄附金、或は借入金をした。その証文がちゃんと残っている。在外公館が出したものだけでもはっきりわかったもので、たしか四千二百万円あった。外務省としては、これだけは国の債務としてどうしても引揚者に払ってやってくれという。

それに対して、大蔵省としては、居留民が代行した金をくるめると概算九億三千万円になる。四千二百万円だけ払うわけにも行かず、さりとて九億三千万円では大きい。その九億何千万円という中にも、公の色彩のあるもの、あっても薄いもの等があるわけです。研究していきますと、在外財産の何パーセントかは補償しなければならぬことになる。理論から云うと何百億かのものを払わなければならない。これは戦時補償の打切りと矛盾してくる、というわけで、外務省に対しては、四千二百万円を予算措置で払うことは断る。

という応酬があったという。大蔵省にとっては、この借入金返済の直接的な財政負担だけでなく関連問題への波及が懸念されたのであろう。というのは、引揚者の内地への持帰り金は一〇〇〇円に制限されていたから、この借入金の返済はこの制限を回避するのと同じ効果をもつともいえるし、また、一般的にいって、特定の在外資産の持帰りを認めるのに等しいともいえるから、在外資産の補償問題についての一般方針が未決定だという状態の下で、返済措置の及ぼす影響が慮られたといえよう。

社会問題化しつつあった引揚者問題にたいしては、とりあえず庶民金庫からの貸付けがおこなわれた。

私（櫛田理財局長―引用者）は銀行局にたのんで、庶民金庫から金を貸して貰えるように取計らってくれとたのんだのです。所謂引揚者金融問題で、これはぜひ当面の問題としてやってもらえないかと話出した。これは実現して、金額は小さいが、引揚

者金融を行うことになった。[5]

さらに、二一年一一月に在外財産見返融資制度を閣議決定し、「それでその当時ほうはいとして起きて来た、引揚者を中心とした社会不安状態を乗り切ろうと思いました。」[6] この構想の概略は、次の如くである。[7]

在外財産見返融資制度に就いて（案）（理外、昭二一、一一、二二）

第一　趣　旨

一　邦人の所有する在外財産の帰趨については現在においては勿論将来も相当の期間経過しなければ真の意味でその確定を見るに至ることはないものと思はれる。然しながらその所有者の現状特に引揚民の窮状からすると政府としてはこれ以上漫然時日を経過することを許されない情勢に立到ってゐる。

二　扨てこれに対して採るべき政府の措置としては金融機関等の債務者をして自主的に内地で債務の弁済を行はせることによりその解決を図ることも一応理論上の問題としては考へられるが現実の問題としては、

(イ)　当該在外財産については対応債務者と云ふべき者が全然存在しない（例、不動産）か又は存在するにしても内地には存在せぬこと。

(ロ)　債務の負担者があってもその債務の負担者自身がまた内地で取立て得ない在外財産を有して弁済が困難なこと。

(ハ)　部分的な方法では権衡を失する点が多く連合国最高司令部の承認を得るに困難なこと。

等の理由により従来と雖もその実現は困難であった。この困難性は今回の金融機関及び企業の再建整備に関する措置によって実質的に一段と増加した。

三　斯くて本件については政府において何等かの財政的手段を講じない限り何等の措置をも講じ得ないことは明かである。然も政府において財政的手段を講ずるならば現在及び将来の我国財政状態の見透しから云って、自ら一定の限度がある。

四　他面この在外財産は連合国によって賠償に充当されるか又は有形無形の裡に所有者の手に帰って来ない公算が大である。



その際における政府の補償問題を考へるに結局その総額に対し一部分しか行へないであらうことも大体明である。然もこれは早晩起って来る問題であるから予めその可能なる限度を明確にして、その限度内で早期にこれを処理して置くことが将来国策運用上あらゆる意味において適当であらう。

五　依って下記要領により政府において総額百億円を限度とし在外財産を見返りとして特定の引揚民に対し一定金額の範囲内で貸付金を行ふこととし以て在外財産が連合国によって賠償に充当された等の場合における切換態勢を整へると共に進んで在外財産の帰趨に関し我国に有利なる結末を得る様官民一体となって努力する気運を助長することと致し度い。

第二　要　領

一　貸付の主体は国としその主管官庁は大蔵省とすること。

二　貸付所要額は百億円を限度とすること。

三　貸付を受け得るものは本邦人中個人に限り且昭和二十年八月十五日以後現地出発の引揚民のみを対象とすること。職業的軍人及び内地応召又は入営の軍人は前項の対象から除外すること、但し職業的軍人の家族については主人を世帯員から除外し他を一般人と同様に取扱ふこと。

（引揚民等の確認方法については別紙一に拠ること）

四　貸付金額については在外財産から在外債務を控除した額の範囲に限り且単身者については三千円家族持については家族一人当り三千円一家族当り一万五千円を限度とすること。貸付金の交付は封鎖払とすること。

五　貸付の見返たる在外財産については第一順位のものと第二順位のものとを区分し前者を見返とする場合は右四の限度まで貸付を行ふが後者を見返とする場合にはその貸付金額を左の如く制限すること。

(イ)　一般的には単身者については一千円、家族持については家族一人当り一千円一家族当り三千円迄とすること。

(ロ)　衣類調度品のみを見返とする場合には単身者については五百円家族持については家族一人当り五百円一家族当り千五百円迄とすること。

（第一順位及び第二順位の区分及び見返たる在外財産の確認方法については別紙二及び三に拠ること）

六　見返たる在外財産の評価及び貸付額の決定については

(1)　為替小切手等の中円表示のものは一応外貨に還元すること。

(2)　外貨の円換算については別紙四に拠ると共に右は本件限りの処置なることを明確にすること。

(3)　外貨の円換算を行った金銭債権についてはマージンを考へぬこと。

(4)　国債については八掛の貸付を行ふこと。

(5)　上記以外のものについてはマージンを三割と見て七掛の貸付を行ふこと。

尚右(5)のものは内地に於ける価格に準拠した円価格（本件借入申請当時の価格）を以て申告させること。

七　貸付額の認証等には大蔵省の地方機関がこれに当ると共に貸付の実務は適当な金融機関に委託して行はせること。

八　見返たる在外財産又はそれ以外の在外財産中円に換価可能となったものを生じたときは本貸付金の返済に充当せしめること。

九　本件貸付金と庶民金庫の行ってゐる貸付金とはこれを併行させること。

十　在外財産が連合国によって賠償に充当せられる等の理由により在外財産が全部円に換価不能となるか又は円に換価可能となったものが貸付金額に満たないこととなった場合には在外財産補償の終局的処理の方法に代へその限度において本貸付金の返済はこれを請求せざること。

（別紙一、別紙三省略―引用者）

別紙二　在外財産の見返上における第一順位及第二順位の区分

一　第一順位たるもの

左のものに限定する



(1)　未払内地向送金為替

(2)　在外金融機関に対する預貯金（郵便貯金を除き又外貨建現地特別措置預金を含ませない）

(3)　在外金融機関の発行した外国問送金為替

(4)　在外金銭信託

(5)　樺太、千島列島、南洋群島、南西諸島（北緯三十度以南に限る）、朝鮮、台湾、関東州又は北支那において昭和二十年十月以降預入した郵便貯金

(6)　朝鮮に於ける簡易保険払込分及び郵便年金

(7)　満州、蒙疆その他外国政府郵便局に対する郵便貯金

(8)　南方地域軍政会計の負担となる郵便貯金（全部外貨建）

(9)　終戦後公館費及び居留民維持費等に充つるため出先総領事又は領事等が居留民から借上げた金員

(10)　上海日僑自治会、東北日僑善後連絡総処等が持帰り金限度超過として又は難民救済費に充当する等の関係から領収した金員

(11)　外国に在る国債証券及び登録地又は元利払地が国外の登録国債

二　第二順位たるもの

(1)　外国に在る内地の地方債及び商社の株式、社債その他の証券

(2)　外国の国債、地方債及び在外商社等の株式社債その他の証券

(3)　在外商社等に対する預貯金

(4)　上記以外の在外動産及び不動産

三　右第一順位たるものの中右に掲げた順序は大体この順位で入れさせることが適当かと思ふ。尤も総領事又は領事等居留民から借上げた金員の如きは政治的顧慮から云って最も先に見返に入れ度いと云ふ考もあるがこれは実行上その含みで行くこと

に致し度い。

別紙四　外貨の円換算率

一　本制度は在外財産の補償に付て将来の終局的解決に対する布石たらしめんとする目的を有する。この点及び財政的見地からは補償の基準を各地通貨の現在の実質価値に置くことが適当であらう。即ち各地通貨の実勢相場を以て補償を行ふべきものと考へる。

二　本制度は前記補償解決の目的を有する反面海外引揚者の救済をも行はんとするものである。救済の目的のためには少くとも終戦時において実質的に妥当であったと認められる換算率を採用する必要ありと考へられる。

三　斯くて補償、救済並に財政の三面を考慮した結果は前記実勢相場と終戦時の実質的相場との調和点を見出し、両相場の中庸を得た調和「レート」を算出しこれを一律的に適用すべしと云ふことになる。

四　然し現実問題として特に小額財産保有者の保護の立場を強くとった結果一定限度までは終戦時の公定「レート」又はこれに準ずるものを適用するのが最も妥当である。

五　其処で左記措置を採ることとする。

(イ)　単身者は五百円迄を限度とし、家族持は家族数毎に同様に取扱ふが併も最高二千円迄を限度としそれまでは終戦後の公定「レート」又はこれに準ずるもの。

(ロ)　右を超過する額については調和「レート」を適用して見返たる在外財産を評価する。

六　終戦時公定「レート」並に調和「レート」は左表の通りとする。（日本円一円に対して）

| | 公定「レート」 | 調和「レート」 | | 公定「レート」 | 調和「レート」 |
|---|---|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 一 | 三 | 西貢 | 一（正確には一・〇二となるが便宜パーとする） | 一 |
| 台湾 | 一 | 三 | 泰 | 一 | 一 |
| 新京 | 一 | 八 | 昭南 | 一 | 三〇 |
| 天津 | 五〇（五〇倍送金率による） | 四〇〇 | ジャワ | 一 | 六 |
| 上海 | 三九〇（七〇倍送金率による） | 二〇、〇〇〇 | スマトラ | 一 | 九 |
| 広東 | 三九〇（同右） | 一〇、〇〇〇 | 北ボルネオ | 一 | 一五〇 |
| 張家口 | 五〇 | 二〇〇 | 比島 | 一 | 三〇〇 |
| 香港（軍票） | 一 | 二〇〇 | ビルマ | 一 | 三〇〇 |
| 海口 | 一 | 二〇〇 | | | |



猶ほ欧米諸国通貨に対する相場に付ては現在の実勢相場を一律的に適用することとし、対米十五円を基準として米国の対欧州其の他地域建値によって裁定せる「レート」を採用することとする。

参考　貸付金の総額を百億円に止め得べしとするの根拠

本貸付制度の対象となる引揚者のすべてが貸付限度たる単身者三千円家族持一万五千円迄の借入を受け得るに充分な担保力を有する在外財産を持ってゐるものとすれば貸付総額は一応百十四億円に達することとなるが

一　在外財産の種類に応じてこれを第一順位のものと第二順位のものに別ち

(1)　第一順位のもの（大体確認し得べき金銭債権及び国債）については金額上の限度を設けず、その担保力を認めるか

(2)　その他の動産及び不動産についてはこれを第二順位のものとし、単身者の場合一千円迄、家族持の場合三千円迄を限り担保として認める。

(3)　更に第二順位のものの中衣類等家財道具については単身者の場合五百円迄、家族持の場合千五百円迄を限り担保として認

めること。
として居り

二　又在外財産の評価に於て

(1)　単身者の場合は

(イ)　五百円迄は終戦時の公定レート又はこれに準ずるレートに依るが

(ロ)　五百円を超へ三千円迄は調和レートに依ること

(2)　家族持の場合は

(イ)　家族一人につき五百円最高二千円迄終戦時の公定レート又はこれに準ずるレートに依り

(ロ)　右を超える金額については調和レートに依ること

とし

三　更に貸付に当り見返たる在外財産と貸付金額との間に一定のマーヂンを認める等貸付金額を圧縮することに努めてゐるから大体百億円の範囲内に止め得ると考へてゐる。尤も右百億円の範囲内でどの位の金額に収まるかは在外財産の調査が未完了でその総額が判らないのみならず、銀行等についても適確な数字が得られない現在実証的な計算は出来ないが一応右の制限措置を採らない場合に比し一割強の減額は期待し得るものと考へられるからである。

但し二重貸出その他欺瞞防止の措置が完全に行へぬ時は別論である。

すなわち、在外公館等借入金は、この制度において第一順位に位置づけられており、しかも、「実行上」、「最も先に見返に入れ」るという「含み」だとされていた。

ところが、この構想は司令部の反対によって葬られた。櫛田理財局長(当時)の説明によると、(8)

これをきめたのが二十一年の十一月、石橋さんもこれに対してはたいへん熱心だった。ところがここに思わざる行き違いが生じて、これがおじゃんになった。いよいよ閣議を通した成案を得て、これから司令部と交渉に入ろうとしたとき、読売新聞だったかに、スクープされたのです。その案を石橋さんも書くなよと言いながら、記者会見で言ったらしい。それが司令部にわかってこちらからアレンジして行こうという前に、呼出しを食った。ケーディスのところに石橋さんと二人で出かけて、一切かくのごときことをしてはまかりならぬ、と長口舌をふるわれた。



司令部との折衝の模様は「渡辺武日誌」によると次の如くである。

一二月九日(月)

午后二時呼出により Government Section に行く、CLO黄田経済部長同行、先方 Col. Kades, Maj. Rizzo, Mr. Feldman, Mr. Beplat

日本タイムス及読売新聞に引揚者に対し在外財産見返融資の件に付て政府に於て決定せる由を報道せることを指摘し、右は二月二七日の指令その他その後の指令により引揚民に対して特別の便宜を供与すべからざる旨司令部の方針を宣明せるに対する違背なるを以て、若し右決定が既に閣議に於て行はれ居るならばそれを明日迄に持参し且それがSCAPの方針と違背せりや否やを説明すべき旨申渡しあり、之に対し余より去る六日の閣議に於て決定せりとの記事は事実に反せりと答へたるに然らば右記事を取消すべき旨申渡しあり、又余より本件は引揚民に特別の favour を与へんとするものに非ずして在外財産の補償問題を解決せんとする手段なる旨を申述べたるが至急に案を持参すべき旨希望せられ、会合を終る

一二月一〇日(火)

朝大臣官邸に行き昨日の結果を報告、(中略―引用者)昼省内にて在外財産見返融資の問題に関し協議、その結果夕方櫛田理財局長、石田外資課長、黄田経済部長、稲田財務課長と共に Col. Kades 及 Maj. Rizzo に面会、原案の趣旨を説明し又発表文を示したるが Col. Kades は General Whitney 及 General Marquat と連絡の結果

(1)　本件は事前に世間に洩らしてその pressure により貫徹せんとする大蔵省常套手段にしてこれによりて司令部も日本政府も何等拘束さるるものに非ず

(2) 本件が若し救済手段ならば引揚民に対して discriminate することは司令部の根本方針に違反するを以て同意し得ず
(3) 本件が若し補償問題ならば在外資産は凍結せらるべしとの方針をくぐらんとするものなるを以て同意し難し
(4) 日本の財政は本件の如き負担に堪え得ず日本政府がインフレを防止せんとする方針にも背馳するものと考ふ
従って本件はたとえ申請を為すとも同意し得ずと為す
余は之に対し
(1) 本件は未だ正式に司令部に提案せることなきに新聞記事のみにて否定せらるるは門を這入らうとする前に戸を鎖す如きものならずや
(2) 引揚民が一切の補償を受け得ずと為すは実質上罪なき者を罰することになるに非ずや、貴見の如く在外財産中に booty 又は exploitation の結果によるものありとするも一部の者にして大部分のものに不当の損害を与ふるものならずや
(3) 財政上はかかる負担なきこと望ましきは問題なきも本年度の負担は必ずしも大ならず
と抗弁せる所 Kades 個人の意見として石橋蔵相が Gen. Marquat に面会するのも一案なるべし又戸は閉されたるも Keyhole はのこって居ると述べたり

一二月一六日（月）

Kades 及 Rizzo に面会（中略―引用者）Kades は偶々在外財産補償の問題に関しては日本人の在外財産を補償するならば比島人の財産が日本人によって失はれたものを補償する必要あるべしと述べたり

司令部側は「この問題は絶対に承知できない問題だ」としたが、その考え方を櫛田理財局長は次のように説明している。(9)

それはさっき言った、帝国主義の手先という観念のもとに、マッカーサー元帥のノーブルマインドから出ているんだからだめだ。それはどういうことかというと、日本の国内においても、戦争のために被害を受けた人がたくさんいる。命を失った人、財産を失った人がたくさんいる。それは一様に扱わなければならない。引揚者だからということで、優先的な特別な措置は講じられない、一視平等である。国内においても戦時補償の打切りその他がある、といって非常に怒られました。



アメリカは広島や長崎に対しては責任を感じる、満州、中国に起きた事柄については責任は薄い方だということをいう。だから百五十億を支出するその前に、国内のアメリカ軍の爆撃による補償とか、あるいは復旧とか、そういうことに日本政府はもっと力を出せと、こういう感覚を司令部の下僚は持っておったね。

(1) 『時事年鑑』昭和二三年版。
(2) 櫛田光男口述「終戦初期の資金政策」昭和二七年三月一一日（「戦後財政史口述資料」第四分冊）、一四ページ。
(3) 同前、一四―一五ページ。
(4) 同前、一五―一六ページ。なお、外務省の要求の趣旨と四二〇〇万円の算出の根拠は次のようなものであった（大蔵省資料Z五一一―二三六）。

中国、比島、仏印、泰地区ニ於ケル居留民ヨリノ借上金処理ニ要スル経費要求説明書

一、終戦ト共ニ在外居留民ヲ如何ニシテ災禍無ク本土ニ帰還セシムルカハ政府当面ノ重大責務デアツテ、当外務省トシテモ在外公館ヲ督励シ全力ヲ尽シテ其ノ万全ヲ期セシムル様努力シ来ツタノデアルガ、出先ハ各地トモ終戦ト同時ニ情勢急変シテ混乱無秩序トナリ其ノ間重畳スル千障万難ヲ排シテ引揚ヲ行ヒ来ツタ現地機関並居留民ノ労苦ハ遙ニ吾人ノ想像ヲ絶スル状態デアル。
二、而シテ其ノ間各公館ニ於テ最モ苦慮シタノハ困窮者ノ救済並集結引揚ニ要スル経費ノ処弁デアルガ、所要ノ国費ノ送金ハ終戦後幾何モナク全然不可能トナリ現地ニ於テ調達セシムル外途ナキニ至ツタ。然モ現地ノ実情ハ銀行ノ閉鎖又ハ接収ニ依リ此ノ面ヨリノ融通モ不能トナリ、且居留民ノ寄附金乃至相互扶助ニ依ル方法モ物価ノ奔騰、帰国時期ノ不定等生活上ノ諸条件ニ支配セラレテ実際上多クヲ期待出来ズ、他方難民ノ数ハ日ニ月ニ激増シ集結引揚経費モ亦累加シテ姑息ナル方法デハ全然之ニ対処シ得ナイ状態ニ立到ツタ所昭和二十年九月七日外務大臣ヨリ訓令ニ接シタノデ所要ノ国費トシテ居留民ヨリ所持金ヲ提供セシメ之ニヨリ辛ジテ経費ヲ調達シ得タ次第デアツテ、斯ル手段方法ヲ採ツタ為メ既往大体ニ於テ克ク居留民ヲ混乱ノ中ニ収拾シテ帰還セシメ得タノデアル。
三、然モ這般ノ措置ハ当時中央ニ於テハ引揚経費ヲ予算ニ計上スルコト実際上至難デアルト共ニ現地送金ノ途モ全ク杜絶シタ為国務遂行上真ニ止ムヲ得ザル方法トシテ当外務省ニ於テ大蔵省トモ協議ノ上其ノ実施方ヲ訓令シタ次第デアツテ

各公館ニ於テハ此ノ訓令ニ基キ居留民ニ対シ極力拠出方ヲ慫慂シ居留民ノ多クモ亦衣食ヲ節シテ金ヲ作リ之ニ応ジタノデアル。其ノ際内地ニ於ケル支払換算率等ニ付固ヨリ確約ヲ為ス如キコトハナカツタガ、公館長モ居留民モ本件ガ帝国政府ニ於テ弁済セラルルコトニ毫末ノ疑ヲ挿マナカツタノハ勿論、支払換算率ニ付テモ終戦当時ノ内地向送金率等ヲ暗ニ頭ニ描キ帰国後速ニ処理セラルルモノトノ予想ノ下ニ進捗ヲ見タノハ当時ノ事情ニ稽ヘ無理カラヌコトト思ハル。従テ今日ニ於テハ本件ノ処理ニ付テハ公館長ハ単ニ名義人トシテノ形式的責任ヲ有スルニ過ギズ政府ノ責任ニ懸ツテ居ルノデアル。

四、飜テ在外引揚民ノ実情ヲ観ルニ多年異境ニ於テ努力シ築キ上ゲタ地盤ヲ一夜ニシテ失ヒ僅カ千円ノ持帰金ヲ瞬ク間ニ使ヒ果シ全然生活根拠無キ内地ニ於テ生活ノ方途ヲ発見スルコトハ真ニ容易デナク引揚民ハ総ジテ昏迷ニ陥リツツアル実状デアルガ、然モ彼等ノ心境ハ政府ノ救済モサルコトナガラ救済ヲ受クル前ニ先ヅ自ラ更生センガ為政府ヨリ速ニ借上金ノ返済ヲ受ケ度イトテ当省宛切々タル要求ヲ訴ヘツツアル状態デアツテ其ノ態度モ逐次深刻且執拗ヲ加ヘ脅迫メイタモノモ尠クナク無言ノ中ニ沸々トシテ温醸シツツアル熾烈ナル此ノ要請ハ決シテ軽視シ得ナイ実情ヲ構成シ寔ニ痛心ニ堪ヘナイ状勢ニアル。

五、右ノ如キ実情ニ鑑ミ政府ニ於テハ本件ニ付之ヲ一般在外資産ニ対スル措置ト切離シテ速ニ解決シ其ノ支払額ニ付テハ居留民ヲシテ概ネ納得セシメ得ル様慎重ナル考慮ヲ払フコトトシ、中国（満洲ヲ除ク）、比島、仏印、泰各地ニ於ケル居留民ヨリノ借上金ノ処理ニ要スル経費トシテ金四千二百九十三万七百五円ノ支出ヲ求メル。

中国、比島、仏印、泰地区居留民関係借上金処理所要日本円金額

| 貨幣種類 | 借上金額 | 内地円換算金額 |
|---|---|---|
| 連銀券 | 三、〇〇六、四一九、七七七元 | 三〇、〇六四、一九八円 |
| 儲備券（華中） | 八七、四七七、四三九、三三七元 | 八、七四七、七四四円 |
| 〃（華南） | 五、七〇五、三〇七、〇六七元 | 九五〇、八八五円 |
| 軍票 | 一、六六四、二〇三円 | 一、六六四、二〇三円 |
| マカオ弗 | 二〇、〇〇〇弗 | 四〇、〇〇〇円 |
| 比弗 | 五一五、七八五弗 | 五〇三、四〇七円 |
| 銖 | 九六〇、二六八銖 | 九六〇、二六八円 |
| 計 | | 四二、九三〇、七〇五円 |



「備考」貨幣別日本円換算方法

| 貨幣種類 | 換算率 | 摘要 |
|---|---|---|
| 連銀券 | 一〇〇対一 | 法幣ハ対連銀換算率ヲ一対五ニ対儲備券換算率ヲ一対二〇〇トスル |
| 儲備券（華中） | 一〇、〇〇〇対一 | |
| 儲備券（華南） | 六、〇〇〇対一 | |
| 軍票 | 五対一 | |
| マカオ弗 | 一対二 | |
| 比弗 | 一対〇・九七六 | |
| 銖 | 一対一 | |

換算方法ニ就テ

在外公館借上金処理ニ当ツテハ各地ノ通貨表示ノ借上金ヲ日本円ニ換算ノ必要ガアル処、終戦以来日本円ハ外国通貨ヨリ切離サレテ居リ対外為替相場ハ存在シナイノミナラズ終戦後ノ国内物価ノ甚シキ昂騰ヲ考慮ニ入レルト如何ナル換算率ヲ採用スベキヤガ困難ナ問題トナル。而シテ「銖」、「比弗」ニ付テハ日本トノ為替相場ハ長ク安定シ其ノ国内購買力モ激変ヲ見ナカツタノデ終戦直前ノ公定為替相場ヲ採用スルコトガ合理的デアルガ、華北、華中、華南ニ至ルト事情ハ大イニ異ナリ既ニ終戦前ヨリ「インフレーション」ノ激化ノタメニ公定対日為替相場ハ有名無実デアリ加フルニ終戦当時ヨリ今日ニ至ル間モ「インフレーション」ノ進行甚ダシク中国各通貨（儲備、連銀、法幣等）ノ購買力ハ日々ニ下落シテ終戦当時ト今日トデハ天地ノ開キガ生ジテキル。従ツテ中国各地ノ通貨ノ換算率ハ如何ナル水準ニ決定スベキカガ最モ問題トナル。借上金ノ多クガ昭和二十年末頃ニ借入レラレタモノデアルコトヲ考慮ニ入レ且借入ヲ為シタ当時ノ事情ヲモ考慮シテ、一

方中国ノ「インフレーション」ノ結果ヲ我国内ニ持チ込マザルコトヲ考ヘルト同時ニ在留民ニ対シテモ納得セシメ得ル程度ノ水準ニ換算率ヲ定メル必要ガアル。以上ノ見地ヨリ左記ノ如キ換算率ヲ採用スルコトトシタ。

記

(イ) 連銀券
終戦前後日本ニ於テ決定セラレタ連銀券ノ対日自由送金ノ場合、並ニ中国労工ノ持帰金換算率等ニ鑑ミ五〇対一ヲ合理的トスルモ終戦後現地ニ於ケル物価騰貴ノ状況ヲ勘案シ百分之一ノ割合ヲ至当ト認メル。

(ロ) 儲備券
終戦前ノ対日自由送金ノ場合一定ノ制限額迄（日本円換算三十万円迄）ハ公定比率ノ（日本円十八円ニ対シ儲備券百円）七〇倍デアツタガ、終戦後華中地区ノ儲備券ノ暴落ト本借入金ガ主トシテ昭和二十年末迄ニ借入レラレタコト等ノ実情ヲ勘案シ一万分之一ノ割合ヲ至当ト認メル。
但シ華南地区ハ華中地区ニ比シ低落程度ガ低イ故六千分之一トスルヲ至当ト認メル。

(ハ) 軍票
広東ニ於ケル軍票並ニ比島ニ於ケル「ペソ」建軍票トモニ終戦ト同時ニ次第ニ其ノ流通性ヲ失ヒツツアルモ、軍票ハ固ヨリ日本政府ノ責任ニ於テ円ト等価ノ建前ノ下ニ発行サレタモノデアリ内地円ト等価トスル。

(ニ) 銖
泰国ノ経済界ハ未ダ極端ナル「インフレーション」ニ陥ラズ其ノ通貨ハ比較的堅実デアリ、戦争中取決メラレタ日本円、銖等価ノ状態ノママ継続シタ事情ニ鑑ミテ等価トスル。

(ホ) 比弗
比弗ノ内地円トノ比ハ殆ンド等価デアルガ終戦前ノ公定換算率ガ一対〇・九七六デアツタ故ニ此ノ儘採用スル。

(ヘ) マカオ弗
マカオ弗ノ対日円相場ハ極メテ曖昧デアリ法幣等ヲ通ジタ率ヲ計算スレバ尠クトモ五〇対一ヲ下ガラナイ。然乍ラコレヲ公定相場ニ依リポルトガル本国ノ「エスクード」貨ヲ介シテ計算スルト稍等価トナル。従ツテ此等ノ公定基礎ヲ基準トシテ、マカオ弗ノ実際ノ価値ガ意外ニ高カツタ事実ヲ併考シテ其ノ換算率ヲ一対二トスル。

(5) 前掲櫛田口述、一五ページ。



(6) 同前、一六ページ。
(7) 大蔵省資料Z五二六―一九―二。
(8) 前掲櫛田口述、一六―一七ページ。
(9) 同前、一七―一八ページ。

## 第三節　返済の実施へ

この問題に実質的な進展がみられたのは、二三年一〇月、第二次吉田内閣〔吉田茂外相（兼任）、泉山三六蔵相（二三、一〇、一九～）、大屋晋三蔵相（二三、一二、一四～）〕が成立してからのことである。すなわち、同年一二月一七日の閣議了解「在外公館等借上金及び難民救済資金の整理に関する件」によって、この借入金の処理を一般在外財産の処理と切りはなしておこなうこととされた。他方、厚生大臣を会長とする引揚同胞対策審議会は同年一二月二七日開催の第四回審議会において、在外公館借上金に関する次のような決議をおこなった。(1)

在外公館借上金に関する決議（昭和二三年一二月二七日決議）

在外公館借上金（難民救済資金を含む）は終戦後の混乱せる現地において多数邦人の救済引揚のため必要であつた経費で政府も速やかにこれを償還する義務のあることを確認しているものである。本借上金は行政費と認むべきものであり、信義の上からも政府は一日も速かにその返還措置を講ずべきである。

しかして政府は、差当り本借上金各個に付政府の債務なることを確認する措置を講ずると共に右借上金返還に必要な具体的準備を進めるべきである。

この決議は、「引揚同胞対策審議会設置法」（昭和二三年八月三日法律第二一二号）第二条の規定にもとづいて、翌年一月一〇日、内閣総理大臣に報告されたが、そこでは、「本決議の急速なる実施について関係主務省に対しよろしくお取計い願いたい。(2)」と付言されていた。



このような事態の推移があり、さらに、「関係筋との間に話がまとま(3)」（近藤鶴代外務政務次官）った後、第三次吉田内閣〔吉田茂外相（兼任）、池田勇人蔵相〕の下で、第五国会に「在外公館等借入金整理準備審査会法案」が提出された。それは、外務省に外務次官を委員長とする在外公館等借入金整理準備審査会を設置し、「予算の範囲内において、将来返済すべき国の債務として承認」すべく、借入金の確認をおこなうというものであった。次の如くである。

在外公館等借入金整理準備審査会法案

（定　義）

第一条　この法律において「借入金」とは、太平洋戦争の終結に際して在外公館又は邦人自治団体若しくはこれに準ずる団体が引揚費、救済費その他これらに準ずる経費に充てるため国が後日返済する条件のもとに在留邦人から借入れた資金をいう。

2　この法律において「借入金の確認」とは、政府が現地通貨で表示された借入金を、法律の定めるところに従い、且つ、予算の範囲内において、将来返済すべき国の債務として承認することをいう。

（在外公館等借入金整理準備審査会）

第二条　借入金の整理に必要な準備をするため、外務省に、在外公館等借入金整理準備審査会を置く。

第三条　在外公館等借入金整理準備審査会（以下「審査会」という。）は、外務次官、大蔵次官、外務省管理局長及び大蔵省理財局長並びに外務大臣が命ずる委員六人以内で組織する。

2　委員長は、外務次官とする。

（第3項省略―引用者）

4　審査会の庶務は、外務省管理局において行う。

（第5項省略―引用者）

第四条　審査会は、左の各号に掲げる事項を審査し、外務大臣に対し審査の結果を報告し、及び借入金整理のため適当と認める

措置についての意見を申し出なければならない。

一　第五条に規定する借入金確認の請求

二　その他借入金の整理に関する重要事項

（借入金の確認の請求）

第五条　借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）は、この法律施行後九十日以内（未引揚者については、本邦上陸後一年以内とし、この法律施行後現地において死亡した者については、その死亡の確認があつた日以後九十日以内とする。）に、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

2　借入金を提供した者は、前項の期間内に確認の請求をしないときは、借入金の確認を請求する権利を失う。

（借入金確認証書）

第六条　外務大臣は、審査会がした審査の結果に基き借入金の確認をしたときは、政令で定める手続に従い、借入金確認証書を発給する。

附　則

この法律の施行期日は、昭和二十五年五月一日までの間において、政令で定める。

両院での審議過程でおこなわれた若干の論議を紹介しておこう。まず、法案の趣旨については、

外務省といたしましては、外務省の出先公館が取扱つた金でございますし、これをできるだけ早く政府としては、一種の事後承諾、事後においてこれをはつきり確認するという措置になるわけであります。[4]（倭島英二政府委員・外務省管理局長）

と説明され、また、第一条第一項について、

時期の問題で「太平洋戦争の終結に際して」としたのは、これはほとんど全部が終戦後のものでございますが、たとえばフィリピンなどにおいては終戦直前のものもございます。従つて「終結に際して」としたわけでございますが、なお地域の問題は、



これもほとんど大部分、いわゆる大東亜地域と言われておりました先ほど申した各地域を考えておるわけであります。[5]（倭島政府委員）

とされ、第一条第二項の「予算の範囲内」の意味については、

予算の範囲内とございまするが、法律で定められた方式に従つて払う場合に、予算が不足であるから打切るというような意味は全然ありませんので、予算の予定のつくところに従つて逐次決済して行く。勿論その当初の年度において完済し得るものならば、それを以て完済したいという希望を持つておるわけでございます。[6]（小島太作説明員）

とされた。注目すべき論点としては、戸叶里子委員（社会党）が、

支払いをする場合に、最高額に対しての制限を加えるとかなんとかいう処置を、法律の中に盛られる意思があるかどうか[7]

と質し、また、討論において、社会党の松岡駒吉委員が、

別個につくられる法律の中に、これは無制限でなくて一定限度を設けて最高額を規定するという条件づきで賛成する……[8]

と述べたことであろう。政府の側からは、

従来関係方面と話をしましたときにも、この借上金の支払いの問題について、当時戦後いろいろとられましたほかの法律とのつりあいの問題等も話が出ました。従つて将来支払いが具体的に考えられる法律においては、今の支払方法、その各限度、そういうようなことについても具体的に考慮し、また規定せられることになるだろうと思います。[9]（倭島政府委員）

あるいは、将来の法律において

最も大きな制限となり得ると予想しておる点は、最高限度の設定の点でございます。[10]（小島太作説明員）

と説明された。

この法案は、昭和二四年五月一八日、原案通り可決され、六月一日公布、一二月二〇日施行の運びとなった（法律一七三号）。

ところで、こうして発足した審査会の事務の進捗状況は、確認請求の件数が膨大であったため、必ずしも一般の期待にそうものではなかった。これにたいして、第九回臨時国会の衆参両院において、事務促進の要請があり、吉田総理（外相兼任）から早急に返還したい旨次の答弁があった。[11]

私といたしましては……この問題は、政府としては当時の事情を考えて見ても、成るべく速かに返還すべきであるということは同意見でありますから、その線に従つて善処いたすつもりでおります。

また、引揚同胞対策審議会は、二六年一月一七日に「在外公館等借入金の審定確認及び弁済の促進に関する決議」[12]をおこなって、同月一九日に総理大臣宛て報告した。

在外公館等借入金の審定確認及び弁済の促進に関する決議（昭和二六年一月一七日引揚同胞対策審議会決議）

在外公館等借入金の整理について政府は、昭和二十四年十二月「在外公館等借入金整理準備審査会」を設置し、爾来鋭意審定を進めてきたのであるが、現在までに確認請求のあつたもの二十万七千九百余件に比し、審定済は僅かに二万七千三百余件に過ぎず、且つ審定確認を了したものについても明年度において何等支払を開始しうる予算措置が講ぜられておらない実情にある。

よつて政府は本借入金の性質にかんがみ速かに左のとおり取り計らうべきである。

右決議する。

記

一　極力審定確認の進捗を図り、既に確認請求のあつたもののうち公館等借入金に該当すると認められるものについては遅くとも昭和二十六年七月末までにこれが審定確認を終了すること。

二　右により審定確認が終了したものについては、昭和二十六年度において弁済を開始するよう取り計らうこと。

このような事態の推移の下、閣議においては、一月二三日、「在外公館等借入金返済について」[13]という次のような決定がおこなわれた。



在外公館等借入金返済について

一　在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の規定に基き、国の債務として外務大臣がすでに確認し及び今後確認する借入金は、昭和二十六年度中に返済を開始する。

二　右の返済に関し、現地通貨の円評価、返済の限度、支払の手続等を定める法律案並びに右の返済に要する経費予算は、昭和二十六年度中に国会に提出する。

備考

本件実施の準備に関する所要の法律案を今期国会に提出する。

事態のこのような推移を背景に、大蔵省内においても返済の実施にかんする問題点の検討がおこなわれるようになる。二五年一二月当時の検討文書[14]では、現地通貨の換算率についての徹底した調査が必要であるとし、委員会を設けてその判断を委ねるという考え方が示されている。

2　その調査は、在外公館もない現在において、机上において容易に判断し得るものではなく、従つて海外金融機関その他に属しておつた引揚者等で現地の事情にも通じているエキスパートをして調査せしめる必要がある。

3　右の調査を行うとしても、到底全地域に亙つて詳細に正確な報告をとることは困難であるから、相当程度の推定により処理しなければならないから官庁が、独断的に之を決めることは兎角の誤解を生ずる虞があるから、委員会において適当に判断せしめることを必要とする。

また、二六年一月二〇日付の「在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案の作成についての問題点」[15]では、返済の具体案を作成する場合の問題点を列挙している。主要な論点を紹介すると次の如くである。

(1)　現地通貨の円評価に関する問題

(イ)　国の債務として成立した時期如何の問題

(a) 在外公館等借入金整理準備審査会法の規定に基く確認によって、追認せられ、各借入の時期に有効に国庫負担行為として成立したものと解すれば、円評価は各借入時における現地通貨と円貨との交換率を調査して評価することとなる。この場合には、その後の貨幣価値の下落は問題外となる（公債所有者との関係）が、借入時から支払時期までの金利が問題となる。

(b) 確認は単なる事実行為の確認に過ぎず、返済に関する法律によって具体的な支払額も確定しうべき情況となった時期に始めて有効に国の債務となるものと解しうるならば、民法第四百三条に基き履行地における為替相場に依り換算して返済することとなるが、この場合に履行期における為替相場で評価することになり、現地通貨との為替相場なるものは存在しないから、これをどうするかの問題がある。（鮮銀券、台銀券は別に問題がある。）この場合には、金利及び貨幣価値の下落をどうするかの問題は生じない。

(ロ) 現地通貨の円評価方法

(a) 原則として各通貨毎に、各時期別の円評価がなさるべきである。各通貨と弗との為替相場を算出し、それにより円評価を行うことができれば一番よい。併し、信頼しうる数字が算出し得ないとすれば、先ず終戦時における円と現地通貨の換算率を確認し、その後借入時迄の各地における物価指数の資料と東京物価指数の比較によって、各現地通貨について時期別の円換算率を算定することが望ましい。この場合、同一通貨の流通地域でもその購買力に相当大きな相違があるから、理想的には各地毎に異る評価がなさるべきであろう。併し、そのような事は実行不能であるから、同一通貨は原則として同一に取扱うこととし、その中心的地域の物価により定めねばなるまい。従って、七〇〇ヶ所のうち中心となるべき地点数十ヶ所位について且つ、終戦後三ヶ月毎位の物価情況を調査し、弗貨を通ずる裁定相場とつき合せて査定する方法によらざるをえないであろう。

(b) 右の方法が実行困難なる場合、殊に算出の根基うすく却って不公平となる虞ある場合においては、終戦時の調整料込公定レートに依らねばならないであろう。



(2) 貨幣価値下落及び金利に関する問題

(イ) 借入の時に債務発生すると解せられる限り、一般的に貨幣価値の問題はとり上げないことになる。

(ロ) 金利を附せざる根拠如何、他の例如何、憲法会計法等の解釈の関係如何

(ハ) 今迄支払が確定しなかったこと、貨幣価値の下落あること等の理由より、金利位は附しては如何という議論に対して如何に抗弁するか。

(3) 返済の限度に関する問題

(イ) 全額支払をすべきかどうかの問題

全額支払をすべきであるか、それとも一定額又は一定割合を以て打切るべきであるかについては次の問題がある。

(a) 憲法第二十九条との関係

(b) 在外公館等借入金整理準備審査会法第一条第二項の解釈

(c) 在外財産の補償との関連

(d) 他の戦争損害を被った者との均衡

(e) これと性質類似する国の債務の発生の見込

- 復員局に対する借上金
- 外地郵便貯金
- 外地預金
- その他在外財産

(ロ) 打切る場合にその方法等についての問題

(a) (イ)によって打切りの根拠付けができなければ、税で打切りを行うほかない。税で打切るのでないとすれば、在外財産の補償の際に最後的に処理することとし、その一部として前渡しすることとなろう。

(b) 一定割合によるか又は一定額で打切るか。

(c) 一定額で打切るとして、その限度を戦時補償打切りの先例に倣うとしても、五万円とするか、その後の円の下落を考慮して決めるかの問題

(d) 打切る場合には、名寄せ又は分割の操作を必要としよう。

(ハ) 小額者の救恤を行うかどうか、行うとしてその方法に関する問題

一定金額まで公定レート等の特に債権者に有利なレートによることは考えられないか。一定金額迄は百円未満の端数を切上げるものとするような方法も考えられる。又一定額までは金利を附することも考えられる。

(4) 交付公債の使用に関する問題

打切らない場合は勿論、打切った場合にも一定額以上は公債を以って支払うべきであろう。我国並びに諸外国における前例を調査する必要がある。

これらの問題点のうち、まず、もっとも重要で困難な問題である現地通貨の評価問題を調査するための審議会を大蔵省に設置することとし、「在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案」が、二六年三月、国会に提出された。

在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案

（在外公館等借入金の返済に関する法律案の提出その他の措置）

第一条　政府は、在外公館等借入金（在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号）の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいう。以下「借入金」という。）の返済を行うため、借入金を表示する現地通貨の評価基準、返済の方法その他借入金の返済に関し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、昭和二十六年度中に借入金の返済を開始するため必要な措置を講じなければならない。

（返済の方法の基準）

第二条　前条の法律案において、借入金の返済の方法は、国民負担の衡平の見地から、公正且つ妥当な基準に基いて定められなければならない。



（在外公館等借入金評価審議会）

第三条　大蔵省に在外公館等借入金評価審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、大蔵大臣の諮問に応じ、第一条の法律案の準備に資するため必要な、借入金を表示する現地通貨の評価に関する事項を調査審議する。

第四条　審議会は、大蔵事務次官及び委員八人以内で組織する。

2　大蔵事務次官は、審議会の会長として会務を総理する。

3　委員は、外務省及び大蔵省の職員並びに学識経験のある者のうちから、大蔵大臣が任命する。この場合において、外務省及び大蔵省の職員のうちから任命する委員の数は、三人以内としなければならない。

4　委員は、非常勤とする。

（以下省略―引用者）

この法案の審議の過程で、第一条にかんして、

法律としてははなはだ異例な法律でありますが、政府としてはこの法律によりまして、次の国会には必ず具体的な法律案、並びにそれに必要なる予算的の措置を提出しなければならない、こういう義務を負つた法律がこの法律であります。必ず次の最初に召集される国会にお出しをする、誠意を持つて処理する。[16]（伊原隆政府委員、理財局長）

という趣旨だと説明され、また、第二条の「国民負担の衡平の見地から」という意味については、

在外公館の借入金の問題につきましては、借入れの行われた状況等から考えまして、できれば実質的には在外財産の処理と一体的に考えるということも、実は一つの考え方であつたのでありますが、借りたものは早く返すという意味で、在外財産とは切離して、早く処理しようということになつたわけでもありますし、それから戦争災害をこうむつた方たちとの均衡の問題とか、それから過去に行われました戦時補償の打切りの問題というふうな、いろいろなことがありまして、要するに国家としてはあれ

もしたい、これもしたい、いろいろございますけれども、できるだけすべての見地から公平に、また財政の許す範囲内でやって行きたいという原則を立てたわけであります。その実体は、次の国会に提出します法律案によって内容が明らかにされる、こういうわけであります。[17]（伊原政府委員）

とされた。討論にさいして、共産党の竹村奈良一委員は、

少額貸付の貧困者に対する返済は、この準備の法律をまたずして、すでに渡した確認書によってこれを返済すべきこと、しかも大口に対してはこれを切り捨てるということを考えますがゆえに、この準備の法律は必要がない……[18]

として反対したが、三月二四日、原案通り可決された（昭和二六年三月三〇日法律五四号）。

この法律によって設置された「在外公館等借入金評価審議会」（会長長沼弘毅大蔵事務次官）にたいして、四月六日付で蔵相から次のような諮問がなされた。[19]

諮　問　事　項

一、終戦後現地の通貨制度はどのように変遷したか。

二、借入金を表示する現地通貨の円評価はいかなる方法に依るべきか。

三、各同一現地通貨については地域によりその価値に差をつけるべきか。差をつけるとすれば、いかなる地域区分によるを妥当とするか。

四、各同一現地通貨について時期による価値の差をいかに区分するを妥当とするか。

五、通貨別、地域別及び時期別の円評価基準はどうか。

この諮問事項の要点については次のように説明されている。[20]

諮問事項の要点

一、終戦後における現地通貨制度の変遷如何。



借入金を表示する現地通貨のうち日本系通貨については、終戦後あるものについてはその流通を禁止せられ、又あるものについては暫定的に流通せしめられて漸次新通貨との引換回収を図る等の措置が講ぜられた模様であるが、これら通貨改革措置の詳細な変遷を明かにすることは、現地通貨の円評価基準の審議に際し、重要な意義を持つものである。

二、借入現地通貨の円評価は如何なる方法によるべきか。

現地通貨と円貨との交流は終戦後杜絶し、為替相場なるものは存在しないこととなった。かかる事情の下における金銭債務の異種の通貨表示への切換は一般に如何なる方法によることが最も妥当であろうか。借入時の購買力の比較による方法、金、ドルを通じての裁定相場による方法等が通常考えられるが、本件の如き場合、理論的に如何なる方法によるのが適切であろうか。

三、各同一現地通貨について地域によりその価値に差をつけるべきか。差をつけるとすれば、如何なる地域区分によるを妥当とするか。

在外公館等借入金を表示する通貨の種類は二十五種類であるが、借入の行われた箇所は約一、八〇〇の多きに達している。同一の通貨で同一の時点を採ってみても、地域によってその購買力に相当の差異があったように考えられるが、かかる地域差を円換算に際して考慮すべきであるかどうか。若し地域差をつけるとしても、借入の行われた一、八〇〇の地点毎に評価基準を作成することは事実上困難でもあり、またその意義も少いと思われるが、之を若干の地域区分に整理するとすれば、当時の実情に照らし如何なる区分に依るを妥当とするものであろうか。

四、各同一現地通貨について時期による価値の差を如何に区分するを妥当とするか。

在外公館等借入金の借入は、昭和二十年九月より開始され、その後二十三年十二月末迄約三年余りの間に亘って行われている。勿論各通貨毎に、又は地域毎に、夫々借入のピークたる時期はあるが、当時現地通貨の価値は日に月に著しい変動を辿っているから、借入時期の如何にかかわらず、一本のレートによって円評価を行うことは妥当でないと思われる。しかし三年余に亘り逐一その価値の変動を表示することは事実上極めて困難であるから、これをある程度の時期毎に整理区分するほ

かないと考えられる。その各通貨の価値の変動の時期区分を如何に行うのが適当であろうか。

五、通貨別、地域別、時期別の円評価基準如何。

以上の調査審議の結果を綜合して、借入現地通貨毎の地域別、時期別の円評価基準を算定する。

なお、本基準は、返済に関する最終法律の別表とするものであるから、適用の便を図るため、借入現地通貨の単位当りの円価値をもって表示する如く作成する。

四ヵ月間の審議の末、この審議会が、八月七日おこなった答申は次の如くであった。[21]

在外公館等借入金の評価に関する答申

一　諮問事項一、終戦後における現地の通貨制度の変遷について。――別冊。（省略―引用者）

二　諮問事項二、借入金を表示する現地通貨を本邦通貨に評価する方法について。

異種の通貨の価値の比較は、購買力の比較として、物価指数、特に卸売物価指数を基準とするのが本則であるが、終戦後の混乱期にあつて当該現地における的確な資料が得られないので、本件借入金の円に対する評価に当つては、先づ、借入金を表示する現地通貨の流通地域の区分に従つて、朝鮮、満州、関東州、華北、華中＝華南、泰及び仏印の区分により地域区分を設け、当該現地通貨の円に対する評価は、原則として、各借入通貨毎に、借入れの最盛時における当該現地通貨の流通していた地域の主要都市と東京との米価の比較によるものとし、なお、実情に応じ、

(1)　華北における法幣については、中国連合準備銀行券の評価基準から終戦に伴い中国国民政府が法定した比率、法幣対中国連合準備銀行券一対五により裁定し、

(2)　中国中央儲備銀行券については、華中＝華南における法幣の評価基準から終戦に伴い中国国民政府が法定した比率、法幣対中国中央儲備銀行券一対二〇〇により裁定し、

(3)　関金券については、華北及び華中＝華南における法幣の評価基準から、中国国民政府が法定した比率、法幣対関金券二〇対一により華北及び華中＝華南の地域毎に裁定し、



(4)　華中における米弗及び海南島における昭和十二年円表示軍票については、借入れの最盛時におけるそれぞれの対法幣実際相場の実勢を勘案し、

(5)　比弗、銖については、借入れの最盛時における為替相場の実勢を勘案して評価するものとする。

しかして、評価の一方法として、借入金を表示する現地通貨（現在、流通していないものについては、通貨改革の変遷を辿つて現在流通している現地通貨表示に換算する）を弁済時の為替相場によつて本邦通貨に換算する方法が考えられる。この方法は、評価の方法としては、より合理的な方法ではあるが、実行上の問題として現在流通していない現地通貨を現在流通している現地通貨に換算した場合、極めて不合理な結果となり、実情に添い得ないので、これらの現在流通していないものと、現在流通しているものとの衡平のためにもこの評価方法をとらず、前記、借入の最盛時における米価の比較による方法によることを原則とした。なお、本諮問事項に関しては、左の通り少数意見があつたので之を附記する。

(1)　朝鮮地区における日本銀行券を現地通貨として取扱い、本邦通貨と差等を設けることには賛成しがたい。

なお朝鮮銀行券の評価基準については、南鮮占領軍によつて設けられた米弗軍票と鮮銀券との交換率と同一時期における日本円と米弗軍票との交換比率から裁定して一対一とすることを希望する。

(2)　満州地区については、米価を基準とすることなく、主食を基準とする評価基準によることを希望する。

三　諮問事項三、各同一現地通貨について、価値の地域差を設けることが妥当かどうかについて。

実行上の問題として、同一通貨については、原則として地域差を設ける必要を認めない。但し、鮮銀券、満銀券及びソ連軍票については、例外的に、同一現地通貨であつても朝鮮、満州及び関東州の地域毎に差等を設けることとし、同一地域においては、互に等価とするものとする。

四　諮問事項四、各同一現地通貨の時期による価値の差について。

実行上の問題として、同一現地通貨については、原則として借入の最盛時一本とし、時期による差を設けないものとする。

但し満州においては、借入金が長期にわたり、この間の物価の変動余りにも著しく、また、関東州においては、借入の行われた期間に急激な物価の変動があつたので提供者間の公平を保つため、右の二地域における現地通貨については左の期間に区分して評価基準を定めることが妥当と思われる。

なお、関東州の時期区分を昭和二十年十二月三十一日によつて区分することについては少数の異論があつた。

満　　州　昭和二十二年　三月三十一日以前
　　昭和二十二年　四月　一日以降

関 東 州　昭和二十年　十二月三十一日以前
　　昭和二十一年　一月　一日以降

五　諮問事項五、通貨別、地域別、時期別の円評価基準について。――別表。（省略―引用者）

六　希望事項について。

以上の通り、現地通貨を本邦通貨に評価するに当つては、現地における借入最盛時を評価の時期とした関係もあるので、実際の支払に関する法律の制定の際は、当時の本邦通貨の価値と支払時におけるその価値の変動を考慮して、支払金額の決定については、借入金提供者の利益のために、何等かのしんしやくがなされることが望ましい。すなわち、返済が遅延したことについて、少くとも法定利息程度の割増を加算して返済することを希望する。

審議会における審議と併行して大蔵省事務当局においても、返済実施に関連するその他の問題点が検討されている。たとえば、二六年七月二三日作成の文書[22]においては、審議会答申にいう返済遅延に伴う「しんしやく」という問題について、「右の円評価額は、各現地について借入れの最盛時における日本円相当額であるので、その時以後現在まで支払いが遅延したことについて何等かの考慮を払う必要があると思われる。すなわち日本における当時の物価水準と現在の物価水準との相違は約二〇倍に達するが、一般の円貨表示債権の場合を考えると、物価水準の変動を考慮



する必要はないと思われるけれども、せめて年五分、六ヶ年間三割程度の割増を右の円評価額に加算して支払うことが妥当ではないかと思われる。」としているほか、高額借入金の支払い限度額や、零細借入金の切上げという考え方（千円案）や、返済金の課税上の取扱い等が検討されている。大蔵省は上記審議会の答申をえた後、これらの問題点の検討の結果を「在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案」に盛って、先の「在外公館等借入金の返済の準備に関する法律」第一条の規定にもとづき、第一一臨時国会（会期二六年八月一六日～同年八月一八日）に提出したが、審議未了となったので、第一二臨時国会に重ねて提出した。それは、審議会の答申した換算率を別表に掲げ、本邦通貨表示に換算した金額の百分の百三十を借入金とするが、最高額を五万円とするというもので、零細借入金の切上げ措置は含まれていなかった。次のとおりである。

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案

（この法律の趣旨）

第一条　在外公館等借入金の返済の実施に関しては、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条　この法律において「在外公館等借入金」とは、在外公館等借入金整理準備審査会法（昭和二十四年法律第百七十三号。以下「審査会法」という。）の規定により外務大臣が国の債務として承認した借入金をいい、以下「借入金」と略称する。

（借入金の返済）

第三条　大蔵大臣は、国に対して借入金の返済を請求する権利を有する者に対して、本邦通貨をもつて借入金の返済を行う。

（借入金の金額）

第四条　借入金の金額は、審査会法第六条に規定する借入金確認証書に記載された現地通貨表示による金額を、別表在外公館等借入金換算率表により本邦通貨表示による金額に換算した金額の百分の百三十に相当する金額（同一人について計算したその

借入金の金額の合計額が五万円をこえるときは、五万円）とする。

（国債整理基金特別会計への繰入）

第五条　大蔵大臣は、毎会計年度、予算の定めるところにより、当該会計年度に返済すべき借入金の金額及びその返済に関する事務に要する経費に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰入れなければならない。

（事務の委託）

第六条　大蔵大臣は、借入金の返済に関する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。

2　大蔵大臣は、借入金の返済に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

（返済手続の細目）

第七条　借入金の返済手続の細目は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

（附則第2項第3項省略―引用者）

別表

在外公館等借入金換算率表

| 借入金提供地域 | | 現地通貨 | 借入金提供時期 | 換算率（本邦通貨一円に対する現地通貨表示による金額） |
|---|---|---|---|---|
| 朝鮮 | 朝鮮 | 朝鮮銀行券 | | 一・五〇円 |
| | 日本 | 日本銀行券 | | 一・五〇円 |
| | 満州 | 満州中央銀行券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |



| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 満州 | 東北九省流通券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | ソ連軍票 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| 関東州 | 朝鮮銀行券 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | 満州中央銀行券 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | ソ連軍票 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| 華北 | 中国連合準備銀行券 | | 一〇〇・〇〇円 |
| | 法幣 | | 二〇・〇〇元 |
| | 関金券 | | 一・〇〇元 |
| 華中・華南 | 中国中央儲備銀行券 | | 二、四〇〇・〇〇円 |
| | 法幣 | | 一二・〇〇元 |
| | 関金券 | | 〇・六〇元 |
| | アメリカ合衆国ドル | | 〇・〇一ドル |
| | 中国連合準備銀行券 | | 一〇〇・〇〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 昭和十二年軍用手票 | 一〇・〇〇円 |
| タイ国 | タイ国通貨 | 一・〇〇バート |
| 仏領印度支那 | 仏領印度支那通貨 | 一・〇〇ピアストル |

備考

一　第四条の現地通貨表示による金額の本邦通貨表示による金額への換算は、借入金確認証書の記載に従い、借入金提供地域及び現地通貨の区分に応じ、且つ、借入金提供地域が満州又は関東州である場合には借入金提供時期の区分に応じて定められた換算率を使用して行うものとする。

二　借入金提供地域が中国の華北、華中又は華南の地域である場合においては、借入金確認証書に記載された在外公館、邦人自治団体その他当該借入金の提供を受けたものについて大蔵省令で定める区分に従い、「華北」又は「華中・華南」の項に定められた換算率を使用するものとする。

右の法律案による返済資金所要額は、表6-4の如く予想されていた。

この法案は第一二国会（二六、一〇、一〇～二六、一一、三〇）における審議の後、第一三国会（二六、一二、一〇～二七、七、三一）においても継続して審議され、衆議院における修正をへて、二七年三月三一日、修正案が可決された。この過程で、第一二国会においては、一一月一日、衆議院大蔵委員会と海外同胞引揚に関する特別委員会との連合審査会が開かれ、参考人の意見が聴取された。審議日数の長かった衆議院大蔵委員会での論議を中心に主要な論議を紹介しよう。

まず、債務の性格については、この法律によって債務が創設されたのだという政府の見解が明らかにされた。

発端からいいますと、これは国の債務であるということが、はつきりしておるものではないのでございまして、この法律によつて初めて国の債務として承認するということが出て来たわけであります。[23]（石田正政府委員・大蔵省理財局長）



そもそも初め現地におきまして、現地の在外公館なりあるいは邦人の自治団体等が借り入れました当時におきましては、もちろん外務大臣等の指示があつたとは存じまするが、その当時において旧憲法時代におきまする憲法上の手続によつて、国が正当な債務としてこれを借り入れるという権限は、国としては持つておらなかつた。議会の協賛を経ておらないわけでありまして、そういう意味におきましては、当時は正式な法律的な意味におきましての国の債務とは申し上げかねると思います。（中略―引用者）この法案に関する限りにおきましては、これは創設的な国の債務を、ここで認めたものであると考えておる次第でございます。[24]（林修三政府委員・法務府法制意見第二局長）

換算率については、参考人から終戦時の公定レートによるべきだという主張がくり返された。ここでは、元北京総領事華山親義参考人の、債務者の立場からの意見を紹介しておこう。[25]

この換算率は、論理的に論議すること自体、いろいろな見方等につきましても議論があり、また私も十分な異論は持つておりますけれども、非常に論理的に組み立てられたにかかわらず、その資料がきわめて不完全なものであります。これはやむを得なかつたものでありますが、科学的にある結論を出そうとする以上は、その資料は科学的なものでなければならないと思うのでありますが、それが欠如しておるのであります。それで私は考えるのでありますが、このレートを出されるまでの物価というものを考慮し、それ以後における日本の物価を考慮していない、こういう片ちんばなことはおやめになりまして、両方相殺されまして、そして終戦直前の貨幣価値でもつておやりになるのが、最も簡便な方法ではないかと思うのであります。私はこれに対する論拠として申し上げるのでありますが、われわれが貸していただいた金は、これは戦争前に蓄積されたところの金であります。物価が高騰いたしましてから、居留民が経済活動をして得たところのものではございません。同情の念を持つてこの法律を考えられますならば、その点も御考慮になつて、終戦直前の貨幣のレートを基準にされる方が簡明であり、またみな納得のしやすいところではないかと思うのであります。

また、満州国と関東州の換算率の取扱いを同一にすべきだという意見が述べられた。[26]

**表 6-4　在外公館等借入金通貨種別借入金額・借入件数および返済資金所要額試算**

| 現地通貨（単位） | 借入金提供地域 | 借入金提供時期 | 現地通貨表示による借入額 | 借入件数 | 本邦通貨1円に対する現地通貨表示額（換算率A） | 換算率Aによる邦貨への換算額 | 3割の割増しを見込んだ換算率B | 換算率Bによる邦貨への換算額 | 5万円未満の借入金の本邦通貨表示額計（C） | 5万円未満の借入金の件数 | 5万円をこえる部分を打切った借入金の支払額（D） | 5万円をこえる部分を打切った借入金の件数 | 所要予算額（C＋D） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 朝鮮銀行券（円） | 朝鮮 | | 78,544,281 | 15,097 | 1.50円 | 52,362,854 | 1.15円 | 68,299,375 | 39,782,321 | 14,875 | 11,100,000 | 222 | 50,882,321 |
| | 関東州 | 20.12.31前 | 126,558 | 5 | 1.60円 | 79,098 | 1.23円 | 102,893 | 102,893 | 5 | — | — | 102,893 |
| | | 21. 1. 1後 | 3,374,242 | 75 | 10.00円 | 337,424 | 7.69円 | 438,783 | 264,531 | 67 | 400,000 | 8 | 664,531 |
| | 小計 | | 82,045,081 | 15,177 | — | 52,779,376 | — | 68,841,051 | 40,149,745 | 14,947 | 11,500,000 | 230 | 51,649,745 |
| 日本銀行券（円） | 朝鮮 | | 11,505,745 | 3,490 | 1.50円 | 7,670,497 | 1.15円 | 10,004,996 | 8,008,536 | 3,472 | 900,000 | 18 | 8,908,536 |
| 満州中央銀行券（円） | 満州 | 22. 3.31前 | 901,748,494 | 68,760 | 1.60円 | 563,592,308 | 1.23円 | 733,128,857 | 463,691,724 | 67,551 | 60,450,000 | 1,209 | 524,141,724 |
| | | 22. 4. 1後 | 14,005,375 | 1,323 | 10.00円 | 1,400,538 | 7.69円 | 1,821,245 | 1,707,034 | 1,320 | 150,000 | 3 | 1,857,034 |
| | 関東州 | 20.12.31前 | 1,374,063 | 151 | 1.60円 | 858,789 | 1.23円 | 1,117,125 | 1,023,312 | 150 | 50,000 | 1 | 1,073,312 |
| | | 21. 1. 1後 | 129,393,048 | 9,833 | 10.00円 | 12,939,305 | 7.69円 | 16,826,144 | 13,604,935 | 9,827 | 300,000 | 6 | 13,904,935 |
| | 小計 | | 1,046,520,980 | 80,067 | — | 578,790,940 | — | 752,893,371 | 480,027,005 | 78,848 | 60,950,000 | 1,219 | 540,977,005 |
| 東北九省流通券（円） | 満州 | 22. 3.31前 | 73,188,775 | 4,745 | 1.60円 | 45,742,985 | 1.23円 | 59,503,069 | 31,149,411 | 4,689 | 2,800,000 | 56 | 33,949,411 |
| | | 22. 4. 1後 | 721,725 | 91 | 10.00円 | 72,173 | 7.69円 | 93,852 | 93,852 | 91 | — | — | 93,852 |
| | 小計 | | 73,910,500 | 4,836 | — | 45,815,158 | — | 59,596,921 | 31,243,263 | 4,780 | 2,800,000 | 56 | 34,043,263 |
| ソ連軍票（円） | 満州 | 22. 3.31前 | 147,982,676 | 7,979 | 1.60円 | 92,489,172 | 1.23円 | 120,311,118 | 58,539,143 | 7,603 | 18,800,000 | 376 | 77,339,143 |
| | | 22. 4. 1後 | 2,373,728 | 152 | 10.00円 | 237,373 | 7.69円 | 308,677 | 308,677 | 152 | — | — | 308,677 |
| | 関東州 | 20.12.31前 | 158,847 | 17 | 1.60円 | 99,279 | 1.23円 | 129,145 | 129,145 | 17 | — | — | 129,145 |
| | | 21. 1. 1後 | 20,812,323 | 1,146 | 10.00円 | 2,081,232 | 7.69円 | 2,706,414 | 2,316,472 | 1,145 | 50,000 | 1 | 2,366,472 |
| | 小計 | | 171,327,574 | 9,294 | — | 94,907,056 | — | 123,455,354 | 61,293,437 | 8,917 | 18,850,000 | 377 | 80,143,437 |
| 中国連合準備銀行券（円） | 華北 | | 3,160,506,688 | 13,249 | 100.00円 | 31,605,067 | 76.92円 | 41,088,230 | 28,580,393 | 13,183 | 3,300,000 | 66 | 31,880,393 |
| 中国中央儲備銀行券（円） | 華中・華南 | | 18,880,851,744 | 2,463 | 2,400.00円 | 7,867,022 | 1,847.00円 | 10,222,443 | 5,740,515 | 2,432 | 1,550,000 | 31 | 7,290,515 |
| 法幣（元） | 華北 | | 53,298,073 | 281 | 20.00元 | 2,664,904 | 15.38元 | 3,465,414 | 1,534,053 | 265 | 800,000 | 16 | 2,334,053 |
| | 華中・華南 | | 1,688,315,600 | 2,981 | 12.00元 | 140,692,967 | 9.23元 | 182,916,099 | 23,801,602 | 2,735 | 12,300,000 | 246 | 36,101,602 |
| | 小計 | | 1,741,613,673 | 3,262 | — | 143,357,871 | — | 186,381,513 | 25,335,655 | 3,000 | 13,100,000 | 262 | 38,435,655 |
| 関金券（元） | 華北 | | 9,379,018 | 254 | 1.00元 | 9,379,018 | 0.77元 | 12,180,543 | 799,591 | 241 | 650,000 | 13 | 1,449,591 |
| | 華中・華南 | | 245,094 | 49 | 0.60元 | 408,490 | 0.46元 | 432,813 | 235,710 | 48 | 50,000 | 1 | 285,710 |
| | 小計 | | 9,624,112 | 303 | — | 9,787,508 | — | 12,613,356 | 1,035,301 | 289 | 700,000 | 14 | 1,735,301 |
| 昭和12年軍用手票（円） | 海南島 | | 10,709,238 | 447 | 10.00円 | 1,070,924 | 7.69円 | 1,392,619 | 1,191,563 | 445 | 100,000 | 2 | 1,291,563 |
| アメリカ合衆国ドル（ドル） | 華中 | | 1,700 | 6 | 0.01ドル | 170,000 | 0.00769ドル | 221,066 | 71,521 | 4 | 100,000 | 2 | 171,521 |
| タイ国通貨（バート） | タイ国 | | 961,308 | 22 | 1.00バート | 961,308 | 0.77バート | 1,248,452 | 242,866 | 19 | 150,000 | 3 | 392,866 |
| 仏領印度支那通貨（ピアストル） | 仏印 | | 3,293,442 | 186 | 1.00ピアストル | 3,293,442 | 0.77ピアストル | 4,277,197 | 1,193,529 | 168 | 900,000 | 18 | 2,093,529 |
| 合計 | | | | 132,802 | | 978,076,169 | | 1,272,236,567 | 684,113,329 | 130,504 | 114,900,000 | 2,298 | 799,013,329 |
| 換算率未決定分（別表） | | | | 594 | | | | | | | | | 41,795,984 |
| 総計 | | | | 133,396 | | | | | | | | | 840,809,313 |

（注）　換算率未決定分の別表は，455ページ表6－3のB欄に前掲した．

出所：大蔵省資料　Z506—29.

第四、満州国と関東州で一・六と一〇・〇という天地の差あるレートの決定には、一年五箇月の時期のずれがありますから、これは関満同期、すなわち関東州にも満州に許せる二十二年三月の期日をとり、両者一本に改められたくお願いします。第五、関満貨幣は常に等価でありました。これに対し同一時期に格段の差をつけるのは、不公平のはなはだしいものであります。第六、醵出後数年を過ぎ、物価指数はなはだしく騰貴せる今日、醵出当時の十倍以上の返還を求むるもあえて不当とは思いませんが、国費多端の折から、隠忍して、われらは等価の支払いを関、満一体となつて御願いいたす次第であります。（山田浩通参考人・東京大連会会長）

この点については、一一月一四日の大蔵委員会で塚田十一郎委員から同一趣旨の質問があり、関満一体とした場合の予算の不足額は七一〇〇万円強だという政府委員の説明がおこなわれた。[27] なお、上記の換算率にかんする政府側の答弁は在外公館等借入金評価審議会の答申にそったものといえる。[28]

三割増しの点については、石田政府委員から、

いろいろ期日等も違つておりますから、いつからの利子ということもなかなか見当がつかないのじやないか。大ざつぱに申しまして六年間たつておるということに相なりますれば、かりに利子的な観念をもちまして年五分ということをいいますれば、三割に相なるわけであります。大体そういうふうな腹づもりから、百分の三十といたしたのでありまして、はつきり利子という観念をとりますれば、処理におきましてたくさんな案件の中でむずかしい問題が起りますので、その点ははつきりせずにまるめまして三割といたしたわけであります。[29]

という説明があったが、連合審査会では北條秀一参考人（元濟陽地区日僑連絡総処救済処長、引揚者団体全国連合会委員長）から

まず金の貸し借りでありますから、利子ならば政府は当然正規の利子を払うべきではないか。すなわち民法に規定いたしております日歩四銭の利子を払うべきではないか。そうしますと一箇年で一割四分四厘になります。それを六年といたしまして八割四分になります。そこで良心的に考えるならば、一三〇でなしに一八四にして政府としては考えてやるべきではないか。また考えてもらいたいと私は考えるのであります。[30]

という主張がなされた。

もっとも論議をよんだ論点は五万円打切りの問題であろう。連合審査会においても、在外公館等借入金評価審議会委員であった岡崎嘉平太参考人を除く全参考人が打切り措置に反対している。たとえば、華山参考人は次のように述べていた。[31]

大口の五万円を切るという問題につきましては私は理解が参りません。何がゆえに五万円というものを切つたか。何を根拠にして五万円にしたかということは、大蔵当局のどなたからもこの根拠を聞くことができない。単なる政治的の観念でもつてやられたとしか、私には思われないのでありますが、借りたものを切ることにのみ政治的観念をもつてされて、返すことにはりくつでやる、そういうふうな戦後のインフレーションというようなことは考えないということは、あまりにも帰つた者に対して残酷な方法ではないか。

その他の参考人も、「私有財産の侵害」「憲法違反の処置」（中村猪之助参考人、在外公館貸付金返還促進連合会委員長）、「独善案」「明白な違法行為」（宮沢綱三参考人、元上海居留民国民会議員）、あるいは「信義の問題」（北條参考人）等々といきびしい批判が述べられた。岡崎参考人ですら、「限度五万円というのはやはり問題があり、同情すべき点があると私は考えております」としている。[32]

大蔵委員会においても、一〇月二七日に宮腰喜助委員から、

五万円以上の金は五万円に打切るということでありますが、（中略―引用者）この法律でそういうような民法、憲法の規定を変更することができるかどうか疑いを生じて来るのですが……[33]

という質問があり、一一月五日には、塚田委員から、

私はいろいろな借入金の性格を実際に想像してみると、なるほどこれら二つの法律によつて、債務たることを確認したと考えられるものも相当あるが、そうでないと思われるものもやはり相当ある。債務というものはこの法律によらずにすでにあつたものなんだ、しかも額もはつきりしているものなんだ、ただそれを日本の貨幣価値に換算すると、どうなるかという問題だけが残つておる、こういうように考えられる債権が相当あると思う。そういうものを一方的に国家が五万円というように打切られることに、憲法上の問題点がないのかどうか。[34]

という質問があり、論議の過程で、鮫島法制局参事から、そのような場合、「憲法上の疑義が大いに出て来るということは、申し上げてよいのじやないかと思います」[35]という答弁があった。また、その場合、該当する数字は約二三〇〇件、四億七〇〇〇万円だとされた。この点についての政府の統一見解は、一一月八日、林修三政府委員から次のように説明された。[36]

この借入金は国の法律的な債務としては、今回のこの法律によりまして創設的に国の債務として政府が認めよう、こういう趣旨のものであると考えるわけでございまして、従つて従来国が当然に法律的に負つておつた債務の一部を切り捨てたものではございませんので、この五万円ときめました過程におきまして、五万円がいいか、何万円がいいかという妥当性の問題はあろうと思いますが、法律的には国の有権的に成立いたしました債務の一部を、切り捨てたものではないと考えておるわけでございます。従つて憲法二十九条の問題ではないと考えておるわけでございます。

また、その他の問題点として、小額醵出者にかんする論議があった。連合審査会では北條参考人から

この小額醵出者については各地とも同様でありますが、特に私どもといたしまして、小額醵出者のうち千円以下の小額醵出者には、文句なしに額面通り千円は返してやつてもらいたい。[37]

という指摘があったが、大蔵委員会でも塚田委員から

この換算率で換算してしまつたら、おそらくもらいに出てくる日当にも旅費にもならぬと思う。場合によるとバス代にもならぬという場合が出て来るのではないかと思うのですが……[38]

という質問があった。



衆議院大蔵委員会において、三月二四日、塚田委員の修正案が提出された。それは、返済の場合の交通費等を考慮して、返済金額が同一人について五〇〇円に満たないときは、五〇〇円に切り上げること、満州と関東州の換算率を一本建てに改めること、さらに、申請洩れを救済するため、借入金の確認請求の期限を六月三〇日まで延長するというものであった。次のとおりである。[39]

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案に対する修正案

在外公館等借入金の返済の実施に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条中「五万円をこえるときは、五万円」を「五万円をこえるときは五万円、同一人について計算したその借入金の金額の合計額が五百円に満たないときは五百円」に改める。

附則第一項中「起算して三月をこえない期間内において政令で定める日から」を削り、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

3　審査会法の一部を次のように改正する。

附則中「この法律」を「1　この法律」に改め、附則に第二項から第五項までとして次の四項を加える。

2　借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律（昭和二十七年法律第　号）施行の際、第五条第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失つているものは、同条同項の規定にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までに、政令の定めるところにより、証拠書類を添えて外務大臣に対し借入金の確認を請求することができる。

3　借入金を提供した者（その者が死亡した場合においては、その相続人）で在外公館等借入金の返済の実施に関する法律施

行の日以後昭和二十七年六月三十日までに第五条第二項の規定により借入金の確認を請求する権利を失うべきものについても、また前項と同様とする。

4　第五条第二項の規定は、前二項の場合に準用する。

5　前三項に規定する借入金の確認の請求に関する第四条第一号の規定の適用については、同号中「第五条」とあるのは「第五条及び附則第二項から第四項まで」とする。

別表中

| | | | |
|---|---|---|---|
| 満州 | 満州中央銀行券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | 東北九省流通券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | ソ連軍票 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| 関東州 | 朝鮮銀行券 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | 満州中央銀行券 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | ソ連軍票 | 昭和二〇年一二月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二一年一月一日以降 | 一〇・〇〇円 |

を



| | | | |
|---|---|---|---|
| 満州・関東州 | 朝鮮銀行券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | 満州中央銀行券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | 東北九省流通券 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |
| | ソ連軍票 | 昭和二二年三月三一日以前 | 一・六〇円 |
| | | 昭和二二年四月一日以降 | 一〇・〇〇円 |

に改める。

この修正にともなう返済資金所要額の増加は約七二〇〇万円と見積もられた。[40]

在外公館等借入金返済資金所要額比較表（単位千円、括弧内は件数）

| | | |
|---|---|---|
| (A) 原案 | | |
| (1) 五万円未満の借入金 | | 六八四、一一三（一三〇、五〇四） |
| 内五百円未満 | | 四、六一二（一八、〇六四） |
| 五百円以上五万円未満 | | 六七九、五〇〇（一一二、四四〇） |
| (2) 五万円以上の借入金を五万円とした場合の金額 | | 一一四、九〇〇（二、二九八） |
| (3) 所要額合計 | | 七九九、〇一三（一三二、八〇二） |
| (B) 関東州の換算率を満州の換算率と同一とした改訂案 | | |

**表 6-5　在外公館等借入金**

| 年度 | 国債増減計算書 | | | 整理基金特別会 | | 計支出簿 | 整理基金歳入徴収簿 | 整理基金弁済額 | 整理基金と増減 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 借入額 ① | 返済額 ② | 未返済現在額 ③ | 資金交付額 ④ | 年度末返納額 ⑤ | 資金使用額 ④−⑤=⑥ | 誤払戻入額 ⑦ | ⑥−⑦=⑧ | 計算書との差 ②−⑧=⑨ | |
| 27 | 551,153,270 | 529,040,174 | 22,113,096 | 600,000,000 | 70,959,570 | 529,040,430 | — | 529,040,430 | △ 256 | |
| 28 | 53,541,855 | 67,938,876 | 7,716,075 | 170,959,570 | 103,001,698 | 67,957,872 | 256 | 67,957,616 | △ 18,740 | |
| 29 | 7,508,958 | 15,010,841 | 214,192 | 103,001,698<br>供 2,318,101 | 90,244,712<br>供 51,624 | 12,756,986<br>供 2,266,477 | 23,493<br>— | 12,733,493<br>供 2,266,477 | 10,871 | |
| 30 | 3,386,854 | 1,977,878 | 1,623,168 | 50,000,000 | 47,965,908 | 2,034,092 | 64,339 | 1,969,753 | 8,125 | |
| 31 | 16,571,155 | 17,182,078 | 1,012,245 | 30,000,000 | 12,765,001 | 17,234,999 | 52,921 | 17,182,078 | — | |
| 32 | 8,101,127<br>△ 69,810 | 8,534,343<br>△ 69,810 | 579,029 | 10,000,000 | 1,465,157 | 8,534,843 | 500 | 8,534,343 | — | |
| 33 | 851,368<br>△ 4,356 | 1,045,351<br>△ 3,856 | 385,046 | 5,000,000<br>沖 93,432 | 4,048,081<br>— | 951,919<br>沖 93,432 | —<br>— | 951,919<br>沖 93,432 | △ 69,810 | 一般会計へ誤戻入 |
| 34 | 95,564<br>△ 6,153 | 193,317<br>△ 6,153 | 306,793 | 1,000,000<br>沖 65,285 | 891,968<br>— | 108,032<br>沖 65,285 | 500 | 107,532<br>沖 65,285 | △ 3,356 | 一般会計へ誤戻入 |
| 35 | 58,930 | 76,986 | 288,737 | 500,000 | 423,014 | 76,986 | 6,153 | 70,833 | — | |
| 36 | 9,924 | 49,337 | 249,324 | 200,000 | 150,663 | 49,337 | — | 49,337 | — | |
| 37 | 4,000 | 14,244 | 239,080 | 104,000 | 89,756 | 14,244 | — | 14,244 | — | |
| 38 | 2,190<br>△ 2,000 | 6,253<br>△ 2,000 | 235,017 | 102,190 | 95,937 | 6,253 | — | 6,253 | — | |
| 39 | 813 | 1,313 | 234,517 | 50,000 | 48,687 | 1,313 | 2,000 | △ 687 | — | |
| 40 | — | 1,625 | 232,892 | 50,000 | 48,375 | 1,625 | — | 1,625 | — | |
| 41 | — | — | 232,892 | 50,000 | 50,000 | — | — | — | — | |
| 42 | — | 500 | 232,392 | 50,000 | 49,500 | 500 | — | 500 | — | |
| 43 | — | 867 | 231,525 | 50,000 | 49,133 | 867 | — | 867 | — | |
| 44 | — | — | 231,525 | 50,000 | 50,000 | — | — | — | — | |
| 45 | — | 813 | 230,712 | 50,000 | 49,187 | 813 | — | 813 | — | |
| 46 | — | 供 113,178 | 117,534 | 50,000<br>供 99,425 | 36,247<br>供 — | 供 13,753<br>供 99,425 | — | 供 113,178 | — | |
| 計 | 641,203,689 | 641,086,155 | 117,534 | 973,843,701 | 332,534,218 | 641,309,483 | 150,162 | 641,159,321 | △ 73,166 | 一般会計へ誤戻入 |

資金状況調　　（単位　円）

（注）　供は供託，沖は沖縄．
出所：大蔵省所蔵資料．

(1) 五万円未満の借入金　七三八、八四〇（一三〇、二一〇）
　内五百円未満　四、〇七九（一三、一五〇）
　五百円以上五万円未満　七三四、七六〇（一一七、〇六〇）
(2) 五万円以上の借入金を五万円とした場合の金額　一二九、六〇〇（二、五九二）
(3) 所要額合計　八六八、四四〇（一三二、八〇二）
(4) 原案に対する差増　六九、四二七
(C) (A)について五百円未満の借入金を五百円とした場合
(1) 五百円未満の借入金を五百円とした場合の金額　九、〇三二（一八、〇六四）
(2) 五百円以上五万円未満の金額　六七九、五〇〇（一一二、四四〇）
(3) 五万円以上の借入金を五万円とした場合の金額　一一四、九〇〇（二、二九八）
(4) 所要額合計　八〇三、四三二（一三二、八〇二）
(5) 原案に対する差増　四、四一九
(D) (B)について五百円未満の借入金を五百円とした場合
(1) 五百円未満の借入金を五百円とした場合の金額　六、五七五（一三、一五〇）
(2) 五百円以上五万円未満の金額　七三四、七六〇（一一七、〇六〇）
(3) 五万円以上の借入金を五万円とした場合の金額　一二九、六〇〇（二、五九二）
(4) 所要額合計　八七〇、九三五（一三二、八〇二）
(5) 原案に対する差増　七一、九二二
(6) (B)に対する差増　二、四九五

この修正案は、三月二六日、衆議院を通過して参議院に送付された。



参議院大蔵委員会においては、北條秀一参考人から、三割増し、ならびに五〇〇円繰上げの措置は、「お情けの投げ銭」「放り銭の類い」だという批判がなされた。[41] また、木村禧八郎委員（社会党）から、五万円打切り問題にかんして、この件が戦時補償打切りとは性質が異なるし、「政治的道義」、「国の威信」[42]、あるいは「国の信用」[43]にかかわる問題だという指摘があった。木村委員等の反対はあったが、昭和二七年三月三一日、参議院でも衆議院の修正通り可決された（法律第四四号）。こうして、終戦直後から社会問題としてくすぶり続けた在外公館等借入金の返済問題は、第三次吉田内閣の下で、ともかく、決着がつけられることとなった。[44]

この法律施行のため必要な経費として、八億五〇〇〇万円が、昭和二六年度補正予算（昭和二六年一一月三〇日公布）に計上されており、次年度以降へ繰り越して使用しうるよう措置されていた。実際の返済額は、表6-5にみるように、約六・四億円となっている。

(1) 「公文類聚」昭和二四年、巻四二、社会三。
(2) 同前。
(3) 昭和二四年五月一四日発言（「第五回国会衆議院外務委員会議録」第一〇号）。
(4) 同前。
(5) 同前。
(6) 昭和二四年五月一七日発言（「第五回国会参議院外務委員会議録」第六号）。
(7) 昭和二四年五月一四日発言（「第五回国会衆議院外務委員会議録」第一〇号）。
(8) 同前。
(9) 同前。
(10) 昭和二四年五月一七日発言（「第五回国会参議員外務委員会議録」第六号）。
(11) 昭和二五年一二月七日発言（「第九回国会参議院会議録」第八号）。

(12)「公文類集」昭和二六年、巻六六、財務一八。
(13)同前。
(14)大蔵省所蔵資料。
(15)同前。
(16)昭和二六年三月一五日発言（「第十回国会衆議院大蔵委員会議録」第三五号）。
(17)同前、なお、この点は、二六年三月当時大蔵省内で作成された文書（大蔵省資料Z五〇六―二九）では次のようになっている。

○返済は、国民負担の衡平の見地から、公正且つ妥当な基準に基いて行うというが、具体的にはどういうことか。在外公館等借入金は、借入が行われた当時の経緯等に鑑みれば、実質的には在外財産の処理と一体的に解決すべき性質のものであり、且つ、これと性質類似するその他の国の債務の未解決である事情よりするも、更には、他の戦争損害を被つた者との均衡や、戦時補償の打切等の一連の国内措置との権衡をも考慮すれば、これが返済は太平洋戦争による国の負担を国民が衡平に分担する見地に立つて公正且つ妥当な基準に基いて決定しなければならないと考える。尤も在外公館等借入金は戦時補償請求権等とは性質が異つているから、出来るだけ全額支払いたいと考えるが、その金額が相当巨額にのぼるものについては、今直ちに全額を支払うことは問題であつて何等かの措置を採らなければならないと思う。例えば、一定額以上は将来在外財産の問題の処理と一体的に行うとか、交付公債を使用するとかはその一つの方法であろう。しかしながら、何れにしても、借入金の総額及び個々の金額が判明しないと決定しがたい点も多いので、評価基準の審議と平行して研究致したい。

(18)昭和二六年三月一九日発言（「第十回国会衆議院大蔵委員会議録」第三七号）。
(19)大蔵省所蔵資料。
(20)同前。
(21)同前、なお、答申時の会長は舟山正吉大蔵事務次官だった。
(22)同前。
(23)昭和二六年一〇月二七日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会議録」第五号）。
(24)昭和二六年一一月八日発言（同前、第一二号）。



(25)昭和二六年一一月一日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会海外同胞引揚に関する特別委員会連合審査会議録」第一号）。
(26)同前。
(27)「第十二国会衆議院大蔵委員会議録」第一六号。
(28)二六年一〇月当時、大蔵省内で作成された文書（大蔵省資料Z五〇六―二九）から関連部分を摘記すると次の如くである。

○現地通貨と本邦通貨との間には、公定レートが存在していたにも拘らず評価基準を策定した理由如何。
現地通貨と本邦通貨との公定レートは終戦時までのものであつて、終戦後現地においては、複雑な通貨価値の変動を来しており、しかも借入は、すべて終戦時以降に行われたものであり、終戦時までの公定レートを適用することは不合理であるとして新たに評価基準が策定されたわけである。
○米価を通貨価値の比較の基準とした理由如何。米価のみによつて評価基準を定めることは、適当でないと思うがどうか。
卸売物価指数を基準とすることが本則であるが、御承知のような当時の状況の下にあつてはこれに必要な的確な資料を得ることができない事情にあつた。また、各地区間の公平を計る点から、基準は、各地域に共通のものであることが必要であることから、日本人の生活に不可欠な関係にあり、又各地域に共通して資料の得られる米価が基準として選ばれた次第である。
なお、評価の一方法として、弁済時の為替相場によることが合理的ではあるが、借入れられた通貨は、現在、殆んど廃貨であつて、このものについて、その通貨改革の変遷を辿つて、これを現在流通している通貨に換算して、本邦通貨と評価した場合、一例をあげると、儲備券――法幣――金円券（一九四八年）から、儲備券対日銀券＝八、八八八、八八八対一とか、満銀券――法幣――金円券（一九四八年）から、満銀券対日銀券＝三、七〇〇対一というような極めて不合理な結果となるので、この方法はとられなかつた次第である。
以上の通り、米を基準としたことは、全般的に考えて已むを得ないものと思う。
○一般の「外国通貨をもつて債権額を指定したときは、債務者は、履行地における為替相場により日本通貨をもつて弁済をなすことを得」と規定した民法第四百三条と本件評価方法との関連如何。
民法第四百三条の規定は意思解釈規定であつて弁済のための通貨の幣種は債務者の選択によつて決定される建前である。しかして本件借入金は、その返済の方法等の決定につきすべて政府へ委されたものであり、これを借入時における円債務と考え本邦通貨をもつて返済することとしたものである。又借入金表示の現地通貨と本邦通貨との直接の為替相場は原則

として現在存在していないので、その評価の方法として、現地の主要都市と東京における米の比較によつて評価基準を策定する方法をとることとし原則的にはこれを適用したもので、これは民法第四〇三条の趣旨に添うものと考える。

○朝鮮地域における日本銀行券を現地通貨として取り扱い、本邦通貨との間に差等を設けた理由如何。

借入時において朝鮮に流通していた日本銀行券は、鮮銀券と等価の現地通貨としての機能を有していた。また、終戦後は昭和二十年十月十五日勅令第五百七十八号「金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入制限又ハ禁止等ニ関スル件」により、その輸入は一切禁止され、これを現地における鮮銀券と同一の価値のみしか有しないものとされたこと等よりみて、鮮銀券と同様に評価することは妥当であると考える。

○満州地区について、主食を基準とする評価を採らなかつた理由如何。

現地通貨の評価は米価の比較によることが原則とされている。従つて、満州地区についてのみ例外として主食を基準とすることは、各地域間の公平を欠くことになるので他の地域と同様米価が基準に採用された。

○満州と関東州と地域について地域区分を設けた理由如何。

関東州と満州は、終戦前においては政治的にも経済的にも密接な関係にあつたが、終戦後も、当初関東州は、ソ連が、満州は、国府が支配して政治的、経済的にも隔離されその後満州が中共の治下になつてからも依然として別個の経済圏を構成していた関係から、審議会は、之を独立した地域として取扱つた。

○満州と関東州についてのみ、時期区分を設けた理由如何。

満州においては、借入期間が長期にわたり、この間の物価の変動が著しく、また関東州においては、借入の行われた期間に急激な物価の変動がありこの借入で最盛時に二つの山があるので借入金提供者間の利益に資するため、右の二地域における現地通貨については、時期区分を設けて換算率を定めることが妥当と考えられたからである。

○満州における前期が昭和二十二年三月末までであるにも拘らず、関東州における前期が昭和二十年十二月末までであるのは、どういうわけか。

満州と関東州は、借入期間中の初期と末期の物価差が甚しいので、借入金提供者の利益の公平を考慮して、時期区分がつけられている。区分の方法は、区分の時点を、借入の殆んど行われていない時期が選ばれたので、満州と関東州と借入の事情の異るため右のような結果となつているものである。

○昭和二十一年以降においては、関東州の後期と満州の前期とが重なつているが、同じ時期における同一の通貨（例、満



銀券）について、その価値の相違が甚しいのは、常識に反すると思われるが、その相違の理由如何。

関東州は満州と異なり、終戦後中共軍に引渡されるまで終始ソ連軍に占領されており、そのため満州とは経済的に隔絶されて別個の通貨改革措置が行われた。

従つて満州と関東州における満銀券はそれぞれ独自の立場で流通し、その価値の態様も異なつており、特に関東州は借入期間中に急激な物価の変動があつた。その上に借入金の借入実施状況が満州と相違する等すべての点で相違が著しいので地域毎に実状に適合させる為同一の通貨について異なる評価がなされた次第である。

○関東州においては、米は殆んど食わず、主として高粱を主食としていたにも拘らず、米を評価の基準にとつた理由如何。

各地域ともそれぞれ現地通貨の評価の基準には原則として米の価格を採ることとされている。従つて関東州についてのみ例外として高粱の価格によることは他地域との権衡上不公平と考えられる。

なお、満州における米と高粱の価格は、ほぼ、同一歩調でスライドしているようにみられるので、結果的にはあまり違わないものと考えられる。

(29) 昭和二六年一一月八日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会議録」第一二号）。
(30) 昭和二六年一一月一日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会海外同胞引揚に関する特別委員会連合審査会議録」第一号）。
(31) 同前。
(32) 同前。
(33) 「第十二国会衆議院大蔵委員会議録」第五号。
(34) 同前、第一〇号。
(35) 同前。
(36) 同前、第一二号。なお、この点は、二六年一〇月当時大蔵省内で作成された文書（大蔵省資料Z五〇六―二九）においては、次のように説明されていた。

○借入金の金額を、同一人について最高を五万円としたことは、債務額の打切と思われ、違法ではないか。

本件債務は、本来の国の債務とは異なり、在外公館等借入金整理準備審査会法による確認の手続を経て、はじめて国の債務として追認せられ、その債務額の確定と支払の方法については、その決定をこの法律に委任された、極めて特殊な債務である。而して、その債務額の確定は、さきの在外公館等借入金の返済の準備に関する法律第二条の規定の趣旨により、

国民負担の衡平の見地から、公正且つ妥当な基準によつて、なされなければならないとされている。かくの如き性質の債務であるから、この法律によつて国の確定債務額を一人当り最高五万円までとしたことは、国民負担の衡平を期する建前から妥当のものと考える。

○借入金の最高額を、五万円とした計算の基礎如何。

一人当り最高五万円の金額は、戦時補償の打切等を勘案して定められたもので、妥当な限度であると考える。

(37) 昭和二六年一一月一日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会海外同胞引揚に関する連合審査会議録」第一号）。

(38) 昭和二六年一一月二日発言（「第十二国会衆議院大蔵委員会議録」第九号）。

(39) 「第十三国会衆議院会議録」第二四号。

(40) 大蔵省所蔵資料。

(41) 昭和二七年三月二八日発言（「第十三国会参議院大蔵委員会議録」第三二号）。

(42) 同前。

(43) 昭和二七年三月二九日発言（同前、第三三号）。

(44) 吉田茂は東久邇内閣（二〇、九、一七から）、幣原内閣、第一次吉田内閣（兼任）の外相として、この問題の処理にきわめて積極的だったという（高石末吉『覚書終戦財政始末』第五巻、五五九―六一ページ）。問題解決への実質的進展が、第二次吉田内閣（外相、吉田兼任）、第三次吉田内閣（外相、二七、四、三〇まで吉田兼任）の下でみられたのも偶然ではないだろう。

なお、本文で紹介したように、両院における参考人の陳述においても、法案にたいする不満と政府にたいする不信がくり返し表明されていたが、この法律の成立後、借入金提供者から数件の訴訟が提起された。裁判で争われた主要な争点を整理すれば次の如くである（大蔵省所蔵資料）。

(一) 借入金の目的

「在留邦人の引揚費用」だったのか、「在外公館職員の生活費」ないし「連合国捕虜の解放復帰のための費用」だったのか。前者であるとすれば在留邦人が自分たちの共益費用を出しあったことになるし、後者ならば国の必要経費を貸し付けたことになる。

(二) 借入金の性格



「借入時に国の債務として成立した」ものか、「在外三法によって創設的に国の債務とされた」ものか。前者であるとすれば、返済の際の換算率が改めて問題とされ、五万円までの制限がなくなるほか、弁済期以降の延滞利息を請求できることになる。

(三) 返済額・換算率

「借入当時の換算率で支払う」べきか、「借入最盛時の現地の米価と、返済時の東京の米価を基準として換算率を定める」べきか、「借入最盛時の現地米価と東京米価を基準として換算率を定める」べきか。あとのものほど現地通貨に対して不利になる。（在外三法は最後の考え方に立つ。）

(四) 弁済期

「両当事者の引揚後六ヶ月経過すれば、遅くとも弁済期にある」と見るべきか、「在外三法によつて創設された債務だから、確認されるまで支払義務はない」と見るべきか。

(五) 違憲問題

「在外三法は、換算率を不当に低く定め、しかも五万円で打ち切った点で憲法二十九条一項に違反している」と見るべきか、「国民負担の公平を考慮しつつ国家財政の許す限度で返済しようとするもので、憲法二十九条二項に適合している」と見るべきか、あるいは「貸主に対して正当な補償をしていないから、憲法二十九条三項に違反している」と見るべきか。

訴訟の経過を一表にとりまとめると別表の如くである。

二七年から二八年にかけて提起された四件の訴訟のうち、一件は原告本人が死亡したため取下げられた。残る三件については、第一審の判決では「在外三法によって創設的に国の債務とされた」という国側の主張は容れられず、また、とくに五万円打切りの措置は憲法（二九条一項）違反だとされ、換算率も低い（朝鮮、青島分）とされるなど、ほとんど全面的に国が敗訴したが、第二審では、青島分（福田和三関係）について表見代理の成立が認められはしたが、在外三法による返済で足りるとされ、他の二件については、五万円の制限を含めて、全面的に国の主張が認められた。

その後、四七年になって、新たに一件の訴訟が提起された。第一審では、換算率については不合理ではないとされたが、五万円で打切った点は憲法（二九条二項）違反だとされ、国が敗訴したが、第二審では全面的に国が勝訴し、現在（昭和五三年末）、最高裁で係争中である。

別表　在外公館等借入金

| 地区名 | 提供者氏名 | 借入者氏名 | 借入年月日 | 借入金 現地通貨 | 換算額 | 130/100 | 返済額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 円 | 円 | 円 |
| 漢口 | 薮田卓二 | 在漢口総領事 中野　勝次 | 20. 11. 18 | 儲備券 200,000,000 | 83,333 | 108,333 | 50,000 |
| | | | | 法幣 450,000 | 37,500 | 48,750 | |
| | | | 21. 3. 13 | 関金 2,500 | 4,166 | 5,416 | |
| | | | 21. 5. 11 | 法幣 200,000 | 16,666 | 21,666 | |
| | | | 21. 5. 23 | 〃 2,000,000 | 166,666 | 216,666 | |
| 広東 | 武田　巌 | 特命全権公使 田代　重徳 | 20. 11. 19 | 法幣 300,000 | 25,000 | 32,500 | 32,608 |
| | | | 21. 3. 13 | 〃 1,000 | 83 | 108 | |
| 青島 | 福田和三 | 在青島総領事 喜多　長雄 | 20. 12. 26 | 連銀券 1,000,000 | 10,000 | 13,000 | 13,000 |
| 朝鮮 | 坂本幹平（博川） | 博川居留日本人会長 坂本　幹平 | 21. 7. 10 | 鮮銀券 72,000 | 48,000 | 62,400 | 50,000 |
| | 野崎与七（新義州） | 新義州日本人世話会々長 朝来野甚平 | 20. 11. 23 | 鮮銀券50,000 | 33,333 | 43,333 | 50,000 |
| | | | 21. 2. 11 | 〃 2,000 | 1,333 | 1,733 | |
| | | | 21. 2. 14 | 〃 1,000 | 666 | 866 | |
| | | | 21. 3. 20 | 〃 800 | 533 | 693 | |
| | | | 21. 5. 30 | 〃 1,900 | 1,266 | 1,646 | |
| | | | 21. 6. 10 | 〃 4,000 | 2,666 | 3,466 | |
| | | | 21. 7. 10 | 〃 19,903 | 13,268 | 17,249 | |
| | | | 21. 8. 6 | 〃 2,000 | 1,333 | 1,733 | |
| | | | 21. 9. 30 | 〃 2,000 | 1,333 | 1,753 | |
| 天津 | 藤沢由男 | 特命全権公使 楠木実隆代理 天津総領事 太田　和甫 | 20. 12. 11 | 連銀券 1,000,000 | 10,000 | 13,000 | 14,950 |
| | | | 21. 2. 4 | 〃 150,000 | 1,500 | 1,950 | |
| 青島 | 入山利一 | 在青島総領事 喜多　長雄 | 20. 10. 30 | 連銀券 2,000,000 | 20,000 | 26,000 | 50,000 |
| | | | 20. 10. 31 | 〃 5,000,000 | 50,000 | 65,000 | |
| | | | 20. 11. 1 | 〃 3,000,000 | 30,000 | 39,000 | |
| | | | 20. 11. 8 | 〃 1,500,000 | 15,000 | 19,500 | |



訴訟関係

| 返済年月日 | 訴訟経過 訴の提起年月日 | 第一審 | 控訴人 | 第二審 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 29. 12. 9 岡山地方法務局笠岡支局へ5万円供託 | 27. 5. 28 | 31. 3. 17 | 原告及国（被告） | 44. 12. 25 | （第二審判決要旨）<br>・終戦時の外務大臣の訓電による在外公館の借入金は，あらかじめ大蔵大臣からの委任もなく緊急措置とし自らの責任において行なったことにとどまるから，国の消費貸借上の債務とはならない．<br>・国において債務の内容の決定及び履行の方法を定めた在外公館等借入金返済実施法第4条の定めるところに従い支払を了した以上借入金につき負担した国の債務はすべて消滅した．<br>・換算方法は合理的である． |
| 27. 7. 28 日銀長崎支店において支払済み | 27. 5. 28 | 31. 3. 17 | 原告及国（被告） | 44. 12. 25 | |
| 29. 10. 29 大阪法務局岸和田支局富田林出張所へ供託 | 28. 9. 18 | 33. 1. 25 | 原告及国（被告） | 42. 3. 30 | ・総領事の借入れは表見代理が成立する．<br>・在外三法に基づく返済は，当事者の意志に合致したものである．<br>・換算率は合憲（29条）である． |
| 27. 7. 14 日銀八幡代理店において支払済み | 27. 11. 8 | 31. 3. 17 | 国（被告） | 44. 12. 25 | ・日本人世話会のなした在鮮邦人引揚援護資金の借入は，国にとって債務負担の承認，委任，事務管理のいずれにも当らない．<br>・在外公館等借入金整理準備審査会法にいう借入金の確認は，政府が借入金を別に法律の定めるところに従い且つ予算の範囲内において国の債務として承認することをいい，在外公館，邦人自治団体等の借入金債務の引受けではない．<br>・国が在外公館等の借入金の返済の実施に関する法律の定めるところに従い支払を了した以上借入金につき負担した国の債務はすべて消滅した．<br>以上3件二審で判決確定 |
| 27. 6. 25 日銀長尾代理店において5万円支払済み | | | | | |
| 27. 7. 5 日銀高松支店において支払済み | 27. 7. 31 | 32. 7. 23 民訴第238条により取下と看做される（本人死亡） | | | |
| 27. 7. 24 日銀愛知県一宮代理店において支払済み | 47. 7. 14 | 49. 4. 19 | 原告及国（被告） | 52. 8. 31 | ・総領事に金銭借入権限はない．<br>・特別法で支払済である．<br>・特別法は妥当な内容をもった法律であるが，立法政策上の当否が問われることはあっても違憲判断の対象にならない． |